日野市議会会議録

昭和58年第3回定例会

第22号～第29号

9 月 16 日開会

10 月 8 日閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館
☎81－7354
14 32 242

1432242

昭和58年 第3回定例会日程

9月16日	（金曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、審査報告、議案上程
9月19日	（月曜日）	議案上程、請願上程
9月20日	（火曜日）	一般質問
9月21日	（水曜日）	一般質問
9月22日	（木曜日）	一般質問
9月26日	（月曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
10月7日	（金曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
10月8日	（土曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

昭和 58 年
第3回定例会

日野市議会会議録目次

○ 9 月 16 日　金曜日（第1日）

出　席　議　員 …… 1

欠　席　議　員 …… 1

出　席　説　明　員 …… 2

議　事　日　程 …… 2

開　　会 …… 5

会議録署名議員の指名 …… 5

会　期　の　決　定 …… 5

行　政　報　告 …… 6

諸　般　の　報　告 …… 65

（請願審査報告）　　（建設委員会）

請願第５７－３１号　私道舗装に関する請願 …… 65

請願第５７－４６号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願 …… 65

請願第５８－　９号　京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願… 66

（設　置　選　任）

日野市議会昭和５７年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について …… 74

日野市議会昭和５７年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について …… 74

（議　案　上　程）

日程第１０　議案第６２号　昭和５７年度日野市一般会計決算の認定について …… 74

日程第１１　議案第６３号　昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 77

日程第１２　議案第６４号　昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について …… 77

日程第１３　議案第６５号　昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 77

日程第１４　議案第６６号　昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 77
日程第１５　議案第６７号　昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 77
日程第１６　議案第６８号　昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 77
日程第１７　議案第６９号　昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 77
散　　会 …… 80

○ ９ 月 19 日　月曜日（第２日）
出　席　議　員 …… 81
欠　席　議　員 …… 81
出　席　説　明　員 …… 82
議　事　日　程 …… 82
開　　議 …… 85
（議　案　上　程）
議案第　７０　号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について… 85
議案第　７１　号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について…… 85
議案第　７２　号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について… 85
議案第　７３　号　日野市心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 85
議案第　７４　号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について… 85
議案第　７５　号　昭和５８年度日野市一般会計補正予算について（第３号）…… 102
議案第　７６　号　昭和５８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第１号） …… 153
議案第　７９　号　昭和５８年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号） …… 153
議案第　８１　号　昭和５８年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）…… 153
議案第　７７　号　昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第２号）…… 159
議案第　７８　号　昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号）…… 159
議案第　８０　号　昭和５８年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号）…… 159
議案第　８２　号　町区域の変更について …… 172
議案第　８３　号　市道路線の一部廃止について …… 172
議案第　８４　号　市道路線の廃止について …… 172
議案第　８５　号　市道路線の認定について …… 172
議案第　８６　号　日野市教育委員会委員の任命について …… 181
（報　告　事　項）
報告第　４　号　交通事故（日野市大字日野６０２１番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について …… 182
報告第　５　号　昭和５７年度日野市土地開発公社決算の報告について …… 185
（請　願　上　程）
請願第５８－１６号　道路舗装と架橋、側溝設置に関する請願 …… 188
請願第５８－１７号　１級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願 …… 188
請願第５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願 …… 189
散　　会 …… 189

○ ９ 月 20 日　火曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 191
欠　席　議　員 …… 191

出　席　説　明　員 …… 192
議　事　日　程 …… 192
開　　議 …… 193
（一　般　質　問）
古賀俊昭議員
1. 4,０００万円退職金制度は、何時になったら是正するのか …… 193
2. 有給夏休み（ヤミ夏休み）の再検討を …… 213
3. 職員研修の中に「民間企業への派遣」を …… 216
4. 高齢化社会対策のうち、災害・火災時のひとり暮し老人等への対応について… 216
飯山　茂議員
1. スポーツ施設の充実について …… 216
馬場繁夫議員
1. 財政の合理的運営について …… 230
2. 水環境浄化対策について …… 238
3. 障害者対策について …… 245
藤林理一郎議員
1. 生活環境整備について問う …… 251
2. 市内循環バス運行計画について問う …… 261
竹ノ上武俊議員
1. 市民会館完成後の使用料について、いまから市民参加で検討せよ …… 269
2. 市職員採用の年齢制限は緩和すべきではないかと問う …… 275
3. 京王バスの乗客サービス改善策を促進させよ …… 283
4. パートで働く市民の課税最低額を年収１２０万まで引き上げる世論づくりを … 286
籏野行雄議員
1. 日野市財政を考える …… 292
散　　会 …… 310

○９月２１日　水曜日（第４日）

出　席　議　員 …… 311
欠　席　議　員 …… 311
出　席　説　明　員 …… 312
議　事　日　程 …… 312
開　　議 …… 315
（一　般　質　問）
板垣正男議員
1. 神明上都市下水路の事業促進による水害解消について …… 315
2. 児童施設の応急対策について …… 324
古谷太郎議員
1. 市内河川の浄化対策について …… 326
2. 昭和５９年度公共汚水下水路設置計画について …… 350
3. 老人の保健と幸福のために、老人ホーム、リハビリセンター、老人保健病院の設置 …… 350
4. 超過密小・中学校対策（特に３中） …… 350
5. 簡易水洗浄化槽対策 …… 350
谷　長一議員
1. 郷土資料館建設について …… 350
2. オリエント時計周辺道路整備を市はどう考えているか …… 365
馬場弘融議員
1. 受託水道事業の現状について …… 370
2. 日野市政に夢をもたせよう（後世に残しうる施策を） …… 378
福島敏雄議員
1. 退職金について基本的な見解を問う …… 393
2. 市民サービス向上、職員の負担軽減のための電算化ＯＡ化は積極的にすすめよ 404
散　　会 …… 416

○ 9 月 22 日　木曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 417
欠　席　議　員 …… 417
出　席　説　明　員 …… 418
議　事　日　程 …… 418
開　　議 …… 419
（一　般　質　問）
鈴木美奈子 議 員
1. サラ金悲劇から市民を救済するために問う …… 419
2. 多摩平、第一幼稚園の２年保育の実施について …… 430
川 嶋　博 議 員
1. 日野市の行政改革について …… 435
小 山 良 悟 議 員
1. 子供会の育成に努力せよ …… 446
2. 高齢者の生きがいづくりに努力せよ …… 459
橋 本 文 子 議 員
1. 固定資産税の不公平減免を徹廃せよ …… 465
2. 人工肛門、人工膀胱装具、医療用酸素扶助費について …… 477
3. 障害児の判定基準について問う …… 481
4. 各種委員会、審議会に女性を積極的に起用せよ …… 485
小 俣 昭 光 議 員
1. 学童クラブの充実について …… 488
散　　会 …… 496

○ 9 月 26 日　月曜日（第6日）
出　席　議　員 …… 497
欠　席　議　員 …… 497
出　席　説　明　員 …… 498
議　事　日　程 …… 498
開　　議 …… 501
（一　般　質　問）
中 山 基 昭 議 員
1. 東平山、西平山地域の生活課題への対応と促進を …… 501
2. 請願・陳情を先取りしての行政の推進を …… 523
夏 井 明 男 議 員
1. 地震対策について問う …… 526
2. 市民の健康対策の今後を問う …… 533
3. 高齢化社会に向けての日野市の対応策を問う …… 540
米 沢 照 男 議 員
1. 政府の開発、建築規制緩和策についての市の対応は …… 549
2. みなみヶ丘住宅の空地の除草について …… 557
一ノ瀬　隆 議 員
1. 0.1 平方メートル運動の推進をはかれ …… 564
2. たばこの害から健康を守ろう …… 564
高 橋 通 夫 議 員
1. 潤徳小北浅川架橋について …… 576
（請　願　上　程）
請願第５８－１９号　合成洗剤使用の規制を求める請願 …… 584
請願第５８－２０号　優生保護法「改正」に反対する請願 …… 584
請願第５８－２１号　優生保護法改「正」についての請願 …… 584
請願第５８－２２号　健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願 …… 584
請願第５８－２３号　老人医療費無料制度実施の促進をねがう請願 …… 585
請願第５８－２４号　循環バスに関する請願 …… 585
請願第５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願 …… 585
請願第５８－２６号　日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情 …… 585

散　　会 …… 586

○10月 7 日　金曜日（第7日）

出　席　議　員 …… 587

欠　席　議　員 …… 587

出　席　説　明　員 …… 588

議　事　日　程 …… 588

開　　議 …… 595

（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建設委員会）

議案第　75　号　昭和58年度日野市一般会計補正予算について（第3号） …… 603

（厚生委員会）

議案第　70　号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について… 616

議案第　71　号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について…… 616

議案第　72　号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について… 623

議案第　73　号　日野市心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 623

議案第　74　号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について… 623

議案第　76　号　昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号） …… 625

議案第　79　号　昭和58年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号） …… 625

議案第　81　号　昭和58年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号） …… 625

（建設委員会）

議案第　77　号　昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第2号） …… 626

議案第　78　号　昭和58年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号） …… 626

議案第　80　号　昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第1号） …… 626

議案第　82　号　町区域の変更について …… 627

（緊急質問）

陳情者の意向に反した陳情書の不当な取り扱いとでたらめな境界の立ち会いについて…… 628

会期の延長 …… 648

（議案審査報告）　（建設委員会）

議案第　83　号　市道路線の一部廃止について …… 649

午後11時39分休憩、後再開に至らず延会 …… 651

○10月 8 日　土曜日（第8日）

出　席　議　員 …… 653

欠　席　議　員 …… 653

出　席　説　明　員 …… 654

議　事　日　程 …… 654

開　　議 …… 659

（議案審査報告）　（建設委員会）

議案第　83　号　市道路線の一部廃止について …… 659

議案第　84　号　市道路線の廃止について …… 675

議案第　85　号　市道路線の認定について …… 694

（一般会計決算特別委員会）

議案第　62　号　昭和57年度日野市一般会計決算の認定について …… 695

（特別会計決算特別委員会）

議案第　63　号　昭和57年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について… 718

議案第　64　号　昭和57年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について… 718

議案第　65　号　昭和57年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について…… 718

議案第　66　号　昭和57年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について…… 718

議案第　67　号　昭和57年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について… 718

議案第　６８　号　昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について… 718
議案第　６９　号　昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について…… 718
（請願審査報告）
（総務委員会）
請願第５８－１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願 …… 725
（厚生委員会）
請願第５８－１１号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願 …… 726
請願第５８－２３号　老人医療費無料制度実施の促進をねがう請願 …… 727
（建設委員会）
請願第５８－１６号　道路舗装と架橋、側溝設置に関する請願 …… 727
（総務委員会）
請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情 …… 728
請願第５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願 …… 728
請願第５８－２４号　循環バスに関する請願 …… 728
（文教委員会）
請願第５７－　６号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願 …… 729
請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願 …… 729
請願第５７－５６号　図書館の夜間開館に関する陳情 …… 729
請願第５７－６４号　中学校通学区域変更に関する陳情 …… 729
請願第５８－１２号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願 …… 729
請願第５８－２６号　日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情 …… 729
（厚生委員会）
請願第５７－５８号　優生保護法「改正」に反対する陳情 …… 729
請願第５７－６３号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情 …… 729
請願第５７－６７号　優生保護法「改正」に反対する請願 …… 729
請願第５８－　６号　優生保護法「改正」に反対する請願 …… 729
請願第５８－１９号　合成洗剤使用の規制を求める請願 …… 729
請願第５８－２０号　優生保護法「改正」に反対する請願 …… 729
請願第５８－２１号　優生保護法改「正」についての請願 …… 729
請願第５８－２２号　健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願 729
（建設委員会）
請願第５７－２７号　水害等対策に関する請願 …… 730
請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願 …… 730
請願第５７－３８号　住宅環境保全に関する請願 …… 730
請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願 730
請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願 …… 730
請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願 …… 730
請願第５７－６０号　１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願 …… 730
請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 730
請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 730
請願第５８－１７号　１級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願 …… 730
請願第５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願 …… 730
（中間報告）
特別委員会中間報告の件 …… 730
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 731
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 732
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 732
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 732
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 732

（請　願　上　程）

請願第５８－２７号　昭和５７年４月２１日、㈱新日本エンタープライズより、日野市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設（誘致）は勿論、自然破壊の伴なう土地利用の総てをなすべきでない。また、取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情 …… 733

請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願 …… 733

請願第５８－３０号　社会福祉法人助成額の改訂並びに助成条件の変更についての請願 734

請願第５８－３１号　二中校庭の夜間照明施設設置に関する請願 …… 734

請願第５８－２８号　市道一部廃止についての陳情 …… 734

（議　案　上　程）

議員提出議案第２６号　都立高校の新設促進に関する決議 …… 735

議員提出議案第１７号　大韓航空機撃墜事件に関する意見書 …… 735

議員提出議案第１８号　健康保険制度改悪に反対する意見書 …… 736

議員提出議案第１９号　都営住宅家賃値上げ計画の撤回を求める意見書 …… 736

議員提出議案第２０号　私鉄運賃値上げに反対する意見書 …… 736

議員提出議案第２１号　勤労者に対する大幅減税の早期実施を要求する意見書 …… 737

議員提出議案第２２号　人事院勧告の早期完全実施に関する意見書 …… 737

議員提出議案第２３号　田中元首相に対する有罪判決の場合の議員辞職を要求する決議 737

議員提出議案第２４号　南平８丁目の公共用地取得に関し、森田喜美男市長並びに赤松行雄土地開発公社理事長の自己譴責を求める決議 …… 738

議員提出議案第２５号　「外国人登録法」の改正を求める意見書 …… 738

議員提出議案第２７号　食品添加物の指定品目拡大に反対する意見書 …… 738

閉　　会 …… 739

９月16日　金曜日　（第１日）

昭和58年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第22号）

9月16日　金曜日（第1日）

出席議員　（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　佐久間竜美君

議事日程

昭和58年9月16日（金）

午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	行政報告
日程第4	諸般の報告

（請願審査報告）　（建設委員会）

日程第5	請願第57－31号	私道舗装に関する請願
日程第6	請願第57－46号	下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願
日程第7	請願第58－9号	京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願

（設置選任）

日程第8	日野市議会昭和57年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について
日程第9	日野市議会昭和57年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第10	議案第62号	昭和57年度日野市一般会計決算の認定について
日程第11	議案第63号	昭和57年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第12	議案第64号	昭和57年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
日程第13	議案第65号	昭和57年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第14	議案第66号	昭和57年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第15	議案第67号	昭和57年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第16	議案第68号	昭和57年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
日程第17	議案第69号	昭和57年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から第17まで

午前１０時１４分開会

○議長（石坂勝雄君）　これより昭和５８年第３回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２７名であります。

次に日程第１、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第７０条の規定により議長において指名いたします。

２７番　奥　住　芳　雄　君

３０番　高　橋　通　夫　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　議会運営委員会の報告をいたします。

去る９月の１３日、午後、議会運営委員会を開催いたしました。その結果、第３回定例会の日程は、本日９月１６日より１０月７日まで２２日間と決定をいたしました。

なお、今回は昭和５７年度の一般会計及び特別会計の決算がございますので、日程的には長くなる、とこういうことでございます。

そういう中で、本日、本来ならば行政報告、諸般の報告でございますが、特に御協力をいただきまして、本日は審査報告、それから議案の一部上程とこういうふうに御協力願いたいと、かように思うわけでございます。

なおまた、一般質問は２１名出されておりますが、４日間ということでぜひとも御協力を願いたいと、かように思うわけでございます。

その他の日程につきましては、お手元に配付されている書類で御確認願いたいと、かように思うわけでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から１０月７日まで、期日２２日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より第３回定例市議会を開かせていただきます。御審議につきまして何分ともよろしくお願いをいたします。

行政報告といたしましては６月議会以降、今定例会の間の主要な事項について、私から４点の報告をさせていただきます。

第１の報告は、市長会の東京都予算編成（５９年度）に対する要望についてであります。このことにつきましては、東京都市長会でまとめ、９月初め、都の予算編成期に先立ち、毎年行っているところであります。お手元に配付いたしております資料をもって報告にかえさせていただきたいと存じます。

２番目の報告は、一般廃棄物最終処分場の問題解決についてということであります。今日まで関係９市の東京都市廃棄物処分地管理組合羽村最終処分地の使用期間は、昭和５５年１１月１日より５８年１０月３１日までの３カ年の協定となっております。その後は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分地管理組合による日の出町谷戸沢に建設中の最終処分場の使用開始につながることで問題なく移行する手はずでありました。

ところが、広域処分組合において、事業開始が６カ月遅延をしましたため、５カ月間の空隙の問題が生じておりました。羽村町に埋立期間の延長を申し入れて折衝を重ね、このほど羽村町及び地元自治会とも５カ月間の期間の延長と、投棄終了後の維持管理について合意に達しました。それによって問題が解決することになったものであります。

なお、この期間延期の協定の中に、事後の管理費として、１億円を９市が負担する条件が付されておりますことを、この際御了承いただきますよう報告する次第であります。

3.　市内循環バス路線の運行について、御報告をいたします。

かねてより市民要望がきわめて高く、また、市政の重要懸案でもありました、市内循環バス路線の件については、１・３・２架橋など道路要件の整ったことを機会に、市内バス運行の免許を持つ京王電鉄株式会社と交渉を始めております。現在のところ、市の提示した条件について実施可能との反応を得ております。

要件としては、指示する循環路線を小型バス車輌により、適当な時間間隔で往路、復路の８の字形、算用数字の８の字形の運行をすることを考え、また、料金については単一料金をとりたいと考えております。

バス運行の、この対応形態については、補助金を支出する方法と、市が循環バス運行業務を京王帝都電鉄に委託する方法が考えられますので、今後の交渉の中で決定していきたいと考えております。

また、運行開始の時期については早期実施を目指しておりますが、目途としては来年４月ごろになるものと考えられます。（「コースが違うぞ、コースが、全然コースがなってない、そんなコースがあるか」と呼ぶ者あり）

第４番　これは追加でございますが、「市の鳥」の制定について御報告をいたします。

すでに広報等で御案内のとおり、去る６月以来「市の鳥」制定への取り組みを進めてまいり、過日９月２日には、日野市の「市の鳥」検討委員会から答申をいただいております。

鳥の名は、「カワセミ」と推薦をされております。９月１２日付告示行為によって制定手続をとりましたので御報告を申し上げます。

ちなみに、市政１０周年の際には市の木を「かし」、市の花を「きく」と制定をしております。

「市の鳥」の制定は、市政２０周年の記念事業とするものでありますことを申し添えます。

以上をもって、私から４点の報告を申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　次に助役から報告を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　助役からの行政報告を申し上げます。２件でございます。

最初に市民プールの施設についてでございますけれども、浅川の左岸駒形に設置されてございますところの市民プールは、昭和４８年、浅川河川敷の借地に開設されました。毎年多くの市民に親しまれている施設でございます。

この施設が所在する河川敷の占用許可につきましては、従来５年間隔で河川敷の占用許可を建設省からいただいておるわけでございますけれども、ここへまいりましてから１年おきの占用期間というふうなこきざみな状態になってきておるわけでございます。

これにつきましては、駒形のプール敷地の中に、プールが築堤計画線内に施設の一部角が当たる、とこういうふうな状況の中から占用許可が１年というふうな、短縮されているような状況でございます。

本年度の占用許可に当たりましても、７月の初旬でございますけれども、京浜工事事務所へまいりまして、占用許可のお願いをしたわけでございますけれども、１年、本年だけの１年だけの占用許可が下りてきておるわけでございまして、その占用によりまして、プールの、要するに使用の開始ができておるわけでございます。

それで昨年５７年度、１０号台風、１８号台風というふうな状況でございまして、浅川の堤防を駒形で１メーターかさ上げするというふうな築堤工事が計画されておるわけでございます。

その築堤工事に支障のないようなプールを、要するに築堤外に移設する必要があるわけでございます。２５メーター、５０メーター、あるいは幼児用プールとも、多少築堤内に角が当たるというふうな状況でございます。

ここ、１、２年のうちに市としましては至急にこれらのプールを築堤に当たらない形に移設するというふうな処置が必要なわけでございます。

現在、これらの築堤計画にあわせまして、所管の担当でもって、要するに移設の計画を検討しているところでございます。そのように市民プールにつきましては、御承知賜りたいと思います。

市民の使用に支障を来たさないようシーズンオフの期間を使いまして、プールの、要するに移築を行うと、こういうものでございます。

２番は、市の職員の退職金の是正でございます。議員さんのお机のお手元に、退職金についての改正計画ということで刷ったものを差し上げておるわけでございます。

日野市の退職金といいますのは、117ヵ月、勤続４０年で117ヵ月というふうな高率なものになっておるわけでございます。至急改正する必要があるわけでございまして、１番に印刷してございますように、昭和５８年度には、本年でございますけれども勤続３８年で117ヵ月を98.95ヵ月、約１８ヵ月ダウンさせていく、５９年におきましては、３６年勤続をしまして、上限としまして８９ヵ月、６０年には勤続３５年で８０ヵ月の、まず第１段階として、都並みの退職金レベルに改正していく、こういうものでございます。

それから、第２番目としまして、女子職員に対する結婚、出産退職の特例があるわけでございます。これは、普通退職の５０％増というふうな条件でございますけれども、これを今年限りで廃止していきたい。

それから、５８年度の勧奨退職につきましては、事務職員につきましては６０歳、従来どおりの年齢でございますけれども、現業につきましては、現状６５歳が、要するに勧奨年齢になっておりますので、これを当初５８年度で６０歳に近づける一つの手段としまして、５８年の現業員の勧職は６３歳、６４歳、６５歳とする。こういうものでございます。

４番目につきましては経過規定でございますけれども、６０年の３月３１日に法律によるところの定年制が施行されるわけでございます。

これに伴いまして、現行の勧奨退職制度を一度受けた者については、定年退職、要するに定年退職の特例を受けたというふうなことにみなしまして、適用するのは普通退職の条項だけを適用すると、こういうふうなものでございます。

それで市の退職金の引き下げについては、東京都市長会の一定基準というものが設けられておるわけでございます。俗にガイドラインといわれておるわけでございますけれども、それを配慮しながら、特に問題となっています日野市の勧奨退職金の改正が急務でございますので、３年間に限って、このような他市から見ますと、他市の場合は、１年間に４ヵ月とか、あるいは多くても５ヵ月というふうなダウンでございますけれども、日野市の場合には117ヵ月でございますので、さっき言いましたように、まず最初の年に１８ヵ月、それから２年、3年と10ヵ月ずつ下げていくと、このような改正案を８月４日、市職員組合に申し入れた次第でございます。

それで、こういうふうな内容になっておるわけでございますけれども、基本的な考え方としましては、助役会案として市長会において承認されました、さっき言いましたガイドライン、このガイドラインに沿って今後進めていく。日野市がここで３ヵ年間に限って提案しましたのは、他市に比べ急激な下降線を是正としてとらざるを得ませんので、職員の理解、こういう面を考えまして、まず３年間に限ってこれを提案したわけでございます。

これに続きまして、助役会は、昭和６２年には７５ヵ月というものを志向しておるわけでございます。そして、助役会なり市長会の最終は、国並みでございます。東京都以外の大都市近郊におきましての、要するに退職金の是正の方向というのが大体、国並みを志向し、５年以上の年月をかけて、国並みに近づけていくというふうな通例になっておりますので、助役会の方

向としてもそういう方向をとっておるわけでございます。

日野市としましても、これにならいまして国並みの是正を図っていくという第１段として、３年間を提案しておるわけでございまして、その８月の４日に組合に申し入れました退職金是正の現状を報告申し上げる次第でございます。

それで、お手元に配ってございますところの改正計画の第１点の一番最初に、勧奨等の退職と、こうなっております。

これは、６０年までは、勧奨でございますけれども、６０年以降は助役会市長会の中では、定年の退職ということを意味するわけでございまして、ここに勧奨等の退職という表現になっておるわけでございます。

以上、概略でございますけれども、プールの移設と、それから職員の退職金の是正につきまして、御報告申し上げる次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般についての質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君）　助役の方から御説明がありました市民プール施設についてのことでございますが、堤防をつくるために移設をするというふうなことでございますが、話によりますと５０メーターのプールがいままであったわけですけれども、それがとれないというふうな、５０メーターのプールができないんだというふうなお話を聞いたんですけれどもその辺はどういうふうなことになっているか。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、滝瀬敏朗議員さんの御質問に対しましてのお答えでございます。

ただいまの質問によりますと今度の築堤計画によりまして、５０メートルプールができなくなるんじゃないかというふうな御質問でございます。

今度の築堤計画によりますと、市民プールのかかる部分は、約７２０平米ほどが築堤工事にかかるわけでございます。

そういたしますと、確かに５０メータープールの先端の部分がかかってまいります。そこでこの大プールにつきましては、当然築堤計画に基づきまして移設をするわけでございますけれ

ども、先ほどもちょっと助役の方からのお答えのございましたとおり、何とかひとつ、この５０メータープールにつきまして教育委員会といたしましては、いろいろと記録会等ございますし、市民に親しまれているプールでございますので、今後の段階におきまして、この５０メータープールがぜひ新しく移設できるような方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　突然の報告でございますから、いろいろ御不信があるのは当然だと思っております。

今、駒形計画全体を親水公園というふうな位置づけで、その中にプールも取り入れる、そのような検討をいたしております。

もちろん、５０メーターコースがないプールでは記録等の面でも不完全でありますから、十分整った楽しいプールにしたいと、このようには基本的には考えております。

あと、具体的な現地に合わせる設計は、もうしばらく猶予いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君）　前向きに検討するということで了解をするわけでありますが、今年のプールの利用等を見てまいりますと、多いときには3,０００人、あるいは4,０００人というふうな、市民の方々が利用しているわけでありますから、ぜひそういう方向で考えていただきたい、強く要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　１点行政報告の中の市職員退職金の改正についてという点について説明をいただきたいと思います。

基本的には２６市の市長会において、今、マスコミ等で騒がれ、あるいは当市の市議会でも大変問題になっておりますこの問題についての指摘を強くされる中で、見直しということだろうと思うんですけれども、これらの見直しのどの部局と具体的な交渉をしてきたのか、その辺を御説明いただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　交渉の相手方といたしましては、職員組合でございます。８月４日に一応提示をいたしまして、それから数回にわたりまして、事務折衝を重ねている段

階でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　交渉相手は職員組合ということであります。私はかねがね思うんですけれども交渉相手を職員組合、当然職員組合が対象になるんだろうとは思いますけれども、この、いままでのいわゆる歴史的な経過を踏まえてみても今回の見直しについて私どもとしても現在の経過の中で不満といいますか、指摘せざるを得ないという点が１、２あるわけであります。と申しますのは、ただいまの助役の説明あるいは聞き及ぶところによりますと、これを改正することによって、確かに指摘するように117ヵ月という最高退職金額の是正を図るということが主目的である中で、いわゆる通し号俸があるがゆえに、基本給１本の退職制度になるということだそうであります。となりますと、一般職員も、いわゆる役職職員も、同一の退職金制度であるということになりますと、私は再三指摘しておりますように、本来、部長には部長なりの、課長には課長なりの役職制度の退職加算というものがあってしかるべきである。それがひいては職員の士気の高揚にもつながりますし、市民のサービスにもつながるんだということを申しておったんですが、この、私の今、申し上げた基本給１本の退職制度であるのかどうか、私は現在具体的に、まだ説明を受けておりませんので、もしそうならばそうだと、そうでなければそうでないというお答えをまずいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　助役会の小委員会というものを市長会の中で承認されまして、ガイドラインとなっております。その目指すものは本俸だけを要するに退職金の算定基礎にする、従来どこの市でも入っておりますところの調整手当だとか、本俸はもちろんでございますけれども、本俸のほかに調整手当、それから勤続加算、そういうもの等も入っておるわけでございますけれども、是正の過程で、最終的には国並み、本俸だけにすると、こういう案でございます。

日野市の場合も、そういう案に市長会、全体の志向としまして従っていきたい、こう考えておるわけでございます。

この３ヵ年だけの案でございますけれども、具体的に申し上げますと、従来どおり９％の調整手当も入っております。それから役職員の加算も入っております。

やはり、これを是正するという段階におきましては、御指摘のような配慮を加えていく必要

があるというふうに考えておるわけでございまして、その中から今回は、月数だけの是正ということでございます。月数だけの是正で、高額をなるべく引き下げていくという面からいきますと、月数の是正がきつくなるわけでございます。

その月数の是正に、この３ヵ年間の案の中では要するに調整手当も入っております。

それから、役職職員に対する加算も入っておるわけでございます。いずれはこれを国家公務員は調整手当が入っておりません。国並みということになりますと月数だけでは63,525というまだ、この月数は動くようでございますけれども、現状では63,525と、要するに月数というのは調整手当が入っておりません。いずれ国並みというからには、数及び手当の面においても、市長会の案にならっていくということになるかと思います。

それで、市によりましては、勧奨の月が７月だということで、早く本年だけの案を取りまとめているところもあるようでございますけれども、市長会全体としては、やはり、ガイドラインに沿った、大きな、要するに退職金是正の流れが形づけられているようでございますので、日野市もそれに沿っていくという考え方でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　本俸のみの退職金の算定であるが、３ヵ年に限って調整手当、勤続手当を加算していくというならば、長い目でみれば本俸のみということになるわけでありますけれども、私は、この役職加算というものを先ほど申した裏に、冒頭申したように通し号俸制、通し号俸制が現存としてある中に、これらのいろいろと問題点が含まれておる、伏線として入っておる、この制度を根本的に調整、あるいは改めなければ本来のすっきりとした給与制度というものはできないんではないか、こう思うんであります。

したがって、このわたり制度、通し号俸制度というものを基本的に改めて、こういうものを導入する意思があるのかどうか。この際せっかく見直すいい機会でありますので、通し号俸制を改めた中でこういったものを組み入れていく、改善していくということが最も好ましい姿だと私はかねがね申しておるとおりでありますが、その点改善する意思ありやなしや、その点についてお答えをいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げます。給与制度の改正ということは、突入する場合には簡単に突っ込めるわけでございますけれども、改正ということになりますと、

大作業でございます。数年間を要する、というような計画の上にのって、是正していかざるを得ない、このように考えておるわけでございます。

そういう計画にのった中で改正の手だてを講じていかざるを得ないだろう、そういうふうに考えておるわけでございます。

職員の中には、現在は、いままでの高額退職金というのは定年制というものがございませんので、どうしても金を積んでやめてもらう。あるいは、１年、２年いれば、１年間６００万、７００万になるんだから、２年間がんばってやめなければ1,４００万もらえるんだと、こういうふうな考え方の、反射作用として高額の退職金が生まれてきたわけでございます。

それで、同じ定年制という、民間と同じような、要するに環境になってまいりますと、要するに勧奨に対する物の考え方、金額の考え方も私は公務員の中では大きく改まってくるではないだろうかと、そういう環境改善も手伝わない限り、むりやりに下げるということではなしに、そういう環境の要するにかわり、要するに意識のかわり、理解が進むということによって改正していくんだと、それから、職員の中にはおっしゃるとおり、金額そのものじゃないんだと、分け方に等しからざるを憂える、こういうふうな評価もあるのは私十分存じております。

そういう点についてはきもに命じておるわけでございまして、今年３年間は月だけにしたのがそこにあるわけでございます。

今後検討していかざるを得ない、大きな、要するに問題点だというふうに理解しております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　現在のところ、それを根本的に改めるという基本的な考えが、ないようであります。

私は、この質問をする根本は、やはり市政を市民のために基本的に、能率的に、効率的に運営するということは、やはり、部長、あるいは課長、係長という系列に従った機能が十分に果して市民サービスというものの向上というものがあるんだろうと思います。

そういう中で、何ごとにつけても顔を職員組合にのみ向けてて、本当に部長はどうか知りませんけれども、恐らく部長もそうだろうと思うんですが、課長等の意見を全くといっていいほど吸い上げてない。根本の問題、仕事の上ではコミニュケーション多少あるかもしれませんけれども、基本的にできていないんであります。不平不満たらたらであります。そういった、せっかく苦労されて職務についておられる方々の心のうち、一体どういう不満がうっせきしているのかどうか、ということを基本において、一番苦労されているわけであります。そういったことを念頭に置いて、これは民間会社ならあたりまえのことなんです。

だれだって一歩でも前進しよう、一歩でも仏さま、神さまに近づこうと、われわれだって努力しているんです。悪い方向へ進もうなんて思っている者はだれもいない。

そういった地位について人間というものは能力が発揮できますし、手腕も発揮できる。そこに事務事業の改善が図れる、そういった導入制度といったものを早くしてあげなければ、本当の活性化というのはできないんだということはかねがね申し上げているとおりなんです。

どうかこれらを改善するについて、今申し上げたように、通し号俸制度の根本的な見直しと同時に、どうか、部長課長、特に課長等の意見を心の中をよく聞いてあげてもらいたい。要素があるんです、いろいろと、市政に対する不満が。そういったことを基本にぜひ取り入れてもらいたいということを申し上げて終ります。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　最初に市民プールのことについて質問しますが、今回建設省の築堤工事の計画によって、あすこが移設するということですが、この際、あすこはもう長い間市民のために市民プールとしての使命を達したと思うんですが、あすこは非常に不便で、今回のこの市内循環バス路線を見てもあすこは入ってないようなわけで、むしろ、高幡橋の東に淡水区の国有地もあるわけだからああいうところをですね、移設する考えはないかどうか。あすこなら、非常に、大体中心であるし、バスも通っているしいいと思うんですが、その点について、市長の考えはどうか。

それからコンピューターのことについてお尋ねしますが、コンピューターについては先進地を職員の方が狭山とか豊島区とか、あるいは北本市とか、伊勢崎市を見学されて研究されて、また、コンピューターの講座等も開いて勉強しているようですが、今のところはコンピューターはほかに委託してやっていると思うんだけれども、今度は新しい本体を市で購入してそうして利用するかと思うんだけれども、そうした場合において予算はどのくらいかかって、どういう、相当利用する範囲は多いと思うんだけれども、そういう点についてどう考えておられるか。

それから次に放置自転車のことですが、市で市営の自転車の駐車場をつくって大変市民が利用して感謝をしているわけですが、中には放置自転車があって、そうしてこの表にも載っているんですけれども、かなりの台数が撤去されているわけですが、その処置もどういうふうにな

っているんだか、まだ引き取れないものも何台とかあるようだけれども、最後的にはどういうふうな処分されているんだか、その点について、御説明願いたいと思います。以上。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それでは、市民プールのこと等につきましてお答えをいたします。

駒形の市民プールは、市民に大変なじまれ、そうしてまた、相当数の使用する成果を上げてまいったプールであります。

したがって、築堤との整合性はつけなければなりませんが、やはり、あの場所に継続をして、位置を適性化して先ほど申し上げましたように駒形公園全体を親水公園、その中のまた、プール施設というふうな考え方で設計配置に臨みたい、基本的にこう考えております。

今、お説の位置の変更ということについても、かなり検討いたしました。御指摘の位置のことも検討をいたしました。

しかし、結果、プールを１個設置いたしますには、いずれにいたしましても約3,０００平米程度の用地を必要といたします。

したがいまして、なかなか、その用地を新規に取得するということが、財政面でも、また、位置の確保という意味でも困難でございますので、将来はいわゆる適性配置ということで、東の方に、あるいは西の方にそういう考え方をもつべきだと思っておりますが、やはり、駒形のプールはセンタープールとして位置づけたい。こういう考えでございます。

そうして、後日、だんだんと学校プールのもっと開放された利用の方法、あわせて温水プール等もたとえば処理場地域、あるいは他の地域、これらの地域も考えまして、健康増進の一つの意義ある施設にいたしたい。このようなプール全体の考え方を持っておりますことをお答えをしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　コンピューターの御質問についてお答えいたします。

今、御指摘のようにコンピューター関係のいろいろな事業を行っているわけでございます。そして、御質問の中で本体を購入するのはどのくらいかかるのか、あるいは委託いまやっているようだけれど、その状況はというような御質問でございます。本体を購入して直接、いわゆるコンピューター要員をそこへ張りつけてコンピューター業務を行うというシステムを選ぶか、

あるいは、マスターキーを含めて委託にそういう形で行うか、これらを見極めるために、コンピューターという道具が非常に複雑で日進月歩の世界でございます。それらの知識を十分に吸収いたしませんと、どちらがよりいいのかという判断をするのに、非常に困るわけでございます。それらの判断の基礎を、知識を得るために現在職員等が大いにコンピューター事業について研修を重ねているところでございます。でありますから、いままでの過程の中で傾向として把握している点を申し上げますと、当初は委託方式の方がよろしいのではないか、経済的に見てその方が効率的ではないか、そのような、今答えといいますか、一つの判断ができつつあるところでございます。その判断に従いますと、当初は委託方式、そしてある程度ラインがかたまってから機械を入れると、むだのないようにしていきたい、とこのように考えておるわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から３点目の御質問の放置自転車の取り締まりの関係につきましてお答え申し上げたいと思います。

御存じのように、条例を制定いたしまして、現在高幡、百草、それと、今月の９月５日から豊田北口周辺の取り締まり等条例の適用を実施しております。

半径３００キロ以内の違法駐車につきましては警告を発しまして、自転車にラベルを張りつけまして自主的な撤去をお願いしているわけです。しかしそれでもなお応じないような場合には強制的に撤去をいたします。

強制の撤去の場所は中央道の高架下、旧市役所の前のところに保管をしております。これは２ヵ月間保管をいたしております。その保管期間中に申し出がございまして取りに来る方もございます。しかし、２ヵ月間を経過した後にさらに取りにお見えにならない方につきましては、廃棄物の処理、及び清掃に関する法律の規定に基づきまして、廃棄物として処理をさせていただいている、という現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　先ほどの市長のお答えは、現在の市民プールはセンタープールにするというふうなお話なんですが、そうなればいいんだけれどね、ほかの東とかあるいは多摩平とか、そういうないところに万願寺地区とか、そういうのいつやるということがわからないで、そこへまたやるというのはですね、近くの人なり、安い人はいいんだけれど、遠くの人

はバスがなくて困っているですね、困ったプールだなんていうことを言っているわけです、駒形じゃなくてですね、そういう話も聞いているんだから、(笑声)やるならですね、ほかにもつくっていただきたいと思うんです。要望ですが。

それから、コンピューターですが、何年か前から委託しているんだけれど、あれは委託して職員の手が大分減ったんならいいけれど、そういう点が私はわからないんで、職員が楽をしちゃっているようにも見えるんだけれどそういう点はどうかね。

それから放置している、これは自転車ですが、廃棄物として処理するというんだけれども、販売かなにかするんじゃないかと思うんだけれども、そういう廃棄物の所有権は市に帰属して、その売った代金なりは僅少だと思うんだけれども市の収入になるのかどうか、その点を。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　コンピューターの方からお答えいたします。職員が楽をしているんじゃないかという御指摘でございます。今度のコンピューターの導入ということは、いわゆる税関係、あるいは計算事務関係だけではなくて、一番問題になります、住民基本台帳ですね、それをコンピューターの中に導入するかどうかに大きな問題があるわけでございます。それを導入することによって役所の中の作業、事務が一本化される、一つの流れを形成することができるというふうなシステムになるわけでございます。

その点につきましては、将来コンピューターを導入した時点におきましては、そこですぐに、直ちに人員の減ということはちょっと考えられないわけですけれども、いわゆる切り替え作業等ございますので、一時的事務量の増大ということが現実として起こります。けれども将来構想の中では、人員増を押えることは可能であると、そのように考えております。現在のところはそういう判断でおります。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から放置自転車の関係につきまして再度御質問がございましたのでお答え申し上げますけれども、廃棄物として処分したものにつきましては、やはり、市の取得物という形で処理をさせていただいております。

そして、これの処分方法につきましては、総務部の管財課の方に依頼をいたしまして、しかるべき業者を決めていただいて、お引き取りいただいております。

それで、その処分金等につきましては、歳入の雑入で歳入処理をさせていただいているのが

現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　コンピューターの件ですが、今後でなくていままでいろいろコンピューターを委託してやっているんだけれど、そのいままで相当額を業者に払っているんだけれども、その結果がですね、職員がはたして、それだけ省略と言っちゃ失礼だけれども手が減ってですね、ほかの職場へ回してやっているかどうかということは、はっきりつかめないんだけれども、そういう点についてどうも、コンピューターやったけれども、いままでどおりの職員が働いてやっているような感じがするんだけれども、いままでのことを聞いているんだけれども、今後は、また……。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

現実の問題といたしまして、コンピューター導入以前は残業等が多かった部課が導入と同時に残業等が減るという現象は起きております。でありますからそういう現象から判断する限り、コンピューター導入によって職員がその分楽をしたんじゃないかという判断は直ちにはできないような感じでおります。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　放置自転車の最終処分と言いましょうか、一応の強制撤去をした際にはですね、もちろん持ち主がおいでになる期間をおくわけであります。そして、私どもの日野市の条例の特色といたしますのは、拾得物ではない、廃棄物である、というそこに根本的な相違をつけております。拾得物ですと6カ月間保管をし、管理をしなきゃなりません。しかし、なかなか今日、そういうことは非能率でありますから、もっと能率化を図りますことも含めて、また、市民の意識をもっと、強くもっていただくことも合わせて、廃棄物処分をする。廃棄物というのは、今、部長の方が市が取得してとこう言っておりますが、いわゆる廃棄物ですからして、処分をしなければなりません。処分はこれは古物として処分をするんではなくて、完全に破砕機にかけて、スクラップ化して、そうして金属材質と言いますか、資源として再生のための原料に処置するとこういうことですから、あれがひとたび町に出回って装いをかえて商品になるなんてことは、あっては大変なことになりますから、そういうことは完全に避けたい、このように考えております。また、そのことをよく御理解をしていただきたいと、

このように思っております。一見立派なものもありますし、もったいないような気もしますけれど、しばらくこういうことを重ねていきますと、だんだん有料の施設も、今場所によってできつつあります。一応放置自転車の秩序というものが成り立っていく、これを期待いたしたいという考えでございます。

あいまいな処理はいたしませんので御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　1点だけお尋ねをいたします。矢の山公園というんですか、現在忠霊塔がございます、あのところにですね、時を知らせるというチャイムが、これがあったんですけれども、たびたび私これを聞いてはおりますけれども、何か、何ですね、何回たずねてもはっきりした線が出てなかったんですが、そこでですね、この現在残っているこのものを利用ですね、再利用するのかしないのか、これをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いつも矢の山のチャイムのこと、あわせてたまたま市歌、みどりの歌のできましたこととあわせて、そういう利用を考えたらどうかという提言をちょうだいしております。このことにつきまして利用したいという考え方でこの施設をいろいろ検討してみるわけですが、現在は完全に利用再生できる状態にない、このような報告を受けております。

したがって、新たに施設するか、あるいはチャイムをこの庁舎の上に新規につくるか、このようなことを検討いたしております。何らかの結論をもって来年の初めまでには結論づけたいこう思っておりますので、しばらく御猶予願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　いつもこれを聞きますと、答弁がはっきりと出てこないんですが、それで今、市長は、この屋上ですか、庁舎の、ここにもというような話が出ておりますけれども実際に向う矢の山のところですね、あれはどうしても使わないというなら、あれを処分してやらないと、あの周辺の方たちは、せっかくこれだけの金額を投資してつくったものを使わずしてそのまま置いてあるのはどういうわけだろうか、理由があって残してあるのか、それとも改めてこれを使用して使うのかということをたびたび私も聞かされますので、それも質問するんですけれども、どうしてもあれを使わないというんでしたらあれを処分したらどうなんですか。処分しなくてそのまま置いておくというんならですね、そのように使いみちがあると思うんですよ。せっかく、あれつくったものですから、今市歌を市民に知らせるというような話がちょっと出ましたけれども、私は、この庁舎の屋上に備えて、そういうことをやることは私は結構だと思いますよ。大いにやっていただきたいと思うんです。

そこで、やっぱり最近騒がれておられる防災用のことについて、非常に地震対策とかそういうもので騒がれております。そういうものをうまく利用して、市民にそのときの情報を知らせるのも、私はこういうものに使っていいんじゃないか、こういうふうに、市民の人たちもそういうふうにおっしゃっているし、私自体もそういうふうに考えて再三にわたって質問しているんですけれども、もう一度お聞きはしますけれど、あれ、谷の山の方は使わないということなら早急に処分して何らかの形をなくしてしまうというふうに考えがあるかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　はっきりしたお答えずうっとできないでおりまして、私の総務部長時代からいろいろと御意見を賜り方向づけをいろいろ御指導いただいている案件でございますので、その後の経過につきまして私の方からお話申し上げたいと思います。それで、忠霊塔がございます谷の山の公園の下のところに、チャイム塔がございます。これは旧庁舎、あるいはその前は消防署が、今の日曜休日準夜のお医者さんがいらっしゃるところからですね最初は、消防署がやっており、その次は市役所の宿直室からチャイムを鳴らしておったわけでございまして、東電の電柱を使いまして延々と有線が張られておったわけでございます。この神明上の区画整理という中で整理されたりなんかしまして途だえたわけでございますけれども、現状では、チャイムの上のラッパもございません。それから旧庁舎にありましたところの、ピアノ線を張りましたところのチャイムの本体もすでに年数がきましてございません。それから、谷の山それ自体に備えつけておりましたところの中継拡声器ももう年数がきましてないわけでございます。

それで、拝意見を賜ったときにいろいろと試算したわけでございますけれども、大変なお金のようでございます。

それから、2度と東電の線を使って配線するということも困難な状況で、畑の中じゃなくなったものですから、むずかしいようでございます。

そういうふうなことがございまして、一時防災無線を使ってはということになったわけでございますけれども、その後日野市の防災無線が、無線を使って各集落ごとに周知徹底する方法から、間接的な方向にかわりまして、それを使ってのチャイムなり情報の周知ということが困難な形になりましたので、さっき市長から言いましたように、今検討していますのは、市役所屋上から直接チャイムする、時を知らせる、いろんなことを知らせるというのがどの辺までですね、騒音公害が出てまいりますのでどの辺まで、一番中心で高いところからなんだけれども、どの辺まで行きわたるものかどうかということを調査させていただきたい。

矢の山のチャイムのときは一時下の本町の方からやはり便利だというお声と同時にうるさいというお声もだいぶあったようでございます。そういうこと等を踏まえまして、今の方法としましては、市長が言ったように来年の要するに新年度には方向づけしていく、というふうなお答えになっておるわけでございまして、それに御期待賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　説明よくわかりました。そうしますと何ですね、来年早々に何らかの結論が出るということですね、そうしますとですね、矢の山の公園のところにある、あれは必要がないということになると思うんですね。そうしますと、どうですか１日も早く使わないものならとりはらって、やってもらった方が市民の人たちもこれは使えないものだなあというふうになって、あまり、議員さんたちに、あれはどうなっているんだということは聞かなくなると思うんですよ。そうして、それがなくなるということになればこちらで早速計画を立って、やっていただくのがよろしいと思います。要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○10番（籏野行雄君）　何点かお伺いしたいわけですが、まず市長に質問したいと思います。

市長の報告の２ですが、一般廃棄物の最終処分場の件ですが、これは来年の４月１日から供用開始の予定だそうですが、この報告書の２１ページの清掃部の報告に工事の進捗率が現在38％程度だということが書いてあって、あと、６２％の工事が残っているということのようです。あと３月いっぱい６カ月半、はたして、４月からの供用開始に間に合うのかどうなのか、この点を１点確認したいと思います。

次に、市長の行政報告にはありませんでしたが、重要な行政事項だと思うのでお伺いしておきたいと思います。

それは、高校の用地問題についてですが、第２回定例会の議事録が今配付されたわけですが、この４０３ページを見ますと、中山議員がこのことについて一般質問されております。どういうことかというと、大体高校用地としては、約３万平米ぐらい必要なんではないか、あれは、確かにあの土地は、取得した土地は６万5,０００平米くらいあるんだけれども、傾斜地であり、非常に利用しにくい状況であるが、あれではたして面積的に高校用地として不安はないのかと、こういう質問であります。

これに対して、市長は、「地形上あの場所に接続いたします平地の買い足しをしたいと、このように考えております。」とこういう答弁が載っております。

その後、この平地の買収なり何なりの経過はどうなっているか、私も関係者に聞いたこともあるわけですけれども、そのことの報告をお願いしたい。このことをお伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　１点目の広域処分地の工事の進捗ぐあいでございます。これは、第１期工事進捗率が３８％というふうに記載してありますけれども、これは特に処分場の進入路、要するに山岳地帯なんですけれどもそこの進入路の造成工事が大半を占めております。そういうことで３８％の分のですね、要するに残りの６２％それはダムをつくり、また、あと、要するに水の浸透を防ぐためのゴム張り等を行うわけでございますけれども、そういうふうな施設の中で、４月１日現在３８％ということで、これは管理組合の、理事者からの方の話の中でも、十分４月１日までには間に合うというふうな報告を受けてございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　御質問の２点目でございます。南平の高校用地の件で私の方からかわってお答え申し上げたいと思います。その点について御理解を賜りたいと思います。

今御質問にございましたところの用地でございますけれども、ちょうど大里１号線というのが東にございます。それから入ってまいりますとちょうど御指摘の土地といいますのは、ちょうど入口の右手というふうな所在で平たん地でございます。非常に平たん地で利用度が高いと、こういうふうな土地でございます。それで、今年の４月から地主さんへの交渉は開始しておるわけでございますけれども、それ以前に大里１号線の拡幅の件で地主さんとお話しした際に、

道路の拡幅だけじゃなくというふうな話等も非常にありがたい話でございましたけれどもございましたので、４月から交渉に入って大変な御理解を得て順調な足どりでここまできておるとこういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　この点について、私不信な点もあり、質問したい点も残っているわけですが、何か聞くところによると、高校の誘致問題も非常に微妙なところへ差しかかっているということでありますので、質問は次の機会に譲りたいと思います。市長の慎重なる行動をお願いしたいと思います。

次に、助役に質問いたします。退職手当の改正計画について報告がありましたけれども、それによりますと５８年度には３８年で98.95カ月に落とすんだ、ということですけれども、これはもちろん、組合との交渉ということがありましょうけれども、条例改正の手続が必要でありますが、はたしていつ、その手続をするのか。

それと、本年度の勧奨退職の募集はいつになるのか、この前になるのか、あるいは後になるのか。

来年度の新規職員の採用との関連もありますので、それもそう先には延ばせないことだと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、八王子あたりではかけ込み退職が非常に多くて、財源なり何なり苦慮しているというのが現状のようでありますが、この俗に言うかけ込み退職の防止策ということについて、何か考えていられるのか。

本年度かりに勧奨退職を募集した場合の該当者は何人ぐらいいるのか。退職金の総額はおよそどのくらいになるであろうか。あるいは、その財源の見通しはどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一言私から報告の補足をさせていただきたいと思うのですが、今回こういった形で報告を申し上げておるものは、必ずしも本意ではないわけでありますが、いずれにいたしましても、日野市の突出している状況については是正をしなければならない、その考え方で、でき得べくばこの機会にというふうに考えておりますが、やはり、これも慎重を期してある意味では一定の合意は必要だと、このように思います。あわせて、こういう、どちらかといいますと職員の生活設計、あるいはあわせていろんな意味で一面にはまた私どもも市民の批判にはこたえなければなりませんが、また、職員に対する配慮も、同情的配慮も大切だと、こんなふうに思っております。そこで不本意ではございますけれども、それらの心構えをお互いが多少時間をかけて、今の状況判断をする必要があると、このことをあわせ考えまして、今回の議会に提案をするということを多少延期して考えております。

したがいまして、結論としましては１２月議会にはどうしても提案はしなければならない、これは高度の政治判断も必要である。このように考えておる案件でございます。そういう意味におきまして、今回の提案に少々控え目だったという点も御理解をお願いしておきたいと、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　では、私から補足申し上げたいと思います。数点にわたる御質問でございますけれども、組合、あるいは職員との理解ということにつきましては、８月の４日に組合の方に申し入れました。その後数次にわたりまして総務部長が中心になりまして事務折衝を重ねておるわけでございますけれども、理事者段階としましては部長会を通じまして、課長、係長、あるいは朝礼等で職員の理解あるいは市が提案しておりますところの案の理解ということをお願いしているわけでございますけれども、今後精力的に交渉を進めまして、早く議会の条例の改正をお願いしたい。

よその市の場合には、普通退職の何割増し、あるいは何々の手当を加えるんだという市長の訓令の要綱でできているところも多いわけでございますけれども、日野の場合には、全部条例化なっております。ですから、最初の年頭だけちょんぎるなんてことはできません。全部議員さんの手元へ総体的にさげていく、要するに頭だけのこぎりで切るんじゃなくて、総体的にカンナをかけるというふうな案でないと議会を通らない、というようなことで、精力的に９月の提案等も考えたわけでございますけれどもなかなか進まなかったということで、今後、市長が言いましたように１２月にはどうしてもかけなければなりません。

御質問がございましたように私どもの勧奨は毎年１２月に行っているわけでございます。八王子が急いだのは８月に勧奨するということで７月中の妥結を急いだ、こういうことでございますので、１２月には遅くても、どんなことがあっても持ち込む、こういうことでございます。

それから採用との関係でございます。やはり、かけ込み等もあると、大勢の職員の欠員とい

うものが出てまいります。なかなか欠員で済ます時代ではございません。相当職員のそれぞれの仕事の割り当てというのが厳しいわけでございますので欠員は許されませんので、十分採用が多少試験の日が先行しますけれども、かけ込み等も十分考慮した中で、最終的な採用決定等もしていかなければならないと、こういうふうなことでございます。

それから、かけ込みでございますけれども、かけ込みにつきましては、勧奨時代でございますので、勧奨制度ということでかけ込みがあるわけでございます。基本的にはそう考えておるわけでございます。ということは、６０歳という勧奨年齢がきても、あと、２年３年がんばれば3,０００万だ、3,６００万だとかいうふうな金になるから、勧奨には応じないでがんばるんだという人間がおるもんですから、勧奨前の何人かの人間もですね、要するに勧奨希望ということで出てきたというのが事実でございます。そういう中から新陳代謝をしていこうという考え方でございますので、定年になれば勧奨的なものの考え方が基本的にはなくなるんではないだろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。そういうものですから、５８年の、今年の勧奨はなるべく圧縮した年齢で５５歳以上を含めるというふうな考え方じゃなく、もう少し年齢を上げた形で考えていく、というふうに思っておるわけでございます。防止策ではございませんけれども、そういうふうな形で、なるべく、年をとった方だっていらないというわけではございませんので、やはり、大量にある年代が抜けるということは、歯が抜けるのと同じ状態になるわけでございますので、こういう点は５５歳から勧奨を受け付けるということではなく、５８ぐらいに上げていくという考え方をもっているわけでございます。

それから、日野市は八王子みたいに古い市政をしいた市ではございません。４１、２年から職員が急激にふえたという状況で、平均年齢が非常に若こうございますので、そう、大勢のかけ込みも出てこないんじゃないだろうかと、いうふうに、もう少し精密に見通してお答え申し上げればよろしいわけですけれども、あと、財源の問題でございますけれども、５８年末での、５８年７月現在で、退職基金としてございますのが、６億3,７００万、それから、５８年度の要するに繰越の中から退職手当というふうな退職をですね、退職制度を大幅に改正していくという状況になりましたので、今年の繰越金の中から５億4,３００万というものを引き当てていきたいということになりますと、約１１億8,０００万程度の財源的な手当てができるんじゃないだろうかということで、八王子でも一気に国並みにもっていかない限り、退職債はやらないんだという自治省の強い方針のようでございます。財源的には、たくさんのかけ込み訴えも出

てこないというふうに見ております。年齢構成からいきまして、そういうふうな世の中で、財源的には一応しのげるんではないだろうかというふうに見通したわけでございます。非常に雑駁でございます。そういう考え方でございます。

○議長（石坂勝雄君）　簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　退職金の問題を含めまして給与問題は現在市民が非常に注目しておるところです。市長もちょっと言われましたけれども、行政で一番必要なのは市民の信頼ということではないかと思います。どうか、大事な市民の信頼を失わないように早急な解決を要望しておきます。

次に、３ページ、４ページ、これは収入役に対する質問になると思いますが、まず、３ページですが、３ページの真ん中のところに、歳入の執行率というところでパーセントが出ております。上から１、２、３段目ですか、都市計画、下水道、あるいは受託水道、それから国保についても昨年のこの９月期の行政報告の数字と対象してみますと、非常に執行率が落ちている、それはどういう原因かということと、４ページの、これも執行率の問題ですが、市税の執行率が現在３３.２％と書いてあります。５７年の同じ行政報告を見てみますと、これが３８.３％となっております。5.１％執行率が落ちております。これはどういうことを意味するのか質問したい。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　それでは、最初の３ページでございますけれど、この内容的な詳細につきましては、それぞれ担当部の方でお答えをいただかないと、私の方では把握していることもございませんので、ただ、下水道のところでございますけれど、御指摘のとおり、昨年から比較いたしまして、大変下がっておるという状況でございます。私も、実はこれについては関心を持ちまして、若干調べたところがございますけれど、昨年が、収入の場合ですと8.5、昨年の場合ですと１5.6の執行率という同月でございますけれど、歳出につきましても3.8が7.4と昨年の場合はそのような実績になっているわけでございます。

まず、歳入につきまして調べてみますと、この原因の主なものは前年度の繰越金、これがいわゆる５６年度から５７年度に対する前年度繰越金が、　昨年の場合ですと8,０００万強でございますけれど、　５７年度、　いわゆる５８年度へ繰り越す分でございますけれど、この分が2,２００万、このように数字が昨年と比較しまして少なくなっているという状況から、

まず、昨年度と比較の中におきましては、このように数字が、執行率が下がっていると、いうことでございます。

さらに、歳出につきましては下水道、特に汚泥の処理場の設備工事、これが5,２００万ばかりございました。これは繰越明許分でございますけれど、これが含まれておって執行状況が昨年は多かったという状況でございます。

その他につきましては各担当の方でひとつお答えを申し上げますけれど、さらに４ページの方でございますけれど、特に市税が昨年より下がった。これは確かに昨年よりも4.8％ですが、下がっております。この内容を調べてみますと、特に法人関係の収入が下がっている、これが大きな原因でございます。

細部の詳細につきましては、また担当の方でお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から補足御説明を申し上げます。

下水道関係につきましては、ただいま収入役が申し上げたような内容でございます。また、下水道関係につきまして、またその上の都市計画、これは区画整理事業でございますけれども、両事業には街路築造だとかあるいは下水道管につきましては敷設、そういった工事の内容、大きな事業があるわけでございます。こういうものは年度当初、すぐ発注してできるだけ早く工事を完了させれば執行率も上がってくるわけですけれども、現在、大体６月、あるいは９月、そういった時期に発注をいたしているような状況でございます。

したがいまして、工事が一応完了した時点で全額の執行という形がとられてくるわけでございます。それに見合います国庫補助金等につきましても、年度末に集中して入ってくるというような状況がございまして、執行率といたしましては、前半では非常に低い、経常的な経費等が主に執行されていく、というような内容でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　お答え申し上げます。今、都市整備部長からも御説明ございましたように、ここで相当仕事を出しているわけでございますけれども、工事完了後支払った金額ということでございますので、執行率はちょっと落ちておりますけれども、来年の３月までには全部の与えられた工事を完成するということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　これは要望ですが、３ページの今度は歳出の方ですが、都市計画にしても下水道にしましても、執行率が5.3％とかこれは７月ですから約４分の１半期経過しているわけですが、非常に数字が低いわけです。とにかく公共事業は年度末に集中するというのが普通でありますけれども、なるべく業者にすれば年間を通じて仕事が平均にもらえる方がいいわけです。市によりましては、そういう事情も考えまして、むしろ、早期前倒しの発注ですね、そういう業者のことを考えて、そういうような体制をとっている市もあるわけです。年度当初になるべく発注を多くすると、こういうような配慮がなされている市もあるわけです。どうかその辺もひとつこれからは考慮してもらいたいと、このように要望しておきます。

次に、１５ページです。１５ページに、昭和５８年度市税調定及び収入状況と、こういう欄があるわけですが、上の方の収入率、これの５７年と、５８年の数字が出ております。市民税が５７年は４2.9％、今年はこの段階で３6.6％という数字が出ております。実に6.3％の低下ということになりますが、これはどういうわけかということと、昨年度の同じく９月の行政報告の同じ欄を見てみますと、認定額ですね、これが法人については５８年は１３億何がしかの数字がごらんのように出ておりますけれども、５７年の場合にはこれが２０億7,６００万何がしという数字です。この差はどういうわけなのか、法人税が今年はそれほど極端に落ち込みがあるのか、その辺のことを担当部長にお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それではお答えを申し上げたいと思います。

最初の御質問は１５ページの市民税の上欄の方でございますが、５７年度が４2.9、５８年度が３8.7％で、率としては非常に本年度がダウンしている、この理由はいかんという御質問でございます。先ほどこのことにつきましては収入役の方から若干お答えをいたしたわけでございますが、この率の下がった理由でございますが、これは主として法人でございます。そういうことでここに相当のパーセントのダウンをしておるわけでございます。

御承知のように法人の税につきましては、調定額におきましては年税額の調定をいたしてございません。

つまり、申告に基づきまして法人の調定をいたします。これは御承知のとおりでございます。

しかしながら個人の市民税につきましては、年税額を調定といたしております。そういう関

係でここに前年度との比較では大幅に率のダウンをいたしておるということを申し上げておきます。それが第１点でございます。

それから第２点の御質問は、市民税の真ん中辺の法人の欄で、本年度１３億3,５００万、前年度は２０億7,６００万円の数字を計上しているが、このような変化はどうしてかという御質問でございます。これは、５８年度の法人の事業、いわゆる収益でございます。が、５７年度と比較いたしまして、減額をいたしております。御承知のように、前年度は、５７年度の法人におきましては３８億の調定をいただきましたが、本年度予算では御承知のように３４億の計上をいたしてございますけれども、なおかつ法人のいわゆる利益がダウンをいたしまして、本年度の予算よりもさらに大幅に減るという見込みを立てておりまして、極端にいいますと、57年の法人収入よりも約１０億の減収を見る、こういうふうに今見込んでおります。

しかしながら、これは確定した数値でございませんので、はっきりは申し上げませんが、見通しとしては私どもの方ではそう見ておるわけでございます。

したがいまして、第２点の御質問は、収益の関係であります、ということをお答えさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　　今度は１６ページですが、そこに２として国民健康保険税の収入状況という欄があります。これを見ますと、収納率が５７年が４７.７％、本年が４５.９％ですか、その差が1.8になるわけなんです。法人税なんかと違いまして、そう、国民健康税というのは、そう景気の影響を受けるものでない、きちんきちんと入ってくるのが当然であります。普通であります。少ない差とはいえ、それだけの差があるというのは、どういう理由なのか、ということと、その下の３の、高額療養費支給状況ですね、それが件数にしても金額にしても５７年度と比べて大幅にマイナスになっている。４月が５５％減、５月が３７％減、６月が55％、７月が実に６９％、うすら７０％減になっているわけです。高額医療費の対象となる病人が、昨年よりも今年はこのように急激に減ったということは、考えられない、何かこれは事情があるか、ということを質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　　お答えを申し上げます。

１６ページの真ん中辺でございます。国民健康保険税の収入状況の質問でございます。前年

度が４７.７％で本年度が４５.９％の収納率である。少し率にしては相当のダウンをしておる。どういうわけかという御質問でございます。この収納率についての理由はございません。私どもの担当といたしましては鋭意税の収納に努力はいたしておりますけれども、残念ながらここに数値がございますように本年度は現時点では４５.９％ということでございまして、理由はございません。

それから下段の、高額療養費の関係の大幅な増加率のダウンはいかなる理由かという御質問でございます。私、現時点、詳細なデーターを持っておりませんけれども、理由といたしましては、御承知のように、本年の２月１日に老人保健法の施行がございました。この関係につきましては、その方の特別会計ということでございまして、これが大きくかわってございます。この理由がほとんどだと思っておりますけれども、確実な数値を今持っておりませんので、はっきり申し上げられないのは残念でございますが、理由といたしましては、老人保健法の施行に伴うものである、というふうに御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　　それでは、３の高額療養費は制度がかわったのでこういう数字が出ているんだ、実質的には高額医療費は、支給状況は昨年度と、そう大差はないんだというふうに了解してもよろしいか。

それから２の、国民健康保険税の収入状況ですが、５６年度の同じ数字を調べてみますと、４９.７％と、約今年はそれと比べて４％弱低下しているわけです。これは非常に大きな数字だと思うんです。その辺も今後検討して、原因を追求して、収入率を上げるように努力してもらいたい。このことを要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　　私は退職金のこともちょっと聞いてみようかと思いましたんですが、市川議員、それから簾野議員の方から少しお聞きになりましたので、後日の一般質問の方にまわしたいと思います。

市長にひとつお尋ねをしたいと思います。市長は８月、広島の方に今年もお出かけになりまして、平和記念式典にお出になったということを、私、庁内ニュースで拝読をいたしました。

ところが、それから間もなく皆さま御承知のようにちょうど２１０日の９月１日に大韓航空の民間航空機がソ連軍の軍用機によって撃墜をされるという事件がございました。市長もかね

がね日野市は平和都市だということで、いろいろ喧伝をされておられるようでありますが、市長は、まずこの世界的事件に対してどのような認識をもっておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大変遺憾な事件であったとこのように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　市長は８月の６日、ちょうどいまから３８年前に原爆が落とされた広島には、わざわざ出掛けていって出席をする、そして、近隣の何とかという町が開いた反核のシンポジウムにはこれまた出席をして意見等も述べておられるようです。

昨年は、地方自治通信というものに手記まで寄せて、その出席の模様を報告をしておられるのであります。確かに３８年前の、アメリカが日本に投下いたしました原爆というのも大事件であります。しかし、これは戦争中に行われた、ひとつの戦争の中における、大きな悲惨なできごとであります。

今回の大韓航空機、旅客機の撃墜事件は、御承知のように、民間の全く非武装の旅客機、しかも２６９人という多くの人命が奪われております。

このことに対して、平和云々具体的行動も現にやっておられるようでありますから、平和都市というものを宣言しておられる以上、何か具体的なお考えをもう少しお聞きできると思っておりましたが、何か行動を起こす、つまり、抗議のようなものを行うというような意思は全くないかどうか、その点を確認させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いずれにいたしましても人命に多く損傷を与え、大変遺憾であり、かつまた、許せない事件であると、かように思っております。

何か行動をということであれば、議会の議決等に進んで参加をしてともにやりたい、とこう思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　とかくわれわれは、平和反戦という言葉に対してはその道徳的価値、政治的目標というものが崇高であるために、現実の対応というものを誤りがちだと思います。

平和というのは、私たちはこの目で見ることはできません。また、戦争というのは相手がある以上、こちらの一方的な願望だけで避けられるものでもないわけであります。常に具体的な行動があって、しかも現実的な対応が着実になされることによって一歩ずつ近づいていくものだろうと考えます。

私は、この日野は革新市政ということで、共産党が与党第一党を握り、そしてそれを支える形で非武装中立の社会党がこれに従うということで、市政の与党を形成し、市長を守っているわけでありますが、しかし、私はこれらの政党によって、日野市の市政が大きく左右されるというこれらのことは、いい面は、確かに市民にとってプラスの面は施策の中には幾つかあるかもわかりませんが、大きくこのような事件が起こった場合には、はたしてどうであろうかということを考えるわけであります。

１９２２年に日本共記党は設立されました。それから１９５５年自主独立を打ち出すまで、ソ連に対して完全に従属をしてきているのであります。このような政党が日野では第１党をもっている。そして市長を支えている。市長は何かここで行動を起こすとすれば、とりあえずこれらの政党に相談をしなければいけないはずであります。

しかし、市長が、わざわざよその市まで出掛けていかれるような情熱が、この原爆投下についてはあるわけでありますので、具体的な対応というものを私は期待をしたいと思っておりますのですが、そういう背景もあるということでなかなかむりかもわかりません。

そのことが市民に対して、私プラスになるのか、またマイナスになるのか、その点もこの場で明らかにしていきたいと思っております。

御承知のように、日本共産党の委員長不破哲三委員長と申しますのは、これは偽名であります。本名上田建二郎、不破哲三の不破、これは、日本に１９２７年天皇制打倒、日本革命を指導してまいりました、ニコライ・ブハーリンのブハをとって不破、哲三の哲はソ連のスターリン、哲人スターリンの哲をとって哲、やっと４番目に野坂参三の三をとって日本人の名前が出てくるわけであります。

共産党の委員長の４分の３がロシア人の名前であります。（「発言する者多し」）そのことからしても共産党がこの問題に対してどの程度市長に対して強力な指導力を発揮するか、大いにみものだと思っております。

議会で出すことはもちろん今後考えていかなければなりませんが、これらの与党に支えてお

られる市長、何か1歩踏み込んだ対応を、市独自としてとられることは、私差し支えないと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいと思うのであります。

市長は庁内ニュースの中で終戦記念日について正邪を判断する能力を持たなければならない、終戦記念日にそのような意義を受けとめ、日本人すべての人に徹底したい。昨年行った平和都市宣言の趣旨を生かすためにも決意を新たにしたいというようなこと書いておられます。

ちょうどこういう決意をなさった後に起こった大事件ですので、平和都市宣言、日野市としてソ連に抗議するくらいの何か提案があってもいいのではないかと思いますが、共産党の方ともよく相談していただいて何かおやりいただくか、ひとつお聞きをしたい。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何か大変誤解をしておられるようでありますので、その点はむしろ訂正をしておきたいと思います。

私は、市民に奉仕する全体の奉仕者でありまして、しかもいずこの政党にも属さない、議会は全部与党である、（「そうだ」と呼ぶ者あり）そのように考えております。

したがいまして、特定の政党との関係云々については、全く余計な御意見でありまして、当を得ておりません。

私は憲法を市政に生かすということを基本理念にして皆さまに御理解をお願いをしております。したがいまして、許せること、許せないこと、これは人の意見を聞くまでもなく、自分で判断ができる、それだけの能力はあるつもりであります。

したがって、先ほどお答えをしたとおり、大韓航空の撃墜事件については、まことに遺憾であるし、天人ともに許されない行為であると、このように感じております。

したがって議会とともにというのは、日野市をあげてという意味でありますが、成すべきことがあれば共にさせていただきたい。こういうふうにお答えをしたわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀議員に申し上げますが過日の代表者会議でも申し上げましたように、私議長として決して発言を封じません。

しかし、私、今市長の答弁を見て、ほかの何か、あれであれば続行されても結構ですけれど、その辺のところは良識を持っていただきたいということを全会派の代表に申し上げてあります。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　私は行政報告に対する質問をしておりますので、別段、何か軌道をはずれているような認識は持っておりません。6月以降の市長の動きについての質問ということですので、市長の動きとして広報にも出ておりました。広島までお出掛けになったということでありましたので、そのことに関連をしてお聞きしたわけでありますので、別に議長から御注意を受けるようなことはないと思っております。

市長の方から、今、議会としてこの問題に対して対応があれば、日野市としても取り組んでいくという旨の、今、答弁がありましたので後日、また皆さんと御相談させていただいてこの問題に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　議会は言論の場ですから、良識の範囲内で、何を発言してもいいと思うんです。しかし、今議長が指摘されたように、行政報告に対する質問の場ですから、今の質問は全くこれと関係ない、こういうふうに私は判断します

先日、代表者会議でも議長が今、（「じゃ平和宣言なんかやめてしまえ」と呼ぶ者あり）申し合わせと言いますか話がありました。そういう立場で、今後議会を運営していただきたい。ということを強く要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後12時5分休憩

午後1時20分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　私が午前中、最後の行政報告に対する質問をやっておりますときに、共産党の米沢議員から、私の発言を封ずるかのような議事進行がなされました。言論の自由が認められている国で、しかも議論の場がここ議場であるということは、だれしも異論がないはずであります。

そこで、先ほどのような議事進行がなされたことはきわめて遺憾なことであります。人間は

本当のことを言われるとむきになるものであります。私の言っていることはやはり当たっているんだなあと思ったんです。ここで申し上げておきたいのは、私はこの問題が、政治、行政の根本にかかわる問題であるからこそ、取り上げて市長の見解を求めたのであります。このことがどうとか、また発言してはいけないというようなことが、仮りに日野市議会の中で今後通るようなことがあれば、きわめて私は遺憾な事例を今後残すことになると思います。

市長に申し上げておきます。反戦とか平和というのは、だれしも人道的に崇高な理想ですから、私はそれを推進している多くの人が、善意的に、しかもその自分の良心に従って取り組んでいる運動であろうと思いますから、そのことを否定するつもりはありません。しかし、現在の国際情勢を見ると、そうした運動は、陰で共産主義者によってあやつられている一面も否定できないからこそ、私はこの発言を先ほどからしているわけであります。

レーニンの言葉を借りていうならば平和運動に利用する価値のある人たちのことを利用価値のある白痴と呼んでおります。私はそうしたことから日野市長が、少なくとも私が言っているんではありません。レーニンがいうところの利用価値のある白痴にならないように、申し上げたかったのであります。

行財政の根本にかかわる問題、この問題を取り上げたことは何ら不当なものでないことをここで申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　質問を続行します。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　２つの点について質問します。１点目は循環バスの問題、２点目は退職手当問題です。

初めに、循環バスのことですけれども、先ほど説明を受けましたが、何点か了解、理解できなかった点がございますので質問をいたします。それは手元に、市内循環バス経路というのが配られたわけですが、外回り、内回りという説明があって、そのうちこの市役所を通る部分が外回りだけと言いますか、一方通行の路線になっておって、しかも、ダブってこのコースがあるという形ですね。これがどういうふうなことになっているのかということ、これが一つ、それから、これまで市役所連絡便と言いますか、七生支所とこの本庁舎等の連絡については、無料パスと言いますか、キップですか、それを配布していたと思うんです。その辺の兼ね合いがこの路線バスができることによって料金を全部いただくというふうな形になるのかどうかということ、これが２つ目、それからさらにこの循環バス路線には一部現在すでに京王バスという

一般の路線になっているところがあるわけですけれども、それとの料金の兼ね合い、つまり、京王バスの路線は距離が遠くなればなるほど高くなる料金でありますけれども、この循環バス路線の料金は、統一料金であるというふうなお話だったと思いますので、その辺についてお答えをいただきたいということでございます。

それから、二つ目の退職手当の問題でありますが、これは先ほど来市川議員、簾野議員によって十分説明がされたわけですけれども、私も、この退職手当だけをかえるのではなくて、給与体系全般を見直すべきであるということをまず初めに申し上げておきたいと思います。そういう中で質問したいことは、この９月議会、各地で行われているわけですけれども、たとえば府中の市議会におきましては行政側から退職手当だけではなく、何か、特殊勤務手当、これについても引き下げをするんだという提案がなされたというふうな新聞報道がございます。

さらに東村山でも、各種手当を見直したいという、そういう意向を市長が語ったというふうなことが新聞に出ておるわけですけれども、特殊勤務手当については、どのようなお考えでいるのかということ、これがひとつ。

さらに先ほど、市川議員の質問で、通し号俸制そのものをかえるべきだというふうなお話があったわけですけれども、助役の答弁がどうもすっきりしない。検討をするのか、やるのかということがどうもはっきりしないので、さらに質問したいんですけれども、市長の任期があと１年半ですか、あるわけですけれども、この間に、現在の給与表つまり、通し号俸制に基づく給与表をかえようとする、あるいはかえ始めようとする、そういう行動を起こす意思があるか、どうか、これは市長に明確にお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　１番についてお答えをいたします。きょう御報告いたしました、市内循環路線バス運行の構想と言いましょうか、交渉を始めましたという内容をお伝えをしたわけであります。御質問の、この１につきましては、つまり、数字の８という形になると、こういうことを考えております。そうして、それの右回り、それから左回りと言いましょうか、内循環、外循環と申しますか、そういう考えでございまして、仮りにこの運行を１時間半という時間内に考えます場合に、片道３０分、片側の車輌が３０分間隔、それから３台、というふうに考えられます。それが右回り、左回り、あるいは内回り、外回りというふうにダブるわけでありますから、つまり乗れば必ず乗り換えなしに一定の目的地に到達をしようと、この考え

方に重点を置きました。そこで、単一料金ということを考え、あわせて、２系統、上り線下り線という関係ですから、どちらでも乗れるというふうに考えます際には、おおむね１５分間隔で運行できる見込みである。こういう発想でございます。

つまり、軸になります、特に市立病院、あるいは本庁舎、あるいは農協前の旧庁舎分、これを大体軸に考えまして、そして、８の字回りをしようと、そうすればわりあいどこで乗ってもほぼ目的のところに到達できるようにしよう、これには、その路線上にはほぼ、公共施設もまとめられるようでありますし、市民生活の利便にも、日常生活の利便にも大変寄与できることになるであろう、このように想定いたしております。そして、大体できそうだという判断を向こうから受けておるわけですが、その際、どういう委託の関係にするかということは、今後、もっと詰める必要があります。

それから第３点の既存のバスは、これは向こうで適当に考えていただく、なるべく存続していただく、ということが妥当であると考えております。

それから、もう一つ、料金は、今用いられておる最低料金と言いましょうか、最低料金、それから経営上のこともありますので、あんまり、はっきりしたことはまだ言えませんが、要するに単一料金ということが望ましい。したがって、既存の連絡バス等は全部廃止する、つまり必要なくなるということであります。ひとつの画期的な市内の交通が成り立つように思っております。

伴ってタクシー等との関係もありますが、私どもは、ほんのまだ一部分ですけれど、聞いておる範囲では、交通体系が整って、かえってバスその他タクシーの運行にも、いい意味で秩序が生まれ、したがって反対ではない、というふうに聞いております。まだまだ内容を整え、つめる必要がございますが、ともかく、この中央線の１・３・２架橋でありますとか、それから平山橋というよりも滝合橋を使う計画をいたしておりますが、あちらでも、どうやら道路の拡幅、連結等の事業ができまして、一応バスが交通することができると、このようにまた一応判断をしたところでございます。

いずれもっと詳しい情報をお伝えする時期があろうと思っておりますが、こういうことで考えておりますという報告として、お受け取りいただきたいと思います。以上であります。

それから、退職手当の是正に伴って、給与体系そのものを見直すべきであるという、これはかねて伺っておるわけでありますが、まず、１段階として、日野市が特に突出をし、目立っております、高率の退職手当の部分をまず１段階訂正しようと、こういうことであります。

それから、給与体系につきましては、今後どういう日程で上がってくるか、これは都下の16市で行っていることでもありますから、１市単独のみでどうこうということは、なかなか受け入れられないと思っております。世論に十分耳を傾けまして、正しい給与体系というものがおのずから組まれていかなければならない、こういう大きな課題だと、このように思っております。

したがって何年間にということは、現状まだお答えのできる段階ではございません。これこそまさに合意を必要とするということでもありますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　それでは１点目のバスについてもう一度お伺いしますが、現在庁舎連絡便としてやられている、庁舎連絡便の中で使われている無料パスと言いますか、キップ、これはどういう扱いになるのかということ。

それからもう一つ、第２点目の通し号俸制云々の問題ですが、現在の給与表、これは直す必要ありと、市長がいまお考えになっておるかどうか。その２点をお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えをしたつもりでございましたが、無料の連絡パスと言いましょうか、バス運行もあるわけですが、これはみな廃止をするということであります。単一料金の中でみなはめていくと、こういうことであります。

それから、第２点の点は、大変重要な内容をもつものでありますので、今のところはっきりした結論というお答えはできないと、このように申し上げておるわけでありまして、いずれ、関係市もあるわけでありますし、もし、それが不適当な体系であるということでありますならば、考慮されるということになると思いますし、それから、現状ではほとんどそれは話題にのってないというのが関係市の状況です。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　１点お答えいただけなかった特殊勤務手当については、全然考える意思がないかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　日野市の中で、一つの目標をもちまして、是正の努力をしてますものにラスの問題がございます。１１６.３と。で、５８年ですか、これは１１６.１になるようでございます。これは自然に下がった現象でございますけれども、これを何年かの中で国並みにしていこうと、それから期末手当がございます。これ、国家公務員なり都の職員は年間4.9カ月でございます。これが東京都下におきましては5.５８程度と、多少の市によって5.5の端数の方に幾らか違いがございますけれども、給与制度で違いが出てきますけれども、そういうものの、要するに期末手当につきましては、国並みを志向していま努力をしておるところでございます。

給与制度につきましても、やはり、こういう制度を積み重ねる必要があると、こういうふうに考えておるわけでございます。特殊勤務手当につきましては、日野市３３の業種につきまして、業種と言いますか作業につきまして手当が出ているわけでございますけれども、他市と比べて、そう、数は多いわけでございますけれども、市立病院を踏まえている特殊勤務手当というのが結構ございますので、そう多いわけじゃございません。そういう面では、他市からそう突出したものとは考えておりませんけれども、個々の特勤について不合理なものがあれば検討を進め、改めていきたいとは考えております。これから検討に入りたいと、こう思っておるわけでございます。全体的にはそうよその市より突出したものが市立病院というのがありますので、繰り返しますと、数としてはそう多いはずではないわけでございますけれども、中に、不合理なものがあれば、やはり改正していきたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

やはり、職員のいろんな制度につきましても夏休み等につきましても、いろいろと言われている時代でございます。やはり検討し、それらの批判なり、あるいは、われわれが気づかずに内部処理してきておったものについて、やはり改めるものは改めていく時期である、というふうに考えておりますので、夏休みだとか ― 夏休１０日でございます。それから特殊勤務手当につきましても、内容を検討させていただきたいと、不合理なものについてはやはり改めていきたいと、こう思っておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まず申し上げておきますが、先ほど市長は、議員の皆さんは与党だと思っていますと、このようなお話でしたが、私はあなたの与党でありませんから、その

つもりで御返事を願いたい。私は市民の与党であります。決して市長の与党ではありません。三つにわたって御質問したい。この行政報告の中に載っていないのでどうなったかなということを３点お聞きしたいんであります。

第１点は、市民会館の建設についてであります。この報告書に載っておりません。先般の３月議会のお話ですと、もう着工をしていていいのではないか、特に、私は不思議に思うのは、市民会館建設対策特別委員会の委員長のお話が全然議会でない。一体どうなっているのか。これは、全市民が市民会館つくりますという広報等のお話に大きな期待をもっている問題であるがゆえに、われわれも知っていなきゃならないわけであります。ただ、議会の議員としましては、対策特別委員会がありますので、委員長のこまかい報告をたえず待っていたはずです。市長の方は当然すべきでありますので、一体どうなっているのか、このことをまず第１点として御回答願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　市民会館建設の現状につきまして、御報告いたしたいと思います。３月議会のときの説明の中に、できれば８月中に臨時議会をお願いして、契約案件の成立を図りたい、というような御説明をしたと思います。当然われわれ事務屋といたしましては、その段どりに従いまして手続を進めてきたところでございます。

しかしながら、建築の確認事務上の遅延から、８月にお願いしたいと思っておりました臨時議会開催が、できなくなったという事情でございます。ただいまのところの予定では、１０月中旬に臨時議会をお願いいたしたい、とこのように考えております。今度は、建築確認事務等のチェックもすべて終わりましたので、１０月中旬は確実にお願いできると、このように考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そうしますと、市民会館建設特別委員会の結論はもうすでに出た、と理解してよろしいわけですね。構想とか、そういうものの。出ていなければ建築確認しようがないわけですから、そこの関連はどうなっているんですか。特別対策委員会との関連、委員長の報告が全然ないから、私は聞いているんです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会館の建設事業は大変大きな事業でございますので、こ

れまで市民参加の手続として、まず、構想発表から始めまして、逐次具体的な集約をいたしました。そして、議会の特別委員会でも了承をいただき、構造、規模におきましてそれから、位置、予算その他につきまして、議会で了承をいただいておると、このように存じております。

議会も予算を認めていただいておりますし、議会の各会派から集まっておられる特別委員会だと思っておりますので、特別委員会の御承認は議会の御承認、というふうに受けとめております。

それから、先ほど手順の上のですね、なるべく完全主義、つまり粗漏がないようにしたいと思って、もちろん、どの事業でもございますが、特に入念にいたしました結果、確認が正しく得られるというところまでこぎつけました。したがいまして、先ほど言いましたような１０月の中ば過ぎ以降に、他の案件ももう一つあるはずでございますが、それらとあわせて臨時議会を開き、この契約案件として御決定をいただきたい、そして、事業配分が今年は、今年度は20％、それから来年度は80％というふうな事業配分でございますので、今年の事業の執行は、今の日程の進展状況で十分消化し得ると、このように判断をいたしております。近く御審議をいただく機会がありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そうしますと、市民会館建設対策特別委員会は、市長の原案を承認したと、その結果その承認に基づいて建築確認の手続をとっている、そして、１０月の上旬には建築確認許可が下りる、それを受けて１０月中旬に契約案件を出すと、こういうふうに理解していいわけですね。それでいいわけですね。ちょっとお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会の特別委員会は、もちろん採決をされる機関ではないと思っておりますが、伺っておりますところすべての委員の方が承認をされておると、このように承知いたしております。

したがいまして、実際の事務として、前進方向をとり、建築確認のいろいろな条件をクリヤーして、そうして公式な議案として議会の議決を求める、こういう手順が当然の手順だと、このように思って、その進捗状況につきましては、御理解をいただけているものと考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　よくわかりました。ただ、１０月の中旬に議会を開くというのは、ちょっと、むずかしいんじゃないか、今のお話ですと、入札等の手続がその間に入るわけですから、下旬になるんじゃなかろうかと思うんですが、中旬に議会、中旬までに入札が終わるかどうかちょっと私もよくわからないんですけれども、もう当然市民会館建設対策特別委員会はその使命を果たしているわけで、解散してしかるべきだと思いますけれども、これは議会の問題ですからあれですが、１０月の中旬という言葉はちょっと取り消した方が……。また誤解招くんじゃないですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　中旬以降と申し上げたはずですが、中旬を特定することはできません。以降ということで御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　次に、この前の議会でもお話がありましたモノレールの建設について、何らの御報告もありませんでした。東京都の方からも諮問等が来ているかに聞いております。また、高幡地区の区画整理の問題の時期のからみもある。万願寺の区画整理ともからみもある。７月いっぱいに回答をするというような趣旨の御発言を聞いておりましたんですが、この行政報告に出ていない。モノレールも大変大きな問題だと思います。どのような経過になり、現在どうなっているのか、これをひとつ企画財政部長ですか御説明願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。ただいまの御質問ありましたモノレールの件でございますが、前議会で御報告いたしました以後、東京都から正式にいろいろな回答を求められたということはございません。

それで、ただいまモノレールは、立川市を中心とします協議会の中で検討されているわけでございますが、ただいまのところ、東京都の方ではこの前御報告申し上げました今年度の１９キロ分の調査ですね、調査事務を行っているというところでございます。

なおかつ、その調査事務の進行とともに着工５キロ分をどこにするかをこれから検討したい。なお日野市におきましては、モノレールというタイトルではなくて、万願寺に行われます区画整理とのからみがございます。区画整理事業の中で東京都の方からモノレール構想との関連がある部分についての相談、指示等は都市整備部長の方に来ているようでございますが、モノレ

ール協議会としてのテーマは報告以後ございません。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではモノレールにつきまして、私どもが今タッチしております部分について御説明いたします。御承知のとおり、このモノレールの経路につきましては、現在東京都の方で検討中のものでございます。その中で日野市に入る経路といたしまして、当然想定ができるということで、東京都が検討の中で加えておりますその一部分が現在施工しております万願寺区画整理事業の地内と、高幡の京王の踏切、いわゆる２・２・１１号線に入ってくる、とそういうことが想定されているわけでございます。

したがいまして、私どもといたしましては現在万願寺区画整理事業進行中でございまして、ここで仮換地の処分も行いたいという、そういう計画の中で万願寺区画整理事業の２・２・１１号線を、将来モノレールが入ったときに支障がないというような形で、２・２・１１号線の路線を２２メーターに拡幅変更の手続を完了したわけでございます。

したがいまして、今後東京都の方ともモノレールの関係につきましては、十分詰めていかなければならないというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　都市整備部長の答弁の中で、高幡区画整理との関連については、どうなっているかと私質問したんですが、その点はどうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。高幡の区画整理というものは、現在地域の住民の方々の反対ということで、事業そのものが今進行しておりません。しかし、万願寺区画整理区域内は一応都市計画の決定をとって変更した、という経緯もございます。この分につきましては、区画整理で施行する場合には当然区画整理事業と合わせまして、都市計画街路の変更の決定をいただくことになります。しかし、区画整理事業がスムースに進まない場合には、都の単独事業という形での施行もあり得るわけでございます。

したがいまして、区画整理の今後の成り行きを見定めながら、東京都の方としてもこの路線の拡幅については決定をしていくと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それでは、モノレールはこの程度にしておきますが、教育長関係ちょっとお聞きしたいんですが、この前の議会でもいろいろ話がありましたけれども、まず用地買収２点だけ、この行政報告にありませんので聞きたいんです。三中関連で、三沢中学校の用地買収、約3,０００平方メートルですか、1,０００坪くらいですか、もうちょっと多かったか、6,０００平方メートルぐらいですか、これは大変大きな問題で、どうなっているか。

それから東平山小学校仮称ですけれども、この用地買収はどのような進行状況にあるか、用地買収についてはそれ。

第２点は幼児教育センター、いわゆる幼児教育研究所ですか、この行政報告に全然どんなふうになっているか私ども非常に興味をもって考えているが何ら書いてない。どのような形で具体的に方法とか内容、進行状況を報告してもらいたい。以上２点、教育関係でお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。用地買収関係でございますけれど、三沢中学の方の用地買収、最近、地主さんの協力を得て、現在の三沢中の校庭のある西側に約3,０００平米ほどの用地買収が可能である、とこういう報告を受けております。

したがって、現在の三沢中学と若干段差がございますので、できれば三沢中学の新しい用地につきましては、特に球技関係、たとえばバスケットとか、バレー等の、球技関係のグラウンドそういう形で取り扱っていきたいと、教育委員会の方ではそう考えています。

それから西平山地区の問題につきましては、……（「東平山……」と呼ぶ者あり）一応ですね、現在向うの方の区画整理の関係とからんで、将来、あの平山地区の開発計画、その中に用地の確保をお願いしたいということで、現在、直接、たとえば今度の一般質問にも出ておりますけれど、滝合小学校、あるいは日野二小を母体校にしての用地というものについて、計画はもっておりません。

それから、幼児教育センター関係の問題でございますけれど、この問題に関しましては、教育だけの問題でなくて、保育園の福祉の関係等もございますけれど、とりあえず、現在、第一幼稚園、多摩平の第一幼稚園の空き教室を使わせていただいて、９月から向うに幼児教育センターの部屋を２教室ほどとりましてそちらに重松先生にも来ていただきながら、対応していると、そのような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっと私の聞き違いかもしれませんが、先般の用地買収の説

明のときに、東平山三丁目、豊田電車区の東側の地域に第二小学校及び滝合小学校を対象とした新設校をつくりたい、そのための用地買収の予算であると、約２０億、これが土地開発公社の基金の中に出ていたんですが、これは誤りですね、私の聞き間違いですね。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　誤りではございません。そのとおりの開発公社の方の買収計画になっておるわけでございます。

それで、これにつきましては、５年ほど同じ計画が開発公社の方の用地買収の計画に載っておるわけでございますけれども、やはり、国鉄の用地をからめまして、いろいろ買収の努力を、日野二小、それから滝合小学校、この両方の過密化を救うということで、東平山三丁目を中心にしました用地買収の指令を市の方から受けていますんで、毎年予算計上しておるわけでございますけれども、大分、国鉄の用地をからめたり、それから、簾野議員さんよくご存じでしょうけれども、三丁目の、ちょうど先生がおっしゃったところは、大変な篤農家が大きな農地をもっているところなんですね。そこも大分お願いしたわけですけれども、やはり一応学校に必要な、小学校として必要な5,０００なり、6,０００坪の用地は確保できるんですけれども、農家の方ほとんどから協力してもらわないと、できないという困難なところでございます。そんなことで、市の基本はかわっておりまして、さっき西平山の区画整理の中から、やはり学校用地を生み出していくという方向に改まっておるわけでございますけれども、西平山三丁目に用地買収せよという指令そのまま受けておるわけですから、予算計上続けておるわけでございますけれども、事実、もう国鉄関係からそれから大地主関係へ当たりまして、非常に用地買収困難だという状況のところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　どうも説明がまわりくどいんではっきりしませんが、東平山三丁目につくる予定であった小学校をやめて、西平山の区画整理の地域の中へ用地を公共減歩で取ろうと、こういう計画に変更してきたと、こういうことですね。ですから、教育長の回答も誤ちではないと、それは最近の変更であると、こういうことですね。違うのかな。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　二小、それから滝合小を母体校とする小学校の新設がいずれ必要であると、こういう背景は常に課題として継続いたしております。その用地の取得をどう

するか。いままで説明してきましたように、国鉄用地、プラス付近の農地というようなことも、構想としてはもっておるわけでありますが、具体的に熟する段階までまいっておりません。それで、たまたまあの地域に区画整理の施行を計画しておりますので、それがもし順調にいくということになりますならば、区画整理で取得をするというのが一番妥当であると、こういう二本立てと言いますか、そういう取り組みでございます。重要な問題ではございますが、用地取得の方法をどうしていくか、区画整理によって確保できればこれが一番いいと、このようには考えております。より具体的にいろいろと検討する問題に直面しておりますので、一定の判断をしなければならない。こういう状況であります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　三沢中学校の問題ですが、総務部長どうなんです。うまくいっているというふうに教育長に報告しているようですが。あんまり調子のいい報告しちゃって東平山小学校みたいになっちゃうと困るんで、どう、はっきり言って下さい。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　三沢中の校地の買収計画につきましては、地主と鋭意交渉をもっておりました。そういうことで今月の初めごろでしたか、地主さんの方の、最後に残りました地主さんとの合意が成立いたしまして、一応契約という段階で今、につめております。そういうことで私の方の形としては、第２グラウンドと、このような名称で使っていきたい。学校の教育委員会の方へ買収しましてお渡ししたい。こういう計画でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今ね、行政報告に当然これは載らなきゃ困るのは、三中とのからみがあるからなおなんです。いわゆる来年４月１日になると、緊急措置というか、いずれにしても三沢中学校へ三中の生徒を緊急退避させると、避難させるというふうな悪い、私どもから言えば大変なむちゃくちゃな話なんですが、計画が進んでおる。少なくともこの人たちに少しでも救いを与えなければいけない。ということになれば、今年中に三沢中学校の改築終えなきゃならない、そうですね、現にやっている、学校はできた、校庭が狭くなった、これじゃ困るわけです。今のお話ですと１０月中に買収ができる予定ですか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　現在この市政経過の中では日にちを区切ってございますの

で、その後の経過ということになるわけでございますけれども、最終的に今、明日中に契約にこぎつけまして、すぐ造成工事にかかって、それで運動場として使っていく、というような計画で、なんとか年度内には校地として確保したい、グラウンドとして確保していきたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今のお話非常に安心しましたが、しからば契約ができますから、あさっての議会に提案する予定なんですか。契約したらそれは通るでしょう、仮契約でしょうから……。あるいはこの会期中にやる予定であると……。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　ただいまの御質問につきましては、用地取得の議案ということでございましょうか。これにつきましては、いわゆる議会の議決に基づきますものは、5,０００平米以上と、こういう規定がございますので、議案としては御提出しなくて、執行機関の方で処理していくと、かような形になります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　三沢中学校の用地の取得について、契約成立したらすぐに議会に報告してもらいたい。これは、金額はもう何億という金額になるわけですから。

次に、福祉関係でちょっと質問したいんですが、障害者の方々の訓練センターと言いますか、職業センターと言いますか、この建設が大変大きな希望をもっている。ところが５７年の決算見ましたら、基本設計に１１０万組んだんですが ― ５７年度に。ほとんど使われてない。残念ながら……。この身障者のセンターの建設、今度基本設計じゃなくて本設計に入っているわけですから、もう市民会館と同じように何平方メートルの建物で、このくらいの部屋をつくって、こうするという大きな方針はできているはずだと思う。ところが行政報告に載ってない、これ。それで、その点をひとつお聞きしておきます。

同じようにお聞きしたいのは、昨年予算を流した旧市役所の跡地の健康センター、これについての進行状況、これも載ってない。なぜ私がこんなこと言うかというと、来年度建設する意思があれば、８月末までに大体の基本をつくって、国庫補助なり、東京都の補助金の申請、あるいは、建築確認の手続、それらを進めなければおかしい。市民会館が今ごろになって建築確認云々というのは全くおかしい、行政を知らない人のやることであります。老人の宿泊施設に

してもそうです。まだ議会に出てこない。これも建築の「け」の字も知らない行政のやり方なんだ。日野の市役所というのは、いわゆる行政の手順を知らないんじゃないか、はっきり今の２つの問題は少なくとも８月末までにはこれだけのものをつくり、何億のものをつくる、何平方メートルのものをつくる、だから、どのくらい補助金をもらいたい、と。当然申請しなければおかしい。だから、これに出てこなけりゃおかしい。あるいは昭和６０年度に延ばしたのかどうか、ここのところ、ひとつ説明してもらいたい。われわれの説明は５９年度につくるという説明であります。今の健康センターにしても職業訓練センター、リハビリセンター、そういうことなんですからこれは、福祉課ですか、健康課ですかよくわかりませんが、課長の方からこまかい説明を求めます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと概要について大づかみな説明をしておきたいと思うんです。障害者を対象といたします共同作業所、あるいは福祉作業所とも言われるわけでありますが、われわれの当初の考えはいわゆる旭が丘４２番地の市有地、この中の地積 おおむね５００坪を提供して、その中にはまるものという考えをもちました。そして、私どもの考えが少々小さすぎるということで、多少の反論を受けました。当然これは当事者、ないし当事者の組織とも十分了解をしながら進めるべき性質のものでありますので、基本設計につきましては、６００平米、の２階建、したがって1,２００平米でありますか、われわれの、ですから当初考えていたのとちょっと規模がかわりました。そして、たしか、この担当部局が、きょう、なお設計のことで協議をすることになっておると聞いております。その際、われわれもなるべく尊重をする、当事者の方々の立場なり意見を尊重する、そういう対応をしたいということで、補助金の申請等はこれはタイムリミットがありますので、すでに行ってはおりますけれどなおなるべくその中にもはまるように、あるいは国庫、国の制度あるいは都の制度がうまく適応されるように、そういう考え方で話し合いを最終的に詰めようと、こういう状況であります。

考えられますのが、約われわれの当初の考えと倍増したような感じがいたしておりますが、それでもなお、国の制度、あるいは都の制度、そして補助金が得られる体系で実現を図りたい。公設民営が成り立つようなそういう内容にいたしたい、このように考えておりまして、たぶん今月いっぱいにはそういう協議が合意という形で成立する、それに基づいて具体的な設計にかけていく、このように予定をいたしております。

健康センターも同様でございまして、今、文化財調査をやっておるわけであります。したがって、半分は終わりました。あと半分が年度内いっぱいかかるという予定であります。早く調査を終えて、少なくとも何らかの役割を果したいわけでありますが、今回の予算にごく最小限のものを提案をし、御審議をいただくことになっております。したがいまして、健康センターもこれはまだいつ着工になるという、今後の文化財調査の結論を見ませんと、立てがたい、このように考えられます。

概要、そういうことでありますから、具体的なことはひとつ今後に報告の機会をもちたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、市長のお話ですと、障害者の諸君の御利用になる共同作業所兼リハビリセンターは、1,２００平方メートルの総２階、というふうに理解してよろしいわけですね。そうすると敷地は約1,０００坪はなければ恐らく建べい率に合わないと、このように見られますが、その点はどうなのか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その半分と御理解いただきたいと思います。その半分の建て面積、つまり、建て坪は２階建てにして1,２００ということにはなりますが、５００坪程度の地籍を予定しておりますので、それにはまる範囲と、こんなふうに考えます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　わかりました。今、市長からは６００平方メートルで、総２階1,２００平方メートル、敷地５００坪、この点で部長はきょう、あす結論を出すというお話ですが、皆さんの合意を大体得てあるわけですか。そして国庫申請をすると、建設を。どうなりますか、きょう、あすというお話でしたが。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先ほど市長からお答え申し上げたように、今晩障害者の団体と話し合いをもつことになっております。さらにそのお話を伺って練っていきたいと、こういうぐあいに考えております。

しかしながら、先ほど市長から申し上げましたように、東京都の補助金の期限というものがございます。それは８月いっぱいには提出しなければなりませんので、一応の型どおりのものはつくりまして、東京都には出してございますけれども、東京都の方は２月までは変更を認めるというようなことでございますので、その話し合いの中では、につめたものを具体化していくと、こういうぐあいに現在考えております。

それから、先ほどの憩いの家でございますけれども、憩いの家につきましても、現在進行しておりますが、工事の確認の申請の関係がございますので、現在、若干時間をとるということでございますので、工事の仕上がりが来年度にかかるということで、後ほど明許繰越のお願いをするという予定でございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。こういうぐあいに進行しております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　憩いの家のことはお聞きしなかったんですが、これは、建築確認そんなにまた延ばしているんですか、もうひとつ、それはいいですがね、非常に残念な話です。憩いの家も、非常に残念だ。建築の手続を知らない人のやっていることで、知っていればもうすでに昨年やっているはずです。これはホテルと同じなんですから、事前審査すべきなんです。してないからこんなことになって、行政の能力なしとみなさざるを得ないんです。障害者センターはそんな手落ちのないようにしてほしい。

また、今の６００平米は最低、それで希望とすれば、恐らく1,０００平方メートルぐらいないとできないんじゃなかろうかと私は思うんですが、実際に運営される方々は、宿泊施設も当然要望されると思う。ですから、その点でひとつ今晩決まったらまた教えてもらいたい。健康管理センターのことについては企画財政部長かな、あなたいつもプロジェクトやっています、やっています、と言っていたのに、今市長さんの話じゃ何にもやってないみたいですが、やってないのかね、だから今穴掘っているという話しかしてないんですけれど。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。私がいままで健康センターの御質問にお答えしている内容と申しますと、要するに庁内にあるべき健康センターの像をさぐるためのプロジェクトチームをつくって、そこで検討をしておると、そういう御報告を申し上げているわけでございます。現段階では当然敷地の方は遺跡調査でございます。検討委員会におきましては、この前も御説明いたしたわけですけれども、健康センターのあるべき姿、あるいは健康センターとの色合いも含んだ建物であるべきだというような議論から、それらのスペー

スの配分、あるいは内容としてどういうものを盛るべきかを検討しているわけでございます。ですからその検討委員会の結論がまだ出ておりません。私はいままでの御報告の中で、検討しているという形の仕事をしているという御説明をしていたわけでございます。今後とも今抱えております課題に合うように検討を進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この問題については昭和５６年に、３年前にもう花輪委員長から答申が出されている、生活環境部長の方でこれは担当されるんだと思うんですが、今、委員会をつくってやっていますと、委員の親方と言うか一番えらい人は総務部長でしょう。あなたが一番トップですわね。トップがよくわからないんじゃ何もしてないのと同じじゃないですか。あるいは生活環境部長の方で何かこれについては具体的な案があるんなら、前進があるんなら説明してもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ですからチームのメンバーに生活環境部の、生活課の担当員ですね、それもメンバーの中に入っておるわけです。ですから当然メンバーの委員は、花輪先生の方から出されています答申に基づくプランをあげてきているわけです。そのプランが、ですから今度は生活センターの部分も建物の中に含みたい考えでございますので、その、生活センターと健康センターの配分とか、そういう関係の中で、お互いの占めたいシェアが各主管課長皆仕事に意欲がありますから、広いスペースをどちらもほしがるとか、そういうことがあるわけです。それを調整していると、このように御理解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そうすると今、企画部長の説明だと、健康センターに対する案は、すでに生活環境部の方から上へ、企画部の方へ出されていると、理解していいですね。この案をちょっと説明してもらえないかな。あるいは資料もらえないか、案と同じもののコピーを。もうできているということならば、そういう説明でありますから、それを教えてもらいたい。これ来年度事業ですからね、急いだ方がいいんです。この報告書に当然盛られると思ったんです、ぼくは、行政報告の中に。こういうものを、健康センターについてはこういうふうな大きさのもので、こういう能力をもっている、それを厚生省に申請して、補助申請したわけだ。そのくらい出ると思ったら出てない、そこでお聞きしているわけです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この遺跡調査ということが間にはさむ間は、年次計画というところまではまいりません。したがって、遺跡調査はなるべく本年度中に終わることを望ましく思っておりますが、そのとおりになるかどうかは、これは調査をしてみないとわからないというふうに調査会の方でも言われますので、多少そのことを優先にいたしております。そうして、大体の規模といたしましては、４階建て、そして、１階、２階層を健康センターに、あるいは３階、４階を生活センターにというふうなことが可能ではなかろうか、というふうに考えられております。

なお、また意見調整もしなければなりませんので、多少時間もかかると、このように御理解をいただきたいと思います。空き地を利用した、いわゆる消費者事業でありますとか、あるいは洗剤の供給事業でありますとか、このようなことは年度内に終わった部分を利用して仮設の施設によって発足しようと、こういう考えはもっております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　よくわからない。(笑声)　わからないということがわかったわけですけれども、これは大変問題が多いんです。昭和５７年にすでに予算提案されている、提案されていて、たまたま建築法上の問題の調査不十分のゆえに、延び延びになっているわけですから、これはもう遺跡調査の調査もできるだけ急がなければいけない。企画部長、いいですね。見ていると、そんなに急いでいませんぜ。私は毎日のようにあのわきを通る。(笑声)努力してもらいたいですね。努力しても給料は同じだから、ということもあるかもしれないけれど、日野の給与制度はそのような問題点を含んでいると困るんですが……。それで、いろいろお聞きしたいんですが、行政報告というのは本当にね、やはり思うですね。仕事をしないようになるべくしないように書いたのがこの報告書なんですね。これはわかる。仕事をすれば、首になるかもしれない。私はこの退職金の問題については今、市川議員さんや高橋議員さん御質問になりましたので、希望しておくんですが、これ、給与条例とのからみなしにはできない。部長担当クラスの人の月給を、最高５０万以上にしなさいと、この間私は言ってあるんです。２等級は４５万から４８万にしなさい、３等級は４０万から４５万の間にしなさい、最高額を。４等級は４０万にしなさい、そういうふうにしてこそ初めて退職金の７０カ月とのバランスがとれてくる。片方だけ考えていればいつまでたってもできない。ちょうどあれと同じだ、今の健

康センターと同じなんだ。両方に力を入れなきゃ、遺跡調査に力を入れなきゃ片方はできっこないんです。仮小屋つくりますなんて市長さんおっしゃっているが何のことかよくわからないんですが、それじゃ困る、市民の健康上。ひとつ、これは、行政報告書に対する書いてないものについての私の若干の質疑でしたが、大変簡単でございますけれども、後は一般質問のときにさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　いろいろ質問が出ましたので、簡単なことだけ、２、３点質問させていただきます。

第１点は１１ページに南平一丁目１０番地鹿島台分譲地内の配水管新設工事ということでございますけれども、それに関連して、半年前の３月議会で、専用水道の問題を私は取り上げましたけれども、その後、この都水道に切り替えるための手順、手続と言いますか、そういったものがどの程度進行されているか、その点をひとつお伺いします。

それから２点目は、９ページに庁用車駐車場設置工事ということでございますけれども、市民会館の建設着工が予定より３カ月ぐらい遅れるようですけれども、しかし完成は予定どおり６０年の３月にしたいということでございますから、１年半後に完成する。こうなりますと、この駐車場の問題を、単に市民会館だけじゃなくて、この庁用車の駐車場、あるいはこの庁舎を利用する一般市民のための駐車場、トータルで駐車場の問題を考えなければならないと思いますけれども、この駐車場の問題、トータルで考えて、どれだけの駐車台数が必要と見込まれ、そして今現在、どれだけそれが確保されているか、そして、もし確保されていなければ今後どうされるか、もう１年半後のことでございますので、現在の段階で見通しを立てないと、非常に問題が起きるんではないかというふうに思いますので、２点目として質問いたします。

３点目は、この市内循環路線バスの経路でございますけれども、先ほどのこの説明、そして図面を見て、私は大変さびしい思いをしておりまして、内回りも外回りも南平は１本も通っていないわけであります。それで、このバス路線の経路については、バス会社との関連もあって、簡単にはいかないと思いますけれども、これはあくまで案でしょうけれども変更の余地ありやなしやというふうなことをお伺いしたいと思うんです。以上３点お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　専用水道の件でございます。専用水道の方にいままで遅れ

ました理由といたしまして、都水の水量不足という説明等をいたしております。その関係で、水道部長として御報告申し上げます。

現在、程久保給水所、これは約２万1,０００トンのタンクをもっております。現在、程久保の方に管が布設されておりません。平山の方には自然流下ということで給水系統の変更をいたしました。これは６月の広報でお知らせをいたしましたとおりでございます。そうしますと、光塩学園の前の市道から都道１５４号を通りまして明星団地の下約1,５００メートルございます。この間を程久保給水所からつないでやる必要がございます。約工費３億ほどかかるだろうと見ておりますがそれにつきましては市長から７月の庁議で直ちに都と交渉をしてみてくれという指示を受けました。それで水道部といたしまして１５４号、これは舗装が上級舗装でございますので、道路の掘削の制限をいたします。いつできたかということが問題になります。すなわち簡易舗装ですと大体１年で掘削を許してくれます。中級になると３年間の掘削を禁止いたします。上級舗装でございますので５年間は掘削を許可してくれません。それで直ちに指示を受けまして、その翌日、南建に行きまして調査いたしました。南建の管理課でございます。それを舗装しておりますのが昭和５４年でございますので、昭和５９年来年度で切れます。来年で掘削解除、来年までは掘削できないということです。その調査をいたしまして、直ちに多摩水道対策本部の方に行きまして、計画課長とお会いし、お願いをいたしました。

その結果、昭和５９年度の最終四半期から工事を始め、昭和６０年度で工事を完成したい。これはまだ計画でございまして、そういう発言を得ました。またもう１点は、程久保給水所と第二武蔵野台、特に第二武蔵野台で今話しておるわけでございますが、標高がほとんど同じでございますので、都では水圧を、給水栓で蛇口の末端で1.5から２キロを標準といたしております。そうしますと、その圧力が得られませんので、下のちょうど程久保川のところ、それは場所は限定しておりませんけれども、ポンプアップで送りたいというような意向を漏らしておりました。水道部としては以上です。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　次に市営駐車場でございます。これにつきましては、一応庁舎の周りの土地を借地すると、こういう方式を打ち出しておりまして、現在３人の地主さんから御協力をいただきました。約９０台が収容できる施設がここで完成をいたしております。まだこれでも不足いたしますので、その近隣の地主さんに当たっておりまして、なるべく当初

計画でございます１５０台収容にこぎつけたいと、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　バス路線のお尋ねについてお答えいたします。経路の変更の余地ありやなしや、という御質問でございました。ただいまのところ、京王も市側もこの案に沿って煮詰めたい、つまり経路の変更をしないで、この形を実施するように努力したい。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　循環バスの問題後にしまして、専用水道の問題ですけれども、技術的な対応についてはそれほど、部長がいろいろ御親切に御説明いただきましたけれども、それはそれほど問題はないだろう、肝心の問題は、営業権等がからんでいる移管の手続と言いますか、それが一番の問題だろうと、いわゆる政治的判断をしなければならないきわめて大事な問題だろうと思うんですが、その件が私は一番のネックであって、その点の進展を伺っておったわけであります。その点の進展はどうなんでしょうか。技術的なことは部長から聞いて結構ですから、その点について御回答お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このことにつきましては特別の取り組み者を決めていろいろ検討いたしております。そして今のところいわゆる第二武蔵台でありますとか、その他専用水道を使用している地域で、私道の状況がありますので、まず前提にそれを解決しなければなりません。

それぞれの団地で道路対策委員会、あるいは水道対策委員会という自治組織がつくられて、つまり協議をする相手ができたと、こう思っております。第一段階としては私道の公道化のことに私水道に先立って一定の条件を解決しておきたい、こう思います。

それから、水道につきましては、今お話しましたように幹線をまず通すことによって、支線の配水管がいよいよ事業化ということになりますから、それに間に合うように前提となることがらの処理をしたい。それぞれの水道委員会で合議をしてもらって、その場に専用水道の経営者も出席をしてもらい、そこをまた、調停をするという立場で日野市が参加をする、と、こういう順序で取り組むという予定を組んでおります。御心配をいただいておる理由もよく承知をしておりますが、そういう順序で水の供給が可能になること、また、それを踏まえて、公共水

道化が成り立つ、こういうことを順序に沿って解決をしておこうと、こういう取り組みでございます。しばらくそれらの調整にこれから年度内に取り組んでいこうと、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　高額の退職金の問題とか、給与の問題とかいろいろ議論されておるわけですが、私は専用水道の問題でただいま市長から答弁いただきましたけれども、結局具体的に何をしたのかということが実感としてつかめないわけであります。そのための専用水道の担当をわざわざ置いているわけですね。ですからそのわざわざ置いて、成井前収入役がその担当ということでありますけれども、この私が質問して半年経過しております。その半年の間にこの成井担当が、一体具体的にどういう働きをしたんです。実績を、どういう実績を上げられたのか。それに伴って給与というのが支払われていると思うわけですけれども、単に、これからいろいろ手順を踏んでいきたいとかいうふうな、紋切り型の回答では済まされない、やはり専用水道担当がいるんであればその問題に特に営業権がからむ移譲の条件、業者との移譲するためのいろんなからみがあるわけですから、そのことに真剣に取り組まなかったら、この担当を置く意味がないわけであります。技術的なことは水道部長初め皆さんが、一生懸命、優秀なスタッフがやっておりまして、そちらの方の対応は心配ありません。配水管も通って６０年度には都水道に切り替える体制ができるわけであります。肝心なのは業者との取り決めであります。移管の取り決めであります。そのことに全然手をつけていられないのでは、全く見通しが甘い。私はそう指摘せざるを得ないのであります。この半年間成井担当がこの専用水道問題についてどのような実績を上げられたか、御説明いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　内部の事務整備ということで、こういうことの、どういう順序で事業を進めていくかというところに本来の一番の重要な点があるはずです。

今、先ほど説明しましたような順序で取り運ぶというのがいままでの検討の結果でありました。何をしておったかということについては、そういう順序を今決めておったということであります。そういう順序を決めずして、また、どこから取りつくということは成り立たないわけであります。やっぱり、逐次順序を決めてやるということが私は行政としてきわめて重要な行

政の運び方の手順だと、このように思っております。業者、業者とおっしゃいますが、業者というのは、これは需用者と供給者という関係ですから、まず、その段階である程度の合意をしてもらう、そうして、その際に伴う問題があれば、市がそれの調停をすると、これが順序であると、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　市長がそれほどまでにおっしゃるんでしたら結構でございます。いままでの手順をいろいろやってきたと、決めてきてやってきたと、こういうことであるならば口頭ではなくて、具体的にこのような形で専用水道の問題については解決していこうと思って、そして、この半年間なら半年間というもの、あるいは成井担当が担当してから専用水道問題についてはこういう具体的な形でやっているということを後日で結構でございますから、文書なり何なりで納得のいけるような説明をしていただきたい。このようにお願いしておきます。

それからもう一つ、給水体制は６０年度までに完成する見込みでありますから、今、手順が云々というようなことをさかんに申されております。それはそれで市長にお任せしますけれども、ここで念を押しておきたいことは、６０年度になって、なおかつ、業者との移管との取り決めができなくて、もたもたしているようなことのないように、きょうの、本日の議事録が、６０年になってからまた議論されることのないように、心から願っておりますんでまたひとつ、そのつもりでこの問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほどの循環バスですけれども、京王と、そういう変更の余地なしで進めているということでありますけれども、私はそう言われてもあえてもう一度検討してほしい。というのは確かに南平、京王線がございます。京王線はございますけれども、南平の住民からよく言われるのは、市役所、あるいは市立病院、この市役所と市立病院へ行くのが大変不便であるということを強く言われたわけです。１日も早く市内循環バスを通してほしいと、南平の住民からも強く要望されておりますんで、ひとつその声を無視しないで、もう一度ぜひ検討していただきたい。このように強くお願いしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　今の、小山議員の市内循環路線バスのことについて関連質問させていただきます。

と申しますのは、この問題につきましては各議員の方が一般質問で何べんもやっておられます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）さらに、市民の方からも非常に強い関心のあるところであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

行政報告によりますと、運行交渉についてということの説明でございますが、対外的な交渉でありますし、これを来年の４月から運行する予定だということで、路線の運行の図面を出されているわけですけれども、小型バスということで、当初これは暫定的なもので、本格的な大型バスが走る際については、路線バスの再度の見通しもあり得るのかなあというふうに当初考えましたけれども、実際こういうふうな路線バスで小型バスが走りますと、実際にはこれが確定的なものとして将来なるだろうというふうに思うわけですが、この辺どのようにお考えになっているのか。お聞きしたいと思います。（「議長関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　私は今回手を上げてございません。質問する気全くなかったわけでございますが、先ほど企画財政部長からこの市内循環バスのコースの変更の意思はなしと、こういうことでございますのであえて関連で質問させていただくわけですが、よくまあ議会に、こういう循環バスのコースでこういう図面が私は出てきたと、非常に憤慨をいたしているわけでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そもそも循環バスですから、循環という意味は、同じ路線をぐるぐる回るんだと辞書に書いてございます。これはぐるぐる回っていますから、循環バスとかわりないんですが、そもそも本当の市内循環バスを通すという根本の意味は、きわめてこの日野市内の中の交通に不便な方たちのことを思って循環バスを通すんだと、これが本当の基本の精神ではなかろうか、と私は思うわけです。したがって、今、南平云々もありました。前に、このバスの通っていた東豊田も入っていません。東光寺の方はどうでしょうか。西平山はどうでしょうか。万願寺、下田もないじゃないですか、まさに市内の一番不便なところが抜けておる。こういうバス路線を、おめおめとこの議場に持ってくるということは全くけしからん、と私は思うわけでございます。その辺の返答をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　循環バスということを長年の懸案にし、特に道路の解決によって運行のできる日を首を長くして待っていたという、市民にも待っていただいたということになっていたと思います。そして、一番いいのは、このバス運行の免許を持っているバス会社が、自分の経営ということで、できるだけ緻密に市民の生活に役立つ路線を走るということが

一番望ましいわけであります。今日バス事業というのは、多分たくさん、われわれも一つの独占事業でありますから、言いたいことがあるわけでありますが、やはり、営業という、つまり企業の形で行います限り、赤字ばかりでは事業をやらないというのが、またやむる得ない状況であります。

そこで、今回考えておりますのは、最小限の損失補償もあえて補う内容で、そして日野市内にふさわしい大型というよりも小回りのきく、しかも小数、大型に一日中たくさんの人が乗るということは、いま大型バスがみな採用されておりますが、あれは朝晩の一番ピークのときに、基準を当てると言いますか、そのために大型をやむなく使っている。その大型は、昼間等の間は、きわめて効率の悪い車輌だ、というふうにわれわれも見るわけでありますので、今日運行している路線はなるべくそのままやってもらう。その間に伍して、なるべくすみずみまで行くのが望ましいわけでありますが、一応最寄りのところに乗っていただくと、こういう考え方でございます。

それから、もう一つは、特にバス会社の了解を得る方法といたしましては、なるべく路線をダブらさないようにする。特に京王電鉄は、いわゆる京王線、高幡、南平、平山とこのように鉄道運行やっておりますから、これに並行するバス運行は大変、敬遠をしたい、こういう下心があるというふうに見受けます。

したがって、なるべく中回りと申しましょうか、なるべく平均的にというふうには考えるわけでありますが、場所によって遠いと思われるところも出てくるというわけであります。しかし、たとえば、万願寺方面には現在立川から高幡までのバスが通っております。それから西平山のところといってはあれですが、豊田の駅から平山台工業地域というふうなバスもございます。そうしてバス会社では東光寺の、つまり新町、栄町の都道は奥にできる都営団地の客預りということで、日野駅までバス運行したいという計画があるそうでありますが、地域でどちらかというと反対をされるという、また一面の事情もあるようであります。(「発言する者多し」)

したがいまして、十分まだよりよいものとする努力はしたいと思いますけれども、あまりいじりまわすということも、また今度は体系を崩してしまうこともありますので、できるだけ御理解をいただいて交渉が成り立ちますように、そうして、大回りになりますと結局時間がかかることになりますので車台がたくさんいります。そのために経費も余計かかる。いろんなことがありますから、ひとつ不満を半ばする程度でひとつ御理解をいただければ、市民の御理解を

いただければ、というふうに願っております。しかし、これからもまた、よりよい改正がありますならば、もちろん取り組むということで結構だと思います。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　大事な問題ですので、再度お尋ねします。一つは今、市長の答弁にもあったわけですが、損失補償も考えての運行であると、そもそも委託契約だということですね。大型バスでなくて、小型バスの車両を通すということですけども、この原案について、コースについて、どうのこうのと言う以前の問題として、京王電鉄と交渉をし、これが決まりますれば、恐らく一般質問で各議員さんが、いろんな角度から質問されている内容をできるだけくんだ体制の中での最大公約数をとって、交渉に当たられたかどうかというところの議論の場がないんではないか、と思うわけです。ですから、このコースを決めるに当たりましても、非常にむずかしい問題があるのは承知しておりますけれども、こういうふうな議場で突然知らされたわけですけれども、こういう問題については、対外的な折衝の段階の以前として、かなり合理的な根拠等を、議員の方にていねいに説明をされていくのが本筋ではないか、と思うんです。この議場でこういうふうな報告をいたしますということで、そのまんますんなりいきますと、議会は認めたというふうなことになるわけですけれども、そういうことでは行政の対応としては、非常にまずいんではないかというふうに思います。

今、市長の御答弁ですと、将来、この路線についてはもう少しいい案があればというお話ですけれども、一旦こういうふうな路線が確定しますと、いざこれが廃止ということは事実上不可能だと思います。そういう意味を含めまして、これはもう確定案だろうというふうに思います。

さらに将来損失補償まで考えて運行される考えがあるならば、ほかの地域の不便なところについて、そういうふうな将来計画をもってのこの原案なのかどうか、ということをお尋ねしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いままでいろんな情報として、バスを通せということについての、全部というわけにはまいりませんが、相当配慮をし、網羅をしたと、そんなふうに言えるかと思っております。そして、なお、たとえば一番橋通りあるいは平山橋通り、これらの開通という問題がいずれその時期が来るわけでありますが、その際にどういう変更を考えるかと

いうことがあるかもしれませんが、現状考えられますのは、まずこういうことではなかろうか。そして、本来ならばいろんな意見を聞くのが一番いいわけでありますが、聞いている件はとにかく交通の便を図れということになるわけですから、それらを私は最大限に網羅しているというふうに御理解をいただければ幸いであります。交渉ということを成り立たせるためには、やっぱりいろいろと向こうもまた乗れる話でないと成り立たないわけでありまして、特に時間の問題、あるいは料金の問題、それからダブる路線上の問題、いろいろ、利害関係がございますので、もうしばらくひとつ交渉を進めた中で具体的に御報告をさせていただきたいと、このように感じております。

突然出して、大変失礼だということは存じておりますがしかし、やはり最初の皮切りはこのような形にならざるを得ないわけであります。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　企画財政部長、コースの変更の意思は、今後変更の意思は、今後検討の余地はありますか。それだけ確認しておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。この路線を一応とにかく定着させたいと、その後でのことでは当然そういういま市長も言いましたように、新しい道路の整備等の進行にあわせて、それから先ほど古谷議員さんからモノレール構想の御質問もございました。日野の交通体系将来考えますと、いろいろ変化する要素があるわけでございます。それらを踏まえた上でまで、かえないというようなそういう答弁はできません。当然かえる考えはございます。（「私の答弁どうするんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　そうしますと、このコースは全くかえる意思がないということでございますので、私はここではっきりと言わせていただきたいと思いますが、このコースを見てみますと、どなたが見ても一番市内の便利なところだけを通っておるという、こういうコースにしか私には思えません。したがって、このとおりのことを実行なされるということでしたら、私ども断固反対をしていきたい、とこのことをこの議場ではっきりと申し上げておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　私は別にこの件について質問する予定はなかったんですが、1点ちょっと聞いておった小山良悟議員の質問の中で、私の事実の経験、経過と相違した答弁が市長の中にありましたので、一応この際はっきりした補足を私としても申し上げておきたいと思います。

小山良悟議員が南平にバスが走ってない、事実そのとおりで、この図面ですと、そのほかに黒川議員もおっしゃった地域がみんな走ってないわけですが、私は三年前だとはっきり記憶しておるんですが、京王自動車の課長さんが何人か、私が高幡不動の商店会の役員をしているとか、あるいは議員をしているということで相談に来られたんだろうと思うんですが、高幡商店会の中を、平山、高幡間のバス路線を運行したいんだけれども、商店会が過密の中で許可してもらえるかどうか打診してくれないか、という私は質問というか具申をされたことがございました。商店会に早速かけ合ったんですけれども、それが二回ばかり来ただけでその後ぱたっと途だえてしまいました。そういう事実経過があるわけでありまして、決して小山良悟議員が悲観する必要はないと、京王電鉄ではこれは自主運営で「どういうところからあなた方はいらっしゃったんですか」と言ったら、市民要望が非常に強い、この路線の市民要望が非常に強い、決して京王線と並行するからとか何かではなくて、いわゆる高幡、南平間を、たとえば例にとっても2キロちょっと、高幡、百草間もやはり、2キロ、駅と駅の間が開いているということと、地形が山岳というか、丘陵地帯のために、駅、あるいはショッピングに下りるということは大変不便を感じておる。そういうところで足の便を何とかしてほしい、という非常に市民要求が強いので、計画したんだということを言っておりましたが、その結果は、私は何ともその後何ら向こうが言ってきませんのでわかりませんが、電鉄自体ではそういう考えがある、ということは事実でございますので、申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑はありませんか。

（「なし」「関連」と呼ぶ者あり）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　今、企画部長さんのお話がありましたがバス路線のことですがね、京王帝都から諮問が来たわけですね、こういうふうにしたいと、あるいはこちらからこういうふうにしてくれ、という要望を出されたんですか。それで出した要望が、京王帝都の方で、それでは来年4月1日からこのようにいたします、という返事が来たわけですね、いつ、どのような、経過をちょっと、先ほど経過非常に大切であると市長おっしゃった。確かに経過は大

切なんです。いつ京王へ出されて、希望されて、京王からいつ返事が来て、どうなっているのか、ちょっと具体的に教えていただかないとよくわからないんだけれども、こっちから希望したものなら変更します、とは言えないわね、これ。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　主として私が事務当局を督励をして、早くやれということで取り組んでおります。そこでこの草案というものは、私どもの方で提示し、はたして、相手が、つまり免許をもっている営業会社ですから、どういう形で応諾をするだろうか、ということがきわめて慎重を要する点だったと思っております。まず事務レベルでは、なかなかこういう話はちぐはぐになりますので、社長のところへ行って、ともかく日野市の連絡バスを多年にわたって求められて、ようやく一つの循環系統が組める段階になったので、会社としては、バス運行にはいろいろと営業上の問題もあるでしょうが、ぜひ日野市民のためにお力添えをいただきたいということを、京王電鉄の社長にごあいさつを通してそうして自動車部を呼んでいただき、日野の御意見を十分聞きなさい、とこういう形でいま進行いたしております。まだ詰めなければならないことがたくさんありますが、ともかく情報として議会には報告しておくべきだということで今回の議会に御報告をさせていただいておるわけでありまして、……。（「もうちょっと具体的にね、この図面を出す、市の方から出したのか」と呼ぶ者あり）文書を手元に差し上げておるはずですが、京王に出した要点というのですね、こういうの差し上げてないでしょうか。（「もらっているよ」と呼ぶ者あり）８月１２日と日にちが入っております。これに書いてあるとおりです。（「これを出して、京王の返事は来ないの」と呼ぶ者あり）今、話としては話に乗れるという反応を得ておると、こういうことであります。（「返事がない」と呼ぶ者あり）はい。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　そのことですか。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　この循環バスの答弁を先ほどから私も質問しましたし、聞いてまいりましたけれども、答弁が一貫しないんですね。先ほど企画財政部長はこのバス路線の変更の余地あるかないかということを聞きましたけれども、その答弁が、市長も答弁しておりますけれども、免許をもつ営業会社である。相手の採算ということもある。そういうのをからみ合わせて考えなければいけないし、したがってそう簡単に変更できない、こういうふうな話だったんです。だけど、今の答弁聞いていると、そうじゃなくて、市側が、この最大公約数というの先ほど申し上げていますけれども、市側がこれを出している。京王にはどうでしょうかという形に今なっているわけですね。そうしますと、先ほどの答弁と違うわけであります。

京王が、先ほど、営利会社ですから、全く赤字でどうしようもないようなのを受けるわけもないということも、それもわかります。わかりますけれども、わかるからですね、先ほど京王電鉄の意思もこの路線決定に働いているのか、そして市側と十分に協議して、これが何と言いますか最大公約数で、双方、市側も、そして京王電鉄も譲れる線ということで出たならある程度しかたがないからというふうに思いましたけれど、しかし、この答弁聞いていたらそうじゃない。市側の希望といいますか、線を出しているわけですね。そして先ほどの市川議員の経過説明も、事実経過のこと説明ありましたけれども、そんな話もあわせて考えますとね、まだまだ検討する余地あるじゃないか、そういうことであるならば、答弁を何と言いますか最初から率直に申し上げていただきたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そのことを強く不満申し上げ、そしてなおかつこの循環バス路線問題については、もう一度再検討することを強くお願いしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４．諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後３時　９分休憩

午後３時３１分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

審査報告に入りたいと思います。

これより、請願第５７－３１号、私道舗装に関する請願、請願第５７－４６号、下排水路の

護岸、フタかけ工事を要望する請願、請願第５８－９号、京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　建設委員会の審査報告を申し上げます。

請願第５７－３１号でございます。私道舗装に関する請願につきまして建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願につきましては、昨年の９月の１４日に本委員会に付託されたものでございます。請願者は日野市大坂上２－１６－９番地でございます。日野安治さん外４１８名の方から提出されたものでございます。大坂上二丁目１２番地から１７番地までの間の道路舗装に市に移管していただきたいとの内容でございます。移管については地主１名の協力が得られないとのことであります。

本委員会では、昨年の９月に現地調査を実施し、審議を重ねてまいりましたが、舗装については現在私道のため、７０％補助なら実施できるが、１００％補助は現在では不可能である、ということでございます。また、移管についても１名の地主の了解が得られず、一部に幅員４メーターに満たない場所もあるので、現状では無理との答弁もありましたが、審議の中で、あの地域はぜひ舗装すべきとの意見を踏まえ、また、今後地主等を説得するよう努力してもらう意も含めて、全員異議なく採択と決定いたしたものでございます。

引き続きまして、請願第５７－４６号でございます。下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願につきましての審査報告を申し上げます。

本請願につきましても、昨年９月２７日、本委員会に付託されたものでございます。請願者は、日野市平山５－１９－１０秋間栄次さん外１３名の方から平山五丁目１９番地先を流れる下排水路の護岸、フタかけ工事を実施していただきたいとの内容で提出されたものでございます。

理事者側より護岸対策はＵ字溝を入れて対処できるが、フタかけについては通路上だけは実施できるという内容の答弁がございまして、おおむね願意に沿ったかたちで実施できるとのこ

とで、全員異議なく採択と決定いたしました。

引き続きまして請願第５８－９号でございます。京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願につきまして、審査報告を申し上げます。

本請願は、本年６月の７日に本委員会に付託されたものでございます。請願者は、日野市落川９８８番地、石坂文夫さん外４名の方から百草園駅ホームと川崎街道の間を近隣商業地域に指定していただきたいとの内容で提出されたものでございます。

本委員会では現地調査を実施し、審議いたしてまいりましたが全員異議なく採択と決定いたしました。

なお、風俗営業あるいは大型スーパー進出のための近隣商業地域指定にならないように、との要望が出されましたことを付け加えて報告させていただきます。

以上で審査報告を終ります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっとお聞きしたいんですが、日程５の、大坂上の道路の舗装の件ですが、私道舗装ですが、舗装をすることに地主の人は反対しているんですか。舗装することにも反対しているんですか。土地移管じゃなくってね、舗装することに反対しているの……。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　この舗装ですね、することも、それから今現在では、１名の地主さんが市に移管をすることはできないと、そして、舗装ということも反対でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　委員長ね、確認しておきたいんですが、この地主さんは土地を寄付することはちょっとむずかしいと言っているけど、舗装することはよろしいと言っているんじゃないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　地主さんは、あくまでも、私直接お会いしたんですが、審議の中では、地主さんと委員会の方たちはお会いしておりませんから、なんでしょうけれども、本人そのものが、舗装することについても、そうしてまた、なんですね、なにするに

しても、反対だと言うんです。移管することも……。（「それはおかしいな」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　どうも私の聞いたところでは、舗装はいいんだと、やっても。土地の移管というのはまだ相続その他の問題があるんで、困るんだと、こういうふうに聞いていたんだけれども違いますね。舗装も絶対いかんと。そうすると、市はしない、地主さんもいけないというと、採択しちゃって困りませんかね。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　それでですね、市側の理事者側とが地主、または地域の住民の方たちと話し合いを十分これからにつめまして、そして、そういう方向に努力するということで、一致させていたしていただいて、これから地主さんに対して市側と努力すると……。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それじゃ、理事者市長の方に聞きたいですが、他の地主さんもいるんでしょ、数名地主さんがおられるんでしょう、そうですね。

ですから賛成のところはすぐ舗装しますか、市長。舗装していいって言うところは舗装してもらいたいんですがね、私の考えでは。そこのところをはっきりして下さい。これは請願、採択なんですから。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。確かに御質問のとおり４名の地主さんがいられるわけです。そのうちの３名の地主さんについては、つまり、土地を寄付して市道にしたいという同意があるようでございます。１名の地主さんについては、委員長の報告の中にもございましたんですけれども、一応有償でやりたい、したがって寄付の意思はないんだとこういうことで、まだ調整が済んでないというのが現状でございます。そういう意味で、私どもの方も、私道でございますので、一つの方法として７０％補助という問題もございますけれど、まず市道の認定条件ができるように若干、たとえばへいを一部引っ込ませることによって４メーターのくいが確保できるというふうな、こういう努力も必要なので、その辺の解決も図りながら、舗装は実施していくというふうなことで議会の意思を尊重していきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、要望しているのはね、委員会採択、だから、それに沿って市側とすれば承諾を得ている３名の地主さんの地域だけは舗装する、と、用地の寄付を受けるこういうことでやりますと言ってもらいたいんだけれども、違うのかね。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。道路が、連檐をいたしておりますので、部分的な関係だけで、市道認定なり舗装ということはやはり考えられませんので、あくまでもやはり１名の地主さんの交渉を今後進めることによって、やはり了解が得られるということで、一番いい方法としては、やはり市道に認定できる条件が整うというのが一番いい方法なんですけれども、そういう方法で考えたい。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　調子のいい答弁ですがね、あなた方は日野市の市道の舗装の場合、その市道、たとえば、百五十何号線あるいは何号線、全部一遍にやったことないじゃないの、全部一遍にやりゃしない。やっぱり年度計画３年とか４年とかかかってやっている。だからこの地域でも３人の分だけはまずやって、その残りの分はまた折衝してできればやりますと、こういうふうにすれば同じじゃないの、ね、そうでしょう。日野市道１本を１年間に全部やりましたなんてどこにある。だから私が申し上げている。連檐しているから。連檐しているんですよ、市道だって全部。一遍にやってないじゃない。だから同じように、来年度としてはこの３名分はやります、というふうに、議会の採択の意思を踏まえて、議会尊重という立場だ。さっきのバス路線もそうなんだ。議会軽視なんだ。総務委員会何の話もなくて、電鉄会社の方へ行っちゃっている。いずれにしてもです。道路については、議会不在でないようにしてもらいたい。委員長強く要望しておいて下さい。委員長にお願いします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○22番（竹ノ上武俊君）　議事進行の発言でなくてもいいんですけれど、委員長の今の答弁について質問をしたいと思います。この請願については、８回審議をいたしましたですね。８回。その間のうちの、去年の１２月１５日の委員会におきまして、市当局からの答弁は、ほかの地主さんはまあいいと、１人の地主さんが、舗装はかまわないけれども、寄付をすること

は反対なんだと、こういう答弁があったというふうに記憶しているんです。そのことについては、その後も同じ答弁がこの８回の審査の中ではあった。今の委員長の答弁はですね、委員の皆さんは地主の本人と会っていないのでわからないと思うけれど、私が会ったところが、舗装も反対しているんだと、いうことで答弁をされたんです。委員長個人で地主さんと話し合うのは勝手でございますけれども、委員会としての、これを採択したについては、市当局の答弁と、私たちの実地調査に基づいて判断したものでありますので、委員長が地主さんと会った結果を委員会の審議決定のように報告されるのはちょっと困りますので、その辺について私が発言したとおりであるとすれば、今の答弁は若干修正していただければそれで結構なんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　まあ、竹ノ上議員から（「笑声」）地主さんとの個人で会っての答弁と、これはけしからんというようなことでございますけれども、これは私にですね、実は委員会の中ででも、できるならできるだけの請願者なりとお会いをいたしまして、そうしていい方向にもっていかなきゃいかんというようなことから、たえず接触はしてまいっております。その中で、委員会の中ででも、私、何回かこのことについて理事者側に聞いたこともございます。あくまでも、舗装は今、古谷議員から言われましたように、舗装というものは、その地域全地域について舗装はやったことはないと、だから、その賛成して下さる３名の方のところから舗装をしていったらどうか、というようなお話もございましたように、私はそういう考えも、また、委員会でも、そういう福島委員でしたか、答弁、質問なされたこともございます。そこで私もそういうようなことでよろしいんじゃないかというようななにもあったですけれども、理事者側の方は、どうしてもこれは市に移管を一括していただかないと舗装は無理だ、というような答弁がございましたように、そういうような形から、私の方でこれは委員会じゃなしに、個人でございますけれども、その辺のところを何とか話し合いをして、そして委員会にのせまして、採択というような考え方で、実は接触したこともあるということで、それですから、舗装については、理事者側が先ほど申し上げましたように、恐らく前回、４名のなにがなければ舗装はしない、というふうに私も聞いておりますし、委員会の中でそういうようなことを答弁がなされております。（「議長、議長」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議長として今、竹ノ上武俊委員は建設委員

であられると思う点を踏まえ、また、小山委員も、今手を上げられているが建設委員だと思うので、建設委員会できちんと調整をして、責任ある委員長報告を（「そうだ」と呼ぶ者あり）お願いしたいと思いますので、（「休憩」と呼ぶ者あり）議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後３時４８分休憩

午後４時１６分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。建設委員長の答弁を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　ただいま建設委員会の中の請願第５７－３１号につきまして、私の答弁の中で申しわけない答弁をしたということについて、おわびを申し上げます。

先ほど古谷議員の質問に対する答弁の中で、地主の意向についての舗装に反対ということは、委員会の論議の中では、担当部の説明を調査いたしました結果、市自体で全額負担をするなら舗装に反対はしないということであり、個人負担は反対だ、という意味でございました。その中で、答弁の中で、委員長の独自調査の結果、委員会にはからず答弁したことについては、適切でなかったということをおわびをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　大変いい朗報をいただきありがとうございました。それでこの点で委員会が採択された。ところが３割負担しろと、住民にですね。これはむちゃくちゃなんです。

市長に質問したいんですけれど、議会の意思を受けてこのような道路は即刻舗装してもらいたい。理由はこういうことです。あなたがつくった何とか要綱というのは、その大坂上の人たちが日野市においでになられてから、もうたくさんの年月を過ぎてから、勝手にあなたがつくられたんです、そんな要綱を。だから本当にお気の毒なんです。市長のおかげで舗装されなくなっちゃった。要綱なんていうのは、便宜的なものです。ですから、その対象によって運営使

用のしかたを変えなければならない。大坂上の場合には、そんな要綱が全くない昭和４０年のもっと前です。昭和３０年代につくられた道路です。３０年代につくられた道路を、昭和５０何年というときに今度は舗装しないというふうな勝手な要綱をつくって押えている。これは大変よくないことだと思う。ひとつ、委員長の議会の意思を受けて、即刻舗装されるという約束をしていただけないでしょうか。どうです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の道路舗装補助要綱は、だんだん住民負担を少なくする方法で前進をさせ、今日の７割補助制度ができております。

そして、一方に公道並みに使われておる私有地、つまり通過交通の用に使われておるというふうな具体的な場合には、持ち主の承諾をいただいて、そうして、市がかわって執行させていただく、このように基本的な考えをもっております。この場所が、それになるべく該当させたいとこのようには思いますが、なお、短い距離の道路を、ある部分を舗装し、ある部分を舗装しないということも、これもまたいい姿ではございませんので、なお一層の御理解をいただくことによって、全部舗装をすると、場合によったらば、公道化していただいて、そうして市が全面負担をするということが一番望ましいと、このように思っております。しばらく、それらの調整をいたしますので、御猶予いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、市長が前向きの姿勢で検討したいというお話です。通過路線ならやりますと。たとえばですね、東京都道と、これは万願荘のところ、都道と、それから万願荘の真ん中を走っている日野の幹線市道との間をつなぐ道路があります。そこに昭和３０年代に小西六の方々が住んでおられる。こういうのも当然舗装していいんじゃないか、今のお話のようなら。これは大坂上も、これは日野市道の幹線と国道との間に入っている、ひとつぜひ、建設委員長の意思を受けて、市長は舗装されることを希望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　きょう、実は議事進行でお願いしたいんですが、毎日新聞にこ

れお読みになったと思いますが、今私のロッカーに入っていた。日野市は情報公開制度検討委員会を設置する。１６日開会の日野市議会に設置要綱を報告、１６日議会終了後直ちに第１日会合をスタートさせる。こう出ている。これは別に、新聞の誤報でしょうか。ちょっと、今新聞これ朝刊ですね、きょうの朝刊ですが、市長の方から回答してもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新聞記事のことは存じませんが、情報公開制度は時の行政側の取り組むべき方向として、都、府県あるいは町村において取り組まれつつあります。私どもの市も率先ではございませんが、事後に落ちないように委員会を設けて、そうしてその対応の用意をしていきつつあります。多分、そのことが記事になったと、このように思っておりますが、つまり検討委員会は庁内の内部組織で設けておる、こういうことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この新聞ではね、設置要綱、今の道路の舗装の問題も要綱ですわね。要綱を議会に報告して、了解を得るんだ、委員の構成は委員長外１７名である、こう書いてあるんですが、これは間違いなんですか。総務委員会が全然知らなくちゃこれまずいんじゃないかと思うんですが。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。新聞の記事はそのようになっておるかどうか知りません。私も読んでいませんのでわかりませんけれども、御指摘の要綱は設置いたしております。たまたま先日行われた記者会見に私は出席しておりませんでしたけれども、そのとき席上でのやりとりの中では、私の聞いているところでは、それを議会に云々というような表現はなかったように聞き及んでおります。以上です。（「要綱はできている」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今も道路の舗装で要綱で、７０％とか何とか言っている。何か要綱で日野市政を縛っていく傾向が強すぎる。こんな厚いんだ、要綱が。あんただって読んでないだろう、全部。大変だ、あれ読むの。また要綱が出来たわけだ。これ、あんまりつくらない方がいいんだ、こんな要綱なんていうのは。だけれどもせっかくやるんなら総務委員会の方

へは出しておいて下さい。要望しておきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。

本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第５７－３１号、私道舗装に関する請願、請願第５７－４６号、下排水路の護岸フタかけ工事を要望する請願、請願第５８－９号、京王線百草園駅附近の用途地域の一部変更に関する請願の件は委員長報告のとおり採決と決しました。

これより日程第８、日野市議会昭和５７年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和５７年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより、日程第９、日野市議会昭和５７年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和５７年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第６２号、昭和５７年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第６２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき昭和５７年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。なお同規定により、監査委員の意見書並びに主要な施策の成果等の書類を添えて、提出いたしましたので、よろしく御審議の上、認定賜りますことをお願いいたします。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　監査委員から監査報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高崎克好君）　監査報告させていただきます。

昭和５７年度の一般会計の決算審査につきまして、前もって市長から提出を受けました歳入歳出の決算書類、財務諸表、付属の明細書類等々につきまして米沢監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また、関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けました。監査の結果は決算書を初めすべての書類に計数等の誤りがなく、予算の執行状況はおおむね議会の議決に沿って執行されたものと認められましたので、ここに御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　監査委員さんにちょっと御質問したいんですが、まず第１点として、この決算を審査中に書類の訂正が、急に訂正の申し出があったと、再三あったと書いてあるんです。これは大変なことだと思うんです。それはなぜこういうことが起きるかということは、職員の事務怠慢には違いないんです。こういうふうなことを絶対やめさせなければいけない。書類っていうのは、もうふだん毎日つくっているものです。毎日書類は係長なり、課長なり、部長なり、それぞれの担当者が判を押して決裁している、その書類が、監査のときになって訂正しなきゃならない、これは大変に監査委員さんにはお気の毒な話で、監査委員さん大変お困りになったと思う。こういうふうなずさんな書類処理が、書類処理と言いますか、出納処理がなぜなされているかということについて、お気づきの点がございませんでしたでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　監査委員。

○監査委員（高崎克好君）　お答えいたします。御存じのとおり、過去９月決算に、決算の報告させていただくようになりましたのは、今回で２回目だと思います。それでございまして、まだ事務の系統の流れが、うまくでき上がっていないんじゃないかなという気がするわ

けでございまして、やはり、若干むりを承知で９月の決算に上程するような形にしたんですが、若干むりな点があるのかもしれませんし、まだ不なれな点があるんじゃないかというふうにも感じております。もうしばらく様子をみていけば、自然に直ってくるのじゃないか、というふうに期待しているわけでございます。よろしゅうございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは監査委員さん非常に寛大な方ですから、あんまり職員のこと言いたくないんでしょうけれども、これ見ますと、金額、数量こういう基本的な誤りを犯している。これはもう大変なことなんです。それで後でたし算ひき算が合わない、おかしいじゃないかと指摘されて、恐らく、それは間違いでした。こういうことだろうと思うんですね、この監査報告。いかにいいかげんであるかということがこのことでよくわかるんですが、この点はまた委員会の中で処理されるんだとよろしいと思いますが……。

次に、６１億円以上の預金があるということが監査報告書に、各基金の合計金額、これ、こういう６０何億という大変なお金が預金として確認された、と報告がされておりますが、これの基金運営ですね、たとえば基金がたくさんありますね、合計６１億幾らです。これらが預金として確認されました、という御報告が出ておりますが、６０億円ものお金をうまく運営すれば、相当の利益を得ることが可能ではなかろうか、こう思うわけです。この運営については、この監査委員さんの所見が書かれておりませんけれど、この点は今年は寛大なところで書かないでおいたんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　監査委員。

○監査委員（高崎克好君）　お答え申し上げます。それにつきまして、昨年度当たりから全国的に地方団体で財務の運営ということで一般企業並みにいろんな利息の多い方に処置をしておりまして、当市においてもそのような処置をとっております。ちょうど名前忘れたんでございますが、名称忘れたんでございますが、そのような金利の高い、普通の定期預金と違う、利息の高い方向に進んで処理しております、よろしゅうございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それから、この監査報告の中に、行政監査的なことがほとんど出てないんですが、わずかに出ているのはシルバー人材センターと契約基礎がちゃんとしていない、おかしいじゃないか、というようなことが出ております。４８ページに。それから職員

食堂の契約もおかしい、と、こう出ております。しかし、この監査を見る限りで、大変私ども思うのは、職員の配置が1,１００人もいる職員の配置が適正ではないんじゃなかろうか、適正でないがゆえに出納の報告書が間違ったり、あるいはまた滞納の処理が不十分に行われている、そういうふうな職員配置について御検討なさったでしょうか。たとえばの話申し上げます。国民健康保険の滞納が非常に、滞納整理がされてない。３０何％、これはまるっきり考えればおかしい。ところができっこない、職員がいない、少なくともあと３人や５人の職員を、国民保険の方の事務処理の方へ回さなけりゃ、滞納整理なんかできっこない、だから滞納がどんどんふえている。税金の１５％が滞納額。１億1,０００万、人員の配置について御検討なさったでしょうか。これは不適当な配置がすごくあると思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　監査委員。

○監査委員（高崎克好君）　してございません。御存じのとおり、地方自治法の１９９条に監査委員としてすべきことが載ってございますが、やはり、主としてすべきことは、財務に関する事務の執行の管理を監査することになっておりまして、そこの人員の配置問題につきましては知識不足でやっておりません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６２号、昭和５７年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより、議案第６３号、昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第64号、昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第６５号、昭和５７年度、日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第６６号、昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第６７号、昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第68号、昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第６９号、昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第６３号から６９号まで７件について提案の理由をそれぞれ申し上げます。

まず、議案第６３号は同様に地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和５７年度日野市国民保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第６４号は、同じく地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第６５号は、同様に、昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第６６号は、地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第６７号は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、同じく昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第６８号は、地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第６９号は、同様の規定に基づき、昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上７議案につきまして、御審議をお願いいたしますとともに、認定をいただきますことをお願いして提案の理由といたします。

○議長（石坂勝雄君）　監査委員から監査報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高崎克好君）　監査報告をさせていただきます。昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計、日野市都市計画事業特別会計、日野市下水道事業特別会計、日野市立総合病院事業会計、日野市受託水道事業特別会計、日野市農業共済事業特別会計、日野市老人保険

特別会計、これらの特別会計等の５７年度の決算審査につきましても、一般会計同様、前もって市長から送付されました決算書、財務諸表、付属明細書等につきまして、米沢監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また、関係職員よりもその内容につきまして詳細に説明を受けました。監査の結果は決算書を初め、すべての書類に計数等の誤りはなく、予算の執行状況もおおむね議会の議決に沿って執行されていると認められましたので、ここに御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっと監査委員さんにお聞きしておくんですけれど、たとえば、都市計画の特別会計でもいい。いろいろ、下水道等もありますけれども、これらの繰出金の財源について、御検討なさったでしょうか。市からの繰出金がありますね。この財源はどこから出ているか。

○議長（石坂勝雄君）　監査委員。

○監査委員（高崎克好君）　してございません。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この前にも申し上げたんですが、たとえば都市計画税がどのくらい下水道の方へいっているか。あるいはまた、都市計画の方へいっているか。あるいは地方譲与税、自動車取得税、こういうふうな大きな財源、国からの財源がどういうふうに使われているか。これは目的税ですから、そういう面で目的税が正しくそのように使われているかどうか。私は実はこの監査報告書を見まして、公共施設建設基金が全く妙なことに使われていることに、監査委員さんの御報告でびっくりしたんです。たとえばの話が、高幡の福祉センター、違法建築で取り壊しを命ぜられた。それの穴埋めに基金の1,200万円出しているという御報告が出ています。公共施設建設基金をそんな市長のロスによる穴埋めに使われてはたまったものではない。そういうふうな財源について、監査委員さんの方からは、それはそうでしょう証拠書類が証書類が誤って、数量も金額も違ったものが持って来られて訂正するのに骨折ったと書いてあるんですから、これは、そこまでいけなかったことは当然だと思いますが、わかりました。財源は検討してない。いいです。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について、御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第６３号、昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第６４号、昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第６５号、昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第６６号、昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第６７号、昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第６８号、昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第６９号、昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件は特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時４８分散会

９月19日　月曜日　（第２日）

昭和58年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第23号）

9月19日　月曜日　（第2日）

出席議員（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	赤松行雄君
収入役	加藤一郎君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
財政課長	大崎茂男君	企画課長	田窪鎮夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和58年9月19日(月)

午前10時開議

（議案上程）

日程第1　議案第70号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2　議案第71号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案第72号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4　議案第73号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案第74号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案第75号　昭和58年度日野市一般会計補正予算について（第3号）

日程第7　議案第76号　昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号）

日程第8　議案第79号　昭和58年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）

日程第9　議案第81号　昭和58年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号）

日程第10　議案第77号　昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第2号）

日程第11　議案第78号　昭和58年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第12　議案第80号　昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第13　議案第82号　町区域の変更について

日程第14　議案第83号　市道路線の一部廃止について

日程第15　議案第84号　市道路線の廃止について

日程第16　議案第85号　市道路線の認定について

日程第17　議案第86号　日野市教育委員会委員の任命について

（報告事項）

日程第18　報告第4号　交通事故（日野市大字日野6021番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について

日程第19　報告第5号　昭和57年度日野市土地開発公社決算の報告について

（請　願　上　程）

日程第２０　請願第５８－１６号　道路舗装と架橋，側溝設置に関する請願

日程第２１　請願第５８－１７号　１級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願

日程第２２　請願第５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し，「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第２２まで

午前１０時１０分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２７名であります。

日程第１に入ります。

これより議案第７０号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第７１号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第７２号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第７３号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第７４号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第７０号から７４号まで５議案につきまして、それぞれの提案理由を申し上げます。

議案第７０号でありますが、本議案は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第７１号は、健康管理手当及び寝たきり老人看護手当の支給額等を改めるために、日野市高齢者福祉条例の一部を改正するものであります。

議案第７２号は、東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴い、老人福祉手当の支給額を月額１万５、５００円に改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第７３号は、東京都の心身障害者（児）福祉手当に関する条例の改正に伴い、心身障害者（児）福祉手当の支給額を改めるため、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第７４号は、東京都の児童育成手当に関する条例の改正に伴い、児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

以上５議案につきまして、詳細については担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御

審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは議案の第７０号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

説明の都合上、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。提案理由にもございましたように、昨年の１２月から本年５月まで開会をされました第９８国会におきまして議決を見ました法律改正によりまして、本条例の改正をいたすものでございます。

まず１６条、１７条関係につきましては、文言改正でございます。要するに明確にするということで傍線の部分、文言改正をさせていただいたわけでございます。

一番下段の方の付則の関係でございます。付則の９の関係でございますけれども、一番下段に、５８年度分のところに傍線がございます。前の法律では５７年度分までという法律でございましたものを１年間延期をされたわけでございます。つまり２４万円が５８年度につきましても適用になるという改正でございます。この控除額につきましては、いわゆる減額の特例でございますが、５６年度には２３万円の控除額でございます。５７年度に至りまして２４万円に相なりまして、引き続き５８年度につきましても２４万円の適用をするという法律改正でございます。これは、いわゆる減額の特例でございまして、当市の被保険者にはさほどの金額に影響はございませんけれども、数値を申し上げますと、５８年度の数値はまだ出ておりませんが、５７年度の数値を申し上げますと、件数で約６０件ございます。金額では非常に少額でございまして３１万2,000円、これが、いわゆる地方税法に定める基礎控除２２万円と今回の24万円の差、つまり２万円の額に相当する減額の金額でございます。

よろしく御審議を賜りたいと存じます。

○議長（石坂勝雄君）　次、福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　議案第７１号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の御説明をする前に、申しわけございませんけれども、条例改正準備中に文言の改正の必要を考えておりましたので金額等の改正のほかに文言の改正を加えて改正をいたしたいということで差しかえをお願いをしたいと思います。お手元にお配りしてございます差しかえの分について御説明を申し上げたいと思います。

まず新旧対照のところに沿って御説明を申し上げたいと思います。まず、その条例につきましては、昭和４６年に金額2,400円を6,000円に改正し、翌年の４７年に健康増進のために健康管理手当として改正をいたしておりますので、今回、久しく改正をしておりませんので、健康管理手当の分につきましては、久しぶりに改正をさせていただくということでございます。

まず第３条関係でございますけれども、いままで敬老金を支給するという形でおりましたのを贈るという形で改正をしたいと思います。これはあくまで敬老金でございますので贈呈という思想、考え方でまいりたいということでございます。それから第３条第６項でございますが、臥床老人と書いてございますのを寝たきり老人、また、寝たきり老人見舞い金となっております部分については寝たきり老人看護手当という形でわかりやすく、その手当の性格を含めましてわかりやすく改正をいたしたいということでございます。

次に第４条の敬老金でございますけれども、先ほど申し上げましたように、敬老金につきましては贈呈という考えで── 支給するではなくて贈るに改正をしていきたい、ということでございます。したがいまして、第４条第２項は申請手続でございますので、贈呈ということになりますと、申請ということよりは受領という形の行為が中心になってまいりますので、申請の条項については、削除してまいりたいと思います。それから第３項を第２項に改めまして、支給するを贈るという形で改正をいたしたい。

さらに第５条につきましては、これは申請の条項でございますので、これにつきましては削除いたしていきたい。

第６条は第５条に繰り上げて、現在6,000円とございますのを１万円の健康管理手当に改正をしてまいりたい。第４項の規定は、健康管理手当は市長が支給する日に支給するという形で、簡略な記載に改めてまいります。申請する記載がありますので、それについては省略をいたします── 削除いたします。

第７条、第８条、第９条につきましては、一条ずつ繰り上げさせていただきます。

第１０条の臥床老人見舞い金につきましては、従前、現在まで5,000円の見舞い金ということになっておりますけれども、これを１万円の寝たきり老人看護手当という形で改正をいたしたい、ということでございます。それから第１０条の１項の臥床したままというのを寝たきりという形で、また第２項の臥床したままという記載も、寝たきりという形に改正をいたします。第１０条の２項につきましては、臥床老人見舞い金について準用するという規定でござい

ますけれども、寝たきり老人看護手当について準用するということでございます。

第１０条以下につきましては、一条ずつ繰り上げていきたいということでございます。

この高齢者福祉条例の健康管理手当でございますけれども、これにつきまして、財政的な問題について若干御説明を申し上げます。

今回の健康管理手当の対象につきましては、5,７５０人が対象となっております。1万円の支給でございますので合計5,７５０万円、今回の補正額は2,３２４万円でございます。これは市の施策として市の１０割負担でございます。寝たきり老人の看護手当につきましては見込みは２５０人、1万円の支給でございますので２５０万円、今回の補正額は１４５万円でございます。これも市の施策としての１０割が市の負担になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　７２号議案。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　引き続きまして７２号議案について御説明を申し上げます。

日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

これにつきましても新旧対照表により御説明を申し上げたいと思います。この条例につきましては東京都の施策でございますので東京都の条例改正により改正するものでございます。

新旧対照表にございます同条例の第２条、常時臥床という記載につきましては常時寝たきりという文言に改正をいたしたい。

また第３条の手当の額でございますけれども、1万4,５００円を1万5,５００円という形で改正をいたしたいと思います。

この手当の財政的な裏づけにつきましては、東京都の負担でございます。当初３１０人の1万4,５００円の１２カ月分で5,３９４万円を計上しておりましたが、この中で何とかやりくりしていきたい、というぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　７３号議案、福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　７３号議案について御説明を申し上げたいと思います。

日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例につきましても東京都の３月定例議会で条例を改正いたしまして、その後、都の準則で心身障害者の福祉手当の５００円増額を改正するということでございます。

条例の説明につきましては、新旧対照表に沿って御説明を申し上げたいと思います。

まず第３条でございますけれども、8,５００円という括弧１の精神発育遅滞程度中度以上、身体障害程度２級以上、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の者を9,０００円に改正いたしたい。また第２項の特殊疾病に罹患している者、6,５００円を7,０００円に改正をいたしたいということでございます。第３項の精神発育遅滞程度軽度の者、４級以上の者を4,５００を5,０００円に改正をしていきたい。また障害の重複する者につきましては、いままで2,０００円を支給しておりましたけれども、重複手当といたしましては月額2,５００円に増額をいたしてまいりたいということでございます。

この心身障害者福祉手当の予算上の措置でございますけれども、今回の対象になっております数値は1,３３３人でございまして、合計1億1,６１３万6,０００円。今回の補正額は１４４万3,０００円でございます。そのうち内訳といたしまして東京都の施策による者４５２名、4,７８８万2,０００円。日野市の施策による者８８１名、6,８２５万1,０００円が予算上の措置でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　議案７４号関係、福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　議案第７４号の日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げたいと思います。

この条例の改正につきましても３月東京都定例議会で条例改正をいたしまして、その後、準則で児童育成手当の５００円増額の改正を行っておりますので、それに基づくものでございます。

条例につきましては、新旧対照表をごらん願いたいと思います。

まず第５条の金額の改正でございますけれども、いままで児童１人当たり月額育成手当を、6,５００円を支給しておりましたものを7,０００円に引き上げたい。また障害手当といたしましては8,５００円を支給しておりましたのを9,０００円に引き上げたいということでございます。

これにつきましては毎年５００円ずつ増額を現在までしておりますところでございますけれども、今回の育成手当の対象になります児童につきましては、８０２人でございます。対象の月数にいたしましては、４カ月分。金額といたしまして１６０万4,０００円が計上されるわけでございます。また障害手当といたしまして対象となります児童は１３０名でございまして、これに対しまして支給する金額は２６万円ということでございます。全額が東京都負担でござ

います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　きわめて単純な疑問を持ちましたものですから、ちょっとお伺いしますが、７１号議案の日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例、この件なんですが、私は、この文の、いままでの贈りを支給するに改める、臥床老人を寝たきり老人というのは、これは結構だと思いますが、贈るを支給に改め、そして見舞い金を寝たきり老人看護手当に改める。この改正の文を見まして単純な疑問を持ったわけであります。

なぜ、このような改正を思い立ったのだろうか、ということであります。と申しますのは、いろいろ手当、何々手当というのはいろいろな役所では、市ではいろいろな手当を出しておりますけれども、この福祉のあり方でいろいろ私も疑問に思うことがあるわけで、これが一つ単純な例といいますか、としてとらえたわけでありますけれども、そもそも自分の年とった親をめんどう見るといいますか、看護するというのはこれは当然のことであります。もともとこの手当という意味ですけれども、辞典を調べますと、前もって備えておくこと、つまり準備しておくこと。これも手当であります。それから報酬として与える金銭、これも手当であります。さらに心づけ、謝礼、つまり何かをしてもらってその謝礼、心づけをする、これも手当であります。さらに手段とか方法、これも手当であります。

この場合に当てはまることは報酬として与える金銭か、あるいは何かをしてもらって謝礼を出すという意味になるだろうと思うわけであります。ここに私は大きな問題がある。行政側が── 本来自分の年とった親を看護する、めんどう見るのは当然である、当然のことをしていることに対して、その看護している人に手当を出すという、この考え方であります。私はおかしいんではないかと思います。こういう考え方をするから自分のお年寄りを老人ホームへ預けたり、あるいは老人病院に預けて全然お見舞いにも来ない。亡くなったときに引き取りに来るという方も相当多いそうであります。仕方なくて病院に催促されて年に１回か２回お見舞いに行く程度の人もいるそうであります。現在そういう、何といいますか、風潮、世の中、世相というものはこの行政も何か物の考え方に手をかしているんではないか、私はそのように思うわけであります。この場合には、病気で寝たきりになった御老人に対してお気の毒である、健康であるわれわれがお見舞い金を出しましょう、ということなら話がわかるわけであります。しかし、あなたのお父さん、お母さんをめんどう見てありがとうございます、手当を出しましょう

というのはおかしいではないか、私はそのように思うわけであります。

したがって、ここの場合の訂正は、支給は、たとえば老人看護手当というならいままでどうり支給ということになると思うんです。お見舞い金であれば贈るわけです。ここでも矛盾していると思うんです、まず。そもそも矛盾していると思います。

私は一番主張したいのは、現在寝たきりにならないで健康になっているわれわれ市民が、お気の毒に寝たきりになっている方に大変お気の毒だということでお見舞い金を出すという形で、老人看護手当ということじゃなくて従来どおり見舞い金という形で、そして、それを支給じゃなくて贈る、そういう形にするのが行政の福祉のあり方として妥当ではないか、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回の改正の一つは、敬老金につきましては、あくまで御老人の敬慕を兼ねましてお贈りする、ということがたてまえというぐあいな理解をいたしておりましたので、率直にこれは支給という言葉をやめまして、お贈りするという形に改正をいたしたいという形でございます。

また寝たきり老人の見舞い金ということでございましたんですが、これはいかにも寝たきり老人に見舞いをするということのように理解されやすいということでございますので、寝たきり老人の看護者というのは大変な、夜徹夜で御苦労されたり、あるいは肉体的にも大変無理なことをして夜も寝ずに看護していただいておるわけでございますので、その看護者に対する手当といたしまして、感謝の意を込めまして手当を支給したい、こういうぐあいな趣旨で、本来の寝たきり老人をお世話いただく看護人の方に対する手当でございましたので、それも率直にそういう形でわかりやすく改正をさせていただく、こういう趣旨でございますけれども、当然のことをやっているという御批判もあろうかと思いますけれども、しかし、大変な御苦労をされている実情もわれわれどもとしてはよく理解されておりますので、そこのところについては、さらに手厚くしていきたい、こういうぐあいに考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　部長の答弁は私が主張したことを真剣に考えていただけないようでありまして、夜中までやって大変な御苦労だ、だから手当を出すんだ── その考え方がおかしいということを私は言っているんです。

私は先月母親を亡くしましたけれども、土壇場のぎりぎりになって── ちょっと余談になって恐縮ですけれども、土壇場のぎりぎりといいますか、死ぬ二、三日前になりまして、何ていいますか、がんのために非常に苦しみ、七転八倒の苦しみで、水も飲めない、物ももちろん食べられない、そんな状況であったわけなんですが、何といいますか、看病といいますか、そのせつない思いというのはもう大変なものでありまして、あの安楽死なんてことを云々されますけれども、私は血を分けた子供として、むしろモルヒネでも打ってやって点滴をしてあげて少しでも楽な気持ちにしてあげたい。それで寿命が1日、2日なくなっても仕方がない。むしろ死に際に楽にしてあげたいというような気持ちになりましたけれども、安楽死云々をとやかく言っている人は土壇場のぎりぎりの耐え切れない人が机上論的な考え方で、あるいは理想論的な考え方で申し上げているんじゃないかと思うんですが、そのように行政側ももう少しよく本当の、何といいますか、役所的な仕事ということじゃなくて実際の市民の心をとらえた施策をしていただきたい、そう思って言っているわけであります。この大変な、それはもちろん寝たきり老人を抱えて、ただ寝ているだけの人ならまだいいけれども、途中から起き出して、ぼけといいますか、という方のあれなんかも本当に家族の心労なんか大変なわけであります。ですから、その家族に対しての思いやりということはそれは結構なんです。ただ物の考え方として、そういう大変だと行政で思うならばなおさらのこと、たとえば特養老人ホームだとか、いろいろなそういう施策をしなさいということを言うわけでありまして、また、それができないなら金銭面で補う、それは結構なんです。ですからお見舞い金の額をふやすということは私は結構だと思いますけれども、その手当する、支給── 考え方がいまの福祉部長の考え方では、これからの世相── 非常に、たとえば、いまの子たちに敬老精神を持てと言ったってこれは持たなくなります。手当をもらって年寄りのめんどうを見る、何でもお金をあげればなんて、お金をもらわなきゃやらないという、こういう世相です、いま。血を分けた子供としてどんなに苦しくても人から金銭をもらって自分の親のめんどうを見るんじゃないんだ。あくまで親と子のきずなで親をめんどう見るという、そういう物の考え方にしていかなければこの世の中よくなるわけありません。殺伐とした世の中がいつまでも続くわけです。そういったことに行政が物の考え方として手をかしてはいけないんじゃないか。むしろ、いいんです、そのお年寄りの方にお見舞い金でいいんです。たとえば私が、どなたかが、知り合いが病院に入院した。そういうときにはお見舞いと書いて持っていきます。決して入院手当なんて書いて持っていきません。

やはりお見舞いというのはどういう性質かということをよくお考えいただきたい。手当というのはどういう性質なのか。

細かいことを言っているようですけれども、福祉の、何ていいますか、物の考え方の基本が何かここにあるんじゃないかという気がするんです。これは一例でありますからいままでの福祉のあり方が果たして正しいかどうか、適切であったかどうかも改めて検討し直していただきたいと思うんですけれども、ここの場合においても私はどうしても看病されている方に手当を出すんだという考え方には納得できないわけであります。もう一度これを再検討していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この考え方のことにつきましては十分われわれも検討した結果である、というふうに申し上げたわけであります。

敬老の場合に支給という形ではやはり敬うという精神的な考え方に対して、支給という行政用語ではちょっと不十分だろうということで御老人の方のそういうことをおっしゃった御意見も参考といたしまして敬意を表するそういう贈るという用語にかえようと発想したのが今回の改正の要因であります。

それから健康管理手当は、これはやはり手当でよろしい、こういうふうに考えております。つまり制度によって何とか力添えをする、こういう趣旨であります。

それから寝たきり老人の方に見舞い金を支給するというのが従来の考え方といいましょうか、用語の使い方になっております。見舞い金も一般には支給という用語が使われております。支給という用語はやはり使うということはいま御指摘のように看護をされる、ちょうど患者と同じ気持ちでおられる、そういう身辺の方ということになろうかと思いますが、その方に対するやっぱり行政として寝たきりの状態でおられる患者に同情をする意思のあらわし方でありますから、一心同体で肉親の関係において、あるいは、とにかく看護をされる立場において行政の温かい意思をお伝えをする。このことが寝たきりでおられる方にも精神的に御理解をいただく。日本人の心情といたしまして、そのあたりに非常に微妙なものがあるようには思いますけれど、行政という立場から言いますと、やはりそういう配慮こそ重要だ、このように考えておりますので、こういう用語の── 用語の変更は敬老金を贈るということだけであります。もう一方のいままで寝たきり老人に手当を、見舞いを支給するという形でありましたのを看病される方の

御苦労に対して、これは看病される方と患者とは私は同じ行政の対象に見るべきだ、このように考えております。したがって従来どおりの支給という言葉をそのまま適用しておる、こういう考え方であります。

御意見の趣旨は理解できるものはありますけど、やはり制度をつくります行政の立場として、そのあたりをきちんとしておきたい、こういうことであります。（「厚生委員会に任せろ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　厚生委員会へ任せろという声もありますので余りあれですが、（「そうだ」「そんなことはだめだよ、基本的な問題だ、委員会の問題じゃない」と呼ぶ者あり）しかし、いま支給――行政用語として支給するということが適切じゃない。したがって贈るということに改めるということでありました。その物の考え方でよろしいかと思うんです。つまり、したがって老人看護手当、もちろん患者と一体となって看護している家族の苦しみとかというのは大変なものだ。そういうことに対して、その気持ちから要するにお見舞い金ということに私はなると思いますけれども、手当を支給する、こういうことでございますが、私は、大変であるということは、その人たちを――看病している人たちに対してそれは当然だから、当然だから何も出すなと、そういうことを言っているわけじゃないわけです。物の考え方として自分の親をどんなに苦しかろうが、どんなにせつなかろうがめんどうを見なければならないのは当然だろうと思うわけです。それは再三言っているわけです。もし、その当然なことをやっていてもそれがまた大変なことだ、お見舞いに値するというんであるならば、それは手当という、先ほど申し上げましたように一種の報酬であります。あくまでそういう性質のものに報酬というふうな形の行政用語は適当ではないんじゃないか。それならば寝たきり老人看護見舞い金、それを贈る、これが一番素直じゃありませんか。いままでも支給するということは適当じゃないということで贈るという、せっかく贈るということに改めた。この見舞い金を本当はそのままでよかったろうと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかし、もっとその性格をはっきりしたいというなら、それならば、じゃ、寝たきり老人看護見舞い金、それを贈る。看護手当となれば、支給する、が素直な使い方だと思うんです。手当に対して支給する。あとにつくのは当然であります。そういう言葉になると思うんです。見舞い金を支給するというのがおかしかったわけです。ですから、それを贈ると改めた。ですから今度の場合も贈ると改めた以上は、その頭にくるものは手当じゃないわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）見舞い金なわけです。寝たきり老人看護見舞い金を贈ると改める。これが一番差しさわりのない、正しく理解できる性質じゃないでしょうか。どうしても納得いただけないでしょうか。市長、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公金を支出して、そうして同じ市民の悩んでおられる状態に対し、何とか力添えをしたい、激励をしようという考えであります。したがって別にそれのことの、従来、見舞い金を支給するというふうに書かれているわけでありますから、見舞い金を支給するという考え方はちょっと該当しない。そうして寝たきりの方は、どちらかといいますと自分の意思がなかなか行使しがたい。やはり一番身内の近くにおられる方にいろいろな手配、判断をお願いをしなきゃならない。したがって、むしろ、そういう手当の支給を義務と考えて、必ずしも満たす額ではないわけでありますが、行政のあるべき精神を伝えたい、こういうことであります。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　なかなかかみ合いませんのであとはひとつ厚生委員会の皆さんに（「厚生委員会じゃできないかもわからない」と呼ぶ者あり）　できないんですか。（「いま、やった方がいい」「総務委員会に任せろ」と呼ぶ者あり）（笑声）　委員会の方で検討されるならばぜひ検討していただきたいんですが、私は、寝たきりの方は意思が働かないというか、何といいますか、むしろ、それを看病している方に差し上げるというふうな形ということは、やはり私はそれは納得できない。あくまで寝た方に対して、たとえ意思があろうがなかろうが、その方にお見舞い金を出すという形の方が筋だろうと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）　その辺の筋をひとつ取り違えないで正しい福祉のあり方をやっていただきたい。このことを強く望んで――これだけ私だけでこんなに時間とっちゃ迷惑でしょうから、とことんまで本当は私は市長が納得するまで議論したいところですけれども、ひとつこの後は委員会で検討されていただいて、慎重に対処していただきたい。これは福祉のあり方の基本といいますか、大事なことだと私はそのようにとらえているわけであります。よろしく検討をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ただいまの小山議員の御質問、これは私もしようと思っていた。これはもう本当に大事なことなんです。御本人にお見舞い金を差し上げる、あるいは福祉の若干の気持ちを差し上げる。しかるがゆえに、東京都政では、御本人に差し上げるようになっております。日野の共産的な唯物的な考え方によれば、このような言葉もあり得るかもしれないが、日本の国では困る。ロシアか支那へ行ってやってもらいたい。（笑声）　この言葉は非常に金で物を解決する、物で解決する。おれは１万円やっているんだから、あいつが年寄りのめんどうを見るのはあたりまえだというふうな気持ちの持ち主以外には、こういう表現はできない、こういう妙ちきりんな。これはみごとなマルクス主義者の表現だと感心 ── 感心はするんじゃないが、ぞっと背中がしている。これは私は厚生委員だから余り言いたくないんだ。これはもう基本的な問題なんだ。正義の、政治の本質的な問題。だからこそ小山先生が取り上げられたと思う。

次にちょっとお聞きしたいんですが、数字なんです。これは数字で聞きたいんですが、どうしてもこの数字がわからないのは、いまの寝たきりのお年寄りのことですが、日野市では３カ月、６５歳以上の方々、お休みになっている方に差し上げているわけですが、これは本人に差し上げなければいけないところですが、２５０人、先ほど説明があった。２５０人。２５０人といえば3,０００万円だ。ところが東京都の方は、説明では　３１０人、5,394万円、　東京都の方からお金が出ている。はっきり言えば寝たきりの方々には東京都と日野市から御本人にお見舞い金として毎月２万5,５００円、わずかな金額ですが、差し上げよう、こういうふうになっていると思うんですが、２５０人。東京都は６カ月と書いてあるんです。日野市で寝ていらっしゃる方、以上継続して寝ている状態の方、日野市は３カ月と書いてある。そうすると本来なら人数は日野市の方が多くていいんじゃないかと思う。東京都が３１０人該当者がおられるならば日野市の該当者は５００人ぐらいになるのが普通じゃなかろうかと思うんですが、日野市が東京都より少ないという理由を、２割以上少ないのはどういう理由です。日野市の該当者は。この数字をお聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問のとおりでございますが、市の寝たきり老人看護手当は、在宅の方に差し上げるということでございます。したがって入院等はされている方には差し上げるということではございませんので、したがって若干数が減ってくる。そしてまた東

京都の場合にはすべてにわたりますので、そういう点では数値が若干変わります、ということでございますが、以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　具体的に、それでは３１０人、２５０人、５７年度の実例を挙げて数字を教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　後ほど詳細に調べまして御報告いたしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いまの状態じゃなく、５８年度聞いているんじゃないんですよ。去年の数字を教えてくれと言っただけなんです。去年の、わからないんですか。（「ちょっと……」と呼ぶ者あり）　わからない ── わかった。後で休憩後教えてください。いいです。

○議長（石坂勝雄君）　あと、よろしいですか。質問、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　私は、そうむずかしいことではないんですけれども、２点ばかりお伺いしたいと思います。

まず高齢者福祉条例の一部を改正する条例の差しかえの方の第９条ですけれども、この条件として、１が身体上の障害あるいは２に精神上の障害という条項が入っておりますけれども、そもそも寝たきり老人というものは身体上あるいは精神上の障害があって寝たきり老人になるので、こういう障害がなくて寝たきり老人ということはちょっと常識的に考えられないということで、身体上の障害がなく、あるいは精神上の障害がなくて、寝たきり老人であるけれども、養護手当を支給されないという例があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

いま一点、今度は日野市老人福祉手当条例の改正の方ですが、その２条に常時寝たきりという表現がありますけれども、寝たきりと常時寝たきりとはどう違うのか、ひとつ説明をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　老人福祉手当の支給の際に、障害の有無は対象になるかということでございますけれども、障害がおありになってもやはり対象として老人福祉手当の対

象として考えております。

また第２点の日野市老人福祉手当の常時寝たきりと常時臥床と、どういうぐあいに違うかということでございますけれども、私ども（「寝たきりと常時寝たきりだよ」と呼ぶ者あり）常時寝たきりということでございますが、これは今回、臥床という言葉を寝たきりという形に改めました。この結果、若干屋上屋を重ねるような表現になっておるかと思いますけれども、いままでの常時臥床という形の言葉に対しまして一応常時寝たきりという形の表現にしたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　　ちょっと私の質問に対する答えになっていないと思うんですけれども、この１０条の方はわざわざ身体上の障害とか、あるいは精神上の障害という条項を入れなくてもいいんではないか。寝たきり老人といえば必ず身体上の障害あるいは精神上の障害があって寝たきりになっているんだから、ただ寝たきりと言えばいいんでないか。

過去に、寝たきりだけれども、身体上の障害もない、あるいは精神上の障害もなくてこの看護手当を支給しなかった例があるかどうかということを質問しているわけです。

○議長（石坂勝雄君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　いままでもこの１０条の規定によりまして支給しておりました関係で、この身体上の障害、または精神上の障害という形で該当しておられる方については支給の対象になっておりました。また、そうでない方で、寝たきりというような方がおるかということでございますけれども、いずれか身体上の障害あるいは精神上の障害をお持ちだということに該当するかと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　　それでは身体上の障害によりとか、あるいは精神上の障害によりという表現は、よけいなことではないかと私は思うんですが、単に寝たきり老人に支給すると書けばいいわけです。どうですか。（「全部やり直しだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　答弁、福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　寝たきりという状態の障害という形で私どもが考えております２点について、ここに掲げてございますわけでございますが、いずれにいたしましても身体上あるいは肉体上の――精神上または肉体的な障害をお持ちのために寝たきりという状況が

出現しておるということでございますので、明確にここで規定をしておきたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　　何か、その答弁に私納得しないんですけれども、いずれ委員会に付託になることと思いますので委員会で慎重に検討していただきたい。

それから２点目ですけれども、常時臥床と常時寝たきりを私比較して言っているわけでないんで、常時臥床ということは、臥床ということは、これは寝ているということですから常に寝ている、この言葉でいいわけです。しかし、寝たきりというのは、これは常時寝ていることを寝たきりというので（笑声）　これは（「そのとおり」と呼ぶ者あり）常時寝たきりというのは、これは屋上屋を重ねる言葉です。たとえば年をとった老人とか、そういうような表現になるわけで少しおかしいと思うんです。どうですか。

それと寝たきりと常時寝たきりはどう違うのか、これを明確に説明してもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　寝たきりという表現には常時寝ているんじゃないかということでございますけれども、いわゆる福祉的な用語として寝たきり老人というように私どもは使っております中には、若干起床を伴うといいますか、若干やはり寝たきりではあるけれども、ときには軽度な方がある、という状況もございますし、これにつきましては、いわゆる常に床にあるという状況の臥床老人という形でわれわれは常時寝たきりという形の言葉を使っております。

○議長（石坂勝雄君）　　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　　それでは、寝たきりよりも常時寝たきりの方が症状が重い、と解釈していいわけですか。どうですか。（「そういうことだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　寝たきり老――臥床老人の中で常時寝ておられる方、という形で私どもは対象を考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　　くどいようですけれども、臥床老人と私は常時寝たきり老人を比較しているんでなくて、寝たきり老人と常時寝たきり老人ですか、それを比較している

わけで、そこはどう違うのか、ただいまの福祉部長の説明では、常時寝たきりの方が多少程度が重いんだということを言われましたので、その辺を確認したんです。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　寝たきり老人の、われわれの考えておられる老人の中でも程度の重い方を常時寝たきりという形で表現いたしております。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　この条項では、確かに寝たきり老人看護手当の方はたしか３カ月でしょうか、というような規定がありますけれども、この常時寝たきりの状態というのには6カ月という字句があります。その辺は確かに違うわけですけれども、寝たきりの中に常時寝たきりと、寝たきりがあるというのはどうも私は納得できないわけでありますので、この点を指摘して、あとは委員会の審議にお任せします。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　いま旗野議員が質問されたことと大体同じなんですが、私が質問するのは臥床老人と寝たきり老人の違いですが、この臥床老人というのは、何かけがをしたとか、あるいはまた神経痛等でずっと寝ている、だけどときどき起きて食事をしたり庭ぐらいに出られる。だけれども、大体が臥床――寝ているわけです。そういうのが臥床老人とも思われるわけですが、寝たきりというとほとんど起きられないで、そこでずっと寝たっきりが本当の寝たきりじゃないかと思うんですが、それで、この臥床老人を寝たきり老人と同じように解釈しているというのは解釈を拡大したのか。それとも同じように思ってそうやったのか、その差についてひとつ御確認願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回の常時臥床を常時寝たきりに改めることによってその内容が若干でも変わったかという御質問でございますけれども、それにつきましては、全く内容は変えておりません。文言の改正だけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　そうしますと、老人でもって寝ている、大体は寝ているけれど、起きたり歩いたりしてても、大体が寝ていれば寝たきりということになるわけですか。そういうふうに解釈されるんですが、それでいいわけですか。いままでも起きてぶらぶらしたり、

寝たり、そういう人も寝たきり老人というふうに見ていたわけですか。（「１日２４時間のうち1時間起きてりゃ寝たきりでしょ」と呼ぶ者あり）

それから臥床中のベットなんだけれど、それよりか外へ出ても家のなんですね、屋敷内とか、あるいは道路へ出ちゃいけないとか、そういうなにがあるとか、そうい点についてそれでも寝たきり老人と言えるかどうか、そういう点について。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御老人の生活の大半が病床の上に過ごされる、という状況を寝たきり老人というぐあいに私どもは理解しております。

また１日あるいは１週間という範囲ではなくて、かなり長期間にわたってそういう状況になった、という方を常時寝たきりというぐあいに私どもは考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　その判定は福祉事務所の方でやるのか、あるいはまた、民生委員がやるのか、そういう点はどうですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　保健婦が最終的な判断をいたしまして、その文書は決裁として私どもの方に回ってまいります。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　旗野議員のやりとりを伺っていて、私、いま７１号議案と７２号議案ですか、これを比較してみたわけです。問題になっているのは７２号議案の方ですね。７１号議案の方を見ますと（「７２号も問題だよ」と呼ぶ者あり）　3条の６項の部分、これが臥床老人が寝たきり老人と変わっている。そして７２号の方は常時臥床が常時寝たきりと変わっている。このあたりに常時がついた、つまりいわれがあるんじゃないかというふうに思うんですが、部長、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　７１号議案の高齢者福祉条例の中で言っております寝たきり老人と申しますと、期準といたしましては、私どもは3カ月程度の期間で考えております。また東京都の場合には、かなり厳密に考えておりまして、6カ月以上ということでございますので常時寝たきりというような状態でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７０号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第７１号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第７２号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第７３号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第７４号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第７５号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました第７５号議案について提案の理由を申し上げます。

本議案は昭和５８年度日野市一般会計補正予算第３号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ8億1,677万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２５７億9,995万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、ちょっと申し上げますと、企画財政部長生野が本日、近親者の不幸によりまして、忌引をいたしております。けさ、私のところに本人がそのことを申し出ましたので、許しましたことを御報告をし、（「了解」と呼ぶ者あり）提案に伴う質問の応答は財政課長がいたしますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　歳入、歳出全般及び第２表繰越明許費補正の説明を関係部長から求めます。財政課長。

○財政課長（大崎茂男君）　それでは一般会計補正予算の説明をさせていただきますが説明に入ります前に訂正がございますので、まことに恐縮ですが、訂正をいただきたいと思います。印刷上のミスで２７ページでございますが、２７ページの説明欄の中で、上から3行目、電気使用料測定とございますが、使用料の料が、これがはかりの量です。重量とかいう量、量目の量という字に御訂正願いたいと思います。

それから４１ページでございますが、（「もう少しゆっくりやれよ」と呼ぶ者あり）はい。４１ページでございますが、中ほど１３番、委託料の説明欄でございますが、これも電気使用料の料が量目の量でございます。御訂正いただきたいと思います。４１ページです。中ほどの１３、委託料3万5,000円のところでございます。

それからもう１点でございます。５８ページになりますが、５８ページにつきましては数字あるいは文言ではございませんで欄がずれてございまして、線がかわっておりますので、これはお手元に５８ページの差しかえ分をお配りしてございますので、差しかえというふうにお願いをいたします。説明の内容としましては5番の農地費、それから6番の農業共済費、この目の欄が1段ずつ下へ下がるということでございます。（「ちょっと、もう1回、よくわからない、議事進行で、同じだよ、これ、全く同じだがな、どこが違うの、これ」と呼ぶ者あり）欄といいますか、行といいますか、それが違うんでございます。つまり5番の農地費が一つ一段下へ下がるわけでございます。５８ページの目の説明欄でございます。説明でございます。（「真ん中の線が違うのか」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。（「わかった」と呼ぶ者あり）まことに申しわけありませんが、御訂正方よろしくお願いいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この訂正の仕方はまことに不親切だ、日野市政そのものをあらわしている。

これは５８ページと５９ページ両方切って出さないと困るんだ、これ。だれだってわかりゃしないよ、これ。私も自宅で３０分ぐらい、これ見続けたんだ。どこが違うんだ、何でこんなことをやるのか、これはわかるわけがない。５８ページだけが間違っていると思っているから。これは後で、これは一枚の紙でいいんだから、張るんだから。そういう不親切なことはない。やってはいけない。議員というのは専門家じゃないんです。良識ある市民なんです。あなた方

みたいに事務屋で飯を食っている男とは違うんだ、専門で。だから、こういうのがだれだって、これ、わかる人はいませんよ、議員じゃ、少なくとも。あなたはわかっている。こういうことはよした方がいい。これは部長によく言っておいてください。大崎君がやったんじゃないんで、部長がやったことですから。　（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　　ただいまの古谷太郎議員の質問のように、今後こういうことのないように即刻きちっとしたものを訂正を出しなさい。　財政課長。

○財政課長（大崎茂男君）　　はい、承知しました。

それでは内容の説明に入らせていただきます。お手元の説明書の８ページから説明をさせていただきます。

８ページは歳入の総括でございますが、都の支出金、それから寄付金、繰入金、繰越金の４つの款の補正で、総額８億1,６７７万1,０００円でございます。

一方、歳出の内容でございますが、議会費から８番の土木費まで、消防費を除きまして１０番、教育費それぞれの款で補正いたしまして８億1,６７７万1,０００円の補正でございます。

次のページ、１０ページ、１１ページでございますが、これは東京都の支出金の額の決定に伴う補正でございます。心身障害者福祉手当あるいは老人クラブ運営費の額が決定いたしております。なお心身障害者福祉手当はことしの１０月からの実施の分でございます。

次に１２、１３ページでございますが、これも東京都の支出金の額の決定によるものでございます。共同作業所の補助、それからディホーム事業運営費、これは５８年、東京都が新しく設けました制度でございます――補助制度でございます。家庭に閉じこもりがちな老人に、社会といいますか、施設に定期的に出てきていただいていろいろなサービスを受ける、食事のサービスだとか趣味、生きがいのレクリエーション、そういうような制度の補助でございまして、これは新しいものでございます。それからシルバーパス交付事務費、あるいは下段の農業関係の補助金については額の決定に伴うそれぞれの補正でございます。

次に１４、１５ページに移らせていただきますが、これは統計調査関係の東京都の委託金の決定に伴う補正でございます。

１６、１７ページでございますが、寄付金でございますが、公共公益施設費の寄付金、開発行為に伴います行政協力費と申しまして１９件ほどの協力費の補正でございます。

次に１８、１９ページでございますが、繰入金でございます。これは特別会計であります都

市計画事業特別会計から１億３００万繰り入れるものでございます。神明上区画整理の完了に伴うものでございます。

それから２０ページ、２１ページでございますが、前年度繰越金でございます。前年度繰越金につきましては今議会に決算でお願いするわけでございますが、その繰越金の額は、１０億3,９００万ほどございますが、そのうち６億9,３２８万5,０００円を一応財源充当として充てたい。それで前回までの１億6,０００万との差で５億3,３２８万5,０００円をここでお願いいたすものでございます。

以上が歳入でございますが、次に２２ページ、２３ページ、歳出に入らせていただきます。

２２、２３は議会費でございますが、これは議会の視察旅費と職員手当の関係が計上されておりますが、職員手当につきましては、夏の期末手当の支給が予算と実際とでは違っておりますのでその差額を計上させていただいております。予算では１．８カ月分、実際には２．１カ月分支給ということでございます。この後ずっと各款項目にまたがって職員手当の補正が出てまいりますが、これは同一の理由でございますので、以下については省略させていただきます。旅費の視察旅費につきましては費用弁償と、それから随行の特別旅費でございます。なおマイクロバスを借り上げての視察ということでございます。

次に２４、２５ページに移らせていただきますと、このページで説明を申し上げますのは、１３番の委託料、一般管理費の委託料、表彰記念式典会場設営でございます。これは第７小学校の体育館を利用したいということでございまして、その設営に８３万9,０００円ほど計上いたしました。それから１５番の工事請負費でございますが、来客、庁用車駐車場設置、これは当初の予算の不足分でございます。駐車場をつくるに当たりまして環境緑化ということで緑の工事をするということでございます。それから中段中ほどやや下に積立金というのがございます。財産管理費の積立金１億6,９００万ございますが、これは歳入のときの行政協力費について公共施設建設基金と環境緑化基金に振り分けたものでございます。次に企画調整費の中の１４番、使用料及び貸借料でございますが、会場使用料７万7,０００円がございますが、これは２０周年記念としてＮＨＫとの共済事業を行います中で七生公会堂の使用料を計上いたしたものでございます。それから下段の情報公開制度検討委員会でございますが、これにかかわるものにつきまして講師をお招きして一応勉強するという、講師の謝礼と、それから図書費が４万円でございます。

次に２６、２７ページに移らせていただきますが、一番上の支所費の１８、備品購入費1万4,０００円でございますが、ガス漏れ警報器ということで2個でございますが、液化ガス法の改正がございまして、特にプロパンガスの爆発事故防止のためにガス漏れの警報器をつけることが義務づけられてまいりました。そういうようなことで市の施設に警報器をつけるということでございます。このページの後何カ所かこのようなガス漏れ警報器の欄が出てまいると思いますが、同様の理由でございますので省略させていただきます。それから公会堂費の１３、委託料に先ほど御訂正いただきました電気使用量測定がございますが、これにつきましては、電気の契約時のキロ数といいますか、アンペア数と実際の使用量との違いがあるかどうかを一応調査したいということでございます。この電気使用量につきましても、後半のページに何カ所か出てまいりますが、同様な理由でございますので、よろしくお願いいたします。それから諸費の２３、償還金、利子及び割引料でございますが、これは５７年度のそれぞれの国庫支出金や都の支出金の精算に伴う返還金でございます。

２８、２９は、さっき御説明いたしましたような理由の職員手当でございます。

３０、３１ページも同じでございます。

３２、３３も同様でございます。

それから３４、３５でございますが、統計調査費でございますが、これも職員手当は同様の理由でございますが、指定統計費につきましては東京都の委託金が確定いたしましたのでそれに見合う事業費を計上したわけでございます。

それから３６、３７は飛ばしまして、３８、３９でございますが、３９ページの中で身体障害者福祉費の中の１３、委託料１９２万円、重度身体障害者移送ということで４万円掛４８回でございますが、これは当初予算で９６万円を計上いたしましたが、利用率がよくて、月４回ということでふやしてサービスに当たるということで倍増の補正をいたしました。それから、その下の負担金、補助及び交付金の心身障害者共同作業所補助金につきましては、都の補助金見合いのものでございます。次に扶助費でございますが、この扶助費につきましては、先ほどの条例改正で御提案申し上げました都の制度の改定と市の単独のものでございます。大体が５００円、単価５００円アップのものでございます。それから精神薄弱者福祉費の扶助費も、これは条例改正に伴う、都の制度と条例改正に伴うものでございます。それから老人福祉費の報償費でございますが、８５万マイナスになっておりますが、先ほど提案いたしました臥床老

人を寝たきり老人ということにして報償費と扶助費とで振りかえるというようなことで次のページの方に振りかえてございます。

４０ページ、４１ページでございますが、一番上の委託料につきましては老人医療費の通知あるいはレセプト――エラーチェックでございますが、電算処理として３６６万9,０００円の事務費を計上しているということでございます。それからショートステイ、ディホームにつきましては、ショートステイにつきましては予算と実績との差がありまして１５６万2,０００円マイナスになっております。ディホームにつきましては歳入のときに若干触れましたけれども、家庭に引きこもりがちな老人に対して定期的に通所できる施設においていろいろなサービスを提供することによりまして、老人の社会交流の促進、心身機能の向上を図るというような目的で東京都が補助制度を設けておりますので行うものでございます。それから、その下の補助金でございますが、これは至誠ディケアセンター運営費につきましては、実績額でございます。また老人クラブの補助金については東京都の補助金に伴うものでございます。２０の扶助費、健康管理手当でございますが、これは先ほどの条例改正の提案の内容でございます。次の寝たきり老人看護手当が臥床老人からこちらに振りかえるというようなものでございます。それから中ほどやや下の社会福祉施設費の１５番、工事請負費８００万でございますが、老人憩いの家新築でございますが、当初予算1億2,５００万計上させていただいておりますが、給排水の共同溝というものをつくるという新しい設計上の問題が出ましたので８００万ほど不足するということでお願いするものでございます。それから一番下の欄の消費生活向上推進費の委託料でございますが、直売事業従事者ということで3万9,０００円ございますが、消費者に地元の農産物や無公害食品などを提供したいということでテント、あるいは物置、陳列棚などを買いまして、一応直売事業を行いたいということでございます。次のページに続いてございます。

４２、４３の備品はそういうような直売事業の経費でございますが、婦人活動推進費の１４番、使用料及び賃借料につきましては婦人問題シンポジウムＮＨＫとの共催で行います事業の不足分でございます。

次に４４、４５ページにまいります。このページでは6番、学童クラブ費がございますが、賃金が９２４万6,０００円、これは当初計上よりも不足分でございます。

次に４６、４７は省略させていただきまして、４８、４９ページでございますが、衛生費の保健衛生費、環境衛生費で需用費１０１万1,０００円、火葬場修繕料がございますが、これは

葬場がかなり老朽化しております中で、再燃焼バーナーを取りかえたい、ということでございます。備品の真空掃除機につきましてはよりよい掃除機に買いかえるというものでございます。

次のページ、５０、５１でございますが、清掃費でございます。上から２段目の委託料の中に無届け浄化槽など設置数実態調査というのがございますが、これは浄化槽については建築確認で届け出たりするものがあるわけですが、無届けのものがかなりあるという中で、これを実態調査したいということでございます。それから、このページの中では中ほどのじんかい処理費の１８番備品購入費がございます。空気呼吸器、安全帯、排風機ダクト、検知管等がございますが、これは衛生処理場内で作業する中で酸素欠乏 ── 酸欠防止のための器具でございます。それから、このページの中にはその酸欠防止のための講習会の出席旅費とか、あるいは負担金が載ってございます。それから下から2行目といいますか、需用費の中で医薬材料費が1,７１５万6,０００円補正になってございますが、これはし尿処理施設の中の浄化槽汚泥処理施設がここで完成いたしまして稼働をいたします中で硫酸バンドだとか苛性ソーダ、次亜塩酸ソーダなどの材料を使用するということで補正するものでございます。

５２、５３ページにつきましては、先ほどの酸欠防止の講習会でございます。

５４、５５ページでございますが、病院費。市立総合病院への補助金９００万でございますが、これは病院会計の今回の補正額に見合う補助金でございまして、９００万のうち７００万が人件費、それから２００万が需用費でございます。

それから５６、５７につきましてはそれぞれの不足額でございます。

５８ページでございますが、５８ページにつきましては、先ほど御指摘もありましたが、左のページと５９ページの比較と差しかえの中で見にくい点があるかと思いますが、まず農業振興費につきましては、米穀流通消費改善対策事業は、これは歳入のときに４６万9,０００円都の補助が決定いたしましたので、それに見合うそれぞれの費用でございます。１９番の１３６万5,０００円、これも東京都の補助金の確定に伴うものでございます。それから農地費の委託料１２７万4,０００円、これは昨年度の台風で平山農業用水の取り入れ口が水害に遭いましたので、これについての復旧工事を今年度行うようになっておりますが、それの実測及び設計料の不足分でございます。それから下の農業共済事業特別会計補助金につきましては農業共済特別会計の補正予算がここで提案する予定になっておりますが、それの見合いの２２万、人件費分でございます。

次に６０、６１でございますが、商工費でございます。これの商工振興費の中で５００万、保証協会保証料負担金がございます。これは中小企業事業資金として金融機関からの貸し付けに対する保証でございますが、かなり利用が多いということで当初１５０万でしたのを５００万追加するものでございます。

次に６２、６３ページでございますが、土木費です。土木管理費の中の総務費でございますが、ここで御説明するのは一番下の工事請負費５０万ですが、これは1級河川多摩川、浅川の河川敷などを建設省から借りているものについて、はっきり借りているというような標示板を設置するということでサイクリング道路とか、あるいは橋梁の占用ということで５カ所分でございます。

次に６４、６５ページに移らせていただきます。道路橋梁費でございますが、この中で御説明したいと思いますのは説明欄の3行目に負担金、補助及び交付金４００万がございますが、これは私道整備補助金。当初予算で3,０００万計上してございますが、ほかの整備がふえておりますのでここで４００万追加するものでございます。それから目の６の交通安全対策関係では、自転車条例を施行いたしましていろいろ周知徹底を図るという中では、ここに印刷製本費として条例周知用ポスター９００枚印刷し、そして商店などに張らしていただくというような予算でございます。

次に６６、６７ページでございますが、これは河川費で、主に用水路の費用でございますが、日野にあります用水路の底をしゅんせつするというような費用と、それから水質を分析するというような費用でございます。７の賃金及び１４の使用料及び賃借料についてはしゅんせつ関係の費用でございまして、１３の委託料が用水路の水質分析１４カ所。ＰＨ、ＢＯＤとかＣＯＤなどを測定する予定でございます。

次に６８、６９ページでございますが、都市計画費に入りますが、この中で大きな金額は区画整理費の繰出金4,１２０万5,０００円、これは万願寺区画整理事業関係の費用の繰出金でございます。それから下水道費の繰出金5,０００万円でございますが、これは下水道の中で万願寺区画整理地内への下水管布設の費用として5,０００万繰り出すものでございます。

７０、７１ページは省略させていただきます。

７２、７３でございますが、教育費の教育総務費、教育指導費の中で補助金３９万6,０００円でございますがこれは児童生徒の音楽鑑賞教室への交通費の補正追加分でございます。

それから７４、７５ページでございますが、小学校費、この中で御説明をしたいと思いますのは一番下の１８番備品購入費３４８万円でございます。これは給食用のパンを詰めておく箱でございます。いままで納入業者が負担しておりましたけれども、ここで会社が変わりましたので新たに市の備品としてパンの箱を用意しておきたい、ということで補正をお願いするものでございます。

それから次のページ、７６、７７でございますが、中学校費です。このページの中で御説明するものは学校管理費の費目で中ほどの補助金の欄でございますが、生徒派遣費補助金１５０万がございますが、当初３００万でしたが、生徒のいろいろな大会への参加が多くなり、また進出といいますか、勝ち残りといいますか、上位進出なども多くなりまして、その分の費用の追加分でございます。

次に７８、７９でございますが、この中では幼稚園費の委託料3万1,０００円は寄生虫検査の不足分でございます。

それから次に８０、８１へ移らせていただきます。教育費の中の社会教育費でございますが、ここでは３番の文化財保護費、１７番、公有財産購入費が2億8,７６９万5,０００円ございます。これは神明四丁目に所在します国有地でございます。これが1,５１７．８８平方メートルございますものを購入して、郷土資料館に充てたというものでございます。

次が８２、８３ページでございますが、教育費の中の体育館費でございます。工事請負費２８２万7,０００円につきましては、これは体育館の駐車場の整備で、これは駐車場の整備としては、当初予算に計上してございますが、特にその周りを緑化、植栽をするというようなことで植栽工事費の不足分でございます。

まことに恐縮ですが、ページを前の５ページに戻らせていただきます。

５ページは、第２表で繰越明許費がございます。繰越明許費の説明では老人憩いの家の設計、監理、それから新築、この事業につきまして８０万、それと9,５７６万を繰り越したいということでございます。その理由といたしましては、建築申請関係の官庁、行政庁への手続に大幅に期間がかかりましたので、どうしても年度内には完成に至らない、というようなことで事業費の７２％相当分を５９年度の方に繰り越したいということでございます。

以上、一般会計補正予算の説明でございました。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１１時４８分休憩

午後　1時１３分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　４５ページの児童福祉総務費ですが、この中でちょっと私気になったのは、先ほど上程をされたいろいろな条例の改正案に伴う増額補正が、ここの本来ここに入るであろうと思われる児童手当ですか、児童手当の増額がここだけ増額補正をされていないわけです。つまり、ほかのところの、たとえば身障者の福祉手当とか健康管理手当、老人の健康管理手当あるいは寝たきり老人の看護手当等はきちっと補正をされている、増額補正をされているにもかかわらず、児童手当、これも１０月１日からこの議会を通れば行われるということであるのに増額補正がなされていない。これがどういう理由でそうなのか。当初の予算の中にもうすでに増額分が含み込まれてあったのかどうかということです。これをお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問でございますが、年度当初に見込みました金額で何とか５００円の増額をやりくりできる、ということで現在考えております。当初から５００円の増額を見込んだということでは決してございませんけれども、若干の余裕を持って予算を組んでおります関係で、本年度は何とかやりくりができるんじゃないかというぐあいに考えております。したがって補正をいたしませんでした。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　ということは、例年そのくらいの余裕を持って予算組みをされているんでしょうか。私、やはり予算組みというのは、かなり厳しく査定をして、このぐらいの金額というものを決めておく必要が当然であると思うんです。増額補正をしなくても十分やっていけるような予算ということは、そういう甘い査定といいますか、されているんでしょうか。もう一度。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　毎年５００円ずつ増額されておるという事情も私どももこの数年間そういう状況にございますので、若干その見通しは立っておりますけれども、具体的にその金額で要求はしておりません。現行の金額で要求しておりますけれども、若干人数の上での余裕が現在のところではございますので、何とかやりくりができるんじゃないかというぐあいに考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　５１ページの清掃費の委託料の無届け浄化槽等設置数実態調査ということなんですが、これは今回が初めてであるのか。

それから補正で特に組まれた理由。

さらに無届けの浄化槽の、どういうふうな形で出ているのか。大体何件ぐらい予測として把握されているのか。

さらに、ここで実態調査をやるわけですから、その後、この調査を踏まえてどういうふうな対応されるのか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　第１点目は、この実態調査が初めてか、過去にあったかということなんですけれども、これは今回が初めてでございます。

それから、この実態調査についての理由ということでございますけれども、４番目の対応の、これ、考え方同様なんですけれども、一応、現在５６年度以前の浄化槽については、基準法が変わりまして、それで軽減の対象にはなってございません。そういうことで、それからくみ取り便所から浄化槽の方に切りかえて、それは要するに一般的に無届けというふうに言っていますけれども、その無届けがどのくらいあって、それで特に、いま問題になっているのが放流の関係でございます。特に要するに清掃しないでそのまま放置して、隣近所大分迷惑をかけているという家庭も多うございますので、そういうふうなものを把握した中で、一応、指導それから補修、点検のそういうふうな対象にいたしたいというふうな考え方でございます。

それから一応、件数は、いまのところ処理量からいけばある程度の把握はできておりますけれども、実際のそれでは無届けがどのくらいあるのかというふうなものは、かいもくわからないような状態でございます。そういうことで、要するに軽減の対象になっているのは、大体１

万件強でございます。それで８９％程度が清掃をやっております。

それから無届けの方はこれからここでお願いをして実態調査の費用をお願いするわけでございますけれども、把握の中では先ほど言いました処理量からいきますと、大体4,０００基ばかりあろうかと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　特に聞きたいのは、その後実態調査をされまして、これ、無届けという、届けるということになって、その浄化槽のその後の機能の状況とか、いろいろな補修であるとか、いろいろ出てくるわけです。そうしますと、それを利用されてる方には当然直しなさいよ、また、あれによってはかえなければいけませんよ、ということになると思うんですが、そうなりますと、やはりお金のかかることですから、その辺のトラブルといってはおかしいんですけれども、その後で大体どのくらいの期間をかけながら多少説得等とか、いろいろあると思うんです。その辺のことはどういうふうに説明されて実施されていくのか。その辺の見通しを特にお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　考え方としては、まず無届けの浄化槽の、これが大分、先ほど言いましたように、放流の関係なんかということで、東京都の方が昨年の、これ、１０月、多分１０月だったと思います。そういうふえな無届け浄化槽の要するに把握をするんだ、ということで制度化をするということがありまして、各自治体の担当者を招集しまして、説明会等ずっときたわけなんですけれども、各自治体によっては、一切の放流を認めないというところもありますし、要するに、２３区の方では、一応その制度を適用するということで踏み切ったんですけれども、要するに都下の市町村は、足並みがそろいませんで、一応、それはまだ実施の段階に踏み切っておりません。

そういう中で、それでは東京都の方は、各自治体の、たとえば日野なら日野の市がそういう制度に踏み切るんだったらば、個別に一応やっていこう、ということになりました。そういうことで、日野市の場合、来年に向けて一応ここで一応無届けの浄化槽を把握をしまして、今度はその対象者に対して一応東京都の制度を適用しながら指導等を── これは浄化槽の指導は東京都知事に権限が与えられておりますので一応東京都の方に日野市から、市が窓口になりまして一応そういうふうな進め方で、５６年度以降は本当は浄化槽が曝気槽というふうな、それ以

前が処理方法が本槽型ということで若干何というんですか、機種のあれが変わったわけでございます。そういうふうなもので、現在の機種に変えていくというのは、実際に金もかかります。そういうことで、今度はそれに対してどういうふうに市がそれに対応していくか、これ、まだはっきりとはつかんでおりません、考えておりませんけれども、一応そういうことを含めた中で検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　わかりました。特にこの件についてはお金のかかる話ですし、特に日野は下水道がおくれていて、その中でしわ寄せといいますか、そういうことでいつになったらできるんだろう、ということがもう周知になっているわけですけれども、その中で、ある意味では、この説得の部分も必要になってきますでしょうし、御理解いただくような丁寧な施策をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　63ページの1級河川許可工作物の占用許可証の標示板を設置されるということに関連してちょっとお聞きをしたいと思いますが、豊田の一丁目先だと思いますが、児童グラウンドがございまして、そこに皆さん御利用なさる方が、前からいろいろな議員の方から御指摘ありましたが、トイレとか、それから水道のようなものをグラウンド利用者がぜひ欲しいということで何とかそういう要望が満たされないかという声が強いわけなんですが、現在立っております設置板を見ますと、かなり大きい物でしっかりした物が立っております。あの程度の物が工作物として許されるのであれば、水道、トイレのようなものは建設省と十分な打ち合わせがあればできるのではないかと思うんですが、この工事請負費に関連して、ちょっとその辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

河川法のいろいろな規制で、なかなか工作物は正式にはつくれないということは、再三私どもお聞きしたときに聞いているわけですが、今度また、こういう標示板を設置されるということで、多分現在立っている物と同じような形の標示板だろうと思うんですが、河川法との関係ですので、どなたでしょうか。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　原則として河川敷には工作物を工作することが許されないわけでありますが、確かに水道でありますとか、あるいは手洗い場は必要な施設でありますから、

担当の方に指示してはっきりさせます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　じゃあ、よろしくお願いします。私、お聞きしましたのは、多摩川の方ではなくて浅川の児童グラウンドの河川敷、これについてそのようなことが可能かどうか、ほかの市のいろいろな例もあるでしょうから、ぜひ検討お願いしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩川の河川敷を許可を受けて使用いたしておりますいわゆる多摩川グラウンドは、堤防の外の市有地に水道並びにトイレの施設があります。あれにはっきりした場所がわかるようにすることが必要と考えておりますので、そのことを、つまり利用する方によくわかるように、多分その質問の出る議員さんも御存じないということだろうと思いますから、要するによくわかるようにはっきりさせる、このように処理いたします。

手洗い場並びに水道は――トイレ、水道は私も行ってみて、あることを承知しております。ただ、わかりにくいという欠点がありますので明らかにさせるというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　いま市長が言われました多摩川のグラウンドの方は、確かに市有地に、堤防の外にそういう施設がすでにありまして、ただ、わかりにくいということで、今度そういう標示板をおつけになるということだと思うんです。それに関連しまして、もう一つ河川敷を現在利用して日野市長森田喜美男として占用許可を受けておられる豊田一丁目先の児童グラウンドについても、何かの工夫ができないだろうか、ということをお聞きしたわけでありますので、よろしくお願いいたします。

それから次に45ページの学童クラブ費のことでちょっとお尋ねをしたいと思います。

この中で、パート指導員786万2,000円、これが出てきておりますが、私は6月議会で、この問題を緊急質問で学童クラブのことを少しお聞きしたことがございました。そのときは、32名おられた長期臨時職員の方のうち、25名を正職員化するということで、それで一応学童クラブの体制はとれたのだろうと思っておりました。ところが、今回パートの指導員の方が何かたくさん雇われるような計画がここで出てきたようであります。これはどういうことなのか、ひとつ人数、それから経過を説明をしていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　このパート指導員の１３名分７８６万2,０００円につきましては、１３人分でございます。当初の計画では、当初予算におきましては、どのような形の雇用形態をとるか、ということについては確定をしておりませんでした関係で、パート指導員の分を民生費の中でとるようなことはしておりませんでした。全部で１７カ所ございますから、３４名の職員が必要でございますが、そのうち半分の１７名と、それから４名の職員を正職化したということで、２１名はすでに正職化になっておりますけれども、残りの１３名分につきましては、パートという形では見通しが立っておりません関係で、ここで改めてお願いをする、という形をとっておりますので、年度当初にこの分については計上しておりません関係で、このようにお願いしておる次第でございます。いままでにつきましては賃金の中でやりくりをしてやっておりました。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　これ、ちょっとおかしいんです。

私、３月議会のときにお聞きしたときは、１７の児童館にそれぞれ１名ずつ正職化をした職員の人を入れて、それで一応このパートの方はもうほかは雇わない、というような私は受け取り方をしたんです。といいますのは、助役は、正職化の問題につきまして２５名という方で組合との話の中で議会にお願いをした。それ以外については、組合の方からやはり総務部長あるいは職員課長の段階で交渉段階ではいろいろ以外につきましても出ている。しかし、それらについては約束というようなものは何もない、という答弁をなさっているんです。食い違いませんか、いまの福祉部長のお話と。どうですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　３月の時点での私たちの方からの説明に舌足らずというか不十分なところがあっていろいろと誤解が生じたようでございます。

ただいま福祉部長が説明したことと、事柄としては変わっておりません。私たち、３月時点で御説明申し上げましたのは、１名はいままでの長期臨時の中から１施設１名ずつだけはいままでの長期臨時という形態から正職員にさせてほしい、こういうことでございます。それにつきましては、施設の管理とか、あるいは午後になりましてからのおやつとか、そういう金銭だとか物品購入とか、そういうふうな施設管理とか、そういう面での責任ある職員を１名置かなきゃなりません。こういうふうなこと等を踏まえまして、施設管理上から、あるいは事前の用

意という面からも、朝早くから１名は正職員として要するにそれぞれ配属させていただきたい、そういう意味での正職員でございます。

それから児童厚生員という形態の中では、２０名について２人の要するに職員、要するに定数ということに児童厚生員の定数ということになっておりますので、それ以外に、今度は純然たる長期臨時という名前を踏まえますと、また組合から正職化しろというふうな問題が出てまいりますので、もう１名の職員につきましては、純然たる要するに半年なら半年ごとに臨時形態を断続させていく、という純然たる臨時職員というもので午後をカバーさせてください。都合正職員と純然たるパートの２名で、いままでも２名でございますから、児童厚生員という枠の中で、その２名で学童クラブのお世話をしていくんだ。午前中からのやつは正職員でございます。施設の管理とかお金、あるいは要するに管理費を取っているわけでございますので、そういうふうな金銭の軽理だとか物品の購入だとか施設の管理ということを含めて、午前中から正職員にしていただきたいというお願いと、それから施設をやっていくには２人どうしても必要でございますので、それは長期臨時という考え方じゃなしに、純然たる半年ごとに交代する本当の純然たる臨時で、臨時を入れて２名ということでお願いしたわけでございます。

３月時点での説明が舌足らずというか不備だった、私からの方の説明が不備で御迷惑かけているようでございますけれども、福祉部長の説明したことと変わりはございませんので、そのように御理解賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いままで３月以前は、学童クラブというのは長期の臨時職員の方２名でやってきたわけですか。それで、うち１名は正職化したわけですね。じゃ、形としてはいままでと同じということになると思うんですが、この組合との要求と交渉ということは、その後３月以降になさった、こういう内容のものは詰めたわけですか。今回の措置の組合との交渉の経過をちょっと教えてください。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　組合との交渉経過でございますけれども、４９年―４６年ごろからですか、日社協の中で学童クラブが委託されまして、５０年から日野市が日社協への委託方式ではやっていけない、というふうなことで引き継いだわけです。その後、引き継ぎ時点で日社協で雇ってまいりましたが、要するに長期の臨時じゃなくて、半年ごとに切る純然たる

臨時じゃございませんで継続して雇っているところの臨時というふうなものでございますので、日野市へ引き継いだ時点から日野市で、いままで説明してきたように、長期臨時形態をとらざるを得ない、要するに移管形態であったわけでございます。そういうふうなものでございますので、組合員の方から学童クラブ児童厚生員の身分の安定化ということで長い間にわたって組合と話し、あるいは要求が続いてきたわけでございます。

それで、組合からの要求は全員の正職化でございますけれども、全員の正職化というもの等では、とうていできません。そういうふうな大量な人間の正職化は無理でございますので、あの施設の管理面を考える、あるいは運営面を考える、責任ある要するに施設管理、運営ということを考えて、1名だけはその責任者として正職員を置こう、という形で組合と話し合いがついたといいますか、市の方ではそれ以上できない、という形で組合に理解を求めた、そういうことでございます。

ですから、それぞれ17施設ございますけれども、2名ずつおりました、2名のところに全部長期臨時がいたわけじゃございません。何名か純然たるパートもいたわけでございますけれども、ほとんどが長期臨時でございます。ですから学童クラブの1名の、要するに正職員として転換したところの長期臨時もおりますけれども、そのほか、保母に――保母資格等持っておる者は保母だとか、児童館へ回した人間もおるわけでございます。そういうようなことで、17施設と、それから保母と、それから数は私忘れましたけれども、三沢の児童館とか、そういうところの、学童クラブじゃございません、児童館の保母という形で回した職員もおるわけでございます。

そういうふうなことで半数を、半数ということじゃなくて、17施設に1名ずつの保母を要するに正職化した、こういうことでございます。17施設の中に2名ずつおったわけですけれども、全員が長期臨時であったわけではございません。移管を考えておりましたので何名かの純然たるパートもおったわけでございます。それは正職員にはしておりません。大体概略そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　大体わかるんですが、要するに21名の学童クラブの方に正職化して張りつけた。で、残り4名は児童館――4つの児童館に1名ずつ――残りじゃない、あとの4名は児童館へもっていく人として長期の方を正職化したというございましたよね、前

回の説明では。じゃ、その後、長期の方というのはパートの方まだいらっしゃるわけですね。今回13名ふえるということはパートの方がふえるということで2人ずつじゃなくて、中には3人というようなところも出てくるんじゃないんですか。1学童クラブ2人だけなんですか、お世話をする方は。数がふえてまいりませんか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御説明申し上げます。

17施設ございまして、対応といたしましては2名対応でございますので、17施設のうち17名が正職員、17名がパート職員ということでございます。あとはフリー要員というのが4名ばかりおりますが、それは正職でございますので、いわゆる17施設のうちでパートで働いておる職員という者が17名おるということでございます。それで、すでに賃金の中で若干のやりくりをやっておりますので、今回のお願いをしておりますのは13名分でございますけれども、すでに4名分については何とかその中ですでに計上しております予算の中で何とかやりくりさせていただいて、実際13名を今回お願いをしたい、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　じゃ、パートの、臨時職員、いわゆる臨時の方ですね、パートの方は17名はもういたわけですね。現在働いている方がいらっしゃるわけでしょ。それにまた13足すんですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　言葉足らずで申しわけございませんけれども、17名のパート職員を現在抱えて児童館運営をやっております。それで年度当初の4月の時点では、このパート職員の賃金は計上しておりませんので、今回初めてお願いをする、こういう結果になったわけでございます。それで、本来なら17名を計上してお願いするのが筋でございますけれども、若干のやりくりがございますので、13名を今回お願いすれば何とか足りるのではないか、こういうことで13名分をここで補正をお願いしまして、結局、年度当初にお願いをする分をここでお願いをしておるわけでございます。いままでの半年分につきましては賃金がございましたので、その中でやりくりをしてやってきております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　いままでの賃金でやりくりできたらこれからもできるんじゃ

ないんですか。どうですか。（「やりくりできるのがおかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　1年分の賃金を計上してございますのでそれをいままでの半年で何とかやってきたわけでございます。ですから後は半年分――1年分を半年でやってしまいましたので結局ここであと半年分はないわけでございますから、ここで補正をお願いしないとパートの分は払えない、こういうことになってきます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　ちょっと私よく飲み込めないんですが、学童クラブというのは17館、いま17あるわけで、そんなに100も200あるわけじゃありませんので、数というのはそんなに当初やりくりできるような形で予算を組んで、賃金として予算要求しておられたわけですか。ちょっと、その辺よくわからないんです。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　本来ならば58年度の4月にパート分17名分を予算計上をしてお願いをすべきでございましたけれども、その時点でどのような今後職員対応になるか、そこについては3月の末まで確定しておりませんでした。したがって予算を計上する時点では臨時職員を何名分計上していいか、これについては不確定要素でございましたので、そこでは計上しておりませんでした。で、したがって、その他の保母あるいは臨時職員の賃金が、いろいろ計上してございますので、それでいままで何とかやりくりができたものですから、それで何とかやってきた。それで、どうしてもここで計上してお願いしませんと後半期をお支払いがなかなかむずかしい、こういうことでお願いをしておる次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　じゃ、これからは17人分がパートの職員の方の給与として必要なわけですね。今回補正をするのは13名分でこれからずっと1年間はやっていけるということですか。

ちょっと助役にお聞きしますが、長期臨時職員で学童クラブで働いておられた32人の方がいらっしゃったんですが、この方々のうちに27人だけ正職員として前回採用されたんですよね。残りの方はまだ臨時職員として学童クラブで働いておられますか、現在も。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　まだパートとして残っております。1名はやめました。お母さんの病気――病気看護をしなきゃならんということで32名のうち27名が正職化しましてまだ5名残っておるわけでございますけれども、1名は退職いたしました。あと2名――4名ですか、そういうふうな状況でございます。これはそのままパートという形で児童館で働いておる、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　その方4名は、いまパートの職員さんということですね。いわゆる長期臨時雇用者とは言わないわけですか。現在はパートという呼び方で正職員以外の方は学童クラブでお働きになっている人を呼ぶわけですか。その方が昨年度末に5名いらっしゃったんですけど、現在は4名だけだということなんですね。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　長期臨時という身分を転換するわけにはまいりませんので、長期臨時という形態でございます。それで、はっきり申し上げますと、4名のうち、残ってますのは2名でございます。2名につきましては、1名は児童館の用務員に転換いたしました。それから、もう1名につきましては、福祉部の老人奉仕員ですか、老人奉仕員。正職として老人奉仕員とそれから保育園の用務員、これも正職員でございます。この2人に転換したわけでございます。これにつきましては、いろいろと御異論もあろうかと思いますけれども、この2人につきましては、非常に長い間――はっきり申し上げますと一番古い方でございます。日社協当時からいる職員でございます。ですから、もう10年近くにも――10年にもなるわけでございます。その間、長期臨時という形で正職員的にずっと勤務しておるものでございますので、正職員に転換しまして、1名は保育園の用務員、もう1名につきましては、さっき申し上げました福祉事務所の老人の要するに奉仕員ですか、それに転換したわけでございます。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　助役、半年の間で私にお答えになったことと全く違う、事実と違う事態に事が運ばれているんです。おかしいと思うんです。私は、助役の、ここに会議録の発言のやつ、いま持っておりますが、組合との間に25名以外の者につきましてどうこうという約束はいたしておりません。そういうことでございます、とはっきりおっしゃっておりま

す。ところが、残り7名と見るか5名と見るかがちょっと私も――他の職種へ行った人が2名いるというふうに市職ニュース等には書いてあるんですね。その、他の職種へ行った方2名という人を入れると27になるんです、ことしの4月1日から正職化された方が。そうすると残り5名については、25名以外は組合と約束――組合との間に約束はないということですから、7名については本来採用する予定はない、ということを助役はお答えになっているんですよ。ところが、その市職の言うところの来年採用5名ということは、もう市当局と合意をしたんだという話がありまして、私は、これは本当かということを再三聞きましたら、いや、そんなことはない、ということの御答弁だったんです。ところが、その来年採用がもう市と――市当局との間で合意をしたと言っていた5名のうちの2名――もう1名おやめになってますから残り4名のうちの2名はもうすでに正職になっているということを、いま助役がおっしゃったんです。3月議会の時点では私にうそをおっしゃったんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　3月の時点でうそなど申し上げられるはずがないわけでございますけれども、その時点で申し上げました組合とどうのこうのという約束だとかというものについてはできるはずもございません。先々の問題でございますので約束等々はしておらないわけでございますけれども、やはり、さっき申し上げましたように試験というふうなことはやっておりますけれども、要するに実態としまして、さっき申し上げましたように、長年にわたってもう正職的な形で十何年も勤めておるという条件の中では、試験の問題がどうだったからというふうなことで、一概に落とすわけにもいかないというふうな条件がございますので、その職種等を考えまして、要するに2名の正職の転換をさせていただいたわけでございます。うそを申し上げたわけじゃございません。いま言ったような事情の中から配慮させていただいたわけでございますので、そのように何とぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　組合の方がびっくりしたんだと思うんです、私。5名は来年採用の約束を取りつけた。来年だと思ってたら、もうことしやってくれたわけですよ、市の方で、2名については。これは採用すれば市の職員の採用のいろいろな規定があると思うんですが、もちろん試験もございますでしょうし、一般にも公募なさって、試験をやって採用したんですか、その辺の採用手続はどうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　昨年の暮れですか、この学童クラブの長期臨時の職員の試験を行ったわけでございます。その試験の結果でございます。試験の結果、27名という形で一応正職化をしたわけでございます。あと5名残ったわけでございますけれども、2名につきましては、その試験の結果というものもございますけれども、長く勤めておったということと試験の結果と職種等を配慮しまして、1名は用務員と、それから1名については福祉の老人家庭奉仕員という形で採用させていただいた、そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　何度も繰り返しになるんですが、やっぱり、もう3月の議会の答弁というのは完全にもう覆されているんですね。（「問題だよ、これは」と呼ぶ者あり）市長はこう言っているんですね。大幅な欠員がある場合はその残りの5名の人についても採用することはあるかもわからないという――大幅な欠員と書いてあるわけです。大幅な欠員はないわけですよ、どこにも。本当に必要な職員の方は、私は住民のいろいろな行政サービス向上のためにも要求があれば満たしていくということは場合によってはあると思うんですが、半年、言ったことがもう今日違ってきている。物事の真実というのは10年言ったことが今日でもやはり正しいとして主張されるのがやはり一番私は形としてはあたりまえのことだと思うんです。10年も前じゃないんです。半年前のことがもうすでに会議録にきちんと出ていることがもう覆されているわけです。特に定員の管理については、いまいろいろやかましい時代なんです。

ほかのこと、ちょっとお尋ねしますが、学童クラブのこの長期の臨時職員の方が、21人正職化をされた。そして4人が、そのほか4人が児童館に、1館に1名ずつ張りつけるために4名、合計25名、そうしてもう2人が他の職種へ行ってもらうために採用をした、その合計が27になるわけですね。32から27引きますから先ほどの、いま議論しております5名に今度行き着くわけですが、その、他の職種へ行った2名の方、25に2を足して27になるんですが、27人3月の時点で試験をして、正式に職員として採用したわけですね。その、他の職種へ行った2名の方というのはどこの職場にいまお勤めなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　1名は多摩平保育園の用務員でございます。1名は福祉事務所の家庭奉仕員をして働いております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いま福祉部長がおっしゃったのは未採用の５名の方のうちの２人のことだと思うんです。そうじゃなくて、正職化された方が２７名いらっしゃったと思うんです。３２名のうちの２７名が正職員として４月の１日から日野市役所の方にお入りになったんでしょ。その２７の内訳を見ますと ── いまのことじゃないんですよ、３月の時点の私、答弁をもとにいまお聞きしているわけですから、２１名学童クラブで働いてくださる方を採用を正式にする、それに児童館が４名で２５ですね。で、あと２人の方は児童館とか学童クラブじゃないところに入っていただくということで、他の職種へということに表現がなっているんじゃないかと思うんですが、その２名の方はいまどこのどの職場でお働きですか、ということを聞いているんです。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまのお答えいたしましたように、その２名につきましては、その後に多摩平保育園の用務員が欠員になりましたので、そちらに１名、それから福祉事務所でしております家庭奉仕員 ── 老人家庭の家庭奉仕員でございますが、そこの奉仕員として１名、２名がその中で採用されておるというぐあいに……。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　よく ── この数字、簡単な数字なんですね。要するに３２名長期でお働きだった学童クラブの職員の方がいらっしゃったわけですね、３２名。そのうちの２５名は学童クラブと児童館でいま働いておられるわけですね。３２のうちの２５名は。では、あと２人、３月の時点で採用された方がいらっしゃるんですよ。そうじゃないんですか。助役はは先ほど２７名採用したとおっしゃったんです。その２７のうちの２５ははっきりわかるんですけど、あと２人の方がどこでいま働いていらっしゃるのかがわからないんです。そのお２人の方をいまお聞きしているんです。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　３月 ── ４月の時点で採用されました職員は、２１名の学童クラブ職員と、それから４名の児童館職員、合計して２５名。これに、さらにその後に保育園の欠員に１名、それから福祉事務所の家庭奉仕員の欠員に１名補充いたしましたので、合計して２７名ということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃあ、先ほど助役がおっしゃいました残り５名の方は、いま、どうしていらっしゃるんですか。話がまたそこに行ってしまうんですよ。私は、その５名の方、いま２７人になったわけです。福祉部長のいまのお話ですと正式にいま日野市でお働きになっている方は３２名のうちの２７名についての御説明があったんですね。すると残りあと５名の方がいらっしゃるわけです。（「１人やめて４人」と呼ぶ者あり）４人。１人、いま、おやめになったとおっしゃったんです、４人いらっしゃるわけですね、あと、採用されてない方が。その方は、じゃあ、いまパートの形で学童クラブにいらっしゃるんですか。私は、さっきそれも聞きましたら、その５名のうちの１名はおやめになって、２名は、いま福祉部長の方でお答えになったような御答弁が助役からあったんですね。（「勘違いか」と呼ぶ者あり）どうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。福祉部長の方がいいんじゃないのかな。どうですか、助役。福祉部長の方が的確のような気がするんですが……。

○助役（赤松行雄君）　残りにつきましては児童館の中で従来の長期臨時という形でその職員は残っておるわけでございます。私は２名と考えておりまして、あとの２名につきましてはさっき言いました用務員に１名なり……（「休憩して打ち合わせして決めろよ、違うんだから」「５分休憩して数字を合わせろ」「福祉部長、答えられるなら答えてみなよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長、いま（「違うんだから、事情がちょっと」と呼ぶ者あり）　福祉部長、答えられますか。福祉部長の方が何か私、議長として見ているとあれなんだが、いいですか、打ち合わせますか。（「打ち合わせた方がいい」と呼ぶ者あり）　ちょっと、このままの状態で打ち合わせさせますから、しばらく。（助役の勘違いだよ、いまの話だと、どうも」と呼ぶ者あり）

それでは議事の都合により時間を区切ります。１０分休憩します。

午後１時５５分休憩

午後２時１６分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

古賀議員の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）ただいまの３２名のうちの正式に採用された者が２７名。残ります職員のうち５名残っておりましたが、そのうち１名は７月に退職いたしましたので４名現在残っておりますので、その４名は臨時職員として働いております。これは給料扱いになっておりますけれども、いままでの長期臨時の身分をそのまま保有して、現在臨時職員として私どもは働かせております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　数のことはわかりました。

いま福祉部長、給料扱いとちょっと私、耳なれない言葉を聞いたんですけれども、給料扱いというのは何ですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　失礼いたしました。

長期臨時の職員としての賃金を支払っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　賃金を支払っているということであればわかるんですけれども、何か給料扱いというのは普通のいわゆるパートや臨時長期職員の方とは違う何か給料の支払い方があるということですか。じゃないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回、この４月に採用する以前の形態はそのまま保有しておりますので長期臨時の扱いということで月額で支給しております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　この残りの方もどうやら来年には組合の言っているように何となく職員として正式に採用されるんじゃないかな、その、いまあかしとして何か特別な何か用語があるようですけど、福祉部長がちょっとおっしゃったんで非常にその感を強くしました。

それで２５名が４月から正式に市の方に職員としてお入りになっていたということわかりました。で、２名の方が先ほどおっしゃったようにその後採用されたということなんですが、ここでまた話が戻るわけです。助役は、２５名は今回議会にお願いをして、残りの７名については組合とは何も約束もしてないし、採用する予定もございません。３月の議会で、その席でお答えになったわけです。市長も同じようなこと、おっしゃったんです。先ほど言いましたように、大幅な欠員等がない限りは採用の予定はない――何も大幅な欠員もないじゃないですか。７名について何も約束してないと言った方が、どうして７月になったら２名採用されるんですか。市の職員は何歳から市の職員になれるんですか。この方は何歳で市の職員に今回なられたんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　３月の議会で食言申し上げたわけではございませんけれども、先ほどから御説明申し上げているように、長い間、やはり正職員的な扱い、長期臨時ということで正職員的にずっと勤めておったという事実の中では、やはり雇用の事態から言って、臨時職員――純然たる臨時職員を振り切るような形で取り扱うわけにはいかないという点につきましては、３月の時点でもわれわれ言外に申し上げているところの苦衷でございます。そういうふうなことで３月の時点で組合からはやはりいろいろな要望はございますけれども、それにどういうふうな形でこたえるという約束は事務折衝の中でも組合と約束しているわけじゃございません。それは食言しているわけじゃございませんけれども、さっき申し上げましたように半年ごとに雇用計画を、雇用契約を切っているというふうなことじゃなくて、継続した形の中で長期臨時ということで十何年も雇用してきておったものでございますので、そういう形での正職としての再採用をやらざるを得ない。

年齢につきましては、１名については４８歳でございますか、そういう高齢な者も家庭奉仕員になった人間につきましては４８歳ですか、というふうに記憶しているわけでございますけれども、高齢でございます。もちろん市の職員として採用する場合の年齢ですね、事務職員の場合には学卒２年程度で採用しておるわけでございます。奉仕員等につきましては３０歳未満で採用しておるわけでございますけれども、それらとの取り扱いが異なることはわかっておりますけれども、さっき申し上げましたように、十何年も日社協時代から継続して使ってたという面では十分わかっていただけると思いますけれども、一概に解雇できない、というふうな状況もあるものでございますので、職種を選びまして、用務員と、それから老人の家庭奉仕員に振り向けたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、政治や行政の中で一番いけないことは、きのう言ったことと、きょう言ったことが違うことだと思うんです。はっきり助役はこの席で言っているん

ですよね、７名については採用の予定はありません。市長も同じことを言っているんですけれども、市長がこれは最終的には断を下したんだと思うんですが、市長はどうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　組合と事前にそういう確約をしてない、これはまた一段階でそのとおりだと確信をしております。それから、その後で、特にたまたま福祉関係の経験のあるそういう内部の欠員が生じたということで、そういう職種に特にいろいろの事情を勘案をして再採用といいますか、その補充に充てたということであります。そのあたりに身分保証ということの見解がむずかしいわけでありますが、少なくも長期にほとんど準職員として勤めた人間の処遇としては、やはり配慮する余裕もまた必要である、このように御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　結局、市長や助役のいまの話聞いてますと、なし崩し的に組合の要求が次々と実現をされていくということなんです。私は、働いていらっしゃる方はそれは市の職員にしていただくということで、大変それは喜んでおられると思います。しかし、やはりどんな人に対してでも平等に同じように市の制度の恩恵というものはやはり向けられなくちゃいけませんから、特定の組合との交渉の中で、恐らく組合と交渉しなきゃこういうことは決められませんよ。ですから組合との交渉の中で、こういうことが議会で逆の答弁をしておきながら、実際は別の方向に実現していく。非常に問題があると思います。

これは、私は先般、日本共産党が日野市長森田喜美男の与党として第１党だということを申し上げましたが、市長は反論がありました。共産党の掲げる住民要求というものは、こういう予算の中に非常に巧みに見ることができるんです。今度の一般質問においても職員の採用について、年齢の制限的なものは外してしまえ、という一つの一般質問も出ております。これが実現されれば、この方の場合、問題なくなるわけです。学童クラブについての一般質問も、同じように出ております。こういう予算措置が、組合との話し合いの中で、与党との話し合いの中で、巧みにとらえてくる。で、われわれに対しては、きのう言ったことと、きょう言ったことがもう違うというような形で、実にでたらめな答弁がなされる。実際はそうじゃないんですか。欠員があったとおっしゃったんですけど、どこに大幅な欠員があったんです。市長。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと御意見があるということもわれわれが十分反省をする戒めになってはおりますが、世の中の通念といたしまして、たとえば緑のおばさんという制度が日野市に持ち込まれ、その方を従来の経験を尊重して、そうしてある範囲正職に受け入れる、こういう人事上の特別と申しましょうか、条件を前後考えた配慮ということは、やはり一面に必要である場合もございます。そのような一つの例だということで、御理解をいただきたいと思います。

その他のことにつきましては、私から特別申し上げることはありません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　これはいろいろまたこれから厚生委員会へ付託されますので、そこでさらに話をしてみたいと思うんですが、ちょっと、その確認をしておきたいんですけれど、いま市長、欠員ということをおっしゃったんですよね。欠員があったんですか、本当に。欠員があったんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　欠員がございました。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それでは、この１３名の方、今回予算が出てきております。その上には今度パート指導員という、定員増パート指導員ということで、また別のパートの指導員の予算措置もとられております。これもちょっとお聞きしたいんですけど、委員会の方で聞いてみたいと思いますが、福祉部長に一つ最後に確認をしておきたいと思いますが、いままで長期臨時でお勤めだった正式にまだ採用されていない４名の方と、この４月から新しく今度初めて学童クラブでパートの職員としてお入りになった方は、先ほどちょっと給料の、賃金の支払い方が違うようなことおっしゃったんですけど、同じパート臨時職員ということではあるようですけど、何か違いがあるわけですね、身分に。それだけちょっと確認させてください。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　特にその辺の身分の差というものは私どもはつけておりませんが、同じような仕事をパート職員としてやらせております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　しておりませんが、とおっしゃって、あと何かやっぱり本当

はいろいろなことがあると思うんですけれど、委員会の方でそれはお聞きをしたいと思います。

ほかの問題にちょっと変わらせていただきます。この補正予算には出ていないんですけど、関連があると思うんでちょっと建設部長の方の担当だと思いますのでお聞きしますが、いま中央公園の所に時計塔か何かできているんですね。私ども最初当初予算で予算説明受けましたときは、２０周年記念の何か街灯のようなものだということを聞いておりましたんですが、ああいう施設の内容がちょっと変わってきますと、補正等必要はないんですか。今回出てきておりませんけれど、工事はやっておられるということで、事業内容が変わったのに、どうして出てこないのかなと思って、先ほど予算書見たんですけれども……。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

いま、お尋ねの太陽エネルギー塔につきましては、当初予算で２１５万の予算をお願いをしたわけでございます。そこで、いま工事に入っておりまして、近く完成をする運びになっております。

で、工事の内容あるいは設置する目的、それらにつきましては、予算を計上お願いしたときと変わっておりません。内容的には太陽エネルギーを利用した時計塔を中央公園に建てるという形で、一応予算要求をお願いしたわけでございます。ただ発想といたしましては、設置する発想といたしましては、市制２０周年記念事業の一つとして、そういうモニュメント的な要素も含めたものをつくろうということで、主管部からの要求に基づくものでございます。（「じゃ、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　1点、ちょっとお聞きしておきます。

４９ページの衛生費の中の火葬場修繕料１００万ばかりの予算でございますけれども、私は、ことしの当初予算の委員会でもこの件について疑問点があったのでお聞きしたわけですけれども、また私の声のみならず、私も再三あそこには行くことが多いんですが、市民の声も、行って他地域の火葬場が非常に最近冷暖房完備の中ですばらしい建物に直されている中で、日野の火葬場のみが冷房も効かず何とも言えないみすぼらしさというんでしょうか、そういったものをだれしも感じない人はいないと思うわけです。

今回もまたこそくな手段の予算で対応しているわけでございますが、何か前回の私の質問の

ときには、あの地域、昭和４９年ですか、山林雑種であった所を、用途地域変更で住居専用地域にしてしまった。それがために大々的な改築あるいは火葬する機械の近代化措置もとれないんだ、ということを聞いておるわけですが、事実、住居専用地域だったら大変制約があるわけですけれども、この用途地域変更に当然誤りがあったと私どもは思うわけであります。もし、あの所を火葬場を、あるいは待合所等を大改築、いまする意思、また意思があればそれができるのかどうか、可能なのか、そこら辺をまずお答えいただきたい、かように思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　御質問の火葬場の件でございますが、抜本的な改築あるいは改修につきましては、ただいま御質問の中にございましたように、用途地域が隘路になってできないのが現状でございます。

ここにお願いをしております火葬場の修繕につきましては、待合室の方ではございませんで、再燃室のバーナーのノズルの取りかえと、さらに遺体を焼く場合の重油の輸送装置がいままで１系統でございました。それが故障をいたしますと、大変困る事態になりますので、それを２系統にいたす、そのための予算をお願いしているものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　ただいま生活環境部長が大々的な改装はできない、そういう用途地域ならば無理はないと思うんですけれども、昭和４９年に、私がいただいた資料から見ますと、直されているということになりますと、明らかにこの用途地域の変更は誤りであった。もしも、そのときに用途地域を変更するならば、近隣住民の方々のあの特殊施設の改装のときの同意書とか当然いただいて、用途地域を変更するべきだった、かように思うわけですけれども、一切そういった地域住民との同意等は得られずして変更してしまったのかどうか。もしかすると、そういった同意が得られているのかどうか、その点をまず２点目としてお聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の記憶の範囲でお答えをするわけであります。

用途地域の変更というのは、単年度ぐらいで進むものではありません。２年、３年かけて、そうしてその積み上げによって都の最終裁定によって都市計画審議会等の議を経、決定をされる、このような性格のものであります。したがって、当時の用途地域の変更は、市川さんの御指摘は、要するに私が就任後のミスだろう、こういうふうに言いたいところだろうと思います

が、（「そんなことじゃない」と呼ぶ者あり）そういうふうに考えられると困るわけであります。（「当時の市長はだれだと聞いている」と呼ぶ者あり）　困るわけでありまして、しかも、確かに都市計画決定がなされることは望ましいことでありますが、ああいう市街地の環境になりますと、恐らくそれもなかなかままならなかっただろうと思っております。確かに今日になりますと、一つの都市として斉場を兼ねて持つ、いわゆる施設が欲しいということはございます。今後いろいろの面で検討をしてみまして、施設の完備と申しましょうか、あるいは市としての整備ということの重要な一施設として、検討を詰めてまいらなければならない、このように感じております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　市長は何を勘違いされて答えているのかわかりませんけれども、決して私は市長に対してミスだとか、そういうことは今回のこの質問については、毛頭持ってないですよ。単純に市民としての疑問が生じたから質問しているんであって、ならば市長にちょっとお答え願いたいんですけれども、確かに用途地域変更最終決定は、都の裁定であることは市長のおっしゃるとおりです。しかし、それは、裁定はあくまでも市計審にかけて、市計審で決定したものを都が裁定するんであって、決定は市じゃないですか。都でそれを見直しをするなんてことはほとんどないじゃないですか。だとしたら私は少なくともあの地域に山林雑種地域があるんだ、あの中に火装場があるということは明らかにわかってたんですから、あの地域を何らかの形で将来変更あるいは拡張、改装ができるような状態にすべきが百年の計に立つ市政の責任者たる市長の役目ではなかろうか、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）　こういうふうに思うわけですよ、単純に。市長がそういうふうに言うならば、どうなんですか、市長、だとしたら市長の本当のミスですよ、これは。（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　かつて多摩平の団地造成の際に、墓地も移管をされております。そうして当時の都市計画事業 ── 都市計画の中でその位置づけがされていることはきわめていま考えると望ましいわけでありますけれど、いまさらそういうことを言っても始まりません。そこで今後に向かって一つの自治体として基本的に持つべき施設の大切な施設でありますので検討をしてまいりたい、このように申し上げておるわけであります。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　こうなってしまったことに対しては、私は何もしつこく質問するつもりはないんですけれども、いずれにしても、現在ある施設、たとえば焼却炉にしてもいまもう３０分ですよね。ところが、日野市の場合は１時間かかっているわけです。聞くところによればこれ以上の時間短縮は現状の場所では騒音とか、ばい煙、いろいろの問題で不可能だということも聞いておりますが、そういったものを改善できれば好ましいと思いますけれども、少なくともあの待合室の整備だけは私は緊急を要すると思うんです。法律で許される範囲をもって（「そうだ」と呼ぶ者あり）とにかくできる範囲の市民に対する、長い間、社会のため、世のために尽くした人を弔う意味において、方策を講じられることを希望しておきます。終わりです。

○議長（石坂勝雄君）　　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　　２５ページの１３の委託料ですが、この市制２０周年記念です。表彰記念式典の会場ですけれど、これは式典の会場というのは１カ所だと思うんですが、そこの設営費が８３万9,０００円というんだけれど、どんな豪華なものを計画しているんだか、内容をちょっと説明していただきたい。

それから、その下の高齢者事業団の職員派遣ですね、この説明ですね。

それから、２７ページの１１の需用費の修繕料で、これは公会堂というのは七生公会堂だと思うんですが、どこを修理するんだか。

それから６３ページの１５の工事請負費ですね、この１級河川の工作物の占用許可の標示板をつくるというんだけれど、１級河川は多摩川や浅川はすでに建設省でかけていると思うんですが、新しくなったところをやるんじゃないかと思うんですが、すると谷治川とか根川あるいは程久保川じゃないかと思うんですが、５カ所というのは、どことどこだかということ。

それから６５ページの１９の負担金、補助及び交付金の私道の整備の補助金が出ていますが、これは、どこを何カ所やったんだか。

それから６７ページの委託料の用水路の水質分析とあるんだが、前にも水質分析やったんだが、今回は１４カ所というわけですが、用水には日野用水、豊田用水、上田用水、新井用水、平山用水、南平それから七生東部連合用水、それから向島の８つの用水があるんだけれど、１４カ所というのは大体どういうところを分析される予定だか、そうした点について御説明願いたいと思いま

す。以上。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　２５ページの一般管理費の中の委託料１３６万8,０００円の内訳でございますが、表彰記念式典会場設営。これは表彰条例に基づくものと、それから今回２０周年を迎えるということで、大体５００名収容程度の施設をつくりたい、施設を設置したい、こういうことでございます。それは一応主なものを申し上げますと演壇、ステージとか、それから演台、それからバック幕あるいは、その他設営費、そういったもので一応七小の体育館の中を飾りつける、こういう内容でございます。

それから高齢者事業団派遣職員の５２万9,０００円でございますけれども、これは本庁と旧庁舎の間を連絡バスが運行されているわけでございますけれども、婦人センターにおきまして、職員が不在の間この事業団に職員を派遣して委託するものでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　続きまして２７ページの上欄から２行目の２５万円の内容説明をさせていただきます。

御質問にありましたように七生公会堂の修繕費でございます。ステージの後ろの壁なんでございますが、あれは特殊塗料を使って塗装いたしておりますが、最近汚れが非常に目立ちまして、ライトを当てた場合、非常に不体裁な状態になりましたので、塗り直したいということの修繕料でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方からお答え申し上げますのは６３ページの一番下の欄の工事請負費５０万に対する問題でございますけれども、これは先ほど古賀議員さんからも関連ということであったわけでございますけれども、この工作物につきましては、浅川の堤防敷を現在占用許可を建設省から受けておりまして、その堤防敷の一部をサイクリング道路として指定してございます。したがいまして、サイクリング道路としての指定の標示板を、いままでございませんので５カ所設置したい、というものでございます。場所としては、一番橋あるいは滝合橋、あるいは平山橋というような堤防の要所に設置をしたいと、いうふうに考えております。

それから２点目の私道の関係の補助金でございますけれども、６５ページの上から３行目の

負担金、補助及び交付金でございますけれども、これにつきましては、当初予算で3,０００万の予算をお願いいたしまして、現在８件の申請がございました。８件の申請の補助額につきましては、3,０００万のうちからすでに交付決定をしておるものもございまして、2,８６７万6,２００円交付決定がなされております。したがいまして、当初予算の3,０００万から差し引きますと、現在の予算残額が１３２万3,８００円しかございません。そして、現在申請を出したいというところが、落川の1,２４８の９７番地先の多摩川沿いの私道並びに金久団地の程久保６１６番地先の道路、この２件が申請が予定されておりまして、この額が補助金で申し上げますと、５３２万3,５００円になります。したがいまして、その不足分を今回補正で４００万お願いしたいというものでございます。

それから最後のお尋ねの私どもの所管の次のページの６７ページの用水路の水質分析でございますけれども、この用水路の水質分析につきましては、水路清流課が担当いたすということで、現在までに私どもの方の土木課で所管をいたしておりました水路の維持管理の中では、こういう分析が行われておりません。したがいまして、今後１４カ所、水路系統にいたしますと１０系統でございますけれども、それぞれ用水組合 ── いや、用水路別に要所を決めまして、そして、そこを一つの観測点と定めまして、水質の検査をしてみたい。そして、その水質検査をすることによりまして、今後の浄化の基本計画をつくっていきたい、という考えでございまして、今回、１４２万7,２００円を補正でお願いしたいというものの内容でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　ただいまの部長の説明の中に、１４カ所だけれど、年何回やるんだか、そういうことが……。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　申しわけございません。この計画の内容につきましては、御存じのように灌漑期と、それから、いわゆる非灌漑期がございます。水路の年間通水ということで努力はいたしておるわけでございますけれども、いわゆる稲作の期間といたしまして、大体４月から９月下旬ぐらいまでの一つの期間と、それから１１月から３月までのいわゆる冬場の期間、これがございますので、この期間に分けまして１カ所ずつ年度内にそれぞれ調査地点を決めまして、水質の分析調査を委託したいというように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まず最初の臨時職員の採用の問題。これは昭和３３年ですか、公務員法の改正があって、臨時職員は６カ月以上採用しちゃいけない、ということになったわけです。それまでの臨時職員については、若干の理由があるから、あるいは本採用に回してもやむを得ない場合もあり得る、ということになっておる。ですから、当然この学童クラブの方々は、福祉事業団とか、あるいはまた日赤だとか社会福祉協議会とか、そういうようなところでこの事業は行うのが正当なんだ。だから恐らくそういうふうなことで進められたんだと思う。ところが、いつの間にかこれが市の臨時職員になり、長期臨時職員というのは正職員とほとんど変わらない、待遇は。退職金も通算される。だんだんと労働組合の言うとおりというか、約束か知らんけれども、今日のようにだらしがない違法的な採用が白昼公然と行われている。これが日野市役所の実態である。

次に、特にこの臨時職員の給与、当初から決まってるんだ、これ１７人パートがいるということは、そうでしょう。１７カ所あれば１７人の正規、１７人のパートと決まっているのに、予算をわざわざつけてこない。もう忘れたんだろうというところでつけてくる。こういう議員をばかにしたやり方、これはまことに地方自治法の精神に違反しているのです。

今度の予算の中でも特に私が指摘したいのは、公共施設建設基金だ。1億 6,４００万円が日野市に寄附された。これは当然公共施設のためにいままでどおり公共施設建設基金に繰り入れられるべき性格である。にもかかわらず、緑化 ── 去年つくった緑化何とかという基金に六千数百万円を回している。いわゆる市の政治がしっかりした気持ち、方針がないという明らかな証拠をこれが示している。一体このような公共施設建設基金、いままでの積立金とは違う方法でやられた。何でこのような方法に切りかえたか。しかも議会に何らの相談もない。日野市の場合は、御承知のように公園だって下水道だって都市計画道路だって哀れ、全く哀れな状況にある。公共施設基金に使われるべき費用は、これからたくさんあるわけなんです。環境緑化基金にこれを回した、その理由をまず説明してもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（大崎茂男君）　お答えいたします。

行政協力費の費用を、公共施設整備基金と緑化基金に振り分けた理由でございますが、これは３月の市議会におきまして、緑化基金条例をお願い申したわけでございます。それで、行政協力費としての協力金の算出の中には、公共施設整備というような中で公園をつくるとか、あ

るいは緑化施策といいますか、をするというような内容も含まれております。したがいまして、緑化基金ができたことによりまして、行政協力費の内訳としての公園あるいは緑化の費用については、新しくできました緑化基金に振り分けて、本来の趣旨である、寄附金としての趣旨である緑化の方に積み立てて今後の緑化の事業に充てていくというようなことで、３月の条例制定に伴いまして、その積み立ての振り分けをいたしたものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そういうのを、違法ではないが、ごまかしというんです。市長の土地の問題だってそうだ、平山区画整理の。明らかにごまかしである。市民の土地を。違法とは言わん。こういう道徳的に全くいいかげん過ぎる、こういうやり方は。いままでは筋を通して公共施設建設基金の寄附はすべてちゃんとその基金に入れていた、利子も入れていた。いつの間にかこういういいかげんなことをする。それは違法じゃないですよ。緑化することが公共施設じゃないとは言ってない。だけれども、違法、われわれから言えば違法ではないが、道義的ではない。寄附者が緑化にしてくれといつ言っている。緑化にしてくれと公共施設建設基金を寄附しているか。そういう寄附者がいたら名前挙げてくれ。ここに寄附者の名簿がある。だれが寄附した、そういうものを。これは緑化基金にしてくださいよって。回答してくれ。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（大崎茂男君）　先ほど御説明いたしましたとおり、寄附という中でも一応市の方で内容といたしましては、一区画当たりとか一戸当たりとか、あるいは面積に対しての緑化部分とかいうようなものがございまして、そういうような算定の中からお願い的な寄附になっておるわけでございます。一応、公共施設的に充てるということで、ちょうだいしているものでございますので、特に寄附者から何に充てて結構です、というようなことの申し出は受けておりません。ただ、先ほど申しましたように、一応寄附の中身といたしまして、一つの内訳がございますので、緑化についても公共事業というように判断いたしまして、振り分けたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ごまかしというのは、こういうことをいうんです。いままでですよ、公共、公益施設の寄附金は、全部基金に積み立てたんだ、そうでしょう。急転直下だ。しかも緑化条例の基金をつくるとき、そういう説明はなかった。繰越金の余った場合に、1億

円の範囲内で積み立てていきたいんだ、こういう話だった。一度だって公共施設、いわゆる市民からの寄附金、この寄附金というのは、市民は出したくない。アパートを造る、貸し家を造る。どんどん取るわけだから。うまくごまかして払ってない人もいるかもしれんけど、多くの人は、これは恐らく道路なり下水道なり、そういうふうな事業に向けられるんだろう。というのは、この寄附金はすべて家屋の建設、宅地造成より来ているものだ。そうですね。だからこそ、いままでの基金として使ってたわけです。だから、先ほど私はこの前も指摘した。この基金を使って、高幡の福祉センターのインチキ建物の改築に充てた、という監査委員会の報告に出てた、1,２００万ほど。それもおかしいと思うんです。だらしなさ過ぎる、筋を通さな過ぎる。それでは市民がかわいそうだ、そういうやり方じゃ。

次に第２点お聞きしたいが、地方自治法と地方財政法だ。法律によって、繰越金はその使途についてある程度の制限を受ける。そうだな。５７年度の繰越金の配分は明細をいまそこでわかるか。ということは、２年間という一つの枠があるわけだ、２年後にこうしなさい。そうだね。だから、ことしの、５６年度の、じゃあ、繰越金でもいいから後で資料出してもらいたい。

今回の繰越金も１０億、税金がばかすか入る。本当に市民はよく働かれる。だから十億数千万円残ったわけだ。そうですね。そのうち6億9,０００万円を繰り越し、ここに使っているわけだ。これ、将来の問題になるけれども、これ２年後にこの繰り越しについての配分というものは恐らく自治省へ報告しなければいかんだろうと思う。それについての資料もひとつ出してもらいたい。これは予算の編成上というか、これからやっていく面でお願いしたいと思います。

それから、その次にちょっと市長に聞きたいんだが、この神明上区画整理は、正直言って昭和５０年度に完成する予定で始めた。残念ながら、これは完成できないで、ちょうどここで精算が終わるわけだ、５７年度末で。それで、おくれたためにです。工事のかかった費用の利息だ、利息が８億円もかかってしまったわけなんです。事務費が１４億円も多くなっちゃった。この金額２２億、その他は市の持ち出しで補ったわけであります。市の持ち出しは２６億円を超えております。当初は３億円でやる予定でした。その２６億円のうち１億円がここで返ってきているわけだ、歳入に、１億４００万円、そうですね。だから現実には工事のおくれのために利子として８億円近くだ── 7億5,０００万、事務費として１３億5,０００万。これは全くむだな費用で使ってしまったわけなんです、消えてなくなったわけなんです。こういうことが

今後行われると非常にまずいんです。しかし、いまのようなだらだらした行政で区画整理等もやってればこういうことはあり得る。

で、そこで市長に聞きたいんです。こういうだらだらしたために受けた損害２３億円。これを市民の税金で負担したわけだ。それならだらだらしないで急いでやった場合、期日どおりやってこの金をぶち込めばもっと早く工事ができる。昭和５０年にじゃなくて昭和４８年に終わったろう。そこで、万願寺区画整理に持出金をこの程度持ち出す意思があるかどうかだ。２５億円、その程度ぶち込む。それで事業を円滑に早く推進させる。どうですね。おくれてはまたかかりますぜ。精算金が１億４００万円しか返ってこないんだ、２６億円出したのに。本来、これは全市民の税金なんです。区画整理の本旨からいけば、２６億円日野市へ返ってこなきゃいけない、市のふところへ。これが原則なんです。だけれど、万やむを得ない減歩等があります。あるいはまた、特殊な工事等もあるでしょう。そういう場合に、やむを得ずというんで、３億円は見てあったんです。当初４１年の１０月１日に。だから３億円はやむを得ないけれども、いま万願寺区画整理に２０億円、３０億円ここでぶち込む。それによって工事が早くなり、スムーズにいく。これはいやいやながらぶち込んだんだ、神明上区画整理は。いやいやながらだから、当初の予定の倍もかかった。これでどうです。区画整理に対して３０億、４０億を思い切ってぶち込みますと。だから皆さんも協力してくれ、というふうに言われませんか。きょう初めて神明上区画整理の清算金がこの予算に追加で出てきたから、精算金が市の財政に入ってきたから私、いま聞いているんですけど、どうですね。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なかなか答えることはむずかしいわけであります。神明上区画整理の期間、施行開始から今日の事業完了まで、この１６年間は、まさに日本の経済が大幅に変動した時期であります。物価も恐らく数倍に上がりました。また、その間には御承知のとおりの石油ショックを２回受けております。つまり狂乱物価と言われた時期をまさにこの事業もまともに受けております。したがって、これが一つの例になるということもあり得ないと思います。この事業の当初には、特に一部の地主地権者から、この施行内容について、異論というべきか反対的活動もありました。それらを処理しながら、まず今日の完成を見たということは、一つの区画整理事業としてはりっぱな成果であったと評価されるべきものだ、と思います。

私が就任をいたしました４８年の当初予算は、６５億であります。今日はそれの４倍近い、

そういう予算編成をする、そういう自治体の財政事情といいましょうか、そういう大きな一面には物価の飛躍とも言えるし、一面にはまた市の発展とも言えるわけであります。したがって、今後、行います区画整理事業、なるべく円滑に、そうして一定の計画年度内に終えることは望ましいことでありますが、しかし、密度が高くなれば高くなるほど、またむずかしさも伴っております。時間がかかることは、他の区画整理事業の例を見ても、言えるわけであります。しかし、この事業は、またむずかしさを予測して、そうして行政が敬遠するべきものでもない。どうしてもやっぱりやるべきことは、将来百年の計を持って、着実に取り組んでまいらなければいけない。そういうことから考えて、あなたの言われる方法も、確かに有効だと思います。できるだけの財政事情を的確に、有効に使って、そうしてハードな面として最も重要な都市計画事業、それのまた手法としての区画整理事業、これを今後とも強力に推進をしていく必要があります。なお時代の変化が伴いまして、近ごろは人の心の問題――ソフトな面の施策もそれぞれ必要といたします。そういう意味で、自治体の将来はなすべき事業はたくさんありますけど、しかし、それを市民の方を糾合して行う、というところに大きな自治の意味があると思っております。

それから、ちょっと余談になるかもしれませんが、開発指導要綱についてであります。開発指導要綱が定めております公共負担金、これは全国の人口急増を迎えた各市が、それなりに市の事情に沿って、一定の基準を定めました。そして、大きい役割りを果たしてまいりました。今日、開発指導要綱に対します、また建設省の指導は、宅地を住宅に供給し、なるべく地価を下げるという一つの施策のために、あるいは開発企業がより仕事をしよくするという意味もあるかもしれませんが、指導要綱の、特に公共整備に対する負担金を、目的を明らかにしなさい、なるべくもう少し事業促進に役立つようにしなさい、こういう指導があります。私どもの市はこれを受けて、いま都市長会においても、このこととこのことを大きなガイドラインでもつくろう、ということで建設部会が担当をいたすことになっております。

日野市としては、これらの開発指導要綱に伴います公共負担金を、一方の宅地造成あるいは大きい建物の整備が進むということで、伴います環境の密度、それをバランスさせるために、一方にはまたその金を緑化基金、つまり緑化対策に計上して、そうして、将来の緑の確保の財源に充てたい、このような考え方を持っております。指導要綱の、つまり内容の手直しをする考えを持っております。そういう意味で、今回、特に割り振り得る範囲の公園、あるいは広場、

こういう関係の計算して出します負担部分を緑化基金に計上した、こういうことであります。そのあたりもよろしく御理解をいただきまして、将来の町づくりのために貢献をするような、こういう財政配分をぜひ御了承いただきたい、このように願っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　最初の問題ですが、万願寺区画整理、あるいは西平山、今度おやりになるかどうか私もわかりませんが、地主さんの方や町の方針もよくわからないから、申し上げるのはむずかしいんですが、この昭和４１年から昭和５０年、１０年の計画の神明上区画整理、いま物価が４倍だと言われた、いまは、当時より。そのとおりなんです。当初工事費は９億5,０００万だ、実際にかかった工事費は３６億円――３５億6,０００万円。４倍。しからば市の持ち出しは万願寺区画整理、同じような面積の地域だから１００億円持ち出したっていいわけです。それまで持ち出すということになれば、もう全部持ち出すということになるんで、そこまでしなくてもいいでしょうけども、こういうおくれるために、まるっきりお金を殺しちゃってんです。これは。事務費と利息で消えちゃってんですから、全く死んじゃってるんだ、この税金は。市民の税金が２５億死んだわけです。生かして使ってほしい、ということを申し上げておきます。この清算金の、補正予算に出ている数字を見ながら、私は申し上げているわけであります。

その次にちょっと質問したいのは住宅統計調査員及び指導員の件ですが、これは去年やってるんです。準備費が計上されております、２５万円ほど。去年どのような準備をされたのか、これをまず説明してもらいたい。２５万、東京都の補助金が出てます。ことしは５１３万今度実施する、こういうことになっている。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（大崎　茂君）　統計調査費につきまして昨年の例についての御質問でございますが、ちょっとしばらく担当課長、席におりませんので猶予いただけますでしょうか。

（「はい、じゃ、それまで……」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは補助金だから報告が出ているはずです、委託料だから、東京都へ。こうやりましょう、ことしはこうやります。そうですね。

何を私はこれを質問するかというと、問題は大貫君、清掃部長の方と関連がある。夏井議員

さんの御質問と関連があるわけです。住宅の調査ですから当然その家のトイレや排水はどのようになっているか。水洗であるか、ないか、あるいはまた簡易であるか、違法簡易であるか――違法という言葉はちょっと違うんですが、昭和５６年度以前の水洗簡易装置であるか、昭和５７年以降であるか、いま昭和５７年以降じゃないと市から出ない、切符が。だから市民の方は改造するにはお金がかかる、５０万円ぐらいだ。改造と違う、新しくするには。改造するにはもっと安くできるわけですから。それにしても東京都などはもう当然、これは補助金を出してます。東京都の都合で変えたんですから、装置を。いまのは２つ、装置が２つあるんですよ。前は一つしかなかった。だから、それと一緒にこのあれができないかどうか。あわせてやれば全市行き渡るんじゃなかろうか。そうすれば清流調査のもずいぶん楽になる。その点ちょっとあわせて回答してもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　ただいまの統計の件で回答申し上げます。

住宅統計調査につきましては、本年の１０月１日付で行うということになっております。昨年行いました内容につきましては、本年の１０月１日現在で行います住宅統計調査の場所等を設定するための、予備調査でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そうすると、これは場所は全市じゃなくて特定の地域を定めてやるわけですね。　（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　企画課長

○企画課長（田窪鎮夫君）　資料的には前回行われましたところの国勢調査の調査区から標本調査ということで１部ずつ出して、それを設定する。最終的には東京都が決定する、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　１０月１日ですからもうすぐですね。ですから、そういう点で、ただ、それからいきますと、この日野市に散在する、いわゆる簡易浄化槽の調査、大貫部長の方でやられる金額は、この２３０万ぐらいでできるんですか、こんなわずかなもので。というのは、特定の地域を区切ってやるのに、住宅調査が五百何万かかるわけだ。それで団地等はしなくていいでしょうけれど、その点はどうなんですか。あるいは特定な地域を限ってやるのか、どうなのか。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　お答えいたします。

まず多摩平の住宅公団、それから各集合住宅というんですか、高幡台、百草台、そういうところの合併処理ですね、これは一応除さます。ということで、あとの残った大体の世帯を２万世帯というふうに踏んでおります。ということで、一応積算の内容を十分検討した結果、これで十分だということで一応計上させていただきました。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そうすると、この５１３万という、いま清掃部の調査の、家屋調査の２倍を予算組んでありますね、東京都の委託料で。どんな調査をやるんですか、これは、実際問題として。去年準備期間と書いてあったから、去年大体準備されたんでしょうけど、準備の委託料が出てますから。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　ただいまの５００万という御指示でございますけれども、統計的には指定統計費でございまして、その中には各種統計が内容的には入ってございます。住宅統計、それから工業統計とかエネルギー消費者構造の統計関係、それから基本調査区内の事業所内の整備事業というふうなことで、それらを含めて御指摘の金額になっているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そうすると、これは住宅統計は幾ら委託料が出ているんですか。これは毎年やるわけじゃないんで、国勢調査に準ずるものですから。調査内容、どういうことを調査するんですか。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　調査内容でございますけれども、これは住宅の間取りの数とか、それからダイニングキッチングが何畳あるとか、そういったことで細かく内容的には２０項目ぐらいに分かれた調査内容になっております。内容的には、これは当然㊙ということでございますので、内容的には外部に応用するということはできないわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この前、家屋調査を、こういうものを家屋調査を税務課でやった、パートを使って。固定資産が、要するに市民部でやったんだ。今度は総務部でやるのか、企画財政部でやるのか。それで、しかも別途にまた清掃部でやるわけだ。

僕はそのときに、ちょっとたとえばこちらでは水洗でいらっしゃいますか、あるいはくみ取りでいらっしゃいますかと。人の家へ入っていくんですから口聞かなきゃまずいんだよ。間取り見るんですから。そのときにちょっと一緒に調査しておけば今度調査しなくて済む面がある。清掃部などもあのときどうしてやらなかったのかと私思ったんですが、これ、連絡だ、それは助役の責任なんだ。事務を統括できないんだよ。事務統括というのは助役なんだよ。市を統括するのは市長だけれど、実際、仕事の分担、分ければ。予算の執行なんてのは大体助役がやるものなんだ。だけれど、突然消えるというのは市長が悪いんでよ。去年なんかも結構あったんです。突然消えちゅった、予算が。そういう、今度はこれは消えないで、東京都の委託料ですから消すわけにいかないから、前向きにいくんですが、その際、広報によく説明して出しておいてもらいたい。誤解を招く場合があるんです。市民部の調査はみんな戦々恐々としていた。また税金が高くなるんです。どの人からも私聞かれたんです。私、よくわからないから。だから調査させないようにしようなんて言う人もいました。（笑声）　間取りだから……。　だから、そこのところをよく広報に、もう１０月１日だからすぐだから、本当は１５日の広報に出さなきゃまずいんです。それが出てなかった。だから、そこのところを十分ひとつ啓蒙してもらいたいが、どうだね、助役。（「わかりました」と呼ぶ者あり）　本当に、これ家の中入るんだろ、これ。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　住宅統計調査につきましても私説明を受けてはおるわけでございます。市内の住宅を全体的に調査するというふうなことではなしに、部分的な町、丁目を選定して、東京都の方からその町、丁目の区割を指定してくる、こういうふうな調査のようでございます。おっしゃるような形での浄化槽の調査というものと連携づける利用する方法等が、あればおっしゃるような方法で活用すべきである、というふうにも考えておるわけでございますけれども、部分調査でございますし、清掃部の方での発想というものもつい最近のことでございます。できるだけ関連づけていきたい、このように思っておるわけでございます。そういう面で生かしていきたいし、それから市民部での調査といいますのは、大分おくれておりますところの増築家屋、というものの調査が主体でございます。

いずれにしましても、事前に十分市民の理解を得る必要がある、という面では、おっしゃるとおり広報による理解あるいは留守のお宅等もございますので、事前連絡等十分にする必要がある。こういう面につきましては、浄化槽の調査においても、それから家屋統計調査においても同様かと考えます。その点につきましては、十分なる連携と広報による周知をいたしていきたいと思っております。このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま助役は、私にはびっくりしたようなことをおっしゃった。浄化槽の調査は、市川議員が昭和５６年度のこの本会議で質問したら、やりますと言ったんですよ。そうでしょ。それ以後、市民部の調査があり、また今度は企画財政部の調査があるから、みんな連携してやってけば、非常にいい調査ができるんじゃなかろうか。こんなに突然あらわれたものじゃないんだ、清掃部の今度の。もっと早くしなきゃいけなかったんだけど、大貫君の性格がわりあいやさしい方だから（笑声）予算出すのがこわかったんでしょう。

それで、もう一つ実は大貫君に注意したいんだけど、これも予算出すの、こわかったんだろうけど、この浄化槽、あそこの第３次処理槽、汚泥処理槽の、ことし完成するということはわかっていたわけだよな。そうすると汚泥処理槽が完成すれば、薬品が要るということはわかっているわね。その薬品をここで、完成してもう動いているのに後から持ってきた。これは当初要求したのに削られちゃったんですか。どうしたの、当初出さなかったの。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（松貫松雄君）　当初も一応苛性や何かの薬品代を出しました。それで（「1,３００万な」と呼ぶ者あり）　はい。そして一応８月１日から稼働しまして、そして、それの稼備後の要するに来年３月までの一応その時点でなかなか把握できなかったんですけれども、一応ここで稼働して将来の見込みを立てましたら、ちょっと不足したものですから、一応それの不足分ということでお願いをするわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そういうふうにする考え方は、部長、まずいんだよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）　稼働上の処理もそうなんです。当初予算に１６０万なんだよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうだろ。それでで き上がったら２６１万円かかりましたから１０１万ふ

やしてくれ――これ、、積算してない証拠なんだよ、一つも。それは1割や2割増減する場合はあり得る。それでも恥と思わなきゃいかん。そんな半分も増減する。薬代の方が当初よりも多いんだよ。そうだろ。積算根拠がゼロなんだ。

さっき私が聞いた福祉部長の２５０人の根拠は何だ。１７１人なんだ。そうですね。何だか予算がばか余っているところと、ばか足りない組み方もしている。まあ、いいかげんやってくれ、何とかなるわいと。それは、いまはいいんです。税金がばかすか入ってくるから。だけれど、そうはいかない場合があるんだ。私はやっぱり予算の立て方もこういう補正すりゃいいんだ、と安易な考え方でやっているところは、全国で日野だけだ。当初予算に盛ったものを削っちゃってもへとも思っていないのも日野だけだ。これは部長の腹切りの問題なんです、少なくとも局長なり。当初盛ったもの議会に、委員にお願いして、議会の御賛同を得たものを手前の勝手で削っちゃった。議員さんの立場はないです、それは。議会軽視もはなはだしい。だけれど、それにしても、もっと大事なことは積算をちゃんとして予算請求してもらわないと困る。そうですね。さっきの賃金もそうだ。1円も賃金組んでなかったんです。当初から。私も変だと思ったんです。そうしたらやりくりいたします――やりくりができる金があるわけないんです。ないだろ、ゼロの賃金がだよ。あとの１２６万というのはパート指導員の賃金とある。全部で５００万円しかないんだよ。今度追加請求したら７３０万じゃないか。５００万の中にはほかのも入っているんだ、賃金が。そんないいかげんな、いままでの、それでいいかげんで過ぎてきたからこれからもいいと思ったんじゃ困るんだ。納税者の立場になってもらわなきゃ困る。

これから予算審議入りますから、そこでゆっくりと聞かせていただけますでしょう。この程度にしておきます。（「あとは委員会付託」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　４１ページの老人憩いの家の８００万の補正についてお伺いしたいわけですけれども、この老人憩いの家の当初予算というのは、1億2,５００万なんですね。それで、そのときに当初予算の中でこの給排水の見積もり金額というのは一体どのくらいだったかということをお伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　ただいまの御質問の老人憩いの家の今回の補正の８００万

でございますけれども、当初の1億2,５００万に今回給排水のキャパシティをふやすということで若干の改築を、改築といいますか、設計増を見込んで1億3,３００万ということでございます。８００万の中身につきまして、当初の給排水施設の工事費はちょっと現在手元に持っておりませんが、後ほどそれについてお答えいたしますけれども、今回の場合は給排水の若干の容量を大きくするという形での改造をいたしたい、こういうことで８００万の増額をお願いしたいということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　この給排水の若干の増ということなんですけれども、この工事費が1億2,５００万であってこの給排水がそれの何％を占めるかということは、大体わかると思うんです。それで、この８００万というのは、給排水の見積もり金額からいけば、非常に大きな増だ、変更だと思うんです。そこいらを部長としてわからないなんていうことは、私は補正する以上はないと思うんですけれども、再度その点につきまして、当初の見積もり金額というのが一体幾らなのか、ということぐらいはすぐ答えられなければ困るんじゃないかと思います。後で委員会等もあることですから、そこいらを担当委員会において、これらをよく質問、調査してもらえばよろしいと思いますけれども、そんなことがないようにこれからしていただきたいと思います。

それから、あと1点は６９ページの工事請負費の件なんですけれども、これは神明上の公園管理費、すなわち１５の工事請負費です。これが神明上緑地ほか整備ということになっておって、その面積たるものが３６６０平米。これはどのような整備をなされるのか、または場所ですね、それと、その内容等をお聞きしたいんです。

○議長（石坂勝雄君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは私の方からお答え申し上げます。

これは、いま御質問にございましたように、トータルでは3,６６０平米でございます。まず一つは、神明上の第6緑地でございます。この第6緑地というのは、2・2・3号線の鹿児島県の研修所がございます。あのすぐ地続きに北側にある緑地でございます。それからもう一つは、神明上の第１０緑地でございます。これは、いわゆる梵天山と呼んでおります本庁舎の南側の台地のところののり面でございます。この2つの緑地につきましては、都市計画の方で買収をいたしまして、私どもの方に本年の4月に公園緑政課の方に移管をされた場所でございま

す。それからも一つは、この庁舎の南側にございます中央公園のすぐ南側にベルト地帯として、あそこに育苗センターが消防署の近くにございまして、それからずっと東南の方に細い緑地帯がございます。この３カ所のトータルでございます。

そして第６緑地については1,５２０、それから第１０緑地につきましても、同じ１５００平米、それから中央公園の、いわゆるグリーンベルトの地帯につきましては、2,０００平米という内容のものでございまして、この工事請負費の内容につきましては、今後緑をふやそうということで植樹のよりよい発育を図るということで、客土するものでございます。以上でございます。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいまの古谷議員、谷議員の質問に対する理事者側の答弁聞いてますと、もう本当にいらいらしてくるというか情けない思いがするわけでありますが、予算の積算根拠がでたらめ、それから補正予算を出してくるのにその説明ができない。まことに情けない限りでありますが、このことを質問するつもりじゃなかったんですが、いま谷議員から出ましたので、先にこの老人憩いの家の件でもう一つ福祉部長にお伺いしたいんですが、金曜日に大幅に予定よりこの着工がおくれている、その理由が建築許可がおりない、それがおくれたんです、ということでしたけれども、建築許可をとるということは、もう当然最初からわかっていることでありますし、私は日ごろから行政マンに対する信頼といいますか、そういった点から考えますと、非常に腑に落ちない。なぜ建築許可の確認がおくれたのか、そのおくれた理由をお聞かせいただきたい。

また、大幅におくれたことによって、その利用を待っていた老人――お年寄りの皆さんたちにも大きな迷惑をかけましたし、いろいろな意味で損失もしていると思いますが、この議会での建築許可の確認がおくれたので着工がおくれた、という通り一遍の答弁で、責任が済まされるのかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

それから２点目ですが、先ほど午前中に条例改正のことで私とやりとりしたわけでありますが、この臥床老人見舞い金、これが１０５万報償費から組みかえて、今度は一応条例の改正を認められるという前提で扶助費に組みかえ１４５万増額して、今度は寝たきり老人看護手当という形に提案されてきているわけですが、私は、あくまでこの種のものは寝たきり老人その者に見舞い金として贈るべきだ、ということはもう午前中に強く主張しました。そのお年寄りを

看護する方に手当て金として贈るということは、考え方としてはおかしいんではないか、ということを申し上げましたが、あくまで私はその主張ですけれども、もし１歩譲って、これが市長が提案どおりに扶助費という形になって寝たきり老人看護手当ということでもしすれば、私はこれは在宅で看護されている人に限るべきだろう、このように思うわけです。見舞い金ということであれば、寝たきりになった御老人に対して（「施設……」と呼ぶ者あり）　施設、そういう意味で言ってるんじゃない。（「回りに影響されるな」　と呼ぶ者あり）　そのとおりです。寝たきり老人の看護等はあくまで在宅でやっている方に出すべきだ。なぜならば、これは病院で入院して、世話しているというか、解決されている方もあるわけでありまして、あくまで看護手当ということであれば看護の苦労を直接されて、在宅で苦労された方に出すべきである。私はそのように福祉のあり方の基本として考えているわけでありまして、その辺ところを考えていただきたい、こう思うわけであります。看護もしないといっちゃおかしいですけれども、お金で施設があって預けられる方はまだ助かるわけです。そういう方に看護御苦労さんです、と手当て金を出すなんていうことはおかしいんではないか。基本的には、もちろんその施設を多く造ることが大事でありますけれども、望んでいてもそれができなくて、在宅で御苦労をされている、そういう方に出すということでは話はわかるんですけれども、その辺のところをひとつお考えを、この２点示していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず第１点の、老人憩いの家の繰越明許につきまして、いかなる理由かということでございますけれども、これにつきましては、６月に建築の確認を東京都に申請をいたしました。その際に、旅館法の適用あるいは、その他住民の了解というようなことを必要とする、というような関係の複雑な手続を要するという形のものでございますので、約５カ月間以上はかかりそうだ、かかるということが東京都の見解でございますので、やむを得ず工事の発注が１１月を過ぎますということになりますと、どうしても年度内完成ということは困難になるであろうということで建築課と相談いたしまして今回繰越明許をお願いをした、こういうことでございます。できるだけ私どもの方は、年度内完成を急ぎ、やりたいということでございましたけれども、何せ相手のあることでございまして、なかなか思うようにいかないというのが現状でございます。

また第２点の寝たきり老人の看護手当は、見舞い金で支払うべきだと思う、という御意見で

ございますが、私どもの方は、これは在宅の看護をされる方に看護手当としてお支払いをする、こういうことで考えておりまして、あくまでそういう御苦労なさっておられる、在宅で御苦労なさっておられる看護人に対する看護手当として、今回はそういうぐあいに明確にしたい、こういうことで考えておりますので、御了解願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ちょっとね、小山議員、お諮りしたいんですが、先般の、普通なら１６日の日は、諸般の報告なり行政報告だけだということであったのが、きょう、実は4時から日野警察署の新旧署長の歓送迎会が高幡不動で行われて、地元の市長、私も議長で呼ばれております。議会が優先だからだめだとおっしゃられれば私やむを得ないと思うんですが、そういうことで、もし御理解がいただければ、ここで暫時休憩をさせていただいて、私の考えでは5時前には帰って来られるだろうと恐らく思います。それで時間延長をしても、これは議運の委員長にもお諮りを本当はしなければいけないんですが、そういう御了解がいただけるかどうかお諮りしたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後3時４５分休憩

午後5時２９分再開

○議長（石坂勝雄君）　御協力ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　老人憩いの家については旅館法の問題とか周辺の了解とかということで、建築確認のおりるのがおくれたということですけれども、旅館法の問題とか、そういったようなことは、事業の計画当初からわかっていなくちゃいけないことですし、また当然

しなきゃいけないことでありまして、だからといって大幅に工事着工がおくれたという形で通り一遍の答弁で済ましてもらっては困るんで、その辺のところは、ひとつ今後事業を進める上で何というか、もう少し事前の計画の立て方それから、その展開の仕方というものについて慎重に考えていただきたい。そして市民に迷惑のかからないように事業を進めていただきたいと思います。

それから先ほどの寝たきり老人の看護手当の件ですけれども、１歩譲るとしてという仮定の話をしたわけですけれども、基本的にはやはりこれは心の問題でありますから、何回も繰り返し、くどいようで恐縮ですけれども、あなたの親をめんどう見てくれてありがとう、ということで行政側が金を出すなんていうことは、とてもじゃないけれど理解できない。あくまで、あなたの親が寝たきりになってお気の毒である、ということで見舞い金を贈るという形なら素直に理解できると思います。いずれにしましても、ほかの条例についても、この文言といいますか、というものについて見直しもしていただきたいし、それから、せっかく改正するわけですから、そういうときにこそ慎重に考えていただきたい、ということを強く要望しておきます。

それからもう一点、この寝たきり老人の対象といいますか、午前中に２５０名というふうなことでしたが、先ほどの古谷議員の話によると、今度１７１名というふうなことになったということなんですけれども、対象、寝たきり老人の対象の把握が一体どういう基準でやっているのか理解に苦しむわけであります。午前中の答弁で、福祉部長は寝たきりの何といいますか、資格といいますか、それは３カ月以上、市の場合には。東京都はもっと厳しくて６カ月以上、こういう答弁でありました。ところが、いま言いましたように、市は１７１名である。東京都は厳しい、６カ月以上という、対象は厳しい対象にしてあるはずなのに３１０名。日野市が３カ月以上というんであれば、この倍はなきゃいけないんじゃないかと単純な話ですけれども、それが逆にもう少ないわけですね。一体これはどういう基準でこういう把握しているのか、寝たきり老人という。わかるようにひとつ説明していただきたいと思うんですが……。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　東京都の老人福祉手当の対象になります御老人は、すべて入院を含めます６５歳以上の御老人ということでございます。したがって、私どもの把握しております数値では、約３００名以上、３１０名ぐらいは見込んでおります。ですから３１０名という数につきましては、若干の上限を私ども考えておりますけれども、実際の数値からそう

大きなずれはない、というぐあいに考えております。

また在宅の寝たきり老人を日野市は対象としておりますが、これにつきましては、昨年の決算数値では、１７１名というのが実際の決算数値でございましたけれども、やはり若干やはり寝たきり老人の数も増加の傾向もございますし、また今回は広報等でもいろいろとお知らせをする等の配慮も十分にいたしてきたい、ということを考えておりますし、２５０名は見込んでおかないとやはり不足が生じるかもしれない、という配慮もございまして、２５０名を予算に計上してございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　１６ページあるいは２５ページにわたる問題でございますけれども、先ほど古谷議員さんからも指摘がございました。私も同じような実は疑問を抱いたわけでございますが、提案理由に。その後、市長の考え方あるいは、これからの取り組み、こういうものを聞いて、一定の理解はできたわけでございますが、なお、これからの問題として、ひとつ問題提起をしなければならないじゃないかというふうに思っております。

特にこの内容等によりますと寄附行為による、要綱によるそれぞれの生活改善事項と、あるいは基金等による使用目的、かなり異なっておるということですね。したがって、これらの内容をさらに手直し見直しをするんだ、こういうことでございますから、それはそれなりにやる必要があるのだと思います。

ただ、そこで問題視しなくてはならないのは、やはり基金の運営なり、あるいは寄附行為、こういうものは少なくとも現行のそれぞれの条例なり、あるいは要綱なり規則なり、こういうものに基づいてなされるわけですから、むしろこれが逆じゃないかと思います。たとえば、こういうふうな基金の配分あるいは活用という面では、むしろ寄附行為等にまつわる要綱等が先に直されて、その中でこの基金が運営をされる、こういうことが私は正しいんだろうと思うんです。したがって先ほど市長も触れましたように、この内容等の見直し、手直しを早急にする必要があるんじゃないかということをひとつ指摘をしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７５号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、第２表繰越明許費補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第７６号、昭和５８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第７９号、昭和５８年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第８１号、昭和５８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案について提案の理由をそれぞれ行います。

議案７６号は昭和５８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ９６万3,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２９億3,７０２万9,０００円とするものであります。

議案第７９号は昭和５８年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号であります。

補正予定額は収益的収入及び支出それぞれ９００万円を追加し、収益的収入及び支出の総額を２０億８２４万1,０００円とするものであります。

議案第８１号は昭和５８年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ７０５万4,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２７億1,６０３万6,０００円とするものであります。

以上、３議案のそれぞれにつきまして、担当部長に詳細説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは昭和５８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

提案理由にもございましたように補正額は９６万3,０００円でございます。先ほど一般会計の上程の際、財政課長から説明がありましたように、職員の職員手当の不足によりまして補正をいたすものでございます。この財源は繰越金に求めて補正をさせていただいたわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　７９号、病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　議案第７９号、病院事業会計補正予算第１号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収入及び支出に関する補正でございまして、それぞれ900万円をお願いするものでございます。

５３ページをお開きいただきたいと思います。

収入の他会計補助金９００万円につきましては一般会計からの補助金をお願いするものでございます。

次に支出でございますけれども、医業費用の給与費の手当につきましては先ほどから申し上げてございますように、一般会計と同様、期末勤勉手当の支給に伴いましての不足分の７００万円の計上でございます。次に経費の印刷製本費の２００万円でございますけれども、これにつきましては、５７年度におきまして電算機の導入に伴いまして、すでに本年の６月から入院患者を対象といたしまして保険請求事務等を行っておるわけでございますけれども、さらに今後外来患者につきましても、コンピューターの稼働させていく、という準備を現在進めております。そのために帳票、用紙類の印刷費が不足をしてまいりましたので、今回補正をお願いしたい、こういうものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　議案８１号、福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　議案第８１号、日野市老人保健特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては歳入に――６６ページをお開き願います。歳入におきましては国庫支出金の７万6,０００円、都支出金の１万8,０００円、繰越金の６９６万円、合計７０５万4,０００円の補正をお願いするものでございます。歳出の方におきましては、諸支出金４０４

万5,０００円、予備費に３００万9,０００円、合計７０５万4,０００円をお願いをする、ということが内容になっております。

６７ページ、６８ページに歳入の内訳が載っておりますけれども、精算金の額が７万6,000円となっております

それから６９ページ、７０ページにおきましては、都支出金の今回の精算負担金が１万8,０００円。

７１ページ、７２ページにおきましては、繰越金といたしまして６９６万円ということに計上しております。

歳出におきましては、償還金。７３ページ、７４ページにございますけれども、償還金、利子及び割引料、医療費といたしまして４０１万7,０００円、審査支払手数料２万8,０００円を計上してございます。

７５ページ、７６ページに予備費の補正額３００万9,０００円を計上しております。

以上が今回の補正の概略でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいまの老人保健特別会計補正予算ですけれども、この予備費の方ですね、３００万9,０００円、これが補正でこの時期に予備費として３００万9,000円出さなきゃいけないというのは、どういうふうな意味があるんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回の補正につきましては、精算負担金に対する対応するものでございまして、医療費の、医療費及び審査手数料、合計いたしまして４０４万5,０００円を計上しておりますけれども、その他の金額を予備費としてお願いしておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　その４０４万5,０００円はわかるんですけれども、なぜ、その他のわざわざ繰越金の中から３００万9,０００円というものを予備費としていまの時期に補正として計上しなきゃならないのか、その意味を説明していただきたいんです。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回の補正の内容といたしましては前年度の医療費の精算

をここでするということでございますので、市としての医療費の総額の残りを繰り越しとして今回計上させていただきたいということでございます。（「かみ合わない」 と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　あのね、市長の予算の提案の仕方がおかしいからこんな、小山先生が疑問を持たれる。３つの案の中で、繰越金、国保の場合は必要だけ出している、９６万3,０００円、そうですね。病院も必要だけ出している、繰入金。本来もう決算が出てるんですから繰越金の全額をここへ出す、というのが一つの筋論です。この３つの予算案を、それぞれ違った出し方で出しているから、疑問が生ずるんです。部内不統一の非常にきれいな証拠だと思うんです。

恐らく、いまの福祉部長のおっしゃっているのは、残額 ―― 繰越金が全部で六百何万あるんだ、そのうち四百何万かは精算金で国の方へ返さなきゃいけないんだ、だから残ったのは予備費にしてるんだ、こういうことでしょう、そうでしょ。ところが、他の２つの予算は繰越金を全額出してない。だから、そういう疑問を持つわけです。こういう点は私は今後気をつけてもらいたい。予算のやっぱり出し方が、こういう方針で補正予算を組みなさいというのを市長が言わなきゃいけない。方針が明示されてないから各部でまちまちに出してくる。

そこで一つ質問したいのは、市民部長に質問したいんだけど、まず国保、９６万3,０００円繰越金です。本当の繰越金は幾らになるんです。もう決算が出てるんだ、これ当然出ているはずだ。一般会計は１０億3,０００万円もの大規模の繰越金が出た。これは余り出てないんじゃないかと思う。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをさせていただきます。

今回の補正につきましては、人件費に見合うのみの金額を繰越金に求めさせていただいたわけでございますが、いまの御質問は、すでに５７年度の決算が終わっているが、その繰越金はいかほどか、という御質問でございます。すでにお手元の方に決算書の配付はいたしておりまして、３２２ページにその金額を掲げさせていただいてございまして、歳入歳出差し引き残金は8,０９９万３０４円でございます。

いま御指摘をいただきまして、ばらばらの予算計上ではないかという御指摘をいただいたわけですが、確かにこの３会計についてはそういうことが言えるわけでございますけれども、私

どもの方といたしましては、まだ御承知のように昭和５８年度の国保税の確定がいたしておりません。それからさらには昭和５７年度の償還金も予定いたします関係から、その確定を見た上で、国保会計につきましては１２月補正で御審議をいただきたい、そういうふうに考えておったわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ見ると、しかも滞納が１億1,０００万、国保で。全税金が７億なのに滞納と繰り越しで１億8,０００万円もあるわけです。これは市民の努力なんだ。なるべく健康にしようとして最大の努力を昨年行ったんだ。だから医療費が全然伸びてない、そうですね。だから大変市民の努力のおかげで１億8,０００万円も国民保険会計。去年値上げを私たちは反対したんです。値上げしなくても１億8,０００万円残ったんです。こういう計算になるんですが、そこで市民部長に、なぜ１億1,０００万も滞納があるんですか。滞納 ―― このごろもう変な風潮が出ますよ、これ。３分の１しか滞納整理しない。３分の２ ―― １０人のうち４人整理してないんだから、納めない方が得だという空気が出る傾向があるんじゃないんですか。私は人員が足りないと言っているんだよ、滞納整理の。あるいは市の方針として滞納はなるべくしないように寛大にしなさいと、という方針があるのかもしれない。市民税などもそのような傾向が強い、日野市の場合は。日野市ぐらい滞納しているところがどっかありますか。この補正予算、関連してちょっとお聞きしておきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　いまの補正予算に絡みまして５７年度の決算について御質問いただいたわけでございますが、確かに御指摘のように収入未済額は国保につきましては１億1,３９９万4,４５０円ございます。私どもの国民健康保険の方の担当職員といたしましては、目下賦課徴収の方の職員といたしましては、５人もいただきまして鋭意努力をいたしておるわけでございますが、残念ながら、こういう数値の繰越金を見てしまったわけでございます。

いま御質問の中で、各２６市町村のうちどういう状況にあるかということが御質問ございましたので、ちょっと申し上げてみたいと思いますが、いわゆる現年度分とそれから滞納繰り越し分ですね、それを合わせまして２６市の平均が８４.１９％でございます。それで日野の場合は８６.１２でございますから、やや平均よりはいいということが言えるかと思うわけでございます。それから現年度の平均を見ますと、市の平均が国保税につきましては９１.６９％でござ

います。決算書をごらんいただきますとおわかりいただけるわけですが、日野市の現年度の収納率は９２.１８％でございますから、これもやや市の２６市の平均よりは上回っておるわけでございます。

しかしながら平均より上回っているからいいというものではございません。数値が示すように１億1,３００万円、いわゆる国保税から見ればはなはだしい滞納額でございますので、鋭意努力をいたしまして、これが解消に努めたい、そういうふうに思っておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それから病院の方は繰り越しがもう、これは何か予定しているんですか、繰り越しは。赤字決算でしたか。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　病院の会計でございますけれども、当年度の純利益といたしましては6,１７８万6,７２８円純利益としては出ておりますけれども、御承知のとおり一般会計の方から４億近い補助金をいただいておりますので病院自体としては、やはり赤字ということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この市の持ち出し９００万、別に反対しているわけじゃないんですが、普通ならばこの際6,０００万円以上の繰越金があるんですから、このうちから９００万だけここへ充当するというのが普通のやり方だと私は思うが、助役はどう思う。（「急な御質問でございますが、会計の処理でございますが、担当の方の── やらなければならない、病院の方はちょっと私の方からどうのこうのということは……」「マイクが入ってないんだよ」「議長が指名してないからマイクが入ってないよ」「助役、議長に発言を求めてから答弁したらいかがですか、悪いくせですよ」「わかった」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第76号、昭和５８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第７９号、昭和５８年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）議案第８１号、昭和５８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会

に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第７７号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第２号）、議案第７８号、昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第８０号、昭和５８年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました３議案についてそれぞれ提案理由を申し上げます。

議案第７７号は昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ１億6,４６０万3,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を８億6,７８４万9,０００円とするものであります。

議案第７８号は昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ7,２３５万7,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億４９万3,０００円とするものであります。

議案第８０号は昭和５８年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号であります。

補正予定額は収益的収入及び支出それぞれ２２万円を追加し、収益的収入及び支出の総額を2,３１１万3,０００円とするものであります。

以上３議案、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案７７号、昭和５８年度日野市都区計画事業特別会計補正予算の第２号につきまして御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正額は、ただいま市長から御提案ございました１億6,４６０万3,０００円でございます。

それでは補正予算の内容につきまして事項別明細書に基づきまして御説明を申し上げます。

１６ページ、１７ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算でございますが、この繰入金は万願寺事業に充当するため一般会計から繰り入れるものでございます。

次に１８ページ、１９ページの繰越金でございますが、５７年度の決算の確定に伴いましての繰越金を計上いたしたものでございます。

次は２０ページ、２１ページでございます。歳出に入らせていただきます。１５の工事請負費でございますが、組合施行で実施をいたしました平山下耕地の区画整理事業の中で、地区外排水管1,０００ミリを布設をいたしたわけでございますが、この管に、この管渠に都営の南平住宅の既設管６００ミリを取りつけました。こちらの管に流すようにいたすものでございます。つけかえ延長は１５メーターでございます。

次に２２ページ、２３ページをお開き願いたいと思います。繰出金。ここの繰出金でございますが、神明上区画整理事業の終了に伴いましてこの資金を、事業資金を決算、清算いたしまして、一般会計に返還いたす繰出金でございます。

次が２４、２５ページでございます。万願寺区画整理事業の事業を推進するための事業費で、委託料につきましては新都市建設公社に業務委託を行うものでございます。この業務委託の内容は２・２・１１号線と２・２・２号線の都市計画の変更をいたしたわけでございますが、これに伴いまして４０カ所の区画街路の一部見直しが必要になってきたわけでございます。これにかかわります業務を委託いたすものでございます。

最後は予備費になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　　議案７８号、都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　続きまして議案７８号、昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正額は市長の提案どおり7,２３５万7,０００円でございます。

それでは補正予算の内容につきまして事項別明細書に基づきまして御説明を申し上げます。

３４、３５ページをお開き願います。歳入でございますが、この一般会計の繰入金でございますが、浅川処理区、これは万願寺区画整理区域内でございますが、汚水管の管渠を埋設するために必要な経費を一般会計から充当いたすものでございます。

次が３６、３７ページでございます。繰越金でございまして、５７年度の決算が確定いたしましたことに伴いましての繰越金でございます。

次の３８、３９ページでございます。これは雑入でございまして都道の管を、都道に管を埋設する場合に都の監督を受けなけりゃなりませんが、これにかかります経費を施工業者に方から市に一応収入いたしまして、それを財源といたしまして、都の方に支出いたす歳入の分でございます。

次が４０、４１ページでございます。歳出に入らせていただきます。ここの４０、４１では特に御説明することもございません。

４２ページをお開きいただきたいと思います。下水道建設費の委託料でございますが、この委託料につきましては、ここの記載してございます上田樋管の詳細設計につきましては、新井橋上流の浅川左岸に樋管を設置するための詳細設計を行うものでございます。このほか秋川流域下水道、一番下に書いてございますが、認可設計につきましては、秋川の流域下水道の処理場、また、あるいは流域下水道の幹線の事業というものが一部計画がおくれておりまして、その関係上、秋川処理区の公共下水道の認可設計を年度内に実施するということが時期尚早である、というような面が出てまいりました。これに伴いまして、この経費を減額いたすものでございます。この減額いたしました経費を、その上に書いてございます浅川処理区、万願寺区画整理区域内の汚水管の認可と、認可を得るための実施設計をここで計上させていただいたものでございます。１５４ヘクタールにつきましての認可を得る予定でございます。その下の南平地区の雨水排水計画作成でございますけれども、南平地域の都道あるいは南平駅周辺の雨水浸水がだんだんひどくなってくるということで、かねてから議会の御指摘等もあったわけでございます。これに対応いたしますために、浸水を防除するという趣旨から、この地域の排水計画を検討して、計画書を作成して、今後の実施設計の段階の資料といたしたいということで、ここに計上させていただいたものでございます。その下の１５の工事請負費でございますが、万願寺区画整理事業といたしまして、昭和５７年度に築造いたしました区画街路の未舗装分が、1,０００メーターほどございます。ここに汚水管、２５０ミリの汚水管を埋設する経費を計上させていただいたものでございます。

次が４４、４５ページをお開き願います。節の一番下の工事請負費でございますけれども、多摩平処理場の曝気槽に送風いたしますブロアーを１基設置するほかに塩素滅菌機２台中１台

を取りかえる経費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　議案８０号、生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第８０号、昭和５８年度日野市農業共済事業特別別会計補正予算について御説明をさせていただきます。本議案は７６号と同様でございまして期末勤勉手当の支給率の変更によるものでございます。補正をお願いする額は２２万円でございます。

恐縮でございますが、６１ページ下欄の表、給料及び職員手当の増減額の明細というところをごらんいただきたいと思います。備考欄でございます。産業経済課の職員の給料及び職員手当につきましては、９人のうち２人が農業共済事務従事者として日野市農業共済事業特別会計に予算措置してございます。今回のこの２２万円の補正は、６月に支給いたしました期末勤勉手当支給率の変更によりまして、当初の1.8カ月分を現実に支給されました2.１７カ月分に見合う0.３７カ月分を補おうとするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　先ほどと同じようなことになりますけれども、都市整備部長にお伺いしますが、この予備費ですね、２７ページ、区画整理管理費と神明上区画整理費というふうな形で説明の中にありますが、この予備費をこれに充てるつもりでございますか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

予備費で今回補正いたしますのは、1,２５４万7,０００円でございます。この特別会計は、区画整理事業を推進するためのものでございまして、一応、５７年度の決算が確定いたしまして、さらに今回の補正で必要な額についてはそれぞれ必要な個所に割り振っていったわけでございます。残りのものにつきましては、ここに補正として計上させていただいたわけでございますが、これにつきましては、今後区画整理事業を推進するに当たりまして必要な工事等が出た場合には将来の年度内の事業に、事業費に充てるために一応ここに計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　予備費の考え方ですけれども、１年生ですからこんな質問するのかもしれませんが、一般企業の会計と違うかもしれませんけれども、予備費もやっぱりりっぱな予算を立てるべきだと思うんです。ここに当初のあれでは予備費は７万3,０００円になっているわけです、当初の予備費はですね。繰り越しが出たから1,２５４万7,０００円の補正ということになるわけですね。これは物の考え方としては、私は予備費もやはりりっぱな予算として当初から必要な分といいますか、予備費はあくまで予備費でしょうけれども、しかし、余ったのをついでに全部先ほどのあれと同じように全部予備費に回したというふうな考え方じゃなくて、やはり予備費についてもきちんと予算を立てるべきじゃないか。これ、補正が繰り越しが出なければ７万3,０００円の範囲内でやるまでですと言われればそれまでかもしれませんけれども、その辺の考え方がちょっと理解できないんですが、やむを得ないんでしょうか、これは、こういう考え方は。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

予備費も予算の一つの科目でございます。したがいまして、これにつきましては、当然のことながら明確にするのがたてまえかと思います。しかし、現在の段階で、特にこの予算を使って実施するという明らかな事項がいまのところないわけでございます。この区画整理あるいは下水道等、これらの事業を行っておりますと、突発的ないろいろな問題が生じます。したがいまして、そういった点につきましては、この予備費の中から充当をさせていただくということで、これだけの予備費というのを事業のために持つということでございまして、現在の段階で特にこれをどこに充てるというもの、明確なものは持ち合わせないわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　突発的なことに対応するために予備費を出すということは、これは当初予算だって同じことですので、やはりその辺の考え方をきちんと整理していただいた方がいいんじゃないか。安易に繰越金が出たから予備費に回すというふうな考え方はいろいろな、たとえば予算の積算根拠がでたらめだと先ほどいろいろ指摘されましたけれども、それにもつながってくるわけであります。未執行になった分、繰り越しになったのを全部予備費に回しちゃう。予備費に回せばいつでも何かあったときに回せるというふうなことじゃなくて、必

要だったら繰越金は繰越金で残しておいて、必要なときに補正を出せばいいと思うんですね。金の使い方を明確にしておく。それから予備費は予備費としてあくまでそういう性格のもとにきちんと予算を立てるべきじゃないかというふうに私は思うんですけれども、その点を指摘しておきます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　いまの部長の説明によりますと、私は神明上の繰越金ですね、これが１億３８５万2,０００円もあるわけなんです、神明上の。そうしますと、そのように突発的なことに使うんだということになれば、当然この神明上の区画整理費というのは、いま、これを見ますと予備費で７９万2,０００円ということになっているわけですね。そうしますと、その突発的なものに使うんだということになると７９万2,０００円で間に合うのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

神明上の方の繰越金は確かに１億３８５万2,０００円ございます。それで予備費はこの経費を必要なところへ今回神明上の区画整理事業費として繰出金でのせたわけでございますが、その残りというものがここにきておるわけでございます。これにつきましては、いまの段階で突発的な事業というのは神明上の事業はそのものが終わっておりますので起こらないと思います。その起こらなかった場合には、これは不用額として残すという形になろうかと思います。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　それは当然、これが起こらなかった場合には不用額として残るということはもうそんなことはわかっているわけです。それですから、いわゆる、まだ神明上を回ってみますと、側溝が非常に水たまりもあるし、または道路ががたがたしているようなところもあるわけですね。そういうのを果たして７９万2,０００円で突発的じゃなくても直さなければならないところがまだあるわけですよね。そういうのはどのようにお考えになっているわけですか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

神明上の区画整理事業につきましては、すでに事業としては前年で終了しているわけでございまして、終了する前に一応悪い個所、たとえば水がたまるような場所等につきましては建設部の管理課の方にこの施設を引き継ぐ前に一応区画整理事業の一環として補修を行ったわけでございます。まだ、この辺については私ども現地をよく歩きまして管理課立ち合いのもとにいろいろと検討したわけでございます。その後の、穴等ができた、また水がたまるという個所につきましては、これは今後は一般の道路と同じように建設部の管理課の所管の事業として、そちらの方の経費でもって補修等を行うということになろうかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　どうしてこれをお聞きするかと申しますと、いわゆる街路ですね、６メーター。たとえば第七小学校のそばとか、または、それ以外の側溝等も、その側溝の目地がもうすでにはがれちゃってんですね、事実見てみますというと。それで土木の方へ行きますと、よく見てみるということになっており、また結局、学校建設に伴って側溝が傷んでしまったような個所もあるわけなんです。それですから、そこいらを考えてみますると、どうしても区画整理は昭和５７年で終わったということはよく承知しております。が、しかし、繰越金ということで繰り越す以上は、当然、それらも完全に修復してしまわなければ、私は終わったということは実際に言えないんじゃないかと思うんです。そこいらを果たして終わったということで、また突発的なことということでございますけれども、この７９万2,０００円ということはあくまでも突発的な経費で、予備費であって、それらのまだ補修しなければならないところというのはどのように考えておるか、その点をお伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

神明上の道路等につきまして、区画整理に起因いたしますそういう個所がまだあるということであれば、この経費を用いまして、私どもとしては早急に手直しをいたします。その辺について、また十分管理課の方とも協議をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　４３ページの工事請負費5,０００万でございますが、先ほど部長の方から説明がありまして５７年度に仮道を建設をしたその部分に敷設をする、こういうことですね。後でちょっと地図か何かで教えていただけますか。お願いします。いいです、いいです、後で教えていただければ……。

いま１件は、これに関連をいたしまして、教育長にお聞きをいたしたいんですが、いま遺跡調査を行われております。それで、どういうものが出土されているのか、また状況はどうなのか、今後の見通しといいますか、いま、どのように遺跡調査を行われているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えをいたします。

現在の万願寺の地域につきましては、御案内のとおり区画整理を実施中でございます。それに伴いましての、あの地域は、当然、遺跡の包蔵地になっておりますので、発掘調査を進めておるところでございます。

現状におきましては、道路とか、そういう幹線のところの工事をやっておりますけれども、その部分につきましての発掘調査を、しておるということでございます。

それに対しましての発掘の状況でございますけれども、現在、それほど発掘調査進んでおりませんので、遺物等につきましては、若干出ていると伺っておりますけれども、ごく少数の部分が出ている、というふうに伺っております。今後につきましては、万願寺の区画整理にあわせまして発掘調査を進めてまいりたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　大変発掘調査を急いでいるようでありますが、状況を先ほど教えていただきたい、というふうなことを申し上げたんですけれども、この比重からいきますと、どういうふうな状況であるか、大変な物が出土されているのかどうか、そういうふうな見通しといいますか、どんな状況であるか、ということをお聞きしたいんであります。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　後ほど、私もよくその辺の現状についてつかんでおりませんので、担当者からお伺いいたしまして、その状況につきましては、後ほどお答えさせてもらいたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　５８年度に、仮道の工事費として１億6,０００万ほど予算が組まれておりますが、これは、５８年度にぜひ進行をしていただかなきゃならないわけでありますが、そういうものに対する支障はございませんか。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　そのことにつきましては、都市整備部長の方と十二分に協議いたしまして、その幹線道路の工事に支障がない範囲内におきまして遺跡調査を進めてまいりたい、というふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　４３ページ、下水道建設費のうちの委託料の４番目に南平地区雨水排水計画作成６００万と出ておりますが、３月議会で浸水対策についてと私一般質問したわけですが、そのときに都市整備部長があの地区の調査設計費を９月議会に上程します、こういう、確かに約束だったと思います。それで、この議案書を見まして、こういうものが出ておりますので、よく約束を果たしてくれた、と私は安心していたわけですが、ただいまの説明を聞くと、この排水計画を作成して、さらに調査設計を上程するんだ、というお話でしたが、どうも約束が違うんではないか、こう思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

確かに先生のおっしゃるとおりお答えしたわけでございます。それで状況をよく調べてみましたところが、南平の駅周辺、あるいは都道に上流の方の水が相当入ってくるということで、やはり地域内だけの調査設計だけでは事が足らなくなってきたわけでございます。これはその後いろいろ調査をやった結果、明確になってきておりますので、そういう関係上、上流部分の水がどういった経路で入ってくるか、といった点につきましても、明確にしておかなければ、この地域内の雨水管の設計に支障が出てまいります。そういうことで、今年度この予算で明確にいたしまして、来年度設計に入っていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　私の記憶に間違いなければ、たしか、そのときにこういうことも言っておられた。９月議会に調査設計費を提案します、そして来年度から工事費は約３億だとか言われましたが、工事にかかります、こういう発言だったと思います。その辺、将来どうなりますか、答弁願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

この調査につきましては、ただいま申し上げたような調査を行うわけでございますけれども、ここの地域の排水系統は南平用水が主体となってくるかと思います。それを改修をいたしまして、地域の雨水を将来は雨水管として排除していこうという計画でございます。ここの南平用水につきましては、すでに下の部分、これは高幡の上流部分でございますけれども、すでに一部工事が完了してございます。その上流部分につきましては、来年度できれば都道までのところ、これは改修をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。来年度から着工する。その辺の予算につきましては、来年度予算で計上させていただきまして下の方から行っていこうという予定を立てております。

現在の用水路、これは非常に大きな用水路でございまして、下水道管として、いわゆる雨水管として埋設する場合にはもっと小さくなる。ただ非常に面積のある現在の用水路でございますので、それはそのまま将来下と同じように利用していこうということで、いま私ども建設部の方と協議をしておりますけれども、これの施工に当たりましては、用水の改修工事という形でとりあえず実施をする。都道までは工事をしたい。その経費が来年度計上して実施していくというような計画を現在持っております。その上流部分につきましては、下の方ができた段階で徐々に雨水管としての整備を行っていくわけでございますけれども、それまでの暫定対策といたしましては、同じく建設部の方で暫定対応をする。用水の狭いところについては、来年度から拡幅等も行っていこう、というふうなことで考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　　３月の一般質問でもお話し申し上げたんですが、あの地区は、非常に雨水に難渋しているわけです。それで部長のいまの説明では来年度から一部工事に着工します、ということでありますが、いまさらここで予算書に調査設計費を計上しろと言ったところで無理な話でありますので、なるべく工事を早く推進していただきたい、このことをお願いしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　　下水道のことについてちょっと質問しますが、４３ページの上の方に先ほど部長の説明によりますと、秋川処理区の認可設計は時期尚早であるから５８年

度にはできないので減額した、というんだけれど、時期尚早というのはどういう理由だったか。

それから２番目に質問しますが、先ほど滝瀬議員も説明したところなんですが、万願寺地区の仮道1,０００メートルのところに２５０ミリの雨水管を布設するということですが、２５０ミリというとちょっと細くはないかと素人考えでは思うんだけれど、1,０００メートルの間には相当な人口が張りつくと思うんだけれど、その点について十分だというようなことを説明願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

まず秋川処理区の方でございますけれども、秋川処理区の処理場は小宮に、八王子の小宮に流域下水道として都が建設することになって事業の認可まどとれたわけでございます。その後、順調にいくと当時は私どもも思っておったわけでございます。また東京都の方もそう考えておったわけでございます。しかし、現在の状況を見てみますと、やはりまだ用地の問題で、地域の住民の方々といろいろ折衝する問題等が残っておるようでございまして、年度内に用地買収に入る、という見通しがいまの段階ではちょっとつけにくいという面があるわけでございます。

事業の認可申請を、公共下水道でございますけれども、認可申請を行う場合には、やはりその基本となります処理場あるいはそこに入ってまいります流域幹線、そういったもののある程度の見通しが立ちませんと東京都としてもなかなか認可申請を受け付けていただけないのが現状でございます。私ども当初の考え方がちょっと甘かったと言われればそういうことになろうかと思いますけれども、秋川は先行していくだろうというような考え方があったわけでございます。それで、ここで計上させていただいたわけでございますけれども、状況としては、ただいま申し上げましたような状況でございますので、来年度に実施をしたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、その下の万願寺の２５０ミリの管では幾らか短いじゃないか、１０００メーターの街路に埋設するには細いんではなかろうかといった点でございますけれども、これは直線の1,０００メーターではないわけでございまして、やはり系統としては３つぐらいに分かれると思います。したがいまして家庭から直接とる一番細い管でございますが、これで付近の汚水は将来十分とり得るというふうな計算のもとで一応２５０ミリというものを出しておるわけでございます。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いまの高橋議員さんの関連なんだけど、２５０ミリの汚水管じゃなく。汚水管を入れるというわけだね。

それで、同じように考えが甘かったと言うんで私もびっくりしてるんですが、大変悲しいニュースなんですが、ただ浅川処理区の方は考え甘くないんでしょうな。（笑声）そこのところ説明してください。この前はどうも浅川処理区の方はいつできるかわからないようなことを、悲観的なことを言っておったんですが、片っ方のも用地買収終わってませんよ。いいんですね。明るいニュース、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

浅川につきましては、現在用地の割り込み作業という作業が実施されております。あと残りますのは、単価の設定の問題と、企業が３企業ございますけれども、その企業を移転させるというのが大きなこれからの流域下水道本部としての業務となってくるかと思います。地主さん方の御協力によりまして、割り込み作業までこぎつけたわけでございます。また企業の移転につきましても、八王子地域内に企業もここならばいいという用地も見つかりまして、そちらの方の、いま折衝を行っております。したがいまして、そういう状況がございますので、東京都ともかねがね相談しておったわけでございますが、ここにきて出してもよろしいという指示をいただきました。したがいまして、認可申請を出せば当然受け付けていただける、ということになっておるわけでございます。

秋川につきましては、非常に順調にいっておりましたけれども、その辺につきましては、まだ幾らか問題点もあるようでございますので、来年度の事業に回したい、というふうに考えておるわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それから２１ページですが、これ、平山の皆さん方が大変御苦労なさって下耕地の区画整理をなさった。これの都市下水路を1,０００ミリ、１メートルという大きな管で浅川の方へ、もとの用水の落下地点にもってった。これは大変負担だろうと思う。大変なお金がかかっている。これに東京都の都営住宅の６０センチの管を入れる、こういうことですね。そうでしょ、６００ミリ入れる。東京都は本来、下耕地区画整理組合に幾ら負担金

出しているんですか。下耕地区画整理組合がつくった排水管に入れさせてもらうわけでしょ。そうでしょ。だから、これは東京都が４００万というのは、市が負担するのはおかしいと思うんだけれど、どうなんだ。これだけでも。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

下耕地のこの排水管を実施するに当たりましては、当然地区外ということでこの都営住宅のところを通っていくわけでございます。それについては、現在６００ミリで入っておったのを1,０００ミリに拡幅しないとならないということで、東京都もこの分については、半額負担をしております。これは補助金として東京都が支出をしてございます。したがいまして組合と半々で施行をした、という形をとっております。今回の場合は、東京都もそのように前に負担をしておりますので、今回の場合は、わずか１５メーターでございますけれども、こちらの管に、これは京王線の山寄りの方の住宅でございますが、そちらの方の部分だけをこの管に接続をしようということで、これは市負担として実施をしておるところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　日野はお金持ちだから４００万ぐらいどうってことはないという考えでやっているかもしれないけど、これは都営住宅ですよね。いわゆる前の都営住宅の部分でしょ、そうでしょ。新しい高層の方じゃないでしょ、それの管をつなぐのに、そうでしょ、山側というんだから。だったら東京都にかけ合って半分ずつでも出させるとか、何か出してもらうとか、この６００ミリにほかの地域が入るの、排水が。都営住宅だけじゃないかと思うんですが、そうでしょ。高層の方は半分負担したわけでしょ、つけかえに。今度は、日野はお金持ちだからみんな持ちましょ――いいですけれども、私なんかは理解できないんですが、４００万円でも貴重な税金なんですから。交渉したことありますか。半分持ってくれとか、少なくとも。あれは本来全部持つべきなんですね、そう思いませんかね。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

前に地区外排水として1,０００ミリの管を実施いたしましたときにも、いろいろ東京都との間で折衝を持ったわけでございます。その当時も東京都としては非常にむずかしいような点もあったわけでございますけれども、これを全部下耕地の区画整理組合に持たせるということは、

酷でございます。（「そりゃ、そうだ」と呼ぶ者あり）したがいまして、その辺は私どもの方で東京都とかけ合いまして、半分まで出させたといった経緯がございます。その後の問題として、ここの古い方の都営住宅から出る汚水は――失礼しました、雨水は、やはりこの管につなげることが一番ベターであるというふうな判断のもとに、市単独施行という形で実施をするということになったわけでございます。東京都の方とも一応話はしてあるんでございますけれども、前に出した経緯もございますので今回は市負担という形でやってほしい、という要望もあったわけでございます。このような状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。（「委員会だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７７号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第2号）、議案第７８号、昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第８０号、昭和５８年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第８２号、町区域の変更、議案第８３号、市道路線の一部廃止、議案第８４号、市道路線の廃止、議案第８５号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔「市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました4議案について提案の理由を説明いたします。

議案第８２号は町区域の変更についてでありますが、金田土地区画整理事業の換地処分に伴い、落川の一部を三沢に、また三沢の一部を落川にそれぞれ区域変更するものであります。

議案第８３号は市道路線の一部廃止についてでありますが、大里1号線ほか5路線の一部を道路法第１０条第3項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第８４号は市道路線の廃止についてでありますが、葦本1号線ほか3路線の現況が廃滅し、公共の用に供せられていないため、道路法第１０条第3項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第８５号は市道路線の認定についてでありますが、都営多摩平住宅の建てかえに伴い、新設された多摩平７８号線を、道路法第8条第2項に基づき道路認定をするものであります。

以上、4議案について詳細につきましては担当部長に説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは議案８２号の町区域の変更につきまして御説明を申し上げます。

変更いたします理由は、ただいま市長から御説明がありました金田土地区画整理組合事業が完了することになるわけでございますが、それに伴いまして、ちょうど金田区画整理事業の地域が、落川と三沢にまたがった地域でございます。したがいまして、今後これから町名地番を変更するわけでございますが、まず町界をここで変更を区画整理の道路と公共施設に沿った形で変更をする必要が生じてきたわけでございます。

次のページに変更の調書が載っております。落川に編入する三沢の区域といたしましては、地番名はそこに六つ掲げてございますが、これらの地域が落川の方に編入されることになります。面積といたしましては、1,６８９平米が落川にいくことになります。それと下に、三沢に編入する分が記載してございます。落川から三沢にいきます分は、１０８平米でございます。

その次のページに図面が載っておりますが、ここで赤に波線の引いてございますが、この波線は従来のこの地域の三沢と落川の境であったわけでございますが、上の方から下の小さい部分に横斜めの線がかいてある地域がございます。これが三沢に編入する落川の部分でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）　このような形で変更を行うということでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま上程されました私の方から８３号、

８４号、８５号の３議案につきまして御説明申し上げます。

まず８３号につきましては、ただいま市長の方から提案理由の中で御説明がございましたように、一部廃止でございまして、議案書についております説明図がございますので御参照いただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

８３号につきましては、南平八丁目地内にあります大里１号線、２号線、３号線、４号線と田中々王１号線、それに藤三郎２号線の６路線の一部につきまして、現況が廃滅いたしておりますので、公共の用に供されておりません。したがいまして、これを廃止していただくものでございます。

次に８４号につきましては、南平六丁目地内の葦本２号線と南平８丁目地内の大里２－イ号線、大里３－イ号線、さらに大里５号線の４路線につきまして、これも８３号議案と同様に現況が廃滅いたしておりますので、公共の用に供されておりませんので、これを廃止をお願いするものでございます。

次に８５号につきましては市道路線の認定でございまして、本議案につきましては、多摩平一丁目地内の豊田北口駅前に都営住宅の建てかえ計画が現在進んでおりまして、この建てかえ計画に基づきまして、都営住宅の団地内に、多摩平７８号線という新しい道路を築造しております。これを認定していただくものでございます。

以上３議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　町区域の変更ですが、これは区画整理によって地域が変更されるのはやむを得ないわけですが、こういった場合、面積が同じならばどうこうはないわけですけれど、三沢とすれば、落川の方へかなりたくさんいっちまうんですけれど、そういう場合、市だけが構わずやっちゃっていいのか。それとも連合自治会等にこういうことを一応通知してやるものか、そういう点は。市民感情としてもあるので、その点をどう思っているか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

片一方は非常に広くなって、片一方は狭くなるということもあろうかと思います。しかしながら、町界を変更するに当たりましては、金田区画整理組合の中でも十分検討していただきました。地域の自治会等につきましては私どもから、直接はお話ししてございませんが、組合の

方からはお話がいっているというふうに考えております。これはやはり民々の境で切るというわけにはまいりませんので、やはり公共施設に沿って整備をしていく以上、その上ではやむを得ない措置かと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　区画整理の地権者は、こういうふうにやって非常によくなるんだからどうこうはない、やむを得ないと思うんだけれど、それで地権者から、組合から部落の方なり自治会へ話がいっているだろうというんだけれど、いっているか、いってないかわからないだが、やはり正式にこれはこういう区画整理をやった結果、こうなった、ということを市の方から当然言うべきではないかと思う。（「だめだな、これは継続だな」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　今後、十分ＰＲいたします。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは非常に市の財産の問題なので、私もよくわかりませんのでよく教えてもらいたい。

第１の問題ですが、葦本２号線廃止議案説明図、この図面によると、南平の駅の近くの道路を廃止する。この廃止した結果はどういうふうになるんですか。この場所は何になるのか、ちょっと。いま道路の用をなしてない、とこう言うんだ。しからば何に使われているか、これをひとつ教えてもらいたい。４点ばかり聞かせてもらうが、これから。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

葦本２号線につきましては、京王線に沿ったところでございまして、七生中学の方の前の道路と、それから京王線の踏切がございます。これの交差しておりますところを、都道側から行きますと、すぐ左に入りましたところでございまして、周辺の現況につきましては、水田になっております。そして、ここに水路がございまして、水路敷の土上げ敷のような形で現在土上げ敷が残っておりますけれども、この廃止する部分につきましては、現況が廃滅をしているということでございまして、この財産処分につきましては、議決をいただきまして、廃止が決定いたしますと、道路としての行政財産としての機能がなくなるわけでございますので、周辺の関係の地主さん等の申し出があれば、有償で譲渡するというふうな財産処理がなされることも

ございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

６番（古谷太郎君）　これ、だれか払い下げてくれ、という申し出があるの。だから出してきたの。こういう場所は幾らでもあるよ、日野じゅうに。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　特にそういう申し出は本件についてはございません。ただ確かに御指摘のように現況が廃滅して、まだ事務的な処理が進んでないというような場所がたくさんございます。気がついたところ、調査をいたしまして処理しなければならないようなところから逐次、事務的な処理をしている、というのが現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これはたんぼの中の道なんだね。だからこの水田所有者がもう要らないから払い下げてくれということなのかと思ったら、そうでもないようだね。日野の町じゅうにこういうところがたくさんある。それから私有地、個人の土地を勝手に道路にされているところもたくさんある。これは大変な問題なんですが、ここだけ出した理由がよくわからない。

次の問題は、この都営住宅ですが、この土地は市にもともと寄附されて、もう寄附されて舗装されているんですか。道路認定する場合には、市道認定の場合には、造成者が全部責任を持ってきちんとしたら寄附するという前提があるようなんだが、この舗装はされているんですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

現状はまだ道路の形態がなされていないわけです。道路の認定につきましては、いわゆる造成、道路の築造が進みまして、そしてはっきりした形で道路としての形があらわれなくても、起点と終点がはっきりいたしておりましたら、その認定につきましてはいまの段階でもできる、そういう方法をとっております。したがって、都営住宅の建設が終わりますと、道路としての形態になるわけですけれども、現在のところはまだ築造中でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は、日野市がお金持ちだからという意味だけじゃいけないんで、はっきり聞きたいんですが、こういうふうに新しい住宅をつくりかえるときには、その施行者に道路や市道 ── 市道にする場合には、施行者に工事をさせてから完全になってからじゃ

なければ受け取りません、とよく言っているんだね。東京都の場合だけ、あわてて市道認定しちゃって、あと今度は管理や舗装や側溝や全部市でやりなさい ── さっきの４００万円と同じですが、都営住宅の中をやりなさい、と言ってくるんじゃなかろうか、ということがあると困るんで、その点はどうなっているんですか。（「もう終わってんじゃないの」「終わってないと言っていた」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

この地域につきましては、３月の議会のときに、一部廃止をお願いした経過があります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）　そして今回新たにその一部廃止をして、新たに道路を住宅建設計画にあわせまして、東西に１本通すというのがこの７８号線でございます。（「わかっているんだ」と呼ぶ者あり）　まず道路認定の議決の関係につきましては、議決後に告示をいたしまして、そして市道としての認定はされるわけですけれども、ただ、事実上の管理ですね、市への移管につきましては、私どもの方も道路構造上の問題を十分チェックいたしまして、後で手直しをするとか、あるいは側溝がないとか、そういうふうなことのないような形で、事実上の管理は移管を受けておりますので、御指摘のような御心配はない、というふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　都営住宅ですから間違いはないだろうと思うけど、はっきりとやっぱり住宅局長なり、あるいは担当者ですね、担当の役人だ、東京都側の、約束をとっておかなけりゃまずいですよ。なぜかというと、中村部長は、あしたやめるかもしれないんだよ。口で言ってましたなんて言ってもまずいんで文書がないと。じゃ、なきゃ私はこれは反対なんだ。やっぱり、きちんと物は決めなきゃいけない、これは。

第３点として、この大里１号ほか５路線、それから同じように８４号議案、大里２－イ、大里３－イ、大里５号線、これは一部廃止と全面廃止になっている。しかも道路の用を供してないと書いてある。しからば市道を、このようにたくさんの路線を壊廃されていながら、なぜ市長なり助役はこの壊した業者に対して、責任をとらせなかったのか、いままで。それが第１点。どのような処置をやってきたか。市道を勝手に壊されちゃったわけだ。もう現にないと書いてあるんだ、これ、事実、現場に行きゃ、ない。市の、市民の貴重な市道を壊されて知らん顔、

いままで１０年、１１年やってきたというのは、どういうことなんだろう。これが第１点。

第２点は、壊しちゃえば、みんなこうやって壊廃して責任は市で負うんですか、これからも。これはいい前例なんです。

それから、この面積だ。この面積は全部で何平方メートルあるんです。この壊発 ── 壊されて今度廃止する面積。その分だけ市の土地がふえるわけだから。何平方メートルあるのか。

また一番大事なのは、これだけの十何本かの市道を壊されて、そのまま壊した人は知らん顔で済むのか、済まないのか、この点をひとつ。いままでどのように壊した人に対して、市はどのような処置をやってきたのか。その点をまず説明してもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま質問の点だけ、いままでのやり方について私の知っている範囲ですが、お答えをいたします。

相当な広い面積が工場用地になり、工場の敷地になりましたり、あるいは造成地になりましたり、いろいろ取得をした側がその土地利用について設計をすることが ── 設計をするわけであります。その際に、現在はそれらの、いわゆる旧赤道というものは、周辺の道路につけかえさせることを原則として指導しています。しかし、過去には、そういうことは、必ずしも正確にやられないでそのままになっているのがまだ相当民地等の中にあります。あるいはまた公共用地の中にもあるものがあります。それらについては、現在のところ、だんだん調査を進めまして、そうして必要な手続をとり、市に一たん移管を受けて、そうして有償で現在の占用者に与えておる、払い下げておる、これが一般的なやり方であります。でき得べくば、使用するその敷地の周辺により広い道路としてつけかえる、ということが一番望ましい、そして交換をするという形が望ましいわけでありますが、例に、そのケース、ケースによります。廃滅しているものにつきましては、市が手続をとって取得をし、それを有償で不利益のないように処分をする、こういうやり方を行っております。

以上のことをお答えといたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私、いま、市道を壊されちゃった、だから壊されたことについて、いままで知ってて ── 知っているわけですから、勝手に市道を壊した場合につけかえ ── つけかえとかいろいろの問題は別にして、このように壊したときに、市は抗議をしないんですか、壊した人に対して、あるいは壊した会社か知りませんけど。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　正確に知り得ている場合には、そういうことを抗議をすべきである、また、わかったことでありますならば、当然行います。それから市といろいろな協議の上で、ある範囲の地籍を、たとえば百草や高幡の住宅公団の開発というふうな場合には、事後処理をするということもあるわけでありまして、どちらかというと、これまで大きく用地が開発等の変更を受けたのは、大分過去のことでありますから、いまはそれらの処理をしているものもある。工場等の敷地にもまたそういうことがありますので、その調査を申し入れ、しかるべき先ほど言いましたようなつけかえ、あるいは地籍の交換、また払い下げによる用地費として市の、歳入する、このような処置を行っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これはそんな古い話じゃないんです。最近の話です。いまの市長の言っているのは、戦前の場所のような場合には、そういうことも結構あるけど、昭和５０年過ぎに壊した、こういうふうなだんだん壊れたものについて、放任してきた責任は当然あるんじゃないか。壊した人に対して損害賠償なり、あるいはそれに相当する土地を出すとか、つけかえならいいです。たとえば、いま一番困っている、困っているのは大里３号線の途中が切れちゃって壊れちゃっている。この３号線の東側の山を持っている人が入れない、壊されちゃって。それから大里 ── これ南平の何号線になりますか、これは藤三郎２号線というんですか、ここの道だってもう大変な道だ。つけかえをちゃんとやれば何とかなっているんだろうけど。１回歩いてごらんなさい。御自分が買った所だから歩いたことはないとは言わないでしょうけれど。こういうふうに一般的に勝手に会社なり個人が市の道路を壊す、これを放任している。怠慢きわまりないと私は思う。それで、はい、廃道します。これはたまたま日野の土地開発会社が買われているから壊した人は壊し得なんだ、壊し得。はっきり言って、この道路の下の砂や砂利は、この会社の人がどっかへ売ったんだ、そうでしょ。山砂を売っている。道路の土地売ってもうかっている、こういう前例がそのまま認められて今回の廃止になる。ずさんきわまりない。

それと同時に、これだけの面積がふえるわけですから、その面積も出してもらいたい。出てない、面積が。

それで、とにかくこういうふうな廃止の議案は将来の使途が明確でなければ私は反対であり

ます。何するかわからない業者、いわゆる壊した業者を救済するための議案だ、これは。どんなにその会社と市長とが関係あるにせよだ、こういうずうずうしい出し方はない。

私は、この議案には反対の立場がある。もっと言おうか。この問題については、野呂助役さんが反対したんだ。4,000平方メートルの土地を、平たんな土地は絶対とれない。都市計画課がやったんだ、日野市の。日野市の都市計画課がやったんだ。そして測量したんだ。三千数百平方メートルはとれない、平たんな土地が。だから野呂助役は反対だった、これに、買収は。高等学校なんかとてもできない。そうでしょ。だから、いままたあわてて買収始めたんでしょ。断られたんでしょ、東京都に。野呂さんはこのおかげで首になったんだと私は思う。じゃなかろうかと思うんだ、これに反対したから。(「野呂さんは賛成でした」と呼ぶ者あり) いいですか、三千数百平方メートルしか平地がとれない土地を高等学校用地として買いました、安いものです、そんなことを言って今度はずうずうしく市民の土地を、壊した人に何の責任もなく市民の土地でもうけた業者のために、こういう議案を出してくる。これが新たな用途があるなら別だ。壊した人にとっちゃ大変都合のいい議案だ。

それ以上言うと議長がこの前総会のときにあんまり言わないでくれと言うから言いませんが、もう少しはっきりと、こういう市が壊したんじゃないんだ、これ。だから先ほど私が申し上げたような場合は、たとえば市道だ、程久保の市道だ、昔は都道だった、狭い道。あの道路は別にあるんだよ。現に通っているところは個人の宅地を通っている場所が多い。これは何でそうなったのかわからない。それは悪意がない。つけかえの台帳の誤ちだったのかもしれない。この場はもう明白に壊している。私は、こういう不良な業者に味方するための提案をよくお出しになったと思って驚いている。説明がよくわかるでしょ。日野自動車の中に日野の旧市道があった、確かに。それはそれとして説明がつく。こういうのは市民に説明がつかない、不潔で。

以上、これは十分審議してもらいたい。市長にも十分考えてもらいたい。(「関連」と呼ぶ者あり)

○議長(石坂勝雄君)　小山良悟君。

○4番(小山良悟君)　いまの業者というか、関連することなんですけれども、ある地域で国に対して廃道敷といいますか、廃道になっている部分の払い下げをお願いというか、そういう形になったときに、いままでの使用料を払わなければ払い下げないということを言っているわけですね、国は。ここの、たとえば葦本、先ほどの説明だと2号線のところは水田になっているという説明でしたですね、建設部長の。ということになればどなたかがその水田として利用しているわけですね。ですから、当然そういったものについていままで使ってた使用料というものを請求すべきじゃないかと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長(石坂勝雄君)　建設部長。

○建設部長(中村亮助君)　お答え申し上げます。

使用料といいますか、実際に道路敷であるべきところがほかの目的に使われているというふうなことであれば、それはやはりしかるべき処置をしなければならない、というふうには考えております。現況の中で周辺がこの場合ですと水田で、そこに水田耕作がなされているということになりますと、やはり問題もございますので、やはりしかるべき処理をしたい、というふうに考えます。(「耕作されてるの、いま」と呼ぶ者あり)

○議長(石坂勝雄君)　小山良悟君。

○4番(小山良悟君)　そうすると、これは現在水田として耕作されているということですか。

○議長(石坂勝雄君)　建設部長。

○建設部長(中村亮助君)　これは耕作はされておりません。現況が廃滅して実際に草が生えているというふうな状態になっておりまして、そこにいわゆる耕作がなされて水稲がつくられているということはないわけでございます。(「わかりました、了解」と呼ぶ者あり)

○議長(石坂勝雄君)　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第82号、町区域の変更、議案第83号、市道路線の一部廃止、議案第84号、市道路線の廃止、議案第85号、市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石坂勝雄君)　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第86号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８６号、日野市教育委員会委員の任命の件の説明を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命の件で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

教育委員の１人であります池尾テル子委員が９月２７日をもって任期が終わりますので、改めて続いての任命をしたいと考え、以上提案するものであります。

議案書のとおり、住所は日野市多摩平三丁目１６番地の４、氏名、池尾テル子。大正１５年９月２日生まれであります。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　池尾テル子さん、大分長く教育委員をやっていらっしゃるようですけれども、何年ぐらいやっていらっしゃるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在３期を終わられるというところであります。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８６号、日野教育委員会委員の任命の件は、原案のとおり同意されました。

これより報告第４号、交通事故（日野市大字日野6,０２１番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　報告案件でございます。報告第４号、交通事故（日野市大字日野6,０２１番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について。

本報告は日野市大字日野6,０２１番地先路上における交通事故について専決処分により相手

方との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第１８０条第１項及び第２項の規定に基づき報告するものであります。

なお詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは内容につきまして御説明申し上げます。

いま提案理由にございましたように日野の6,０２１番地先路上におきましての事故でございます。通称谷戸坂と申しておる所でございます。

内容でございますが、５８年の4月２０日、4時１５分ごろ市民部資産税課職員鷹取　孝の運転する庁用車が家屋調査を終わり、帰庁途中事故現場に差しかかったときに、道路が狭隘のため対向車が待避していた。そこを時速３０キロで通過しようとしたとき、待機していた車両の後方から当事者乙が甲の運転する車両のフロントドアに突っ込むように横断してきたので、あわててブレーキをかけましたけれども、当事者の乙の足がタイヤの下を通過した、こういうことでございます。そういうことで（笑声）── 失礼しました。乙に対して、左足背部挫傷による全治１４日間の加療の損傷を与えたものでございます。

それにつきまして鋭意示談の交渉をしてまいりました結果、6月１４日に示談が成立したわけでございます。それで、これにつきまして、治療費相当2万4,３４０円をお払いする、こういうことで、当事者は岩崎友美さん、これは8歳でございますので保護者でございます岩崎禎久さんと示談が成立したものでございます。なお、この治療費等につきましては自賠責で全額、収入金額が自賠責でこの2万4,３４０円は入金してございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　実は、これは先ほど説明があったように確かに谷戸坂なんですね。オリエントの寮の、字谷戸から川辺堀之内の方へ出る場所なんです。それで、あそこは確かに部長が説明なさったように、いまは交通量も非常に多く狭隘なため、交通事故の起きやすい場所なんです。そこで、側溝が両わきにある関係上、非常にこわいんだという方が多くおります。そこで、この側溝に対しまして、ふたか何かをかければやはり交通事故も少なくなるんじゃないかと思います。

それと、あと一つは、これに関連しまして消防署の２・２・３のところからいわゆる中央線

の上に架橋されたもので非常に多くダンプやなんかも、時によると入ってくるわけですね。それで、どうしてもあそこは大型または消防署の通りのところは大型規制を、入るのをやっていただいて、それでさらにその先は川辺堀之内へおりるところは一方通行、中央線の方から来た場合には一方通行路かなにかにしていただければ、交通事故も起きなくなるんじゃないかと思うんです。

どうしてそのようなことを申しますかといいますと、この岩崎さんが事故を起こした後もまた事故が、これは一般車の方ですけれども、起きているわけです。それですから、このような事故を機会に、やはり再度市民が事故を起こさないように、また起きないように配慮していただきまして、安心して暮らせる日野市に、また住んでよかったという日野市に（笑声）ぜひしてもらいたいと思いますので、その辺の御配慮を心からお願いします。以上です。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番高橋通夫君）　いま谷議員が言われたので大体わかったんですが、先ほどの説明では、谷戸坂と言ったんだけれど、谷戸坂も長いし、どの辺だかわからなったんですが、谷戸坂は広いんだけれど、それへつながっている道が狭かったと思うんだけれど、市長は狭い道は広くするということだったんで、区画整理のできないところは買い上げてやるということだったんだけれど、そういう危険なところは当然買い上げてやらなければならないと思うんだけれど、市長の考えを伺いたい。

そして、狭いわけだから広くして、そうしたり隅切りをつけるとか、そういう点について。交通事故防止の、あるいはミラーだとか、そういう点について。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　道路が狭隘で事故を起こしたということは、やはり対応が不十分であったというふうに考えます。したがいまして、いま言われたことも十分尊重し、協力をいただいて有償で買収をすることも実施して、なるべく道路の確保に努めたい、このように考えております。（「前進でいいや」「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第４号、交通事故（日野市大字日野6,０２１番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

これより報告第５号、昭和５７年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　報告第５号、昭和５７年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、昭和５７年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

なお詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　お手元に昭和５７年度日野市土地開発公社決算書が届いていると思います。それに基づきまして、重点的な御説明を申し上げたいと思います。

まず４ページ、５ページでございますが、これにつきまして５７年度日野市土地開発公社取得用地一覧表がございます。５７年度に取得した用地面積は７万１７１.６７平米でございます。件数にいたしまして１０件、これを、この用地を取得してございます。

それから次に６ページ、７ページでございますが、５７年度日野市土地開発公社譲渡用地一覧表につきましては公社用地を譲渡いたしまして1,９５１.５４平米。それから、その下段に売掛金明細表というのがございますが、これは庁舎の用地を年賦で買収しておりましたけれども、５０年度に一括市の方に買い上げていただいた、こういう内容でございます。

次に８ページ、９ページでございますが、５７年度土地開発公社事業決算報告書でございます。補正予算後の収入額が２８億9,６６２万8,０００円でございます。執行額が２８億7,１９０万７３９円。執行率が９９.１６％でございます。

それから次に１０ページ、１１ページでございますが、支出でございます。補正予算額――補正予算後の予算額が２８億9,６６２万8,０００円でございます。これに対しましての執行額が２８億5,４０２万7,５３９円。執行率が９８.５３％でございます。

それからずっと飛びまして１８、１９ページ、公有用地明細表でございます。

それから次の２０、２１ページに続きますが、公有用地の面積の総合計が9万６６９.５６平米でございます。このうち御参考までにこの事業別の面積をちょっと御参考に申し上げたいと

思いますが、万願寺土地区画整理事業公共用地といたしましては１万6,０９５平米。高幡につきましては2,１４５平米。それから豊田南が1,５３４平米。それから南平八丁目防災対策用地でございますが、６万5,５２９平米。それから都市計画道路用地が2,7２３平米。それから北川原公園用地が1,４１０平米。その他として1,2３１平米。計９万６６９平米となっております。

以上、雑駁でございますが、御報告にかえさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　去る６月議会のときに、中山議員が、都立高校用地のことを大変御心配なさった一般質問なさったんですが、そのときに、いろいろいま話題になっております南平８丁目の土地のことについて、市長は防災対策用地という言葉をお使いになったんです。私たちは、当然、都立高校用地ということで、買ったという説明を受けておりまして、初めてそのとき聞きましたのでよくわからなかったんですが、この４ページを見ますと、１番に出ております。４月――５７年４月１５日に契約をした、南平８丁目地内公共用地、こういうようになっております。あとの２番から１０番を見ますとそれぞれ事業名ですのでこの事業の目的がこの言葉の中にちゃんと入っているわけなんです。土地区画整理事業の公共用地、都市計画道路の用地だということが全部わかります。ところが、この一番、いわゆる南平の土地については、都立高校のための用地だ、というようなことはどこにも出てないんです。これはどういう目的でお買いになった土地なんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から説明させていただきたいと思います。

南平８丁目地内の６万5,０００平米の用地の買収目的でございます。開発公社の方で企画財政部の方から依頼書をいただきましたのは防災対策用地、こういうことでございます。それで実態的なことを申し上げていきたいと思います。ということは、日野市が建てる高校用地でございますならば、市が建てる高校用地でございますと、そのまま高校用地としての公共目的で買収できるわけでございますけれども、東京都が建てる高校でございますので、直に高校用地という、要するに買収目的をうたいましての買収は困難でございます。ですから６万5,０００平米のうち緑の分につきましては、あの辺一帯が要するに緑の総合公園的な位置づけにございますので、そういう意味合いでのものに緑の部分については位置づけていきたい。それから平らといいますか、緑の失われた部分につきましては、高校用地に振り向けていきたい。要するに、用地を前提にしないところの高校の誘致運動というものについては、非常に迫力を欠くというふうなことがございますので、緑のない、要するに緑の失われた部分につきましては、高校用地に振り向けていきたい。緑の残っている部分については、自然そのままの形の中で、要するに位置づけていきたい、そういう実態的な考え方でございます。で、ここにうたわれておりますのは、防災対策用地という意味での市の公共用地として取得したわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　土地開発公社の定款等からして、都立高校は東京都がつくるものですから、日野市が都立高校はつくりませんので、直接都立高校の用地として買うことはできなかったんだ、ということのいま説明だったと思うんです。

それはよくわかるんですが、各市町村で都立高校、まあ県立高校でもいいんですが、用地を取得をあらかじめして誘致運動をやるという場合、皆こういう方法をとってやっているということで、別段、私は非常に防災対策用地として企画部の方から要望が来たんで、それで買ったんだという御説明で、あたりまえのようにも聞こえるんですが、また不自然なような気もするわけですね。その辺はどうなんでしょうか、もし、おわかりでしたら教えてください。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　総務部の方と企画財政部の中で都立高校用地という名目を立てて、市の公共用地として買収できるかどうか、という論議がなされたわけでございます。市が直に自分で建てる高校なら、そういう公共用地も高校用地という取得は公共目的に立てられるわけでございますけれども、当時はまだ高校用地、都立の高校用地については、あのときいろいろ御指摘もございましたけれども、５９年までの――６０年までですか、６０年までの東京都の計画がある段階で、６０年以降の計画がない段階でございます。それから市が直接行政的な権限を持つ高校じゃございませんので、そこまではうたえない、法的な意味でうたえない、ということで、要するに災害対策全体を災害対策用地ということで買収に移ったわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これなら、私は先ほど申し上げたのは、野呂助役の説明によれば、防災上買うのは大変損な土地だけども、やむを得ないかもしれない、こういうことだと思う。防災の費用は、当然破壊者から出させるべきだ、こういうことであります。どのくらい防

災の費用がかかるのか、工事費。平井課長補佐の積算等によれば、１３億5,０００万円以下ではできない。ですから防災工事費１３億5,０００万は、当然この破壊者からもらわなきゃいけないわけです。というのはこの周りの人は大変な被害を受けてる、雨や。私はそういうふうな記憶がいまよみがえってきた。しかし、いかにしても、高等学校ということになれば、7,０００坪以上の土地 ── 平地が要るんだ。ところが、ここはどのような方式でやってみても、3,５００坪程度しかとれない、というのが日野市都市計画部の報告であります。だから、防災ということで考えられているならば、一応は筋が通る。ただしですよ、防災工事をさせてからじゃなきゃ、いけない。これは、壊した人に。

だから、道路の廃止なんていうのは、もう壊した人のやったことを認める行為ですから、まことに無責任な提案だということで、いま、先ほど私の申し上げたことの補足ですが、これが、これだけなんです。２１番だけ、使途不明になっているのは。１９ページ、１８ページ、ごらんなさい。他はみんなはっきり書いてある、何に使うかが。２１番だけが書いてない。不思議に思っております。それなら、これは南平八丁目地内防災対策用地というふうに書きゃいいんです。用途が明確になるんです。そうでしょ。

報告ですから、今後とも十分気をつけてもらいたい。で、助役さんが反対された。高等学校という件に対してはとても狭くて入らない。できっこないものをそんなへ理屈つけてもしようがないというふうに私は記憶している。確かにそうなんです。入りっこないところへつくれ、と言う方が無理なんです。履くのは東京都なんですよ、靴にたとえてみれば。１０文半の人に５文か６文の靴を履けといったって無理なんだ、これ。そうでしょう。防災ならわかるんだ、靴じゃないから、日野市のことだから。だから、その点を十分考えてもらいたい、今後。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第５号、昭和５７年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

請願の上程に入ります。

請願第５８－１６号、道路補装と架橋、側溝設置に関する請願、請願第５８－１７号、１級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願が提出されました。

お諮りいたします。この際、本２件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５８－１６号、請願第５８－１７号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

請願第５８－１８号、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５８－１８号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後７時４３分散会

9月20日　火曜日　（第3日）

昭和５８年
第３回定例会

日野市議会会議録（第24号）

９月２０日　火曜日（第３日）

出席議員（３０名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	籏野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	赤松行雄君
収入役	加藤一郎君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
職員課長	長谷川暢夫君	企画課長	田窪鎮夫君
財政課長	大崎茂男君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和５８年９月２０日（火）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時９分開議

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２２名であります。

一般質問に入ります。

１の１、4,０００万円退職金制度は、いつになったら是正するのかについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　それでは、一般質問を行います。

4,０００万円退職金は、いつになったら是正するのか。これは素朴ないま市民すべてが抱いている感情であろうと思います。さきの６月議会では、私を含めまして何人かの議員が日野市の退職金制度や給与制度についての一般質問を行い、市側の考え方をただしました。この議会の初日にも行政報告に対する質疑の中ででも取り上げられたのであります。最近は、市民の方のどんな小さな集まりに参りましても必ずといっていいほど行革と退職金の問題が話題に上るのであります。これは国と地方の行政改革が政治の大きな課題としてクローズアップされているさなか、ちょうどことしの春、統一地方選挙で武蔵野市の4,０００万円退職金の問題が最大の争点となり、全国民注視の中で、議論が闘わされたこと、また、これを機に多くの市民がところで自分の町の退職金は果たしてどうなっているのだろうか。一体幾ら支払われているのかと自分が住んでいる自治体の行政の実態について強い関心を持つようになったことなど、これらが背景をなしていると思うわけであります。そして、市民意識と言われるものも次第に変化を来しつつあります。それは、従来の単なる受益者としての意識ではなくて、納税者としての意識、つまり、公平で不正やむだのない役所や行政を求める傾向が強まってきているということであります。これに対して住民を代表するわれわれ議員、あるいは議会は、これらの住民の意識をできるだけ細かくつかんでこれを市政に正確に反映させ、そして、行政を監視するチェック機能を果たしながら同時に提言もしていく、およそ地方議会の使命ということは、今日このようなことだと確信するのであります。私は、当初今回は一般質問で退職金の問題を取り上げる予定はございませんでした。当然この９月議会に退職金条例の改正案が市長から提案されるであろうと考えていましたから、議案として出された是正のための改正案についての議論が

行われるであろうと思っていたからであります。ところが、私の自宅の方へ届けられました議案書の中には、どこを探しましてもそれがなかった。すると翌日の新聞に市長の記者会見の記事が出まして、１２月議会に提案を予定しているということがわかったわけであります。６月議会では速やかな改正を求めるとした退職金手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議が、新政会、自由民主党、新自由クラブから提出をされ、共産党や社会党は何と驚くべきことにこの決議に反対をしましたが、賛成多数で可決をされております。しかも、今議会の初日１６日の説明では、退職手当の改正計画を組合に示したのは、８月の４日とのことであります。初め９月議会に提案したいと考えたそうでありますが、８月の４日から１カ月半もの時間の余裕があったにもかかわらず、結局組合の了解が得られなかったのでしょう。間に合わなかった。この議会には提案ができなかったわけであります。先ほど申し上げた６月議会の是正を求める決議が可決されましたのが、６月の２０日でありますから、組合に改正計画を提示するまでおよそ１カ月半かかっているのであります。つまり、この３カ月間の間何ら具体的な進展を見ることができなかった。ゆえに今議会に条例の改正案は、出てこなかったということであります。この分だと果たして１２月議会に提案されるであろうか。その内容は計画案のとおりであるのだろうか。非常に不安かつ疑問を感じましたので、あえて一般質問の冒頭にこのテーマを選んだわけであります。

まず職員組合との交渉経過についてお尋ねをいたします。６月以降改正計画を提示をした８月４日を挟みましてきょうまでどのような経過をたどって、どのような交渉を行ってきたか、何回程度の交渉を持ったか。まずそれを一つお聞かせをいただきたいと思います。

次に、他市に比べて極端に突出をしていると言われる１１７カ月の最高支給率が市の改正計画では、昭和５８年度には９８.９５カ月、そして、５９年度には８９カ月に、そして、６０年度にやっと都並みの８０カ月にするとなっていますが、たとえば八王子市などは、いまいろいろ騒いでおりますが、最高支給率を９８カ月であったものを９１カ月に引き下げて、５８年度限りで勧奨退職は廃止するということをすでに決定をしております。日野の今年度は、５８年度９８.９５カ月に下げる案は、確かに１１７カ月を一度に１８カ月引き下げるわけで下げ幅はなるほど大きいのですが、それでも、市民から見ればまだまだの感じがするわけであります。高過ぎるという批判は当然出ると思いますが、最初からこの案を組合に提示をしたのか、それともも少し切り込んだ案を用意をして提示したが、組合との間で交渉のテーブルにすらつけ

なかった。たとえばそのような事態が起こって今回のわれわれに示されている改正のための計画にしたのか。それを教えていただきたい。

それから、市側としては、いま組合に示しております改正計画案で最後まで組合の理解を得るための努力をするのか。つまり私はいま上品な言い方をしたわけでありますが、組合との話し合い、これが難航した場合、いまももちろん大変スムースにいっているとは思いませんが、撤回されたりするようなことは、絶対にないのか。いわゆる市の最終案としてこれを考えてよいのかお答えを願いたいと思います。

４番目に今回の改正計画では、退職金のかさ上げに使われている特別昇級、退職時点での特別昇級、それから、調整手当、役職加算の取り扱いが全く触れられていません。これらの点については、どう考えているのか。つまり、いつ是正措置をとる考えなのか、５８年度にはこれは入っておりませんので、その時点考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、私は、今年度退職を考えておられる職員の方は非常に気持ちが落ちつかないだろうと思うわけです。１２月には本当にいま示されている改正計画どおりに決まるのか、もしかすると一もんちゃくも二もんちゃくも起きて現行のままになるのではないかといろいろ気持ちをめぐらしておられるだろうと思うわけであります。だから、本来ならば、この９月議会で、今年度勧奨の退職者には、応ずる方にはこのような内容で勧奨を受け付けますよ。こういうことを本来示すべきであります。しかし、間に合わなかった、５７年度の勧奨退職については、ことしの１月に受付を実施しておりますから、１２月議会でも同じ要領でやれば間に合うわけであります。しかし、少しでも早く決めて、私は対象者にお知らせをしてやる、その方がどれだけ親切だかわかりません。そこで、可能ならば、つまり組合とのある程度の話し合いが進んでこの案でいくということになれば、１０月、あるいは１１月にでも臨時会を開いてこの件の決着をつけてはどうかと考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。以上まず５点について答弁をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、何点かにわたりましての御質問にお答えしたいと思います。

まず、６月定例会以降８月、９月の定例会までの組合との交渉経過についての御質問につきまして、私の方では、団交という形はとりませんで、事務折衝で相当突っ込んだ話し合いもし

ているわけでございます。私の記憶ではたしか６、７回これについての事務折衝をしているはずでございます。それから、この行政報告で報告申し上げました案につきましては、６月の定例会の席で一応市長の方から発表してございます案について全然変更はございません。こういう形で今後も進めてまいりたいとこういうことで組合に対しても何とか了解していただくように私の方では、交渉を進めてまいりたいとかように考えております。

それから、先般行政報告でお示ししましたような形で今回の１２月定例会におきまして、条例案を改正していきたいかように考えているわけでございます。

それから、最後の臨時会の云々につきましては、私の方ではちょっと申し上げることはできません。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　退職金を専門でやっておるわけじゃございませんですけれども、２、３の点について補強いたしたいと思います。

組合交渉につきましては、いま総務部長の方からお話ししたとおりでございます。いろいろと従来からの組合との懸案事項等もございますので、それらも含んだ中での交渉でございます。総務部長の方でも精力的に交渉をしてきておるわけでございまして、その点だけは御理解賜りたいと思います。

それから、第２点として御指摘を受けました八王子との差でございます。これにつきましては、おっしゃるとおり１８カ月切り込みましても、もともとが１１７カ月でございますので、９８.９５カ月というふうなこの点だけ経過を見ませんと、御理解をいただけないようなまだ高めにあるわけでございます。ですけれども、３年間の案に限って提案したといいますのは、その後も毎年ほかの市では４カ月、５カ月程度の１年間の切り込みでございますけれど、日野市の場合には、１８カ月切り込みまして、その後１０カ月、その後９カ月と、続く急な坂の急坂というふうな切り込みでございますので、３カ年間の提案をしたわけでございます。そういうふうな状況でございますので、ただいま３年間の案につきましては、撤回するのかどうかというようなことでございますけれどこの問題につきましては、やはり市の基本的な要するに最大限市民の理解を得られると、あるいはその後の努力を含めて理解を得られるというふうに考えておりますので、堅持していきたいこう思っております。

それから、４番目の特別昇級につきましては、ことしから退職間際の特別昇級でございますので、それは撤廃いたします。

それから、調整手当、これにつきましては、非常に日野の場合には６５カ月というふうな普通退職の月数が、勧奨と違いまして非常によその市と比べますと低目に抑えられてございます。それとの関連もございます。調整手当につきましては、この３年間についてはそのままにしていきたいと、これまでしますと、なお一層深い切り込みになります。それから、役職加算でございますけれども、これにつきましては、係長が１年について0.５カ月、課長については１カ月、それから、部長については1.５カ月と計算した２分の１が役職加算になっておるわけでございますけれども、これについては給与制度とのたてまえ等もございまして、３年間はこのままにしたい、３年後につきましては、助役会の案というものが、７５カ月になっておりますけれども、これもまだ中間設定であるというふうな位置づけしております。そういう助役会の要するに市長会で承認されました案の大きな一つの都下の流れになるでしょうから、日野市もそれに沿いまして、最終的には国並みというものを目指して努力するというのが全体的な対応でございます。

それから、対象になるところの職員の不安ということもございます。それから、現状を９月議会に提案申し上げられなかったという面につきましては、職員全体の組合交渉云々だけがおっしゃられるわけでございますけれども、私たちの方は、職員全体の理解ということを第一に考えております。ある程度の理解のためには、時間も必要なわけでございますので、今後は努力していきたいというふうに考えておるわけでございます。組合との交渉、それから、職員の理解というものが早く進み、その努力が実りました場合には、１２月と言わずに早急な対応等も考えられるわけでございますけれども、１２月に東京都の日野市の場合には、現業職が６５歳の勧奨年齢、それから、一般事務職が６０歳の勧奨年齢ということで、それがそのまま定年制の定年年齢になるということでは、非常に退職金そのものの取り扱いに５年間の減額が生じるということは、金額的にも大分問題がございます。これにつきましては、同一の定年の年齢にするという努力をしていくということも踏まえておりますので、そのめどがつきますのは、東京都との関連で１２月でございます。それらもにらみ合わせまして、一応職員の理解、組合との交渉を煮詰めまして、遅くとも１２月にはこの案で実施していきたい。

それから、いまの１１７カ月の案に戻って５８年度、５９年度３月３１日の退職を迎えることは、あり得ない。要するに１１７カ月の案で市民の前に退職金を支払うことはあり得ない、

そういうふうに考えておるわけでございます。大体５点についてお答えしたかと思います。補足でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長からもちょっとお聞きしたかったですけれど、助役が全部お答えになったのでいいですが、助役、最初にね、退職金のことばかりやっているんじゃないというような嫌みのようなことをおっしゃるんですが、（「そんな言い方あるか、助役の仕事は何だい、はっきり言え、助役の仕事を」と呼ぶ者あり）だれだって、早く決着をつけるんであれば、最初市長が５年で国並みに持っていくという記者会見で発表をやったでしょう。それを具体的に私は６月議会に聞いたときに、とりあえず３年間のことで、単年度ごとの計画は示してもらいました。しかし、５年後での単年度計画というのは、ついにわれわれの前には出なかったわけですよ。東京都に出してあります是正計画もわれわれは要求しているけれど、見せてもらえなかった。そういうことで早く決着をつけたかったらもっとそういう一たん発表したことを具体的に取り組んでいる姿勢を見せればいいわけですよ。ですから、真剣さがないと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　答弁の前段で誤解をいただくような発言をいたしました。そういうつもりで言っておるわけでございませんので、その点だけは御理解いただきたいと思います。議会の中で、（「助役の専門の仕事なんかあるわけないんじゃないか、議会をばかにした言葉を使うもんじゃない。そうだろう」と呼ぶ者あり）ばかにしちゃおりません。そういうことではございません。それから、（「議会をばかにしたらだめなんだ」と呼ぶ者あり）６月以降相当組合とのほかに提案事項でもありまして、それらを踏まえて、先ほど総務部長が言いましたような形の中で、真剣には対応してきておりますので、６月の議会で、１３号という決議もいただきました。それから、１５号というやはり退職金、あるいは給与制度に対する決議をいただいておるわけでございますので、私たちもそういう前提の上に立って努力をしておるわけでございます。それだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ですから、私最初に申し上げましたように、今度の９月議会でできて改正案が審議されれば一般質問全然やる予定なかったんですよ。そういうことで本来

順序からいけば、大体９月に出て順当だろうなと思うものが出ない、それを出さない市側に問題もあるわけで、ちょっと不謹慎な発言だったと思いますので、気をつけていただきたいと思います。

それから、是正計画の中に、調整手当、それから、特別昇給、役職加算、このことがわれわれに配られたプリントには書いてなかったと思うんですね。いまお聞きしたら、特別昇給は、今年度はやめるというんですか、今年度限りでやめるというんですか、今年度限りでやめる、（「今年度から」と呼ぶ者あり）、今年度からやめる。調整手当と役職加算は、このまま３年間は一応残すというような答弁だったと思います。それも本来計画の中に書くべきじゃないですか。やめるものがあったり、続けるものがあったりすれば、できるだけこうわからないようにやってくるんですね。われわれに説明されている資料では。それは結構です。

次に、市の是正計画どおりこれで５８年度はやりたいんだと、やるんだ、後退することはないといういまお話ですので、今度の計画に書かれているそれぞれの勧奨退職の年齢で、今年度５８年度退職される職員の方の人数は何人ぐらいを予想されるのか。また、事務職員と現業職員、それぞれおのおのにおきまして、一番高い高額と思われる退職手当を受け取られる方は幾らぐらいの金額になるのか。それに勧奨退職者の１人当たりの平均退職金は幾らになるのか。多分このような数字は、もうすでに試算がしてあると思いますので、この場で明らかにしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　先ほど、先般退職手当の改正計画ということで、皆さんのお手元にお届けしてあるわけでございます。これにつきまして、事務職につきましては６０歳以上、こういう形でございますけれども、事務職につきましては７名でございます。６０歳以上は。それから、現業職につきましては、６３、６４、６５とこういう形でございますので、４名、現業職の方は４名いらっしゃるわけです。ですから、１１名という形になろうかと思います。それから、退職金の一番最高額につきましては、まだ現在私の方の手元にはございませんけれども、たしか現行のままでいきますと、該当者は１人だと思いますけれども、約4,500万ぐらいになるわけでございますけれども、この是正計画に基づきますと3,８００万程度に落ちていく、こういう試算をしてございます。それから、平均の退職金の額でございますけれども、現在それについては、いま精査中でございますので、もうしばらくお時間をいただきたい

と思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　もう少し細かい数字が出るのかなと思いましたが、最高の方が今度の是正計画どおりに勧奨退職を実施して3,８００万の方がいらっしゃる、ということがわかりました。対象人員はそれぞれ事務職の方が７名、現業の方が４名いらっしゃるということで、大体１人当たりの平均というのは、いま数字全然出ないんですか、それぞれ試算してあるんじゃないでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　まことに申しわけございません。いま部長から申し上げましたように、１１７カ月の現行の率で勧奨を計算しますと、4,５００万、それが第１年度９８.９５カ月というランクの第１年目の是正で4,０００万を切ろうということで3,８００万と、２年度、３年度と、３年度になりますとそれが3,０００万ということで、3,０００万の是正がまたその後続くわけでございます。それで、平均的なものでございますけれども、もう少し、まことに申しわけございません。当然ですね、ある程度の計算というのは、すぐに御報告できると思いますけれども、もうちょっと時間をいただきたいと思います。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）そんなに高く勤続が長い人間が大ぜいいるわけじゃございませんので、平均しますと、1,７００万か、2,０００万にはいかないんじゃないかと思いますけれども、もう少し時間をいただきたいと思います。それと、計算は大体準備ができているわけでございますので、まことに申しわけございません。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　大変申しわけございませんが、先ほど現業職の場合６３歳以上は４名と申し上げましたけれども、失礼いたしました、１４名でございます。それから、事務職が６０歳以上ですと、１０名でございます。計２４名とこういうことでございます。よろしくお願いします。（「事務職のラスパイレス１４０だぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　事務職員の方が９名ですね。（「１０名」と呼ぶ者あり）人数ですから正確に把握しておられるんじゃないかと思うんですが。この是正計画どおりいきましても、当分は３年間は3,０００万台の方がいらっしゃるということで、やはり一般の市民感

覚からすれば、やはり適正化を急いでほしいなという気持ちはやはり強いわけですね。ですから、その点は、是正計画せっかくいろいろ不満はありますが、この計画着実に進めていってもらいたい、こういうふうに思います。６月議会で言いましたように、一般のいわゆる東京都の中小企業者の平均退職金、また、日野市内のいわゆる大手と言われている大企業等の退職金、これらから比べましてもまだはるかに倍以上のまだ額が支払われているという市役所の現状が続くわけですから、その点やっぱり市民の一つの感情というものを無視をしないでいただきたい、このように思います。

それから、いま平均の退職金のことをちょっとお聞きして出てこなかったんですが、次にそれとちょっと関連してくるんですが、市が広報ひのに発表をしている給与、退職金の公表の件、これについてちょっとお聞きをしたいと思います。いま、われわれ市民が日野市の退職金、それから、給与の実態について知りたいとこう思ったとき、公表されている一番新しい資料というのは、この日野市の広報であるわけです。幸いいまマスコミ等で盛んにこの退職金の問題を取り上げておりまして、いろいろ各自治体の実態というものがある程度知らされておりますが、いちいちやはりわれわれ細かく見ようと思えば、この広報を見る以外にないわけです。そこで、この広報ひのが唯一の手がかりになるわけですから、６月の議会で私は、もっと具体的にわかりやすい公表のやり方を工夫すべきではないかと市長にお願いしましたところ、検討を約束をしていただきました。これはありがたいことだなと思ったんですが、その後私いろいろ調べましてわかったことなんですが、この公表されているやり方というもの、いわゆる書式これがわかりずらいということは、市ばかりの自治体にだけ責任があると責められない面もあるんだなということが実はわかったのであります。つまりこの公表の書式、これは自治省の通達でちゃんと決められているということが具体的な書式を見て初めて私わかりました。つまりお手本があるわけです。この昭和５６年１０月１３日に自治省から事務次官の通達が出ておりまして、それによってこのように公表しなさいというものを職員の方がごらんになって公表一覧表それをおつくりになっているということがわかったんです。それで、この通達といいますのは、職員給与等の公表は、各地方公共団体の職員給与の実態を住民が身近に知り得る状態にすることにより、住民の真摯な関心を期待し、さらに各地方公共団体の議会において、充実した審議が進められ、地方公務員の給与についての地域住民の一層の納得と支持が得られるようにする一助として行うものである。したがって、職員給与等の公表については、別紙この後についてい

る紙ですが、職員給与等の公表様式及びその記載要項に留意の上適切に対処されるよう通知するとこうなっているんです。いま、われわれが一番新しい公表資料を見ることができますその広報の日付は５７年の１１月１日に出されている市職員の給与公表しますという一覧表なんです。これは全く自治省の書式に従って細かく書かれております。単位からそれから表のつくり方、注意書きの書き方まで、全く同じでつくられておりますから、このとおりやったんだったらまあ見ずらいという面はあるけれども、独自に日野市で工夫をしない限りは、なかなかわかりやすい実態の公表というのはむづかしいのかなとも思ったんです。ところが、この公表された資料、つまり１１月１日、去年の１１月１日の広報に大変なごまかしがあるということがわかったのであります。この書式に従えば、退職手当の状況というのがありまして、一番下の欄に勤続３５年という項目がありまして、そこに自己都合と勧奨、それを日野市、東京都、国と並べて書くようになっているんです。ところが、この勤続３５年で、日野市が発表した表は終わっているんです。しかし、自治省でこのように発表しなさいと言った様式をそのまま踏襲しておきながら、その後の１人当たりの平均支給額、これが書かれていなければならないはずなのにこれだけがそっくり市の広報から抜けているのであります。これは意地悪い見方かもわかりませんが、故意に書かなかったということ、つまりこれは歴然としているわけであります。なぜそんなことをしたか。いろいろ理由はあるでしょう。私がこう申し上げますのは、この前に公表されております日野市の職員給与の表がやはりあるわけです。これが５７年の３月に公表されております。これにはこの自治省でこういうふうに公表しなさいという書式にのっとって退職金手当の支給割合という一番最後に１人当たりの平均支給額が自己都合と勧奨でちゃんと書いてあるんです。５５年度実績、ところが、この５７年１１月、いまわれわれが一番新しい資料として見ることができるこの公表資料には、それが書いてない。赤松助役が退職なさった年の５６年度の勧奨退職の比率、平均の１人当たりの支給額が書いてない。なぜ書かなかったのですか、理由をお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　退職手当の１人当たりの平均支給額の公表につきましては、自治省の指導によりまして、広報に掲載するようになっているわけでございます。５６年の公表のときは、日野市でも古賀議員がおっしゃるような形で掲載したわけでございます。５７年度につきましては、その後国の方の支給の額が公表されておりません。それから、都も公表されておりませんでしたので、比較するものがございませんので、日野市では５７年については除いたわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それはちょっと信じがたいんですね。５６年度の退職なさった方の平均支給額というのはちゃんと数字出ているわけですよ。市民の皆さんに公表しますというんですから、書けばいいわけです、それを。頭数で割って合計額を。東京都と国の資料もなかったということですが、それ本当ですか。５６年度、また、５７年度の勧奨退職の１人当たりの平均支給額、また、給与実態というのは一番新しいものが５７年のものですから、１１月ですから、この後は何も出てないわけです。ですから、５６年度、５７年度のつまりいま一番市民の方が関心を持っている退職金の問題でいろんな市民の方が市政というもの、行政に関心を寄せておられる。その方が一番見たい数字、これがどういうわけか、５７年１１月に公表された資料には出てないわけです。その前のは出ております。５５年度の平均支給額は、勧奨で1,９３０万円、日野市はこういうふうにちゃんと書いてある。ところが、５６年度というのは非常にはね上がっているんですね、これから数字的に、意地悪な見方をすれば、だから書かなかったのではないかという見方もできるんですが、もっと納得のできる説明をしていただけませんか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　ただいま申し上げましたように国、あるいは都の公表がございませんのですから、比較するものがございませんので、昭和５７年度につきましては、除いたわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　もう大体５７年の１１月に公表してから、１年たっているんですね、もうこの時点で、その間いろいろ自治体に対する市民の関心、先ほど、私が最初申し上げましたように、いわゆる何かを市の方でやってもらうということではなくて、むしろ納税者としての意識を持って市政を眺める、そういう機運がいままでのたとえば武蔵野の問題、こういう問題を通して寄せられるようになったわけです。であれば、仮に国や東京都の数字がなかったというのはちょっと信じがたいですが、特に、臨時行政調査会も設置されておりましたし、公務員のあり方については、一次答申、二次答申というのをやっておりましたし、そうい

う中で、国が都が数字を市によこさない、出さないというのは、ちょっと考えられないんですが、天地神明に誓ってそれが理由でございますか。ちょっとくどいようですが、もう一度、それが理由かどうか。お答えをいただきたいと思います。（「百条調査と同じだよ、書類がなくなった」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　先ほど来申し上げているような形で、事務担当の方も全部調査した結果が、こういう形でここでお答えするわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、この質問を事前にいろいろ書類を見ている中で、自分で見つけましたので、通告でお話ししておきましたから、いろいろお調べになった結果だろうと思いますから間違いないということで、それは信用させていただきます。しかし、やはり実態は公表しなくちゃいけないと思うんです。昭和５７年の勧奨退職者の平均の支給額、１人当たりの平均支給額は幾らになりますか。自治省がこういうふうに公表しなさいと言って渡したやり方を国の方から資料をよこさないというのは、ちょっと何度も言うようであれなんですが、しかし、もしそれが事実だとすればやはり市独自でも広報があるんですから、市民に知らせるべきではありませんか。５７年度、５８年度、私もこれ通告のときに申し上げてたと思うんですけれども。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　まことに申しわけございませんけれども、後ほどお調べしまして、お答えしたいと思います。（「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　本来ですと、私はやはり給与公表の欄に出てしかるべきだったと思うんですね。（「議会じゃないよ、きょう、おかしいよ」と呼ぶ者あり）私口頭でこの間、ちょっとお話ししたときに、この給与公表のことについて、平均支給額が出てないから聞きますのでということは、ちゃんとお話ししていたと思うんですが、退職金のことばかりやっておらないという方もいらっしゃいますから、私がいただいている資料は、勧奨退職の一覧表で合計額が出ていますから頭数で割るとすぐ出てくるんですよね。私申し上げてもいいんですけれども、やはり市の方のやはりそれお仕事ですから、その方の口から議会という場を通じて、

市民の方にいままで公表しなかったですから、やっていただきたいと思います。（「質問する方は、わかっていてやっている、自分でも努力して調べてあるんだ、だれだってそうなんです。それじゃなきゃ質問できっこない。発表してやってこれで間違いありませんかと問うたらどうです」と呼ぶ者あり）いま、計算をしていただいているようですから、市長この件について、どうお考えになりますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま高額退職金のことをこの春以来、自治体側として深刻に受けとめてまいっております。いまのいろいろな質問遅々として、是正をしないというふうにとられる面があるかと思っておりますが、当時、私どもが新聞社の方からも問われてある程度の基本的見解を答えたことがあります。その方針をずっと貫いて、特に日野市はこの制度が十数年前に定められ、該当者が余りなかったものですから、ちょっと対応が不十分であった。しかし、早く反省の結果を打ち出したいということで、取り組んでまいっております。特に日野市よりずっと高いのが直接行政指導をされて、そして、日野市が現在最高値の位置にあるということは、これは市民感情として、決して許されることではないと考えますので、なるべく一般的な状況に早く是正したい。こういうふうに取り組んでまいりました。したがって、国家公務員並に近づけるという助役会のガイドラインはありますが、日野市は、特に目立つ部分をまず３年間で是正をしよう、都並みにしよう、こういうことでこの急な数字の変化になるわけでございますけれど、それでもなるべくこれまでいろいろの生活設計をしておる長年勤務の職員にも理解をしてもらうという努力を時間の上で、少々かけております。いま御質問のとおり、この９月議会に提案をしたいという考え方は持っておりましたが、組合との交渉の中で、この問題をこの１２月に延ばしても、実質的には日野市の場合勧奨いたしますのが１２月でありますから、時間をかけてやっぱり理解の余裕をおくべきだろうという方をとったわけであります。しかし、こういう問題はそう交渉、合意は望ましいことではありますけれども、合意ができなければできないというふうにはあってはいけないと思っておりますので、そのときの政治判断ということは、私の責任において行おうと思っております。そういうことでございますし、いまの公表の問題につきましても何も制度に基づいて行っていることでありますから、公表をするのは当然だと思っております。（「公表してなかったんですよ」と呼ぶ者あり）問われますから、公表するのが当然だとこのように申し上げておるわけであります。別段基準に沿わない

ことをやっているわけではありません。古い十数年前の市議会で、あるいは当時の社会情勢の中で、決められた制度が今日まで存続した結果、また、社会情勢の変化によっておのずからのこの自粛をしなきゃならない、こういう情勢が生れておるという背景があることを承知しております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いま、退職金の問題で、非常に市民の人が関心を寄せておりますのは、一つの肩たたき、これでやめていかれる方の退職金、これが非常に高額になる。先ほど申し上げましたように調整手当があったり、加算があったり、いろいろこうまぶしていく、そういうことで、われわれが普通民間の企業にお勤めの方からすれば、ちょっと考えられないような高額なものが支払われている。やはり、納税者として声を上げなければという一つの大きな流れがあるわけです。つまり、それには情報をやはり提供してもらわなければわからないわけです。武蔵野で勧奨退職者５７年度の退職者の一覧をもちろん名前はふせて結構ですから出してくださいという婦人有権者同盟の武蔵野支部の人が最初に要求したときは、出さなかったんですね、武蔵野市は、それで、総務委員会の議会において議員を通して要求をしたところ、やっと渋々出した。できるだけ出さないように、知らせないようにというふうに一つの本能みたいなものかもわかりませんが、肝心なその自治省でこういうふうに発表しなさいという指導までしてある。それに従って公表しているのにそこだけどういうわけか載っていない。ほかのデーターがなくても日野市のデーターはあるんですから、それを載っけとけばいいと思うんですけれど、それを省いてあったということで、私はそういう秘密主義はよくない。そのことに対する反省も含めて市長に聞きたかったんですが、まあ何度もお聞きしている内容のことをいまお話になりましたので、だから、市民の目を広報を通じて知る以外にないですから、両手でふさぐようなことはしてもらいたくない。結果的にそうだったんですから。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、５７年度の一応退職金の額並びに平均の額こういうものをお知らせしたいと思います。

まず退職した人は、普通退職を含めまして５３名でございます。それで、総額が４億1,０２７万1,００４円でございます。そういたしますと、１人当たりの平均は７７４万円ぐらいになろうと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私が自治省のこの書式に従って発表を早くなさるべきじゃないですかということで、いまお聞きしているのは、勧奨退職は、一人当たり平均幾ら、自己都合も並べて書くようになっているんですが、いま二つ計算していただくのは大変ですから、私お願いしていたと思いましたので、聞いているわけですが、勧奨退職は一人当たり平均幾らか、自己都合は幾らかというのを５６年度、５７年度について、まだ市民の前に明らかにしておられないんですから、一緒に足して割るんじゃないんですよ。この自治省の指導は、別々にやってくださいということを書いてあるんです。５５年度まではこれに従って日野市は発表してたんです。ところが、５６年度の分について、繰り返しになりますけれど、５７年度分について、まだ市民の方の前にはオープンされてない。だから、この場でやってもらえませんかということをお願いしているわけです。一緒に足しちゃだめなんですよ。この額は結構です。５６年度、５７年度の給与実態がいまほとんど大方のものは公表されたんですが、いま一番市民の方が関心を寄せております退職金のこの額についてまだ自治省の指導に従った発表はまだしてない。いつやるかをじゃお答えください。そのときまでに計算して載っけていただければいいんですから、きょうの議会が無理ならばそのときにちゃんとやってください。いつやりますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　次の公表の機会には当然載せることになるとこのように思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　一番いま新しい資料は先ほど申し上げましたように５７年の１１月、大体１年近くたっているわけです。私は年に二度ぐらいは公表してもいいんじゃないかと思うんです。次の公表の機会というといつになるんですか。もう額は結構ですからいつ。

○議長（石坂勝雄君）　職員課長。

○職員課長（長谷川暢夫君）　給料の公表につきましては、現在自治省の方に実態調査を提出しております。よってその実態調査の結果が出ませんと、公表に至らないわけでございます。よって平年ですと１１月に大体に実態調査の状況が出る。その後の指導によって、公表するという形になろうかと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　１１月は一応めどとしていま考えられるということですが、１１月から少しずれることが考えられるわけですね。その場合でも、５６年度の一人当たりの平均の勧奨、自己都合の退職者の平均額というのは、それまではまだ市民の方は知ることができないわけですね。

○議長（石坂勝雄君）　職員課長。

○職員課長（長谷川暢夫君）　私がいま申し上げた点につきましては、５８年度の給料の実態調査、よって５７年度ということになるわけでございますので、当然５７年度の公表につきましては、先ほど来、部長が勧奨退職の給料公表の中でしなかった問題等の内容を御説明したとおりで、よってその時点で別に他意はございませんので、私の方も載せていきたいというふうに考えています。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　５６年度のまだ発表されてない勧奨退職者の一人当たりの平均退職金、いわゆる手当の金額は2,５７９万4,０００円となります。私が計算しましたら。それから５７年度につきましては、2,３６７万円になります。私が個人で計算しましたので、間違っているかもわかりませんが、この数字をいま一番市民の方が何度も繰り返しになりますけれど、退職金の問題でやはり関心を持っている。自分の町、おれの住んでいる日野市では一体携らぐらい払っているんだろうかと、いろいろ数値は出てまいりましたけれど、やはり一人当たりどれくらいかというのをちゃんと発表するように書式まで決められて、項目まで決まっているんですから、５６年度の分がまだ出てないというのはちょっと私お粗末だったんじゃないかと思うんです。そういう数字になっておりますので、できるだけ正式な機関を通じて文書、いわゆる広報等を通じて遅まきながら赤松助役が退職された年の分が公表されてないわけですから、お載せになった方がいいと思うんです。

次に移らせていただきますが、ちゃんと市民の前に立ちはだかるような結果的に、そういう故意にそんなことをやりゃ大変なことですが、情報が伝わらないということがないように気をつけていただきたいと思います。

それから、私たちは退職金手当支給条例の速やかな改正、これと同時に給与条例これについても同様の見解をとっております。６月議会で古谷太郎議員から、いわゆるこの通し号俸制の矛盾点、これが非常に具体的に指摘をされました。市長は今後の検討をあるときはにおわせている。しかし、また別のときには後退をするような発言、検討するのかしないのか、非常に持って回った言い方、急に敷衍な言い方で検討するというふうにもとれるし、そういう言葉でただ逃げているだけだというふうにもとれるわけです。基本的には市長の答弁を聞いておりますと、いわゆる自治労と同じ生活給、公務員の給与は生活給なんだ、つまり同一年齢、同一賃金の考え方、同じ年齢であればどんな仕事をしていようと同じ賃金をもらう、この生活給の考え方を常に明らかにしておりますので、そもそもこの考え方自体が、私どもは地方公務員法に違反をしている、通し号俸制は違反でございますから、なかなか給与制の給与体系の検討は私はむずかしい、いまの革新市政下ではむずかしいんではなかろうかというふうに考えております。皆さんよく御承知のように、この地方公務員法は先般の古谷議員の指摘でもおわかりのようにちゃんと地方公務員法２４条で公務員職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない、生活給なんてどこにも書いてないんですよ。そういう生活給は含まれることはあっても、しかし、基本は職務と責任に応じて職員の給与は支払わなければならない。きちんと法律に書いてあるわけですから、通し号俸制できるだけ積極的にこの退職金のいろんな矛盾、これが法のもとにもなっているわけですから、ぜひ検討をしていただきたい、このように考えます。

そこで、私は実際にこの給与体系だと管理職よりも、いわゆる部長さんや課長さんよりも多くの給与をもらっている一般職員の方この方がいらっしゃる、５７年度の年収で見ますと確かにいらっしゃるんです。やはり先般の６月議会で古谷議員の指摘のように給与の中身を見ると、部長さんや課長さんよりも高い一般職員の方がいらっしゃる。それでいいというふうに市長が考えるならば仕方がないんですが、これもまたきわめて常識的に考えて、責任と遅くまで議会をやっても残業手当がつくわけじゃなし、いろんな責任を負わされてやっておられる部長さんや課長さんがこれで喜んで進んで職員として働かれる。気持ちの上ではいろいろ複雑なものがあるでしょう。また、実際は熱心にお働きになっていると思います。しかし、その心中をもう少し深く見てみるならば、やはりこの給与体系というものは、法律に違反していると同時に人間のやる気そういったものをそぐ、ある面で性格を持つ給与制だということが言えると思うんです。非常にプライベートなことですので、余り具体的にこういう場で言わない方がいいのかもわかりませんが、４名の部長さんより多くの給与をもらっておられる一般の職員の方がいらっしゃるんです。同じく１８名いらっしゃる課長さん、要するにどの課長さんよりも給与が高

い一般職員の方がいらっしゃる。年収で８００万ちょっと、管理職手当はもちろんつきませんから、その他の手当で２６０万以上の手当がついて年収で８００万以上の方が、一般職員の方で２人いらっしゃってどの課長さんよりも高いわけですね。これ間違いございませんか。どうでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　間違いございません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　年収の公表というのも武蔵野市あたりでは、やはりもちろん名前は出ておりませんが、上位２０のものが新聞に出ているのを私見ました。ですから、本来ならば給与を公表されるときに、名前は出さないわけですから、ＡＢＣでもいいんですから、実際この通し号俸制でやると、部長さんより、またすべての課長さんより年収の多い一般職の方がいらっしゃるわけです。いま、総務部長もこのこと間違いないというふうにおっしゃいましたから、まあ職員の方々は皆さんもうとっくの昔に御承知だったんでしょうけれども、私どもは知りませんでした。初めて資料を見せていただいてわかったわけです。ああやっぱり日野市もそうなのかと、通し号俸制という給与制度は非常に問題があるなと思いました。職務と責任に応じたものになってない。だから、こういう結果が出てくる。逆転現象といいますか、普通ならば順番というのはおのずから決まってくると思うんですが、それが逆転してしまう現象がこういうふうに出てくる。ちょっとわれわれがこういう資料を見ただけでもすぐにああというふうに見ればわかるんですね。かなり上位の方にいらっしゃる。何とかした方がいいと市長お考えになりませんか。いかがでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　通し号俸制の給与体系ということについては、一つの人間性と申しましょうか。人を信頼するというよりどころがあるように思っております。しかしながら、その結果が、信頼に果たしてこたえているかどうかということの評価において、また考えなければならないものがあるということも言われております。したがいまして、今日少なくも大都市の自治能力のある、歴史のある都市が過半数の市でその制度を採用しているということであります。矛盾を克服するのは、本来はその給与を受けている人たち自身でなければならない。このように思います。したがって、そういう意味での組合に対する指導と申しましょうか、

そういうことを私は努めて行っておるつもりであります。しかし、市民の目になじむことができないほど矛盾があるということであれば、やはり考えなければならない課題である、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は矛盾があると申し上げているんですけれど、市長は矛盾があればという仮定なんですけれど、矛盾がないと自分は思うとおっしゃればそれまでなんです。矛盾があると思うんですか、ないと思われるんですか。どちらなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　矛盾をなくすることが正しいとこのように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ないものはなくせませんから、じゃ、あるというふうに内心は思っておられる。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そればかりじゃなく、本来そういう体系を受けている側が、みずからその職務と責任において、これを完全に果たすということで矛盾をなくすることも可能でなければ人間の進歩はない、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長は、いわゆる日野市の市役所の中では、任命権者として、市長がまずこれをやる気にならなければできないんですよ、最高の責任者、ちゃんと地方自治法にも書いてあります。他力本願でこれだけ一つの定着したものをやっぱりあるときには、がまんをしてもらわなくちゃいけないかもわからない、痛みを分かち合うような気持ちも必要でしょう。自分もつらいでしょう。それをやるにはやはり率先して自分がやる気持ちがなければできませんよ。人に何か期待をするような、やってもらうようなそういう考え方というのは、ちょっと理解できないんですけれど、（「職員組合の実態を見ればわかるんじゃないか、何んだあのざまは」と呼ぶ者あり）２６市のうちで、何市がやっているとよくもう再三この議場でも助役なり、市長も答弁されるんですが２６市全部やっておりますということじゃないんです。やってないところもあるということなんですよね、何市やっておりますということは。給与制度を見直すということは、やはりまずこれ本来であれば、退職金の前に私はやるべきだと思う

んです。しかし、一つのいろんな流れというものもありますから、退職金の方をいま努力をしていると、みんなが努力をしているということですから、それはわかるんです。しかし、これを放置したままですべて今回のいわゆるいまの問題になっている給与体系、これが全面的に解決したということにはならないわけですから、給与体系にいろいろ相手のあることですから大変でしょうが、やはり市長が踏み込んでこれに取り組んでいくという一つの決意を示して、われわれにそれをやっぱり協力を求めていく、初めてそこで人に協力を求める、協力を仰ぐ、こういうことがあってしかるべきだと思うんです。だれか言い出したらやるというような気持ちなんですか。組合の方から言ってきてくれるのを待っているということなんですか。どういうことなんです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでもうすでに何回か見解はお答えいたしております。私の人間性の価値観ということに照らしまして、それが信頼にこたえるのがあたりまえだとこのように思っていますが、そのようにまた信頼という形で市民にも評価されないということであるならば、これはやはり矛盾があるというふうに考えますから、矛盾は直すということで考えておるということをこれまでお答えをいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私はまじめな答弁だとは思わないんですが、非常に私は単純なことを聞いているわけです。この先ほど言いました年収の表をもし市民の方が公表されてごらんになったときに日野市というのはすばらしい自治体だと、そういうふうに思う方が多いか、やはり一つの給与体系というものをどこか手直ししなくちゃいけないんじゃないかというふうにお感じになる方が多いのか。大体結果は歴然としていると思うんですね。ですから、そういう状況を踏まえてきわめて先ほどから何度も申し上げるように市民の一つの平均的な常識的な感覚からすれば、結論というのはすぐに出てきていいと私は思います。給与体系をぜひ具体的にこういう年収を見ただけでも非常な不自然さ逆転現象があるわけですから、私たちもこれからさらにいろいろ研究もし、また勉強をする中で、取り組んでいきたいと思っておりますので、また、議会ごとに聞いていきたいと思いますが、市長のその他力本願的な自分は手を汚さないというような考え方は一番よくないと思うんですね。やはりこういうときはみんないい子になりたい、恨まれたくない。わかりますよ。しかし、その地位にいるのは、森田市長自身がやる

以外にないんですよ。あなた御自身お一人なんですから、その決心を持っていただきたい、そういうふうに私の考え方をいま申し上げておきます。ほかにちょっとお聞きしておきたいことがありますので、ちょっと互助会のことをお聞きしたかったんですが、時間がありませんので、これはちょっと飛ばして、この退職金の問題ちょっと締めたいと思うんですが、いま、今日まで革新、この革新という自治体これを名のってきた官公労組、それから政党これは高度成長期に勝ち取った既得権、これを何が何でも放すまいとしてしがみつき、ついに住民の税金を勝手に食べてしまう守旧派これに成り下がっているのではないかと思います。全体の奉仕者でなければならない公務員が現状では、逆に住民に奉仕をさせている、こう言っている人もいるわけです。昨年の参議員選挙の最中に４,０００万円退職金は高いと思わんと言った社会党の最後の切り札と言われた飛鳥田前委員長は、文字どおり満身創痍となってやめていきました。また、武蔵野市では、長年にわたって革新市政をその中核となって支えてきた婦人有権者同盟武蔵野支部、また、商店主たちが組織をしております商店の方々の集まりですが、固定資産税研究会、このメンバーの中心をなす方も従来社会党の支持者であります。しかし、これらの人たちが４,０００万円退職金の口火を切ったのです。もともと革新であるこれらのメンバーの人たちはこう言っております。革新だから何でもよいという幻想を捨てて、市民としての立場に立ち、納税者としての感覚で行動した、このように言っております。そして、２０年間続いた武蔵野市の革新市政は崩壊をしたわけであります。市民常識からかけ離れたあべこべの給与体系や高額の退職金が問題なのは、それによって行政への信頼が失われると同時にそれが原因で福祉や下水道、道路などのハードな面での事業による行政サービスが低下することであります。今日の市民の市政への最も大きな要望の一つが自治体の行政改革であることを強く申し上げてこの件に関する一般質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１の１、４,０００万円退職金制度は、いつになったら是正するのかに関する質問を終わります。

１の２、有給夏休み（やみ夏休み）の再検討をについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○１８番（古賀俊昭君）　いま、通告の題名が読まれました。私は別に嫌みでやみ夏休みと言っているんじゃないんです。新聞にこう書いてあるから、あえてわかりやすく私も使わせていただきました、括弧に入れておきました。民間ではとうてい考えられない世にも不思議

なといいますか、地方自治体の有給夏休みについていまから質問するわけですが、一般に知られているのは、有給年次休暇で、公務員の場合は、年間２０日、消化できなかったときは、２０日分は翌年に繰り越せるというもので、皆さんもよくわれわれも知っているのはこのいわゆる年次休暇のことなんですが、国家公務員も民間のサラリーマンもこの２０日の中から夏休みをいろいろ工夫してとっているわけです。これがこと地方公務員となると話が別になってくるわけであります。大体どこの自治体でもこの条例を根拠として、夏休み、要するに有給の夏休みを有給年次休暇とは別にとっているわけでありますが、日野市の場合もお聞きしましたら、日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、これが根拠になっております。その中の２条の中の２に厚生に関する計画の実施に参加する場合、こうなっているんです。これが、夏休みが有給でとれる理由であるそうであります。職員課の方にお願いをして、各市の状況というものを調べていただきました。なるほど２６市、これはまさに２６市すべてございます。一番多いのが日野市と同じ１０日間、これは東久留米や狛江、福生や町田、小平、三鷹こういうところがございます。一番少ないところが秋川市でことしは６日、去年も６日だったようです。５６年は７日であったものを去年から秋川の場合６日にして、去年とおととし６日でこれが２６市の中では、一番短いようであります。東京都の場合は、ことしは去年６日だったものをいろいろ大変な労使交渉だったようですが5.5、要するに半日は休みとしてとるということでコンマのついた夏期休暇の妥結を見ております。日野の状況をここでちょっと教えていただきたいんですけれど、どの程度消化をされているのか。つまり１人平均何日この夏休み１０日のうちとったか。これよく新聞等にもいま盛んに出ておりますから、数字はわかるんじゃないかと思いますので、教えていただきたいと思います。

昭和３８年ごろからこの休暇というのは行われてきているようで、最初は３日だったんです。それがだんだん着ぶくれをして５日になり、６日になり、８日になり、９日になり、そして１０日になった、昭和５４年から２けたの大台に乗って今日に至っております。いま、１人平均何日消化したかというのはおわかりになりますか。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　５７年度の夏期休暇の消化率でございますけれども、各部によって多少ニュアンス違いますけれども、平均的には9.5日という日数でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　大体皆さんフルにとっていらっしゃるということで9.5日平均すると消化されているということでございます。市長にこの件でお尋ねをしたいんですが、地方公務員の夏休み、これ納税者からやはり見ますと、意地悪な言い方かもわかりませんが、税金のむだ使いと映るんじゃないかと思うんです。新聞によりましては、投書等をいろいろ見ますと、先ほど私が表題にも括弧に書いておきましたようにやみ休暇、やみ夏休みこういうふうに批判を投げられているようであります。この有給夏休みのあり方を妥当だと考えておられるかどうか、あるいは来年に向けて少し減少させるといいますか、少しだけでも減らしてみようという方向で今度は交渉してみたいとお考えになっているのか、その辺のひとつお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この職員の年休の上に夏休暇があるということは、私もどちらかというと働きバチの方でありますので、いかがなものかなとこのように考えておりました。また、一方にたとえば銀行がことしから週休二日制のはしりをやるというふうな、つまり、これまでのこの経済体系の中のまた労働問題ということについてどちらかというと、海外からも日本は働き過ぎると、それで自分だけ高度成長をやってバランスを崩すという批判もあるようであります。そういう意味に該当するかなというふうには考えましたけれど、必ずしもそれに本来は直接には該当してないように思いますので、やはり非常にこのなんですね、休みを与え過ぎているというふうに感じております。仕事本位に行政事務をつくりますには、何か私もこのことを会議をしようとする際に人が集まらないということもありますので、事前にもう少し把握のできるような、また、若干日数もだんだん短縮する方向で、このことには検討を加えていく必要がある。このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　これはかなりわかりやすかった。新聞を見ますと、町田の大下市長さんも日野市長と同じような立場の方ですが、やはり削減をしていきたいということを議会でお答えになったようであります。いま、市長からも検討といいますか、来年に向けての取り組みを指摘されましたので、ひとつそれぜひやっていただきたい。こういうふうに思います。この問題は、われわれはよく知らなかったんですが、杉並で７日間有給の夏休みを実施しているために住民の方が監査請求を出したということで私知りました。この内容は、要するに

夏期の休暇は年次の有給休暇を活用してとるべきだ。自治省の事務次官通達にも違反をしている。違反の休暇に休養するのは公金の不正支出に当たるとして、監査委員の要するに勧告を求めた新聞記事が出ましたので、日野市はどうだろうかなと思って聞きましたら、やはり何と杉並より多い１０日間でございましたので、これをじゃちょっと聞いてみようと思ってこれを取り上げました。杉並の場合は、監査結果は、条例に基づいて行われているから、違反ではないという結論だったために不発に終わりましたが、正直に言って一般の人から見れば、やはり釈然としない、こういうのはゆがめない事実だと思います。ですから、方向とすれば、いま市長おっしゃいましたように民間や国家公務員と同じ年次休暇の中から取るようにするのが筋だと思います。当面できる限りいま、減少させていきたいという考えを市長述べられたので、来年の交渉の結果に期待しながら、この一般質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１の２、有給夏休み（やみ夏休み）の再検討に関する質問を終わります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　あとの質問は、時間が４０分までですので、ちょっと時間を取りますから、次の機会に譲らせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３７分休憩

午後　１　時　２　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

２の１、スポーツ施設の充実についての通告質問者、飯山　茂君の質問を許します。

〔１５番議員登壇〕

○１５番（飯山　茂君）　議長のお許しを得ましたので、スポーツ施設の充実についてと、何点か質問させていただきます。

先般、日野桑園の跡地を見てまいりました。鉄線で囲まれた広大な用地が、これからできる仮称仲田小学校運動施設の建設を早く実施してくださいと言うばかりに見受けられました。いま、計画中の桑園跡地のスポーツ施設は、図面や説明によってサッカー、ラグビーの陸上競技

場が中心であり、また、公園になっております。残念ながら野球場はありません。もちろん陸上競技場も必要です。しかし、いま、日野市のスポーツをする人々が一番望んでいる運動施設は野球場だと思います。昭和５７年度の日野市体育協会に加盟をしている団体は、１８団体で体協のもとに連盟があり、その連盟に各チームが加盟して、その数は膨大な数の市民がいろいろなスポーツを楽しんでおります。特に近年は、少年野球チーム、そして、ソフトボールのチームの増加が目立ち、そして、各チームが一番困っている問題は、グラウンドが少ないということでございます。日野市の公共スポーツ施設は、計画中の日野桑園跡地を含めて体育館、プール、野球場など８カ所の施設があり、そのうち野球場は５面しかありません。このグラウンド不足を補うため、市では中学校８校、小学校１１校の校庭を開放していただいております。市民に利用してもらっていますが、学校教育の中で、開放しているため、いろいろと制約がございます。結果的にスポーツ人口から見る施設は不足していると思います。

そこで、次のことをお伺い申し上げます。

運動施設の今後の計画について、特に谷地川河川敷の利用計画でございます。これは、私がここで言うまでもなく、先輩議員の板垣議員、あるいは秦議員がこの壇場でも要望していたことと思います。

第２点目に、計画中の日野桑園跡地の運動施設の中に野球場をつくっていただきたい。

第３に、体協の加盟をしている連盟の登録団体数、市民大会及びこれに準ずる参加数、特に軟式野球チーム、ソフトボールチームの少年野球チームの数をお知らせいただきたいと思います。とりあえず以上３点につきまして、御答弁をお伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君の質問についての答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　ただいまの飯山議員さんからの御質問の件でございますけれども、桑園跡地の状況について、ここで御説明申し上げておきたいと思います。

まず桑園跡地の地区公園でございますけれども、これの買収については、本年度中に買収を完了したいというふうな予定になっております。これは先ほど飯山議員さんからもお話がございましたけれども、陸上競技施設とサッカー、ラグビーを兼ねた競技施設でございます。野球場を特に不足をしているというお話でございますけれども、特に隣接に現在留保地があるわけでございます。この留保地につきましては、これはかつて開かれております国有財産中央審議会において、日野市の望ましい都市像が決まるまでは留保をしておくというふうなことが決ま

ってございます。この留保がいつまでかということでございますけれども、少なくとも仲田小なり、それから地区公園、それから、２・２・１０、２・２・１１の都市計画街路が完了をするまでというふうなことと私ども受け取っております。したがって、それまでの時期にこのやはり留保地についての利用計画は、日野市として早急に詰めていかなけりゃいけないんじゃないかというふうに考えております。その中で、現状では、またそういうことで大蔵省当局との話し合いには具体的には入っておらないわけでございますけれども、そういう周囲の状況の環境の整備と相まって大蔵省の方との詰めと申しますか、今後交渉をやっていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。いまのところ、私どもとしては、留保地の中には、総合体育館を構想として持ちたいというふうな計画でございます。

それから、２点目の御質問でございますけれども、谷地川、特に東光寺河川敷でございますけれども、この件につきましては、従前から議会からも御指摘をいただいているところでございます。この件につきましては、八王子市との行政境がかなり複雑に入り組んでいるということから、行政境の確定をまず第１条件にする必要があるというふうに思っております。したがいまして、私どもも八王子に出向きまして、何回か協議をいたしております。現地にも八王子当局から来ていただいて立ち会い、協議もいたしております。そういった中で、付近の民地の間の境界査定が過去何回かやはり不成立になっているというふうなこともあるようでございます。したがって、現状では、この行政境の確定がきわめて困難な状況にあるというふうなことでございまして、今後これをどのように解決をしていったらよろしいのか詰めていく必要があろうかと思います。一方東光寺河川敷の利用につきましては、いずれにしてもその八王子市との行政境の解決とともに築堤の整備を急がなければならないということでございまして、このことにつきましては、多摩川と谷地川の築堤の早期完成方ということで、都市計画課の方からそれぞれの東京都、建設省へ要望するようにということで、現在準備中であります。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　御質問の第３点目の現在体育協会に加盟している連盟の登録団体数等につきましての御質問に対してのお答えでございます。

体育協会に加盟しております団体数でございますけれども、今年度新しくソフトボール連盟が加盟いたしましたので、現在体育協会に加盟している連盟の数でございますけれども、１９

連盟でございます。以下の数字は最近のデーターによります算出した数字でございますけれども、２番目といたしまして、市民大会及びこれに準ずる参加者数等でございますけれども、現在1万1,０４６名でございます。それから、第３点目の軟式野球チームの数でございますけれども、これは軟式野球連盟に現在加盟しておりますチームでございますけれども、現在１１０チームが加盟しております。加盟者数につきましては、1,８７０名でございます。なお、このほかに連盟に加入してないチームが若干あると思います。それから、４番目のソフトボールチームでございますけれども、現在７５チーム、約1,５００人がこの連盟に加盟しております。それから、少年野球チームでございますけれども、現在８５チームでございます。参加者数につきましては、1,４２５名でございます。合計チーム数に直しますと２８０チーム、加入総人員につきましては、１万5,９４１名でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　先ほど企画課長のお答えいたしました谷地川につきまして、ちょっと補足をいたします。

谷地川の改修工事につきましては、上流部分の旧河川これの締め切りは５８年度で一応実施するということになっております。日野用水と下堰の関連の水路の切り回しにつきましては、５９年度で東京都が実施をする予定になっております。谷地川と多摩川の合流点付近この築堤につきましては、現在のところまだ未定であるということでございます。この未定である理由といたしましては、多摩川の建設省が実施をいたします多摩川の築堤に合わせて整備をしていきたいという考え方でございまして、多摩川の築堤につきましては、京浜工事事務所の方で現在進めておりまして、５８年度では、６３メーターの築堤を計画をしております。５９年度以降につきましては、まだ具体的な計画が定まっておらないというふうに聞いておるわけでございます。そこで、私どもといたしましては、都の建設局長並びに京浜工事事務所長あてにこの工事築堤等を急がれるように要望書をすでに出しております。この点については、両関係局と十分協議も進めてできるだけ早く築堤が完成するように進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　いま、企画課長の話、あるいは都市整備部長の話の中で、まず都市整備部長にお伺いをしますが、これは企画も一緒ですが、この谷地川の河川敷につきま

しては、私がいまここで言うまでもなく、もう長年の懸案なんです。それがちっとも進んでないので、私はあえてこのスポーツ施設に伴ってお話を伺っているんですが、いま、伺うところによりますと、要望書を出している、いつごろ出したのか、まずそれを再質問してお聞きしたい。あの谷地川につきましては、私は八王子との境、八王子はもうどんどんあの改修が終わってあとは野球場なり、スポーツ施設をつくってほしいと言わんばかりに待っているんですが、いままでの議会の答弁をお聞きいたしましても、もうあすにもできるような実は答弁を聞いていたわけです。全くいままで聞いている中にそのことが進んでいないということで、私はあえて板垣議員、秦議員のいままでの一般質問の中で、これを取り上げたんです。もうまごまごすれば、でき上がっているんじゃないかというふうに思うんです。その点でいつごろ要望を出したのか、その返事がいつごろ来るのか。これを再質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　ただいまの２点につきまして、お答え申し上げます。

谷地川につきましては、かねがね東京都、あるいは建設省の方と詰めてまいってきておるところでございます。まず最初にこの築堤を完成しないことには、現在の谷地川の河川敷については利用ができないということで、築堤を早くということでお願いをしておったわけでございます。具体的には今度、このたび要望書を提出したわけでございますけれども、この要望書を提出する以前から今月の初めからでございますが、さらにまた両関係局と話を詰めてまいりまして、最終的に要望書を提出するということで両者の同意を得まして、文書化いたしまして、昨日要望書を差し出してございます。これに対する返事でございますけれども、まだ文書回答か、また口頭かという点でございますけれども、この点については恐らく口頭でということになろうかと思います。したがいまして、私どもある一定の期間を経過しました後、私どもさらに両関係局とこの点についての返事を聞きたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　部長ですね。私が一般質問を出したから、要望書を昨日出したとこうせざるを得ないんですがね。私はあえて余りそのひな壇の方をとやかく言いたくないんですが、一般質問を９日に議案書をいただいて、１０日出したんですよ。それで、昨日というのは、これは言ってみますと、いまも名前も上げましたけれども、板垣議員や秦議員さんが

前々やっているんですよ。私が出したからといってきのう出すのはとんでもないんですよ。だから、この行政の中でおくれたおくれたと言って市長がいじめられるんですよ。そうでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

一般質問があるから出したんだということではございませんで、この点につきましては、従来から東京都、あるいは建設局の方といろいろ協議をしてきているわけでございます。そういう中で、まだ来年度以降の工事について明確でない点があるわけでございまして、そういう点についていままで話し合いをしてきております。これは先生からの一般質問がある以前からの問題でございまして、たまたまこの時期に文書を出すということが、たまたま合致したわけでございまして、一般質問のためにそういった文書を出すという作為的なことで出したわけではございません。その点御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　私は最後に総括で市長の姿勢をお聞きしますから、この辺で結構でございます。

それから、企画課長、桑園跡地の中に少し用地があるから、野球場も考えたいというようなことですけれども、この辺ももう少し企画財政部としてやはり私は真剣に取り組んでいただきたいと思うんですよ。

それから、教育次長ですか、先ほどの答弁の中にありましたけれども、約１万1,０００人の市民の方がいろいろなスポーツを楽しんでおるようでございます。特に野球人口が全体の４３％だということですが、野球場の５面では足りないことは明らかです。この辺をひとつどのようなとらえ方をしているのか。もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　野球場は、現在いわゆる市の公共施設としては、御指摘がございましたとおり５面でございます。特に近年軟式野球、あるいはソフトボール等が盛んに行われてまいりまして、非常に野球場の施設としては、不足しておる、住民の要望に必ずしもこたえてないというのが現状でございます。そういった意味におきまして、私どもといたしましては、できるだけ今後理事者の方とも相談いたしまして、野球場等の確保につきまして努力をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（石坂勝雄君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　それでは、いまの答弁の中でもございましたように、日野桑園跡地は、６２年に開設するということですが、限りある土地でございますから私は、陸上競技場にこだわらず他の施設もできるよう有効に使えるよう考えてください。

それから、谷地川の河川敷は、まだまだ先のようです。私はあえてここで言うのは、ぜひとも重い腰を国なり、都なり、あるいは八王子なりぜひとも足を運んでいただいてよりよい日野の担当の力を出して、そして、やはり相手のあることですから、それはなかなかできないでしょうけれども、それに負けずにひとつやっていただきたい。そして、少年野球の健全育成には、またスポーツが最適だと思いますから、私はあえてここで質問しているわけです。施設が不足しているのは何もありませんが、そこで、現実の問題として、現在の施設をより有効に使うために次のことを考えてもらいたい。

1.現在一中と七生中にナイター設備がありますが、多くの人がこれまた利用しております。このナイター施設を他の中学校にも小学校にもつけるよう年次計画をひとつ図っていただきたい。これは私はこの前のときにも実は、もう日野市にはそう用地がないことがわかっているわけです。学校のナイター設備を十分に完備して、いまここで言うまでもなく年次計画でひとつつくっていただきたいということは、私は申し上げておるつもりです。そういうことで順次ナイター施設をつくっていただきたい。

２点目といたしましては、最近ゲートボールが高齢者のスポーツとして盛んになっております。ゲートボールは、野球場と違って広い場所は要りません。そこで、現在のゲートボール専用コートは、南平、大和田、そして宮と３面あることは私も存じております。ここで要望いたしますが、多摩平、日野地域にもそして日野市全般にわたって私はつくっていただきたいと思います。また、審判員、指導者などを育成する研修会を開催する計画はありませんか。以上２点についてお伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　第１点目のいわゆるナイター施設の建設につきましてのいわゆる年度計画でございますけれども、指摘がございましたとおり、現在日野市内のいわゆる中学校のナイター施設につきましては、昭和４６年度に一中のナイター施設を開設しております。そして、昭和５６年度に七生中学校のナイター施設を開設しているわけでございます。現

在２校のみでございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、また、御質問者からもお話もありましたとおり、特に近年軟式野球、あるいはソフトボール、あるいはまたゲートボールそういったスポーツが盛んに行われております。したがいまして、これに伴ってのナイター施設の利用も非常にふえております。現状におきましては、必ずしもその利用者の期待にこたえているとは残念ながら申しかねるわけでございます。ナイター施設をつくるに当たりましては、特にナイター施設をつくります周辺の住民からのいわゆる照明の問題であるとか、あるいはまた騒音の問題だとかいろいろ住民に対しましての説得がなかなかむずかしい問題がございます。しかし、先ほど質問者からも御指摘がありましたとおり、なかなか公共施設をあらたに求めて、そして、そういうところへ野球場をつくることは、なかなか財政的にもあるいは土地の問題にいたしましても困難でございます。そういった意味におきまして、できるだけ既設の小中学校のしかも住民の一番利用しやすい近い場所にそういった施設をつくることが望ましいと考えております。そういう意味におきまして、教育委員会といたしましては、今後既設校はもちろんでございますけれども、新設校を含めて校庭等の利用面積も考えながら、逐次予算も伴いますので、市長部局とも相談いたしまして、ナイター施設の年次計画を立てまして可能な限り施設をつくっていくような方向で検討を進めていきたいというふうに考えています。当面の問題といたしまして、先ほど触れましたとおり、現在のいわゆるナイター施設につきましては、２カ所でございます。２カ所と申しますと、北が一中、南が七生中ということで南北にできております。東西にできておりません。特に多摩平、あるいは旭が丘地区の西部には、野球人口が非常にふえておりますので、当面は一応多摩平地区、旭が丘地区にできるだけ早い機会にナイター施設が開設できるような方法で検討を進めてまいりたい、かように考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　ゲートボールのコートについての御質問にお答えいたします。

御質問のように日野市におきましては、専用のゲートボールは現在３面ございます。それで、このコートは、現在ゲートボールだけではなく、子供や近隣の方々の遊び場としても利用されておりますのが実態でございます。日野、多摩平地域、または全域に専用コートをさらに増設せよということでございますけれども、現在、大変用地確保が困難になっておりますために、

単独にコートを設置するということは、なかなかむずかしい状況でございます。そこで、ゲートボールの練習として使っていただく場所といたしましては、地域広場として設定されている多目的な広場を今後十分に活用していただくという方向で考えていきたい。既設の広場をまた利用するように考えていきたいという具合に考えております。また、第２点のゲートボールの審判員制度でございますけれども、１級、２級、３級とございますけれども、すでに２級で４名、３級で１００名強の方が資格を有しております。これはいままで実施された３回の研修と試験によるものでございますけれども、さらに、このような試みを進めていきたいという具合に考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　いま、福祉部長から３面でさらに考えていきたいというけれども、私はいまの状況の中で、中央公園のその中央公園ですね、その中央公園のところに北、西にその芝生のこんもりした山がありますけれど、私は以前、前川助役のときにやっぱりこの壇のところで、あそこは日野市の防災拠点として市役所の本部がここにありますから、消防署が隣にある。そこでいまのところにヘリコプターのおりる発着所をつくってくれということを質問したんです。ところがいつの間にかそのときには十分考えますということでやったところが、やはり築山になったわけですね。あの山を私はまず取っていただいて市長が市民の皆さんから置いてください、置いてくださいと言っているんですから、やはり、ああいう山を平らにして、そして有効に、いま、現状ではあそこに何かロープを張ってあって、あの築山に入っちゃいけませんとこういうようになってますがね、あれを平らにすれば、あるいは市の職員、互助会なり何なりで、ああいう施設が使えると思うんですよ。あれでは全くむだだと、平たんにしておけばそこにもゲートボールの１面ができるんじゃないかと思うんですよ。この壇の上で私は防災拠点を考えているか、ヘリ発着所のことも考えてと言ったら、やりますと言ったのがいつの間にか山になっちゃった。そこで、そういうところもひとつお考えいただきたい。これは、また総括で市長の方から答弁いただきますが、部長にそうやりますと言ってできっこないことですから、それは後で市長の方から総括して聞きますから、この程度でひとつ。

それから、教育次長につきましては、ナイター設備は確かに近隣の問題があります。それから、予算の問題もあります。しかしながら、予算、予算と言ってたんでは何もできないんですね。したがって、いま２校あるけれども、私は一遍につくってくれとは言ってないんですよね。

年次計画でいいんですよ。大体3,０００万か4,０００万でできるんでしょうから、今回の決算書を見ても私は余りそう言いたくないんですけれども、三菱銀行に６０億も積んであるんですよね。ですから、それを少しずつ崩していただければできるんじゃないかと思うんですよ。そういうこともひとつ市長にもお願いをして、年に１基ずつでもいいですから施設をひとつつくっていただきたい。こういうことをぜひお願いいたしまして、このゲートボールの専用コートも含めてひとつ考えてください。それで、ちなみにちょっと申し上げますが、都下では、東村山では１０カ所１３面のコートがつくられております。先進市を視察し、指導員、審判員制度をともに高齢者のために実施するようにいろいろと考えているようですね、そういうことも含めてひとつお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが８月の８日から全国高校野球が始まり、熱戦の末、私がいま申し上げるまでもなく、大阪のＰＬ学園が優勝したことは周知のとおりだと思います。ところで、現在日野市内に二つの都立高校がありますが、もしこの市内の高校が甲子園に行くようなことがあったら、市では補正予算を組んで援助する考えがありますか。

いま１点は、先般神戸市で、屋根つき球場の計画が発表されました。昨年も西武ライオンズが優勝して早速堤社長は、これは営業でございますけれども、屋根つきをつくってもいいということを申されました。それで、きょう私がこれからこの円形の屋根つき球場を思い立ったのではございません。これは何年も前からの私の懸案です。そこで、先般の神戸市で計画をされたやつをちょっと御紹介いたしますと、直径１８４メートル、円形は屋根つきまでの高さが70メートル、収容人員が約３万名です。また、これが多目的にも利用できる球場のようでございます。総工費約１５０億円の大計画ですが、現在アメリカにアストロドームのグラウンドがあり、日本でも昨年、私が先ほど申し上げましたように西武球場が計画をされました。ここにも実は、私いろいろと資料を集めてみました。けさも屋根つきの球場へ大きな１歩ということで建設工業新聞にも出ております。これは、市長、ひとつごらんになってください。そして、昭和６０年以降になりますが、神戸市に実施すれば、日本で一番目の屋根つき球場ができるわけです。そこで、日野市でも夢のような屋根つき球場のことを一度でもお考えいただいたことがございますでしょうか。これは、ぜひとも私は日野市というところは、私はお金もあることだし、そして森田市長がいまおやりになると言えば、これはもうすばらしい日本全国にとどろくと思います。そういうことをひとつ踏まえながら、この御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、お答えいたします。

まず第１点目の現在日野市内に都立高校が二つございますけれども、この二つの高校が甲子園の全国大会に出場した場合に補助、その他する意向があるかどうかという御質問に対するお答えでございます。

ごく最近の例でございますけれども、東京都下の高等学校で甲子園に出場いたしました高等学校といたしましては、町田市から桜美林高校、そして、国立市から国立高校、そして、ことしの夏は、たしか小平市から創価高校が出場しているというふうに伺っております。これらの各市の状況を見てみますと、３市とも地元の方で１００万円程度のいわゆる補助金、旅費等の支給をしておるということを伺っております。これは恐らく補助金を出したという趣旨につきましては、出場する選手、あるいは応援団、あるいは後援会こういった人たちの宿泊費、あるいは旅費等が大分かさむという趣旨から私は交付しているというふうに推測するわけでございます。したがって、日野市から仮に甲子園の大会等に出場した場合におきましては、特にそういった選手の負担の軽減を図る。もう一つは、やはりスポーツの振興ということにつながってまいりますし、広く言うなれば、いわゆる郷土日野市の名誉のためにもかかってくる問題というふうに私は思います。そういった意味におきまして、援助の手を差し伸べることは必要でなかろうかと思います。したがって、これにつきましては、当然お金も出ることでございますので、理事者の方とも十二分に相談をし、また、議会の方にもお諮りをして対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、第２点目のいわゆるドームづきの野球場についての建設についてのいわゆる考え方はあるかどうかということでございますけれども、先ほどもちょっと私答弁で申し上げましたとおり、現在日野市内の野球場につきましては、公共の野球場といたしましては、わずか５施設でございます。そういった意味で今後野球場の施設の計画は必要であろうかと思いますけれども、いわゆるドームづきといいますと、御質問者からもお話もありましたとおり、非常に膨大な費用もかかりますし、またそれに必要な面積も相当かかると思います。そういった意味におきまして、理想の追求は大変結構だと思いますけれども、その現実ということになりますと、一応まあ十二分に検討しなきゃならない問題だと思います。したがって、教育委員会といたしましては、いわゆるドームづきの野球場をつくるというふうな考え方は持ったことはございません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　いまのお答えですが、教育委員会ではもちろんできないんですよ。できるわけないんだ、あんた。それで、企画がそういうことを考えたことがあるのか、１回でも。企画課長たとえば見に行ったとか、考えたとか、アイデァはあるでしょう。市長じゃないよ、あなた、これは。企画だよものを考えるのは企画よ、それを市長に提言するんだよ。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　御指摘の屋根つきのドームということでございますけれど、私どもで、折々海外の特にアメリカの状況もときどき目に入ってきますし、それから、けさのＮＨＫのテレビでも確かに小規模のものでございますけれどもやっているということで、実験段階のものでございますけれどもやっているというふうなことは、私もテレビで見ておりました。これも一つの夢と申しますか。現実の問題としては、かなり実用の部類に入ってきているというふうなことでございますので、今後そういった野球場の施設等を建設する際に、経費そのものも割合安くできるというふうなことも聞いております。したがって、今後のそういう検討の中で、考えに入れていくということがまたいいんではないかというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　いま、企画課長、あるいは教育次長からの答弁がございましたけれども、ぜひこの日野の２校の都立高校が優勝でもして、甲子園へ行くようになったら、予算も組んでほしい。私は、あえてここで言っているのは、日野市が、森田市長が「緑と清流」このことをもし日野の２校の高校のどちらかが甲子園へ行くようになれば、「緑と清流」の市から甲子園へ来た、このことが私は最も大切で喜びである。これを私は訴えたくてあえてこう言っているわけです。いま、企画課長が言いましたけれども、けさのＮＨＫの７時の恐らくニュースで私も見ました。エアドーム柱がなく大きな空間が利用できて非常にいい球場だと、これを私がきょう一般質問するためにＮＨＫが特別に放送してくれたんですよ。これはきのうきょう考えたことではございませんから。まず屋根つき球場を大きな夢だと言っている、私も夢だと思っているけれど、いま、ここで思っているけれども、１０年あるいは１５年たつと、ああ、あいつが言ったことが正しかったと、こう私は世の中がなると思います。夢を持ち希望を持ち前向きに私は進んでいただきたい。

最後になりますが、いままでの質問について総括として、市長からお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民生活にスポーツをという大変夢のある話題を入れながら、それぞれスポーツ施設についての適確な御指摘をいただきました。市民生活に文化性が欲しい、あるいはスポーツの場が欲しい。これは今日のもう子供からお年寄りに至るまで、まさにそういう時代であります。したがって、行政の対応といたしましては、いわゆる施設をつくるということと、それらの市民の生活的な要望に積極的にこたえる、これが一番大切な基本姿勢の一つだとこのように考えております。そのためにはあらゆる創意工夫をして、そして、場所も設けたいわけでありますし、持っていますところの御指摘のとおりの中学校には、毎年一つずつぐらいのナイター施設を広げていく、そのために必要な折衝ごとは、早くから処理をして御理解をいただく、こういうことが当然だと思っております。

それから、今日の土地事情ですから、なかなかこのいい広い場所が確保できないうらみがありますけれど、先ほど言いましたように創意工夫知恵を出して、河川敷を利用する、ないしはすべての広場をそういう意味で活用できるようにする。このことは必要なことだと考えております。

ゲートボールは３カ所しかコートがない、正式なコートはないのかもしれませんが、至るところの広場でゲートボールの日常的な練習といいましょうか、企画に沿わない程度のゲームはやっていただいておるわけであります。日野台の広場でもその姿をよくお見受けしております。そういう意味で、一定の企画のあるものをある程度そろえることはもちろんでありますが、少少企画からはずれても先ほど言いましたようなこの陸上競技の場の中をソフトボールやサッカーができるようにする。いろいろ工夫の仕方があるわけでありますから、余りかた苦しく考えないで、多目的になるべくやっていただく、そういう考え方で取り組みたい。こう考えます。

谷地川もかねがね大変期待をし当てにしておるんですが、取り組めば取り組むほど何だからちがすぐに明かないような行政事情があります。しかしながら、先ほどいろいろと問われておりますとおり、この機関同士の折衝も大切でありますけれど、それには公式の形を中に挟みながらやらないと、なかなかどうもうまくいかないようであります。この八王子市との行政境の問題、あるいは官民境の問題、堤防で仕切りますと、古い土地所有者といいましょうか。耕作者の権利がまた復活してくる。いろいろ処理すべき問題がありまして、本当に少々担当者に対

しては、厳しいことを言いながら手をやいております。しかしながら、大変当てにできる場所の一つでありますから、でき得ればむしろ早く堤防で仕切ってもらって、何はともあれ貸与してもらう、こういうことに具体的な進め方をいたしたい。こう考えております。

中央公園の芝生広場は、これは御指摘のとおり、ヘリの発着ができる構造に、構造といいましょうか、スペースになっております。樹木が余り茂ると邪魔だとも言われておりますけれど、ヘリの発着には非常の場合利用できる、こういう考え方でございます。ただあの場所を直ちにコートにということになりますと、私、せっかくの芝生広場でもありますから、コートはもっと積極的にいろいろな場所を借りたり、あるいは手持ちの公共広場を積極的に利用するという形で、数をふやすという努力をしなければならない。このように第一段階考えておるところでございます。

日野市内にある高校が、夏の甲子園に出場するとか、ということになりましたならば、これは日野市の名誉ということももちろんであります。子供たちの一つの希望に夢を与えるということにもなりますので、そういう際がありましたならば、直ちに臨時議会でも開いて援助できるような考え方を持ちたい、こうかねがね考えております。そうあってほしいと思っております。

それから、屋根つきの広場というのは、最新発想であり得ることだと考えておりますが、さて、日野にそれを受け入れるという際に、どこが場所がとれるだろうかと頭をめぐらしたりするわけです。これから日野市には、将来モノレールが入ってくるとか、いろいろ夢も多いわけであります。いまの頭で将来を律することもできないと思っております。あそこの平山台小学校の隣には、持ち主はあるわけでありますけれど、りっぱな球団でも使えるような球場もあるわけであります。また、これから頭を新たにいたしまして、そういうことの夢を実現にということで、取り組んでいく楽しいことだとこのように感じます。落ちているところがあるかもしれませんが、日野市の市内のあらゆる活用できる場を創意工夫によって、そして、必ずしも余りかた苦しいことにこだわらず、スポーツの時代、また、市民生活とスポーツのために供用できるそういう総合的なものの考え方を持ちたい。このように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　これで終わりたいですけれど、市長に最後の１点だけ一つ要

望なり、いま、私が質問をいたしました中央公園の築山のところはヘリがおりられるというとどこへおりるんでしょうかということをちょっと聞きたいんですが、いまの場所ではおりられないんじゃないかと思うんですがね、そのことがどうも私は気になるんですが。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災行政という観点からこのヘリの発着が可能であるとか、あるいはそういうかなり大がかりのことも当然考えておかなければならないと思っております。それで、設計そのものでは、ヘリを十分着陸させる面積はとってあるわけであります。樹木が余り枝を広げるとその着陸がしにくいということはあるそうであります。それで、消防署に問い合わせてみておるわけでありますが、その際に、むしろ路上に着陸することが、適当である、このような判断もいただいております。非常の場合には非常の手段で何でもできることをやらなければなりません。したがいまして、御指摘のことは可能である。また、可能ならしめるということで対処いたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　わかりました。日野百年の計でひとつ市長も夢と希望と、それから知恵を出してということでございますので、どうか屋根つきの球場をひとつ夢と思わずにこれから日野百年の計を考えながら、行政をやっていただきたいと思いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって２の１、スポーツ施設の充実に関する質問を終わります。

３の１、財政の合理的運営についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（馬場繁夫君）　先ほど大変夢のある話でありましたけれど、少し夢が現実になり過ぎるようですが、答弁の方ひとつよろしくお願いします。

通告に従いまして財政の合理的運営についてを質問させていただきます。

行政の能率的、効果的運営は健全なる財政計画のもとにその目的を遂行しなければなりません。国及び都の指導のもとに市行政の健全化、近代化を推進するために漸次その方策が打ち出されて整備されているようであります。しかしながら、現状から財政運営は今後なお一層の困難性を増大しつつあるのが現実であります。健全な行財政運営を行うには、まず大きな努力が

要求されます。したがって、財政の状況をあらゆる角度から分析し、検討し、その構造上や経営の欠陥を発見し、これを是正し、合理化を進める必要があると言われております。さらに、歳入の大幅な自然増収が期待できない状態にあるため、これからの財政は一段と厳しさを増すと見込まれるようであります。このような厳しい財政環境下におきましても高齢化社会の移行、地域社会の構造的変化など社会経済の著しい変貌に伴い高度化し、多様化する住民の要望を踏まえつつ、行政の直接の担い手として、その特性を生かしながら地域社会の形成を進めるとともに生活関連施設の整備等、市民生活に直結する施策の推進を図ることが強く求められているようであります。市民の要望にこたえ、適切にその機能を果たしていくためには、毎年度の収支の均衡を図るとともに地方債借入金の償還に対応し得る健全な財政構造を確立することが必要であると言われております。

昭和５４年１２月企画財政部発行の日野市住民意識調査によりますと、市民の居住開始時期は、昭和４１年以降の居住者が何と６７％を示しております。また、市民への定住意識としましては、ずっと住んでいたい５２％、当分は住み続けたい３２％あわせますと８４％の市民の方が永住を希望されております。

また、力を入れるべき施策といたしましては、第一番に下水道の整備３８.９％を挙げております。そこで、下水道事業を軸といたしまして、財政の合理的運営につきまして、その大枠部分のみを今回質問させていただきます。

下水道事業は市を挙げての重要な施策であります。市政の能力を試させる機会でもあります。都市環境及び自然環境破壊に対処し、都市環境と生活環境の改善を図る必要性があると言われております。さらには公共用水域の水質を保全する根本的な下水道対策を確立し推進していく必要性があると言われます。そこで、昭和５１年度に下水道調査会を発足し、調査会では、下水道事業の分析検討を行い、日野市下水道事業のあり方と方向についての日野市下水道事業の基本方針案を制定されております。昭和５４年３月には、日野市公共下水道基本計画事業費を発行されております。これらの資料によりますと、本計画では多摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画との整合を図り、目標年次を昭和７０年とする。行政区域2,７１１ヘクタールのうち、下水道の対象区とならない多摩川及び浅川の河川敷を除く区域2,３６２ヘクタールとする。下水道設置計画の基礎となる計画人口は、昭和７０年において２１万1,０００人とされております。多摩川、浅川等の河川水質保全の役割りに優れる分流式を採用し、分流式では、雨水排

水に既存の水路を利用することができますし、経済的にも有利でありますとされております。流域関連公共下水の汚水排水の事業費といたしましては、４９５億円、ほかにも工事に伴うガス管、水道管、電気ケーブル、電話線等の移設、補償費等の費用も相当かさむと言われておりますが、以上相違ございませんか。まずお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいま御指摘の点については全くそのとおりでございます。電気あるいはガスの移設等につきましては、この概要書には、計算として入っておらないわけでございますけれども、建設費の管渠の建設費でございます、平均いたしまして、約３０％の移転補償という経費がかかってくるかと思います。そういった点につきましても今後事業の実施計画の中で、具体的な問題等について積算を行い明らかにしていきたいというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　次にこのような大事業を行うに当たりまして、当然５年、１０年先の歳入歳出等の予測の上で行われると思いますが、どのような予測の数値になっていますか、お示しください。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

現在の基本計画でございますが、これに基づきましては、昭和７０年度までに公共下水を完備するという計画で現在これに基づきまして、三つの流域下水道及びそれに関連いたします関連公共下水道につきまして計画を持ち、まず南多摩、そしてことしから一部浅川処理場の関係の万願寺区域につきましての公共下水道の埋設を開始いたしたいというふうに考えておるわけでございます。この管渠を公共下水道として、管渠を埋設する場合、当然国あるいは都からの補助金、あるいは起債で賄っていくわけでございますが、汚水管の場合に、現在の計画では、４６万4,８００メーターの汚水管を公共下水道として埋設する予定を立てております。これにかかります経費は、２７９億、それと雨水管につきましては、１４万4,０００メーター、２１４億ほどの経費が必要になってまいります。合計いたしますと、公共下水道管渠の建設費用は、４９４億の経費が必要になってまいります。このほかに負担金、これは流域下水道の処理場並びに幹線管渠を埋設するための関連市の負担金でございますが、そのうちの日野市が負担する分につきましては、三つの処理場につきまして、５１億7,０００万円の費用が負担金として必要になってまいります。このほかに先ほど申し上げました埋設物等の移設、それらの補償経費として、約１４億程度の経費が必要となってこようかと思います。したがいまして、御指摘のとおり、公共下水道を進めるに当たりましては、非常に大きな財源が必要になってくる。これらの財源は、国庫補助金、あるいは都費を仰ぎつつ将来に向かっては、受益者負担制度といったものも検討をしていかなければならない。いま現在この点については検討中でございますけれども、そういった経費を充当しているということになろうかと思います。以上でございます。（「この金額いつを基準にしているの」と呼ぶ者あり）

ただいま申し上げました経費につきましては、５４年度に計画をしたものの内訳でございます。したがいまして、今後実際に事業が行われる段階では、さらにこの事業費というものが材料費、あるいは労賃等が上がってきておりますので、さらにこれを見直していかなければならない、考えておるわけでございます。財源につきましては、関連公共下水道の財源といたしましては、補助対象事業と市が単独で行います２５０ミリ程度の枝管につきましては、これは単独事業費として扱うものでございます。補助事業で５４年度当時の計算でまいりますと、補助金が１７８億全体の３６％を予定しております。このほかあと地方債で１０１％、（「１０１％ということはないでしょう」と呼ぶ者あり）その他の一般財源として１７億、これらの経費が、地方債は１０１億でございます、パーセントは２０,４％でございます。失礼しましたパーセントを落としました。事業費としては、補助対象事業としては、全体の中の６０％の２９６億でございます。単独事業費といたしましては、総事業費で１９８億、４０％でございます。このうち都支出金が１０億、2%、そのほかが地方債で１７８億の３６％、それとあと市の負担分として１０億でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　歳入と歳出のいわゆる予測、財政的な。企画関係かな、財政課長かな、そっちの方の全体的な問題になるんですか、いま１回指摘してやった方がいいかもしれないな。馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　それでは、財政の方に質問いたします。

歳入と歳出の予測は、この大事業に伴いまして、どのように予測を行われているか、数値がわかれば数値によってお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（大崎茂男君）　お答えいたします。

下水道の事業費にかかります財源内訳につきましては、ただいま都市整備部長の方から国庫補助金、都補助金、あるいは地方債等説明があったわけでございます。その説明は、一応汚水管の工事全体で４９４億というような事業に対しての内訳でございます。これの事業に対して財政計画の中に占める位置づけでございますけれども、経済変動の予測はつきかねますが、これからの経済情勢を一応推測し、財政規模を考えていく中では、予算規模は１けた台の伸び、ときによってはマイナスあるいは同額というようなゼロというなこともあるかと思いますが、４９４億のこの事業を財政計画の中に当てはめてみますと、地方債と一般財源ということは、市の持ち出しと見てよろしいわけでございまして、３００億が必要であるということでございます。したがいまして、これを２０年でやっていくとしても、毎年１５億、それから起債というものは、２０年、２５年の期間お借りして返していくという中では、大体借りた金額の倍以上になるというような数値がございます。つまり３００億ぐらいの起債を起こしますと、返し終わるときに利子を含めて７００億ぐらいになるわけでございます。したがいまして、この下水道計画の年次目標が昭和７０年ということで、あと１２年というような中のフレームで考えますと、財政の持ち出しは毎年３０億近くを持ち出すというようなことになろうかと思います。そういう中で、現在の財政の状況の中では、なかなか厳しいものがあるわけでございますが、やらなければならない事業でございますので、計画が毎年若干変わってくる中で、それに整合させて財政的な裏づけを図っていきたいというふうに考えておりますが、ほかの都市基盤事業の区画整理事業だとか、あるいは教育の施設整備等もございますが、この重要な下水道に財源充当に努力していきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　昭和５０年１１月に、日野市行政調査研究会が発足されました。第一回報告といたしまして、昭和５２年３月に日野市行政調査研究会報告書が発行されました。地方自治体が、さまざまな事業計画を立てるに当たって、まず考慮しなければならないのは財政である。計画は財政的裏づけがなければ実施できないことが多い。そこで、計画を立てる際

には、計画の実施のプログラムはある程度具体的な財政見通しに基づいて選択し、決定しなければならなくなる。

そこで、計画を立てるには、まず財政の現状を正確に把握し、分析した上で、将来の予測を行い、この予測と計画に伴う経費とを比較、考慮することになる。この比較の結果から具体的計画の内容が定められることになるというふうに言われております。

そこで、財政的裏づけのある予測計画が少なくとも５年、10年、場合によれば２０年の予測を行わなければならないと思うんですけれど、その点について、なぜいままでそのような財政計画がしっかりできていなかったのか、それについて質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（大崎茂男君）　お答え申し上げます。

財政の数値というもので、先ほども若干触れましたけれども、社会経済の状況等を把握して、推測をする。ただ財政としての数値を推測することは、５年、１０年先机上計算的になりますが、できるわけでございますが、それぞれの自治体、また日野市の行政需要、事業の目標がございます。その目標があって、企画があって、事業があってそれに裏づけをするのが財政と考えておるわけでございます。ただ、財政だけの数字が突っ走ってしまうということですと、そのフレームができてしまいまして、この枠きりないというようなことにもなります。そういうような中で、一応事業計画と相まって財政計画を立てたいというふうに思っております。そういう中では、特に長期の財政計画はできておりませんけれども、一番身近な３カ年実施計画をつくっております。これは事業計画と相まって財政的な裏づけをしておるわけですが、３カ年計画は、３カ年後に見直すのではなく、毎年ローリングしていきまして、その都度３カ年、３カ年というふうにつくってまいります。そういう中では、３カ年の財政計画がございます。しかし、下水道計画も昭和７０年を目標としていますが、それの年度割りといいますか、そういうものがまだ十分煮詰まっておりませんので、総枠として掌握している。通常平年度でいけば、先ほど申しましたように３０億なら３０億かかるだろうというようなことでございまして、事業の計画が明確になれば、それに対する財政的な配慮をいたしたいというふうに思っております。したがいまして、５年あるいは１０カ年の財政計画をつくるには、やはり、５年、１０カ年の事業計画と並行してやっていきたい。できるだけそういうような計画は当然持つべきだというふうに考えておりますので、つくるように努力したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　今後歳入の大幅な自然増収が期待できない情勢であり、法人税については、社会経済の著しい変貌、また、昭和６０年に富士ファナックが山梨県に移転するという報道もあり、一段と厳しさを増すと見込まれるようであります。投資的経費の増加、特に高齢化社会への移行、環境保全、道路整備、住宅環境整備多様化する住民要望等多難の要素が十分考えられます。また、日野市は昭和４５年まで財政的に恵まれ不交付団体でありました。昭和４６、４７年と交付団体となり、近い将来は交付団体となり得る条件がふえているような状況であると予測されていますが、本当に公共下水道事業を完成されるか、大変懸念を持たざるを得ません。本当にやる気があるんでしょうか。市民への高負担になるのか、市民が納得いくのでしょうか。それについてまずお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　やる気があるから取り組んでおるわけであります。日野市の能力をもってすればやれるというふうに確信をいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　特に最近大処理場、流域下水道システムに対する反対の論拠が世間に少しずつ広まり、浸透しつつあると聞き及んでおりますが、特に汚泥処分を困難にする工場排水受け入れの問題、投資効率が低く不経済な下水道等、また、世論の変化と流域下水道敬遠の動きもあるようであります。しかも、受益者負担の問題もクローズアップされつつあるようですが、受益者負担につきまして、日野市住民意識調査によれば、工事を計画どおりに進めるためにはやむを得ない１６.９％、やむを得ないが金額が心配だ４３.２％、６０.１％の市民が受益者負担はやむを得ないと考えているようであります。おかしいと考えている方は２６.５％もおります。行政調査研究報告書に指摘されているように財政政策委員会を設置し、財政白書を作成することであります。財政白書は住民に公開するとともに下水道建設などで市民の税外負担の問題が生じる場合には、これには慎重な検討と適正な基準が必要であろうかと思われます。たとえば手数料、使用料などがその内容に応じて必要な負担を求めるべきである。また、下水道の受益者負担金などがある場合には、その根拠を明らかにして、いやしくも根拠のない負担金を課すことがないようにしなければならないと同時に受益するものが大きいものには、それに十分見合った負担額を課すべきであると思われます。行政においても事務事業の見直しなど行政の効率化と財政の健全化をさらに進め、市民に理解と協力をお願いすべきと考えられます。また、財政政策委員会を設置し、財政白書を作成する考えはあるか御質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大企業を控えて将来の財政事情はそれに耐えられるかどうかということ、そういう意味でのいろいろ御心配をいただいておるお言葉には、私どもも全く思いを同じくいたしております。そして、たとえば受益者負担ということが、今後の公共下水道の布設に伴って生ずるわけであります。私といたしましては、いわゆる都市計画税を相当額いままでも負担をしてもらっている一面もございますし、それから、この日野市のいまのたとえば多摩平の公共下水道では住民負担が、区画整理の負担という形で行われている面はありますけれど、特に個々に下水道事業として賦課徴収をしたということはないわけであります。

それから、大型団地ですでに自分のおうちでは、水洗化されていますために下水道事業の期待とか恩恵とかいうことが理解しにくい人も当然あると思っております。したがって、公平という原則がもちろんたてまえにならなければなりませんし、日野市の場合、かなりその理解が困難ではなかろうかということが、かねがね考えております。したがいまして、なるべく受益者負担を最小限度に、お願いする場合も最小限度にとどめたい。そして、都市計画税のこの目的に立てることはもちろんでありますし、それから、ある時期には私は一般財源にも大きくかかわって、たとえば相当な年間この下水道事業に最重点をおいたそういう財政配分で取り組んでいかなければならない。こういうふうに予測をいたしております。いずれにいたしましても、市民生活の環境を守るために、また文化性を保つためにいろんな意味で下水道事業は、最高最大の日野市の町づくりの課題になる期間が相当長期につながると思っております。そういうことでございまして、数字を挙げてなかなか計画は立てにくいわけでありますが、考え方といたしましては、そのように取り組むべき課題である。また、そのような取り組み内容によって市民の方々の理解をいただくべきである。このように考えております。近ごろ、その汚水に対する何といいましょうか、この被害者意識でありますとか、あるいは学説の中でも処理場というふうな大規模なものを設けなくても何といいましょうか、この土壌とか、それから水資源とか、自然の循環ということを物理的科学的に装置に取り入れながら、小規模な処理をそれでこと足りるという説もあるわけでありますが、私はやはり下水道処理場もこれも国内施設でありますし、それから、たとえばセメント、鉄、その他いろいろ資材これらも国内の何といいましょう、

内需ということで調達をできる。そういう意味で公共事業として、この国内の景気浮揚というようなことにも、住宅対策とあわせて十分役立つことだとこのように思いますので、ぜひいままで計画を進めております方向で、浅川処理場、流域下水道方式、公共下水は雨水、汚水の分流方式、そして、また最終処理場は、三次処理方式こういう基本的な事業として、進むべきである、このように考えております。答え尽していないかもしれませんが、（「財政白書」と呼ぶ者あり）財政白書につきましては、十分財政事情を市民に常に理解していただく意味で必要だと思いますので、３年に１回とか、５年に１回そういうふうな取り組みで行うべきものである、このように考えております。かつて白書というものをつくったことがございますが、大分年月もたっておりますので、十分検討してみたい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　高齢化社会への移行、多様化する住民の要請、地域社会の構造的変化等により、発想の転換せざるを得ぬ社会状況に突入されたと考えられるようでございます。そこで、できれば早急に委員会を設置して財政分析を行い、財政分析を通じて日野市の財政状況と問題点を明確にして、財政の合理的運営を図り、下水道建設などで市民の税外負担を軽減されるよう強く要望いたします。なお、これをもちまして、財政の合理的運営についての質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　３の２、水環境浄化対策についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○７番（馬場繁夫君）　水環境浄化対策について質問させていただきます。

地球上では水は、海水、陸水、水蒸気などの形で存在しておりますが、御承知のように、その大部分は海水で９７％を占めております。陸水が全体に占める割合は2.5％にしか過ぎないのであります。また、われわれが利用価値の高い河川水、湖水は、全陸水に占める割合はわずか0.３７％に過ぎないのであります。河川水は、水道水、工業用水、農業用水など人間生活にとって欠くことのできない水資源として、有効に利用されているばかりでなく、水産、観光、リクリェーションの場となる多様かつ重要な機能を含んでおります。

市内を浅川が貫流し、北から西にかけての境界には多摩川が流れ、工業、商業、農業地帯から成る北部と、住宅、農業地帯より成る南部と大きく２地域に分けることができ、中部沖積平野には農業水路が網目のようにつくられて、取り入れ口だけでも浅川９カ所、多摩川２カ所、

計１１カ所、総延長２０キロメートルにも及んでいると言われております。都市化が始まる以前の日野では、北部の台地は桑畑または雑草地、南部は農地であり、中部沖積平野のみ水田として集約的に利用されていたに過ぎません。この地域には、網目のように張りめぐらせた農業用水路は水田の用水であると同時に家庭用の雑用水も兼ね同時に排水路でもありました。段丘の下に点在する泉は飲料水として用いられ、また、南部では掘り抜き井戸もありました。ごく最近まで日野市の宅地化の拡大を支えていたのは、山林と畑でありました。昭和３８年から昭和５１年ごろまでの間に畑は５１０ヘクタールから２８７ヘクタール約４０％減、山林は３９５ヘクタールから１９２ヘクタールと半分以下に激減していますが、たんぼは昭和４６年までほとんど変化がなくその後もごく最近まで目立って減っていなかったのが現状であります。しかし、現在ではこの水田を埋め立てて宅地化が急速に進行を始めてます。残った水田も下水の流入その他による富栄養化で農作を放棄しているところが目立ってきております。このままで進行するならば、数年のうちに大半の水田が姿を消すことになってしまうでしょう。都市化が進むにつれ、用水が下水化されている現状であります。下水道が一部しか完備されていないのが一番の原因であります。昭和７０年を目標年次とした公共下水道計画の完成を望み、暫定対策としての下水化している用水を清流に戻すことであります。下水化している原因は大きく３点に考えられます。1.家庭用雑排水、２点目として、し尿浄化槽、３点目として工場排水等であります。今回は、家庭用雑排水特に家庭用排水にしぼって質問させていただきます。

今回日野市衛生処理場三次処理施設、また浄化汚泥処理施設が完成されましたのは高く評価できるものでございます。なお、５２年１２月に清流条例が制定され、清流フィルター等の実施が行われましたが、その後の状況はどういうふうになっていますか。また、家庭用雑排水の現状はどうでしょうか。さらに、清流条例により、用水、河川がどの程度浄化されましたか、今後の対策はどう考えておりますか。以上の点につきましてお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から特に用排水路の雑排水処理問題につきましてのお尋ねに対しましてお答え申し上げたいと思います。

御質問の中にもございましたように公共用水域の流水の浄化を図るということで、５０年の１２月には、いわゆる清流条例を制定いたしまして、翌年の４月１日に施行令と同時に施行いたしまして、清流フィルターの配布を各家庭にいたしました。そして、各家庭から出る雑排水

を少しでも用水路に排水する段階で防ごうということで浄化の協力を呼びかけたわけでございます。その後の清流フィルターの配布等につきましては、御存じのように都市化が進行いたしまして、新しい家屋ができると同時にいわゆる家庭の浄化装置がほとんどつけられるというふうな段階で放流の同意申請もございますので、そういう段階で清流フィルターの実費配布をいたしまして、さらに協力を呼びかけているのが現状でございます。それから、さらには５５年の５月には市の清流監視指導員の設置を制度化いたしまして、市内を流れます用水路の関係の区域を３８に区切りまして、自治会、あるいは用水組合の関係者の方を御委嘱申し上げて、そして、それぞれの地域の中で、流水の浄化を図るための御協力活動をお願いいたしておりまして、用水路の汚水、あるいはごみ等の発生源、あるいは発生原因、状況等の調査報告をしていただいております。それから、さらには浄化意識の普及ということで、やはりこれも一つの社会教育面での浄化の普及を図ろうというふうな意味を含めまして、毎年１０月の１日から１週間水路清流週間というのを制定しておりまして、これを契機にいたしまして、市内の小中学校から清流に関するポスターを募集しております。それを審査いたしまして優秀作品を印刷いたしまして、浄化の関係のＰＲを各用水の要所に優秀作品を印刷したものを掲示いたしまして、浄化の関係につきましても、呼びかけておるわけでございます。さらには、きのうも補正予算でお願いをいたしましたように、各用水路の水系別に水質検査を水路清流課の立場でしていこう。いままでは、私どもの方の所管の範囲内では、水路に対する水質検査等はしておりませんで、すべて生活環境部の方で水質検査等の調査をお願いし、また実施をしていたわけでございますけれども、水路につきましては、特にそういう点でさらに強化を図っていこうということで補正予算をお願いいたしまして、今後水質検査を実施いたしまして、その水質検査の結果をもとにいたしまして、浄化の基本計画をつくっていきたい。そして、用水路の浄化を図るための実験的な浄化装置を何カ所か適当な場所に設置をしていくような予算化も今後議会の方にお願いをしていきたいというふうに考えております。また、特に多摩川、浅川の水流関係につきましても年々その水量が減少している、特にまた多摩川等につきましては、飲料水の確保というふうな意味から、一昨年できました汚濁の取水堰からほとんど取水されてしまって、それから下流には流れが非常に悪いというふうな現象もございますけれども、年間を通しまして通水をしていきたいということで、各用水組合にも御協力をお願いいたしまして、市内にございます２１カ所の樋門の関係の年間通水の作業の御委託も申し上げておるわけでございます。また、

合成洗剤の追放、あるいは家庭生活からの食品の廃油の回収運動、これらも具体的な活動として、やはり浄化の大切な役目を果たすというふうに考えておりますので、今後とも市民運動の展開等にも期待をしていきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　９月１０付の新聞によりますと、厚生省が来年度から新たに生活排水対策に取り組み、地方自治体が建設する処理施設に補助金を出す方針を決めました。10年後までに対象人口を１００万人まで広げる計画であるとのことであります。処理方式は、各家庭に沈でん槽をつくり、汚水中の汚物を分離する沈でん槽方式、各家庭からの排水を１カ所に集め微生物で分解処理する共同処理方式などがあります。こうした処理施設の建設をしたい市町村に整備費の３分の１を補助し、残りを都道府県と市町村で折半する制度を新設するとありました。この制度をどう受けとめ対応されるか、もし対策を考えているのであれば、お答え願います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

ただいま、お話のございましたように私の手元にも本年９月１０日付の毎日新聞の生活排水の処理施設自治体に補助金というふうな厚生省の方針という見出しで記事が載っておりまして、それを見せていただきましたけれども、確かに環境と河川の浄化が進むという中で、この制度的な問題につきましては、今後やはり大きな施策として取り入れていきたいというふうには考えております。特に東京湾あるいは瀬戸内海、伊勢湾周辺の地帯、２０都道府県の全体用水路では、生活排水による汚染度は４６％というふうに言われておりますので、この制度的な問題につきましての背景につきましてもすでに長野県、あるいは千葉県等で一部単独事業として実施されている成果があるようでございます。これらの実施成果をもとにした中での制度的な問題だろうというふうに理解しておりますけれども、私どもの市の方でもこういう補助金を導入いたしまして、協同処理施設ができるような形のものができれば、なお、さらに検討し、研究をしていきたいというふうに考えております。ただ現状の中では、大変残念でございますけれども家庭用雑排水の法的規制は何もございませんけれども、用水路をきれいにしていく、そして下水道が完備するまでの間でもできるだけひとつ住みよい浄化環境をつくっていきたいというふうな意味合いからの努力はしていくつもりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　先ほど答弁がありました浄化基本計画というものを前やりましたけれども、これはどういう制度なのか、ちょっとまず最初にお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　浄化装置の基本計画というのは、一つは、水路がたくさんございますので、物理的に浄化装置をつけるだけの余地があるかどうかというような問題も含めまして、可能な限り今後年次的に取り組んでいきたい。たとえば今後の公共施設整備計画の中で、こういう施設の設置につきましては、具体的な計画を煮詰めまして、そして、取り組んでいきたいというものでございまして、浄化装置そのものが、たとえば建設省が本年の関係につきまして大々的な規模で、約工費６億円、７年間の研究成果をもとにした浄化装置をつくったわけでございますけれども、これらの関係などの研究も行われておりますので、これらをもとにしたいわゆる可能な範囲内での小規模でも効果のあるようなそしてまた、効果を生み出すようなそういう施設を考えていくようなための基本計画ということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　家庭用の排水対策としましては、第一段階として家庭用の流しに女性のストッキングを流しの排水口におきまして、そうしますと水と一緒に流れた家庭用のごみがそこに全部詰まってほとんど細かい家庭用のごみまでが取り除くことができるのでございます。こういうのを今後取り入れていただきたいと思います。特に家庭の台所で処理できますので、常にその分を詰まってきますとすぐ取りかえられますので、何とかこういう制度を導入していただきたいと思います。また、ミニ開発とか、開発事業、マンションとか、共同住宅等が施工される場合におきまして、その最終弁のところに、この設置装置等を取りつけまして、用水等に家庭用のごみ等が流れ込まないような装置を義務づけるなり、指導する方向で至急に対策を考えていただきたいと思います。また、特に家庭用排水につきましては、モデル地域等をつくりまして、市の皆さんに協力してもらい、そして、その状況を広報等により広く市民の皆さんに宣伝をして、市民の皆さんの理解をさらに得まして、 少しでも早く清流が取り戻せるような施策を具体的に進めていただきたいと思います。それらの制度の導入についてどうお考えになるのか質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　具体的な形でいろいろ御提案をいただいたわけでございます。私どももまずその原因になる家庭の雑排水の源から何とか具体的なものとして実施していくというふうなことで、お説全く同感でございます。今後十分そういうふうな点を考えまして、具体的な対策に取り組んでいくように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　早急に対策をひとつよろしくお願いいたします。環境庁がまとめた地下水汚染実態調査では、正常なはずの地下水までが化学物質に汚され、日本列島の環境汚染が全身症状に及んでいることをさらに浮き彫りにいたしました。空や川、海等の汚染は視覚公害とも言われ、だれでも身近な環境破壊に気づくことができます。しかし、今回初めて地下水の汚染調査は地下の水質資源を相手にするとともに「いま手を打たなければ取り返しのつかないことになる」と被害の未然防止を打ち出したのです。調査した３分の１に近い井戸から、自然界にはない存在しない発ガン性物質が見つかっております。これらの物質は金属の洗浄、溶剤、ドライクリーニングの洗浄用に一般に広く使われていますが、もともと揮発性が高く、川などに流れ込むと蒸発してしまうと言われていますが、一たん地下に浸透してしまうと、蒸発もせず自然分解もせず永久的に取り除くことができないということであります。このまま放置しておきますと、多くの市民の生命や健康が冒されることにもなりかねません。かけがえのない地下水を守るため、強力な施策を講じることが強く望まれます。日野市消防署によって、災害時飲料水確保の目的で調査確認されている湧水は、市内で１６カ所あると聞いておりますが、調査されたことがありますか。もしあれば現状を教えていただきたいと思います。また、地下汚染の被害が市内にあるでしょうか。もし、これも調査されているようであれば、教えていただきたいと思います。また、これに対しまして何か対策を講じているのであれば、それについても教えてください。以上質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　ただいま揮発性の大変高い汚染物質が地下水の中に入っているという御質問でございますが、最近都下版の新聞にもそういう記事が２、３載っておりました。その物質は、トリクロルエチレンという物質でございまして、川の水なんかに混入した場合には、すぐに蒸発をいたしますが、何十メートル、何百メートルの地下に地下水として混合した場合には、それが永久に消えない、そういう恐ろしい物質でございますが、東京

都の水道局の見解によりますと、その前にWHO、世界保健機構がこのトリクロルエチレンの暫定的な規制の数値を出しておりまして、その数値が0.０３ＰＰＭでございます。この数値以下ならば、まず心配はないだろう。このように言っているわけでございまして、東京都の水道局におきましても、この数値が一つのよりどころでございます。この数値を超えますと、井戸水の使用は危険である。なるべく早く都水に切りかえなさい、こういう指導をしているようでございます。日野市内におきましても、各地でもって井戸水ににおいがついたとか、そういう苦情がございまして、私どもの公害防災課で調査をいたしました。持ってきました水を都の保健所にお願いをいたしまして、検査をしたわけでございます。５４年の８月には、西平山中込地区で井戸に油のにおいがする、こういう苦情がございました。それから５４年の９月には旭が丘、西平山地区の浅井戸７カ所の水質検査、さらに、５５年１０月は旭が丘、西平山、東平山の地域の井戸、さらに、５６年１１月豊田団地、５６年１２月第一豊田荘、こういう地点につきまして検査をいたしました。それぞれ都の水道局から指導があったわけでございますが、５６年１１月２０日、豊田団地の管理者である自治会役員に説明をいたしました。さらに、56年の１２月第一豊田荘の自治会役員にも説明をいたしてございます。現在検出をされている化学物質の主なるものは、先ほど申し上げましたトリクロルエチレンでございまして、専用水道からなるべく早く都水道に切りかえるように各自治会にお願いをし、現在に至っているわけでございます。さらに、御質問の中にございました、かつて消防署で１６カ所の水源について調査をしたことがあるけれども、その後調査をしたかどうかという御質問でございますが、消防署に問い合わせました。確かに５１年にこういう調査をいたしたことがあるようでございます。そのときには１６カ所の水源が確認されたわけでございますけれども、現在は、この１６カ所の水源を飲料水として使用することは、不適当であるとこういう立場をとっております。したがいまして、この水源が使用できないとなりますと、それにかわるものとして、ろ過器の整備を考えております。ろ過器でございます。これは、現在ございます各小中学校のプールの水、これをこのろ過器を通しますと、飲料に適した水に変えることができる。そのため災害時などのためには、最低各学校の１台、１８台のろ過器を３カ年年次計画によって整備いたしたい、こういう考えでございます。現在は２台が災害対策本部となりますこの市役所の中にございます。これを年次計画で、せめて１８台までに台数をふやしていきたい、このように考えております。そして、さらに大坂上浄水場、それから、多摩平、それから、旭が丘にございます浄水

場、三沢の浄水場そういったところの浄水場の貯水量が常時5,４００トンあるということを把握してございます。災害時人間１人１日に必要な水の量は３リットルと言われております。したがって、この5,４００トンをリッターに直しますと、５４０万リッターになります。これを市民１５万人の３リッター掛け合わせますと４５万リッターでございますが、これで割りますと、１２という商が出てまいります。この浄水場の貯水槽にたまっている水だけで大体１２日ぐらいの水が賄えるんではないか。その間には、配水管、給水管の応急的な復旧も進んでまいりますので、この期間もてば何とかなるんじゃないか。このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　時間の関係もありますので、これで水環境浄化対策についての問題を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって３の２、水環境浄化対策に関する質問を終わります。

３の３、障害者対策についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○７番（馬場繁夫君）　３番目の障害者対策についての質問をいたします。

人類が出現したころから障害者はいたはずであります。最初は、無視と排除の時代であったようであります。魔術師や占い師のような特別な技能を持っている者は、例外として保護されましたが、それ以外の者は排除を余儀なくされたという暗黒の時代でありました。近代社会では、生活は個人責任制というたてまえがありまして、障害や疾病が原因であっても、貧困はその個人の責任とされ、障害者は貧困の場合のみ救貧の対象とされるということで、基本的には慈善、同情の対象ではあっても、非好意的という見方に変化がなかったと言われております。現代に入って障害者の人権回復の時代を迎えましたが、残念ながら障害者を同情の対象と見て保護されるというとらえ方は社会一般にまだ根強く残っており、施設入所中心主義はその端的なあらわれといえましょう。しかし、障害者は完全な人格を持った個人、あるいは障害を持ち合わせた市民という見方は着実に広がりつつあります。障害者が軽度であれ、重度であれ家族、あるいは地域社会への一員として、一般の人々と同じように市民生活、社会生活を営む人という障害者観を根強いものとすべくわれわれは努力を続けなければならないと思います。最近、財政事情を背景に福祉見直し論が盛んになってまいりましたが、マイナスの見直しとプラスの見直しがあるようであります。プラスの見直しという意味は、福祉施設の総合化システムを図

るということが望ましいようであります。社会福祉は貧しい特別な人への特別な施策という性格をすでに払拭している。地域社会全体に着目し、その全体的なレベルアップの中で、障害者も健常者もともに生きてゆこうというふうに基本的に変わってきていると言われております。したがって、施策の中核をなす地域ケア対策にしても整合性、効率性が求められてきております。しかし、住民全体の福祉向上がねらいといたしましても、それは行政や福祉関係者に一方的にその責任を負わせられないのであります。障害者自身をも含む社会一般の人々と共同課題であることを忘れてはならないのであります。行政との役割り分担を明確にする一方福祉の質量は住民みずからがきわめていくことが肝要になっていくことでありましょう。行政施策の総合性、システム性の確保のために第三者機関の設置、さらには施策の進行管理を行うオンブズマン制度の導入について検討の余地があるのではないだろうかと最近特に言われるようになりました。日野市におきましても通称６４ブロックに文化福祉センターを計画中であり、９月１６日に各障害者の団体の責任者の意見を聞かれたそうであります。そこで、この福祉センター構想の内容及び進展状況、さらに管理運営はどう考えていらっしゃいますか。また、心身障害者の一時預かりの施設は含んでおりますか、さらに精神薄弱者２６８名は現在どんな状況におかれていますか。また、今後の対策についてどう施策をお持ちになっておりますか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問の現在日野市で計画中でございます６４ブロックの身障施設、この内容はいかなるものかということでございますけれども、先般の９月１６日に身障者の諸団体の代表者との会合を持ちました。その際に、いろいろと御要望等をお伺いしたわけでございますけれども、重度の身障者の施設をつくってほしい、こういう御要望が多々出されました状況でございました。私たちといたしましては、そういう中で、すべての御意見を一回の施設の中に織り込むということはなかなか困難なことでございますので、ともかくその御要望の中にあります通所の精薄者の通所授産施設、あるいは身障者の訓練施設このようなものを組み込んでまいりたい。こういう具合に考えておるところでございます。すでに無認可の状態で日野台の授産施設もやっておりますところでございますけれども、今後６４ブロックに設置いたしますものは、精薄の通所授産施設、われわれが通称言っております施設をつくり、その中に身障者の方を受け入れしていきたい。また、訓練施設等もその中に組み込んでいきたい、こういう具合に考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　現在の福祉サービスはその多くが行政に直接あるいは間接に担われて提供されている状態であります。行政サービスのみでは完結しない時期に入ってきております。やはり、行政、民間のサービス主体の違いを乗り越えてすべての社会資源を動員して対応することが必要であると考えられます。そこで福祉センターは、民間の活力を十分活用し、運営を図っていただきたいのであります。福祉センターの設計の段階から民間管理運営者に参加を行い、心身障害者の利用しやすい福祉センターを建設していただきたいのであります。また、重度障害者、精神薄弱者等に今後特に何らかの施策を考えていただきたいと強く思いますので、どうかよろしくお願いします。今回の６４ブロックの福祉センターは民間運営で行われるか、その点について質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かねて障害者施設をつくる考えを持って検討を進めておるわけであります。本来の障害者施策といたしまして、単なる収容ということではなくて、障害者が生きる喜びを見出すような生きがいづくりの場でなければならないという考えであります。したがって、障害者福祉センターという言い方もありますけれど、私どもといたしましては、福祉作業場という一貫した考え方で、その中に貫くものをおきたい、このように考えております。したがいまして、そこにリハビリでありますとか、あるいは共同の話し合いでありますとか、いろいろのことは受け入れられると思っておりますが、そのいま言われるふうないわゆる単なる収容施設、あるいは単なるこの施設という意味ではなくて、やはり生きがいをつくる、喜びをつくり出す。そういう場を提供するこのように考えたいと思っております。したがいまして公設、それから法人営という運営の仕方を適当と考えております。その法人をどのようにしてつくるかということもまた一つの課題でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　施設建設の今後の方向性について質問いたします。

自分たちが丈夫なうちはどんな苦労もいとわないが、しかし、病気になったり、死んだ後はこの子はどうなるだろうか、だれがめんどう見てくれるだろうかと心身障害者を持つ親が強く訴えております。いわゆる親亡き後の施設と高齢化社会の到来と核家族化の傾向により、家庭

においては看護が行き届かないため、寝たきり老人を多く生んでおります。このような状態が問題視され、品川区は東京都の助言と心身障害者関係団体との協議により、昭和５６年、５７年の２年度にわたって事業化が決定されました。設置管理は、社会福祉法人品川総合福祉センターを設立し、円滑な運営を期待しております。障害者施設の内容といたしましては、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者通所授産施設から成っております。特に重度心身障害者の御両親が悩んでおりますのは、両親の高齢化が進み親なき後のことでございます。今後は品川総合福祉センターのごとき重度心身障害者にもっと力を注ぐ必要があるのではないでしょうか。東京都の補助金のもと管理も第三セクター等の社会福祉法人で行い、施設入所にかかわる措置費や年金手当や、各種福祉サービスに支出されている資金を利用し、施設運営に当たっていくという思い切った発想の転換を考えていく時期に突入されたのではないですか。今後わが市においても十分検討を行い、福祉施設整備など体系化を図っていく必要性の時期に来ていると思います。市長は、このような考えはどう思いますか。また、今後どう考えておりますか、質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、お答えをしたことが、ちょうどそのことに該当している、このように考えております。したがいまして、いろいろ多様の意見はございますが、やはり貫くものは、必要だとこのように考えている。その結果が生きがいづくり、生きる喜びをつくる場所、したがって、福祉作業ということを中心にして、たとえば社会参加でありますとか、いろいろな機会を提供をする、そのように考えております。特に国の制度、あるいは都の制度を導入するということも今後の運営上大切なことでございますので、それらの点にようやく方向を見出した。国の制度も都の制度もそれぞれ吸収できる、このように考える段階に至ったということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　十分検討され、対策を講じていただきたいと思います。

近年、新生児の死亡率は著しく低下しております。それでも昭和５４年には、出生1,０００に対して5.２人が生後４週未満に死亡しております。新生児期は死亡率が高いだけでなく、この時期の疾患は、救命し得ても後に永続的に障害を残す危険があります。心身障害児の発生予防という点からも新生児期、特に出生後早期は最も重要な時期と言われております。そのため

にも低体重出生児や異常分娩で生れた新生児は疾患を合併した新生児などに対する医療はきわめて重要であります。いつでも必要な高度の医療を受けられる新生救済医療システムの必要性が最近特に高まってきております。基本的には妊婦健康診査、乳児健康診査により、早期発見、早期治療が重要になってくるのであります。５５年度の資料によりますと、妊婦健康診査では、妊娠７カ月以前の受診者は2,１６４名、妊娠８カ月以後の受診者1,９８６名とあります。１７８名が減少しております。

乳児４カ月健康診査では、対象者2,２５１名に対し、受診者1,９７３名、２７８が受診しておりません。受診率が８7.６％であります。出産数と死産数につきましては、出産2,１５３人に対して死産６９人、3.2％、５４年の全国平均では、出産1,０００に対して、5.2人、0.5２％であります。また、お母さんの年齢階級別で見ますと、４０歳から４４歳の死亡率が一番高く３3.６％、１５歳から１９歳が２２％、３５歳から３９歳が6.4％となっております。高年齢、低年齢は高い死亡率になっております。そこで、質問いたします。

出生に対する心身障害児の死亡率がもしわかりましたらお願いいたします。

妊婦、乳児の健康診査は、もっと受診者を増加することができないでしょうか。また、それに対する何か対策は考えているでしょうか。

日野市の場合出生数に対する死亡率が高いようでありますが、今後の対応は何か考えておりますか。また、今後の障害者をふやさないためにも何らかの対策等を講じておりますか。以上の点について質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　障害児の早期発見、早期治療につながる施策でございますが、５７年度中の新生児の重度の障害の子供さんは５人だそうでございます。保健所へ照会をいたしまして５人でございます。その内訳はダウン症が１人、脳性麻痺が１人、水痘症が１人、難聴１人、その他１人ということになっておりまして、５７年度の新生児の数は事務報告書によりますと2,１４３名でございます。そのうちの５人の方が重度の障害を持って生れてきているわけでございます。さらに、これほど重度でなくて軽度の方、軽度の障害を持つ子供さんが、保健所に予約の健診にまいります。その子供の数は、月に１０人ぐらいである、こういう返事が返ってまいりました。全国的に見まして、軽度、重度の障害を持つ新生児の出現率と申しますか、その率は１％から1.５％ぐらいである、こういうような返事が返ってまいり

ました。この障害の早期発見、早期に発見すれば、早期に治療ができて、障害がなくなるわけでございます。そのための施策として、東京都の施策、さらに、市独自の施策、こういった施策をトータルで考えていくのが適当ではないかと思います。

まず出産前につきましては、妊娠５カ月以前と、それから妊娠５カ月以後、前半と後半に分けまして、それぞれ１回ずつ公費によって検査を受けることができます。これは東京都の事業でございまして、検査の内容につきましては、診察、尿の検査、貧血検査、血圧測定、保健指導、梅毒血清反応検査、こういったような検査内容で、前期と後期それぞれ１回の検査が無料で受けられるわけでございます。

さらに、先天性の代謝異常、これはほうっておきますと、知恵おくれですとか、発育障害などの原因となります。生れたときには全く健康のように見えるのですが、成長するにしたがってだんだん知恵おくれなどがはっきりしてまいるわけです。しかし、早期に発見して、適切な治療をいたしますと、正常な発達を期待することができるわけです。一般的に生後５日から７日目の間の新生児につきまして、足の裏からごく微量の血液を採取いたしまして、検査をいたします。先天性代謝異常等の検査でございますが、この検査の制度もございまして、これは希望によって検査を受けることができます。採血料につきましては有料でございますが、検査料につきましては、都の負担で無料になっております。この検査、さらには、出産後、生後２８日ぐらいの時期をとらえまして、高年出産、それから中毒症、こういった症状を持つ母親のところに新生児訪問と称して、訪問指導を保健所で行っております。さらに、市の事業といたしましても、新生児、産婦訪問指導というのがございまして、出産後３カ月を経た時期を選びまして、長子に限りまして、保健婦、あるいは助産婦を派遣いたしまして、種々の相談に応じております。さらに、４カ月健診というのがございます。これは、全員を対象といたしまして、集団方式の健診でございまして、保健所で行います。さらに、６カ月個別健診、さらに９カ月、それから、３歳こういった時期にそれぞれ健診をいたします。そして、この時期の各中間地点には、健康の相談でございますとか、あるいは出産前の母親には、母親学級こういったような学習の機会を提供いたしまして、早期発見、早期治療の線に沿うべく施策ができております。以上でございます。

○７番（馬場繁夫君）　以上をもちまして障害者対策の質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって３の３、障害者対策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時２６分休憩

午後３時５１分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

４の１、生活環境整備について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（藤林理一郎君）　ただいま、議長さんより質問を許していただきました。一般質問をさせていただきます。

生活環境整備について問うという題名でございます。

日野駅西側、神明上区画整理事業に伴い、約１７年間の月日を経て完成をしております。市民要望として、昨年、たしか私６月の定例市議会において質問をいたしております。私以外の議員の方も数名の方が質問をされたと記憶しております。地域的施策として自転車の駐輪場を設置しながら、今日まで実現を見ることなくきょうに至っておるということが残念なことだと私は思います。手段として、地域住民が豊かな暮らしができるような条件づくりを行うものであることは、言うまでもございません。なお、地域住民の生活を向上させるために私がこの問題に関して、１日も早く解決し、住民の日常生活に密着した生活基盤整備を促進、実現をお願いいたしたいということでございます。何点かに分けまして、質問をいたします。

日野駅第一駐輪場、第二駐輪場、第三駐輪場、現在は、日野駅周辺に３カ所の駐輪場があるわけでございます。その中で、自転車、バイク、台数がわかれば何台ぐらい１カ所について駐輪をしているかということで、台数を第１点お尋ねいたします。

次に、今後路上に放置しております自転車を駐輪所に駐輪させることが、できるのか、できないのかの対策のお考えがあるのかをお尋ねいたします。それと、いつごろになるかということですね。

次に、日野駅西側のバス停付近に公衆便所が、いまだ設置なされておりませんが、市民住民の要望といたしまして、お尋ねいたします。昨年の６月の定例市議会におきまして、トイレ設

置方について質問をいたしました時点において、市長の答弁の中で、行政側、国鉄等、タクシー、京王電鉄、企業の方たちと話し合いをお互いに行い協議をいたしまして、その時点で一番いい方法をとって行うことがよいという答弁をいただいておりますが、その後各企業とも協議をなされたかということをお尋ねいたします。１点。

次に、日野駅鉄道沿いの路線ののり面緑化対策の一環といたしまして、路線ののり面に花壇づくり経過について、昨年６月の定例会において質問を行っております。その時点で理事者側の答弁において、景観的、効果的であるということで、八王子の保線区に文書によって申し入れをいたしましたというお話をその後聞いております。その後、対策が行われておるのか、どのようになされているのか、これをお尋ねいたします。これの４点について御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から４点の御質問に対しまして、お答え申し上げたいと思います。

まず自転車駐輪場関係の第１点の御質問でございますけれども、お話にございましたように、日野駅の周辺につきましては、現在５７年度予算におきまして、３カ所の駐輪場が設置されておりまして、３月議決をいただきました条例の中でも、それぞれ日野駅につきましては、西第一駐車場につきましては、新町の一丁目に設置してございます。これの収容台数等につきましては、面積が1,７２５平米で、約1,０００台でございます。それから、これの駐車状況でございますけれども、ちょっと調査が古くて恐縮でございますけれども、本年の６月に調査をいたしました結果では、４１０台の収容が実質的にはございます。次に、日野駅の西第二駐車場これは大坂上の一丁目にございまして、御存じのように甲州街道の坂の途中にございまして、面積が６００平米、収容台数が３３６台になっておりまして、これの実質収容も１１８台ということでございます。それから次に、３番目の駐車場につきましては、日野駅の東側で、東第一と呼んでおりますけれども、日野本町二丁目でございまして、大昌寺の東側にございます。５６１平米で２７０台の収容でございます。この駐車場につきましては、若干駅より遠いという条件もございまして、現在約５０台ぐらいの駐車実績ということでございます。

それから、２点目の条例実施の時期でございますけれども、御存じのように市広報で御案内申し上げましたように７月、あるいは今月に入りまして、９月の５日とそれぞれ京王電鉄の高

幡不動駅、それと百草駅周辺ないしは国鉄の中央線豊田駅周辺、これらにつきましては、条例の施行をいたしまして、放置禁止区域を条例どおり決めまして、標識等の整備をいたし、また、周辺の商店会、あるいは関係の企業、学校それらの関係等につきましては、御協力を御依頼をしながら実施をいたしまして、一応の実績を上げておるわけでございますけれども、日野駅の周辺につきましては、いまお尋ねのございまして、お答え申し上げましたように特に東側の駐車場の問題につきましては、まだ収容台数が不十分だというような判断を私どもの方はいたしておるわけでございまして、結論から先に申し上げますと、さらに日野駅の東側の駐車場の確保整備を１１月中には一応完了いたしまして、本年１２月までには、日野駅周辺の実施をいたしたいというふうに考えております。日野駅周辺の駐車場が３カ所という御報告を申し上げたわけですけれども、これの収容台数というのが、約大ざっぱに申し上げ1,６００台でございまして、この能力がちょっと現在の実態からいきますと、約５０％ぐらいの関係が東側については不足をしているという現状でございますので、いま申し上げましたように幸い東側の甲州街道の北側になりますけれども、花輪医院の向い合いに日野大野さんの駐車場がございまして、その日野大野さんのさらに北側に民地がございます。その民地の関係につきまして、交渉を進めておりましたけれども、幸いお貸しいただけるというような内諾が得られておりますので、これが約３４０平米ぐらいでございますので、これを１１月中に完備をさせまして、そして、一応不足台数を補いながら、１２月中には日野駅周辺の条例適用を実施していきたいということで、現在準備中でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、次の点は、日野駅の西側の大衆便所の設置の問題でございますけれども、これにつきましても、再三御質問もございまして区画整理事業との関連の中でも、一応この問題があったようでございますけれども、用地としては、道路管理上の用地を使うという前提に立ちまして、私どもの方でいま取り組んでおるわけでございます。それで、基本的には、市の方からも正式に国鉄等に書面で日野駅の改築計画が過去において、何回か申し入れられております。そういう中で、基本的には駅舎の改造計画に伴って公衆便所の設置という問題も一応考えていただきたいとは思っておりますけれども、具体的にまだそれもございませんので、したがって、現在西側の広場の一部につきまして、利用可能かどうか検討を進めておるところでございます。御存じのようにあそこには、区画整理事業の中で、モニュメントもできまして、一応の整備がなされております。さらに、５７年度の予算におきまして、私どもの方もあの前の緑化も促進

をいたしまして、幸い立ち木等につきましても、順調な成育をいたしまして、緑化が図られておるわけでございます。そういう事業との関連の中で、どこにトイレを設置したらどうかということで、多少場所の点等につきましては、苦慮しておるわけでございますけれども、駅舎内に公衆便所ができるということにつきましては、基本的には理解をいたしております。そういう意味で今後やはり一つの課題として取り組みまして、年度内には何とか結論を出したいというふうに考えておるわけでございます。

それから、最後の御質問につきましては、日野駅の西側のいわゆる路線ののり面の緑化問題でございますけれども、これにつきましても、すでに市長の方からも国鉄の西管理局長の方に申し入れもしてございますし、事務段階でも八王子保線区と再三協議をいたしております。きのうも担当課長が保線区の方へ行きまして、手続の問題とか、条件的な問題等も協議をいたしております。そういう中で、交渉の道が現在開けておりますので、この国鉄への具体的な申請、あるいは国鉄の条件、そういうものが示され次第平たん部につきまして、低木類の列植庭造が実現できるのかどうか、現在具体的に検討に入っておるわけでございます。国鉄の方の協議が整い次第できるだけ早い時期に景観的な意味も含みまして植栽をしていきたいという考え方でございます。以上４点につきましてお答え申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、建設部長の方からお答えをいただきまして、この駐輪場についてですけれども、再度お尋ねいたします。

この大坂上、新町、それから、なんですね、日野本町ですか、大昌寺のところ、この３カ所の駐輪場の中で見てますと、一番多く収容されている場所は、新町のところでございますね、これが一番多く入っております。次は、大坂上でございますけれども、これは最初のうちはずいぶん入っておりましたけれど、最近になって約半分方少なくなっている、その少なくなった部分が日野駅周辺にサイドに集中して置いているとこういうように思われます。また、いままで置いてなかった中央線のガードの下、あそこに掲示もしてあると思います。この部分には物件は置くことはならんというような掲示はしておりますけれど、そのところまで置きつつあるということでございます。こういうようなことで、あの周辺の商店の方、または通行する方非常に御迷惑かけているということは、言うまでもなく皆さんも御存じだと思います。建設部長さんもあそこをときどき通っているように見受けますし、それから、ほかの部長、課長さん、職

員が通りかかって非常に迷惑をしているんじゃないかなという考え方を持っていると思いますが、その辺を一般の方が、あの周辺の方ですね、商売やっている方、また、あそこをどうしても通らなきゃいけないという方たちについては、迷惑をしているわけでございます。それについて先ほど答弁の中に、日野大野さんですか、花輪医院の前の駐車場の東側というんですか、北側というんですか、あのところに駐輪場をつくる予定になっているとこういうことでございます。そうなれば、なぜ日野大野さんにいつごろから、交渉をなさったのか、それをもう一度お聞きいたします。いつごろ交渉に入ったのか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。先ほどお答え申し上げました日野駅東側を対象にした新しく計画をいたしております駐車場につきましては、日野大野さんの駐車場のさらに北側の裏でございます。日野大野さんではございません。これは民地でございまして、もちろん民地ですから、個人的な所有者がいらっしゃいます。個人的な所有者が２人いらっしゃいまして、私どもの方としては、７月の初めに一応お借りいただけるという内諾は得てございます。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　これは、日野大野さんの土地じゃないわけですね。ほかの方２名の地主さんがいるということをいま初めてお聞きしたんですが、この２名の方は、７月いま答弁なされたように７月ごろ初めてこの２人の方に交渉したということですね。その後、これは完全に借用できるということが見通しがついているのかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　御理解をいただきたいと思いますけれども、いま申し上げた交渉の段階につきましては、もう少し早くから進めております。７月の上旬に一応内諾が得られたということでございます。それ以前から交渉を進めておりまして、そして、お貸ししましょうという内諾が得られておりますので、契約を進めながら、一応正式にお借りをいたしまして、さっき申し上げましたように、１１月中には整備をするという予定で計画を進めておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　これは、先ほど１２月中には、整備をし、そこへ収容でき

るというような答弁でございますので、これはありがとうございました。

次に、この宝泉寺の前方の旧甲州街道沿いに宝泉寺というお寺がございます。その前方にこれは用水だろうと思うんですが、用水路、用水路のところにふたかけをして、そして、自転車の置き場として、設置する気持ちがあるのかないのか。もう１点、宝泉寺のお寺の塀側の方に、これは東側に向かったところでございますけれども、用水のところにふたかけをして、いま、人道になっている場所、約6.７０メーターぐらいですか、距離があるところ、大体１メーター、5.6メーターの幅員のそこを皆さん通行しておりますけれど、その辺のところにもこの神明上、または大坂上多摩平付近の方たちが自転車を持ち込む。その場所の駐輪場をつくるつもりがあるのかないのか。これを１点お聞かせをしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

ただいまお尋ねのございましたのは、宝泉寺というお寺のすぐ旧甲州街道とお寺との間に開渠の水路がございます。この開渠の水路は、旧日野駅の豊田寄りの踏切の方からずっと入ってくる水路でございまして、非常に急勾配、非常に急勾配になっております。そういことと、やはり原則的には、水路につきましては、東京都の方の許可がふたかけにつきましては、必要だというふうなことと、原則的にはふたかけをしないという考え方を持っておるわけでございます。したがいまして、水路の上を利用して、ふたをかけまして、そして、そこに駐輪場をつくるという考え方は、現在私どもの方は持っておりません。ただ、たしかにお尋ねのように日野駅のいわゆる南側の駐輪場につきましては、現在まだ一つもないわけでございまして、かねてから旧日野駅のところ、つまり中央高速道路が中央線をまたいでおりますところのすぐそばに国鉄の未利用地がございます。この未利用地を何回か交渉を進めておるわけでございますけれども、まだ国鉄の方からお借りする段階までには至っておりません。そういうことで、その辺の候補地も一応含めながら、南側の駐輪場につきましては、さらに整備をしていかなければならないんじゃないか。当然その必要性があるというふうに考えておりますので、お尋ねの水路のふたかけ利用につきましては、考えておりませんけれども、神明上の方からおりてきます通勤、通学者のための駐輪場の南側の整備等につきましては、やはり今後の課題として、検討はしておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　この駐輪場のことについてくどくど申し上げて悪いんじゃないかなと思いますけれども、実際にね、これは市民が置かれて迷惑されているのと、また、置くところがなくて迷惑しているということが、これはやっぱり行政で私はやるべきじゃないかというふうに考えている。これは建設部長が知っているかどうか知りませんけれども、この間実はこういうことがあったんですよ。いなげやのお店の前のところの村上さん、あのところに、あれは歩道だと思います。狭い歩道なんですが、その歩道のところに自転車がいっぱいになって、あそこを通行する方たちが全部車道を通らなければいけない。それがためにまだそう日がなんですね、長くはないと思いますけれど、あそこで危険に脅かされた、車と接触をする寸前までいったということが私のせがれ、また本人が私の方にかけ込みまして、人間が通る道に自転車を置かして、そして、人間が道路としても通れない。そして車道を通ってけがした場合にどこへ責任を持っていったらいいのか、これを一つお聞かせを願いたいということで、私はその答弁にちょっとできなかったものですから、市の職員と話をした時点で、私は回答できない。だから申しわけございませんけれども、市の職員の方で一度その事故に遭いかけた方に電話なりして、どういうふうだったかということを聞いた方がよろしいじゃないかということを私は申し上げまして、そして、行っていただいたと思います。それは簡単に済んだそうですけれども、そういうようなことで、非常に日野駅周辺に皆さんに御迷惑をかけているということで、これは早急に私は１２月に日野大野さんの北裏にできるということですから、これはいま強いて何することは考えておりませんけれども、できるだけ早くこれを設置していただいて、そして、駅周辺の方たちに本当に自転車なくしてゆったりとした、通れる道路に一日も早くしていただきたいというふうに申し上げてこの駐輪についてのことを終わります。

次に、これはなんですか。３点目ですね。バス停の西側、昨年のたしか６月の定例会だったと思います。質問させていただいたわけです。ちょうど市長さんが、このことについて答弁をしていただいたわけですけれども、このときに何人かこのことについて、市側の方に要望、意見を出しております。その中で、市長さんの方から私はたしか、企業ないしその他の関係者と十分に話し合いをして、一日も早く解決するように持っていきたい、こういう答弁を私は聞いております。間違っておったらこれは勘弁していただきたいと思いますが、恐らくこれは市長がそのように答弁をしていただいたと思います。それで、いつかは私の方に話があるんじゃなかろうかというように考えてはおりましたけれども、なかなかこのことについては、一向に話

がなかった現在まで、そこで、もう一度先ほど部長さんが答弁をしていただきましたけれど、これについて市長さんの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野の国鉄日野駅周辺が区画整理事業に伴って、広場等も含めて完成をいたしております。その際、駅前の広場にトイレをつくるべきか、その必要がないということはないんでしょうが、後の管理はどうするか、いろいろな角度から検討をいたしております。本来ならば、駅を地下線架駅に改造し、あわせてトイレの問題も解決するのが一番いいわけでありますが、それには、まだ相当日数を要しますので、当面どうするかということの検討を担当の方に指示をいたしております。そして、一番望ましいのはこの下水道が整っておれば、処理施設も要らないわけでありますし、周辺ににおいなどを出さないで済むわけですが、現状でやる場合には、やっぱりそういう問題も起きる。豊田駅の多摩平側におきましては、トイレはありますけれど、とうとう使えないトイレになってしまっておる、こういう現状もございます。いま、いずれにいたしましても、先ほど答弁をいたしておりましたごとく一定の結論を本年内にもって行うとすれば、当初予算に、また行わないとすれば当分行わないという結論にいたしたいと思っております。他の議員さんからもそのことにつきまして、御意見も聞いておるわけでありますが、いま、このあちこちの駅を見まして、果たして駅前にトイレがあればいいということは、一面にはあると思いますが、あることによってまた別の管理上の問題も生ずるわけであります。そのあたりでやはりもうしばらく検討させていただきたいというのが、現状でございますので、そのように御理解をいただきたい、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、市長さんの方から、下水道の完備も整ってない、それともう一つは、駅周辺ですね、便所をつくっていいのか悪いのか、その検討もやはりしたいというお話のようですけれど、これはどうしても市長さん、この駅、西側のところに便所をつくった場合に非常にまずいという、これはなんでしょうね、環境的にまずい場合もあるようにも聞いておりますけれど、そして、どうしてもつくれないというようなことがあるなら、いままで東側ですか、交番がございましたところに、国鉄の便所があるわけですよ。その国鉄の便所を市側の方から駅と話し合いの上で、私は使用できるんじゃないか、これを最初に私言いたかったんですがね、どういうような答弁が出るかということで、私控えたんですがね。これは

できるわけですよ。やる気なら、ところが、やる気がないからこれ便所がつくれないというなら、国鉄の乗車の人間も大ぜいあそこを使うんですから、駅の便所を使えばいいんですよ。交渉できるわけです。私はそう思います。その点を交渉するつもりがあるかないか、それを使えるようにできるかできないか、ひとつ答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。いまの御質問は、西側でなくて東側の旧交番の跡地のことだろうと思います。確かに交番の位置が変わりまして、旧来ありました交番が国道沿いの西側に移設をされたわけでございますね。そうしますと、旧交番の跡地があいております。この位置そのものが構内便所と背中合わせのような位置的な位置になるわけでございます。そういう意味で、確かに検討する余地はあろうかと思いますので、お尋ねの件につきましては、あくまでも西側というような考え方で取り組んでいらっしゃるようでございますし、西側にその必要性を感じているというふうな私どもの理解もいたしておりましたので、東側につきましては、特に旧交番の跡地を利用して、そこに外側から利用できる便所をつくるということにつきましては、まだ国鉄とは交渉をいたしておりませんけれども、一つの課題として考えて見る必要はあるんじゃないかというふうには思っております。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、建設部長がその私、東側の元の交番の跡、または国鉄の便所ですね。これを使用できるような態勢づくりを、ということでお話ししたところが、そういう考え方を、交渉ができるような答弁をいただきました。それによって、できれば私西側の方にはぜひつくっていただきたいんですが、そこの西側の方はできないというなら、国鉄なりと交渉してやれるようなひとつつくっていただけるということを目的にして、やりとりだけでもいいと思います。早急にですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これについては了解をいたしました。　次の４点目でございますけれども、先ほど建設部長が、なかなかこののり面に対しては、花壇的なものがつくるのが非常にむずかしいというような、また、時間もかかりそうだというような答弁でございましたけれども、これ私考えますのは、これは国鉄としては、何か八王子、また高尾まで複々線の計画もあるというようなこともちょっと耳にしております。そういう関係であののり面ができるならいじりたくない、こういうよう

なお話もちょっと聞いたこともございます。その話を聞いたというのは、実はいま、日野駅西に向かってガードを越したところの右側元の藤野罐詰のところに行く道路ですね、あのところに自転車がたくさん置いてあったのが、あそこを整理しましてなくなりました。その整理する前に実は私いまの駅長じゃございませんけれど、前の駅長さんに話をしたことがあるんですよ。実は、あののり面を少し削っていただきまして、そして、自転車２列ぐらいに置きたい。だが、その駅の方で、承知していただけるのかどうか、ということですね、お話を申し上げたところが、いま私言った複々線の計画があるように言われましたものですから、ああそうでしょうか、一たん貸した場合には、後で引き上げるということは大変なことというようなことも考えまして、そのまま私は引き下がったわけでございます。そういうことでむずかしいと思いますけれども、あそこまで日野駅西側はきれいになったものですから、そして、真向かいにコンクリーの壁がありますね、のりの壁、山崩しの下、あれを見ても日野駅に来た、最近来ている人はもう慣れていると思いますけれど、遠くからもし観光で多摩動物園、あそこで乗りかえまして、中央線で来たときに、あのコンクリートの白いところを見た場合、おもしろい日野駅の形じゃないかと絶壁のような、というようなことですね。それで私はできるならあれに対してのカバーを何らかの形でのり面を使用させていただいてやった方がいいんじゃないか、こういうような発想からこのことについて、実はお願いしているわけなんですよ。やる気が何でもですよ、やる気を出して私はやるべきだと思います。これは私個人で言っているんじゃないんですよ。あの日野駅に集まってくる人たちがそういうような要望をしているわけですよ。それだから、私は、あえて理事者側の方に検討してくださいということで要望しているわけです。これもひとつ一日も早くできないならできない、できるならできるというように結論を出していただきたい。出せばそのようにまたこちらの方でも考えて、理事者側とともに考えていい方向に持っていくように私も努力し、理事者側も努力していただくようにお願いしたいと思います。この件につきましては、十分に国鉄の方に申し入れをしていただきまして、結論を出していただきたいとこういうふうに思います。これで、生活環境についてのことについて終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって４の１、生活環境整備について問うに関する質問を終わります。

４の２、市内循環バス運行計画について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○２０番（藤林理一郎君）　市内循環バス運行についての質問でございますけれども、昨日ですか、このバス運行について日野市の計画が市長さんの方から実は議会において、いままでの経過説明のようなことですね、いただきました。そこで、このことについて質問をいたします。初めて京王電鉄さんと市の理事者側、何と言うんですか、市長さん、議長さんですね、そして、この担当部課長さんですか、京王電鉄本社新宿ですか、このところに交渉に行ってあるということを初めて私聞かされまして、本当にこれはよいことだなということで、このバスの運行について長年実は私どもの日野台一丁目、または二丁目、そして新町二丁目のある一部分、それからいま町名が変わっておりますけれども、大坂上の一部分の方たちからも要望をされておるこのバス路線ということでございます。これは、私市長さんの方からこの間、日野市のこういうように今後バスを走らせていただけるんだというような地図を議会側の方に提出しまして、これをずいぶん長時間にわたって皆さんの方から意見も出ているわけなんですが、これが私一歩前進したということで、非常に喜んでおりますが、そこで、これは先、海となるか、山となるかわかりませんけれども、先ほどこの間のなんですね、説明によりますと、一歩前進したということで非常にこれがいつになるかわかりませんけれども、なんですね、早くというようなこと私の方ではお願いをするわけなんですが、この路線をこの絵を書いて、絵というよりも地図それに色づけをしてございます。これを見て私は、理事者側の方で、もう少し努力するべきところがあるんじゃないかというようなことですね、一般質問をさせていただいておるわけなんです。そこで、このバスの地図にあらわしてあるのが何かこれ土台骨にして、そして、交渉を始め、そして、これが軌道に乗れば広範囲になるんじゃなかろうかというような私も考えは持ってはおったんですけれども、何せこの路線だけでは、市民が恐らく納得はしない。そこで、私市長にまた関係の方にお伺いするのが、これについてもう少し路線をふやす気持ちがあるのかないのか、もう少し広範囲に再度この色鉛筆で地図を書き直しする考えがあるのかないのか、これをひとつお聞かせを願いたい。これが一点でございます。

２点目でございますけれども、多摩平七丁目ですか、中央本線の架橋に伴って１・３・２路線、また、１・３・１路線で国の予算によって、中央線の架橋ができ上がったわけです。２年間で、これをいまの段階で、あの周辺の道路を見てみますと、何かでき上がったようなでき上

がってないようないま全然私見てでき上がってないと思います。あれを架橋ができ上がったのだから、あの周辺の道路整備をどうしておくれているのか、その理由を聞かせていただきたいということです。これが１点ですね。それから、バスのことですから、これは私の地元のことで、ちょっと皆さんに申しわけないと思うんですが、日野駅の交差点、ちょうど日野坂交差点、日野駅から参りまして、八王子に向かって交差点がございます。あの付近に４９年の年だと思います。実はこの周辺の自治会の方から、請願が出ております。昭和４９年、日野台一丁目、二丁目、そして、いま現在の大坂上一部分、新町一部分の住民から議会の方に請願が出ております。それを採択も受けております。その採択をなされているんですが、その後どのように処理をなさっているのか。そして、またあの周辺に甲州街道ですか、今度信号ができました。あのところの周辺にバス停をつくっていただきたいという要望がたくさん出ているわけです。そのところを何か私これに対して２回ばかり質問をしております。その答弁が、第１回目の答弁は、あそこの甲州街道は、日野駅と日野自動車前との距離が何か短か過ぎるとか、こういうような答弁でごまかされちゃったような感じなんです。そして、その２回目のときお聞きした場合だったと思います。あそこは坂道と、もう一つは交通量が激しいということで、そして、道路が曲っているというような答弁でそのままになったという記憶がございます。そこで、この件について何人かのその後一般質問もなされており、その回答も私が質問した当時と同じような回答がなされたということで、非常に私理事者側の方は、交渉というものについて、なかなか十分に果たしていない、しているのか、してないのかということで疑問を何回か持って、そして、ある方からあのバス停がいつできるのか、どういうふうになっているんだろうかと集中攻撃されたときもありました。ですから、そういうようなことをわれわれは一生懸命になって住民側の考え方を集約して、理事者側と話し合いをし、そして、いい方向に持っていこうとしているんですけれども、理事者側の方はなかなかうまくわれわれにいい返事が返ってこないということで、これについて本当にこのバス停を日野坂につくる考えは、交渉する考えはあるのか、ないのかですね、これをお聞かせを１点願いたいと思います。計２点です。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　まず循環バスのコースの問題でございますけれども、これは、市長の行政報告にもございましたとおり、所定の図面をつけて京王側の方へお願いをしているわけでございます。その中で、京王側でまだ現在条件等についても提示をしているわけで

ございますけれども、可能であるという感触は得ているわけでございますけれども、きょう現在まだ具体的に回答はいただいておりません。そういうことでございますので、まだはっきりは申し上げられませんけれども、京王側としては、一部この路線の中に、一般バス路線と競合するところもあるわけでございます。その辺については、やはり京王側でも考慮しなきゃならないんじゃないかというふうなことも何か話としては出ているようでございます。したがって、今後の交渉の中では、このコースについてもやはり変更もあり得るんではないかというふうには私どもは考えているわけでございます。

それから、もう１点御質問がございます、日野駅から日野坂を上がるバス停の増設の問題でございますけれども、この問題につきましては、議会で一般質問がございまして、私どもが京王帝都の自動車事業部の方へ伺いまして、その点については交渉をしております。その結果、やはり先ほど藤林議員さんがおっしゃったように日野駅から日野自動車の前までの間にもう一つバス停をつくるということは、バス停の大体何と言うんですか、基準の間隔というのは、４００メートルぐらいを大体基準にしているというふうな京王側の話でございました。したがって、その間が４００メートル以下であるというふうなことと、それから、議員さんがおっしゃっていた途中坂道であるということで、そこにバス停を設けた場合、やはり交通渋滞の原因になるというふうな指摘事項があったわけでございます。したがって、私どもの方でその点については、交渉をいたしたんでございますけれども、京王側ではそのような理由でバス停は、いずれにしても４００メートル以内につくるというのはちょっとできないということと、坂道であるので非常に危険であるというふうなことからできないというふうな回答をいただいております。ですから、実際私どもの方では、自動車事業部の方との交渉はいたしております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私から２点目の御質問についてお答え申し上げます。

１・３・２号線国道でございますが、これの中央線架橋並びに２・２・３号線までの道路の築造が、昨年度をもちまして一応工事が片側２車線ではございますけれども、一応できまして、本年の４月１１日に開通を、供用開始を見ているわけでございます。この道路につきましては、あと残り片側２車線を５８年度事業といたしまして、建設省の方で予算化をいたしまして、本

年度５月ごろ着工の予定であったわけでございます。国の方の考え方といたしましては、これを完全に国道といたしまして、道路築造をする段階で、国道の場合中央分離帯を設置をするということで、ほかの路線におきましても分離帯をつくっておるわけでございます。この１・３・２号線につきましても、国道という位置づけでございますために中央分離帯を設置するということで、地元の自治会の方々に説明に入っていったわけでございますが、地元の自治会といたしましては、この中央分離帯について要望が出てまいりまして、４カ所分離帯をあけてもらいたい。車の右折ができるような分離帯をあけていただきたいんだというお話がございました。これを受けまして、建設省の方といたしまして、私ども市も参画いたしまして、警視庁、日野警察署の方ともいろいろ協議をいたしました。また、警視庁の担当官も３度ほど現地を視察をする中で、最終的に公安委員会といたしまして、この分離帯はあけるとしても２カ所、しかも信号処理をしてあけるという一つの方針が出たわけでございます。この方針に基づきまして、国と市の方で地元の自治会の方々特に役員の方々との話し合いに入っていったわけでございますが、当初地元の方としては４カ所というのが２カ所に削られるということについては、納得できないということで、話し合いが継続されてきたわけでございます。この間、国とも私ども協議いたしまして、また、警視庁の方にも出向きましていろいろと御相談をしたわけでございますけれども、最終的には国の方といたしましては、警視庁が公安委員会として、４カ所あけるということに同意をしていただければ、それなりの工事をしたい、ということであったわけでございますが、警視庁といたしましては、交通安全の面から見て、４カ所あけることは、非常に無理である、この２カ所で開削する部分をこの２カ所にしぼっていただきたいというふうなことであったわけでございます。再三地元の方と話し合いを行いましたけれども、なかなか結論が出ないという中で、国の方といたしましては、５８年度予算で、すでにこの部分の工事費を計上してあるわけでございますが、これが年度内執行ができないということになりますと、執行問題が出てまいりますので、できるだけ年度内に執行したいんだけれども、地元の方と円満な解決ができない限り、ほかに流用して使うということもあり得るということであったわけでございます。私どもそういった点については、国の方にしばらく待っていただくというようなことでお願いをして、現在その予算がほかに流用されるようなことは抑えてございますけれども、近々に結論を出していかなきゃならないという問題がございました。自治会長さんを初め地元の役員の方が折衝に入っております。一部重点的なお話もあるわけでございますけれど

も、この辺については９月の末、あるいは１０月の上旬までに方向づけをしたいというふうに考えておるわけでございます。国の方としても、できるだけやりたいので、ぜひよろしく頼むというような依頼も受けているわけでございます。したがいまして、これから議会の会期中であるわけでございますけれども、その合間をぬいまして、さらに地元と折衝をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　もう一度企画課長ですか、この市内循環バス路線です議会側の方に提示されたこれの路線のもう少し広げるということについて何か食い違ったような感じもするんですが、何かいま課長の答弁では、そういうふうなことも広げる可能性もあるというふうに答弁いただきましたけれども、あるわけですね、その辺をはっきりとしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　広げる余地と申しますか、私どもの方で京王にいま現在この図面を出しているわけでございますけれども、一番問題になる点が考えられますのは、既設の京王のいわゆる一般バス路線との複合部分がこの中に何カ所かあるわけでございます。現在この循環バスに対します正式の回答は、先ほど申し上げましたように京王側からいただいておりません。おらないわけですけれども、ただその際京王側の方でも一部一般バス路線との競合部分が出ていくという指摘があったわけでございます。したがって、その辺の今後の交渉の中で、詰めていかなければどのようになるかわかりませんけれども、現状としては、そういう京王側からの指摘もあったということでございます。したがって、そういう指摘があれば、当然今後の交渉の中では、若干の変更というか、やっぱりその私どもはこの辺で、どの程度の変更ということは申し上げられませんけれども、やはりバス免許を持っています京王にお願いをして運行する以上、現在の既設のバス路線との調整というものもやはり必要になってくるというふうに感じております。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　そうすると、田窪課長ね、それは再検討する考え方はあるというふうに見てよろしいですね。多少なりとも変更があるということですから。

○議長（石坂勝雄君）　企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　再検討というか、その辺は私どもの方で、これを市側の計画ということで出してございますので、これを基本としながら、あくまでも基本とするということで考えております。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　じゃ、この件について市長にお尋ねいたします。

再検討ですね、これを基本にして、再検討する考えがあるかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この間議会の初めのときに、行政報告として行いました趣旨は、かねて市内循環バスは、あちこちで市民要望の高い課題でございましたし、また、われわれとしてもぜひある廃路になっておる部分が打開できたらば、ぜひ運行させたい執念を持って多年考えておったことでございますので、ともかく日野市の市内に一番最大公約数として、市民生活に寄与できる路線ということを想定をして、交渉に臨んだということであります。従来の京王側の姿勢といいましょうか、京王が、日野市内はすべて独占免許を持っておるわけであります。不利益はしないという姿勢が大変強いわけであります。ほとんど願いごとは受け入れられない、こういうことでは市民生活は守れませんし、そして、免許を持っているということは、公共性が求められているからこそ、その資格があるわけであります。そういう意味で、これから話し合いをすることは、交渉のただスタートを切ったということでございます。私がいま申し上げておるのは、そういうことに尽きるわけであります。つまり、やろうという考え方でございます。そして、京王の都合でどうこうということは、これはそう簡単には京王側も主張できないんではなかろうか。つまり、日野市民の交通にサービスをしていただく、こういうわれわれの大義名分もございます。いままでの走っております営業路線ももちろん大切であります。市民生活になじんだ路線でありますから、そう簡単に都合によって変更ということもできないと思います。そういういろいろな課題を多少含んでおることも事実でありますが、損はさせないということで、こちらが交渉に臨んでおるわけでありますので、どういう回答になりますか。これからの取り組みをなるべく早く実現できるようにやってまいりたい、このように考えております。いま、各地域、各地域とも利便ということのまた観点もあるわけでありますけれど、われわれとしては、最大公約数の形でこのことを実現をしたいということであります。

それから、日野市内のこの交通事情と申しますのは、つまり、交通センターがないと申しましょうかね。交通の要所がないといいますか、１点集中して放射線を走らせているのが、バス経営の普通のやり方のようでありますが、私どもは、やっぱり市内に循環コースをつくるということで、そこに最寄りの方は利用していただくという形で考えたいと思っております。いま、余り具体的なことを言えない事情にございますので、この程度でお答えをさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、市長さんから明確な答弁が得られなかったんですけれど、何かこれを基本にして、何とか市長の公約でもあるし、そして、執念を燃やして何するということの答弁でございますので、これはこれで終わらせていただきます。

次にもう１点あるわけですね、もう１点は、日野坂バス停ですね。これについてのやっぱりなんですか、甲州街道がどうしてもだめだというふうになると、今度循環バス路線ですね、日野坂からバイパスを通って入ってくる、その通った場合、その日野坂周辺のバイパス寄りでもいいがその辺のところにバス停をつくる考えはあるかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　バス停のこともまだ少なくとも公共施設、市民生活で一番優先をする場所には、一方には数多くつくってという考え方も出るわけでありますが、循環でありますから、なるべく１時間以内でおさめたいとか、少なくとも１時間半で回れる範囲ということがまた必要な要件だと思っておりますので、バス停の問題もこれからの課題だというふうにお考えいただきたいと思います。多分便利のいいところにつくることができるんではなかろうか、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　もう１点ですね、そこの中央線の架橋付近の１・３・１ですね、この道路についてですけれど、先ほど５８年度の事業予算で予算が取れた、ただしその地元の話し合いがつかないので、いま自治会と行政の方ですか、話し合いがつかないということになっているようですけれども、このなんですか、もつれということはないんですね。自治

会と行政のもつれということはあるんですか、ないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる１・３・２、中央線架橋の現場で残っている部分が分離帯をつくることと、それから、中央線の南方におきましては、もう半分文化財調査をする、この仕事が残っております。分離帯をつくることにつきましては、いま部長からある範囲のお答えをいたしております。これは交通安全上やっぱり分離帯はつくるべきだと思っていますし、それから、この際、あれですね、商売なさる方の交通の個人的な意見というのもありましょうけれども、やっぱり公共性に立って、本来の結論を出すのが、妥当だとこのように思っております。あそこの相武国道の事務所に私が出向いていって今年の予算にぜひやってください。地元の問題は、地元で処理をいたしますというふうにお話をしてまいりました。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、市長さんの答弁ですね、何かこうすっきりした答弁がなされてないんですけれど、商売ですか、商売をやるために地元の人たちが分離帯をつくられるとまずい、ということで、話し合いがもつれているということですね。分離帯を。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別段もつれているという状況は、私はないと思っております。一つの仕事を完成するには、いろいろな伴う問題の処理もございますけれども、基本線というものは、おのずからあるべきもので、またありますから、早く開通をさせたい。ちなみにバス路線に支障があるかということも懸念いたしましたけれど、バス路線には支障がないというふうに聞いております。なるべく早く一番公共性が高い立場に立って、みんなの納得のいく形で合意を得て実施したい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　市長さんの答弁で一日も早く努力をして開通に向かうというような答弁でございますので、これも時間もございませんので、次の機会でまたやらせていただくことにいたしまして、この７点についてきょうの私の質問でございました。その中で、理解できた部分と理解のできない部分がございましたけれども、できるだけ今後私の質問に対して積極的に取り組んでいただきまして、一日も早く完成に向かうようにひとつ努力していただきますようにお願いをいたしまして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって４の２、市内循環バス運行計画について問うに関する質問を終わります。

５の１、市民会館完成後の使用料について、いまから市民参加で検討せよについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　２２番でございます。

通告に従いまして、市民会館の完成後の話ではございますが、使用料のことについて質問をさせていただきます。

言うまでもなく日野市にいままで市民会館がなかったわけでございます。そういう中で、あらゆる階層の市民の皆さんから市議会にも請願がございましたし、また、市議会一同としても、一刻も早い建設を満場一致で願ってきたわけでございます。これが今後スムースにひとつ建設が進みまして、完成することを期待しながら、１、２質問をさせていただきたいと思います。

市民会館に対する市民の期待というのは、いろんな立場からの期待がございます。しかし、現代のこの私どもの社会におきまして、いま、いろいろ軍拡路線というような政治の方向が打ち出されております。こういう中では、市民会館も文化の活動の場としては、いろいろ先行き不安な点がございますが、恐らく私は日本の国、また、日野市の市民の皆さんは、平和をもっともっと確固としたものにしていく、そういう立場からさまざまな市民活動、また文化活動、こういう需要が今後一層広がっていくのではないか、こういう中では、あらゆる市民の期待にこたえた市民会館の利用の方法というものが実現していかなくてはいけないと思うわけでございます。いままでもいろいろの建物をつくる際に、市民参加ということを私ども日野市に対して要望いたしてまいりました。若干は市民参加という点で前進をしてきております。今度の市民会館についても、一定の市民の方々の意見を反映して、設計がなされ、建設が進むものというふうに考えているわけでございます。

市民会館の利用につきましても、これが完成してから利用の仕方をいろいろと検討するということになりますと、大変遅くなってしまい手おくれが生じるのではないかと思います。そういう結果市民からもまた不満や苦情が出てくる。こういうこともあるのではないかと考えまして、老婆心ながらまだ完成しておりませんけれども、使用料の問題で質問する次第でございま

す。

第１点の質問でございます。日野市に長年の願望であったこの市民会館ができるに際しまして、日野市当局としては、今度の市民会館のイメージといいますか、そういう日野市の市民会館の特徴こういうものを何か考えているかどうか、という点でございます。市民会館は、最近はほとんど各市にでき上がってきつつありますし、すでに大いに利用率の高いところもありますし、また、いろいろの状況のところもございます。そういうわけで、やはり日野市が緑と清流、そして、文化の交流ということを目指している市の姿勢そういう中では、今度の市民会館についても一定のこのイメージアップといいますか、そういうものが必要ではないかと思う次第でございます。そういう点で、日野市では何か考えていらっしゃるかどうか、あればお聞かせ願いたいと思います。

第２番目の件は、市民会館の利用率をこれは高めなければしようがないわけでございます。そういう点で、今後市民会館をひとつ利用度を高めていくそのためのＰＲこれをいまからすべきではないかというふうに考えております。また、なお日野市役所は交通の便が悪いというのが現在時点でございます。将来循環バスその他も考えていらっしゃるようですけれども、足の便というのも考えなければいけないのではないかと思います。各市の市民会館の位置を見てみますと、駅の近くのそういう施設は大変利用率が高い、離れているところは若干の困難性が出ている、というような面がございますので、そういう足の便というものも含めた利用率の向上ということをすでに考えているかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

第３点目は、完成後の利用率を高めるために市民参加でいろいろ検討していくということが必要ではないかと思います。今後市民会館を中心として、日野市の文化、そのほか市民活動を活発になるために、いまから利用率を高めるための市民参加の検討をしていく必要があるのではないか。また、その中の一つとして、使用料というものが大変重要になってくるのではないかというふうに思うわけでございます。日野市で最初にできましたりっぱな施設として、七生公会堂がございます。これも使用料の問題でいろいろ市民から意見がございました。しかし、最終的には、いまの料金に落ちついているわけでございます。七生公会堂は、現在の物価高の中では、まあまあということで、利用率が非常に高まってきております。しかし、この利用している方を見てみますと、日野市外の方の利用も大変高まってきているわけでございます。これは高幡不動駅の近くということで、京王線など利用して、日野市だけではなく八王子その他

の都市からも借りる人がふえている。こういうことでいま満タンの状態であるわけです。今度できる日野の市民会館もそういうような状態でせっかくの莫大な資金を投じてつくる公共物でございますので、利用率が高まるような観点で運営をしていただきたい。そのためには、使用料についてやはり市民が納得して、しかもどんな団体でも、あるいは個人でもこの市民会館を使いこなしていけるような使用料、こういうことでなくてはいけないと思うわけです。完成したときにいきなり料金が発表されるというようなことではなく、いま建設途中にそういう市民参加での使用料の検討、こういうことを考えていただきたいと思いますけれどもこの点について、市側は準備されているかどうか。いるとすればその方針についてお聞かせいただきたいと思います。以上３点お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　３点の御質問でございますけれども、お答え申し上げます。

まず第１点目の日野市の市民会館の特徴と申しますか、どのようなものであるかという御質問でございますけれど、これは特徴と申し上げてよろしいかどうか、ちょっと私もわかりませんが、内容的には、これは大ホール、それから小ホールからなっているわけでございますけれども、その中で、特に小ホールにつきましては、階段式にしないで、多目的に利用されるようにという考慮から平土間式というか、平らな床の上にいすを並べて、それをまた何といいますか、会議室のようなものにもいすをどこかへしまえば使えるというふうなことで、平土間式で多目的に使えるというふうな目的の中から設計を行っております。それから、オブジェホールにつきましては、やはりこれは文化祭、それからギャラリー、いわゆる絵画の展示、書道等の催しにも使えるようにということで、展示室についてもスペースを設けてございます。それから、最近特に若い人たちを中心に音楽の練習の場が全くない、音楽については、これはかなりの騒音が出るということで、これについても特にいままでの市民会議等からの要望が強かったところでございます。したがいまして、そう大きな面積ではございませんけれども、音楽練習室といったようなものをこれは防音効果を考えておりますので、その部屋の中で、たとえば打楽器のようなものを、これは広く深いところ外に漏れないというふうな効果を防音効果を施したものを音楽練習室といったようなものを考えてございます。大体主な点については特徴と申しますか、概略を申し上げました。

それから、交通の便はどうかということでございますけれども、特に日野市の場合、こちら

へ来るにはバスの便が不足をしているという御指摘もございました。先ほどの藤林議員さんの御指摘からもあったわけですけれども、循環バスのコースの中に今回のところにも旧庁舎前からこちらへ上げる方法もいま考えております。したがって、ある程度の市民会館が運営をされ始めた以後は、この循環バスについてもやはり便数増加とかいうふうなこともこれは具体的には考えていかなきゃならないんだろうというふうに考えております。

それから、特にバスの便だけでもありません。したがって、これは市民会館の場合は、駐車場もある程度考慮していかなきゃならない、というふうに考えております。現在のところ、駐車場については庶務課と用地課の方にお願いをしてございますけれども、少なくとも２００台から３００台ぐらいの間のものはできればこれはつくる必要があるというふうなことでお願いしているわけでございます。

それから、使用料の点についてでございますけれども、市民会館の使用料については、これは、私どももすでに近隣の市民会館の使用料につきましては、資料をいただきまして、若干検討にも入っておりますけれども、まだ具体的には、内容の検討をしているわけではございません。ただ市民会館の使用料につきましては、これは建設年度によってかなりの差がございます。比較的安いと思われるものから、かなりこれはきつい料金だと思われるようなところもあるわけでございますけれども、私どもとしては、基本的には市民の方々が、やはり使いやすい料金でないとやはりなかなか使用されにくいという面が起きるというふうにも考えております。したがって、やはりできる限り料金としては、使いやすい料金としたいということで考えているわけでございますけれども、現在御質問がございました使用料金についての市民参加で検討の機会を設ける考慮があるかという御質問でございますけれども、現在のところ、私どもの段階では、そこまでまだ検討の段階に入っていないということでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　第１点の日野市の市民会館の特徴という点について一言再質問したいと思います。

小ホールについては私の考えでも日野市内にもっともっと数カ所配置すべきである、七生公会堂程度のものを配置してもいいんじゃないかというふうに見ております。そういう点で小ホールの利用率は高まるのではないかと思いますけれども、問題は、1,０００人前後入るこの大ホールの利用でございます。この大ホールの利用率を高めるためには、私は日野市のこの設置

場所が駅から遠いというようなこともあるために相当この日野市の方で独自にいろんなことを考えていただかないと意外と利用しないんではないか、という懸念もあるわけでございます。そういう点で企画そのほかの部、課とも連携を取っていただいて、やはり市独自のこの企画ものを次々に打ち出してやっぱり市民に参加してもらうようなことなども含めて相当なことを研究しておかないと、今後の利用率という点も含めまして、若干の懸念を感じるわけであります。そういう点でひとつ単に部屋の広さとか狭さ、小ホールのことを強調されたようでございますけれども、ホールの方を何かイメージアップをするような宣伝、それから伝え方、こういうものを検討していただくべきではないかというふうに思うわけです。今後の問題ですので、どういう利用状態になるかわかりませんけれども、たとえば社会教育的な立場から市が企画する、あるいは市に近い行政的な団体などで音楽会や講演会や映画会を次々とやるとかいうようなふうにして、市民の文化水準にこたえていく、要求にこたえていくというようなそういうものがないと不安な点が出てくるのではないかと思うわけです。その点について、もし考えがあれば担当者からお答えをいただきたいと思います。

また、第２点については努力をされているということでございますので、循環バス、あるいは駐車場の点について憂いがないようにいまから相当努力をしていただきたい。特に自家用車で来る人もおるでしょうし、マイクロバス、あるいはバスで来る人もいるでしょう。しかし、何といっても９時半前後のバスがないことには日野市は広いので、また車を利用しない人もいるわけですから、そういう点でそういう時間帯まで含めた日野市独自、あるいは京王帝都なりとのいまから話し合いをしておかれることを希望しておきたいと思います。

それから、使用料の点です。これはいまのところ考えがないということですので、この点について市長にもお伺いをしたいと思います。やはり、市民会館をつくった以上はたとえば調布でしたか、駅前に近いということで、商業的なことでほとんど使われている。これも市民要望があれば結構な話です。しかし、日野市の市民会館の場合には、商業的な意味でどんどん使われるということではなかなかまだ見通しがないのではないかと思います。そういう点では、市民がやはり中心になってこれを活用していかなければいけない。そういう考え方が成り立つのではないかと思うわけです。そういう点で３点目については、ひとつ使用料の市民徹底については、市民参加でという点について市長のお考えを一言聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会館が建設できまして、役割りを果たすという時期までには、当然条例の制定、あるいは使用料のことなどの完成をしておかなければなりません。一般的にこの市民会館を市民文化の活動の場に提供したいという基本的な考え方はどこでも同じと思いますが、しかしながら、なかなかこの大ホールを使いこなすということもむずかしいようであります。したがいまして、私どものいま考えておりますのは、貸し施設として提供する一面と、それから、企画を持って音楽会でありますとか、その他の文化的な演劇その他の事業を積極的に行って、そして、一応そういう専門家のスタッフも恐らく市内で得られるというふうに考えております。したがいまして、せっかくつくる施設ですからなるべく活用されるのがいいわけでありますが、このいわゆる営業的に成り立たせるということは、かなりむずかしいかもしれない。これは交通上の位置もありますし、日野市の市の性格といいましょうか、つまり、日野市という地域で市民に一番求められるもの、あるいは求められるそういう役割りを果たすべきだ、このように思います。商業的に考えますと、まず建物の償却まで考えなくちゃなりませんが、そこまでは考えないといたしましても、この光熱費と申しましょうか、維持費程度のものは、ある程度経営的に考える必要があるだろうとこのようにも思います。それらの要件をそれぞれ整合できるふうに考えまして、市民要望におこたえをしていく、これが基本的な内容であると思います。恐らく市民の方々からもこれからだんだんと御意見が出てくると思っております。すでにできた後にどういうこの文化的な取り組みをするかということについても、よりよい御意見もちょうだいしております。今後のより具体的な諸問題をあらかじめ想定し、支障のないようにやっておかなければならない、このように考える次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　いま、市長から２点にわたって関連して答弁ございましたので、ありがとうございました。質問する予定には入っておりませんでしたけれども、かねがね社会教育活動の発展ということを教育委員会でも強調を議場でもされておりますので、いまから市民会館のそういう観点での活用ということを教育委員会もお考えになった方がいいのではないかという気がするわけです。そういう点でもし教育長の方でもそういう点考えていらっしゃることがあれば、一言答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

現在、児童生徒の音楽鑑賞教室等は、八王子の市民会館をお借りして実施している、そういうことで非常に音楽会等市民会館ができるのを期待している学校の現状でございますし、学校教育の場を通してもできるだけ活用できるような機会をつくっていきたい。なお、社会教育の場におきましても当然この市民会館ができるまでにつきましては、多くのその文化団体の方々が、この会館をつくるのに対して協力あるいは意見を出されてきている、そういう状況でございますので、社会教育の場を通してもできるだけ活発に市民の文化活動ができるような状況での計画を、また社会教育としても計画していきたい、このように考えています。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

日野市の市民会館がスムースに完成をいたしまして、そして、市民の企画による市民の利用というようなことで、ほかの市と違った特徴を打ち出してひとつ活用されるようそういう運営に市長を初め担当の部長、課長さんなどが努力していただくよう期待をいたしまして、この件について終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって５の１、市民会館完成後の使用料について、いまから市民参加で検討せよに関する質問を終わります。

５の２、市職員採用の年齢制限は、緩和すべきではないかと問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　市職員採用の年齢制限の問題でございます。

この問題は非常に微妙な点もあり、また、財政関係のことも配慮しなければいけない問題でございますので、質問としては、大変むずかしいものでございます。しかし、現在日野の市民の中に、非常に失業者がふえてきている。また、就職を望むに当たっていいことか悪いことかはちょっと言えませんけれども、公務員を志望する市民の方々も非常にふえてきております。そういう点で、私は市の職員採用の年齢の問題について現在のこの市民生活の状態、住民の状態から考えてもし改善できる点があれば改善すべきではないか、こういう観点から、この件を取り上げた次第でございます。市役所に就職する人たちは、本議会でもちょっと答弁がございましたように、新卒の人が多いわけでございます。新卒の人たちが就職をする目的というものについて、全面的に調べたわけではございませんけれども、大方の気持ちというものをいろいろの資料などで聞いて調べてみました。それはやはり労働条件の点、あるいは将来性の点こう

いう点で要するにサラリーマン労働者という立場から考えて、やっぱり市役所はいいというような方が比較的多いように聞いております。これが市役所に入ってひとつ市民に全面的にサービスをして、日野市民のために尽くそう、こういうようなもともとから公務員としてのそういう面を強調し、自覚して来る人たちばかりではないという状態もあるわけでございます。したがいまして、市役所の職員になった後は、市長を通じ、あるいは先輩を通じ、あるいは労働組合などを通じて、市役所の職員としての完成を目指して、各職員の人たちが努力をしている、そういう中で、労働者という立場とともに市民にサービスをするというこのいまの地方自治体のおかれた中での市民サービスの観点、こういうことも培われていくというような状態になっているのではないかと思います。そういう立場から、これについても１、２質問をしたいと思います。その質問に入る前に市長以下市の部課長の皆さんが、私の質問の真意を正しく理解していただくためにちょっとつけ加えたいと思います。それは、さきの議会におきまして、私の質問のことだと思いますが、一般質問がある議員からちょこっと取り上げられたわけでございます。もちろんこの議員さんの質問を聞いたからといって市長以下の方々の誤解が生じるということはないと思いますけれども、私の質問に関係しますので、若干の発言をしておきたいと思うわけでございます。これは日野市議会自由民主党の議員の方でございますけれども、一般質問がいかにもタイミングよく取り上げられて共産党の市議団の要望といえば巧みに予算化されていくということでございました。巧みに予算化されるという点は非常にこれはすばらしいことでございますけれども、これはタイミングよくこういう一般質問を取り上げるということではないのではないかと思うわけでございます。私どもの共産党の市議団の一般質問、あるいは私どもが関係している住民運動というものを市長以下よく理解をしていただきたいと思うわけです。私たちが毎年予算要求をする。あるいは住民の要望を受けまして一般質問を取り上げる、これは御承知のように私どもは、たとえば自治会、あるいは住民団体、あるいはさまざまな市への住民団体、あるいは個人の交渉を続けたけれども解決をしない。そういう住民の中から積み上げられてきた要求というものを正確に分析をいたしまして、毎年予算要求をいたしております。したがって、与党第一党だからということとか、あるいは共産党だからということではなく、私ども市議団のこの要求のやっぱり出し方というものが市民の全体の要望にかなっており、また、日野市の発展方向にも沿っている。私はそういうところから自由民主党の市議会議員の方が言われたように、私どもが、予算要求したものが確かにたくさん予算化されまして、市民の皆さんが喜んでいらっしゃるわけでございます。そういうことでございますので、ひとつ市長以下の皆さんが、ぜひ私どもの一般質問というものを正しく理解して、ひとつ今後活用していただきたいというふうに思います。また、日本共産党についてもいろいろのことをおっしゃる議員の方がおりますが、あえて補足しますと、日本共産党の歴史については、私ども最近日本共産党の６０年という大変科学的でリアルで全面的な歴史の証明に耐え得るような本も発行いたしておりますので、関係者の皆さんがぜひこういうものを読んでいただいて一部議員の予算要求が大変たくさん実現するからというやっかみでしょうか、そういうところの論点にごまかされないで、ひとつ私の質問を真剣に聞いていただきたいというふうに思う次第でございます。

具体的にはこの件につきまして、第１点は、市役所の採用の年齢というものをたとえば３０歳とかいうふうに決めるわけですけれども、その年齢をオーバーする人たちの市役所に採用してほしい。あるいは採用試験に加えてほしい、そういう要望というものが、いままであったかどうか、そういう点について市民の状況をお聞かせいただきたいと思います。

それから、第２点は、日野市の年齢制限と他市の年齢制限を事務職員、あるいは現場労働者、こういう点で比較をしてその違いがあれば教えていただきたいと思います。

それから、第３点は、高齢者こういう方々がやはり市役所に就職したいということで、問い合わせなどがあるかどうか、そういう点についても教えてもらいたいと思う次第です。

それから、４点目には市役所の職員を採用するに当たっては、どういうことを最大の評価の基準にしているのか、この点を教えてもらいたい。以上４点について質問をいたします。いま、日本全体が高齢化社会ということでございますし、先ほど申し上げましたように、非常に雇用が不安定である、失業者が増大をしている、こういうときでございますので、やはり市役所職員の採用に当たっても、そういう全国的な視野から考えていくということが必要な時期であるのではないか、こういうふうに思う次第でございますので、４点について御答弁いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、４点にわたります御質問にお答えしたいと思います。

まず１点の年齢オーバーの人が市役所の方に就職したいこの要望があるかないか、こういう

御質問でございますけれども、私どもの方にはそういう要望は、いまのところございません。

２点目につきましては、年齢別制限の各市の比較でございますけれども、これにつきましては、新規採用の場合の資料が手元にございます。まず６・３・３・４で大学を卒業された、こういう形の中では、日野市では２年間を見ております。ですから、したがって、２２歳で卒業された場合に２４歳まで受験資格がある、こういうことでございます。この方式を採用しておりますのが青梅、昭島、多摩市、八王子等でございます。それから、大卒１年までの市が、１年間の有効期限でございますけれども、これが立川、町田、武蔵野等が近隣市の状況でございます。

３点目の高齢者の就職につきましても、私の方にはそういう問い合わせは、いまのところちょうだいしておりません。

それから、４点目の採用の評価点でございますけれども、一応行政職とそれから技能職に分けるわけでありますが、行政職につきましては、筆記試験を行います。それから、さらに作文を書かせます。その上、さらに面接を実施して採用候補者を決定いたします。それから、技能職につきましては、作文を書かせます。それから面接を行いまして、採用候補者の名簿に登載する、こういう方式をとっております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　そうしますと、私は広報などで見ておりますと、３０歳までとか、いろんな応募の日野市の広告が出たりしております。また、住民の方々は、大変この市役所に関心を持っていて採用の問題でもいろんな問い合わせなどが私ども議員のところには来るわけでございます。そして、他市はたとえば現場労働者ですと、３５歳までだけれど、日野市は３０歳までではないかという質問なども来ます。そのあたりで大卒後２年、あるいは１年間という間しか採用試験に応じられないのか、あるいはもっと浪人したり、いろんなことなどあった場合はどういうふうになるのか。そういう点などについて、もっと細かい点があれば年齢として、どういう人たちを募集をしているのか、実態を聞かせていただきたいというふうに思うわけです。

それから、４点目に質問いたしましたこの採用の基準ですけれど、そういう筆記だとか何とかというやり方ではなくて、市の職員として、どういう人を期待し、採用しているのか。こういう点を聞きたいわけです。たとえば成績がよければ採用するのか。私がかねがね主張しておりますように、やはり市民サービス、自治体をそういう市民のためのものとして役立たせていくそういう積極的な精神といいますか、そういう点などもなかなかそれを新人に見出すことはむずかしいことでしょうけれども、そういう点などはしないで、単に成績だけで判断していくものなのか、その辺立ち入ったことは聞きたくありませんけれども、やはり一定の日野の市役所がいまいろんな意味で注目されている中で、成績だけということではちょっといろいろ問題もあるのではないかと思いますが、その点は十分配慮して、採用されているのかどうか、その辺も聞かせてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　採用のいわゆる採用時の評価の点でございますが、いわゆる学校の卒業の証明書、あるいは成績表を取り寄せます。それから、作文を書かせるわけでございますが、その中にいろいろ本人のいわゆる公務に対する気持ち、そういったものが表現されるわけでございます。それらについても内容を審査いたしまして、審査委員が４人ばかりおりまして、それぞれその作文を検討し、点数をつけていく。それから健康診断をやっております。これは市立病院の方に行きまして健康診断をやっておる。こんなような３段階、４段階に分けまして、いろいろな面からその採用候補者を決定している、こういう実態でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　年齢につきましては、先ほど行政職の方で申し上げましたように、大卒の場合は２年、大卒で６・３・３・４で卒業されたという場合には、２年間だけ受験資格がある、そういうことでございます。

それから、技能職につきましては、２５歳以下こういうことで私どもの方は現在募集をしております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　私の質問の真意というものが、総務部長の方になかなか伝わらないというふうに思うわけです。その採用試験というのは、なかなかむずかしいものであるというのも想像ができます。そういう中で、しかし私は今後の地方自治体のあり方というものを考える際に、やはり全体の奉仕者という立場、これを積極的に生かすという観点をやはり職員になる当初からやっぱりそういう適格者という者を選んでいく、こういうことに努力することが、その後の日野市政の発展こういうことにつながっていくと思いますので、具体的にど

ういう基準というものを提案はできませんけれども、形式的ではなく、やはりそういうことを重視した何十倍という競争率があるわけでございますので、選考に努力をされていただくように心からこれは希望をいたしておきます。

年齢の点でございますけれども、現場などで３０歳以下で募集の広報などが出たりしますけれども、こういうのはどういうことでございますか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　先ほど来申し上げている件につきましては、行政職あるいは技能職こういう形でございます。そのほかに特殊な職種がございます。たとえば看護婦とかお医者さんとか、こういった場合については、年齢制限は緩和する考えでおります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　そうすると、現場の看護婦さんとか、保母さん、栄養士、調理師、こういうのは年齢制限を緩和するということですが、どの程度まで緩和されていらっしゃるわけですか。その辺のことちょっと詳細にお聞かせをください。その辺ちょっともう１度答弁をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　ただいま申し上げましたのは、医師と看護婦でございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　私の記憶違いかもしれませんけれど、ときどき広報に出る募集欄は、３０歳という数字をよく見るんですね。市民からの問い合わせというのは、ほかの市はそれが３５歳なので、日野市は３０歳で切るのは早過ぎるんではないかというような御意見などが多いものですから、今回私この質問を取り上げた趣旨がそこにございます。そういう点で、医師と看護婦の募集は、看護婦がときどきございます。医師はございませんけれども、そういう点でもう少し何か柔軟な年齢制限の緩和があったのではないかと思うんですけれど、部長御存じないでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　たしか、前々年ぐらいまでは、一応市の調理員とか作業員こういうものにつきましては、３０歳を一応上限にしまして、募集したことはございます。それで、前年から、やはり一応技能職の平均年齢が４３歳でございますので、そういった意味において若返りを図る、こんな意味も踏まえまして、２５歳以下に技能職については、年齢制限をしたわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　その理由は、高年齢者がふえて人件費がかさむというようなことの理由ですか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　先ほど、竹ノ上議員さんの一番最初に御質問がございましたように、やはりこれにつきましては、一応年齢の職場内の一応職員の若返りとこういうことの一つの理由もございます。それから、いわゆるその年齢給の制度を採用してございますので、その辺の絡みもあるわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　質問の前提として私も申し上げましたように、財政負担ということなどを考えると、いろんな見方が出てきます。しかし、適材適所市民サービスを強めるという点では、私は単なる成績で職員をふやしていくということではなく、やはり市民感情などを知った職員というものが各地に配置される、あるいは学校給食であれば、子供たちのことをよく知っている人たちが、やっぱりそういう心の通った料理をするとか、さまざまな場で福祉教育、町づくり全般にわたって、やはり市民感情とぴったりくるようなそういう適材適所こういうことも今後必要ではないかと思うわけです。そして、財政の問題は、私はその次の問題である。やはり地方自治が進んでいくためには、そういう市民と血のつながった観点での市の職員のあり方というのが大事になっていくと思います。そういう点で大変複雑、むつかしい問題ではございますけれども、この年齢制限の問題について、もし市長に御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市役所の職員は、効率的な行政を行う意味で、その採用の際、年齢ということについては余り特別な配慮はしない、つまり技能職の場合も２５歳をいま限度としておる、こういう状況であります。そして、一方には、採用にはまたこの信頼をされる立場ということが大変重要でありますから、やはり一定の基準に沿って、つまり成績ということになると思っております。多少の配慮ということも場合によっては望ましいことかもしれませ

んけれど、それはちょっとなかなか入れる余地がない、そういう考え方を入れる余地がないというところに今日の制度のむずかしさと申しましょうか。どこから見られてもガラス張りであるということが特に行政の立場でありますので、政策的なことは、人事採用の場合には適用できない、このように言わざるを得ないとこのように思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは私の希望を申し上げまして、この件は終わりたいと思います。

この大卒であれば大体もう２５歳まで、高卒であれば最高２１歳までですか、それしか地方公務員になる道が日野市においては閉ざされるということは、私は最近の市民の構成、あるいは人材が豊富にいるこういう中では、やはり再検討すべき余裕があるのではないかというふうに思います。もちろんいま先ほど言いましたように、地方自治体に就職を希望する人が多過ぎて競争率も高いということですので、幾らでも年齢制限をしても市役所としては、大いに結構間に合っているんだと思いますけれども、そういう観点だけで私は市の職員を今後採用していくことでは、やはり今後の市民サービスという点で発展性がないのではないかというふうに考えているわけです。そういう意味で、今回の質問を取り上げました。したがいまして、今後やはり市民の世論、公務員に対する市民の気持ちこういうものも何らかの手段で世論の意向も調査をしていただく、そして、私は年齢が高くても実務やあるいは市民奉仕、体力、そういう点で優秀であれば、賃金についてもある程度高くなっても市民は一定の理解はしてくれる、こういうふうに確信をいたしております。したがいまして、そういう自治体の公務労働者といいましょうか、そういうあり方なども含めまして、この件について時間はかかっても結構です。今後高齢化社会にも向かうことでございますので、ひとつ御検討をいただきたいと思います。

それから、高齢者について市役所に入れるというのは、これはまた大変な問題だと思います。そういう意味では、高齢者の就職希望は、これは相当調査においても多いわけでございます。高齢者事業団と日野市との関係などもさらによく研究をしていただきまして、高齢者が自治体の関係の職場の中でも救済されて働ける。能力のある人は、その能力を市民として発揮していける、そういう場所もやはり検討していく値打ちがあるのではないかと思いますので、その辺についても御検討をお願いいたしまして、この件の質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって５の２、市職員採用の年齢制限は、緩和すべきではないかと問うに関する質問を終わります。

５の３、京王バスの乗客サービス改善策を促進させよについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　京王バスの乗客サービス改善については、たびたび議場でも取り上げてまいりました。きょうは具体的な問題でまだ残されている問題について、１、２質問をいたします。

それは、第１は、程久保地域への京王帝都のサービスの問題でございます。かねがね私が主張しておりますように程久保地域は、土曜、日曜、祭日など多摩動物園があるために大変な混雑でございます。非常にそういうために住民として交通が困難を来すこういう問題がずっと継続しているわけでございます。この点の緩和については、関係方面にいろいろ運動もいたしておりますけれども、なかなか今後も解決しそうにない、そういう状態がございます。そういう意味で私は京王帝都にも申し上げておりますけれども、日野市にも申し上げたい点があるわけでございます。特にこういう犠牲を受けている住民に対しては、市役所を通じてぜひ京王帝都に意見を出してもらいたい。程久保地域へのバスの運行時間の改善、それから、程久保方面に向かうバス停の改善、これをひとつお願いしたいと思うんです。これは京王帝都が努力すればささやかな努力で実現することでございますので、市役所が正式に申し入れていただければ改善するのではないかというふうに思う次第です。具体的には、程久保のたとえば中程久保というバス停がございます。ここは大変利用者も多いところでございますけれども、いすが一つもないわけですね。ほかにもいすのないバス停はございますけれども、こういう地域だけに私は京王帝都が配慮すべきではないかというふうに考えますので、程久保方向へのバス停、おりてすぐ帰るところはいいんですけれども、町に向かう上りといいますか、上り路線のバス停の改善というものをひとつお願いをしたい。そして、できるならば屋根がけということも注文をしたいと思うわけです。こういう点について市役所の方は、京王帝都に交渉されたことがあるかどうか質問します。

次は、京王ストアの前のバスターミナルといいますか、バス停のところの改善の問題でございます。この件は、市議会でも何回も話題になっておりますので、市当局が恐らく京王と交渉されていると思いますので、その結果を聞かせていただきたい。具体的にいいますと、一つは、やはり程久保方面に向かう多摩テック、動物園に向かう１番乗り場でございますが、ここのい

すを置いてくれという要望がございました。現在置いてございますが、そのかわりほかのバス停のいすがなくなったようでございますので、とにかくいすを十分に１個か２個置いていただくようにお願いをしたいわけでございます。現在は、１番乗り場に１個ありまして、２番目の乗り場にはいすが１個もございません。そういうことでこの辺の調整も兼ねて要望をしていただきたい。また、いままでしたとすればその結果を御報告いただきたいと思うわけです。

それから、同じ１番乗り場の屋根がけ、これはその後どうなったか。また、あわせまして立川行きの３番乗り場でございますが、このバス停の屋根がけ、これは先般京王帝都がつけますという回答が住民の方にもあったことも去年ございます。しかし、なかなかできておりません。そういう点で市役所としては何か努力をされてきたかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、日野方面に向かう５番乗り場のバス停の屋根がけこれもいろいろの何といいますか、解決しなければいけないひっかかる条例その他があったわけですけれども、しかし、そういう点を何とか工夫して解決するというお話でございました。そういう点で努力の結果をお聞かせをいただきたいと思います。

最後にこういうふうにいたしまして、都バスも一部通っておりますけれども、それも含めても結構ですけれども、私は市役所の方で、やはり市営交通ではございませんけれども、京王帝都や都バスこういう路線バスのバス停の乗客サービスの改善ということについて、いままでしばしば議会でも問題になっております。取り上げた議員もございます。そういう点で、 点検活動をひとつしていただきたい。もししていなければですね。そして、関係機関と交渉していただきたいと思います。そういう点検をしたかどうか。していないとすれば今後するかどうか、そういう点をお願いをしたいわけでございます。また、あわせまして、たとえば１例だけ出しますけれども、日本信販という住宅地ができました。ここの方々は、バスに乗るには、百草センターというバス停まで歩いていらっしゃるわけです。日本信販にもバス停を延長できないかという声などもございます。これは恐らく全市的に住宅がふえたところでは、いろんな要望が出てると思いますので、そういう要望についても、市の方にも来ていると思いますけれども、やはり総点検をして、今後一定の改善をしていく必要があるのではないかと思いますので、この点に関する市側の考え方をお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（田窪鎮夫君）　何点かの御質問があったわけでございますけれども、第１点のバス停の改善の中で、中程久保の件でございますけれども、これは、いすが現在ないという御指摘でございます。この件について私どもの方へは情報が直接的にはつかんでございません。したがって、この件については、いままで京王の方へ要望をしたという経過はございません。したがって、これはきょう伺いましたので、今後この件については、京王側へお伺いする際に、この本日要望があったということについては、要望をしていすの設置方については、ぜひ実現できるように努力をしてまいりたいと思っております。

それから、あと京王ストア前のバスターミナルの屋根かけの件、それからいすを置く件、それから、立川行きのバス停の屋根かけ、それから日野方面における屋根かけ等についての御質問があったわけでございますけれども、これは、昨年というんで、私はちょっと記憶しているんですけれども、議会でやはり御質問があったというふうなことを私も記憶をいたしております。その際、私どもで京王側に伺った際にもこの屋根かけの件については、行った際に、要望をいたしておるわけでございますけれども、一部屋根がけについては、消防上の観点等からちょっと困難であるというふうなことも指摘を受けたわけですけれども、その後確認と申しますか、行っていないわけでございまして、この件についても再度私どもで今度伺った際に、要望をはっきりまた申し上げて回答をいただくようにしたいというふうに思っております。

それから、これは点検をということでございますので、私どももできますれば、きょう御指摘いただいたようなことは、実際に担当者と現場へ行きまして点検をして、要望するべきものはするというふうにしたいと思います。

それから、もう１点日本信販への延長の問題でございますけれども、この点についても京王側にその可能性があるのかないのか、日本信販への延長については、たとえば具体的には、バスの折り返し場の問題とかいろいろあるとは思いますので、その点についても要望というか、こういう要望があったということで、京王側には伝えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　くどくどと申し上げません。一定の努力はされていることと思いますけれども、一つ一つについてチェックして、ひとつ京王と話し合いをしていただきたいと思います。企画課長も多事多忙であると思いますけれども、交通機関というのは、公共

的な性格のものでございますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。あわせまして要望をつけ加えておきますので、御記憶の上ひとつよろしくお取り計らいいただきたいと思うわけです。

一つは、高幡台団地のバスの始発をつくってほしいということ。また、これはすべての路線ですけれど、始発時間なかなか困難のようですけれど、始発時間をもう少し繰り上げてあと1、2台早いバスを出してほしいというのが、市内各地からまいっております。こういうこともぜひ京王との話し合いをしていただきたい。

それから、もう1点は重要な問題でございますけれども、私鉄の運賃値上げこれが話題になってきておりますので、こういう点でも市民の関心は大変高まっております。そのこともぜひ伝えていただきたい。また、循環バス路線については、先ほど一般質問で議論がございました。恐らくこの情報を市民が聞くと、そこに関連する何万という市民は、大いに歓迎するんではないかと思うわけです。したがいまして、私は、やはりいままで市議会でいろいろ話題になってまいりましたように、循環バスは、道路なり条件なりが整ったところから試験的にスタートさせる。そういう意味では、最初市役所から旧庁舎まで、その次は、市役所から七生までこういうことでいろいろ試行錯誤をやっておりますので、今回の件も話が煮詰まりましたら、やはり実験的にできるところから実験をして、そして、全市的にこの網の目を広げていく、そういう立場でひとつ御検討をいただきたい、このようにお願いを申し上げまして、この質問終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって5の3、京王バスの乗客サービス改善策を促進させよに関する質問を終わります。

5の4、パートで働く市民の課税最低額を年収１２０万円まで引き上げる世論づくりをについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは、4番目のパートの方々に関する要望の一つを取り上げて質問をいたします。

御承知のように現在中曽根内閣が軍事突出、福祉抑制型という形で政治の路線を国民に押しつけようとしてきているわけでございます。こういう中で勤労者が、あるいは中小業者が大変生活が厳しくなってきております。当然御主人の収入だけでは足りないということで、パートで働く人がふえてまいりました。ところが、現在パートの方々の賃金というのが1時間当たり

５００円前後、たとえば8時間働くと1カ月ですぐ１０万円になってしまうわけでございます。現在パートといいましても3、4時間のパートから8時間というのが本俸並みなんだけれども、パートと呼ばれているこういう方々も大変増加をしてきているわけでございます。したがいまして、年収もそれに応じて上がってきているのが実態でございます。こういう中で、私は課税最低額の問題は、政府の問題でございますけれども、地方自治体や地方議会こういう中でも一定の解決をしていく力として私は位置づけすることができるのではないか、こういうふうに思いまして、今回の質問をしたわけでございます。現在、所得税、市民税などの扶養家族の控除など人的な控除の額というのが、6年間ですか、そのままになっているのではないかと思います。所得税の控除が２９万円、都民税の方は２３万円でしたか、こういうことになっております。したがいまして、所得税の給与所得控除が５０万円までは無税ということになりますので、あわせまして７９万まではこれは税がかからないという形になっているわけです。ところが、このぎりぎり、あるいはそれ以上の方が大変日野市内ではふえてきておられます。そのために奥さんを扶養家族にするのかどうするのか、こういう悩みも出てきているわけです。元来この所得税、あるいは市民税というものは、私どもは年収たとえば２５０万、現在ではもっと上でもいいと思いますけれども、そこまでは課税をしなくてもいいのではないかというふうに思います。しかし、現在の政府の実態では、昭和５２年以来減税をしないために低所得者に対する税金の負担というのが非常にふえてきております。低所得者の方が、またパートも必要とこういうことになるわけでございますので、相当この問題は、改善をしていかなければいけないのではないかと思うわけです。1例を挙げますと、年収３００万円の方が、昭和５２年度所得税は1万３００円、住民税が1万8,６５０円合計いたしますと、年収２２０万ぐらいですね、2万8,９５０円の税金を払う。収入の中に占める割合は、1.3％でした。それが５７年の統計では、年収３００万にこの方はなっております。そうしますと、所得税が5万5,８００円、住民税が3万8,４７０円あわせまして、9万4,２７０円、収入に占める比率が3.1％、つまり3倍弱の負担になってきているわけです。これが高額とはいえませんけれども、年収1,０００万の方の世帯を見ますと、昭和５２年には税金の合計が１０４万8,１３０円、収入に占める比率は１4.1％、これが５７年度では１８６万6,５８０円、収入に占める比率は１8.7％、金額としては高うございますけれども、上がる率としては1点数倍というところになっております。したがいまして、いまの所得税や住民税のかけ方が、低所得、平均所得こういう人たちに高負担

になっているという結果でございます。国会の方で減税問題が論議されておりますけれども、これにも期待はいたしますが、私は、今回はこのパートの人たちを救済する方法、こういう点で質問をした次第でございます。具体的に質問をいたします。

第１点は、日野市に労政係というのがございます。こういうところで、現在、パートの実態こういうものをつかんでいるかどうか。つかんでいれば教えていただきたい。また、つかんでいなければ今後やはりここまでパートがふえてきたわけですので、その実態をつかむということが必要な情勢ではないかと思うわけです。こういう点についての担当部長のお考えを聞かせていただきたいと思います。あわせまして法律的には、どうかわかりませんけれども、市役所でできる範囲で結構ですけれども、パートや内職に関する相談窓口、こういったものをぜひ開設をしていただきたい、というふうに思うわけです。いま、パート、内職の週刊誌なども飛ぶように売れるということでございますので、そういう点で恐らくそういうことをＰＲすれば相談ごとがふえて市役所と市民の関係もまた密になっていくのではないかと思いますし、住民の方もプラスになると思います。第１点はこういうことでございます。

第２点は、市税の担当者としては、この件についてどう考えるか。当然税収が減るので私とは反対意見かとは思いますけれども、最低額というものが、所得控除の最低額というものが上がってくる方向が望ましいわけですので、いままでの変化と今後の見通しなども含めまして、市税の担当の方からお答えいただきたいと思います。

第３点目は、市長にこの件についての考えをお伺いいたしますが、これは具体的な問題のやりとりをした最後で結構でございますので、まず２点答弁をお願い申し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　第１点目の御質問にお答えをさせていただきます。

５５年の１０月１日現在、昭和５５年の国勢調査が行われました。その調査の中で、男女別１５歳以上人口の労働力状態の調査というのがございます。それを見ますと、日野市の就業者の総数が6万2,４０８人でございます、６万2,４０８人、主として主に仕事をしている方5万3,７９８人でございます。5万3,７９８人、さらに、家事のほかに仕事をしている方、この方はパートと思われますが、7,０８５人、7,０８５人、こういうデーターが出ております。数的にはこの国勢調査の結果を利用できるわけでございますが、御質問の人数以外の実態につきましては、私どもいまのところ資料を手元に持っておりません。聞くところによりますと、お隣

の八王子は、５８年度において、こういう調査を進めている、そういう話も伺っておりますので、八王子の調査結果なども参考にいたしまして、この日野市独自の調査についても検討をいたしたいと思っております。さらに、パート勤務者、パートに出ていらっしゃる方々への雇用の条件とか、そのほかいろいろの項目についてのパンフレットを用意いたしまして、パート勤務者への啓蒙をやっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　第２点の御質問は、ただいまのパートの収入に絡んで市税担当者としては、どう考えるかという御質問で、大変むずかしい質問で私も答えに困りますけれども、御質問にございましたように現時点のいわゆる所得税法では、パートの所得は７９万円でございます。それ以上の所得がございますと、いわゆる控除対象配偶者からはずれるという形になって非常に厳しいわけでございまして、私どもの方の市民税課の窓口には、こういう御相談に来る方がいらっしゃいます。ちょっとのオーバーによって控除対象配偶者からはずれるということで、非常にお気の毒の面が見受けられることがございます。しかしながら、現時点では所得税法でございますので、私どもの方としては、この処置については、いかような方法も取れません。ただこのことについては、いろいろ税担当者の中では、それとなく若干の改正はという声もあるようでございますけれども、財政状況から見ますと、これはまた逆なことがいえるわけでございます。そういうことで後ほど、市長の方からもお答えがあるようでございますが、やはりそういう世論づくりといいましょうか、市長会等の中で、こういうことを持ち上げ、関東市長会、あるいは全国市長会そういう形の中で、盛り上げていく必要があるんではないかというふうに思うわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　第１点の御回答でパートであろうというものが、昭和５５年7,０８５人という数字が示されました。これは、国勢調査でございまして、質問の仕方はいろいろございますので、私は、実態はこういうものではないというふうに思うわけでございます。パートということを強調いたしておりますけれども、パート及び内職というふうに言いかえたいと思いますけれども、日野市の就業年齢の人口その他から考えまして、現在のパート労働者、あるいは内職労働者といいましょうか。こういう方々はもっともっと多いのではないかと思うわけでございます。そういう点で調査をすることも検討するということでございました

が、パートをするからには、いろいろ何といいますか、市民相談的なことも含めまして、労政担当が適当かどうかはわかりませんけれども、いろんな家庭的な矛盾、生活上の矛盾もお持ちだと思います。私はこういう方々に対する市としてのサービスということで、パートや内職の窓口みたいなものですね、こういうことを置くことも検討すべきではないかというふうに質問したわけですけれども、この点についても、もし部長ないしは市長でも結構ですけれども、もし答弁があればぜひお願いをしたいと思うわけです。

２点目の質問については、結局具体的に今後こういう控除額、具体的な正式な政府関係、都庁関係そういうものは一切まだないということでございますか。その点ちょっと確認したいと思うんですけれど。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えが足りませんで恐縮でございます。

そういう運動といいましょうか、機運は目下のところございません。（「窓口ということについて」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問われるから何らかの答えをしなければならないわけですが、東京都には労働経済局という全く労働経済行政を行う局があります。このまだそういう面に力を注ぐだけの自治体に成長し得てないんではないかというふうに言われるかもしれませんが、ようやく労政担当をつくって、最小限のことをやろうとしております。そこで、確かに内職でありますとか、パート職でありますとかいう方々のこの生活に対するみずから何とか解決をしようという努力は、これは非常に激しいものがあるに違いないと思っております。いま、減税問題が国政レベルにおきましても最重要課題ということで、政府もまだ規模、あるいは時期は明言をしないながら、減税をするんだというふうに言っております。野党各党においては、まさにこのことに国民生活を守る意味でのこのことを焦点として、特に行政改革にある意味では対抗して主張をされておることを承知いたしております。そこで、その中で、本来吸収されるべき内容があるに違いないというふうには思いますが、やはり国民世論として、これらの最低課税限度額を高めるこういうことは、政府がその気になってないということは、減税を論ずるからにはないと思っておりますけれど、地域、地域でそういう世論を現実に基づいて主張をするということは、生活を守る闘いの一つだとこのように思っております。今日の日野市の行政

でどのようなことをやればそういう役割りに効果を持つかという点については、十分この市民の方々、特に婦人の方々の意識調査などを行うことによって把握できると思っております。そういう観点から、いま御指摘のことにつきましても関心を払っていきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　パートの問題は、市議会としてもまだまだ取り上げた回数が浅い歴史の問題でございます。また、特に最近パートや内職が昔に比べて飛躍的に増大をしてきているという事態の中でございます。今後とも市側と論争を重ねてこういうパートや内職をやっている市民の皆さんの救済と申しますか、そういう方向の実現をしていきたいと思うわけです。市長が答弁されましたように、国会でも確かに論争されております。しかし、私どもは、国会の方にも期待をするし、ちゃんと財源の保障も含めて具体的な減税案を出している政党もございます。また、そうじゃないところもございます。そういう中で、国会は国会として私ども期待をいたしますが、地方自治体サイドで、できる最大限のこの世論づくりというものをしていく必要をとみに最近は感じるわけでございます。冒頭申し上げましたように現在の政府中曽根内閣は、万人が認めるようにこの軍事突出路線、福祉抑制型でございます。そして、今度の減税も抜本的な減税策ではなく一定の金額を払い戻すというような形になるかもしれませんがその後、財界を初め政府がちらつかせているのは、間接税などのこの増税、このことがつきまとってくるわけでございます。そういうことになりますと、根本的には一般勤労市民や中小業者は救われない、こういうことになっていきます。私どもはやっぱり地方自治体並びに地方議会というものは、いまの政府はそういう形で地方自治体に対しても財政的な締めつけをしてきているわけでございますので、結局私は党派を越えて平和の方向、福祉を充実する方向、それから憲法を守る方向、経済力の民主的な再現という点でもやはり国民や民力のこういう育成、そういうことによる財政再建、こういう方向でやっていく必要がありますし、そういう中では、やはりパートの課税最低限を引き上げる、これが購買力を高めることにもなりますし、国民的な景気の回復にもつながるわけでございます。そういう点で私も一議員としては、そういう点でがんばりたいし、市長にもはっきり申されませんでしたけれども、市長会なり、さまざまなそういう市長として政治的発言ができる場で、ぜひがんばっていただきたいと思うわけです。特に日野市がまだそこまで実在として成長していないという言葉は私としては、考え方

が全く反対でございます。やはり市長と職員の皆さんが団結すればパートや内職の窓口こういう点でこそ努力をしていくことは可能だというふうに思いますので、ぜひ高級幹部の職員の皆さんも含めまして、私は全市職員にこういうことを問うて、こういう問題も市役所でやっぱり取り上げるべきではないかということで、ひとつ市長にがんばっていただきたいと思うわけです。また、市議会としても機会があれば政府に意見書を提案するなりいろんなことでお互いに協力をしていただければということも願いまして、この質問を終わります。どうもありがとうございました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって５の４、パートで働く市民の課税最低額を年収１２０万円まで引き上げる世論づくりをに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、よって暫時休憩いたします。

午後６時３２分休憩

午後６時４６分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

６の１、日野市財政を考えるについての通告質問者、籏野行雄君の質問を許します。

〔１０番議員登壇〕

○１０番（籏野行雄君）　いつもなら夕飯どきで、皆さん家庭でおくつろぎの時間だと思います。空腹の方もおられるし、お疲れの方が多いかと思いますが、それで、私の質問は非常に数字が多く出てまいりますので、無味乾燥になりがちの点もあるかと思いますが、いましばらくでございますので、おつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、日野市の財政を考えるということで、一般質問をさせていただきます。

国民経済を支える経済単位と申しますか、ちょっと表現は不適切かもしれませんが、まず家計があります。そして企業、そしていま一つ財政があるわけです。家計についての原則というのは、御存じのとおり、入るをはかって出るを制すというのが原則であります。また企業については、いわゆる最少の経費で最大の効果をというのはたてまえであります。基本的には。しかし、財政についていいか悪いかの判断というのは、非常にむずかしいわけであります。歴史

的に背景があっていつの時代でも、また、どこでも通用するというスケールはないわけです。さかのぼって資本主義の初期には、いわゆる番犬国家という思想がございました。１７７６年でしょうか、経済学の古典でありますウェルスオブネイションズ、国富論ですか、アダムスミスという方がおられますが、この方は、財政はなるべく何もしないのがいいんだ、要するに私人なり企業でできないことだけやっていればいいんだ。警察とか、司法、外交、最小限の軍備とか、こういうだけで用は足りるんだ。あとは何もすべきでない。何か手を出すことはかえって経済の発展なりなんなりに差し支えるんだ、こういう思想でございました。それが、思想が長く続いておったわけでありますが、資本主義経済も成熟してまいりますと、いわゆる景気循環が始まったわけであります。国家としてもこれについて対応しなければならない。国富論と並んでマルクスの資本論というのがございます。この説によりますと、景気循環が深刻になってくると大恐慌が起きる、そして、必然的に資本主義社会は共産主義社会に転化するんだ、こういう理論でございました。しかしながら、そのとおりにはまいりませんでした。そこで景気不況を克服するためにどうしたらいいかということが考えられまして、昭和初期からの財政による経済への介入ということが一般的となってきたわけです。いわゆるその理論基盤となるのが、ケインズという経済学者がおりますが、雇用、利子及び貨幣の一般理論という有名な著書があるわけですが、その学説の結論は、政府の大規模な公共事業支出によって、有効な追加需要をつくり出す、これが有効な不況克服策である、こういう理論であります。古くは米国のルーズベルト大統領がとりましたニューディール政策ですか、これがそれに当たるわけです。ごく最近の例では、日本の石油ショックを克服するために赤字国債の増発によってこの不況を乗り切った。これも一つの例であると思います。結果的には国債１００兆円、あるいは地方債を入れると１６０兆という赤字国債が残ってこの始末をどうするかという問題を残したわけでありますが、ほぼこれは企業努力がもちろんでありますが、この危機を日本経済は乗り切った、所期の目的を達成できたのではないかと思っております。いつでしたか、森田市長は、所信表明でどうもこの政策はおかしかったんじゃないか、もっと早く切り上げるべきではないかというようなことを言われました。私は忙しい体にかかわらずよくそれまで勉強されてそういう発言をされたのかと感心したわけでございます。ところが、どういうわけかと古賀議員に質問されまして、いや、これは私考えたんじゃない、一般に言われているから、それを紹介したまでだというので、そうかと私も多少落胆したわけでありますが、そんなことがありましたが、私

はそれまでどうだと言い切る自信はありませんけれども、ほぼそうだと思っております。国家の財政については、そのようないろいろの機能がありまして、そのいい悪いの判断は非常にむずかしいわけでありますけれども、自治体の財政については、そういう問題は抜きにしていい。そういう機能は望むべきもないわけであります。その判断の基準として、よく言われておりますのがまず第一に財政が堅実であるかということであります。これは言いかえれば、収支の均衡がとれているか、こういう問題であります。いま一つは、財政に弾力性があるか、こういうことであります。これは、経済情勢の変化なり、行政事情の変化に対応できるかどうかという問題であります。いま一つは、行政水準が市民生活の向上なり、その地域の産業の発展に対応できるような態勢にあるか、この３点が判断の基準だと言われております。６月の議会だと思いましたが、馬場弘融議員が、いろいろの財政手法という問題で質問されましたが、まずその辺から私入っていきたいと思います。

日野市は非常に市税収入が多い富裕団体だということが言われております。まず経常収支比率、これは経常一般財源連続的に経常的に自由に使える財源ということですか、それ割ることの経常経費充当一般財源、それは人件費、物件費、維持費、扶助費、あるいは公債費を指すものであります。これの収支比率ですね。これが約日野市においては、５６年ですが、７８.８％だと、８０％を超すと警戒ラインだと言われておりますからまずまずの成績ではないかと思います。その前に私話が前後しますが、この質問の資料として、自治省の発行している類似団体制市町村財政指数表というのを利用しました。これがそうであります。いま一つ東京都が発行しております、やはり同じタイトルの都下の２６市、あるいは他の町村の同じ指数表があります。それと日野市のこれと同じような指数を私、財政課へ行っていろいろ調べたんですが、それに対応するような指数は出てない。仕方がないので１日がかりで計算機片手にその１人当たりの人口の目的別、あるいは性質別の経費の金額を出してみました。それによってこれからいろいろ質問してみたいと思います。この類似団体というのは、参考のためにどんなふうな基準になっているかと申しますと、全国の六百何十の３７ですか、５６年現在、これを２８の類型に分けておるわけでございます。日野市はその４の５という類型に属するわけです。これはどういうような分け方かというと、まず人口１３万から２３万というのが、この類型に入ります。そして、三次産業が従事者が人口の６０％以上がこの４の５というのに該当するわけであります。都下ではたしか武蔵野、三鷹、立川、小平、府中、調布、日野、この７市がそれに該当するわけです。ほかに全国１８市あります。北から数えてみますと、小樽、釧路、苫小牧、それから、盛岡、関東に参りまして水戸、鎌倉、甲府市、それから関西へ飛びまして、津市、宝塚市、九州の別府市、佐賀市これが該当するわけであります。何か私そのときに感じたんですけれども、財政課へ行ってこういう資料が全然整っていないということは、ちょっと口幅ったい言い方になりますが、財政分析を普段してないんじゃないかと、年度別の比較はあるいはしているかもしれませんけれど、この資料がないことには、そういう正確な類型都市との比較なり何なりはできないわけです。どうもその辺いま少しこのような資料をよく整備してもらいたい、そのことを希望しておきます。話は戻ります。

それから、実質収支比率というのがあります。これはやはり５６年現在、5.5％だそうであります。これも都下市町村平均が３％でありますから、５％まあまあの線ではないかと思います。しかし、全国的にはこの実質収支比率も非常にいいところがあるわけです。ベストフィフティ、上位から５０番目ですか、これは２３％という市もありますし、５０番目でも９、何がしの数字が出ております。これは別にこれが実質収支比率がいいということは、必ずしもいいともいえないという批判もあります。というのは、財政は何も企業と違って余剰を残すことが最終目的でないんだ、何もそんなに金を残すことはない。金が残らないように市民のために支出すればいいんじゃないかという考え方もあるわけですが、これについては別にこれ以上申し上げません。さて、肝心の財政力指数ですが、これは基準財政需要額割る基準財政収入額ですね、これが1.０２という数字が出ております。これは、ここ何年かをとってみますと、日野市においても逐次５４年が９5.5という数字でありますので、向上をしていると思います。なお、武蔵野市は1.３６７、三鷹市は1.０４、この３市が都下においては、たしか普通の交付税の不交付団体になっておるわけです。ちなみに全国では、３８市だそうでございます。以上は紹介しただけにとどめますが、馬場議員も問題にされておりましたが、公債費の比率というのがあります。これは標準財政規模割る地方債元利償還金ということになっておりますが、日野市においては、公債費の比率が１3.1％非常に高いわけです。１０％以上は警戒ラインだと、２０％を超すと危険ラインだ、こういうふうに通常言われておりますし、都下の平均をとってみましても１1.4％、これよりも２％弱オーバーしているわけであります。この時点では、１９１億という公債額でございました。５７年末の決算では約２００億という数字が出ておるそうでございます。この公債費比率を近隣のさっき申し上げました４の５に属する都市の数字を出し

てみますと、立川は6.8、武蔵野は7.1、三鷹が7.8、調布は１0.8、小平は１2.4でございますけれども、府中が5.9ですか、非常に低いわけです。この１3.1という数字は、全国的にはどのくらいのところへいっているんだろうかということを調べてみますと、上から５０番目が１6.8ですから、約１００位以上ではないかと私はそう判断するわけです。どうも市税収入が豊富なのにどうしてこんなに公債費が非常に高いんであろうか、私は疑問に思っているわけです。いま一つ、実質債務残高比率こういう指数があるわけです。これはどういうことかというと、地方債現在高に翌年度以降支出予定債務負担行為ですね、これをプラス標準財政規模で割るとこういう指数であります。これが５６年には９５億２千７００何がしあるわけで、指数にしますと、２２０％非常にこれはべらぼうに高い数字であるわけです。ちなみにこのさっき申し上げました6市を見てもそのように高いところはないわけです。これも私非常に疑問に思っているわけです。まずその２点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　籏野行雄君の質問についての答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（大崎　茂君）　　お答え申し上げます。

ただいま２点ということでございますが、公債費比率と、実質債務残高比率ということだと思いますので、順を追ってお答えさせていただきます。

御質問のように公債費比率は、５６年度決算ベースで１3.1％ということで御紹介のありましたように他市に比べて高いわけでございます。これは内容を追ってみますと、ほとんどが義務教育施設、教育関係の施設を整備するときに起こした起債であります。他市も同じように人口急増で義務教育施設はつくっておるとは思います。しかし、その中での起債に依存した率、あるいは起債を起こしてもそのかなり早い時点で繰り上げ償還していったというふうなことも考えられます。そういうような中で、当市の場合は、繰り上げ償還は最近やっておりますが、従前の義務教育施設の残高が残っているというようなことで公債比率が高いというふうに判断しております。それから、実質債務残高比率でございますけれども、御説明にありましたように起債の残高と、それから、起債以外の債務でございますね。負債の残高を足したものを言うわけでございますが、これが高いのは、もちろん公債費の残高が起債の残高が高いということと、プラスそれ以外の債務がやはり予想より多いということでございます。その内容といたしましては、債務の方は、土地区画整理事業を行うに際しまして、当面は問題は生じませんが、将来にわたって支出をするというようなことで、たとえて申しますと、万願寺区画整理事業などは１６０億の事業計画その中で、新都市建設公社に仕事をお願いしているという中で、その仕事をお願いしておるとすれば、すべてもし新都市建設公社にお願いしていれば１６０億でございますが、すべてではございませんで、その５０％ぐらいがお願いしているわけです。これは万願寺が終わる１０年先ぐらいまでの仕事を一応契約をしておりますので、将来にわたって十数年先にわたって８０億台のいま債務があるということで、これの債務につきましては、年々5億とか１０億とか支払っていくわけでございますが、その中には国庫補助金とか、そういうような特定財源もあるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　　いま、財政課長の答弁があったわけですけれども、１点か２点指摘しておきたいと思います。公債費の残高の内容について私調べてみました。財政課長は、ほとんどが教育事業債だと言われましたが、実はそうではないわけです。191億のうちの９８億3,８７６万1,０００円約半分ですね、教育事業債はね、そういうことです。何か時間がないので、この問題は、この辺でとどめておきたいと思います。

次に、総論として財政規模について触れてみたいと思います。

一番客観的にほかの市と比べて財政規模が公平に客観的に判断できるのは、１人当たりの支出、これを計算するよりほかないと思うわけでございます。それをまず目的別に５６年度決算について調べてみました。日野市は、総額が1人当たり１５万6,058円、２６市が17万9,923円ですか、日野市の方が財政規模の支出が2万3,８６５円実に１3.3％少ないわけです。これはどういうことかというと、それだけ行政サービスが足りないとこういうことがいえるわけです。仮に公債費ですね。公債費がありますけれども、これは別に直接市民サービスに役立つわけでないので、これを控除した数字ですね、これが１３万9,９４０円日野市、２６市平均が１６万7,１１６円、それを比較しましても、実に８３％の行政サービス他市に比べて、ということがいえるんではないかと私は思うわけです。目的別が一覧表で書いてありますので、極端に違うところを申し上げますと、総務費がこれは3,０００円ばかり2万6,０００円に対して、2万3,０００円ですから、これは日野市がオーバーしている。民生費普通ならこれは言いかえれば福祉費ですから、これは多い。福祉費、福祉費とおっしゃられているわけですから、多いのが当然かと思いますけれども、マイナス4,１１６円という数字が出ております。土木費に至っては、日野市が2万3,１３６円、２６市平均が3万2,２３１円差が8,９９５円約9,０００円

の差があるわけです。公債費にいたしましても、これは日野市が1万6,１１８円、これは多い方がいいというわけにはまいりませんが、日野市の方が２６市平均よりも3,３００円支出が多い、こういう数字になっているわけです。これを性質別で調べてみます。日野市が多いのは公債費、これはさっき申し上げました理由でプラス物件費がこれも3,４００円ばかり多い。そのほかに投資的経費こういうのがあるわけですが、これが実に１万5,３１５円の差額がある、平均に比べますと６８％ですか、これしか社会資本の充実に予算が投じられていない、こういうことがいえるわけです。どうも私、この数字を調べてみて意外なことを発見したわけでございます。

さらに、今度は歳入についてちょっと調べてみたいと思います。日野市の、ちょっと待ってください。これも５６年度の決算ですが、日野市の歳入合計が１６万1,２３６円、２６市平均が１８万3,４８９円ということになっています。実に８７％、１３％２６市平均よりも歳入が少ないわけです。どうもこんな数字が出るわけはないと思って何度も何度も計算機で計算し直してみたわけですが、こういう数字が出るわけであります。内容を見てみますと、一般財源については、確かにプラス1,８６２円という数字が出ております。そのほかの一般財源以下の国庫支出金、都支出金、あるいは地方債、諸収入がずっと少ないわけで、このように逆転するわけでございます。この辺どういうことか、それについての意見を、これは市長かと思いますけれどもお尋ねしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財政診断ということは、恐らく個人に考えますと、健康診断にも匹敵するだろうと思っておりますが、多分人口急増の事情もありますし、それから、交付団体だということの理由もあると思います。また、恐らくもっと補助金やそれらのこの外資といいますか、外の力を導入するというふうなことが、多分御指摘の中に入ってくるのではないかと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　財政、すなわち財政は行政の裏づけでありますから、財政事情がどうも他市に比べて財政支出なりが十分行われていない、あるいは市税の収入が多いのに結局は歳入は他市に比べて少なかったということは、実におかしな話です。行政当局の熱意が不足しているんではないか、私はこう判断しております。

次に、市民税について調べてみました。市税収入ですが、日野市の市税収入が、１人当たり１１万3,４８５円、２６市平均が9万7,５２４円、確かに市税収入は多いわけであります。プラス1万5,０００何がしの数字が出ております。しかし、その内容を見てみますと、個人市民税はさほど多くない、日野市が4万6,８７６円、これは５６年度決算ではございません。５７年の調定額でございます。２６市平均が4万5,９６９円プラス９２９円です。それでは、どのようにこの最初の1万5,０００何がしの差が出るかというと、法人市民税が非常に多いわけであります。これが2万5,６０３円、２６市平均が8,１５９円プラス1万7,５４０円ですか、順序が違いましたが、個人市民税は全国都市の２４位だそうです。いい成績といえばいい成績ではありますが、これを２６市に比べてみますと、さほどよくない。武蔵野がトップで6万2,000小金井も5万6,０００、国分寺が5万1,０００、狛江4万8,０００、調布も4万8,０００、保谷が4万7,０００、4万6,０００という数字は、国立、小平と並んで約7位だそうであります。法人市民税を加えると、さすがに武蔵野の8万1,０００に次いで2位であります。ここで私申し上げたいんだけれども日野市では、法人について超過課税を課税している。どのくらい超過課税額の収入があるか調べてみました。５５年度からですが、５５年度、これは5億円超過分です。資本金が標準分が１８億、超過分が3億6,０００万総体の１６％が超過課税分、５６年度も約１６％、５７年が超過課税分が5億7,０００、約１4.5％という数字が出ております。日野市では、5億円以上資本金超過の会社が約９０社あるそうでございます。日野市ではどのような税率を取っておるかと申しますと、1億までは標準課税の１2.3％、1億円以上は5億までが１3.5％、5億円以上が１4.7％という税率になっております。この超過税率なり、標準税率がどういう場合にという適用したらいいのかという判断は、非常にむずかしいわけでございますけれども、常識的に考えて税収が多い、あるいは平均的な都市は、標準課税でいいんじゃないか。日野市のような市税収入の豊かな都市では、そんな超過課税までも取る必要はないんではないかというようなことも常識的には考えられるわけでございます。これを２６市のうちの他市の状況を調べてみました。日野市では5億以上が１4.7％、超過税率の最高が、地方税法によりますと、１4.7％ですから最高限度に取っております。ところが、5億から１０億までは１3.5％、１０億円以上でなければ、最高限度の１4.7％の税率を適用していない市が２６市の中でも7市あります。申し上げてみますと、武蔵野、三鷹、青梅、府中、田無、清瀬、東久留米この7市が日野市よりも超過課税の税率が軽いわけです。府中は5億まではたっ

た１２.３％、標準税率の適用しかしておりません。私が言うまでもなく、石油ショックによって企業は非常なダメージを受けたわけであります。減量経営なり、合理化によってやっとこれを切り抜けてきたという事情もありまして、一部の会社を除いて経営状況はそんなに楽なわけではない。また、そこに働く人たちの給料だっていまは官民の格差が逆転してかえって市の職員よりも待遇はよくないんじゃないかということも考えられるわけであります。石油ショック４８年の第１次石油ショック以来１０年の期間が経過しましたが、どのように企業が努力してきたか、これは、２、３日前の新聞でちょっと書いてあったのを記憶しておるわけですが、石油商品に弾性値という数字があります。これはＧＮＰが１％上がるのに石油の消費率がどのくらい上がるか、こういう数字であります。1,９７３年第１次石油ショックのときには、その数値が2.４％であった。５年たった７８年には、この数値が0.４％になってしまった。これだけ努力をしておるわけであります。１０年間にＧＮＰが５０％ふえた、国民総生産が５０％ふえたと言われております。ところが、石油消費は、マイナスの３０％、こういう数字が出ているわけであります。いまでは、大会社、大企業は悪ということで、それから余計取れるだけ取るというようなことではうまくないんではないか、５億から１０億日野市に１０億以上の会社が何社、あるいは５億から１０億が何社というその内容まで私調べられないので、調べておりませんけれども、５億から１０億というと、恐らく１０億以上はそんなにないわけですから、そんなに大企業ではないかと私思うわけであります。経営だってそんなに楽なわけではない。このような市税収入が豊かな市で、他の７市よりも余計な超過課税を取っているというのは、ある面においては、会社に対して非常に酷ではないか、また、会社の従業員に対して、私はそう思うんですが、これについて市長はどう思われますか。御質問します。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろの観察の仕方があるかもしれません。しかし、日野市は、日野市民に対する行政サービスというのは決して低い水準ではないと思います。しかも、一つの例をとりますと、三鷹市は１６万の人口に対して、小学校は１４しかない、日野市は人口１４万に対して１８か１９ある、ということを私は言った時期もあります。もちろん面積が日野市の方が多いわけでありますが、しかし、そのように要するに地域としてのいろいろな公共施設整備、あるいはそれらを総称して集積の利益という言葉も言われるわけであります。その意味で、企業にも十分サービスとしてお返しがしてある。このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　さっき私申し上げたんですが、これはおっしゃられることはどのようにでも言われると思うんですが、数字は事実を証明するわけでありまして、民生費なり土木費を２６市と比べてこのようにマイナスであるということで、これは偽りはない数字だと私は思っております。このことは、後ほど各論に入りまして、目的別にまた申し上げますので、そのときに見たいと思います。超過課税については、市長はどのような考え方をとっておられるか、この点いま一回聞いておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　超過課税ということもこれは、容認をされる範囲ということで、各市もそれぞれ一定の限度額に近い状態で課税を決めておる、このように思っております。

それから、いわゆる人口急増時代に先ほど言いましたような学校施設等を中心として、市民施設を急ぐことが非常に切なるものがあった、これらはすべて企業の繁栄に従業員の数の増加でありますとか、いろいろな面でまた反対給付になっておる、このように考えます。したがいまして、そうその企業の方からその課税率が高いということを特に指摘されたこともありませんし、お伺いをして日野市はよくやっているというふうにお言葉をいただいておる、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　余り一つのことに長く触れていたくないんですけれども、いまの市長の言葉には、私納得できないんです。企業から何も文句を言ってこないからいいんだということでは困るわけです。他市と比較して、このように超過課税が日野よりも少ないところもあるんだ、さっき申し上げたわけです。どうも富裕都市で他市よりも余計取っておるのはおかしいじゃないか。まして大企業ならそれくらいのお金は大した金額ではないかもしれないけれども、５億なり１０億の資本金のところが数十社あるわけです。そこはそんなに楽なわけはないと思うわけです。ただ言わないだけで、他市よりも、他の７市よりも２６市の中の余計な超過課税を取るのは、筋がおかしいではないか、こういうことを言っているわけです。どうでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　勉強する余地はたくさんあると思っております。十分それら

のことにつきましても関心を持って内部的な検討もしなければならない。このように伺ったところであります。

○議長（石坂勝雄君）　　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　　それでは、その点は市長のこれからの検討に期待したいと思います。

次に、一応各論に入りまして、目的別、経費別に一応何点か特に気がついたところについて質問をしたいと思います。

まず、順序としまして総務費ですが、総務費は２６市と比べると約3,０００円オーバーしております。これは、総務管理費ですね、これが約3,０００円２６市と比較して多いということ。それから徴税費も１人当たり3,１６４円ですか多い、さらに、これは失礼しました。徴税費については１００円程度ですか、戸籍費、あるいは住民費関係の支出も多少約２００円ばかり多くなっている、ということであります。この点については、私内容をよく調べてみたんですが、性質別に見ますと、積立金が多いということであります。管理費のうちの積立金これは何か市民会館なり、あるいは他の建物を建てるための積立金が多いということですので了解しました。一言徴税費について触れてみたいと思います。

５６年の決算の徴税費ですね、これは、市税については、平均収納率９７.２％だそうであります。これは２６市の数字よりも若干よくなっているわけであります。しかし、経過的に見てみますと、多少ずつ収納率は下がっております。法人税が５４年が９９.９％、５５年が９９.７％、５９年が９９.６％という数字になっております。個人市民税は、やはり同じ程度で５４年の９６.６％が、５６年では９６％と落ちております。この辺もだんだん収納率が下がっていくということを指摘しておきたいと思います。本来ならば他の市に比べて収納率はよくてあたりまえといえると思います。ということは、市税収入における、法人関係が非常に高率である、いま申し上げましたように実に５４年においては、９９.９％、５６年でも９９.６％という収納率を示しているわけでございます。これは、５８年末の数字でありますけれども、市民税においては、個人が６４％、法人３６％という数字になっておりますが、固定資産税について調べてみました。個人分が１４億9,８００万約４８％ですね。法人分が１９億7,９００万,５７％を占めているわけです。非常に徴収しやすい税金が多いということです。努力すればもっと徴収率は上げられるんではないか、私はこのように判断しております。収納コストについても同じ

ことが言えるわけであります。１００円当たり１円４０銭収納費がかかるそうであります。２６市平均１円７０銭ですからこれよりもいいには違いないけれども、平均ではおかしいんです。むしろ平均よりもずっとよくなければおかしいわけです。調布などはたった９０銭でこれを済ませておるわけでございます。さらに、１人当たりの徴税費、これは、５６年の決算の徴税費という額、あれはこうでしょうか、あれを５６年３月３１日現在の１４万4.６７１円で割った数字でありますけれども、日野市が3.２８５円、２６市平均でも3.１６４円、これよりも幾らか高くなっているわけです。ほかにももっと安いところも多いです。多摩、清瀬、府中あたりは二千五、六百円で済ませているわけであります。戸籍及び住民台帳費ですか、これも同じような計算で出しますと、日野は実に１人当たり1,７９２円という数字が出ております。市平均は1,６２１円ですから、これよりも約１７０円高い、安いところを探してみますと、たった秋川は、日野の1,８００円に対して、たった１人当たり６２０円きり使っていない。八王子、青梅、町田、これも７００円台で済ませているわけであります。この辺市民部長いかが判断しますか、質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　　まずお答えをさせていただきたいと思います。

御質問の第１点は徴税費の関係でございます。日野の場合は、いま御質問の中にございましたように、3,２８５円、市平均が3,１６４円で、日野が１人当たりが非常にオーバーしているが、いかがなる理由かということなんでございますが、私も実はこのことにつきましては、過日ちょっと伺いましたときに、不思議に思いまして、いろいろ調べました。しかしながら、今日までその調べが至りませんで、大変申しわけないと思いますけれども、実は、このことにつきましては、７、８年前だったと思いますが、創価大学のある先生がある本を出しまして、日野市の徴税費が高いという資料をお出しになったことがございます。そのときに、実はいろいろ担当の方で調べまして、まとめた資料が実はあるんですけれども、どうしても見つかりませんで、正確にお答えできませんので申しわけないと思いますが、実はいま、質問者も申されましたように、多摩市は、二千五、六百円で済むというような御説明がございました。実は、私どもの方は税三課につきましては、電算委託をいたしてございます。徴税費の中に、委託料が含んでございます。後刻御審議をいただく決算の中でもおわかりいただくわけですが、相当大幅な数値を徴税費の中に委託料が占めてございます。そういう関係で、わが市が3,２８５円と

いう数値が出てくるんだということがおおよそつかめたわけでございます。多摩市はどうかといいますと、多摩市の電算は、市の方でいまおやりになっております。恐らく総務管理費の中で、そのコンピューターの費用が計上されておりますので、徴税費の中に含まれてないということで割り出していきますと、そういう結果に相なるように思うわけでございますが、正確にお答えできないのが申しわけないんですが、大まかに申し上げますと、コンピューターの委託料が関係いたしておるということがいえると思うわけでございます。実は、私もそれでは私どもの方の税三課の職員が他市に比較しまして、はなはだしく多いのかということを調べてみました。ところが決して他市と比較いたしまして、日野市の税三課の職員多ございません。資産税につきましては、大体各市並みでございますけれども、納税課並びに市民税課の職員につきまして、類似団体の武蔵野、立川あたりと比べますと、かなり職員数は少のうございます。そういう中で多いのはどういうわけだということで、私たち実は疑問に思ったわけですが、実は、申し上げたような電算委託料の関係だ、これは、財政の方で毎年決算調べというのを提出をいたしております。その中で取り方が各市若干そこに相違があるということで、結果的にこういうふうに相なると思います。

それから、戸籍の関係は、私、実は詳細に調べてまいりませんで申しわけないと思いますが、1,792円が1,621円若干平均より多いわけでございます。これは、やはり2支所の関係かと私はいま直感いたしたわけでございますが、しかしながら、八王子のごときは、支所をたくさん抱えておるにもかかわらず、いま御質問なされましたように非常に少ないというようなことでございます。これは何かその決算調べの数値の取り方に誤りがあるんじゃなかろうか、誤りというよりも取り方が違うという結果でそういう数値が出ておるんではないかと実は思っておるところであります。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　　もし、何か数値の取り方でこのような差が出ているというんなら、それはそれで結構です。私はそれまでは検討することはできない。東京都の指数表によって計算したわけですから、それ以上の状況はわからないわけです。もし、それならそれで結構ですが、もし改正すべき点があったら、改善してもらいたいと思います。このことを要望してこのことは終わります。

何か余り時間がなさそうですので、今度は民生費に入ってみたいと思います。

民生費、内容は、福祉費であります。社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、それに生活保護費が入るわけであります。これは、他の同じ類型の6市と比較してみました。

まず総額ですが、日野が3万4,777円、6市平均が4万4,215円、実に福祉費は、6市と比べるとマイナス9,738円、6市の78％きり福祉費は出してない、どうも福祉、福祉とおっしゃられるわりには、福祉費の実質的な支出は少ないんだ、こういう数字が出ております。これを項目別に調べてみますと、社会福祉費が、日野が7,218円、他市が8,460円ですか、パーセントにして85％、老人福祉費が5,653円、6市平均が6,723円ですから、これも約同じ数字で84％、児童福祉費に至ってようやく他市と同じ水準で1万5,340円、平均が1万5,806円ですからほぼ同じ水準にあるわけであります。生活保護費は、日野市は非常に少ない。他市に比べて約半分であります。これは全国比でもそうであります。これは生活保護対象が非常に他市に比べて少ないという恵まれた状況にあるわけです。何か私は福祉、福祉と市長なりが声を大にして叫ばれるので、福祉費については他市よりも非常に多いんではないか、こう判断しておったわけですが、数字で見る限り、福祉費だって他の市よりも少ない。過日老人大会ですか、老人の代表の方が非常に市長さんが配慮されてて、おかげで日野市の老人の方は幸せである、このような意味の発言をされていたので、なるほどかな私感心をしていたわけですが、どうも宣伝ほどは老人福祉費も計上されていないんではないか、このように私は数字なりに正直に判断した、こう思っているわけですが、これについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　かなりやっているつもりではありますが、そのように数字で示されてみて、もう一遍私どもも十分そういった指数にのっとった再検討も行う必要がある。このように感じておる次第であります。

○議長（石坂勝雄君）　　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　　ぜひ数字は正直なんでこのような数字が出るわけです。口で言うなら何とでも言えるわけです。ひとつ真剣にこの辺も対応してもらいたいと思います。

次に、衛生費、労働費と商工費と続くわけですが、衛生費については私は比較検討をしまして、26市よりもあるいは全国よりも衛生費の支出は少ない、という数字が出ておりますが、これについてはさほど心配しておりません。民間委託が非常に進んでいるということで、ある

程度合理化が直営のところに比べて進んでいるんではないか、このように性質別の数字を見て判断できるようであります。

労働費ですか、どなたか先ほど労働費のことを一般質問されておられましたが、これは、非常に日野市は少ない。さっき申し上げました全国１７市の平均は、これは3,３６８円と出ておりますが、日野市はたった２２８円きり使っておりません。２６市でも５００何がしの支出はしておるわけであります。これは失対費が少ないという事情があるようでありますが、それでも非常に少ないわけであります。

商工費ですか、商工費も非常に日野は少ない。類型都市の平均が5,８５６円と出ております。２６市平均でも1,６２１円ですか、日野市はたった５８０円きり商工費に使ってないわけです。何が性質別に少ないかといいますと、補助費、つまり商工会とか、そういう会へのどうも補助金が少ないようであります。それと貸付金ですね。貸付金が非常に少ないわけです。何か市の状況が日野では商業が他市に比べてふるわないから、当然補助金も少ないのです、貸付金というのは、貸付対象がいないんで貸付申し込みが少ないんだというような弁解もあるようですが、どうも私はその辺は理解できないんです。商業あるいは工業振興策がおくれているんではないか、このように判断するわけです。7,３４７万の予算というのは非常に商工費としては、他市に比べて非常に少ないと言わざるを得ないわけであります。いかがでありましょう、質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（大崎茂男君）　お答え申し上げます。

ただいまの商工費の額がかなり少ないというような御指摘でございました。その理由についてもおっしゃられておられたようでございますが、確かに数字として少なくあらわれております。その内容といたしましては、補助費、その中で特に中小企業の事業資金の貸付金が少ないというような内容になっております。その理由でございますが、市内の金融機関を通しまして、事業資金を借りられるようにお願いしているわけでございますが、金融機関の協力がいいということになっておるようでございます。といいますのは、中小企業への資金を貸しつけるのには、市からかなりの預金をしてほしいというのが金融機関の要望でございますが、限られた予算の中での預金の中でそれ以上に市内の金融機関が自分の資金といいますか、を貸し出してくれているというようなことで、市の予算としては少ないんでございますが、貸出金については、

他市並みに借り出されているというように担当の方から聞いております。ただここで、貸し付けといいますか、枠、貸し付けの限度額を引き上げましたので、なおこの額が伸びてくるかと思います。そのようなことで、今回の９月の補正予算には、それの保証協会への保証料が当初１５０万でしたのを５００万増額いたしております。ということは、それだけ金融機関からの借り入れがあるということで、予算にあらわれていない陰の金融機関の力もあるかというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　私もある人に頼まれて、市の融資はどうだったかということで一緒に行って担当者にお会いしたことがあるんですが、非常に条件が厳しいわけです。なかなか市では貸し出しを認めようとしない。それはやたらに貸し出しをすれば、焦げつきができるという事情があるには違いないんですが、そのような厳しい条件を通過するのなら何も市へお願いすることはないんです。銀行で貸してくれるわけです。多少その辺を考慮して、それからそういう面も慎重に配慮願いたいと思います。

次に、土木費に入ってみたいと思います。

さっき申し上げたように土木費は、日野では非常に少ない、合計ですが、これは５６年の決算ですが、日野市が土木費が２万3,１３６円、これは１人当たりです。２６市が３万2,２３１円、類型都市平均が４万2,５９０円、実にパーセントに直しますと、全国比では約半分ですね、２６市と比較しても約７割という数字になるわけです。さらに、これを款項目別ですか、調べてみました。まず管理費はさておきまして、道路橋梁費です、道路橋梁費が、日野は１人当たり4,２８９円、全国が9,７５４円ですから、これのたった４３％に過ぎない。２６市が7,３３０円ですからそれの約５８％という数字になるわけであります。非常に少ないわけです。河川費は、これは日野には河川が多い、２６市の中でも河川を全然持ってないという市もあるようでありますから、日野は比較的多い数字が出ております。

さて、次に都市計画費でございます。これは街路費、公園費、下水道費、区画整理費となっているわけでありますが、まず総合計ですが、日野は１万4,１５３円、２６市平均は２万4,２６６円という数字が出ております。これも２６市と比べると、パーセントでは、たった５８％に過ぎないわけであります。全国比にしても６８％であります。さらに内容でありますけれども、まず街路費ですが、５６年には日野では１人当たりたった６２円きり使っておりません。２６

市で4,００２という数字、これはちょっとパーセントが出せないような低い数字であります。市民部長じゃないけれども、これは数値の立て方がおかしいということは、この数字に関しては私はいえないと思います。公園費ですが、日野が2,１８３円、２６市平均が4,９３５円ですから、これも半分弱です。４４％です。下水道費ですが、これも２６市に比べると6,８４７円に対して4,６９３円ですから非常に少ないわけです。さらに、土木費については、非常に２６市と違うものですから、これはこの年だけ何か特別な事情があったんではないかと思いまして、昭和５４年、５５年を調べてみました。同じような数字が出ております。いまの都市計画費と土木費を合算しまして、公園費についてはどうかといいますと、５４年がたった２０％、５５年が２６市平均２１％ですか、そんな数字です。道路費と街路費を合計しましても５４年が２６市が１万７５６円、日野市が4,３３６円という数字ですから、約これは４０％になりましょうか。５５年でも日野市が4,４８８円、２６市が１万1,３６２円、たった３９％に過ぎないわけであります。都市計画費につきましては、５６年が非常に少ない数字でありますけれども、どなたか問題のときに、この年は、これは馬場議員の質問のときでしたか、区画整理事業一段落して５６年は少なかったというような答弁をされてきましたが、確かにそのことはいえると思います。都市計画費につきましては、区画整理費が５４年５５年に関しましては、確かに日野市の方が多いようであります。しかしながら、都市計画費に下水道費を含めました都市計画費全体としては、やはり日野市の方がはるかに２６市よりも少なくなっております。いえることは、一番日野市で立ちおくれている、ないしこれから一生懸命やらなければならないのは、土木費なり、都市計画事業ではないか。このことははっきり数字にあらわれておるわけでございます。いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりと言わざるを得ません。つまり下水道にこれからとりかかる。下水道事業多分他市が比較的日野市より有利にあるとするならば、下水道事業がいろいろな情勢で早く取り組まれ、また、そういうところに投資が多く行われた自治と、それから、そこいらで日野市の状況と格差がある、このように推察はするんです。そういうふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○１０番（籏野行雄君）　市長は何か答弁を聞いておりますと、これから下水道を一生懸命やるからそれで償いますとこういうような答弁かもしれませんが、私は、それには満足しておりません。これは下水道費ばかりではありません。道路にしろ、公園にしろ、現実にいままでこれはパーセントは出しておりませんが、目的別のたしかパーセントも非常に低いわけです。ほかの支出が多い、といって民生費が多いかと思うとこのような数字であります。どうも私は、この辺理解できない。日野市の行政全般がどうも他市に比べて立ちおくれているんではないか、こう判断せざるを得ないわけです。

次に、教育費を調べてみました。これは、教育費は、確かに５６年の数字だけを見ますと、非常に少ない。２６市が４万2,５０９円に対しまして、日野市が３万3,７５４円という数字が出ております。私はこの辺については、教育水準ないしは教育施設は三中問題なりありますけれども、平均すればそう他市に劣ってはいないんではないか。ただし義務教育についてでありますけれども、ということで、これも５４年、５５年の数値を拾ってみました。５４年、５５年については、日野市は確かに２６市よりも教育支出は約１万円ばかり多いようであります。１人当たりですね。ですから、これについては、私とやかくは申し上げません。ただ、社会教育費ですね、社会教育費については問題があります。５６年、５５年、あるいは５４年の数字ですが、５４年におきましては、確かに日野の方がほぼ同じか、若干社会教育の支出がいいという数字が出ておりますが、５５年、５６年については、全然やはり５５年が4,１６０円、日野市が2,７４６円ですか、大分違うわけであります。さらに、５６年は5,５３０円に対して3,１３１円ですか、これほど差があるわけです。さらに、体育施設費についても調べてみました。５４年が1,６０２円これは２６市ですが、日野では７４７円、５５年が2,０８８円に対して９２４円、５６年が2,４３６円に対して1,０９７円、半分どころか半分以下であります。54年が４割ぐらいでしょうか。飯山議員が心配されるとおり確かにこの数字が示しておるとおり、体育施設については、日野が非常におくれているということが数字に証明されているわけだと私は思っております。

公債費ですね、公債費は確かに多いのは自慢したければ自慢してもいいわけであります。公債費の多いのは自慢できないわけですけれども、日野が非常に多い。最近また非常に多くなってきております。５６年の数字を見ますと、日野が１万6,118円ですか、２６市が１万2,８０７円ですから、１人当たり約3,０００円余計公債費については、確かに市民は余計負担させられているという勘定になります。これは、しかし逆な現象であって、公債費に資金が余計入って

いるのは決していいことではありません。

最後に扶助費、性質別ですね、についてちょっと触れてみたいと思いますけれども、時間がありませんので、扶助費だけ触れてみたいと思います。

扶助費いろいろあるわけですが、扶助費について日野は１人当たり１万7,３０９円という数字が出ております。福祉、福祉ということですが、扶助費に限って見ましても、扶助費を取ってみましても、日野は決して福祉の名に恥じないほど支出をしてないんです。２６市の２万3,８４９円に対して１万7,３０９円ですからその差約6,５００円１人当たり支出が少ないわけです。全国費は、実に２万8,０００円です。他の１６市は平均２万8,０００円の支出をしているわけでございます。非常に扶助費も少ないわけです。さらに、これを社会福祉関係、老人福祉関係、児童福祉関係、あるいは教育関係と分けてみます。社会福祉関係において、実に日野市は全国平均の５１％きり支出しておりません。老人福祉費についても同じく５９％です、ただし、児童福祉費だけはまあまあ見られる数字、こういうことでありまして、教育関係の扶助費も１０％ばかり全国平均よりも少ない。こういう実情を私は数字的に発見したわけであります。非常にこういう面で私この調査をしましてびっくりしたわけです。一体市の行政はどうなっているんだ、基本的にどうもおかしいんではないか、このように判断したわけで、また数字を見る限り、そう判断せざるを得ないわけです。どうもそれは非常に宣伝が上手だ、こういうことで私は、もし市民にそう理解されているならそう思わざるを得ないのです。

時間がありませんので、この辺にとどめておきたいと思いますが、要は財政課長、こういう分析をしょっちゅうされて、こういうことで、日野市はこういうことが悪いんではないかということがこの表を見れば一目でわかるわけですから、この辺検討されて取り組まないと、資料を提供してあげていただきたい。このことを要望しておきます。以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって６の１、日野市財政を考えるに関する質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後８時１４分散会

９月21日　水曜日　（第４日）

昭和58年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第25号）

9月21日　水曜日（第4日）

出席議員　（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員　（1名）

28番　石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	赤松行雄君
収入役	加藤一郎君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
企画課長	田窪鎮夫君	財政課長	大崎茂男君
水路清流課長	橋本栄万君	清掃庶務課長	小野宗市君
企画財政部副主幹	高野英男君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和５８年９月２１日（水）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

午前１０時１２分開会

○副議長（大柄　保君）　本日は議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が務めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２０名であります。

一般質問を行います。

７の1.　神明上都市下水路の事業促進による水害解消についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○12番（板垣正男君）　通告質問、神明上の都市下水路の事業促進による水害解消について、質問を行ってまいります。

市内には、幾つかの系統によります都市下水路の建設が進められております。すでに完成した個所もございますが、これから手をつけるというところもあるわけでございます。

従来より森田市長が表明を行ってまいりましたように、日野市の下水道計画の一環として、都市下水路の建設を行っているわけでありますが、水害の解消を早期に進めるということから、都市下水路の建設を先行的に行っているということに基づくものと思います。

御承知のように、市内の水害発生地はほぼ常習的に発生しております。私が今回、詳しく申し上げるまでもなく、たびたび、再三再四にわたって議会でも論議が行われてきたところであります。多摩平の６丁目を一帯とする水害発生地域、私は今回取り上げております、いわゆる四ツ谷下区域整理を行った地内の一帯、さらには南平の地域、そして西平山の地域等々あったわけでございます。

こうした水害発生状況を見るならば、早く手をつけなければならない、これは当然、市側の対応策となってあらわれてくるわけでありますけれど、西平山の地域や南平の地域、すでに下水管の工事が終わっているところもございますし、現在、工事を進めております黒川の都市下水路、多摩川の第２排水区の工事も完了しております。こういう地域の水害が解消されたり、あるいは、現在も発生はしておるものの、その度合いがだんだん軽微になってきているということなどの成果が見られているわけであります。市内全域のこうした水害対策が進行してまいりますと、長期にわたる計画の促進といいますか、長期にわたる地域の計画が促進されること

を、当然関係地域の住民が望んでくるわけでございます。

そこで、私は、神明上の都市下水路の事業の促進を中心といたしまして、今回、具体的な質問を行ってまいる考えでございます。神明上の都市下水路は、その区域約２００ヘクタール、５０年度から工事が始まったとされておるわけであります。一部地域すでに施行済の地域もあるわけでございまして、これらが延長されて多摩川に排水されるということになってまいりますと、この市役所の周辺の神明上地域、中央線から西側の大坂上地域、そして日野本町関係の地域、これらが含まれるわけでございまして、水害、雨水排水がスムースに行われる、水害の解消も行われるという見通しになっているわけであります。

そこで、第１点目の質問といたしまして、この神明上の都市下水路の工事の進行状況、そしてこれからの完成までの見通し等について、概略説明をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　神明上都市下水路の工事のこれまでの計画、それから、これからの見通しについてという御質問でございます。

神明上の都市下水路につきましては、日野本町と神明上地域の排水を目的といたしまして、昭和４８年に都市計画施設として計画がされたものでございます。集水面積は約１９５ヘクタール、延長といたしましては約1,４３０メーターでございます。管渠の埋設位置といたしましては、多摩川の東町にございます樋門のはけ口から国道まで、これは日野都市計画道路として２・２・１０号線が現在通るにつきまして、用地買収等が進められております。この２・２・１０号線に管渠を埋設する予定でございます。

それより先につきましては、甲州街道をクリアーいたしまして、日野市道を利用いたしまして、最上部分といたしましては、八坂神社の東側まで延ばす予定となっております。すでに、御指摘のように、一部工事が着工されておるわけでございます。特に東町の地域では、従来この地域のくぼ地であったところが浸水をしておったわけでございますが、この浸水を解消するために、５６年度及び５７年度の２カ年で樋管と管渠を埋設したわけでございます。これによりまして、従前からこの地域の浸水の、雨水等を排除するための動力ポンプが設置されておったわけでございますが、現在、これが完成した段階で、このポンプは不要となったわけでございます。浸水の解消が図られたわけでございます。

続きまして、これに接続をいたします上流の部分の事業の予定といたしましては、東京都が

現在、２・２・１０号線の用地買収を進めておるわけでございますが、５８年度中には仮称の立飛橋付近の買収が、本年度で一応完了いたします。これは、順調に買収が進んでおるようでございます。

５９年度には国道 ― 甲州街道のところから多摩川に向かいまして、買収を一部進めていきたいという予定になっております。中間部分、ちょうど２・２・１１号線と交差する付近でございますが、この付近については、現在、東京都の用地買収の考え方は、昭和６０年に実施をしたいという考え方のようでございます。これは一つこの地域に土地と登記簿との図面の不一致があった、いわゆる地図混地域がございまして、この解決を用地買収の場合にやらなければならないということで、その混乱地域の調査等を行い、登記簿との整合性を図っていくというような作業が進められておったわけでございますが、登記所との話し合いの結果、一応この問題についても解決を見たというふうに聞いておるわけでございます。

そうしますと、この中間部分につきましても、５９年度から部分的には用地買収が入れる状態になったというふうに考えているわけでございます。それで、この用地買収に合わせまして神明上の都市下水路の施行が行われてくるわけでございます。用地買収を行い、道路用地として、あいた部分に管渠を埋設していく予定になっております。

これとあわせまして、都市下水路と接続いたします２・２・１１号線の予定地の下に、仲田幹線といたしまして、雨水管が埋設される予定に、私どもは計画をしております。仲田の２・２・１１号線のこの用地につきましては、東京都が国から譲渡されるということで、ここの下には、５９年度に私どもとしては汚水管を埋設していきたいという考え方で、現在、計画を進めている段階でございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　概要について、いま説明がありました。６０年度を、ほぼそのころをめどにして工事がかなり進んでくるということが、おおよそわかるわけでございます。

そこで、私はさらに質問を行ってまいりたいと思いますが、いま、部長が説明いたしました２・２・１０と交差いたします２・２・１１の計画道路、これは東京都で国から無償譲渡されて道路をつくることになっておるわけでありますが、５９年度、排水管の埋設を行うということが明らかにされました。これに合わせて２・２・１０、２・２・１１の交差点から下流の方向、どう工事を並行的に進行させるかという点が、一つの私はポイントだろうと思います。

と申しますのは、四ツ谷下の区画整理事業で、すでに雨水排水、汚水排水の埋設管が先行投資されておるわけでございます。この排水管を何とか生かすということを考えていかなければならないわけでございますし、それを生かすことによって、私がいま質問を行っております、地域の水害を解消する抜本策にもなっているわけであります。

この仲田緑地内の２・２・１１計画道路に先行的に排水管を埋設することについては、過去にも議会の場で提起を行ってまいった経過もあるわけでありますが、市側も、来年度その工事を行う予定だということになってまいったわけでありますから、これは必ず東京都との協議を進めて、実行に移していただきたい、このことを強く要望しておきたいと思うわけであります。そして、２・２・１０と２・２・１１の接続点から下流、すでに完成しております樋門の部分まで、どう６０年度工事完成へとつなげていくかという点にあるかと思います。

私は、先ほど部長の説明によりましても、中間地点の、５９年度、用地買収にかかるという説明が、いまございました。従来、６０年度以降の残事業というふうに私たちは聞いておったのでありますけれど、用地の確定等がスムースにいって５９年度から用地買収に取りかかれる、こういう東京都の方針を明らかにしていただいたわけでありますので、大いに希望が持てる、こう私は、いま感じたわけであります。

したがいまして、２・２・１１の５９年度埋設、６０年度の２・２・１０の排水管の埋設というふうにつながっていくならば、６０年度には四ツ谷下地域一帯の排水が可能だということになってくるわけであります。

御承知のように、四ツ谷下の区画整理が行われました。それより以前、東京都の住宅供給公社の分譲造成が行われまして、人口がふえてまいりましたし、その後、今日に至るまで徐々に住宅もふえてまいりました。東京都の分譲 ― 東京都住宅供給公社の宅地分譲が行われ、入居が始まってから今日まで約１５年間経過してまいりました。当初、水害は発生していなかったそうであります。周囲が水田、あるいは畑であったわけでありますから、十分湧水地の役割りを果たしてあったと思います。

しかし、その後、四ツ谷下の区画整理事業が完成を行いました。道路、宅地等が整備されました。あるいは、宅地であったところに家屋が新設されるというふうなことなどが行われてまいったわけでありますから、水害が発生してなかった個所に、徐々に水害が発生するようになってまいりました。そして、今日では年２回、３回、多いときには３回程度、道路冠水を含めて水害が発生するというような状況に至ったわけであります。この間、若干の排水経路を変えるというような手直しも行われてまいりました。あるいは、用水路を掘り下げるというような手直しも行われてまいりましたけれど、しかし、年度を追ってこうした手直しが行われたにもかかわらず、水害の被害が大きくなるという皮肉な状況があらわれてきているわけであります。

こうして考えてまいりますと、抜本的な排水系統を確立する以外ないというようなことから、神明上の都市下水路計画も策定され、実行に移されてまいってきたわけであります。そして、今日、桑園跡地の払い下げに伴う２・２・１１計画路線の確定に伴って、先行的な排水管の埋設計画、５９年度工事着工というところまでこぎつけたわけでございます。

水害に対する市側の対応は、これは私がここで詳しく申し上げるわけではないわけでございまして、これまで再三再四議会でも論議されてきたとおりであります。住民側から見るならば、十分市側がその時点、その時点での対応が行われてきたかというと、決してそうではなかったようにも思います。これは、ただ単に対策を立てる、予算化を計上するということだけではなくて、直接現地に赴きます職員を含めて、十分な対応がなされてきたかどうかという点を考えるならば、決して十分ではなかったんではないかということを感じているわけでございます。

そこで、１歩進めまして、先ほど部長が申しました２・２・１０と２・２・１１の交差点から下流の方向、排水、樋門の地点までのいわゆる中間地点、東京都は５９年度から用地買収に取りかかるだろうといわれているこの地点の見通しと、排水管の埋設が現時点でどう考えられるか、見通しは持っているか、その点をひとつお伺いしておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。樋門から２・２・１０号線の予定地のところまでは、すでに管が埋設済みでございます。したがいまして、２・２・１０号線の用地買収が進めば、ここの２・２・１０号線の下に管渠を埋設することが可能になってくるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、一部地図混の地域があったために手間取っておったわけでございますけれども、東京都といたしましては、できれば早く用地買収にかかりたいという希望を持っておりますので、私どもといたしましても東京都の方に再度働きをかけまして、この用地買収が早くできるように進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　　今後、市側としても東京都に対する要望を強め、水害の実情などもよく説明して、一刻も早く排水管の接続、多摩川への放流ができますよう一段の努力をお願いしたいと思います。

次に、抜本的な都市下水路の建設の見通しも明らかになってきたわけでございますが、暫定的な措置が講じられないかどうかという点でございます。５９年度、６０年度と工事が順調に進んだとしても、あと２年はかかるわけでございます。場合によってはもっと、三・四年延長されるというようなこともなきにしもあらずということもあるわけでございますから、その間の水害対策としての暫定措置をどう講ずるかということも必要だと思うわけであります。約１０年来、毎年水害に見舞われるということが続いてまいったわけでありますから、一刻も早く水害のない、安心して生活のできる地域環境や、あるいは排水を確立してほしいというのは、これ、共通する住民の願いであります。

そこで、市側にも提起をしてまいりたいと思うわけでありますが、四ツ谷下区画整理で埋設いたしました２本の排水管、下水管、これを一種の遊水池と見立てまして、そこへ道路の冠水する雨水を排除する、こういう方法がとれないかどうかという点であります。

２点目は、民有地も含めて、桑園跡地の一角を遊水池として利用するということでございます。広大な桑園跡地もあるわけでございますし、暫定利用というようなことなども、事情によっては国側も許可するんではないかと思われます。暫定利用といっても、そう長い期間であるわけではないわけでありますから、跡地の一部を利用した遊水池としての利用、可能かどうか、２点目としてお伺いしたいと思います。

３点目に、中央線の西側から用水が引かれております。通称「四ツ谷用水」と言っているようでもありますし、正式名称もあるのかもわかりませんが、この用水が多摩川に沿って流れている用水と、いわゆる四ツ谷下のちょうど真ん中を流れている用水の２本がございます。この真ん中を流れている用水路を、北側の多摩川に沿った用水路に接続して、水害発生地の流量を少なくする、こういう方法がとれないかどうか、ということでございます。接続する地点は、中央線の西側の地域で接続するという方法をとれば、団地内、多摩川住宅内の用水路の流量が大幅に軽減されるということにもなっていくわけでございます。

この暫定措置を講じまして、都市下水路の完成までの水害を防止するということが必要だと

思うわけでございますので、以上、３点についての市側の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。まず、１点目の、四ツ谷下の区画整理事業に伴いまして、この団地の中に排水管が２本埋設されておるということでございます。これが遊水池的な役割りを果たすようにできないかといった御質問でございますが、ここで埋設されております管渠に、暫定的に雨水をためるということは、これは可能かと思います。したがいまして、その辺を十分現地調査等も行いまして、どの程度のものが貯留できるか、そういった点も一応検討した上で決定をしていきたいというふうに考えております。

それから、２点目の桑園跡地の、現在、あすこは公園として私どもの方で築造する予定になっておりますが、この公園の築造は、来年の１０月からをめどにしております。したがいまして、用地買収は、都が国から行われました後、工事の進捗状況を見合いながら、その辺については再度検討してみたいというふうに考えます。

○副議長（大柄　保君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは、私の方から第３点目のお尋ねに対してお答え申し上げたいと思います。

中央線より西側の地点で、現在ある用水路を構造的に流水を変えるような方法がとれないかという御質問でございますけれども、御存じのように、この用水路の関係につきましては、まだ下流の地域でかなり水田が耕作されておりまして、そういう意味では灌漑用水的な機能というものが非常に強いわけでございます。そういう意味から、水路の構造を変えるということは大変むずかしい問題ですけれども、抜本的な、先ほど都市整備部長の方からお答えがございました、近い将来への下水道関係の計画の抜本的な計画等にらみ合わせながら、検討、調査をしてみたいとは思っております。

それで、とりあえず考えられますのは、まず１つは、御指摘のように２本の用水路が団地内を流れているわけですけれども、中央線の西側で新坂下の樋管に流出できるような方法がとれないだろうかというのが１点でございます。

それからもう一つは、いまも申し上げましたように、日野用水の下ぜきの下流の部分の改修という問題が当然出てまいります。団地内に降った集中豪雨によります流水の経路というのは、主として第一中学校の前の日野用水の下ぜきに入ってまいります。あの辺の地帯の道路冠水な

ども、集中豪雨時には発生しておるわけでございますので、そういう点で、やはり下流の日野用水の改修という問題も当然出てまいります。

以上、２点ぐらいの暫定的な処置につきましては、検討をさせていただきたいと思っております。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　１点目の暫定措置でございますが、これはもちろん十分調査をしていただかなければ、即答はできないでありましょう。私たちも十分現地を調査して、どの程度の貯水量が可能かどうか等々を検討していただきたいと思うわけでございます。

先ほど申し上げましたように、雨水排水をすべてこの排水管に貯留させるということではないわけでありますから、道路に冠水する水量、その程度の貯水を行うという方法がとれないかどうかということでございます。もし、可能だということであれば、これも将来計画と合わせて排水経路をつなぐということができるわけでありますから、検討を行っていただきたいということでございます。

２点目の、国有地の遊水池利用計画でございますが、これは、来年度からいよいよ公園計画が始まるわけでありますが、一方、留保地もまだあるわけでございます。この留保地を利用するということも可能だと思うわけでございます。国側との折衝を重ねるなり、検討を深めていただきたいと思うわけでございます。

３点目の、用水関係の対策でありますが、先ほど私が申し上げましたように、いわゆる多摩川に沿った用水と、団地の中心を流れております用水は、桑園の手前で合流をしているんです。ですから、中央線の先で合流させるか、中央線のもっと東の、桑園の手前で合流させるかの違いだけだと思うんです。下流で耕作を行っているのは、これは私もよく知っておりますので、用水そのものをなくするということじゃございませんから、用水の流れが従来と変わりなく下流方向に流れていくということになると思うんです。

それから、先ほど部長が申し上げましたように、新坂下の樋管に接続するという方法も考えられるんではないかということでございますので、それも一つの案かと思います。果たしてできるかどうかは、ここで私は何とも申し上げられないわけでありますが、専門的な立場で検討をしていただきたいと思うわけでございます。

あるいは、集中降雨の際に、下流への流量が多くならないような、たとえばせきどめをする

というような方法が可能かどうかというような点も含めて、検討を行ってまいっていただきたいと思うのであります。

暫定策も含めまして、神明上都市下水路の建設を一刻も早く促進していただきたいということに話は尽きるわけでございますが、これまでの私の質問、担当部長の答弁等を踏まえまして、市長のお考えを最後にお伺いしておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内の小範囲の治水と申しましょうか、従来の地形を変更したために、しかもまだ、計画はありながらその抜本策を達成できないために、あちこちに迷惑な状況を発生しているということを痛感いたしております。

したがって、どこそこということに限らず、いま、この議会でもいろいろ御指摘がありますように、下水道事業を中心とする汚水、雨水の治水事業、これが今日の日野市政の大きな課題であるということは、論ずるまでもございません。

そこで、具体的に、この間、いわゆる四ツ谷下区画整理地域と多摩川団地の住民の方々の陳情を聞きました。つまり、当初は浸水がなかったのに、だんだん浸水の度合いが強くなってきた、これは行政の怠慢である、このような指摘でありました。因果関係については、私どもは言うべきことはあるわけですけれど、そういうことを住民の方に言ってもしょうがありません。何といっても解決することである、このように考えております。

したがいまして、都の事業に依存するという他力本願の事情もありますが、大きくは、いわゆる神明上都市下水の早期完成を図るということが、将来対策の最たるものであります。

それから、暫定措置といたしましては、いま、いろいろと御指摘の提案もございました。私は、先般の陳情をいただきました際に、民地にせよ、あるいは公有地にせよ、とにかく一時使用ができる、民地の場合に貸してもらえるような場所がありましたら、早速、遊水池というのはちょっと大げさかもしれませんが、水ための仕掛けをつくる、これがわりあい簡単に、当面の対策ではなかろうか、このように思っております。担当の方に指示いたしまして、そういう使える用地をなるべく早く探すように言っております。国有地が借りられると一番よろしいわけですが、何らかの方法を講じまして、とにかく一時の、難渋しておられる状況の解決を図りたい、このように考えております。

抜本措置と暫定措置をあわせることによって解決をしたい、こういう考えでございます。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　市側の考えも、大体明らかになりました。抜本策である神明上の都市下水路の建設促進、東京都との絡みもありますし、もちろん関係する地主の方々もあるわけでございます。十分なる合意、協議を重ねまして事業の促進を図っていただきたい。

そして、関係する地域の人たちの１０年来の悩み、懸案でありました水害を解消するという方向に全力を挙げていただきたいことを、最後に要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって７の１、神明上都市下水路の事業促進による水害解消に関する質問を終わります。

７の２、児童施設の応急対策についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○12番（板垣正男君）　児童施設の応急対策ということで、質問を行ってまいります。

この問題は、問題そのものは複雑でも何でもないと私は思います。非常に簡単な質問でもあると思うわけでありますが、しかし、やる気がないといいますか、なかなか重要性を感じないということになりますと、予算がそう莫大なものでなくても、後回しにされるという傾向が、どこの社会でも一般的には見受けられると思います。

そこで、具体的な質問へ入ってまいりますが、市内の新町三丁目四番地になりますか、中央高速道路の下に、新坂下児童遊園というのがございます。道路公団から用地を借用して子供の遊び場、いわゆる児童遊園がつくられているわけでありますが、その周囲をネットで囲ってございます。そのネットの一角が、土台が露出して宙ぶらりんのようなかっこうになっているわけであります。基礎となります土の部分が大きくえぐられまして、そのネットの下から子供たちが出入りする、あるいはそれを越えて出入りするというようなことも行われるでありましょう。そういう状況が続いてまいっているわけであります。

これは、最近、急にそういうふうになったということではなくて、かなり以前からこういう状況が続いております。私も現地を見てまいりましたが、こういう、いわゆる子供たちの遊ぶところに危険な状況が長く放置されているというのは、よくないのではないか。そこで、応急措置を講じなければならないというふうに私は判断いたしまして、あえて一般質問に取り上げたわけでございます。

場所、そしてその状況、危険性ということについては、市側担当部門で十分掌握されていることではないかと思いますので、早急なる対応を行っていただきたいと思うわけでございます。

担当が福祉になると思いますので、部長からひとつ見解をお伺いしておきたい。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問の新坂下児童遊園のネットの破損個所につきましては、先般、視察をしてまいりました。確かにおっしゃるような状況になっておりまして、非常に危険な状態だと私ども考えておりますので、至急に補修をいたしたい。

また、側溝あるいはその周辺も破損しておりますので、早急に現状復旧をしたいというぐあいに考えておるところでございます。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　早急に復旧するということでございますので、（「できちゃったよ、板垣さん」と呼ぶ者あり）それはそれとして、大変積極的な姿勢でございますが、念のため、いつごろになるか、この点だけをちょっと確認しておきたいと思うんです。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　予算の許す限り、早急にやりたいというぐあいに考えております。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　予算の許す限りということでは、十分な補修はできるかどうかということになるわけであります。これは、補修に必要な予算を確保して、早急にやるというふうにしていただきたいと思うわけでありますが、予算措置等については、それに対応するだけのものというのは、現在あるんですか。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今年度の補修個所、工事個所の中には計上されてはおりません。けれども、若干のゆとりもあるかと思いますけれども、もしも足りなければ補正等をお願いをして、早急にやりたいということでございます。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　きょうは企画財政部長にかわって企画課長が列席しておりますので、私は、何も新坂下児童遊園ということに限らず、市内全域の子供の広場等にこういう危険個所があるとするなら、早急に対応しなければならないと考えておりますので、担当部局からの予算等の要求があった場合、速やかに予算をつけてそれが着手されるように取り計らうべ

きではないかと思うのでありますけれど、それらの要望等があった場合、財政当局の対応をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　財政課長。

○財政課長（大崎茂夫君）　主施設といいますか、公の施設、あるいは公共施設、いろいろあるわけですが、児童施設につきましては、いまお話の新町の施設以外も数あるわけでございますが、そういう中で、個々にそれぞれの事情での予算が必要かとも思いますが、私どもといたしましては、１０カ所、あるいは２０カ所あるという中では、その修繕の優先度といいますか、どこが一番早く手をつけなければいけないかというようなところまで、財政当局としては判断がいたしかねるわけでございます。

そういう中では、大枠といいますか、そういう児童施設のための修繕として、ある一定額を、配当というようなことではございませんが、それに似たようなことで予算として見積もって計上しております。

先ほど福祉部長がお答えしましたように、現在ある予算は、どこどこと一応予定があっての予算でございますけれども、緊急性や何かによってそれを運用する。なお、不足することにつきましては、今後の補正や何かで検討していきたいというふうに思います。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○12番（板垣正男君）　以上で質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって７の２、児童施設の応急対策に関する質問を終わります。

次に、８の１、市内河川の浄化対策についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　説明者が来ていない。質問できません。（「いま迎えに行っています」と呼ぶ者あり）

私は、日野の生まれなんです。それで、日野の川で育って、川の水が汚れるのが非常に悲しい。子供のころは、朝、裏の川で顔を洗ったんです。その水をバケツにくんできて、廊下の掃除をしたものです。飲みはしませんでしたが、きれいでした。それはもう、いまごろはアユが下りてきておりました。そういう子供のころから美しい緑の水田地帯に育った私にとって、今日の私のふるさとの不潔な汚れは、本当に、みずからの血液が汚れるかのごとく痛ましく感じ

ているものであります。これを何とかきれいにしなきゃいけない。毎日のことなんです、私は、朝４時、夏は必ず起きます。この前、申し上げたんです。朝４時ですと、川の水がわりあいきれいなんです。３時ごろからきれいになります。水田に入れるんです、５時まで。これをやりませんと、水田の稲が倒れます。味が、非常にいま、まずいんです。私は、毎日自分でつくったお米を食べています。まずい。徳用米よりもはるかにまずい。しかし、このまずさをかみしめて、毎日、いつかはこの米をうまくしたい、こう思って食べているのであります。いつかはうまくしたい。いつかは、昔の日野の米のようなおいしいお米ができるように、日野の流れを美しくしたい。生まれた人にとっちゃ、当然な話なんです。自分が育ったとこなんです。この地、６２年生きてきたものですから。

そこで、きょうは、橋本清流課長さんも日野の生まれであります。あの人の家の前も日野用水が流れている。汚いんです。清流課長の家の前ぐらいきれいならいいんですけれど、すごく汚い、これも。

この間、御不幸にも通行の方がお酒を飲んで、転んで落ちちゃった。メタンガスが発生しているために、窒息して、その方は死んでしまったのであります。こういうふうに汚い。自分の家の前が汚いから毎朝見て、「これはきれいにしよう」とさせるために、清流課長に任命されたのかもしれません。

そこで、私はお聞きしたいんですが、昭和４８年に、４８年という年は日野にとって非常に画期的な年なんです。革新市政の誕生の年であります。と同時に、くみ取りの型から、簡易水洗便所への切りかえの年でもあったわけであります。そのときの人口、約１０万、そのうちの７万2,０００人が、当時、昭和４８年はくみ取りでありました。それで、昭和４９年に家庭用簡易浄化槽の調査を行った。これが約1,０００基あったんです。ですから、４８年ごろからぼつぼつ家庭用の浄化槽というのができてきたとみなしていいわけであります。その前からも若干あったかもしれません。

そこで、森田市長はまず掲げたことは、「清流を取り戻そう」という大スローガンを掲げたのであります。いいことです。この大スローガンを掲げて何をしたかというと、清流フィルターというのを約１万5,０００世帯に配付して、ごみが流れないようにしよう。私の家でもいただきました。それを設置しました。あれは１０日に１回洗わないとだめです、最低。

それから、半年たつと破れちゃいます、どうしても。だから１年に２個要るという計算にな

るわけですが、私は、マンホールが大きいから、あれは少し小さいもので、違う網をいま使っておりますが、その荒い網でも、とにかく毎朝１回洗わなきゃまずいんです、そのくらい。

そこで、この清流フィルターを配付するということは、いいことなんです。いいことですが、１万5,０００個配付された清流フィルター、それでは昭和４９年以降、どのように市民が市役所へ来て、それを受け取ってきているか。また、現にどのように清流フィルターが使われているか、調べたことがあると思うんです。恐らく、橋本君は非常に真摯な人ですから、みずから歩いて調べているに違いない。残念ながら、私は自分の日野の下町下河原の町内を歩きます。全世帯３７０世帯、２軒しかありません。

そこで、橋本君に、君が調査した結果はどうだったかを教えてもらいたい。この２点。昭和４９年以降どうなっているのか。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄万君）　お答えいたします。まず、第１点目の、清流フィルターについての配付の方からお答えさせていただきたいと思います。

９月１日現在で、１万4,３５９でございます。この清流フィルターを配付した年度は、条例を制定されました５１年度から配付いたしました。当時は7,７４３世帯に清流フィルターを配付したと。それから、その後は、５３年からは新築の家に対しては有料ということで、今日まできているわけでございます。内訳を申しますと、先ほどのトータルは１万4,３５９でございましたけれど、そのうち、当初配付した軒数が１万4,０５７軒でございます。それから、その後の新築の家に対しての有料で配付したのが３０２でございます。

それから、第２点目の追跡調査の件でございますが、今年度７月１日に新しく水路清流課ができまして、その後、栄町、新町を追跡調査で歩いてまいりました。簡単に申しますと、ほとんどの家がついていないというのが実態でございます。以上です。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　１年に、とにかくいま配付された家庭が、１万4,０５７世帯に配付したんだと。これは１年間使えると見てもです。使えません。使えると見ても、翌年はまた１万4,０００個要るわけです。ところが昭和５２年には、１２個しか出ていない。１２個、新しく。５３年には３９個、また５４年は７６個。はっきり言いますと、３００軒に１軒取りかえていないということなんです。はっきり言うと、３００軒に１軒か、５００軒に１軒しか

清流フィルターを使っていないということになるわけです。これはもたないんです、そう何年も。

はっきり言うと、清流を取り戻そうといって掲げたフィルター、なぜこういうふうなこと、やった以上は続けてやろうという努力をしなかったか。これは市長にお聞きしたいと思います。看板だけ掲げて、なぜ追跡調査もしない。これじゃ、全く、やってないと同じなんですが、なぜやらなかった。現に出てないということはわかるんです。３万個要るフィルターが、普通なら、１年に３０から４０しか出てない。おかしいと思わなきゃ変なんです、これ。なぜ追跡調査をしなかったか。清流を守ろうと思ったら、翌年も翌年も御自分で少しお歩きになったらいかがかと思うんですが。自分で歩かなきゃ。水路清流課というのがあるんですから。なぜ指示しなかったか。

市長の、この清流を取り戻そうという偉大なスローガンに対するこのようなやり方について、あなたのお考えだ。何か別の考えがあったんだろうと思うんで、お聞きするわけです。以上。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別の考えはありません。なるべく活用していただくということが、一番望ましいことであります。

そして、日野市に、特にかつての水の豊かな地帯が、開発等によって非常に自然の状態が変わってきたため、また、汚水等を処理する都市装置ができていないために、いろんな意味で生活排水が道路の側溝を通じ、あるいは水路を通じて、そうして河川を汚す、これはもう、新しく発展をした、あるいは日本の経済成長の人口都市に集中させた一番大きな公害的現象と言わざるを得ないと思います。

したがって、私どもの市では率先をして清流条例というのを定めました。その清流条例の内容は、行政の責務、それから市民の責務、そういうことで組み立てられてあります。日野市、つまり行政は下水道事業を興し、また、必要な施策を行うと。また、市民はその施策を受け入れて、そうして何らかの沈でん ― 沈でん槽といいますか、あるいはろ過装置、これらの経た水でなければ、公共水域の水面に放流してはならない、まあ、その「ならない」という条例がつくりにくいものですから、放流をするよう努力する、努力しなければならない、こういう決め方になっております。清流フィルターは、その一つの施策といたしまして、当時の合併処理、ないしは下水処理のされてない地域のそれぞれの家に配付をした、こういうことであります。

そうして、いま、確かにこの装置の一つの欠点は、しばしば掃除をしなければいけないことであります。壊れるということは、大事に使えば壊れることはない。私のところでは、当初のものを今日まで使っておりますが、壊れもいたしませんし、洗いさえすれば十分役立つ、このように経験をいたしております。

ただ、いま問うておられるところの、それの後追いをなぜしなかったかということであります。後追いは、これはもちろん指示もいたしましたし、担当も努めて、モデル地区をつくるとかということも努力したように思っております。その指導不十分といいますか、そういう点はありましたので、水路清流課を発足させるとともに、フィルターの活用のことについても十分機能させたい、市民の理解を得たい、このように願い、かつまたそういう取り組みを進めようとしておるところであります。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　とにかく１０年間に３０２個しか出てない、だから。一番最初配ったのが１万4,０５７です。これはもう数字が明確に示しているんで、しかも歩いて、下町は２軒しかない。栄町、東光寺、四ツ谷方面、いわゆる日野の上流部分ですらほとんど見かけないというのが、橋本課長が初めて歩いたわけだ。いままで歩いた職員はいなかったわけです。多分にして。というのは、市長の指示がどっかで消えちゃってたわけだ。どこで消えたか知らないけれども、消えていた。まあ、これを追及してもしょうがないんで、言いますがね。

ところが、同じことをやっている市が二つあるんです。長野市と佐久市であります。この状況について、清流課長のひとつ報告を求めたい。日野と同じことをやっています。

○副議長（大柄　保君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄万君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

日野市と同じような清流フィルターというのは、佐久市ではやっておりません。佐久市のやっている方法というのは、皆さん御存じだと思いますけれども、あすこは非常に養魚、コイとかそういうものに対して非常に神経を使っているところでございまして、水が汚ければそういうものはやっていけないということで、まず、部落単位、集落単位で共同施設をつくりまして、それで処理をしているというのが実態でございます。

それから、いま古谷議員さんからありました、長野県で佐久市以外には、最終の放流のところにため升をつくりまして、そのため升に一たん落としまして、表面水だけを放流すると。それで、底に残った汚泥については市町村で無料でくみ取りをしてやるというようなことをやっております。

それからまた、長野県自体がそういう施設に対して補助金を出しております。そういうことでございます。以上です。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま、御承知のように佐久市では、日野と同じように水田地帯です。水田というのは、水がきれいじゃなきゃ、おいしいお米がとれない。とれなければ農業を続けることが不可能です、売れないんですから。日野の水田をごらんなさい。荒れ果てております。

私どもは、やはり日野は水田地帯で水がきれいなんです。水がきれいなところに、清らかな心を持った人々が育っていったのであります。関東武者というのは、そういうところから ― 坂東武者は、そのような地域から育ちます。日野の誇りの土方歳三のあの気持ち、あれは、この水の美しさから育ったものであります。いま、日野の市民は、この汚いどぶの水の中で、かわいそうに夢少なき人生を送ろうとしているのであります。

食べてごらんなさい、１回、日野の米を。１０年前の米と、いまの米の味を。これは、恐らく何人かの人は食べていると思う。滝瀬敏朗君も食べているでしょう。高橋君も食べていると思う。味がまるっきり違ってきている。恐ろしいことです。この清流を取り返す、清流フィルターだけでもせめて市で十分に、これはむずかしいことじゃないんです。

そこで私は、いま申し上げるんですが、家庭用の簡易浄化槽の調査をこれから始めようとしている。いままでどこの家がたれ流しているかわからない。わからないから調査しろと、市川資信議員が２年前に言ったわけです。それと同時に、この清流フィルターを調査、使われてない家には使うようにお勧めするなり、もう１回配付するなりすべきだと思うが、市長、どう思います。この考えはありませんか。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第１回だけは、原価８００円だったと思いますが、条例の趣旨に沿って無料配付をし、一応普及をさせました。その後の建つ家については、やはり条例で、条例の規則にあると思っておりますが、建築業者が装置しなければならないと。つまり、本来ならば一々点検をして、そうしてそれを確認をすべき仕事でもある、こういうことであります。

全部壊れたというふうに私は思いませんが、再度有効であり、市民にももっと理解をしてもらって、効果を挙げるための施策として、また希望者に配れということに、いま指摘もありますし、そのような考えも持っておりますので、再生活用をする方途を考えたい、そのように思っております。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ、清流フィルターを配るというのは一番簡単な方法で、それほど大きい効果はないけれども、それでも５０％ぐらいの効果はある。

長野市のような方法、いわゆるためますを各戸につくる、そういう方法であれば、ちょっとお金がかかる、８００円じゃできない、とてもそれは。沈でん槽式なものをつくるわけです、小さな。これ、長野市は半分補助金を出している。これなら７０％の効果があります。

もう一つ、もっといいのは佐久市の方式です。各自治会ごとに、小さな簡易処理浄化槽をつくる。これは佐久市です。これを１００としますと、大体、佐久市の方式でいくとＢＯＤ１０以下になります。いいですか。

私が求めているのは、水田の稲が何とか育ってほしいから言っている。アユが帰ってきてくれとか、フナがまた戻ってきてくれとか、ヘラブナ釣りたいとか、それほどのことをいますぐできるわけがない。行政の怠慢ははなはだしいのであります。しかし、それを責めてもしょうがない、もう。現実の問題として、三つの方法がある、いま言ったように。一番簡単なのが日野方式だ。その次が長野市の方式。その次が佐久の方式、もっとあるんですよ。もっとりっぱな方式は、北多摩郡調布、国分寺等でやっている建設省方式なんです。だけれども、そこまですぐやれと言ったって無理だから。

来年すぐできること、あしたできること、それは清流フィルターを配ること。

ことしじゅうにできること、長野市方式なんです。ため槽をつくること。

来年いっぱいかかるということになれば、佐久方式。

なぜ私がこれを言っているかと。三菱銀行に６１億貯金しておくよりは、いいんじゃないか。たとえ８００円として１万個、８００万円です。１個８００円としても８００万円。３万個として、2,４００万円。利息のごく一部を充てりゃいいわけであります。だから、いますぐできることをなぜおやりにならないんですかと、いま御質問しているわけです。

清流という看板を電車の中から見えるようにしておいてです。それなら全部下ろしちゃいな

さい、そういう言葉を。日野文書の中から。それが私は清流条例をつくった本人の良心だろうと思う。人間は良心がなきゃいけません。自分が清流ということをつくる以上は、それに対する何らかの行動が起きていなきゃおかしい。何らかの行動が必要だから、もう一度質問しているわけです。

もう一度やったらどうですか。１回テストをしたけれども、１回目は失敗でしたと。しかし、もう１回挑戦しよう。５回も１０回もやれといっているんじゃないんです。それほど条例をつくった人の良心が映るなら、少しは市民の良心に響いていきますよ。共鳴というんです、これを。共鳴というんです。こちらが良心があれば、いつかは、少しはわかってもらえる。少しはわかってもらえるというのが、普通 — 全くないということは、あるかもしれませんよ、それは。わかりませんが。

清流条例というものをつくった以上、行政の責任として。もう使ってない、家にないんですよ。本当に１０年、市長さんは１０年間もちますとおっしゃったけれど、まあ、それは使い方にもよるでしょうね。だけれど、現にない。現に壊れて捨てられている。現に、もう２、３年の間にずいぶん私の家の用水に流れてきていました。よく拾っちゃ、危険物の箱の中に入れていました。上の方から流れてくる。フィルターの枠ですね、壊れているんです、もう。

ことし、どうです、もう１回挑戦してみませんか。これは簡単な方法なんです。安くて。市長、回答をお願いします。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すばらしい提言でございますので、実現をしてみたい、挑戦をしてみたいと。これはもう、願ってもない激励だ、このように感じております。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そこで、私は、この方法ではもう日野の用水は救えないんです、将来は。間違いなく。だけれども、ないよりはいい。５０％はいまのところ何とかいくんじゃないか。ＢＯＤが１５以下ぐらい、２０以下ぐらいには何とかいくんじゃないか。用水に水さえ入れて薄めれば、というような気がするんです。水田の米も少しは味が戻ってきはしないか、こう思うんです。

そこで、次に根本的な方法を抜本的に、これだけ頼っていられないんですから、清流課としては抜本的にはどのような方法で、佐久の方式でやるのか、どういう方式で日野の用水を —

魚が住める程度ということは言いませんよ。植物が伸びられる程度だ、順調に ― 取り返そうとしているのか、そこのところをちょっと説明してください。

○副議長（大柄　保君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄万君）　お答えいたします。これを、まず生活雑排水に対しての対策の問題でございますが、基本的にはやはり流す方がきちっとやっていただくようにならないと、これが基本だと思います。こういう点については、今後われわれの方でも住民の方々にＰＲをいたしまして、そういうのは徹底していただくというふうな形をとりたいと思っています。

それから、全市を対象といたしましてこういう浄化というのは、非常に住民運動の中にしてもむずかしいと思います。そういう中で、ある程度ブロックを決めまして、そういうブロックをモデル地区といたしまして、そういうところへ市が積極的に入りまして、そういう浄化の問題等を話し合いながら水をきれいにしていきたいというような考えが一つあります。

それから、水路の方の関係でございますが、その浄化の問題でございますが、先日も部長の方からも答弁がございましたように、今年度から各水系ごとに水槽を検査いたしまして、１年間そういう水質を検査したものをバックデータといたしまして、基本計画をつくる。それで、この河川はどういう汚れを来しているか、それで、季節によってはどういう変化があるかというようなものを一応出しまして、そこで機種を選んで実験的に採用をしていきたいという考えを持っております。

そういう形で、流す方の家庭、それから水路の浄化というのを一体となって、今後、十分に検討をしていきたいということでございます。以上です。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　水路の汚染度を調査して検討したいということですが、これは水路の汚染についてすでに検討しているとこがある。先日、建設部長が建設省の研究所で７年間も研究した方式、１セット約5,０００万円、これを多摩川に設置して、現在、非常な成果を挙げている。野川の水をきれいにして多摩川に出している。１８セットつくったんですから、5,０００万ですと９億円になる。これは川が大きい、水量が大きいんですから、これは多摩川ですから、これはあんまり、日野にすぐ該当しろといっても無理、大きい。こういうふうなものを、いま研究しなくもせっかく建設省の研究所でやってくれたんだから、１カ所設置してみ

たらどうかね。どこでもいいというわけじゃありませんが、先ほど板垣君が言った用水でも結構でしょう。いずれにしても用水、あるいは汚水というのは方々にある。

そういう課長の考えはないかどうか、その答弁、清流課長。

○副議長（大柄　保君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄万君）　お答えいたします。これは、私ちょっと、先ほどもつけ加えて言っておけばよかったんですけれども、水質というものは非常に幅が広いわけです。たとえば、いま日野市内に流れている水路の透視度をよくするとか、それから全くＢＯＤとか、それからほかの燐とか窒素とか、そういうものを除去するんだというふうな形によっては、浄化装置が全然変わってくるわけでございます。

市民が私は願っているということは、まず水がきれいで、見た目がきれいで、子供たちが入っていけるんだというのがねらいではなかろうかということでございます。そういう意味からすれば、いま古谷議員さんがおっしゃいました、建設省でやっています野川の浄化の、礫間接触酸化方式でございます。これはＢＯＤの除去とか、燐の除去、それからＳＳの除去というものができるわけでございます。

これは、非常に水量の多い野川からとっていますから、いまの現在ついている施設は、非常に大きいんでございます。これを、では日野市の方にそういうものはセットできるかというのは、一応技術的に検討したところ、２０メートルぐらいの長さがあって、幅が５メートルぐらいあれば、日野市の用水路ぐらいの関係の水除去はできるだろうということで、設置は可能でございます。

ただ、問題は、それをつくる用地の確保があるということでございます。そういう面からして、今後はそういう適当な場所を、用地が確保できるような場所を見つけまして、積極的にこういうものを実験としてセットしていきたいという考えでおります。以上です。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　用地について、私は非常に、簡単という言葉は変ですが、楽に考えている。たとえば日野緑地、あの下へつくる。高いですから、日野緑地のところへつくって日野の清水をきれいにする。

豊田なんていうのは、ひどいものですよ。私たちが子供のとき、よく豊田の小学校のあの辺は、みんな、どこでも水が飲めた。ザリガニはたくさんいました。いま行って飲める水なんか

一つも、カニもいませんね、一ノ瀬君。ええ、あなたの裏あたりにはたくさんいたんだけれど、恐ろしいことですよ。これはもう、悲しいことなんです。

だから、公明党の馬場さんがきのう、何とかきれいにしないか、しないかって、ここの壇上で叫んでおられました。平山もきれいだったんです、水が。まあ日野じゅうきれいだった。だから日野に生まれた者は、水というのはなつかしいんですよ。なつかしいんです。

私の母親は茨城県の牛久というとこで、霞ケ浦とか牛久沼というのがあります。そこの人たちは、きれいな水というのはあんまり頭にないんです、色のきれいですよ。ＢＯＤが悪いというようなことは困ります、それは。あの辺は、ウナギだとかコイだとかというのがたくさんとれるんです。いわゆる、川の水は幾らか濁っているものだと思っているんです。関東平野という大きな平野の中の用水ですから。ところが、われわれ日野市内の者は、水はきれいなものだと思っているんです。空気はきれいな、甘いものだと思っている。

先ほど板垣君が言った日野団地、日野は、私たちの子供のとき、子供じゃないんですよ、つい最近までですが、もう、ホタルなんていったらどうとっていいかわからなかった。ものすごくいたですよ。あの一中のあたり、いまの第一中学のあたりに小さい池があって、その池が明るかったです、いつも、裏へ出てみると。それから、日野団地のあの用水なんかもそうですよ、明るかったです。あの池は、一中をつくるとき埋めたんです。校庭になっちゃった。しようがないから。学校の庭が狭いということで。カワセミがたくさんいたです。だから、今度、市の鳥にカワセミにした、いいことだと思います。しかし、いませんぜ。そこのとこなんですよ、問題は。笑い話じゃないんです。市の鳥にして、市に鳥がいない。そんなばかなことありますか。（「動物園」と呼ぶ者あり）動物園、いません。いいですね、これ、大切なんですよ。

そこで、私は、いま橋本君が提案している、建設省がせっかく７年間も、何億円ものお金、６億円もの研究費を使ってつくられたという装置を１カ所、私は緑地の周辺でもいいし、道路でもいいと思う。道路でいいんです。道路の下へ入れる。歩道の下に入れる。歩道の下へなんか、十分入ります。たった２０メートル、長さ。幅は３メートルか４メートルでいいんです。つくってみたらどうです。これ、市長さんどうです、来年つくってみたら。１カ所でもいい。これ、建設省の研究の横取りですがね、怒られるといけないかもしれないけれど、それは市長が建設省へ行って、ひとつ使わせてもらえないかといって。

これは北多摩郡、野川というのは大きいんですよ、これは。立川からずっと、もっと向こう

へ行く。武蔵村山からずっと、国分寺を流れ、小金井を流れ、調布を流れ、府中を流れて、世田谷へ入っている、狛江を通って。だから、こういう大きい川ですら、もう浄化できる、これで。

来年、１カ所やってみたらどうですか、市長さん。その考えはありませんか。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新しい、いま言われる建設省の研究結果に基づく、接触浄化法とか言われるやり方が、われわれも視察をできる段階にまでなっておりますので、視察もし、十分効果を見届けて日野市内にやりたい、このように思っております。

ただ、もっと加えますならば、きのうも谷地川関係のことで報告をいたしたわけですが、いわゆる谷地川、日野用水には八王子の下水もその谷地川の水を受けるという形になっております。これを何とか早く多摩川の本流に谷地川を通して、そうして日野用水の本来の上ぜきから取水する、つまり奥多摩湖から余剰として放水される、この水を受けて、そうして日野の用水の大動脈でもあります日野用水に受け入れる、このことを文書なり何なりで、いままでやっていますが、直談判でもひとつ実現をしたい。こういうことが、特に日野の用水をきれいにする手段、それにあわせて市民生活から出ますところのいわゆる生活排水、雑排水、これらの個々の家庭でのできるだけの浄化をしてもらって、少なくも米粒だとか菜っぱだとかいうものが流れないようにしていただく、こういう御指導もさせてもらって、装置のこともあわせて、ともあれ将来の下水道事業をにらみながら、当面の何らかの浄化努力をやっていかなければならない、このように考えております。

どちらかといいますと、いろんな意味で市民運動もある程度功を奏しまして、水が多少きれいになった。これは部分によってはもっと汚くなっているとこもありますが、一般的には魚も戻ってきたし、多少きれいになったという傾向があります。この傾向を大いに助長できるように、いろんなことで取り組みたい、そのように考えます。

また、カワセミを市の鳥として推薦していただきましたのは、やはりこれは市民の願望だというふうに受けとめまして、大いにそういった精神的な啓蒙といいましょうか、啓発をさせていただきたい、このように思っております。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　あのね、魚が住めるようになったというのは、雨が降ったとき

だけなんです、少しいるのは。市で、この前も何万匹かの赤いコイを入れましたが、１週間は生きていません、あの水で。私は池と、あの水の水たまりと、川とに分けて置いてみましたが、川では、すぐ死んじゃいます。翌日ほとんど死にました。これはＢＯＤが４０.５０というんですから無理でしょう、魚がいろといっても。これは無理だと思う。無理だけれど、あれを放流するから、私は子供たちに言うんです。早くとってあげなさい、かわいそうにと。それで自分の家の池へ持っていってあげなさい。本当にかわいそう。だから一生懸命とらせます、それはもう。とらせないと死んじゃうんですから。やはりＢＯＤが１５以下ぐらいじゃないと、幾らコイでも１週間、１０日たつとくたびれちゃうです。ここのところは気をつけていただかないと。アユとか、イタブナだったら全然だめです。

それで、たまにお魚がいるというのは、雨が降ったとき多摩川から上ってきて、雨がやむと死んじゃうんです、雨が降ったとき、おることはあります。

市長さんは高いとこで、川の水を見なくて済みますから気楽ですけれど、私なんかは清流課長と同じように毎日水と顔を合わせている。どうしようもないんです。そこでいま申し上げたんです。

それで、これはいま清流の問題で、清流課長、市長が試験的なものをやろう、こういう御回答があった。ひとつ、試験的にやるにしても勉強しなきゃだめですよ、清流課長、いいですか。あなたがいままでみたいな考えでやったんじゃ、だめなんですよ。下水道課長やるんじゃないんだから。いいですね。そこのとこをね。この人、やさしい人ですからね。予算要求は一番へたくそなんです。だから、今度新規事業ですから、これは。大いに、特にきょうは激励のためにも出ておいていただいたんで、もう一度君の決意を聞かせてもらいたい。

○副議長（大柄　保君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄万君）　一生懸命やっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま、研究しているのかどうか、経過をよく説明してくれよ。どうだい、自信あるか。その点、答えてくれ。

○副議長（大柄　保君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄万君）　自信あるかということですけれど、自信がなければ

受けないわけですから、一生懸命これからやっていきたいと思っています。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まあ、このように気が小さい人ですから予算がとれるか……。

しかし、これが日野のいいとこなんです。日野の人はみんなそうなんです。だから、きれいな水で育ちますと、やさしくなるんです。これからの子供が、だから心配なんです。汚いですから。

それで、それじゃどうしてこんなになっちゃったかということについて、今度は根本的な問題を聞きたい。いま、霞ケ浦と長野県の諏訪湖、琵琶湖、これが日本では非常に汚れてしまっている湖といわれております。

それで諏訪湖が、やはり長野県人は努力家なんですね。一番いまきれいになりました。次に琵琶湖です。どうも関東の人はのんびりし過ぎる。われわれも人がいい。だから遅くなるんです。関東はまあ、のんびりするんです。それは米をつくっているからなんです。米は、あわてちゃできない。それから、食い物の心配がないから他に対して寛大なんです。そういう点では関東人は、いわゆる坂東太郎、いわゆる身を捨てて人を救うといいますか、国定忠次みたいな人が多いんです。あれも関東 — 坂東の一部であります。

そこで、一番きれいにしたのは諏訪湖です。では、どのような方式できれいにしたか。霞ケ浦はどうしてまだきれいにならないか、この三つが清流のためのスタートを切ったのは同時なんです。これは、この三つともワカサギがとれるんです。特に諏訪湖はアユがとれる。そういうようなことで、三つは一生懸命、競争して浄化した。というふうになったが、諏訪湖が一番きれいだ。これをひとつ、清流課長、説明してもらいたい。

○副議長（大柄　保君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄万君）　お答えいたします。諏訪湖の問題でございますが、どのようにして諏訪湖がきれいになったかということでございますが、これは流域下水道をやりまして、現在、普及率が４０％ございます。対策としては、流域下水道によって直接諏訪湖に流さないで、その流域下水道へ流して、それで流域下水道から処理された水を直接天竜川の方へ流すというふうな形で、先ほど古谷議員さんはきれいになったといいますけれど、まだ、この下水道は６５年までかけて１００％にするということでございますから、いまのところでは、きれいになったというふうなところまではいっていないと思います。以上です。

○副議長（大柄　保君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　いいんです。４０％、いわゆる５０％近くきれいになった。はっきり言いますと、ワカサギが相当とれるようになった。それから青粉がなくなった。霞ケ浦はまだ下水道がのんびり、できてないんで、あれは周囲が広いもんですから、ちょっとまだきれいにならないんです。

そこで、私はやはり日野の状況を、この前申し上げたんですが、私が町長のときは全国に先駆けて何でもやったんですよ。だから大変だったです。ところが、やはりお年寄りの市長さんはゆっくり構えて、みんなが成功してからやろう、こういうふうに考えるんでしょうね。これは現実に、各事業みんなそうです。一番それは安全なんです。全部が終わって、ああなるほどな、よしよしということで、ゆっくりやる。そこで日野は２０年おくれちゃった。２０年というよりも、１０年はおくれた。（笑声）

そこで、これをちょっと調べてみたんです。ここにこういうのがある。「としとうけい」26市の市長会が出している。ここに昭和５０年度版は、昭和４９年に実際は出ている。５８年は、もうわれわれもらっていますよ。毎年１回、この統計表は出ている。市長会が出すものですから、これは間違いないと思う。

それから、もう一つ出ているんですよ、この統計表が。これは東京都が出している。これはおもしろい。行政指数です。この指数の中には、下水道の条項は、死亡者、何で死んだかということの率と、下水道の普及率とが同じ、中にこう出ている。はっきり言えば、下水道がないところは、いわゆる特殊な伝染病等で死ぬ人が多いという意味。東京都はそういう。　これは（左手）、ことしの東京都の統計表です。これは（右手）、　市長会の統計表。これを間違いとは、だれも言えない。これは（クリーム色）日野市の統計表。

この三つから調べてみたんです。そうすると、いいですか、この普及状況を見ますと、昭和５０年度の統計によると、日野は武蔵野、三鷹に次いで、三番目です。人口に対して１７％、面積は6.2％、ところが、昭和５３年、これは昭和５２年の状況です。これを見ますと、日野は全然変わらない、5.8という面積の割合。ところが、きのう申し上げました立川は５５％、半分面積に下水道が入っております、入るようになった。昭和４９年には、日野の方が多かった。日野は抜かれた、立川に。青梅は、この５３年にはまだゼロ％ですよ。だから日野の方が上です。それから、昭島もゼロです。日野の方が上、５３年度は。町田が日野と同じぐらい、

9.3％です。小平、これは日野よりちょっとよくなった、１6.2％。このような状態で、福生もゼロでした、５３年に。日野より悪い。

ところが、日野は５５年になると、今度はみんな日野を抜いてくるんです。昭和５５年末では、申し上げますよ、この近所だけでもいい。近所だけ言っておきます。立川、５５％から６4.5％の地域が、下水道が入るようになりました。面積です。

それから青梅は、ゼロから２4.8％になりました。下水道の、汚水管の普及。

府中は、４3.5％の地域から６3.3％にふえた。面積比であります。

昭島、ゼロだったものが、たったの３年で半分下水道をやっちゃった、汚水管を。昭島は５３％、ゼロだったものが。

それでは、この前の小平はどうか。１6.2％だった日野と同じような状態だったものが３年後には、３0.1％、面積で。

日野は5.8、同じです。人口の割合が下がっています。１６から１２、これは人口がふえたからです。

いいですね、東村山、これはゼロだったものが7.7％、日野を抜きました。

国分寺、これもゼロだったものが、やはり日野を抜いてきた。

福生、福生もゼロでした、４９年には。５３年にはゼロだったものが、５６年には４7.4％。半分普及しています。日野の周りじゅうのことを言っているんです。

武蔵村山、ゼロだったものが２6.1％、５６年には。（「南多摩はどうです」と呼ぶ者あり）南多摩って市があるか。何を言ってるんだ、君は。笑い話とは何だい。（「南多摩各市のことをお聞きしているんです」と呼ぶ者あり）南多摩市っていう市があるかよ。（「南多摩地区という意味で言ったんだよ」「いま、各市の話をしているんだよ」と呼ぶ者あり）そうさ、周りの市の話をしているんだよ。

では、多摩市はどうだ。昭和４９年２2.7、それが３年で２7.2％、いま２８％です、多摩市だ。（「いろいろある」と呼ぶ者あり）え、ブツブツ言ったって、しょうがないんだよ、これ事実なんだから。

では、町田はどうだ、町田市。町田は、昭和５３年9.3、５６年、３カ年で１5.2にした、全面積の。さらにことしです、５７年度末、町田は２９％にふやした。

いずれにしても、日野は公共下水道は全く、昭和３８年以降やってない。明らかであります。

南多摩を言えというから言った。

では、八王子を言いましょうか。八王子は、昭和５３年１３.２％だ、日野の約倍だった。ところが５６年、３年で１６.２にふやした。また２年間でふやしまして、１８.３だ、５７年度末には。いずれにしてもふえている。

人口割りが減って、人口がふえれば減りますから、人口割りで減っているのは日野市だけ。人口割りは減っている。面積割りは、一つもふえてない。これはそうだ、面積割り、つくらなきゃ、ふえっこない。こういうことを反省しなきゃいけない。あなたは反省がない。やはり、悪いとこは悪いと素直に認めなきゃいけないんです。いいことはいいですよ、私だって認めますよ。事実こういうものを見て、やはり「汚しちゃったなあ、１０年間におれの市政は」という反省が必要なんです。

用水が詰まるというのを、さっき板垣君から質問があった。あれを、大部分はごみなんですよ。ごみが詰まっちゃうんですよ。それで、日野用水の末は、ありがたいことにごみをよく上げてくださる方がいる。甲州街道のところの阿川自転車屋さん、それから、こっち方の支那そば屋さん、よく上げてくれているんです。だから流れるようになる。それでも詰まって、日野団地に水が出るんでしょう。

さらにありがたいことには、その下流に、岩沢大吉課長のお兄さんの水田がある。その水田へ全部あの水が入っちゃうんですよ。いいですね、日野団地の冠水は岩沢大吉君のたんぼの稲を、稲は死んじゃいますよ、道路に水があふれたって死なない。岩沢大吉君のたんぼが死ぬんです。だけれど、この人のお兄さんは篤農家で、非常に一生懸命やっています。

そこで私は、いま言っているのは、こういうみんなが苦労している現実があるのに、南多摩はどうだと。南多摩だって、はるかに日野よりいい。いいとこばかり言ってんだろうという意味で言ったんだろうと思う。しかしね、人間、反省がなきゃいかん。良心のかけらぐらい持ちなさい。このことが大事なんだ。やはり、こういう数字で明らかに、あなたの属している市長会がつくり、あなたの市がつくっている統計なんです、これ。われわれは、これをもとにしてどうしたらよくできるかを考えているわけだ。

それで、これを見ますと、ほとんどの市が、もう工事が終わりに近づいている。はっきり言うと、昭和５０年から昭和６０年の１０カ年で完成させようという下水道の建設省の方針は、三多摩２６市に関しては、日野を除いては全面的に完了しようとしているわけですよ。現在、

２６市の平均が６１％、対人口比、５７年度末。６１％の人は、もう公共下水道の恩恵を受けている。また、受けられる。日野は１１％、変わらない。多摩平だけなんです。

それで、私は予算面からも見たんですよ、この周辺の市を。たとえば府中、府中は非常に成績がいいんです。ゼロだったものが、日野を昭和５３年に追い越した。しかも、もうほとんど、人口比でいくと８０％公共下水道ができちゃった。そうするとこの計算でいくと府中は ― 予算で見たんだよ、今度。そうしたら、昭和５３年には４１億使っている。そのとき、日野は幾ら使ってた、５３年、5,９６８万円です。これは、多摩平下水道の処理費なんです、処理場の経費なんです。だから、１円も使ってないということ。

それから府中の場合、５３年４１億1,４００万、５６年６６億3,０００万、５７年、去年です、８２億1,８００万。とにかく、力の限り公共下水道をつくっていることがよくわかるんです。

昭島も、立川も、福生も、われわれの周辺がみんなそうなんです。だから、どんどん日野を追い抜いた。昭和５３年を境にして追い抜いちゃった。せっかく１番にしておいたのが、追い抜かれちゃった。この１０年間です。

それで、建設省の予算は減ってきたです。当然なんです。昭和６０年までに７０％、８０％やっちゃおうということで進めてきたんですから、２６市はほとんどその目標に近づいてきた。ですから昨年、補助金が５９億でした。ことしは５１億円、５８年度は。もう工事量が減ってきちゃった、絶対量が。

ところが、驚いたことに日野市は、来年度の公共下水道の補助金申請は、百草、落川を除いてはゼロなんです。これは整備部長、どういうことか教えてもらいたい。汚水管の布設について、補助金申請がされてない、来年度の。仕事をしないということであるだろうと思いますが、これは市長の指示で仕事をやらないんですか。各市は非常に、１００％に近づいて、小金井はもう１００％。１００％になっているの、結構あるんですよ。完成しちゃっている。

いずれにしても、都市整備部長の回答を求める。

○副議長（大柄　保君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。来年度５９年度の公共下水道の補助申請につきましては、すでに終わっておるわけでございますが、ただいま、百草、落川地区につきましては、これは出してございます。

あと、残ります区域といたしましては、来年度 — ことしの補正予算でもお願いをしてございますけれども、万願寺区画整理区域内を中心として、今年度からいよいよ浅川処理区にも公共下水道を布設していこうということで、計画を立てておるわけでございます。今年度実施いたしますのは、補助対象外の２５０ミリの管渠の埋設でございます。

来年度は、万願寺区画整理区域内で計画しておりますのは、管渠といたしましては2,８００メーターを予定しております。この2,８００メーターは、やはり同じように２５０ミリの末端の管渠、これは補助対象外の管渠を実施する。

それで、認可につきましては、現在、この万願寺を中心とした地域の認可の申請のための書類を、現在作成中でございます。認可申請を行いまして、事業が地域として認可になりました段階で、初めて補助金がつくということになります。

認可になるまでは、少しでも事前に区画整理事業と整合させながら、末端の管渠だけは埋設していこうということで、来年度、今年度実施する計画を立てておるわけでございます。

そういう関係で、補助申請を行わなかったわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ、日野市のおくれという形で御指摘がありました。まさにそのとおりであります。そして、それは多摩川の左岸、つまり北多摩地域、この地域は、もとより人口の流入も早かったわけでありますし、それから河川を持たないために、どうしても雨水、下水の処理を早く計画をされた、こういうことがあります。

南多摩の、つまり多摩川の南岸は、残念ながらといいましょうか、水田地帯という理由も一つあったと思いますが、要するに北多摩のように、北多摩第１、北多摩第２、あるいは森ケ崎、こういう流域下水道の処理場が早くから着手されたと。つまり、受け入れができると。三鷹のごときは、これは中野区の、中野と練馬の間にあります処理場を使っておるわけでありまして、われわれのところは処理場をあわせ、まずつくらなければならない。これは当然のことでありまして、そこで流域下水道を組み、いま進めております浅川処理区、それから秋川処理区、あわせて南多摩処理区、こういう事業決定がなされまして、そうして浅川処理区の場合、あるいは秋川処理区の場合は、いま用地買収を都の施行において一生懸命に進めておる、こういう状況であります。

順序がおくれている理由は、いろいろあると思っております。われわれの努力の足りなかった点もあると思っておりますけれど、そういう形で、なかった下水道計画を、いま言われるところのここ１０年間に基本的な計画をつくり、それから実施計画をつくり、あるいは用地の確保を進め、そうして公共下水道の認可をとって、そうして取り組もう、こういう段階になっておりますから、確かにパーセントの点でおくれていることも事実でありますし、また、順序として、こういう時期にそういう順序にならざるを得なかった、あるいはその時期をようやく迎えようとしている、こういうことであります。

非難の形の御指摘ももちろん受けるわけでありますが、人口流入に合わせ、あるいは地形の利用に合わせ、東京都自身もそういう順序で事を運ばれた、こういうこともあるわけであります。これから軌道に乗せるこの事業に一生懸命に取り組み、よそにない三次処理施設まで新しい方法を取り入れてやろうということでありますので、その点の御理解もいただいておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この汚水管の問題は、いま申し上げましたように、昭和５３年に各市は日野市を追い越していったわけです、５３年。それまでは日野市は、武蔵野、三鷹に次いで第３位だった。５３年から５カ年間に、日野市はビリになった。何にもしないからビリになるのは当然だ。

その５３年という年は、日野市にとっても画期的な年であったことは、日野市下水道の基本計画ができている。やるぞという計画はできた。ただ、やらなかっただけだ。しかも、驚いたことに、きのう馬場繁夫議員さんの御質問に対して、５年前の数字を堂々と都市整備部長は言っている。だから、私はいつの話だといったんですよ。そうしたら、昭和５３年度とは言わなかった。昭和５４年ですと言ったね。

そういう怠慢というか、これはむちゃくちゃなんです。５３年にできたということは、恐らく市長も、このままいったら、これ、日野は大変なことになるぞと昭和５０年に気がついたわけです。気がついたから清流フィルターを配ったり、あるいはまた、簡易家庭用浄化槽のくみ取りの調査をして、1,０５４世帯に浄化槽の割引券を配ったんです。だから、もう気がついている。計画もつくった。ただ、やらなかっただけ。それで反省しないのはおかしい。やはり、それは悪かった、努力が足りなかったと、だれでも思うですよ。本当に、日野の通りを歩けない、私なんか。市会議員の努力が足りないんだと言われる。だから、小さくなって下を向いて

いる。事実、足りないんです。公共下水道をつくらないような市長さんを、不信任できないような議員じゃ、だめなんです。こういうこと、事実なんです。だけれど、しょうがない。力が足りない。これはやむを得ないんで。しかし、少しでもやってもらいたい。もらいたいということで言っている。

そこで、昨年も申し上げたんですけれど、公共汚水管というのは、１ヘクタール4,０００万円かかるんです。１ヘクタール、平地の場合。もうわかっている。日野の場合、９００億円ね。財源内訳はこうなるんですよ。馬場さん、こうなるんです、９００億円の財源内訳は。国庫補助が３５０億円、東京都の補助が約１００億円。いいですか、国が３５０億円、 東京都が約１００億円、起債が４００億から約４５０億許可になります。自己財源１００億から、 最高１５０億円、これを昭和７０年まで割れば、毎年１０億円ずつ出せば、７０年までには全部完成します、自己財源を。そうですね、あと１２年ある。１２０億出せばいいんです。

わけはないでしょう。繰越金で１０億、１１億ばかり繰り越される。積立金もある。財源はもうあるんですよ。ただ、やらないだけ。申請を出さないだけ。建設省の許可をとる努力をしないだけの話であります。少なくとも、助役なり、部長なり、市長が行けなければどっちかは毎日建設省へ行っているくらいの努力をしなきゃいけない。

もう、補助金が減ってきている。法律は時限法です。６０年に ― 国会でまた延長するかもしれません、少しは。補助金が減ってくる。もう建設省は、ほとんどやっちゃったからいいじゃないかということになるんです。それから日野はやろうとしているわけです。ということになっている、いまのところ。だから１日も急がなきゃいかん。三菱銀行へ公共施設の資金を貯金するよりは、公共下水道にぶち込まなきゃいけないんじゃないか。今度5,０００万円入れた。5,０００万円じゃ、１ヘクタール分です。3,０００坪です。日野はとっても、2,０００ヘクタール以上ある。そうでしょう。実測しなきゃいかん。その努力を、どうしてもしてもらいたい。

次に申し上げたいんですが、いま日野市に、これはよくわからないけれども、調査なんですがね、日野市では浄化槽の割引のあれを出しているんですけれど、これから逆算して、現在ある浄化槽というのは、くみ取りと浄化槽を合わせて１万9,６１３世帯、約９万人、家庭用の簡易浄化槽とくみ取りの御家庭がある。これは清掃部の資料です。

それで、単独の各戸の浄化槽は１万6,５１３件。そのうち半分が ― そのうち市の許可を得て大体いいだろうと、補助対象といいますか、大体半分8,０００基がいわゆる割引券で毎年浄

化しております。残り8,０００、これはわからない、どうなっているんだか、よく。だから今度調査を、小野課長が英断でやられることになった。これで、はっきりつかまなきゃいけない。

それで、つかんだ後、改造しなきゃいけないんです。なぜかというと、昭和５６年以前のものなんです、これは。だから、昭和５７年からは新しい２段階槽にしなきゃいけないことになっています。改造費は、１０万ないし１５万ぐらい、家によって違うと思う。まるっきり新しくすると５０万円かかります。これの改造費は、各家庭では大変な負担になるわけだ。

なぜそういう負担になるか。市の行政がおくれているからだ、公共下水道ができていないからだ。市民の責任では全くないんだ。われわれ議員なり、市長の責任において、改造してもらわなきゃならない。この改造のための補助金を、応助というか、市の応分の負担をすべきだと私は考える。それは、公明党の馬場議員さんもきのう言っておられた。そうですね。

市長、どうです。これは、法律を変えたのは東京都知事だ。規則を変えた。だから東京都知事が負担しろというのは、約１万世帯の日野住民にとっては酷ではないか。私はそう思うんで、少なくとも７０％は施設指導の補助金、７０です、７０％は補助して改造すべきだと思うが、市長の所見を承りたい。これは馬場議員さんがきのう言われましたので、もう一度聞きます。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　検討してみないと、いま即答はできませんが、改良のための住宅改良資金というのもありますし、何らかの施策をする必要があるというふうには感じております。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ただいま、検討するという、何らかの方途をとりたい、これは当然なんです。東京都なども公共下水道などができますと、それに接続する費用、半額以上、区からも出ますから、８割は出ます。これは、公共下水道をつくらない方が悪いんです。そうでしょう。住宅専用区域をつくり、ね、ここへ住宅をつくりなさいといってるわけです。都市計画税を取ってるわけです。それで公共下水道をつくらない、これは行政の怠慢です。当然、行政はその責任を負わなきゃならない。

そこで、お金が幾らあっても足りないようになる。だからこそ、やはり国の補助金を取らなきゃいけないんです。だから申請をしなきゃいけない。申請も出してない。申請だけは出しておくんです、いいですか、部長。これから認可とりますから東京都で預かってくれと、こうや

るんです。そうでしょう。預かるですよ、東京都は。ここのところなんです。東京都へ預けてあるのが、いま１件あるんです。何があるか、高野君のやつがそうです、そうだろう。（「はい」と呼ぶ者あり）これから努力して認可とりますから、ちゃんとしますから来年補助金くださいと、１億3,０００万ばかり預けておく、そうでしょう。国庫補助金申請は預かっているんです、東京都で。しょうがないから。出せない、それは厚生省へは。

だけれども、預けるだけ預けると、今度はこっちもやらなきゃならないんですよ。都市計画部長に預けておかなきゃ、やらないですよ。おんなしなんです。預けてあるから、東京都の方も「おい、出すのか出さないのか、どうするんだ」と聞いてくるんです、ときどき。聞いてくるから、あ、そうだと気がつくんです。ふだん忘れていますけれど。あ、補助金をもらうという申請を出しておいたなと、思い出すんです。思い出すから、そうすると建設省の方へ行くようになるわけです。「建設省さん、認可早くしてくれませんか、東京都にせかれてね」と、こう言えるんです。東京都にせかれているんじゃないんです。日野市民にせかれているんです。そうでしょう。そうも言える、いろいろと。出してない。そういう点は気をつけて。遅くとも、遅くなっても何とか頭下げて、あなたは東京都の出身だから預かってくれるから、持っていって預かってもらいなさいよ。ね、２億や３億。来年から減ってくるんですよ、これはもう。59億が５１億円に減っちゃった、国庫補助金が。三多摩分は。来年、もっと減っちゃいますよ、出しておかなきゃ。日野はやらない市だということになっちゃうですよ。出してあれば、やる気があるんだということがわかる。

そうでしょう、たまにはラブレターやらなきゃ、嫁さんの方だって、もうおれをもらう気がねえのかなということになる。１年か２年に１回、ラブレター出すんです。そうすれば、その娘さんも、ああ私にまだ古谷太郎さんは気があるんだなというふうに思うわけです。下水道もおんなじなんですよ。補助請求申請書、ラブレターなんです、これ。建設省の縁が切れない。東京都との縁が切れない。出さなきゃ、切れちゃう。この点を忘れないでほしい。

私は、いかに、何といっても残念に思うのは、市民会館がそうなんです。市民会館、これ、この周りをずっと調べてみたんです。福生は1,２１０席、これ、防衛庁の補助金を7億3,５００万円もらっている。それから昭島、ここも1,２６０席、座席は。防衛庁の補助金６億4,２００万円もらっている。ことしのいまごろできたか、去年のいまごろできたか、８月ごろだ。企画財政部の内山係長が、先生、困っちゃったと言うんです。何だと言ったら、市民会館の補助金

申請を立川の出張所へ５月に出したんです。そうしたら、４億以上は出しましょうと。そうでしょう、福生に７億出しているんです、昭和５２年に。昭島に５７年です、これは、去年、６億4,０００万出している。同じぐらいなもんだから日野だって、６億とは言わなくても４億ぐらいはざっと言いますよ。それを、取り下げてこいと課長に言われた。もらいます、出しますという話をしてきた、あの補助申請書を取り下げに行くというのは辛いと言ってました。それは、私はそうだと思う。内山係長もかわいそうだ。

うまくいけば７億はもらえると言うんです、内山係長の話では。そうでしょう、昭和５２年に福生に出しちゃってんですから、７億3,０００万。この７億というお金があれば、日野市の１年間の下水道１００億円の仕事ができるわけです。ここなんです、問題は。

だから、きのう籏野議員さんが言われた。税金は全国で１０番以内に入る、税収は。ところが予算規模はビリの方だ。そうなんです。そういうのが、１例が市民会館の例。いまの下水道の申請にしたって、来年度出さない。できっこない。

私は、いろいろな質問をしたいんです。たとえば、この来年度の申請の中に、健康センターの補助申請が出ていない。福祉部長、これはどういうことなんです。生活センター、健康センター、予防センターというか、旧市役所のところへつくるといったセンターに対する補助申請、健康センターという言葉を使っていいと思う。申請書が出てない、５９年度の補助申請。いわゆる、やらない気であるのか。５９年申請書に出てない。これはどういうこと、説明してもらいたい。なぜ出さなかったか。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活センター、健康センターの建物につきましては、庁内にプロジェクトチームをつくりまして、そのキャップに企画財政部長が当たっております。まだ明確な建設の年度の線が出ないと、出ないのではないか。したがいまして、その申請をしていない、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　時間がないから参考までに言っておきますが、府中のセンターは国庫補助金１億、立川は４億9,０００万、秋川が約１億、八王子は３億、東村山7,７００万、国立3,０００万、補助金が出るんですからね、いいですか、福生７億円。いいですね、出るんですから出しておいてくださいよ。やらなくたっていいんですから。出してなきゃ、くれませ

ん。

とにかくこのようなことで、日本一税金の入る日野市が、日本一仕事をしない市である。仕事をしなかった市であったことについて、今後ひとつ議員も理事者もお互いに反省して、市民のためにひとつ御努力なることを祈っております。終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって８の１、市内河川の浄化対策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後零時３０分休憩

午後１時３３分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、郷土資料館建設についての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、郷土資料館建設についてであります。郷土資料館建設については、今回、補正予算にも計上されております。これは、皆さん議決の前でありますけれども、あえて、前に２回、郷土資料館をつくってくださいという質問をしたことがあるので、第３回目としまして、また質問をさせていただくわけでございます。郷土資料館の建設については、もうすでに議員の皆さんはもちろん、理事者は、つくらなければならないということで、今回提案されるわけでございます。

そこで、どうして郷土資料館建設についてを問うということを質問しますかという前段につきまして、ちょっと申し上げてみたいと思います。

地球の上には、過去、人類が生活しました跡である遺跡が、もう数限りなく残っているのであります。もちろん日本列島の中にも、旧石器時代といわれます１０万年以前の遺跡から始まりまして、各時代の遺跡が散在しているのであります。

また、前にも申しましたように、昭和２４年以前には、日本には１万年以前は人が住んでいなかったといわれていたのでございます。それが群馬県の岩宿の遺跡、関東ローム層より石器が発見され。それ以来、各地で数多く、しかも関東ローム層を数メートル、または十数メートルにわたりまして、詳細なる発掘調査が行われ、当時の人が使用しておりました石器が、各地で発見されるということは、すでに皆様方も御存じのとおりであります。すなわち、この時代を無土器時代、または先土器時代と申しましょうか、そういうふうに言われております。

人類が使用した石器は、各地で発見されておりますけれども、日野市でもまた、関東ローム層より石器が発見されて、無土器時代に人々が住んでいたということは、前に通告のときに言いましたんですけれども、その場所たるものは多摩動物園の通用門の入り口の北側あたりであります。

そこで、無土器時代の遺跡は、果たしてどのように散在しているかということになりますと、私はこの神明上とか、新町の上の台地、または西平山の台地にも、関東ローム層を深く調査すれば、必ず発見されるのではないかと思っております。そのような発掘調査を学術的に進めますと、非常に工事や何かに対しましては差しさわりがあるかと思いますけれども、やはりそこいらは、また双方が合意の上でこれを推し進めるということが非常に大切ではないかと考えております。

また、安易なる発掘を、またあるんじゃないかということでやってしまいますと、これが破壊にもつながる。また、埋蔵文化財というものは、破壊をしては２度と戻ってこない、そのような性質を帯びております。それですから、そのようなことを手早くやったり、何かをするということだったならば、むしろそのままにしておいた方が、完全なる保存になるのではないかということも言われております。

そのようなことを考えてみますると、このように遺跡というのはどこにでも散在しているわけでございます。当市の遺跡も、非常に多く集落散布しており、また、寺院の跡とか館の跡、古墳、それから横穴古墳、その他多くの遺跡も数多く見受けられるわけであります。この遺跡というのは、普通どこにあるかというと、下にあるわけでございます。それですから、掘ってみなければ皆さんの目に触れるということが少ないのです。しかも、その発掘たるものは、先ほど申しましたように、学術的に調査するということですね。そのことによって、私たちに多くのことを教えてくれるわけです。

どうしてかと申しますと、遺跡がつくられた当時、またはその生活に使われていた当時は、

まだ文字もありません。ですから、当然記録のない時代の歴史ということになるわけですから、その歴史は何で推定するかということになると、そのような遺物によって推定し、しかもこれを復元し、それで初めてどのようなものであったかということを想像し、また、わからないものをわかるようにするということができるのではないかと思います。そうすることによって、人類の歩んできた歴史と申しますか、道筋と申しますか、そのようなことを考えてみますると、当時の歴史を知る上で非常に遺跡は考古学的に研究しなくてはならないというものではないかと考えております。遺跡を発掘することによって、住居址や古墳、墓などですね、この遺物その中から出土される土器とか、または石器、鉄器、いろいろ、陶器等もありますけれども、それらによって遺物をよく調査して、検査をして初めてこれらがどのような価値があるか、やはりこれは、ないと思うようなところであっても、また非常に歴史的価値のあるもの、または考古学のいままでの定説を変えるというようなものが発見される場合があるということは、私たちは忘れてはならない、このように考えております。それですから、この埋蔵文化財というのは国民共通の財産であるといわれるゆえんではないかと考えております。

それらの資料を収蔵し、または学術的に研究する、さらには復元したり何かをする、それでする建物、さらにはこれを、何と申しますか、多くの皆様に展示をする、そういうことによってこの埋蔵文化財というものを皆さんに見ていただきまして、これからの自分たちの先祖と申しますか、歴史というものを知りながら、郷土を愛する精神を養うということも、また一つの方法ではないかと思うのでございます。埋蔵文化財はそこいらにしまして……。

そこで、今度も日野市では日野市史資料集というのを編さんして、逐次刊行しております。それらの文献、資料等を見ますと、ほとんど、何と申しますか、日野市に関連するもの等が非常によく克明に、しかも詳細に書かれているわけです。それで、文書として日野市史に出てくる時代というのはいつごろかと申しますと、これは保元の乱あたりですね、いわゆる源　義朝が軍勢を率いまして保元の乱を起こしたときに、平山西党の、平山季重の軍が従軍しているわけです。

それからまた、その後にも、平治の乱にも同じように源　義朝の軍に属して平山季重が従軍しているのでございます。そのようなことがずっと、日野の史料集がもう６冊も７冊も出ていると思うんですけれども、それらのことが、先ほど申しましたように非常によく書かれている、それらをここに集積しますと、この本の厚さは全部で２５センチから３０センチになる膨大な

資料を、日野市は収蔵し、または関係各地におきまして収蔵されているわけです。そのような重要な資料を、しかも収蔵し、または展示する資料館というものをつくるわけですから、つくる前に、私は慎重に、どのようにして完全に近い資料館をつくるというふうに、行政当局は努力しなければならないのではないかと考えて質問をするわけであります。

そこで、いわゆるこれは日野市の史談会等におきましても、非常に多くの資料、または民族資料、すなわち私たちの先祖が生活等に使ったものが数限りなく収蔵されております。それらを見ましても、どうしても早く収蔵庫、または資料館等はつくらなければいけないということは、私は５年も１０年も前から考えておりました。しかし、つい機会には恵まれませんで、今日やっと予算の上に日の目を見るというようになったということは、私にとっては非常に喜ばしいことであるということが言えるわけでございます。そのような観点に立ちまして、私は次の４点につきまして、質問をさせていただくわけでございます。

それで、払い下げを受ける建設場所というのは、遺跡の包蔵地である神明上というふうに伺っております。そこで、第１点として、建設予定地とその面積、それから金額 — 払い下げ価格ですね。それで、包蔵予定地でありますから、通常、区画整理や何かにおきまして保留地を処分するというような場合には、その土地を発掘調査をして売り渡して、処分をしていたというふうに私は記憶をしているわけです。それらのことをあわせ考えてみますると、当然、払い下げを申請するという時点におきましては、そこに遺跡があるということで、当然払い下げ価格から除かれるか、または国が発掘調査をしまして日野市に売り渡すというふうな方法も考えられるわけであります。それらの点につきまして、第１点としてお伺いいたします。

それから、建設の目的と場所の選定というのは、どういうようなお考えによりまして、まあ、建設というのは当然わかるわけですけれども、それも説明していただきまして、場所の選定についてもお伺いいたします。

それから、やはり非常に重要なことでございます。施設の概要ということになるわけですけれども、聞くところによりますと、払い下げを申請する場合には、施設の概要を添付しまして、もちろん前に申しましたその目的等、どのようなものをつくるかということもとって、施設の概要等をここに出すというふうになっておりますけれども、そのようなことになると、かなり突っ込まれて、プロジェクトチームをつくるというまではいかなくとも、内部において相当検討なされまして申請が出されたと思いますので、その点につきまして、建物とか、またはその

中に図書室とか、または研修、すなわちこれは一般の方を対象にするような部屋とか、また、さらには専門的に土器を修復するとか、または絵画をどのようにして収蔵するとか、さらにはそれらの復元等の技術室とか等、いろいろあると思うんです。それらの点についてもよく検討はなされて図面を添付して払い下げ申請がされたのかどうかということもお伺いいたしたいと思います。

それから、重要なことは、資料館をつくる場合には、当然市が企画をして、このように市の市史資料集を見ましても、何万点という多くのものが収集されているわけです。それらを定期的に企画をして市民の皆さんに、または多くの方々に展示をする、または、これらは非常に日野市にとってはかけがえのない、または他の地方から見ましても、日野市ならではというような資料等は常設ということになるのではないかと考えております。それらの点につきまして、常設展示室または企画展示室等は、どのようなお考えを持っていらっしゃるかという点につきましてお伺いいたします。

さしあたりその点について。

○副議長（大柄　保君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　まだ教育委員会に渡しておるわけでないので、用地の確保ということで御報告をしなければならないと思っております。その後で教育委員会に考え方を発表していただくということであります。

これまで、資料館の必要性ということについて、関係者の皆さんから大変熱望されておりました。しかしながら、適当な場所及び用地がなかなか見通せないということで、かなり困却をし、時期が先延をいたしました。

これまで、旧庁舎時代の教育委員会の事務室があった部分を一応拠点として調査、あるいは修復などが行われておりました。しかしながら、いずれしかるべき収納と展示のできる、そういう施設が欲しい、この念願を持ち続けておりました。

たまたま日野桑園の跡地、つまり第三桑園と呼ばれておりますが、必ずしも面積は十分でありませんけれど、ちょうど神明のこの遺跡地帯に所在し、また、庁舎とも遠くない。そのような縁によりまして、この場所ならばそのように建ち得るだろうという判断で、一応取得の方向を決めました。

そして、その間に多少、関係者の御意見も聞いたわけでありますが、国におきましては、国

有地を処分されます際に大型の、つまり第一桑園あたりは審議会を経て、そうして決定をされますが、ここの場所は小地的でありますので、審議会の議を経ることはないようであります。ただし、その用途が緊急であり、国の判断に十分こたえ得るということが条件とされまして、その趣旨を伝えて、そうしてぜひ払い下げていただきたいということをお願いを関係当局に申し上げておりましたところ、そのことがようやく認められて、日野市が出しております用途のために払い下げをする、こういう決定を見るに至りました。

近ごろ、国の事情もあるようでありまして、なるべく早く取得をせよと。一方に、おおむね２年後くらいまでには、その用途に相当する施設をつくれ、このような条件も付せられております。したがいまして、ふるさとの長い歴史の間のいろいろな生活文化に伴います資料等を、あわせて収蔵及び展示をしたい、こういう考え方でございます。

それから、もとの、現在使っております教育委員会の施設も、これはいろいろ、まだ出土をした直後の作業等もありますので、その部分とあわせて用途を分け、いわゆる資料館の機能に役立てたい、このような考え方で取得を計画し、今回の議案に掲上して御審議をいただくものであります。なにとぞその経過と、将来の目指すところを御了承いただきまして、御承認いただきたい、このように願っております。

特に、谷議員さんからはこれまでいろいろと懇篤な指導もいただいております。ぜひともよろしく初期の目的を達成できますように、御指導もお願いしたいと思っております。以上です。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　郷土資料館の問題につきまして、５点ほど御質問がございました。以下、順次お答えしたいと思います。

まず第１点の、いわゆる場所、それから面積の問題でございますけれども、場所につきましては、日野市神明四丁目六番地の一でございます。第三桑園の跡地でございます。面積につきましては、1,５１７.８８平米でございます。坪に換算いたしますと、約４６０坪でございます。

それから、参考までに申し上げますと、用途地域につきましては、第１種住宅専用地域でございます。したがいまして、建蔽率が５０％の、容積率が１００％ということでございます。

それから、土地の買収、払い下げの金額の問題でございますけれども、これにつきましてのお答えでございますが、この郷土資料館の予定地は、先ほど申し上げましたとおり第三桑園の跡地でございまして、国有地でございます。所管は大蔵省の関東財務部でございます。それで、

この土地の払い下げの交渉につきましては、現在、企画財政部が中心になって行っているわけでございますけれども、まだ払い下げの具体的な単価、価格等につきましては決定いたしておりません。これから詰めていくわけでございますけれども、一応、第三桑園の跡地の払い下げを行うに当たりましての、基本的な国の考え方でございますけれども、第三桑園跡地の周辺の買収額だと思いますが、その辺を基本的な考え方といたしまして、近傍の単価をもとにいたしまして、払い下げをしていこうということでございます。

その場合の、一応現在までの国で示しました単価でございますけれども、平米当たり２４万2,０００円、したがいまして、坪に直しますと８０万円というふうになります。ただ、この敷地につきましては、先ほども質問者から話がありましたとおり、いわゆる郷土資料館をつくっていくわけでございます。いわゆる公共施設をつくるわけでございます。したがいまして、公共施設をつくる場合の一つの特例といたしまして、いわゆる郷土資料館を設置する床面積がございますけれども、床面積につきましては、いわゆる２４万2,０００円の単価の２分の１、つまり１２万1,０００円の単価で一応買収していこうということでございます。

そういたしますと、平均にいたし、ならしました単価でございますけれども、平米にいたしまして１８万9,０００円、坪に直しますと約６２万5,０００円というふうになるわけでございます。

それとあわせまして、その質問の中にございましたけれども、この国有地につきましては、神明上のいわゆる遺跡調査の包蔵地でございます。それに対しましての調査が当然必要になってくるわけでございますけれども、その調査費というものを払い下げの単価から差し引いて払い下げするか、こういう趣旨の御質問でございますけれども、この点につきましては、私どもといたしまして、企画課を通しまして国の方にもお願いしてございますけれども、当然、発掘調査費がかかるわけでございますので、ぜひひとつ払い下げする際には、その発掘調査費を差し引いてもらいたいというふうな要望は出してございますけれども、国の考え方といたしまして、過去、国有地を払い下げる場合におきましては、いわゆる先ほど申し上げましたような近傍の単価、いわゆる実売単価というものをもとにいたしまして払い下げるわけでございまして、過去、そういうふうな包蔵地に対しましての発掘調査費というものを差し引いて払い下げるというふうな例はないということでございます。しかし、相当数の発掘費用もかかりますので、まだ払い下げの単価につきましては、決定いたしておりませんので、さらにその段階におきまして、この点につきまして交渉をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、第４点目でございますか、いわゆる場所の選定につきましては、ただいま市長の方からお話があったとおりでございますので、その点につきましては答弁を省略させていただきます。

それから、施設の概要でございますけれども、先ほど質問者からもありましたとおり、関東財務局に対しまして、この土地を払い下げ申請する際には図面等が必要でございます。そういう意味におきまして、これは事務段階におきまして施設の、いわゆる青写真といいますか、原案をつくったわけでございます。これはあくまでも原案でございまして、私どもといたしましては、今後、郷土資料館につきましては市の方で建てますけれども、この建物の運営、管理につきましては、法律上は教育委員会が管理、運営するというふうになっておりますので、教育委員会といたしましては、文化財保護審議会委員、あるいは教育委員会、そういったところにも十二分に諮りまして、さらにまた市長部局の関係も出てまいりますので、市長部局の関係者とも十二分に協議をし、あわせまして理事者の方にも最終的な意思決定をしていただきまして、そして郷土資料館をつくってまいりたいというふうに考えております。

したがって、まだ具体的な計画内容につきましては、決定いたしておりません。一応、基本的な考え方といたしましては、先ほども触れましたとおり、いわゆる埋蔵文化財の遺跡から、大分出土品が出ております。現在、約１４０カ所の遺跡発掘調査を行っているわけでございますけれども、その中で、約1,２００箱の土器類が、現在収蔵庫に保管されております。その中で、大分復元されたものがございますけれども、大部分が復元されないままに収蔵庫に眠っておるというのが現況でございます。したがいまして、そういった収蔵庫をつくるとあわせまして、そういった復元された土器類、石器類、鉄器類等が展示できるような場所をつくりたいというふうに考えております。

それから、御質問にもございましたけれども、われわれ先祖が残しました生活用具であるとか、あるいは農機具であるとか、鎧具であるとか、こういったものもたくさんございます。特に、昭和４５年に日野市の史談会が中心となりまして、いろいろと民族資料等につきまして収集されております。これが約５００点ほど日野市の中央公民館の倉庫の一部、並びに公民館のすぐ敷地にございますプレハブの中に保管されております。これらにつきましても、ほとんど展示されてない。これにつきましては、毎年１１月３日を中心といたしますところの文化祭に

当たりまして、１度か２度ぐらいの、いわゆる公開する程度でございます。そういう意味で、公開するチャンスがございません。そういった意味におきまして、ぜひ民族文化財、古文書等も含めた中で、そういった展示室並びに研究室の施設をつくってまいりたいというふうな考え方を基本的に考えております。

それから、郷土資料館の面積等につきましては、これはまだ計画の段階でございますので、いまの段階でははっきりと申しかねますけれども、大体、郷土資料館等をつくる場合には、国の法律を適用受けるわけでございます。市町村の場合ですと、大体2,０００平米程度のものが必要であろうというふうな意見もございます。今回の買収予定地は約1,５１７平米でございますので、これは建蔽率が延べ面積が１００％ということになりますけれども、せめていままで申し上げた郷土資料館の実情、特に埋蔵文化財の土器類とか、あるいは民族文化財の現状を考え合わせますと、目いっぱいの建物をつくっていく必要があるんじゃなかろうかというふうに、私ども教育委員会サイドとしては考えておるところでございます。

目的につきましては、先ほど谷議員さんからも御質問がございましたとおり、また、私がただいま申し上げたような、いわゆる埋蔵文化財を中心といたしました考古学関係の展示、それから調査、研究する施設、それから民族文化財等を広く一般市民に公開する、こういうふうな形の中で、郷土資料館の建設に当たっていきたい。

とりあえず、今回につきましては一応土地の買収の見通しが立ちましたので、これから具体的な内容につきましては、十二分に庁内で検討したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　補足させていただきたいと思います。

価格の点の補足でございますけれども、まだ、値段については、８月２６日に関東財務局の鑑定官が現地を視察に参りました。じき、そこの第三桑園でございますので、企画の方で御案内し、それから市の方へお寄りいただきまして、私がいろいろと、わざわざ日野市まで来ていただきましたので、お礼申し上げるやら、この辺の土地についての説明等もしておるわけでございます。そういうわけで、値段については今後の問題でございます。

それから、われわれの方としても、二十小の用地を取得したときは、先ほど市長から話がございましたけれども、仲田緑地と一緒に国有財産地方審議会に付議されて、それで譲渡が、値

段じゃございません、要するに譲ろうということが決定されたわけでございますけれども、これにつきましては1,５００平米というふうなことで、地方審に付議する案件ではございませんけれども、今後、市側からの構想等と相まって値段が決まっていく、こういう筋合いのものでございます。

立川出張所の方から多少の、直接の担当官からの話かどうかわかりませんけれども、本庁でございます関東財務局との担当官との話し合いを進め、いま、御意見がございました価格の件、あるいは買収費の、要するに発掘費用、そういうものの処理というもの等も今後の交渉の中に踏まえておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

それから、値段についての減額率でございますけれども、２０％ちょっとぐらいじゃないかと思うんですけれども、半分までは、郷土資料館とか、あるいは博物館の場合には、権原率は半分というほど高くないんじゃないか、こう思うわけでございますけれども、これらにつきましても、交渉の中で市が有利になるようにしていきたい、こう思うわけでございます。今後の努力でございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、先ほどの答弁につきまして、教育次長の答弁と、それからただいまの助役の答弁が、先ほどは平米２４万2,０００円の２分の１、それで坪当たりに直すと、これは６２万5,０００円ですね、それで平米だと１８万9,０００円ということだそうですけれども、先ほどは２分の１、これは教育次長です。それから、助役の場合は半分まではいかない、２０％ぐらいじゃないかということなんだけれども、そこいらの点。

それから、あと一つは、いわゆる国の土地でありましても、やはり市が保留地等を処分する場合には、発掘調査をしてから引き渡したということでありますので、やはり国に対しましても、過去はどうあれ、やはり自治体ですから、そこいらの姿勢をしっかり持ちまして、払い下げについて交渉をしていただかなければならいと思います。

そこで、あとの点につきましてはまだ計画段階であるということで、これはよろしいですけれども、まずさしあたりその２点につきまして、答弁を願います。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　まだ、値段につきましては、今後の市の交渉過程にもございます。

それから、財産をはっきり決めますのは、8月26日に参りました鑑定官、二十小の場合には大蔵省の参事官まで意見が上がったというふうな情報で、2月の臨時議会で――二十小の買い受けにつきましては、臨時議会で、急性の議会ということでお願いしまして、議決をしていただいたわけでございます。この二十小の場合には大蔵省の田村鑑定官とひざを交えて話ししたというふうな状況で、各決定はやはり東京国税局が持っておるわけでございます。最終的には大蔵省の承認というものは必要でございますけれども、その中心になりますのは立川ではなしに、東京の国税局と。そういうことでございますので、関東財務局でございますので、そのように御理解していただき、今後、値段は個々決まっていくんだと。

それから、買収費用と発掘費用と似たものでございますけれども、二十小の場合には、あそこに蚕糸試験場のいろんな建物がたくさんございました。それの取り壊し費用は、市が買い取った費用から差し引いたもので市が買っておるわけでございます。ですから、買収費用を市の、その予算の中で、要するに建物を市で壊しましたけれども、その費用は土地代金から引いたもので譲り受けておりますので、こういう点についても今後交渉し、考慮してもらうべき性質の費用だ、こう思っております。そういうことです。

○副議長（大柄　保君）　　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　　そうしますと、当然この発掘費用は何としても引いてもらうというような形で、ただいまのお話だといろいろの例はあるだろうけれども、やはり国有地の中に文化財が包蔵されているということになれば、当然引いてもらうというような姿勢で、強力に推し進めて、少しでも安く市民のために払い下げしていただき、その費用たるものをこの資料館建設に充てるというような形で、前向きの形で市はやっていただきたいというふうに思います。

そこで、この前も議員の控え室で、古谷太郎さんといろいろ話したときに、日野にも古い資料があるんだなということなんです。それで、ちょっと手元を見ましたら、竹木伐採禁令の札というんですか、北条が立川陵、東光寺を経て谷、町屋に至るまでの間の木とか竹を切っちゃいけないというような禁令の札というのが出ているわけなんです。それで「ああなるほど」と言って見ておりましたけれども、そのように、ちょっとでもいいから見ることによって、やはり日野の先祖というものを思い出します。そういうことによって、やはり郷土を愛さなければならないというような精神が、自然に泉のようにわいてくるわけであります。

そのようなことを考えながら、私は、一体、資料館をつくるというようなことを前に2回も3回も言いましたけれど、果たして日野市というものは、やはり武蔵国だ、昔は武蔵の国であったと。そうすると、すぐ府中に国府が置かれたとか、または国分寺に国分寺が建てられたというようなことを考えるわけです。

それで、ちょうど家へ帰りまして、そのようなことをきっかけに本を読んでみると、やはり武蔵の国と、またはどこの国でもよろしいんですけれども、律令制度というのができたのは、大化改新の後なんです。それで、だんだん地方政治というのが整えられまして、国とか、郡とか、里という制度ができたというふうに、私は家へ帰って資料集を見まして、なるほどと思ったわけです。

そこで、今度は日野市の資料集を見まして、一体どのぐらいの年代から日野市のことがこれに書かれてあるかということになりますと、非常に日野市というところは、いわゆる昔の階級ということになると、これは秩父とか向こうの方が非常に高かったということが言われるんじゃないかと思うんです。

それで、いわゆる武蔵に国分寺ができまして、金堂とか講堂とかといいまして、七重の塔が建ったとか、いろいろ言われております。しかし、その規模は諸国全国、日本じゅうで一番大きかったということが言われているわけです。そのようなことも考えますと、当然日野というところは、国分寺からどのぐらいのところに位置しているかということを考えれば、やはり国分寺を建てるときや何かにおきましても、非常に多くのわれわれの先祖は労役に服し、非常に苦労してそのような大きな武蔵国分寺ができたというふうに考えてもいいんじゃないかと思うんです。

それで、そのあたりでまた、結局大船の方へ行きますと、高麗の高麗山というのがあるんです。そこへ行きますと、上にお宮が、高麗神社というのがありまして、どのような形でこんなところにこのようなお宮があるのかということを考えてみました。それで、今度はまた埼玉の方へ行きますと、高麗という村があるんです。いまは町か何かになっているんじゃないか、または合併しているかもわかりません。

そのようなことを考えてみますると、やはり日野市がこのように大きくふくらんだというのと同じように、やはり日本の文化というのは、大陸からの移入文化です。それで、そのときにやはり大陸の人がいろいろな文化、または文明を持ってきまして、日本各地に住みついたと。

これはだれの力だということになると、朝廷の力、権力者の力ということになって、朝廷が口分田というのを与えているわけです。そういうようなことを考えてみまするとと、やはり文化というのは上とか下とかということじゃなくて、やはり国民全体が一つになって文化を盛り上げたというふうに、私は考えていいじゃないかと思うんです。

そういうようにして、各地で、いわゆるこれは百姓もそうです。これはもう米づくりですから、米をつくったり機を織ったり、また製鉄ですか、そういうのがもとになって刀ができたというふうになります。

そうしますと、今度は何かをやろうと思えば、それを運ぶものとか何とかというのは人間の力だけじゃだめなんです。そうなると、今度は、この文書にも出てくるように、やはり馬が必要なんです。そうなると、当然朝廷や何かにおいても、権力者においても、馬ということになると、やはりそれを生産する場所等が必要になるわけです。そういうことを考えてみまするとと、帰化人がここにいろいろ文化を高めた、またはそれに伴って日本の国民も文化が上がってきたと。

そうなると、今度はいわゆる交通、交流がふえるわけです。そうなると、当然馬が必要ということになってくるでしょう、まきというのは、日野史の資料集、これは議員の方々はみんな持っていることですから、よく読まれたと思うんです。私が読まなくても、よく知っていると思います。そこで、そのまきがつくられたと。そのまき等はどのようなことかといいますと、やはり中を見てもよくわかるように、これは毎年毎年８月１５日までに朝廷に馬を納めるんです。そのような資料が残っているわけです。それらを見ますと、この中にあるように、これはもう３０頭とか４０頭とか納めているわけです。これは、朝廷の力が強いときですね。だんだん弱くなってきますと、その頭数が、４０頭が３０頭になり、３０頭が２０頭になり、減ってくるわけです。それはどうして減ったかというと、やはり人間というのは、これはいつの時代でも同じです。勢力争いです。いわゆる頭目がだれになろうかというとうなことをおのおのが考え始めて、そろそろその時分になると武蔵国に武士団の動きというのが出てくるわけです。

それで、もうそうなると、先ほど申しました大化改新のときも、今度はその後につくられた律令制度というのは、だんだん崩れてくるわけです。やはり国家というのは、統制というのが必要であるけれども、その交代というのはもうこれは世の移りということで、この日野の史料集を見ましても、私はよくわかったのでございます。

それで、先ほど申しましたように保元の乱、平治の乱等を見まするとと、中に文書が出てくるわけです。それらが、日野には残っておりませんけれども、この中に解説がありまして、その後に、どこどこで持っているというようなことが、ここに例をとれば「高幡山金剛寺伝」とかというような形で残っているわけです。これは伝ですから、非常にむずかしいものもありますけれども、やはりお寺ですから、これでよろしいと思います。そういうような形で、これらのことが書いてある。そのような、非常に私たちの先祖のことをやはり書かれたもの、またはわれわれ先祖がつくったものを資料館に納めるわけです。

そういうようなことを考えてみまするとと、だれだってこの資料館をつくるのに、場所やなにかいろいろな意見等はあるけれども、こぞって賛成をしてつくるというようなことは、私は望ましいんじゃないかと思うんです。

それで、特にこの中を見ましても、武蔵七党というようなことを考えてみまするとと、これは源　頼朝のあたりだと思うんですけれども、宇治川の先陣、梶原景季とか、いろいろ出ていますね、平山季重、そうしたり、このときにやはり世が変わりますと、源氏からその主だった豪族がだんだん武士団にかわったり、また、親方がかわるとその下の武将が殺されたりして、本当によく新陳代謝をして現在に至っているというようなことを考えてみまするとと、ああ、世の中はどうあろべきかということも、つくづく思うというときもあります。

そんなことを考えながら、この資料館というのはどうしても、やはりりっぱなものをつくってもらいたいということをお願いせざるを得ないわけです。

そこで、どうしても、先ほど申しましたいわゆる常設展示、中のことにつきましてはまだ時期尚早ということでありますけれども、時期が早ければ早いうちに、このような準備をしてもらわなければならないと思うんです。

そこで、やはり資料館をつくるというようなことなれば、私はどうして、公園の端っこの方に復元住居址をつくられたかというのを疑問に思うんです。あれは幾らでしたかね、多分1,２９０万ぐらい出してつくったんじゃないかと思うんです。やはり日野市におきましても小学校または中学校の義務教育の児童、または生徒に日野の史料、または他の近代に至るまでのものを一堂に展覧、展示をするということになれば、どうしても復元住居址というのは、そばにあって説明をした方が教育の上からもいいじゃないかというようなことも考えてみました。

そこいらの点につきまして、市はどのようなお考えを持っているか、その考えを伺いたいと

思います。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私どもは専門家的な考え方は言えないわけでありますが、承知しておりますのは、いま谷議員がお話されますように、日野の、つまり、ふるさとの過去の長い間の歴史の積み重ね、これは貴重なものでありますから、今日の日野市を構成しております、あちこちからかわってきた市民にも、ともにやはりふるさとを愛するという一つのよすがと申しましょうか、拠点になるものでなければならないと思います。

そして、特に育っていく子供たち、この人たちはまさに日野をふるさととして、日野の自然の中に育つわけでありますから、とりもなおさず古い時代の方々とともに、日野市が育った場所、いわゆるふるさとということになるわけであります。そういうことが非常に尊いことになりますので、過去の歴史的な資料ということの意義を、大いに、理解のできるような仕組みにするんだ、こう思っております。

復元住居址の場所が適当でなかったということも言われておりますが、要するに神明上全体の公園でありますとか、庁舎区域でありますとか、あるいは周辺の段丘地でありますとか、これらは、いわゆるすべてが包蔵地ということでありますから、1カ所に集約する妙味ももちろんあることですが、多少、分散をして、そうして散策の中でといいますか、そういうところへめぐることによって、子供たちのふるさと教育は成り立ち得るものだ、このように考えます。

ベストは絶えず求めなけりゃなりませんが、それに次いでよりベターなことを実現の中で求めていくということも意味があることだと思っております。

復元住居址と、この資料館の予定地は、そう遠くありません。むしろ歩いて、先生がそれの説明をするとか、いろいろな勉強の仕方があるんではなかろか、こう思っております。

それから、現在、三小の空き教室に、相当整理をした形で収蔵されておるものなぞも、もちろん今度はこの展示場にあわせて持ってくる。ちょうどこの下の段の作業場と両々相まって、いい環境が生まれるんではなかろうか、このように考えております。また、よろしく御指導をお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　　ただいま市長の言われることはよくわかるんですけれども、やはり行政というのを見ますると、どう考えてみても一つの長期的な、これはもうプランというのが必要なんです。そういうようなプランに基づいてどのようにするということでないと、いけないんじゃないかと思うんです。

やはり答弁というものは、どのような答弁でもできるわけです。やはりどなたが見ましても、どなたが考えても、大数的にいきましてなるほどというようなことということになりますと、やはり一つの何カ年計画というような形で、いわゆる前にマスタープランができましたけれども、そのようなプランをつくりましてやるということが、私は大切ではないかと思います。

そういうことによりまして、私たちが自然と郷土を愛する、ああ、本当に日野に生まれてよかったというように思う、この町ができるんじゃないかと思うんです。どうか、この資料館につきましても、非常にこれは大切な建物であると思います。日野市に新しく住まれた方であっても、資料館に来て、資料館を一巡すれば、ああ、日野市というものはこのような経過をたどって現在に至ったということがわかるような、または、多くの方に称賛されるような資料館をひとつつくっていただきたいということをお願いして、本質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって9の1、郷土資料館建設に関する質問を終わります。

9の2、オリエント時計周辺道路整備を市はどう考えているかについての通告質問者、谷長一君の質問を許します。

○5番（谷　長一君）　　このオリエント周辺一帯というのは低地帯でありまして、雨が少し降りますと、これは30ミリから40ミリ集中に降りますと、すぐ道路冠水したり、または床下浸水をするという、常習的な場所であります。

そこで、一体、市は、いまわかったことではなくて、その常習的な場所をどのようにしてこれから整備をしていくか、これは市民としまして、納税者である以上は公平にこれを還元しなきゃならない。または、人間は生まれてこの世にいる以上は、よくどなたも言われるように、なるべくこれは平均というか、平等というか、そのように近いというのが望ましいと。また、だれしも望んでいると思います。

そのようなことを考えてみますると、日野市の行政というのは非常に格差があるということが、このオリエントの裏へ行って初めてわかるんです。どうしてかといいますと、川は、農業用水がすぐそばにあるんです。あっても、これはもう6尺だか5尺だかわからないような、変な、何というか、ひょうたんみたいなとこもあるわけなんです。行政が管理していれば、やは

り管理しているんだと思われるような農業用水でなきゃ、いけないと思うんです。それが、もう、上が深いんです、下が浅くて。それで上が広くて下が狭いから、水があふれるなんていうのは、だれが考えたって同じなんです。

しかし、昔の人に言わせると、入り口はうんとあっても、農業用水というのはけつへ行けば、もう道はなくなってしまうんだと。使っちめえば川はなくなるだからという人もいるんです。なるほど、言われればそのとおりかもわかりませんけれども、まだオリエント周辺というのは、日野市のたんぼの関係からいくと中間あたりですね。そうしますと、まだ堀もそんなような堀じゃ困るというようなことも、あわせて考えてみたこともあります。

そのようなことを考えながら、やはり住民格差の解消ということを考えてみますると、どうしてもこの際、オリエントの中の公道を外へ出していただき、または水路を整備して、水路がオリエントの企業内にありますので、それを外に出してもらいまして、オリエント周辺の現在既設の道路をどのような形で、今後、市は拡幅されるのかということをお伺いするわけです。

そこで、その拡幅はしていただくのはいいけれども、やはり付近についている市民の所有権を侵さないようにしてもらいたい、これをお願いするわけです。

どうしてかと申しますと、企業というのは、やはり役員や何かもかわる関係上、また部長や課長もかわっちまうんです。そうしますと、前に約束したことをおれはかわったから知らないというようなことを、オリエントの方からも言われたことがあります。しかし、今度の役員のの方、または部課長の方は非常に誠意を持っているようです。それですから、これからオリエントとどのような形で道路整備をしているのか、または、市は現在考えている道路の形態、さらには、ただいま申しましたオリエント北側に農業用水があります。これが非常に下の、次に入る通称「大堀」というんですけれども、その堀の手前は狭くなっておりますけれども、それらもやはり広くして、通水のよいようにしてもらいたいということです。

それから、さらにはオリエント塀より東側に、オリエントの用地が約1,000平米あるわけです。そこいらを利用して、企業内の排水というものができないものかどうか。

さらに、その付近に宮の自治会または緑自治会の方々は、住んでいらっしゃるわけです。それらのとこも下が、道路が冠水するし、住宅の床下も浸水するわけです。それらをどのようにしてくださるか。できればこれらとあわせて側溝の整備をしてもらいたいと思います。

以上のような点につきまして、回答をお願いたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは、私の方からただいまの御質問についてお答え申し上げたいと思います。

まず、オリエント時計の敷地内にございます水路、道路敷、これのいわゆる財産処理でございます。この問題につきましては、議会でも再三御質問がございまして、現在、私どもの方も管理課を中心といたしまして、オリエントの工場長、つまり工場の最高責任者を窓口にいたしまして、鋭意交渉を進めております。

そういう交渉の中でも、さらに先月におきましてもオリエント側と、それから地元の周辺関係者との話し合いが持たれたというふうなことも関いておりまして、解決の方向に進んでおるわけでございます。

それで、問題はやはり、いまお話もございましたように、いわゆる住民の財産保護というふうな点からの境界査定の問題が一つございます。この問題がまだ解決をしておりませんですけれども、これにつきましては東京都、あるいは国と査定の段階を詰めておりまして、今月の２６日には境界査定が実施できるという段階まできております。そういう中で境界の確定をいたしまして、敷地内の水路、道路のつけかえを計画いたしたいというふうに考えております。

それで、体育館のございます東側のところの現在ある市道、これにつきましては、まだ狭隘の昔のままの道路でございますので、これをオリエント側の用地を提供させることによりまして、４メーターないし４メーター５０の道路に改修をいたします。それによって道路側溝も整備されますし、排水の問題も解決をしていきたいというふうに計画をいたしておるわけでございます。

それから、北側の関係等につきましても、境界査定が一応終わっているわけですけれども、現在ある排水路が日野用水の上ぜきに合流をいたしております。その合流いたしている基点が、たまたま水田の耕作地にもなっておりまして、水田に水を引くために灌漑域にせきが設けられますので、そこにたまった水が逆流をしてくるというふうなことで、たまたま灌漑域における集中豪雨等におきましては、床下浸水等の被害が出ているというのが現状でございますので、これらの機構につきましてもよく調査をいたしまして、何らかの形で逆流しないような方向で日野用水の取水口、つまり水田に水を引くための水門の改修も考えていかなければならないというふうに思っております。

さらに、お尋ねの宮地区、あるいは緑自治会地区の水路等の改修でございますけれども、これも御存じのように、オリエントの北側を日野用水の下ぜきの幹線水路が走っておるわけですけれども、それは御存じのように中央道をまたぎまして、根川に合流をいたしております。それで、根川の改修等につきましても、年次計画の中で意欲的に取り組んでおりまして、3月に準用河川の指定を受けまして、さらに上流部を改修をしていくということで、本年度もこれから取り組むことになっております。

そういう中で、根川に合流する地点の、日野用水の合流地点が５９年度ぐらいまでには完全に改修ができますので、したがって上流から流れてきます水流の流水ということにつきましては、根川の改修等によりましてさらに円滑が図れるというようなことになるわけでございます。

また、さらには上田用水、オリエントの南側の郵便局のところから上田用水が入ってきまして、これが上田の地区で、万願寺の区画整理事業の中に流入をしております。さらにはまた、そういう万願寺区画整理事業の中で上田用水の下流の整備ということも、近い将来、図れるというふうな見通しも十分ございますので、一体的なそういう計画の中で冠水等による被害の防止は図れるというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　ただいまの部長の説明で大体わかるわけです。

しかし、いわゆる体育館までのこの５メートル、南側です、それからさらに北の方は４メートルということですけれども、いわゆる南の方の用水へオリエントの側溝の水を流すということになると、宮の、お店があるんです。そのそばにお墓があるんです。そこいらがふえちゃうんです。行かなくてもふえているんですから、この水が行けば、なおふえちゃう。それから、その下の清水さん、これは万願寺の区画整理の地区境だと思うんです。そのあたりも非常に低い場所ですから、合流点ですから ── 上田用水と、こっちの日野の用水との合流点でふえちゃうんです。

それですから、そこいらをこういうふうに考えてみますると、どうしても向こうへは持っていかないようにしまして、先ほど申しましたように、オリエントの東側に突出した約1,０００平米というオリエント用地があるんです。それは、現在、日野用水のとこが1,０００平米が出ているんです。それで、その下に企業の管か何かが入っていまして、向こうに水が出ているんです。それですから、どうしてもそこいらもやはりオリエントとよく話し合いをしていただきまして、企業内の水は企業の敷地を通って用水に排出するというような形をとっていただきたいと思うんです。

それから、あと一つは、先ほど部長が説明したように、宮のせきがあるんです、下に。それですから、そのせきがついてある関係上、そのせきの上がやはり水があふれてしまうんです。それですから、そこいらをよく考えていただきまして、オリエントの塀の南から２０メーターぐらい入ったとこに用水があります。これ3尺ぐらい、１メーターぐらいだと思います。その用水の整備をしていただければ、あわせて付近の道路にも冠水しないし、また、床下浸水等も行われないんじゃないかと思うんですけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○副議長（大柄　保君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　確かに御指摘のとおり現状は、いまお話のございましたような形になっておるわけです。

それで、いままでの過去の経過、オリエントの交渉の経過、あるいは地元との関係、それらにつきましては、いろいろないきさつがあったようでございますけれども、現在のオリエント側の姿勢としては、非常に誠意的に取り組みたいというふうなことで、誠意を持っておるようでございます。

そういう点で、私どもの方も行政の立場で企業内の排水の経路の検討、あるいはまた周辺の水田耕作との関連の中での改修、それらにつきましては十分調査をいたしまして、悪いところは直していくということで取り組みたいと思っています。（「初めからやっておかなきゃだめなんだよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　ただいまの部長の説明ですと、やはりそばにこれらの水田もあり、また、企業も誠意を持っていると。それですから、そういうようなことを考えると、やはり住民の方も今回は誠意を持っているようです。それですからこれはお互いに、市が中に入りまして、やはり行政というサイドから、余り企業の言うことに流れないようにして、周辺の、または日野市将来ということも考えまして、オリエント周辺の道路整備を完全なものにしていただきたいということをお願いいたしまして、終わります。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって９の２、オリエント時計周辺道路整備を市はどう考えているかに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時18分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、受託水道事業の現状についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔8番議員登壇〕

○8番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので、受託水道事業について、質問をさせていただきます。

昭和35年6月の通水開始以来、町及び市独自の事業として発展をしてまいりました日野市の水道事業は、昭和49年6月から都へ移管をされまして、都営水道になると同時に、改めて実質的な管理運営を市が行うという、受託水道となって、現在に至っております。すなわち、水道事業の本体は都の仕事となっているわけでありますが、市が受託している部分の運営等、数点に分けて質問をさせていただきます。

第1点は、市の受託の範囲及び事業運営の基本的な姿勢について伺わせていただきたいということであります。

本年6月に、日野増圧ポンプ及び程久保給水場が完成をしたわけですが、これらは都の水道行政の一環として、南多摩地域の給水事情を改善するためにつくられたもので、いずれも都の職員によって管理、運営をされております。

他方、市内の19の井戸及び平山台、大坂上、多摩平、三沢の各浄水場や配水所は、市の職員によって管理、運営をされているわけであります。

そこで、これら施設や送水管、配水管などの維持管理について、都と市の分担はどうなっているのか。

さらに、現在私ども市民が飲んでいる水は、井戸水と小作浄水場から来る多摩川の水、それに東村山浄水場から送られる利根川の水というように、3種類の水を飲んでいるわけでありますが、これらはミックスして配水をされているのか。あるいは、別々に配水をされているのか。

もし、別々に配水をされているとすれば、その地域的配水分布はどうなっているのか。

加えて、たとえば都が維持管理をする分野についての事故とか苦情があった場合、市民からの窓口はすべて市の水道部ということで、よろしいかどうか。これらを踏まえて、事業運営の基本を、まず伺わせていただきたい。

次に、第2点としては、市水道から都水道へ一元化をされたときの経緯を少し教えていただきたい。

第3点は、昨日の馬場繁夫議員の質問でも取り上げられていたと思いますけれども、上水道の水質検査については、一体どのような方法で行われているのか。また、これまでに汚染の例はなかったかどうか、これも教えていただきたい。

第4点、これも昨日、多少の議論がございましたが、東海大地震等の巨大地震が襲った場合、市民の飲み水の確保は大丈夫かという問題であります。井戸水の扱い、あるいは地震予知判定会が招集をされたような時点での水道部としての対応、こういった面も含めて教えていただきたい。

最後に、第5点として、実は東京都議会では再び水道料金の値上げが取りざたをされておるようでありますが、それと多摩各市の受託水道事業との関連について、伺いたいと思います。これは、問題の性質上、部長ではなくて、市長のお答えをいただくことになろうかと思います。

実は、現在の水道料金は、口径別従量料金制という制度をとっているわけでありますが、この料金体系では、小さい口径の給水管を引き、使用量も少ない一般家庭には割安で、大口径の管を布設し、大量に水を使用する会社とか、ホテル、デパートなどのいわゆる大口使用者にとっては、割高になるような料金体系であります。これは、私ども一般市民にはありがたい制度ではありますけれども、見方を変えますと、大会社やホテルなどの大口使用者の多い都区内の方が、一般家庭の多い多摩地区よりもよけいに費用の負担をしているということになります。

さらに、最近の都の水道事業における設備投資を見ても、ほとんどが三多摩関連の工事であります。ですから、仮に三多摩地区だけを分離して収支を見れば、恐らく大幅な赤字になるものと思われます。

ところが料金は区部も三多摩も同一と決められているわけでありますから、問題になってくるのは、多摩地区の受託各市が効率的な維持管理をしているか、ということが問題になろうか

と思います。

実際、東京都におきましては、あらゆる分野において積極的な財政健全化を進めているところでありまして、水道事業においても、昭和５６年から５８年の３年間に、２８５名という職員削減計画を立てているのであります。

これに対しまして、たとえば、やはり受託市の一つであります小金井市の場合、小金井市は一般会計の決算表を見ましても、人件費の割合が高い市でありますが、水道事業においても同様で、都の職員配備に換算をいたしますと、約３倍の職員を使っているといわれております。

そこで、私ども日野市でありますが、これもやはり都に換算をいたしますと、約２倍の職員数になるということであります。ですから、都の多摩水道対策本部あたりからは、受託各市に対して、もっと効率的な管理をするように、つまり、具体的には減員という問題も含めてでありますが、指示を受けることが予想されるわけであります。あるいは、もうすでにこういったお話が来ているかと思います。

そこで、以上申し上げたことを踏まえまして、水道料金の値上げに関連をしての都の姿勢に対する市長のお考えを伺いたい。以上、５点についてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　水道会計につきましては、私どもも知識は低いといわざるを得ませんが、水の供給を安定化するために、いわゆる原水の取水手段、つまり河川の上流のダム等に工事を広げれば広げるほど、また会計全体としては財政が負担となる、こういう関係にあるということは理解できるわけであります。

聞くところによりますと、利根川、あるいはもっと他の河川等も利用して、いわゆる大人口を擁する、また、産業のための地下水等のくみ上げも規制している中では、一層水需要がふえてくる、こういう事情にあることは大都市の宿命といわざるを得ないと思います。

そうして、料金体系が、いまお話のとおりの口径別従量制、こういう形を特に飲料水にはとられております。そういう関係で、いま区部ないしは三多摩の関係で、水需要ということを考えますならば、水需要がますます拡大するのは、人口の急増とともに三多摩地区にあるということは、おのずから言えると思います。

そのためにと申しましょうか、要するに財政の安定を図るために、また、水道使用料、いわゆる水道料の値上げが都議会に提案をされたという話も承知いたしております。いずれ、公式

には当局から、たとえば市長会等にお話がある順序がとられると思っておりますが、いずれにいたしましても、水という生活のために基本的な役割りを持つ、この原水が高ければ高くなるほど使用料も高くなる、こういう状況は憂うべき一方の行政課題だと思っております。

かつて、いまの御質問にもありましたとおり、水道一元化ということを、日野市はわりあい早い時点で、たしか各市５番目ぐらいのときに一元化に参化をいたしました。これは、日野市の従来使っております19本の井戸を、よりふやすということは既成の中で不可能でありましたし、なお、地下水はだんだん下がってくる。一方に、したがって水需要に対する供給の安定ということは、何よりも増して重要だと考えました。

それから、当市の事情といたしまして、日野市の水道料金よりも都の水道料金の方が、かなり安かった、こういう――また、このまま市水道を続けていきますと、赤字がどんどんふえるという試算もありして、むしろ、この際、都市一元化計画に参画をすることが市民の利益である、このように判断をいたしました。議会でも御理解をいただきまして、たしか５２年ですか、５１年、まあ、当時、それらのまた市で対策協議会を持っておりました。都の水道当局、つまり多摩水道本部でありますが、慎重な協議をしながら支障なく移管をしたということであります。

その際には、もちろん日野市の水道会計が持っておりましたすべての資産を都に提供し、日野市の水道部という組織に再委託された形で、今日の運営が続けられております。

したがいまして、都全体の水道計画から申しますと、特に使用料を上げる際には徹底的な合理的対策が行われなければ、なかなか都民の理解が得られないということもありましょうし、そのような観点に立って、一方には供給をますます安定し、また、一方にはなるべく行政改革といいましょうか、企業性を高めるということが行われることも、必然としてうなずけるものがあります。

ただ、サービスを低下するということであってはなりませんので、そのあたりを十分われわれとしても自己診断をいたしまして、対応に誤りないようにしなければならない、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

まず、委託されている事務の範囲はどういうものかということでございますが、これは、ま

ず第１点といたしまして、水道施設その他の水道事業に必要な資産の維持管理及び運営に関する事務、これが第１点でございます。

第２点といたしまして、小規模な水道施設の建設改良工事に関する事務でございます。

第３点といたしまして、給水装置に関する事務でございます。

その次に、４番目といたしまして、給水に関する事務。

５番目に、水道料金、手数料等徴収に関する事務でございます。

最後といたしまして、その他水道の管理に関し住民に直接関係のある事務ということになっております。

その次に御質問の、これを運営をしていく上の基本的な姿勢といいますか、基本方針は何かという御質問でございます。これは私は、やはりこういう事業をやる上の最も重要なことは、人であろう、そのためにはよき品性を持ち、住民から親しまれ、心の通った事業運営をやっていくべきであるというぐあいに考えております。

では、具体的にということになってくるかと思いますが、第１点といたしまして、水道法第１条に書いてありますように、給水の安定化であろう、蛇口をひねれば平常時においては水がいつでも出てくるという状態に置いておくこと、そのためには、漏水を少なくしていく。それで、５６、５７、５８で日野市の水道の配水管の総延長は、約３００キロございます。それの６０％に当たる１８０キロメートル、これを３年間で漏水調査をいたしております。都の方では、来年からも同じ場所でもいいから、繰り返しやれということを言っております。それで、現在の有終率が大体、これは５７年度の統計でございますけれど、８４.２％ということでございます。

それと、既得の、先ほどちょっと御質問ございましたが、１９の井戸がございます。これ等は、やはり災害時等における重要な水源でございます。また、渇水におけるときの弾力的な運用ということでございますので、非常に貴重な資源であるというぐあいに考えております。

と申しますのも、都の公害防止条例の５２条によりまして、三多摩地区における地下水のくみ上げの規制を行っております。その規制によりますと、深さが４００メートル以深、管の口径が２１平方センチメートル以下、非常に小さいものでございます。それをクリアーしてないものは、くみ上げてはならないということを申しております。ですから今後、現在、都が所有しているような水源を再び掘ることは不可能でございますので、これの温存については、都

の方でも十二分に考慮しているところであります。

その次に、やはり水の供給安定のためには節水に心がけてほしいということもございます。

２番目にいたしまして、水質の安全性の確保ということであろうと思います。安心して飲める水、これがやはり基本姿勢の一つであろうと思っております。それで、後ほど、水質の問題でちょっと御質問がございましたが、そのところで詳しく触れていきたいというぐあいに考えております。

その次に、こういう水がいつでも出て、安心して飲める水だけではいけないんじゃないか、やはり日野市民に対するサービスの向上ということが必要であろう、これが第３点目でございます。このために都では、まず親切であれということを常に言っております。それから、正確であれ、なおかつ迅速にやれということを指示いたしております。そういうことであろうというぐあいに考えております。

それから、企業努力の推進、第４番目にそのようなことでございます。そのために、事務事業の改善とか、最小の費用で最大の効果を挙げるというようなこと、これ等が運営をする上の基本的姿勢でございます。（「姿勢はいいけど実践はどうやるの。もう少し簡単でいいですよ、時間がなくなりますから」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

では、１９の井戸、浄水場の管理分担がどうなっているかということでございますが、日野市内だけの水道施設、これはすべて日野市で管理いたしております。それで、他市町村にまたがるもの、日野増圧ポンプ場及び程久保の給水所、これ等については都の管理でございます。

それから配水系統がどうなっているかと。多摩川系、利根系、地下水、これ等はどうなっているかということでございますけれども、まことに恐縮でございますが、いままでは多摩川水系、小作系が入っておりました。現在は入っておりません。これは１滴も入っておりません。現在入っておりますのは、利根川の水系、それと１９の井戸。それで、１９の井戸と利根川の水とをミックスしているところが、三沢浄水場、これはミックスいたしております。

それから利根水だけを使っておりますのが、平山台の浄水場。それから日野増圧ポンプ場から直送で送っているところ、その区域等はどこかということを御質問でございましたが、日野増圧ポンプ場から送っております直送部分、これは中央線と多摩川と甲州街道に囲まれた部分東町のあの付近、それから一中とか、あの付近でございます。それから日野の一部、宮、川辺堀之内、南平の３丁目、４丁目、５丁目、それから高幡の一部でございます。

それから程久保給水所、これは都が管理いたしておりますが、これからは自然流下で持っていっております。これは平山の１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目、６丁目の全部と、東平山の一部、それから南平の６丁目、７丁目の全部、８丁目、９丁目の一部でございます。

地下水だけで使っているというのは、多摩平、それと新町と栄町の一部でございます。

それから、御質問のありました、何か事故があった場合の窓口はどうなっているのかということでございますが、これは市の水道部の方にお申し込みくだされば、直ちに都の方とも連絡を取り合いまして、対処していく所存でございます。

その次に、市と都が協議を整いまして統合したときの経緯につきましては、市長の方から説明ございましたので、それで省略させていただきたいと思います。

それから、先ほど申しました水質の検査でございます。これにつきましては、水道法第４条で、水質の基準というのを決めております。それ以上をクリアーしなきゃならん。それと、２０条では、水質はこのように検査をやりなさいという、その方法等を書いております。それで、さらに詳しくは施行規則の１４条で、どのような検査の方法をやれというようなことを書いております。

それによって行っているわけでございますけれども、定期的に毎日やっております。これが日野市内で１４カ所ございます。雨が降ろうがあらしが吹こうが、現地に行ってすべて、毎日、３６５日監視体制をとっております。それで検査いたしますのが、まず濁りはどうか。その次に、残留塩素のぐあいはどうか。これは施行規則第１６条で、残留塩素は0.2ＰＰｍを要求いたしております。これをクリアーさせるような塩素滅菌をいたしております。それと、濁りはないかというようなこと、これは市内１４カ所で毎日やっております。

それから、月に１回、定期的に法に従って東京の多摩水道対策本部に水を持っていきまして、検査をいたしております。これも５年間の保存義務がございます。いままでに１回として飲み水に適さないというような判定をいただいたことはございません。

それと、これは浄水について申し上げておりますが、原水につきましては――井戸の直接の水、これにつきましては、１年間に１回検査をいたしております。これについても、いままで

法の限界を超えて飲み水に適さないという判定をいただいたことは、１回もございません。

その次に、第４番目といたしまして、災害時の水の確保はどうかということでございます。これにつきましては、きのう生活環境部長の方からお答えがございましたので、そのとおりでございますが、さらに加えますと、先ほど申し上げましたように、程久保給水所ができております。これが、現在は約１万５００トンで稼働しているようでございます。将来は２万1,000トンのキャパシティーを持っております。これ等につきましては、自動遮断弁といいまして、震度５ぐらいになってきますと、おのずから弁が落ちまして、水が外に出ないというような装置を施しておりますので、きのう、生活環境部長が言いました以上の水があるだろう。

しかし、ここで水道部としてお願いいたしたいことは、警戒宣言等が出ましたならば、これは、自分の水は自分で確保するという心構えが必要なんではなかろうかと。また、直下型地震の場合は予告もございませんので、やはり自分の水は自分で、１日最低３リットルは必要だといわれておりますけれども、そういうものを自分の手でひとつ確保する習慣をつけていただければ、非常にありがたいというぐあいに考えております。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　大分丁寧にお答えをいただきまして、時間が少しなくなってきましたので、最後の値上げに関する都の姿勢に関連をしまして、再度、市長に質問をしたいというふうに思います。

実は、日野増圧ポンプの完成に伴いまして、程久保給水場などの無人の関連施設が、無線によって遠隔操作できるようになっております。そこで、いずれは、いま部長よりお答えもありましたけれども、市内の幾つかの配水場も次第に無人化していくのではないか、あるいは、そういう方針を東京都が持っているのではないかというふうに思います。

さしあたり、現在１０名の職員だと思いますが、１０名で稼働している三沢の配水場がありますけれども、ここが、ここ２、３年のうちに無人化をしたいというのが恐らく都の計画にあると思います。これへの対応は、日野市としてはどうするのかということであります。

たとえば、余った職員の吸収をどうするか。たとえば市長部局への配置がえとか、あるいは新規採用等への兼ね合いとか、それを絡めましてお答えをいただきたいと思うんです。

さらに具体的に言いますと、水道部門の現在の職員の定数、これは条例によりますと６３名となっておりますけれども、これをそういった場合には削るというお考えがあるかどうか、市

長のお答えを聞きたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだ公式にそのような情報に接しているということではありませんが、水の水道施設に対します操作、これらが遠隔無人化ということがとられつつあることは承知しております。

したがいまして、日野市の四つの用水施設、貯配水施設におきましても、そのような御指導があり得る、このように考えます。その際には、必然的に定員数の訂正、また、それらの職員は配置転換というふうな形で対策を行うという公式論で考えざるを得ないと思っております。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　結構です。それでは、最後に要望しておきます。

お答えにもありましたけれども、大地震のときの水の確保を含めまして、市民に対して日ごろから広報等を使って、いざという場合には「そことここに水がありますよ」というふうな形のPRも、あわせて必要ではないかということを、まず申し上げておきたいと思います。

それから、いまの市長のお答えをいただいた問題ですが、受託事業とはいえ、やはり効率的な運営というものは当然行われるべきでありまして、先ほど部長のお答えにもありましたように、市の管理運営の基本の中に「企業努力の推進」という言葉が入っておりました。そういう意味も含めまして、今後もぜひ効率化に努力をしてほしいということを申し上げまして、この件の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって１０の１、受託水道事業の現状に関する質問を終わります。

１０の２、日野市政に夢を持たせよう（後世に残しうる施策を）についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

８番（馬場弘融君）　日野市政に夢を持たせようという観点から、幾つかの提言を交えつつ質問をさせていただきます。

私は、議会における議員の役割りには二面性があると考えております。一つは、市政のチェッケ機能であり、もう一つは市政のかじ取り機能だと思います。

チェックする場合は、それこそ重箱の隅をつっつくような感じで、市政に誤りはないか、手抜かりはないかと目を光らせて、えげつないくらいに批判を加えていく。理事者側に立てば、

６０の目と３０の口で、あれこれ批判を受けるわけでありますから、気の重いことかもしれませんけれども、しかし、緊張感を失わずに市政運営ができ、ひいては清潔で公正な市政が続けられるという結果になるわけであります。

しかし、しょっちゅう批判ばかりしているのも、議員としてはおもしろくない。チェックというのは、過去の行政運営に対する批判である限り、あすのためにこういう行政を進めなさいといった、前向きの発言にはなかなか結びつかないからであります。

そこで、第２の機能、かじ取り機能が出てまいります。これは、現在までの市政についてはひとまず置いて、自分なりに日野市丸といいますか、この船のこれから行く道をリードしようということで、言わば水先案内人になってやろうという場合であります。

とはいっても、民間の旅客機を撃墜してしまったソ連と仲よしの共産党さんや、いつまでたっても非武装中立論なんていう、全く現状認識を忘れた議論を唱えている社会党さんあたりと、１１年もの長い間、ハネムーン気分を楽しんでいる森田市長に対して、野党の立場にある私が水先案内人を買って出るというのもしゃくにさわる話でありますが、これまで重箱の隅ばかりつついてきたせいか、議員としていささか欲求不満に陥りそうでありまして、今回はあえて保守党員であるということに目をつぶり、私の市政にかける夢の一部を市長にぶつけてみたいと思います。

そういうわけですから、市長、どうか、検討してみましょうだとか、考えましょうなんていう木で鼻をくくったような答え方はなさらずに、おおらかな気持ちでお答えをいただきたいと思います。そのかわり、私も今回に限り、後で御発言の言葉じりをとらえたりしないということを約束いたします。

さて、前置きはこのくらいにいたしまして本題に入りますが、昔、後藤新平という優れた政治家といいますか、行政官がおりました。この方は東京市長のときに、例の、あの幅の広い昭和通りをつくったり、あるいは名古屋市長のときには、今日の名古屋発展の基礎ともなった、あの幅広い道路網をつくった人であります。

彼は、市長当時は「大ぶろしき」などと呼ばれ、決して市民の評価はよくない、それどころか強い批判を浴びていたのであります。ところが、現在になってみるとどうか。彼がつくった昭和通りや、名古屋の道路網のおかげでみんなが助かっている。要するに、先見の明があったのは、当時批判をした人々ではなくて、後藤田新平その人だったということであります。

勝　海舟は、人間の評価は死後１００年ほどたたないとわからない、こう言っておりますが、いかに同時代の人に評価をしてもらうのがむずかしいかということを示すと同時に、政治家たるもの自分の判断でこれをやるんだ、これでいいんだと決めたら、いかに反対が強くてもやり通さなければいけないかということを教える言葉かと思います。

さて、現在にもそういった点でりっぱな市長がおられます。一つの例でありますが、熊本県人吉市、ここに永田正義という市長がおります。森田市長も、あるいは市長会等で御存じの方かもしれませんけれども、この方は独特の見識をお持ちの方でありまして、傾きかけた市の財政を、いわば経営の理念で立て直した上に、さらに自然公園都市という御自分の理想をみごとに実現をされているのであります。

この永田さんという方は、一部の市民からはほら吹きといわれたり、道楽市長といわれながらもくじけることなく、自然公園都市構想を主軸に、いわゆる文化行政を進めております。

私は、市長というのは、市民からこのような批判の言葉をかけられるくらいで、初めて本当の市政がやれるのではないかと思います。４年間の任期を大過なく過ごすなどというのは、いわゆる役人市長の発言でしかない。市長に見識と行動力があり、ある場合には市民の批判の的になって、初めてその町の発展があると思うからであります。

そこで、翻って日野市の森田市長、あなたはどうか、すでに３期目の任期も半ばを過ぎました。これまでの市政を見ておりますと、反対の強いところには余り手をおつけにならない、だれにでも受けるような施策の多さが非常に目につくようであります。もうそろそろ、一身を投げ打って１５万市民のために、また、あすの日野市民のために、後世に残るような施策を思い切って、出されたらどうか。

そこで、以上申し上げたような観点から、私なりにいま日野市政で手がけたらどうかというものを申し上げたいと思います。

日野市の置かれている地理的環境を考えてみます。立川、あるいは八王子という一大業務地域、商業地域に挟まれていること、さらに多摩市、ここもいずれは多摩センターの駅や桜が丘駅の周辺は、かなりの商業地域になると思われます。ですから、日野は、これら大きな商業地域の中間に挟まれるかっこうになります。いまから商業都市は、とても無理だと思います。といっても工業地帯にはなりませんし、農業で生きていくこともできない。さらに、観光でいくにはちょっと歴史性が弱過ぎる。とすれば、残るは文化面であります。

最近、市町村レベルでも叫ばれ始めた行政の文化化の先端を切って、積極的な文化行政を進めるべきだと思います。

私は、一つの案として、渋谷とか新宿とかいった大繁華街に挟まれた原宿のような町（「福生の市長とおんなじだ」と呼ぶ者あり）、ちょっとしゃれた緑の多い住宅地で、思わず散策したくなるような文化的な潤いのある町、これを日野市の目指す目標として考えてみたい。

さらに都合のよいことに、これは第２次基本構想における目標とする都市像、つまり緑と文化の市民都市にぴったりだと思うからであります。緑と清流の町、文化とスポーツと潤いの町、こういった考えを土台にして、次に、具体的な私の考え方を例示してみたいと思います。

私の考えの基礎になっているのは、昨年の１０月、自治大臣の諮問機関であります「地方行政と文化のかかわりに関する懇談会」が出した提言、特にその中の、ちょっと読んでみますが、「公共施設の建設を初め、各般の行政施策の検討に当たっては、狭義の環境保全のチェックだけでなく、総合的な文化の視点を導入すること。あるいは、都市景観や住環境を改善し、美しい潤いのある町づくりを促進すること。そのために ── これからが重要なんですが ── 公共福祉の概念に美の視点を取り入れるとともに、町づくりのための政策手段のあり方を検討すること」　こういった考え方が私の考えの基礎にあります。

さて、これから例示する考えは、大きく分けて二つになります。一つは、全体として日野の町の美観を高めよう、こういう政策であります。

もう一つは、個々の公共施設の整備を文化的な観点から進めようとするものであります。

まず、全体的な町の美観を高める、こういう点から幾点か申し上げますが、まず第１に、たとえば日野市潤いのある町づくり条例、いいですか、条例、こういうものをつくったらどうかという提言が一つあります。実は、現在、日野市住みよい町づくり指導要綱というものがあるわけですね。

ところが、これでは手ぬるい。この指導要綱によりますと、機能面だけを規制しております。先ほど私が申し上げた、公共の福祉という考えの中に、美という概念を入れる。そうするには、この要綱では少し弱過ぎるわけです。そういう点で、条例をつくったらどうかということであります。

そこで、具体的に他市の例を申し上げます。広島市、ここは非常に文化行政に熱心であります。昭和５４年ころから取り組んでおりますけれども、「職員及び市民を交えた広島の都市美

をつくる基本計画策定委員会」こういうものをつくりまして、広島市都市美計画というものを持っております。そして、これをもとに、いわゆる実施計画もローリング方式でつくっております。

これは、単に公共の建築物を美的観点から規制をするだけでなくて、民間の建築物についても計画の時点で事前の相談をさせ、個別指導をするなど、景観面の指導についての指導基準も持っております。これは、市民からも市政に対する批判というよりも、むしろ逆に、非常にきれいになったじゃないかという、かなり高い評価が与えられております。

その次、徳島県の板野郡、藍住町というところがあります。人口2万ほどの小さな町でありますけれどもここは昭和58年度から建設省の新規施策であります地域住宅計画を取り入れまして、地域の歴史、文化を生かした質の高い住環境づくりを目指しておりますが、この藍住町が昨年の12月に、藍住町町づくり条例というものをつくっております。これは、都市計画法とか建築基準法による開発規制、あるいは町独自の指導要綱に基づく行政指導には限界があるということで、57年に制定をされたわけでありますけれども、何と町全体をこの条例の網でかぶせております。そして、町全体を小学校区単位に四つの地域に分けまして、町づくり協議会をつくる、そして、この協議会ではその地区だけの町づくりの目標を定め、町づくり協定をみんなで結ぶ。それで、これに対応して行政側は全体としての町づくり計画をつくっている。

つまり、住民は協議会へ参加とか、町づくりへの提言を認められるかわりに、協定、あるいは計画に基づく施策への協力を義務づけられるわけであります。いわば、行政と住民の共同責任による町づくりを目指したものであります。

さらに、この条例の強みは、協定あるいは計画の区域での開発行為に対する届け出を義務づけ、協定や計画に適合しない場合、町長は設計変更などの勧告までできることになっております。これによって、いわゆる民間デロッパーの乱開発、ミニ開発を防ぎ、いわゆるスプロール化現象をストップさせるなど、従来の要綱よりもはるかにきめ細かい、いわゆる文化的な規制ができるようになったということであります。

さらに、神戸市、昭和53年に神戸市都市景観条例を制定しております。これは、先ほどの藍住町とは違いまして、ある地域を限定いたしまして、その中での開発行為、建築行為などを届け出制にする。そして、地域指定と同時に定めた地域環境形成基準、これに従って届け出られたものを指導助言という、少し緩い規制でありますけれども、規制をして美観形成へと誘導

しておるわけであります。

以上申し上げた3市の例は、いずれも単に公共施設に美的統一制を持たせるだけではなくて、民間の建築などにもかなりの美的知性を加えようというものであります。そして、地域からいわゆるわい雑さといいますか、繁雑さをなくし、町並に色彩の問題も含めまして、ハーモニーを持たせようとするものであります。もっとも、土地所有の主権をどこまでコントロールできるのかという問題もありましょうが、文化都市日野を目指すわが日野では、ぜひ検討すべき行き方かと思うけれども、どうでしょうか。これが第1点であります。

次に第2点、生け垣奨励金制度をつくる、これはどうか。たとえば、幾つかの自治会とか、あるいは小学校の単位、そのくらいの広さで地域を指定しまして、その地域の住民の自主性の中でブロック塀とかスレートの塀をやめて、生け垣にかえる、あるいは、すでに生け垣になっている人に対しては、奨励金を出したらどうか。これは、単に美観だけにとどまらずに、震災だとか火災などの際の安全性向上にも十分役に立つと思いますが、どうでしょうか。

第3点、これは、日野市独自でやるというのはとても無理かと思いますけれども、電柱のない街路づくりを進めるということであります。

これは、仙台市の場合、ほんの一部分でありますけれども、無電柱街路をつくっております。これはやはり日野の場合はちょっと小さいですから、単独では無理ですから、たとえば市長会などで提言をされて、国に積極的に働きかける。さらに、その中で日野市がモデル市になって、国の補助金でも引き出して、一部の部分でもいいですけれども、やられる考えはないか、これが第3点であります。

それから、第4点、文化のための1%支出システム、これが導入できないか。これは、すでに都道府県単位ではかなりの範囲に広まっているやり方でありますけれども、学校や公民館などの公共施設をつくる場合に、その事業費の1%くらいを投入して、その施設の周りに文化的な色彩を付加しようというものであります。

たとえば、付属設備としての植え込みですとか、中庭、テラス、花時計、こういったものをつくっていく。特に、お隣りの神奈川県ではこういった行政は非常に進んでおります。

以上の4点が、全体的な町の美観から見た、私なりのアイデアであります。

次に、個々の公共施設について申し上げます。

第1点は、市民会館についてであります。間もなく建設に入るといいますから、あるいはも

う間に合わないかもしれないけれども、申し上げておきます。まず、建物そのものについて。たとえば、1階のロビーの部分の扱いであります。扱いといいますか、つくり方であります。

このロビーの壁、これをなるべく多くの市民の方々に、れんがのようなものをそれぞれ焼いてもらう、それぞれの絵をかいてもらう、それを張りつけて、市民全体がロビーの壁を飾る、そういったアイデアはできないだろうか。この庁舎の1階には、多摩市にお住まいの白石さんという陶芸家がおつくりになった旧町名といいますか、部落名が彫り込まれたれんがが壁に飾られております。あれと似たようなアイデアで、さらに市民参加といった意味で、ぜひ考えをいただきたい。

次に、運営あるいは利用に関してであります。これは、先日、竹ノ上議員も一部、質問をされておりましたけれども、多摩地区に限らず、いま全国各地で似たような市民会館がどんどんつくられているわけです。実にりっぱなものがつくられている。つくられた当座はよろしいんですけれども、次第に利用率が下がっております。どこの市でも、一体どうすればこのホールは使ってもらえるだろうかということで、非常に悩んでおります。

そこで、一つの提案。あるオーケストラと契約をして、専属オーケストラとまではいかないでしょうけれども、市民のために音楽を聞かせてもらえる、そのかわりにこちらとしては週に二日とか、練習の場所を提供する。こういったアイデアはどうでしょう。具体的な名前を申し上げますと、たとえば新日本フィル、市長も御存じのようでありますけれども、新日本フィルというのは、小沢征爾さんが日本に来られるたびに必ず振っておられる、非常に優秀な交響楽団でありますけれども、ここは常置のホールを持っていないわけです。NHKホールはNHK交響楽団、読売日響は読売交響楽団という形で、ホールを持っている交響楽団の場合はいいんですけれども、新日本フィル、常置のホールを持っていない。そこで、非常に練習場ですとか、公開練習、いろんな面で苦労をしているわけです。そういうところに、市長、積極的に働きかけをして、日野の市民ホールを使ってくれないか、そのかわりに、市民に対して文化的な面で、特に音楽的な面で――市民の音楽、文化の向上という面で、ぜひ御協力をいただきたい、こういう約束をする。こういったアイデアは、もしやってもらえれば、非常にありがたいと私は思います。（「大賛成」と呼ぶ者あり）

次に、二つ目の施設は、野球場であります。これは、昨日、飯山議員が屋根付球場を問題に含めてかなり詳しく議論をされ、また、研究もされているようでありますが、私は少し観点を

変えて申し上げたいと思います。

優れた行政を進めるには、ただ、市だけでやっていくというんでは、少し足らないと思うんです。やはり、民間の力をうまく利用しなければいけない。実は、こういう話があります。読売ジャイアンツ、読売ジャイアンツが練習用のグラウンドとして、いま使っているのが、多摩川の河川敷です。川崎市内にありますけれども、多摩川グラウンドといいますね。あそこは実は毎年台風で流されちゃうんです、7月、8月。一番練習をしたい時期に、流されてしまうんです。それで、非常に困っているわけです。

さらに、川崎市の方でも、防災という観点から、もうそろそろ立ちのいてくれないかということを言われている。それで、実は読売ジャイアンツとしては、どこかほかの練習場はないかということで、いま、探しているそうなんです。それで、実は西武ライオンズが所沢の方に来て、大成功をしたということに影響を受けまして、多摩地区で探したいということを言っているそうなんです。

そこで市長、こういったものは、特に市内の子供たちの夢、非常にこれ、楽しいと思うんです。そういう面で、一度お話しになったらどうですかね。市内に来たらどうですかと。場所をまず決めなければいけませんけれども、後ほど言いますが、こういうお話があります。ぜひ、検討をしていただきたい。

それから、第3番目、これはあるいは教育長にもお答えをいただくことになると思うんですけれども、市営の自然の中のキャンプ村をつくってほしいということです。

実は、現在、社会教育課及び青少年委員会等が主体になりまして、日野市少年キャン村というのを、もう7年ほどですか、やっております。これ、実は場所を借りているわけです。京王平山研修センターというのがありますけれども、あそこの向こう側の平山城址公園との間の空き地です。確かに緑はありますけれども、そこを年々お借りをしてやっているわけです。あれも確かにいいんですけれども、だんだん利用者もふえてきている。各子供会、単位子供会での参加申し込みもふえているというふうに伺います。

そこで、まだまだ市内には多くの緑が残されている場所がございますので、そういうところをぜひ有効に使っていただいて、市独自の市営のキャンプ場をつくっていただけませんか。

あわせて、フィールドアスレチックのコースとか、あるいは野外音楽堂とか、そういうものも含めたキャンプ場といいますか、自然公園といいますか、そういうものをつくっていただけ

ればありがたい。まだまだ夢はありますけれども、あをまり言っていますと時間がなくなりますので、今回はこのくらいにいたしまして、以上、私が申し上げましたことに対しての、市長あるいは教育長のお考えをいただきたいということが一つと、私が申し上げなかった点につきましても、市長なりに御自分で市政にかける夢というものがございましたら、ぜひ自由にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　夢のある楽しい提言をいろいろいただいて、ふくらむ思いであります。そして、昨年決めていただきました、いわゆる日野市の目指す都市像、いろいろと文化の市民都市という、そういう短いキャッチフレーズでありますが、まさにおっしゃっておることを文字どおり　目す、目指しておると、このように拝聴したところであります。

近ごろ、特に地方の時代という言葉にかわって、地方都市がそれぞれ文化に視点を置いた町づくりをしよう、ということが強められつつあるように感じております。

挙げられました各市等の場合も、同様な視点だ、このように思っておりますし、私どもの市でもあらゆる素材と申しましょうか、文化財、いわゆる市民生活を文化の観点から日野市の特徴をつくっていく、こういうことがきわめてふるさとづくりに役立つに違いない、このように考えております。

一つ一つなぞる意味ではありませんが、提言をされたことは記録にもとどめまして、大いにやりたい、このように総括的には感じたところであります。

なお、開発指導要綱のある部分の手直しということは、先日申し上げた客観情勢もありますし、それから、いますぐ建築協定等が地域地域で成り立てば大変結構なんですけれど、建築協定、いまの生け垣のことでありますとか、あるいはその他、環境を守るための、宅地が細分化されないお互いの約束、このようなことをなるべく着実に進めることを行いたいと思っております。

したがいまして、御説にありましたような潤いのある町づくり条例、大いに結構だと思っております。清流条例にいたしましても、緑化推進条例にいたしましても、趣旨は基本的に共通でございますが、それに文化の視点をより強く求めるということで、市民参加の委員会でも設けて、このことについての条例制定に向けて取り組みたい、このように感じました。

生け垣の奨励は、多少、公園緑政課の方で見本生け垣をつくるとか、あるいは市内の見事な

生け垣を紹介をして、できれば万年塀や、潤いのないブロック塀等を生け垣に転換していただく、この何らかの奨励施策、これも大変結構だと思っております。

また、特に日野駅のホームから見えます、先日も藤林議員がおっしゃいましたが、コンクリートの擁壁にはツタなどをはわせておりますが、だんだん緑の範囲を広げつつあります。より保存、強化していく施策もあわせて考えたいと思います。

電柱のない町づくりは、私も関心を持っておりますが、特に街路樹を伸び伸びと育てるということで、山口県の宇部市に視察に行ったことがあります。あそこでは、工業の都市でもありますけれども、急速に緑化を図ろうということ、柳の木を植えまして、上の電線を、多分、あれ、移設がえをしていると思うんですが、とにかく相当伸び伸びと育っております。まさに緑の伸び伸びとした町だという感じを受けた記憶もございますから、東電と交渉をして、そして一番どういう方法がとり得るかというふうなことも、その町並みによって協議をいたしたい、このように感じました。

あるいは、文化費として1％というのは、私は小さ過ぎると思うんですが、大きい事業は別といたしまして、いわゆる文化の発想に役立てるような、そういう費用の計上は、平和費にあわせてすばらしいことである、このように（「プラス1％ですよ、その中には入ってないですよ」と呼ぶ者あり）　いや、財政の中の1％です。

それから、もう一つは、要するに何事も自治体は市民参加によって形成することが一番たてまえでありまして、行政がもちろんある指導能力と、それから支える能力と、両面を持たなければならないと思います。そういう意味で、私は過去に一度提案して、議会から御理解をいただけなかった、コミュニティー市民会議といいますか、市民協議会といいますか、やはり中学校単位ぐらいの、そういうコミュニティー協議会、自治会長さんや、それから有志を集め、また、いつでも個人市民も参加できる、そういった仕組みをつくりたいということで、来年はそれの会議費といいますか、その程度のものの予算化をさせていただければ幸いだ、このように考えております。

それから、市民会館に伴いまして、特色を持たせるロビーの壁、十分実行に向けて取り組ませていただきたいと思います。

それから、細かく言いますと野球場、読売ジャイアンツ、読売はたしか読売ランドでやっていると思っていましたが、グラウンドに困るようだったら、果たしてどうか。先日言いました

のは、京王電鉄が研修所にあわせて、りっぱな球場を持っておられますから、私は京王にプロ野球ぐらい持ってもらって、日野市をホームグラウンドにしてもらったらどんなもんだろうかというようなことを（「東光寺の上に広いとこがあるから、」と呼ぶ者あり）　はい。とにかくあなたと一緒に読売に行って話をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。（「読売ジャイアンツは商業主義のシンボルだろう」「ジャイアンツだけがファンじゃないぞ。いっぱいいるんだから、ほかにも」と呼ぶ者あり）いや、どこに限らず、そういうことがあれば知恵をかりて、いわゆる子供に夢をという意味では、一つのりっぱな発想だと思っております。

野外音楽堂でありますとか、あるいは野外キャンプ村（「ジャイアンツなんて断固反対だぞ」と呼ぶ者あり）　断固反対されると困るんですが――。この間、大成荘をいずれこれを改築しなければならないと思いながら、あわせてあすこでは狭いもんですから、多摩市が持っております隣村の富士見町、ここにはきょうの新聞で、莫大な都有地があるというふうに見ましたが、その話は富士見町に行った際に聞きまして、隣りの多摩市の少年林間村ができておりますが、日野市もひとつ何かあすこと縁づけたい、そうして大成荘とあわせて一定のコースを組めないものだろうか、こんなふうに感じております。

音楽堂は、私は中央公園に四角いステージがあります。あそこに野外音楽堂という形で若い人たちに提供したい、このように考えております。

万願寺の区画整理に伴いまして、きのうも新都市の副理事長とお話ししたことですが、商業地域に準ずるふうな地区を予定をいたしております。そうして、あの場所にモノレールと、それから１・３・１ができました場合の、何ていいますか、よそから来て一つの日野市の特徴となるような施設環境を、用地として用意をしようということを話し合っております。

それから、将来のことですが、豊田の南口にモール街を設けて、そして南平の駅に遊歩道をつくる。今回の２番橋の歩道橋も、同じような意味で浅川計画の一環として、浅川のいわゆる両岸の堤防をジョギングコースのところもとれますし、サイクリングロードもとれますし、親水公園的なあしらいもできるかと思っております。それらをすべて、いままではおっしゃらなかった夢の一部であります。（「夢じゃなくて、実現してもらわなきゃ」と呼ぶ者あり）

落ちた点があるかもしれませんが、それぞれまことに私どもの心を打つ提案でございますので、御理解をいただいて積極的に実現を図り、そのレールも敷かせていただきたい　このように考えます。

○副議長（大柄　保君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。子供たちに夢をと、いま馬場議員さんの方からおっしゃった内容につきましては、私自身もぜひ子供たちに夢のある施設を次々につくっていただきたい、この気持ちでいっぱいです。

確かにプラネタリウムのある児童館とか、あるいは美術館とか、温水プールとか、教育センターとか、数え上げればきりがないわけですけれど、きょう、午前中の討議の中にも出ておりましたように、都市基盤の整備ということ、いわゆる下水道の問題とか、都市計画の問題とか、都市基盤の整備の上に立たない限り、いまのような夢がなかなか実現できないのかなというような、私、馬場議員よりも、スケールが小さいもんですからどうしても優先順位を考えたときに、そういうような問題等にも頭を悩ますわけです。

特に、ただいま出ましたキャンプ場の問題、市長の方からも答弁がありましたけれど、これは古谷議員さん当時の大成荘、これは日野一中の特別教室を移してでき上がった大成荘ですが、２０年の年月の中で、現在、収容人員が１００名前後という状況で、夏あたりは市民の方たちが大成荘を使わせてもらいたいという希望者が非常に殺到して、なかなか全部の市民の方々の需要にこたえ切れない。何とかあの大成荘をせめて３００程度の市民の方たちが利用できる施設につくり直していただければ、たとえば中学１年生の新しく中学に入ってきた子供たちが、先生と生徒が一緒に泊まり込んで、いわゆる中学校としてのオリエンテーションをやれるような機会とか、そういうような形で、大成荘そのものを一つのキャンプ場というような、教師も生徒も一緒に寝起きをしながら、新しい中学校生活に入っていく一つの導入を、その大成荘あたりで繰り広げたい、そんなような夢を持ちながら、市長の方にもお願いをし、ぜひその辺からでも手がけていきたいと。

確かに最近では２時間程度で行かれるような交通の便等もずっとよくなっているという、そういう環境の中で、市民の別荘として一つぐらいあの辺にそういう市のきちっとした施設があっていいんではないか。それをまた、子供たちの夢を広げていくための施設として、大いに活用させていただけるような機会をつくっていきたい、こんなように望んでいるような状況でございます。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　一つ、大切なことを落としましたので。

市民会館をつくった後、この市民会館は特に音響ということにかなり重点を置いて設計することを依頼しておりますが、これまで市民の方々の御協議をいただいている、御意見をいただいている中で、いま御指摘のような、交響楽団のホーム施設にして、日常的な練習の場として認めるとともに、生演奏、あるいは練習の演奏を市民に提供するようなことを考えたらどうかということも、提言としていただいております。

小沢征爾さんの際に、ちょうど、多少そういうことを紹介してくださる人があります。その際に聞いておりますのは、日野市としては、つまり楽団の方々のアルバイト先が得られるかどうかと。つまり、都心とちょっと遠いという意味でありますが、そういうことでちょっと難点があるやに聞いております。一つのアイデアかというふうに思っておりますし、また、類似の発想も持ちながら、つまり空いているところの空間を日野市民の方々のいろいろな文化活動、文化鑑賞の場として提供する、そういうことが今後の市民会館の日常的維持管理の中で、重要な要素である、このように感じております。このことについてももっと交渉をしてみたり、それから市民の御意見を聞いたりしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　私がきょう申し上げたのは、あくまでも私なりの考え方というか、本当に勉強も十分しないで申し上げているわけで、ぜひ一つの例として、こういうものもあるんだ、こういう考えもあるんだということで、いろいろ取り組んでいただきたいというふうに思います。

特に、いま市長が最後におっしゃっられた、市民会館の運営です、これは本当に、最近つくられた自治体がみんな困っているんです、運営が。ですから、その辺を十分他市、先行他市の失敗した例、その辺を参考にされまして、そういうことが日野市に起きないように十分検討を加えていただきたいと思います。すばらしいものをつくっても、宝の持ちぐされでは何にもならないというふうに思います。

それから、キャンプ村といいますか、この件なんですけれども、教育長は主に市外の大成荘がらみのお話をされたんですけれども、それも十分必要性はあるわけですけれども、私が主に取り上げたいのは、市内の自然の残っているところでキャンプの練習といいますか、そういうようなものが各家庭単位でできたり、グループ単位でできたり、子供会でできたり、そういう

場所が、市独自に持っていた方がいいんじゃないかということなんです。

たとえば、ここに幾つかの例があるんですが、武蔵村山市の「野山北公園キャンプ場」というのが、コピーですけれども、あるんです。これは例の多摩湖ですか、狭山湖ですか、あすこの斜面を利用した公園の中の一画なんですけれども、フィールドアスレチックのコースですとか、釣りの池、展望台、子供用から大人用までのプール、野外ステージ、それからキャンプ場、こういうものがワンセットになった市内の、しかも市立のキャンプ場、こういうのを持っているわけです。敷地面積約１万平米、収容人員が１３５人、非常にりっぱなものです。

さらに、小平市でも昨年、７月から、ちょっとここは規模は小さいですけれども、１００人から１５０人の子供が使える「小平市立子供キャンプ場」というものを、市内のやはり公園の一画につくっております。

ぜひ、こういったものを検討してもらいたいですけれども、この辺について再度、教育長にお答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。いま、日野市内でそういう子供たちのキャンプ場というような形で、どの辺が適当かということになってくるわけでございますけれど、たまたま日野市の方でも、都立高校の誘致の問題とからめて、南平地区に相当大規模の用地を確保してあると。当然、都立高校があの場所に来ても、いま申し上げた周辺部分のところというのは、これは公園部分という形で残るのか、あるいはその他の形で、結局使われるか、そういうその場所あたりに、周りが緑に囲まれていて、その中で子供たちがキャンプを張ったり、あるいはアスレチックの、いろいろ斜面を利用したような形での、子供たちの冒険心を満たしてやれることのできるような施設をつくってあげるとか、そんな形のところで利用できるような方法があれば、ぜひつくっていきたい、こういうような希望を持っております。（「来年度の予算要求、ちゃんとやるんだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　時間もありませんので、まとめに入りたいと思います。

今回の質問では、大分趣を変えまして、これまでの行政欠陥を批判をするというのではなくて、多少現実からは離れたかもしれませんけれども、行政の文化化といった視点から、将来に向かって市政への夢を私なりに取り上げてまいりました。あるいはお答えにくい面もあったか

もしれませんけれども、例として取り上げました点につきましては、一つの考え方として、部分でも実現をしていただければ、市政のかじ取り役でもある議員の１人として、非常に幸せに思います。

さて、最後に、歴代の日野の町長さん、市長さんの歴史に残る業績といいますか、どういう大きな仕事をされているかということを申し上げておきたいと思います。

大正１４年から昭和の２０年にかけて町長を務められた有山　亮さんという方がいらっしゃいます。この方は、例の有山　崧さんのお父様でいらっしゃいますが、この方が昭和１０年から１４年にかけて、いわゆる日野５社というものを行政の中で誘致をしております。そして、昨日来の財政問題に関する質問で十分おわかりのように、日野市の現在の財政の豊かさ、それに十分寄与しているわけです。つまり、そういう大きな行政を残しておられるわけであります。

さらに、昭和２２年、当時は渡辺　年さんという方が町長です。この方は、短期間の町長さんでしたけれども、日野に都市ガスを引きました。これも、現在のわれわれにとっては非常に大きな財産になっております。

さらに、いま前におられる古谷太郎さんが町長のとき、都立多摩動物公園が日野に誘致をされております。単に日野市民だけでなくて、東京都民にとって大きな憩いの場が、わが日野市に誘致をされている。

さらに続いて、実は昨年の暮れ、一般質問でも取り上げましたけれども、有山　崧市長は、すばらしい図書館というものを残されました。

ぜひ、森田市長、あなたももう１１年の任期になるわけですね、終われば１２年になります。後世に残るような施策を、一身を投げ打ってやっていただきたい、そう思います。いまから50年後、１００年後の日野市民が、この町に住んでよかったな、先輩たちはりっぱな町を、あるいはりっぱな町並みを、りっぱな施設を残してくれたな、そういった町づくりを、ぜひやっていただきたい。１００年の計に立った市政を進めていただきたい、このことを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（大柄　保君）　これをもって１０の２、日野市政に夢を持たせよう（後世に残しうる施策を）に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

１１の１、退職金について基本的な見解を問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　非常に夢のある提言の後、現実的な話になって恐縮でございますけれども、きょうは、私がやはり民間に働く勤労者、労働者という立場で、いろいろ経験を積んだこと、あるいは目で見たこと、こういったようなことを含めまして２点、後の問題とからめて私なりの考え方を申し上げさせていただきたいと思いますので、聞いていただきまして、そこの考え方は違うよというところがあれば、御見解を賜りたいというふうに思います。

退職金について基本的な見解を問う、こう題しておるわけでございますけれども、いま、御存じのように、地方自治体職員の退職金、あるいは特殊勤務手当、きのうも議論がございましたけれども、夏季休暇を含みますもろもろの諸休暇につきまして、なにか内情が暴かれるような形で、センセーショナルに報道をされているわけでございます。

そして、各自治体はこの報道にあたかも引きずられるかのような形で、その対応を迫られているのが実態ではないんでしょうか。これらの報道の中に、議会のチェック機能の不足ということも、しばしば指摘をされているところでございますけれども、過去の議会において、幾つかの指摘もあるわけでございまして、私といたしましては、過去のことは過去のこととして、反省するところは反省する。しかしながら、問題なのは、これからいかに市民に理解される制度を築き上げていくか、このことに議会も行政も力を注いで行かなければならないのではないかというふうに考えるわけであります。

そういう視点に立ちまして、ここでは退職金にしぼりまして、基本的な考え方を、見解を述べますので、後ほど市側の見解をお聞きしたいと思います。

まず、第１の質問といたしましては、退職金とは一体何なのかと。退職金を支払う側の根拠もあるでしょうけれども、これは何なのか。また、退職金を要求する労働者側の根拠は何なのか。私は、退職金の水準が低い、あるいは高い、こういう議論をする前に、ひとつみんなでできるだけ整理をしていく必要があるんではないか。

先ほど、馬場弘融議員の提言にもありましたけれども、まさに私も対立ということは非常に好みません。要は、それぞれの考え方をできるだけ集約をしていくということに立って、それぞれの立場で主張だけして対立するのではなくて、その物事の本質に迫って、できるだけ接点を求めていくという考え方が、これから必要ではないのかというような観点で質問をするわけでございます。

そういうことで考えていきますと、退職金というものは、欧米にはない制度だといわれております。この日本独特の退職金は、古く江戸時代ののれん分けに始まるといわれております。私なりに解釈すれば、でっち奉公で一人前になったときに店を出してもらう、これが退職金の始まりだろうというふうに理解するわけであります。

そういったような歴史的な背景からいきますと、退職金の性格は、一般的に三つあるといわれております。一つは、賃金の後払い説、二つ目に功労、報賞に対する説 ── 功労報賞説、三つ目に老後の生活保障説、こういうふうに言われておるように思います。

支払い側、すなわち経営者側は、主として在職中の貢献度、あるいは功労に対して支払うという、功労報賞説を根拠にしてきた経過があると思います。

労働者側は、月々低賃金で甘んじてきた不足分を、最後に退職するときにまとめてもらうんだという、賃金の後払い説、このことが一つあったと思います。

最後に、定年退職後の生活費を賄うということから、老後の生活費をという考え方があるわけでございまして、労働組合側といたしましては賃金の後払い説、老後の生活保障説というものを根拠に要求をし、引き上げに努力をしてきた、こういう経過があろうと思います。

これは、しかしながら昭和４０年以降の高度成長によりまして、退職金の考え方も少しずつ崩れてきているんではないか。特に初任給の大幅上昇というのがございまして、これに伴う全般的な賃金水準の上昇によりまして、いま、賃金の後払い説、退職金は賃金の後払いなのだという説の正当性が、なにか影の薄いものになってきたことは、労働組合自身としても否定し得ない情勢になってきていると思います。

一方、さらに、後でこれも触れますけれども、年金の充実が進むにつれまして、老後の生活保障説を根拠とする退職金の性格も、これまた変化をしてまいったというふうに思うわけでございます。

先ほど、古谷議員の質問の中で、昭和４８年、これは画期的な年である、日野市においては

革新市政誕生の年である、こういう話がございましたけれども、昭和４８年、この年は年金春闘といわれまして、年金の改正があった画期的な年でございます。多くの労働者がストライキに参加し、結果として厚生年金が大幅に改正された年であります。昭和４８年であります。現在、厚生年金、あるいは諸年金、年金の消費者物価上昇に伴います物価スライド制がしかれておりますけれども、４８年から始まったわけでございます。

そういう、むしろ老後の生活保障の主体は、このあたりから年金であるべきではないのか。それで、退職金はその不足分を補完するものであるという考え方が、少なくとも民間労働組合に広がったのであります。

この質問の冒頭、欧米には退職金制度はないと申し上げました。私は、ないというふうに理解をしております。それでは、それはなぜなくていいのか、ここのところをやはり認識する必要があると思うんです。私も昭和３８年から４０年まで、２年間、西ドイツにいたことがございますけれども、別に偉いわけでありませんで、出稼ぎに行ってたわけでございますが、ヨーロッパにおきまして、月々の生活費は大体給料で賄える。それから、退職後は年金で、ぜいたくはできないけれども、一応の生活はできる。昭和３０年代後半、私が行ったころからそういう状況でございました。そういうことが、退職金を要らない社会の仕組みにしているんだというふうに、私は理解したわけでございます。

それで、先ほど来申し上げましたように、日本も昭和４０年代以降、高度経済成長の中にあって、賃金の上昇と、それから先ほど申し上げました年金の、十分とは言いませんけれども大幅な改正ということで、欧米に近い形の骨格ができ上がったというふうに私は理解するわけでございます。

そこで、見解をお聞きしたいんですけれども、私は退職金というのは、現在は老後の生活保障費、それを賄うというものであるし、しかし、私どもの老後の生活保障費を賄う主体的なものは、年金であるというふうに位置づけますと、退職金はそれを補完するものであるというふうな見解に立つわけでございますけれども、まあ、民間の企業におきましては福利厚生施設、その他もろもろの付加給付がありますから、それで済むのかどうなのか、一般地方公務員におかれましては、そういったこれからの退職金について、そういった性格づけをすることで、私は考えますけれども、いいかどうか、御見解を賜っておきたい、こういうふうに思うわけでございます。

それから、質問の第２段階は民間との違いにつきまして、私は、いま差がある、こういうふうに言われておりますけれども、なぜそういうような差がついてきたのかということについても、やはり掘り下げて討議しておく必要があるんではないかというふうに考えるわけでございます。

６月の議会の質疑を通じまして、昭和５７年に退職した勤続３１年から２年の部課長さんの退職金が、およそ3,９００万円程度になることが報告されておるわけでありますが、一方、ことしの３月でしたか、労働省の発表いたしました民間の退職金、これは膨大な資料でございますので、その一部だけを紹介いたしますけれども、勤続３０年から３４年というくくりの中で、これは学歴別に見ておりますけれども、大学卒の学歴の人が、先ほど申し上げた3,９００万円と対応するような勤続年数区分で、2,１５７万ということで、最後の月収換算比では４６.9カ月というふうに出ております。同じように、高校卒は1,５０６万円、４８.1カ月分というふうなかっこうになっておりまして、大ざっぱに言えば民間の約２倍強ということになるわけでございます。

それで、どうしてこういうふうな差が広がってきたのかということにつきまして、私なりに、分析をするほどのことはありませんけれども、考え方を申し上げますので、これまた市の御見解を賜りたいと思います。

表現がなかなかくどくなりますけれども、これまた昭和４０年代は、高度経済成長路線に乗って、いまでは考えられませんけれども、年率２０％を超える賃上げが毎年続きました。昭和４０年代最後の昭和４９年には、何と３３％賃上げが、全国平均でございました。これは皆さん方御存じのとおりでございます。

このとき、民間の経営者と労働組合との間で、いかなる、どのような論争が行われたのかということにつきまして、当時、私も、一方の当事者でありました立場から、説明をさせていただきたいと思うわけであります。労働側は、要するに最終的には、当時４０年代、賃金水準として欧米並みの賃金を目指すんだということで、物価上昇分プラス生活向上分の賃上げを図っていく、これを基本に置いたわけであります。

したがいますと、消費者物価が昭和４８年、異常なときに、あのときは消費者物価は２１点何パーセントですけれど、卸売物価が３６％ぐらい上がったときです。それにプラスアルファを出せ、こういう組合の要求になるわけでありますが、これに対して経営者側は、そのとき言

ったことは、労働組合側が欧米並みの賃金水準を目指すんだということであるとすれば、一つは賃金の支払い方として、職務に応じた賃金制度の確立をやるべきだと。欧米においは、要するに職務給、あるいは職能給、こういうのが一般的でございます。それと、いま一つ、ここが問題でございまして、賃上げが退職金の増額にはね返らない、ストレートにはね返らない賃金制度、給与制度の確立を、経営者側は言ってきたわけであります。要するに、労働組合が欧米並みの賃金水準を目指すなら、賃金制度、退職金制度も欧米並みにしようという主張であります、一口に言いまして。くどいようですけれど、欧米並みの賃金制度とは、職種別、熟練度別賃金ということでありますし、退職金につきましては、ないわけでございます。

こういったような背景の中で、賃上げはどうしても欲しい。消費者物価が上がっていて、それプラスアルファの賃上げは、どうしても欲しい。しかし、その分、出すけれども、余分に出すものについては退職金にははね返らないものとするんだという、この経営の論理も、やはり労働組合としてはのまざるを得ない情勢があったわけであります。

退職金倒産という言葉と、私鉄の第２基本給問題ということにつきまして、皆さんも記憶にあるかと思います。退職金倒産とは、御存じだと思いますけれども、年率２０％以上の賃上げがあり、退職金がその賃金と同じように２０％ふえていくということになったら、企業は退職金の支払いで倒産してしまうという経営側の悲鳴であったわけであります。

それで、私鉄の第２基本給とは、退職金倒産にならないために、私鉄経営者が賃上げが全額退職金にはね返らない方策といたしまして、退職金の算定基礎としない、賃上げの中から算定基礎としない部分の、第２基本給の導入を提案したわけでございます。私鉄の労働運動はりっぱでございましたけれども、抵抗闘争ありましたけれども、結果的には第２基本給が導入をされたわけでございます。

それで、現在では民間の企業では、ほとんど退職金算定用の基本給を、月々の賃金とは別個に持っておるわけでございます。そして、その現在で月々の賃金の６０％程度が退職金算定用基本給になっておると。４０％が、それは退職金にははね返らないというのが平均的であるというふうに言われておるわけでございます。

昭和４０年代から、そういう制度の違いが１年１年積み重なりますと、いま、ある値、要するに地方公務員と民間との退職金額の違いにあらわれてきているんではないかというふうに、そう見ざるを得ないというふうに思うわけであります。

賃上げができるだけ退職金にはね返らない仕組みを考えたといいますか、むしろ考えざるを得なかった民間と、そうでなかったという違いがあるんではないかというふうに、私は分析をしているわけでございますけれども、このことにつきまして、御見解があれば賜りたいというふうに思います。いまのが質問の２点目でございます。

それから、質問の３点目は、これからどういう考え方に立って新しい退職金制度を築き上げていくかという観点から、質問をさせていただきたいと思います。

いま、電気労連というのがありまして、これは電気産業の労働組合の集まりでございます。電気労連と電気経営者は、退職金の交渉をこの９月にやっております。労働組合は５５歳、35年勤続の技能労働者で、1,３００万円を要求をしております。これは、現行の1,１００万を２００万円引き上げるというものでございます。電気産業には、日立、東芝、三菱、松下、日本電気、富士通、もう世界的に名の通ったところがすべて入っております労働組合の連合体でございますが、この要求が1,３００万ということにつきましては、民間平均をも下回るというものを要求するもので、誇れるものではありませんけれども、ひとつ紹介をさせていただく次第でございます。

それで、この要求に当たりまして、電気労連が一つ試算をした老後の標準生計費として、60歳以上幾ら必要かという試算をしたのがありますので、これまた紹介をさせていただきたいと思います。

考え方といたしましては、６０歳で定年になった人の老後は、厚生省の平均余命年数から夫は７８歳まで平均的に生きられる、妻は８２歳まで生きられるというふうに設定をしております。口で言いますから、ちょっとおわかりにくいかもしれませんけれど。それで、妻は平均的に夫より三つぐらい年下だと。こういうふうに考えますと、夫婦２人だけの生活は１８年間ある。それから、夫が亡くなって妻だけでさらに７年間ということで、２５年間、老後を定年退職後賄う、こういうことでございます。

それで、その２５年間の必要生計費は幾らか、こういう計算をしたわけです。マーケット・バスケット方式という、そういう必要生計費を算出する仕方があるわけですけれども、それで、いま時点の必要生計費、２人分で幾ら必要かというのを試算した金額は、月当たり２６万6,０００円というふうに、私どもはそれをもらってませんからあれなんですけれど、要するに文化的な生活をすると。もちろん一時金もありませんから、あれです、２６万6,０００円必要だと。

それで、年間３１９万円になります。いま、インフレもおさまっておりますけれど、年率2.5％の物価上昇があるというふうに設定をいたしますと、まあ、１８年以降は若干下がったという前提で、２５年間で幾ら必要かというのは、1億３３３万、こういう計算を出しております。1億３００万、1億あれば老後は６０から、どうにか奥さんと２人で生活できるよ、こういうことであります。

一方、先ほどの論理で、では年金はどれだけもらえるのか、こういうことでございますけれども、先ほど電気労連1,１００万円という退職金のモデルの人で、厚生年金は１８８万4,０００円というふうにやっております。いま、厚生年金をもらう人――受給する人で、１８８万4,０００円という人は安い方ではありませんので、かなり上の部類に入っている人でございます。それで、これは物価スライド制がございまして、２年間に５％のインフレがあれば、年金も５％スライドする、こういうのが現在の年金の仕組みでございますから、先ほど物価上昇、必要生計費は2.5％と置きましたので、２年ごとに５％年金もふえる、こういうふうに計算いたしますと、２５年間で5,５３４万円になるというふうにしております。したがって、２５年間の不足額は差し引き4,７９６万、こういう計算になる、こういうふうにしております。

しかし、退職金は６０歳で受け取りますので、初め６０歳でもらったときに、金利をやっていきますと、５％で金利があると。それで1年ごとに不足分だけそこから引いていくと、２５年間になったらチャラということになりますと、６０歳時点でもらう元金としては2,６００万がありますと、ずっと4,８００万円になる、こういうような計算でございます。

これ、紹介するのは別に魂胆があって紹介をしているわけじゃございませんので、要するに退職金は2,６００万が妥当なんだというふうに、私は言っているんじゃないんです。そうじゃないんです。私は、いろんな条件によってこれは違うと思いますけれども、しかし、こういうような、要するに一つ退職金をとりましても、高いんだ、安いんだというんじゃなくて、これからどういうふうなことになってくるんだと。それで、こうやってみればこのくらい必要なんだというような議論を積み重ねていかなければ、やはり対立しているだけじゃ能がないというふうに考えますので、一つの考え方を参考に申し上げたということで、御理解を賜っておきたいと思うんです。

それで、賃金、一時金、退職金、年金、これは別々にあるように思いますけれども、私ども生涯賃金というふうに考えますと、それぞれの年齢段階で受け取るわけでございますから、あ

くまで別個ではない。要するに、そのつながりを考えて対応していかなければいけない、こういうふうな時代が来ているんだというふうに、私は理解をしているわけです。

それで、考え方といたしまして、勤労者の一生のうちで定年までのそれぞれの年齢段階で必要な生計費は、これは賃金と年末、夏期一時金でがっちり確保していく、こういうことが必要であると。そういう前提がございませんと、月々のものが足らないということになると、退職金もさっき言ったような理論ではいかないわけでございます。

そういうことで現状を見ますと、非常に残念なことに、公務員はストライキ権の代償としての人事院勧告が、５７年、５８年、連続凍結をされておるということは、これは論理的に考えても非常に重大な問題だというふうに思うわけであります。勧告が出されたからには、これは完全実施する、こういった一方のルールを守る、このことであって初めて社会秩序も成り立つ。ルールが守れないんならば、どこかそれはおかしいということで、ルールを守るということの観点からいきましても、５７年、５８年のベアの勧告がストップしているということについては、それで退職金のみをやり玉に上げるというやり方につきましては、これは少なくとももう少し真剣に考えなくちゃいけないというふうに思うわけであります。

それで、日野市もこの余波を受けまして、５７年、５８年のベースアップがストップしているわけでありますけれども、私は、これはむしろ労働組合の皆さんにも聞いてもらいたいと思いますけれども、この問題に限って言えば、私、森田市長にさえ、大変失礼かもしれませんけれども、当事者能力はいまないんじゃないかというふうに思います。言いかえれば、日野市という一単独の市で解決できる問題ではないというところに来ているという、人勧凍結の問題。そういう意味で当事者能力がないんではないかというふうに申し上げたわけです。要するに、狭い庁内で解決できる問題ではないというふうに思います。このことに限って言えば、もっと広く、この人勧というものがどういうものなのか、市内へ出て人勧凍結の、労働組合から見れば不当性を訴え、世論の支持を得るこういう闘争の構築、これがいま必要であるというふうに、私は訴えたいのであります。

ちょっと話が、月々きちっと取るというところから余談になりましたけれども（「その問題だけでいくからおかしくなるんだよ」と呼ぶ者あり）　月々きちっと取るということの後に、定年退職後の生計費につきましては、私は年金を柱に退職金、社会保障、そして福祉政策の組み合わせで考える時代になっているということは、先ほど来、そう申しているところでございます。

特に中小企業、自営業の人のことを考えれば、社会保障、年金を厚くすることを考えるべきで、企業付加分としての退職金というものは、総体的に薄くする方向の運動が、社会的に要求されている時代であることを、私は認識すべきだろうというふうに思います。現在の複雑な国際経済社会の中で、日本はこれからいかなる進路を進むべきなのか。まず平和で、そして人間が尊重され、健康で文化的な社会を築き上げるために、労働組合の果たすべき役割り、社会的責任はきわめて大きく、重大だといわねばならないというふうに、私も自覚をしております。（「それだけじゃ効き目ないぞ」と呼ぶ者あり）

労働運動の中で、既得権を切り下げることがいかに厳しいものであるか、私は十分過ぎるほど理解をしているつもりでございます。しかし、現状分析の上に立って組織内部で大胆な討議を深めてほしいというふうに思うわけでございます。

職員の労働条件が、あるいは生活がどうなってもいいというふうに考えている議員は、１人もいないはずです。そうした前提に立って、この退職金を早期に、円満に解決するための努力を、関係者一丸となって推進してほしいと思うわけでございます。

日野市の勧奨退職は、例年１２月に受け付けているそうでありますが、例年どおり実施するとすれば、条例改正のリミットは、おのずからはっきりしてくるわけであります。条例改正は、私は労使の合意が大前提だというふうに思います。（「そうだ、相互信頼」と呼ぶ者あり）重ねて関係者の努力を要請をしておく次第でございます。

以上、退職金の性格と機能、民間との比較、特に、どうしてこれほど差が開いたか。あるいは、今後の退職金のあり方と、改定についての考え方につきまして、現在の私の心境を述べさせていただきましたけれども、これに対しまして御見解があれば賜りたいというふうに思います。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　三つに分かれておるかと思います。それで、地方公務員でございますけれども、国家公務員に連なる制度の中の、史員としての位置づけで出発しておるかと思います。明治時代に発足しました国家公務員官員という形で、天皇の官史というふうな形でのスタートでございます。

それで、退職金につきましては、退職慰労金的な考え方で、官員を待遇しておるわけでござ

いますし、年金につきましては、天皇の官史としての、下賜される恩給というふうな形の中でスタートしたものと思っておるわけでございますけれども、それが自治労とか、いろんな組合運動が戦後、勃興してまいりまして、それから経済状態等も大きく変わってまいりまして、さっきおっしゃったような賃金の後払い、あるいは退職の功労というのは、さっき申し上げたような形と連なるものでございますけれども、老後の生活の保障というふうなことにつきましては、組合員、あるいは一般の職員のとる考え方に変わってきておるわけでございます。

この件につきましては、民間の労働組合と、その後の歩みというものは、スタートは違いましても、同じような考え方の歩みになってきているんじゃないか、こう思います。広範な御意見なり、論説でございましたけれども、簡単にお答えしておくわけでございます。

それで、どうしてこういう高額の退職金になってしまったんだということについては、大変な、私、理由があるかと思います。私も民間におったわけでございますけれども、市役所というのは、組織というのが非常に硬直性を持っているという面があろうかと思います。民間のような弾力的な、あるいは損益の、要するに分岐というふうな基礎等もそう強くございませんし、確かに４８年、市税が２５％も一遍に上がったという時代もございました。民間と同じように、４０年はやはり２０％だとか、４９年は３５％だとか高率の賃金の、公務員の場合も上がったわけでございます。

そういう状態の中で、民間の経営者が、なるべく退職金にはね返らないような制度という工夫をした半面においては、そのままの形で推移したというのが、要するに民間の場合には本俸というあり方を何種類かに、あるいは手当制度、あるいは第２本俸だとかという形態をとっていたんだけれども、役所の場合には、国家公務員も東京都、あるいは市の場合にも単一の基本給をとっていますんで、それが、本俸が２０％上がれば、退職金の方にも２０％プラスとしてはね返る、こういうふうな関連が一つあろうかと思います。

それから、もう一つは、定年制というのがなかったわけでございます。明治時代は、政権が変われば、すぐ公務員がそっくり首が切られたというふうな反省の中から、やはり定年制を設けなかったという面が一つあるわけでございます。ですから、定年がありませんから、勧奨しかございません。職員がだんだんふえてきたと。昔の役場じゃなくて、大ぜいの職員を抱えると。そうすると、新陳代謝をしなきゃならんと。新陳代謝するにも定年制がないから居座られてしまうと。そうすると、高い金を出してやめてもらう。やめる方は、１年間に７００万、８

００万の給料取っているわけだから、少しぐらいの退職金では居座った方が得だという計算が働くわけでございます。そういう悪算用が、こういうふうになったわけでございまして、６０年からは定年制が民間並みにしかれるわけでございます。やはり民間並みの物の考え方に、だんだんなっていくんじゃないだろうか。

日野市の場合にも、助役会のライン、世間並みのラインということでこれから突き進むわけでございますけれども、６３.５２５という国並みの、現在、国が目指そうとしている国並みの定年退職率で計算して、手当てを一切抜きますと、最高勤めても1,７００万円という形になるわけでございます。民間にだんだん近づいてくると。

それでは、厚生年金は１５万であると。共済、かって恩給といった共済は、最高もらうと幾らになるか、２４万でございます。９万、地方公務員の方がいまのところプラスで、いずれ、これが合併されますと同じになるかもしれませんですけれども、だんだん民間になるだろうと。

それから、われわれ地方公務員の退職金というのは、やはり国、県、通じた制度になります。やはり、全体を通じた制度になりますけれども、通じたものであるべきでございますので、通じた中でやはり民間並み化してくるであろう、こう考えておるわけでございます。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどの言葉に、当事者能力がないということを指摘されておりました。まことに惨めな、ふがいないというふうにも感じるわけでありますが、確かに当事者能力がない、まことにこのことにつきましては、ざんきでもあり、残念でもある、このような状況です。

と言いますのは、いま、助役が一応民間と公務員のたてまえのギャップのことを言っておりますが、私どもも余り明確にそのことに配慮に欠けたという点もあったかもしれませんが、要するに日本の経済変動が相当激しかったと。過去には、むしろ公務員になり手がない、ということはないでしょうが、人材を確保するのに不十分であったという時代もあったわけでありまして、民間の企業は、これはいわゆる利潤の配分を適正、公平にやれということで、論理は成り立ちますが、公務員の場合は、その原資を税によって支払われることになりますので、その首長といえども、これはいわゆる会社の当事者というふうには、趣が違います。やはり市民の公僕という立場での考え方を持たざるを得ません。

その点において、いわゆる組合論理と、それから今日、多少批判を帯びております社会論理

にギャップがある。その間に立たされておるのが、各市の理事者の立場である。当事者能力が乏しいものですから、なるべく仲間を一緒にして、そうして対応しよう、こういう形が生まれるわけでありまして、日本の民主主義は、民主主義というよりも、地方自治は、まだまだ権限の行使に著しく欠けている点があると、言ってもよいと思います。

ただ、国の指導が近ごろだんだんと、総体的に厳しくなりまして、国にもいろいろな行政執行するために信頼を持たれるように努めなければなりませんし、組合にもまた、お互いの職場で指導する関係で、これまた信頼を崩すわけにはまいりません。そういうことで、ある程度世論の背景というものを、また反省の材料としつつ、なるべく市民のサイドに立って一方にまた組合の信頼を損なわない形で合意に努めておる。こういうのが今日の状況でありまして、いわゆる当事者能力がないといわれる点は、その点にあるかと思っております。

しかし、なるべく統治者能力を持って、決めるべきことは決めなきゃならない、この責任も伴っておりますので、特に退職金問題につきましてはいろいろな御意見も、また、社会的な指摘もあるわけであります。これに対する、理論をして説明をするということでは、なかなかむずかしいわけであります。ここのところは組合にも、とにかく社会というよりも、われわれの主権者である、その方々に対しての基本的な関係ということは、みずからの自粛において、みずからの自粛というよりも、みずからの反省において戒めとしなければならない、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　１点目の質問は、以上で終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって１１の１、退職金について基本的な見解を問うに関する質問を終わります。

１１の２、市民サービス向上、職員の負担軽減のための電算化、ＯＡ化は積極的に進めよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　今議会に配付をされました行政報告を見てみますと、企画財政部の報告の中に、狭山市、豊島区、北本市の先進市視察ということと、コンピューター入門講座が開催されまして、４０名の職員が受講されたというふうに報告をされております。日野市におきましても、着々と電算化の準備が進められているということがわかります。

私は、電算化というと、事務の合理化による人員削減、あるいはプライバシーが守られない

など、なにか暗い面を強調されがちでありますが、果たしてそうなのか。もし、そういう風潮が庁内に多くあるようだということであるとすれば、いかに技術的な研修を積み重ねましても、導入に際して多くの障害が出てくるものと思うわけでございます。

したがいまして、本格的に事務の電算化を推進するには、多少の困難があっても、電算化することによって市民サービスの向上につながることと、職員の負担も大幅に軽減されるということが職員に理解される体制づくりが、まず必要なのかなというふうに考えるわけでございます。

そういう観点に立ちまして、私は全国一といわれる日野市の図書館の電算システム、それから、新聞の報道が９月の初めにありまして、１０月１日からなにかコンピューターを入れるという秋川市を、ちょっと行きまして、その辺の、なぜ導入してうまくいきそうなのかという、導入をするときのねらい、何をどうするために導入するんだと、その辺のところを聞きたくて行ったわけであります。

秋川市では特にその辺のねらいを中心に聞いたわけでございますけれども、いろいろ説明がありましたけれども、究極のところ、いかにしたら職員が事務量の膨大な作業量、単純に仕事を、あんまり考えないで手だけ記入するとか、そういった単純な作業からいかに解放されることができるかということが、なにか一番初めのような気がするんです。

それで、電算化を推進している企画課のその人は、民間の出身のようでございますけれど、いかにももものぐさな感じがするんです。要するに、事務員の人が一生懸命山に積み上げて、それをせっせとやるということが、まあ、身にしみているんだと思うんですけれど、その人は、ここに山と積まれたら、何かやってそんなことやらないで済む方法はないかなと、そういうようなことを発想する人なんだそうです。

したがって、その企画にいる人は、役所の中をそういった目で見ると、いかにも作業といいますか、事務というより作業という仕事が多いと。それを減らせば、すごく職員が楽になると。それで、結果的にかなり楽になったということのようです。

それから、そういう積み重ねてあるようなやつが早く処理されれば、市民のサービスもすごく期間も早くいろんな処理ができるということで、市民サービスの向上にもつながるということで、秋川市におきましては、職員の皆さんにそういった事務改善の提案をしてもらったと。それで、その事務改善を提案してもらうことを、どうしたらそれが実際に、どういう手段で解

決するかというところの中から、電算化という話が出てきたんだというような話でございました。

そういうことでございますので、私も考えますに、やはり、いま、この日野市の行政の中で残業するとか、あるいはアルバイトを雇う、そういうようなことをしなければ消化できないというような、季節的な要因もいろいろあるかもしれませんけれど、そういったような仕事にどんなものがあるのか。あるいは、市民の側から、たとえば事務処理上の問題で、もっとこうやってほしいという要望が窓口なんかにどんなものがきているのか、そういったものを拾い上げて、それを解決していくのには何をするかという観点から、電算化をしていく、こういうステップが必要ではないかなと。秋川で聞きまして、そういう感じがするわけです。

一方、日野市の図書館につきましては、なにか本もりっぱだということで、図書館自体もりっぱなんですけれども、電算システムが非常にりっぱなんで、私はこの近くにいて、秋川まで行って恥ずかしい思いをしちゃったんですけれども、日野の図書館は非常にりっぱだと思います、電算システムが。

それで、この電算システムを入れるのに、やはり館長に聞いたんですけれども、何をねらいとして入れたんですかと、こういう話をしたら、やはり一番のあれは、貸し出し、返却処理の迅速化というところのようだったです。いままでは、本を借りるというと大体、僕はそういう印象しかなかったんですけれど、ここのところに図書カードがあって、これを書いて向こうへ持って、それで本だけ借りていくと。これをやると、一番早くとも５秒かかるそうですね、貸し出しに。それで、今度返却の方は、本を持ってくると今度は中へ入っているカードを探すと。それで、これを入れて処理すると、１５秒ぐらいかかるんだそうなんです。

それが、いま、電算システムの中でさっと手を走らせるだけで、両方とも1.5秒ぐらいで貸し出し、それから返却の処理が終わっちゃうということでございまして、前は図書館では、休日は相当並んでまして、それで処理が５秒以上、あるいは１５秒以上かかるそうなんで、並んでて、「めんどうくさいからまた来るわ」と言って帰っちまう人もかなりいたと。そういう意味で、市民に対しても非常に迷惑をかけていたけれども、市民の要求にこたえられるということと、何しろ職員が非常に楽になったということで、そういうねらいがあって……。

それから、検索、検索というのは、何というんですか――どの図書館に、中央図書館あるいは日野の分館、七生の分館ですか、に、どんな本があるかという方民の問い合わせに、一発で

答えられると。それで、それが貸し出されているか、あるいは貸し出されているとすれば、何人予約があるかと。その本について貸し出されて、さらに予約が何人あるかというものまでわかっていまして、その本が返ってくると、窓口のとこでアラームがプッと鳴るようになって、この本は予約のある本だということで、また、予約順を探して市民に、待っている人に連絡をしてやるというようなシステムだそうでございまして、あれはＮＥＣだそうでございまして……。そういうことで、非常に職員が楽になって、市民のニーズの把握も早くなったということでございます。

それから、中央図書館と分館との一体化というのがオンライン化されておりまして、どこへ行ってもそういうのがわかるということで、確かに図書館の形態もりっぱでしょうけれど、電算システムについてもかなり全国各地から視察に来るというふうに言われておりまして、1年半たって初めて視察に行って、ちょっと恥ずかしい思いをしたんですけれども、そういうことでございます。それで、まさにねらいどおりに現在、稼働がされておるということでございます。

そういう状況の中で、私も質問をいたしたいわけでありますけれども、いま、市民サービスの向上ということから、事務改善なり、窓口の改善をしなければならないのに、どんなものがあるというふうに市の方々は認識をされているか、お聞きをいたしたいと思います。

私は簡単に、たとえば七生支所と多摩平支所の人は、なにか、あすこに行っただけでは全部の窓口サービスは、本庁並みのサービスは受けられないというふうに聞いているんですけれども、やはりこういったようなことは、一番電算化はお手のものじゃないか、あるいはファクシミリとか、いろいろ、私もあんまり明るくないんで、そのことについて説明するわけにいきませんけれども、そういう苦情もあるんではないか。あるいは、苦情がなかったとしても、やっていくべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、市民サービスの向上の面から、電算化についてどう思うかということ。

２点目は、職員の負担軽減の面から、具体的に、いま、住民基本台帳というものが電算化されてないということでございますので、私はこれがないと、多くの仕事を人力に頼ってやっているんではないかということを推定するわけでございます。

たとえば、初めに税の課税、というのは、聞くところによりますと、その年の１月１日時点の住民に課税をするそうでございますけれども、要するに住民票はくくって、１年たちますと

転入、転出いろいろあるわけでございますけれども、税を課税する事務処理というものについては、そんな付加残業なんかやらないで済んでいるのかどうなのか。簡単に言えば、どんなやり方でやっているのか、ちょっとお聞きをしたい。

それから、年内に総選挙が予想されるということでございますけれど、投票券というんですかね、あれを各種送るわけですけれど、あれに対してアルバイトを雇ったり、急に付加残業がふえたりすることはないのかどうなのか、その辺をお聞きしたい。

まあ、細かい話ですけれど、1月15日、成人式があるわけですけれど、あれの成人者というものは、いますぐ何人に、来年の成人者は何人になるというのが、いますぐわかるのかどうなのか、たとえばそういうようなことについて、具体的にちょっとお聞きをしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部副主幹。

○企画財政部副主幹（高野英男君）　お答えいたします。企画財政部の副主幹でございます。

当市のコンピューター活用は、税務関係や給与計算など、作業的と申しましょうか、大量反復提携業務を中心に17業務につきまして、現在、委託処理をいたしております。事務の正確さとか、能率向上、及び手作業の解消による職員の負担軽減などは、それなりの効果を挙げていると自負いたしております。

しかしながら、今後のコンピューター活用は、単なる高速計算機としての活用のみではなくて、各種の行政情報を正確、かつ迅速に把握して、それらの情報を有機的に結びつけまして、行政に必要な情報をいかに提供できるか、ということが望まれるわけであると思います。

御質問の、市民サービス向上面から、市民要望の窓口改善等、どのように進めていくのかという問題でありますが、解決策といたしましては、御指摘のようにコンピューターの高度利用であり、住民台帳を中心とした情報システムの早期確立であると考えます。

それで、コンピューターの高度利用による効果として、総体的に考えられるますことは、情報の一元化による計画行政の対応が可能になると。また、事務事業の効率化が図られまして、漢字処理やオンライン化等を採用することによりまして、即時処理が可能となるわけでございますので、時間や距離が克服できまして、業務の簡素化に伴い、経費の削減でも効果が期待できるというふうに思います。

具体例として、現在、私どもが推進しております住民基本台帳を中心にしたシステムを確立した場合、市民サービスの向上というような面から、どんなものが期待できるかということですが、市民課、支所のどこの窓口でも同じサービスが得られることになると思います。それから、当然ながら窓口での待ち時間が短縮できると存じます。

また、証明書とか通知書が、漢字処理ということになれば、漢字となりますので、当然、現在のかなよりは見安くなる。

それから、職員の作業的な事務が解消されまして、窓口でより密接な市民との相談指導ができるというようなことが挙げられると思います。

したがいまして、今後、職員の意見等を十分に反映して、協力を得ながら、総合計画のもとに住民情報システムの実現に向かって努力していきたいというふうに考えます。

御質問の中の現状とか、具体的な問題につきましては、市民部長からお答えいただけると思います。よろしくお願いします。

○副議長（大柄　保君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、私の方から第2点の問題でございましょうか、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま、副主幹の方から電算化の必要性につきましては申し上げましたので、私の方では、御質問にございましたように七生支所、多摩平支所等におけるいわゆる苦情といいましょうか、希望といいましょうか、そういうことについて申し上げたいと存じます。

まず、七生支所並びに多摩平支所でございますけれども、ここのとこにものすごい苦情ということではございません。窓口でこうあれば、こうあって欲しいなという一つの住民からの御要望は、つまり私どもの市民部で担当いたします事務、つまり、納税課、市民税課、資産税課、保険年金、これの事務の取り扱いが七生支所並びに多摩平支所でできればいいなという希望でございます。

それから、本庁のいわゆる市民課の窓口ではどういう希望があるかといいますと、あるいは税の方もしかりでございますけれども、まあ、本庁に来れば七生支所、多摩平の支所の仕事もできるんだと思っていたと、こういうことですね、逆に。そういういわゆる希望、苦情といいましょうか、ございます。これが、いま副主幹が申し上げました電算化導入に伴っては、もちろん解決できるものでございますので、市民部としては、ぜひその導入に全く賛成でございま

して、なるべく早い時期にそういう日が来ることを望んでおるわけでございます。これが七生並びに多摩平支所、本庁における、いわゆる住民の希望でございます。

それから、その次の御質問は、現時点で電算化の導入はなされておりませんので、税の問題、あるいは選挙の問題、成人式の問題はどうなのかという御質問でございます。

御承知のように、質問にもございましたように、市民税の賦課徴収は、1月1日現在の居住地の市町村に納税義務が生じますので、どうしても1月1日現在の住民の、いわゆる住民票の市民税としては必要になるわけでございます。そこで、1月1日に参るわけにはまいりませんので、前もって、いわゆる12月途中に各支所並びに本庁の市民課で、住民票の写真撮影をいたします。写真撮影をいたしますのは、大体、これは業者に委託いたしますが、土曜日に準備をし、大体日曜日に作業を現在いたしております。1.5日撮影についてはかかると思いますから、およそ4.5日 ── 5日ぐらいこのことについてはかかるわけでございます。

後に、この写真撮影のものをさらに引き伸ばしまして、いわゆる市民税の資料欄を設けまして、一つの台帳を作成いたします。この台帳は、大体3年間使えるようにつくります。しからば、次年度のいわゆる1月1日現在の居住はどのように把握するかということになるわけでございますが、まず、初年度につくった台帳、それをもちろん使うわけでございますが、事務につきましては、毎月その住民の異動を把握いたしてございます。異動を把握いたしまして、その台帳に記入をいたしておるわけでございます。それで、最終的には12月の時点から1月の初旬にかけまして、さらに確認をし、各支所並びに本庁の市民課でいたしておるのが現状でございます。そういうふうにして、市民税の賦課をいたしておるわけでございます。

それから、2番目の選挙の関係でございますけれども、これは選管事務局長の方から申し上げるのが正しいかと存じますけれども、私どもの市民課の、調査管理係というのがございます。そこが私どもの所管でございますので、御報告をさせていただきたいと思うわけでございますが、いわゆる投票区別に資格を拾い出します。資格者を拾い出します。もちろん年令は二十でございますけれども、やはり居住要件もございますので、いわゆる資格を求め、投票区ごとに住民票を拾い出します。そうして、一つの投票区別に並べまして、それをコピーをいたします。コピーをした上に、その1人1人の氏名が書いてございます。それをまた使いまして、入場券の作成というふうになるわけでございまして、おおよそ、選挙が始まりますと、パートでございますけれども、私どもの調査管理の方に見えるパートが、6人から8人ぐらいの方が見える

と思うんでございますが、どうしても15日ぐらいはかかっておるようでございます。それが選挙の投票区別の、いわゆる選挙人名簿並びに入場券の作成の内容を御報告させていただきました。

それから、1月15日の成人式の関係でございますが、これも教育の方でお答えするのがあれかもしれませんが、やはり成人者の拾い出しも、私どもの市民課の調査管理係の方で担当をさせていただいておるわけでございますが、おおよそ、やはりこれもパートでございますが、7人程度で2日程度かかるようでございます。それで、おおよその人員はその年度によって違いますけれども、二千数百人という対象者が出てまいると思いますが、その案内は教育委員会の方で、いわゆるお年玉付のはがきで、手書きで作業しているようでございます。

ごく簡単に御報告をさせていただいたわけですが、以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君）　よくわかりました。お願いをするわけでございますけれども、確かに住民基本台帳が電算化されてないということは、住民票のカードを一つ一つ最終的に見なければ、わからないわけでございまして、いまどきこういうようなことをやっているのは、非常に、何ていうんですか、人間も大変だと思います。

それで、ことしの予算委員会ですか、教育委員会で学区別の資料をつくるということで、パートを臨時に2人募集するというような話もございましたけれども、要は、ここのところさえしっかりすれば、後はパートを雇うということで雇用創出という面から、丸っきり能がないことじゃないと思いますけれども、それにしても、時間がもっとすごく短くて済むというふうに思いますので、そういう、なにか人を使っていたり、予算書を見ると臨時員のあれが多いというようなところはこれはやはり、どこかやり方が工夫できるはずだと思いますので、そういった観点で仕事を拾い上げてもらって、それを機械に置きかえてやってもらう、こういうことで、何しろ電算化は職員のためになるんだと。それで、余った時間は、もっと市民サービスの向上のために前向きに何をしていくかということでいけばいいわけでして、私は、ぜひそういうことを要望しておきたいと思います。

ですから、さらにつけ加えて要望をさせていただければ、ここに、質問する時間がございませんけれども「日野市電子計算機業務推進プロジェクト委員会報告書、56年10月」というのがあるわけです。これは、秋川市の人はこれを見てかなり参考になりました、このように、

読ませてもらってやりましたと、こう言っているんです。ですから、できればこれを、いま、どういう位置づけになっているのかわかりませんけれども、ここには非常に、委員会の報告の大綱の中では、いま四つの計算センターに委託しているのを1個にするとか、職員がなれてきたら自前の電算機を持つだとか、いろいろここにやるべきことが書いてあるわけでございまして、ぜひこれについてもう1回確認を、確認ということはないでしょうけれど、ぜひ、相当な年月をかけての報告書でございますので、ぜひこの辺のところで強力な推進をお願いしておきたいということでございます。

それから、次の質問に入るわけでございますが、要するにパソコン、ワードプロセッサーの導入についての意思をお聞きするわけでございます。

パソコンというのは、さっきちょっと辞書というか、調べてきましたけれども、マイ・パーソナルコンピューターということで、マイクロコンピューターの発達により、小型で安くて使い易いコンピューターが多数出現をしておりますが、特にこの2、3年来、個人や家庭での利用を目的としたマイクロコンピューターが商品化され、これを一般にパーソナルコンピューター、パソコン、個人用コンピューターと称している、それで、最近の技術の進歩によって、ビジネス用にも十分利用可能である、これが定義でございます。

ワープロとは、ワードプロセッサーということで、文書作成機。マイクロコンピューターを用いて、文書の編成、校正、編集、複写、複製、こういうものをする機械でございます。最近はパソコンとワープロと機能を同じように、両方持ったものも出てきているということで、大体、金額は二、三十万から数百万のところまであるというものでございます。

このことにつきましても、秋川市で導入をしておりますので、ひとつ簡単にあれします。

パソコンにつきましては、計算、作図、作表に適しているというところで、予算要求の集計業務に活用をしたということでございます。従来、各課から何百ページにも上る予算要求見積書を、手作業で何回も繰り返し計算をしたと。秋川市の場合、款が13、項が37、目が114、節が最大28あり、これを積み上げ計算、組みかえ計算すると、膨大な事務量になると。ところが、パソコンを導入することによって、データをインプットするだけで数字の組みかえ、容易に集計結果が得られるようになったと。このことによって56年度の予算編成では、財政課が、24日いろんな人が大ぜい残業したと。ところが、パソコンを入れた初年度の57年度予算——57年度でやったということは、58年度予算のことですね、——では、24日の残業

が6日間の残業で終わりましたということで、まさに残業する日が4分の1に減りました、こういうことなんです。

それから、2番目はワープロの効果についてあるんですけれども、行政の予算書とか、決算書とか、あるいは今回の議会を前にして備品目録とか、いろいろ配られましたけれど、要するに、特に備品目録なんかは、57年度分がちょっと、1行追加されるだけで、あれ、全部タイプを打ち直して印刷をしているというふうに私は思うんですけれど、ワープロですと修正機能がありますから、そこのところ1行だけスッと入れてずらすということになりますと、全体がずれて、もうそれで、印刷もプリンターで出されたものを原版にして、それを印刷屋に持っていくと、そのまんま印刷できる、それで製本になるということで、こっちの予算書は、要するに従来どおりタイプ印刷、こっちはワープロということでやったそうですけれど、職員がやったんで、日数は変わらなかったと。一番初め、枠取りからやりますから、日数は変わらないと。だけれども、これが、予算規模も違うんでしょうけれど、前の方は28万8,000円、安いですけれどね、前にやっていたタイプ印刷は、28万8,000円費用がかかりました、予算書。それで、ワープロにしましたら14万で終わりました、半減になりましたということなんです。これは素人がやってそういうふうにできましたということで、非常にそういう効果が特に出たと。

それで、これは1回打っておきますと、来年は期日の違うところ、称は大体、款項目節みんな同じなんですよね。説明書きとか数字が違うだけで、そこを修正すれば、それを印刷屋へ出せばすぐ終わるということでございまして、特に決算書なんかもそういうことでやれば、9月議会なんかも決算、非常に早く招集できるんじゃないかなというふうな感じもいたした次第であります……。

それだけパソコン、ワープロの使い道が多いということで、私は積極的に導入していったらどうかと。特に、これは職員の皆さん、先ほどちょっとお聞きしましたら、マイコンを自分で買ってきて楽しんでいる人も、職員の中にはかなりいらっしゃるということなんで、潜在的に使いこなせる人がかなりいるんじゃないかという感覚を持ったわけでございます。

ですから、私は、まず質問といたしましては、このOA機器——パソコン、ワープロ、こういったものを市の中で研修会、講習会といいますかね、なれるためのものを企画する必要が私はあると思うんで、それについての見解と、積極的に導入をして、今度の予算編成を前に、財

政課あたりで使ったらどうかなと。

それで、これ、なれてきますと、集計の手作業が非常に、いままでは全体でどんどんやるらしいんですけれど、時間が相当引っ張れるらしいんですね。後ろまで。要するに、もう枠組みをしてありますから、計算の積み上げをやって、修正などが最後の方の時間まで、要するに市民ニーズを予算編成に極限までこたえられるというような利便もあるというふうに言っておりますので、そういった面で、財政課を中心に導入する意思はないかどうか。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部副主幹。

○企画財政部副主幹（高野英男君）　お答えいたします。庁内のＯＡ化の問題でありますけれども、これも今後、積極的に推進していきたいというふうに考えておりますが、御案内のように、ただ単に各種の機械を入れればよいという問題ではないわけでございますので、コンピューターの利用計画とあわせまして、総合的に判断して必要度とか、利用価値等の高い部署より活用していきたいというふうに考えております。

いま、御指摘のありましたように、当初は職員の研修的な意味合いからのパソコン、ワープロの導入というようなことを考えていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（大柄　保君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　なにか秋川に先を越されちゃって、まごまごしているような状況のところだけを説明申し上げたいと思います。秋川は夏休みも６日だとか、非常に先端を切っているんで、敬服している教訓もございます。

それで、日野の電算の計画でございますけれども、当初、議員さんが持っていらっしゃる報告でございますけれども、市の中に電算機一切を市が直営で、市の職員で運営するという形での答申が出てまいったわけでございます。えさが大きいもんですから、ちょっとそこでまごまごしたわけなんでけれども、昨年、私、助役になりましてから、市の職員がこれを運営する、あるいは機械を抱え込むということについては、問題があるんじゃないだろうか。機械というものが、非常に日進月歩いい機械が出るわけでございます。それを抱え込むということになると、委託の方がいいんじゃないかと。委託の方が、多少委託料が高くても新しいいい機械を、委託先の機械を利用できると。日野市のために新鋭機を買うんじゃなくて、方々から委託されているわけでございますので、そういうメリットがあるんじゃないだろうか。

それから、市の職員がこれに対応するということになると、やはり何となく管理的な対応で、いままでの延長ということになるんじゃないだろうか。人数にしたって、２割も３割も余計でなきゃだめだとか、あるいは休みの代替要員はどうだとかということが出るんじゃないだろうかと。当面は委託方式、それから機械も委託方式というふうなことでいこうということで、現在、一生懸命詰めているわけでございます。

秋川がこれを見て、そっくり機械を、余り大きい市じゃありませんので、買うのかどうかわかりませんけれども、私の方の最初の答申というのは、そっくり機械を買って、市の職員で直にやっていこうという方向だったんですけれども、委託方式に切りかえまして、それから高野副主幹が一生懸命やっているわけでございます。

現在、組合にこれも申し上げてございまして、組合が職員の中にこれを浸透させているわけでございます。それから市民部とか、何か関係の部長において、やはり職員にこれを説明し、今後、研修を積み種ねていき、具体的なコンピューター化へ突っ込んでいく、こういうことになっているわけでございます。

組合の方も、総評の電算３原則なんていうことは言っておりません。ただ、人が減るんじゃないだろうかとか、首切られるんじゃないかとかという、これはそういう心配はないわけでございます。省力化しますけれども、私たちはこれから市民ニーズにこたえていくためには、職員もまだまだふえそうでございます。それをどうしても、その原因は抑えていかなきゃならん。そういう面では、合理化なんということはないわけでございます。そういうこともございます。

ただ、問題なのは、ワープロだとか、パソコンですか、そういうものを置きますと、目が眼精疲労とか、これがやはり労働衛生上の大きな問題でございます。そういう点もございますので、組合ともう少し話し合ってみたいと。そういうふうな現状でございますので、至急推進いたしますので、そのように御理解賜りたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　問題を提起させていただいたということで、きょうは二つの質問を終わりにしたいと思います。ぜひ、いろいろなところで論議のきっかけになればというふうに思います。どうもありがとうございました。

○副議長（大柄　保君）　これをもって１１の２、市民サービス向上、職員の負担軽減のための電算化、ＯＡ化は積極的に進めよに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時１１分散会

9月22日　木曜日　（第5日）

昭和58年
第3回定例会

日野市議会会議録（第26号）

9月22日　木曜日（第5日）

出席議員（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	栗原莞次君
書記	萩生田富司君	書記	平川雅弘君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和５８年９月２２日（木）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時８分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員１８名であります。

一般質問を行います。

１２の１、サラ金悲劇から市民を救済するために問うについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔１３番議員登壇〕

○１３番（鈴木美奈子君）　サラ金悲劇から市民を救済するためにということで、ただいまから一般質問をさせていただきます。

サラ金の悲劇、これは、私たちの周りを見回してみましても、非常にたくさんの方々がこの被害に遭い、また、それぞれの家庭でも悲劇が起きていることは、もう社会的な大きな問題となっているところでございます。毎日２人の自殺、心中者、そして、毎日２０人の家出と蒸発、こういうことがサラ金によって、いま引き起こされていることが、警察庁発表や、また、「朝日新聞」の４月１８日付でもこれが報道されているところでございます。

つい、私の周りでも３件ほどサラ金の被害が起きているわけでございますが、毎日、夕方ピアノのレッスンをしている家庭の、お嬢さんのピアノの音が聞こえないけれども、どうしたのかしら、病気かしらっていうふうに思っておりましたら、突然耳に入ってきたのが、サラ金によって家族が全部いなくなったということで、私も驚いてそのお宅を訪ねてみますと、ドアに、「金を返せ」というスプレーが、なぐり書きがされていたわけでございます。そういうことや、また、パチンコ――男性ですけれども、パチンコも、いま最近は指でなくて、お金を入れると機械でさあーっとパチンコの玉が出てくる。そういうことで、１回１万円から３万円くらいお金を使ってしまう。そういうのを週に３回くらい行きますと、それでもうサラ金からお金を借りると、そういうことも起きていることを最近耳にしました。また、お酒もそうです。そういうことで、本当に私たちの周りでは、サラ金によってのいろいろな被害が次々と、自分自身にもいつ襲いかかるかもしれないという、こういう状況のもとで、いま事件が起きているわけでございます。

東京都にも２３万戸の都営住宅がありますが、この都営住宅の無断退去、これは、約１年間に４００件ありますが、そのうちの８割から９割は、サラ金によって、荷物もそのままにして

家族は一緒に夜逃げをしてしまう、そういう事態。また、小学校、中学校にも転校してきたことをぜひ外に言わないでほしい。また、住民票がないと学校に入れないけれども、ぜひ入れてほしいという、そういうケースが小学校や中学校にもあるということを聞いております。

つい最近の新聞、9月20日の「朝日新聞」でも、全電通労組でも、そこに働いている皆さんのサラ金問題について調査いたしました結果が出ておりましたが、年間平均660人の方がサラ金で苦しみ、この4年間33人が家出蒸発、5人が自殺する、こういうことも出ておりますし、サラ金は本当に私たち――国の、これ問題でありますけれども、自治体としても何とかしなければならないところに来ているのではないか、というふうに思います。

いま、サラ金の利用者数が528万人、日本の総就業者――働いていらっしゃる方の1割が、これを利用し、返済の行き詰まりや厳しい取り立てを受けている人が26万4,000人、そして、そのうち返済できない、そういう方が13万2,000人にも及んでいる。これも、関西大学教授の上田教授の推定でございますが、こういう結果も出ているわけです。返済できない、こういう厳しい状況の中で、夫も子供も残して蒸発していく主婦のケースも、この日野市の中にもありますし、また、一家心中したということも新聞報道にもしばしば出たり、また、サラ金強盗も、その動機を調べますと、そのうちの8割近くがサラ金の返済に困って強盗をやったという、そういうことも出ているわけです。

この背景は、もちろん私は社会にもあると思うんです。いまの自民党政治の中で、本当にいま物価がどんどん上がって、主婦の方たちは、家計をあずかる主婦、毎日のやりくり苦労していると思います。また、公共料金の値上げ、収入はふえない、夫に責任があるわけじゃないんです。また、臨調路線による福祉の切り捨てや、教育費の切り捨て、こういうところから、何とかなるのではないか、少しのサラ金なら返せるのではないかという、そういう主婦の気持ち、また、夫の気持ちの中で、一たんお金を借りたら、もう返せなくなる、そういうのがいまの状況だと思うんです。

私は、そういう中で調査をしましたけれども、サラ金業界が76年の末には1万9,000店あったものが、82年には4万1,000店にもふえて、大手の銀行がそれに融資をしております。被害者をこれによってふやし、家庭をふやし、そして、サラ金業者が太っていくわけです。全国、どの駅の前に立って見回してみても、必ずサラ金の店舗や、また、看板が立っております。豊田の駅前、皆さんも御存じだと思いますが、サラ金の大手の四つの中の一つと言われる

大きなサラ金の業者の看板と、それも赤い目立つ看板。そして、ビルには二つもサラ金の店があるわけです。また、高幡不動の駅前には学生を相手にした学生ローンの看板があり、学生たちに、勉強よりもレジャーの費用にということなのでしょうか、こういうことでお金を貸している。また、私も調査をいたしますと、先週、その前の日曜日、日曜日になりますと、必ずサラ金の広告が、ほかの広告に混じって入ってきております。最近の広告は、スーパーの安売り、それから、建築業者の、建物を買ってほしいという、そういう中にまじって、七、八枚の中にまじって必ずサラ金の、それがカラーで、すてきな、これがサラ金の広告かしらと思うような、そういうものが入っているわけでございます。また、郵便ポスト――私は団地に住んでおりますが、3日に1度の割合、これは激しいときでございますけれども、3日に1度くらいの割合で小さなカードが入ります。立看板も目につきます。

そういう中で、私ども共産党市議団のところにも、また、都議団、国会議員団のところにも、たくさんのサラ金の被害に遭った方たち、また、悲劇をこれから引き起こそうとする人たちが、何とかしてほしいという、そういう思いをもって相談に見えております。私は、これは国の問題であると同時に、日野市の市民をサラ金の被害から守るためには、やはり行政がもっと、もう一歩突っ込んだ施策を行い、そして、これに対する救済の手を差し伸べていいのではないかというふうな観点で質問を行わせていただきました。これから5点にわたり質問をいたしますので、御答弁をお願いいたします。

一つは、サラ金相談の専門相談窓口を設けること。二つには、新聞折り込みへの自主規制への呼びかけ。これは、業者に対する呼びかけになると思いますが、新聞店への、こうした中止するようにというそういう呼びかけを行うこと。三つ目には、日野広報に被害の事例、解決方法などを示して、市民の被害を最小限に食いとめる、こういうことを行うように。四つ目には、負債整理資金制度を新設すること、こういうことです。五つ目には暴力的取り立て禁止や高金利の規制など、これは国の法律の問題ですが、日野市としても国に対して行うこと。この五つに対してまず質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま御質問の、サラ金悲劇からの市民の救済についての御質問でございますが、現在、私ども福祉事務所でサラ金、あるいは信販、クレジットなどの消費者金融を利用した結果、返還の不能に陥っている債務者が、依然として増加しつつあるとい

うことを把握しております。昭和５７年度において福祉事務所の相談件数は、総数では４７９件ございましたけれども、そのうちサラ金の問題での相談は２１件ございました。夫の家出、あるいは失踪によって家庭問題となり生活保護を開始したケースは１１件ございます。いずれも相談に来庁するときは、親戚知人、あるいは、つなぎ資金を借りた上で全くサラ金に手を出すケースが多くて、手の施しようもなく、東京都の金融課に相談するよう、紹介しているのが実情であります。

以上が、私どもがいま福祉事務所等で対応しております実情でございますけれども、今後の問題としての、サラ金の相談窓口の開設ということでございますけれども、現在の状態では非常に困難な状態が多いと思います。現在の状態では、東京都に御紹介する、あるいは弁護士さんを御紹介する等の方法で対応せざるを得ない。しかしながら、実情について十分に検討して、それなりの対応を今後検討していきたいというぐあいに考えております。

２番、３番等については、広報の方で話を申し上げたいと思います。

４点目の、負債整理資金制度の新設でございますけれども、これにつきましても、このような資金制度の設立によって対応できるという見通しも現在のところはありませんので、このような方法で果たして対応し切れるかどうか、この辺のところについては全く自信のない状況でございますので、また、これについては十分に検討をさしていただきたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

２番目の、いわゆる広告に対する規制の問題でございます。貸し金業に対する指導監督は、国あるいは都道府県にございますので、当然そちらの方からの規制、あるいは、何といいますか、協力を必要とする事案でございます。われわれといたしましても、東京都の経済局等を通じて、それらの点については今後とも対応していきたいと思います。

３点目の広報掲載の件でございますが、これは、もちろん今後積極的にこういう事例が発生いたします場合には、それらについての紹介をしたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、１番から再質問していきます。

いま、福祉事務所の方から、サラ金によって２１件の相談があったということが発表されました。それによって、１１件の生活保護を受ける。それに対して、現状困難なのでできないということが回答されましたが、その現状困難な問題がどこにあるのか、なぜできないのか。その困難な状況をお知らせください。

それから、新聞の折り込みの規制の呼びかけですが、日野市の中にどれくらいのサラ金の業者がいるのか、それを把握していらっしゃるのかどうか、それをお聞かせください。

それから、３番目、広報には被害が発生したら載せますということですが、被害が発生した後では遅いんです。もうすでに２１件も相談が出ており、さらに、この上にふえるわけですから、日野市が憲法の特集をやったときには、広報を全部使ってあのように市民にPRしているわけですから、ことしの１月１日から今日までの日野広報調べてみましたら、サラ金に対しての広告相談は、８月１日号の小さな「８月の市民相談」という横に、「サラ金の被害に遭ったけれども、どうしたらいいでしょうか」ということで、東京の弁護士会と生活文化局ですか、そこと市の方の相談窓口の方にということで、小さな囲みの中に入っているんです。私は、こういう囲みの中でなくて、広報１ページを使って、こういうふうにしたら被害に遭わないでいいとか、いろいろともっと細かな、そういうことを広報に載せろということを言っているわけです。その点もう一度お尋ねいたします。

それから、４番目、対応の見通しはないということですけれども、いま、生活つなぎ資金の中でやりくりできれば、私はそれで結構ですけれども、生活つなぎ資金借りるのでさえ、いろいろと問題があってすぐには借りられない。そういう状況の人もおりますし、その中で、ぜひともこういう新しい制度を設けて対応しようということですから、もう一度これについては— やっている自治体としては高知市で、すでにこれは実施しております。また、北海道の苫小牧市でも、これについて検討始めているということでございますので、日野市ができないということはないと思うんです。そういう点で、もう一度お尋ねいたします。５点については、あとで市長にお尋ねいたしますので、まず４点についてお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　サラ金の問題は、非常に社会的に根の深い問題を残して、持っておりますし、私どもとして対応するということになりますと、それなりの法律的な知識なり、あるいは権限なりを必要とすると。こういう状況もございますので、現状の市の力でき

ちっと、やはりそれについて対応できるというような状況にございませんので、なかなか困難だと申し上げたわけでございます。東京都においては、「サラ金の利用者相談一覧」というのを市町村に流しておりまして、相談先としては、東京都弁護士会、あるいは全国サラ金対策協議会東京支部、東京都庶民金融協会１１０番、東京都庶民金融協会苦情処理委員会、日本消費者金融協会関東支部苦情処理委員会、６番目に、東京都都民生活局生活相談課、東京都労働経済局金融課というようなところで、この相談を受け付けておりますので、そちらの方に私どもとしては紹介をして、御相談になるようにおすすめすると、こういう状況でございます。そういう形で現在対応せざるを得ないという状況でございますので、御理解を賜りたいというぐあいに考えております。決して窓口で冷たく扱うということではございませんし、それなりの御相談に応じておりますけれども、専門的な相談という形での窓口は、なかなか困難じゃないかというぐあいに考えておる次第でございます。

また、サラ金の負債の整理資金の制度でございますけれども、これにつきましても、現在の８万円の限度額とする短期の貸付金等では、とても対応できないんじゃないかと。実際には給料まるごとなり、あるいは数百万まで及ぶ負債に悩んでいる方が多いという状況でございますので、非常にどろ沼的な状況でわれわれとしては対応せざるを得ないということで、基本的に、やはり対応せざるを得ないんじゃないかという形で、資金の創設についても検討いたしますけれども、なかなか困難ではないかというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　２点目の、市内における貸金業者の数ということでございますが、把握いたしておりません。

それから、３点目の、広報に掲載の件でございますが、御質問の趣旨はそのような、要するに１ページを使って特集的なものでＰＲしたらどうかという御提案だと思います。今後検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　もう一度再質問いたします。

なかなか専門の相談窓口についてもむずかしいということでございますが、毎月、日野市でも市民相談というのをやっております。この広報に出ておりますが、この中でも、サラ金問題

について弁護士さんが相談しているわけでございますが、これとはまた別に、サラ金専門ということで弁護士さんを派遣できないか、そういう点が１点と。

それから、先ほど部長の方で、都の方に相談者の方を紹介するということでございますが、私もこれを手に入れたわけでございます。これは、市の窓口にあったわけです。ところが、これを見て驚いたのには、東京都庶民金融業協会、それから、日本消費者金融協会関東支部苦情処理委員会、こういうふうに二つ並んでおりますが、これは、東京都庶民金融業協会っていうのは、業者の方たちが、大手のサラ金業者がつくった組織です。この人たちが相談すればどうなるかっていうことは、もうすでにいろんな方たちが、借りて返せなくなると次のサラ金に紹介して、そこらからまた返せるようにする。こういうことが行わなれているわけですから、私は、東京都庶民金融業協会と、東京都消費者金融協会の方に、サラ金返せなくなったけどもどうしたらいいかっていう、こういう相談先をここに持っていくこと自体よくないんじゃないかというふうに思います。そして、これについても、取り扱い内容とか、相談日とかいろいろ書いておりますけれども、やはりもっと東京弁護士会とか、それから、東京都の生活文化局、そして、東京都の労働経済局金融課、こういう金融業者とは全く違う立場でのサラ金の解決、そういうところに相談をやるのが妥当ではないかと思いますが、この二つの点について、今後もし相談があった場合には、ぜひ外した方がいいんじゃないかと思いますが、その点をもう一度お尋ねいたします。

それから、サラ金の業者が日野市内にどれくらいあるか把握してないということでございますが、私は電話の職業欄を調べてまいりましたところに、本当に驚いたわけでございますが、日野市の中では１１件、電話番号にサラ金の業者の名前が書いてあったんです。ところが、そのサラ金の広告が４３１ページから４９６ページまで、６６ページにわたってサラ金の業者の広告が大きく全部載っているんです。これでは電話帳をめくって、どこに借りようかっていうことになると思うんです。こういうことを規制しない、国の責任はもちろんあるわけですけれども、また、電電公社にしても、この点については、やはりもう少し自粛していいのではないかというふうに思いました。そういう点で、業者の方もいろいろと生活の問題があると思いますから、私は、サラ金業者が一概に全部が悪いとは言わないわけです。良心的な業者もいらっしゃるわけですけれども、暴力的な取り立てをやる業者もいる。そういう中で、本当に一家心中しなければならないという、こういうことがあるわけですから、ぜひこの点は、もう一度よ

く日野市の状況をつかんでいただきたいと思います。

それから、日野市の方から申し入れを行えば、新聞の折り込み、これについても私は、良心的な日野市内の新聞業者であるならば、拒否なさる業者もいらっしゃるんじゃないかと思いますので、この点、日野市内の業者に初めてですけれども、申し入れをやるかどうか、もう一度お尋ねいたします。

それから、立て看板もずいぶん出ております。この庁舎から多摩平の方が見えるわけですけれども、赤い大きな看板も出ております。いろいろと看板も出ておりますので、重ねて看板についても規制ができるかどうか、その点をお尋ねいたします。

それから、生活つなぎ資金のことが出たわけでございますが、生活つなぎ資金で、わずか8万ということで対応できないんじゃないかといいますけれども、8万でも私は、大きくならないうちに解決すればできるのではないかというふうに思います。そして、この生活つなぎ資金条例の特例の中には、これも市民の要望で出た問題でございますが、特例がございます。特例は、出産費貸し付けの特例ということで、出産費についての特例が設けてありますが、もしどうしても私が提案いたしております負債資金制度が無理であるならば、生活つなぎ資金の中に特例を設けて、こういうことができないかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　1点目の、法律相談の中でという御質問でございますので、お答え、その点から申し上げたいと思います。

市民相談窓口で受け付けているサラ金問題につきましては、法律相談で取り扱っているわけでございます。５７年度中に法律相談４６８件ありました中で、サラ金の相談は１４件ありました。このうち、自己破産の申し立てまでの手続をなさった方が4件あるわけでございます。５８年度に入ってから現在8件あります。大体昨年とほぼ同じ程度のペースで来ているというふうに理解されるわけでございます。つまり、この程度のペースですと、1人について弁護士さんが3日くらい日をかけますと、大体一つの問題が片づくというのではなくて、手続的に方向が出せるという形でございます。1年間にわたってぽつぽつ来ているというのが現実の姿でございます。

そういたしますと、御質問の専門の法律相談員を、そのために1年じゅう張りつけておくという形の中では、少々、何ていいますか、過剰になるといいますか、そのような感じがいたす

わけでございます。これらにつきましては、今後の課題でございますから、こういう現状を踏まえながら考えていきたいと思っているわけでございます。

それから、2点目の広告の問題でございます。サラ金規制法が――規制法といいますか、ここで貸金業法ができます。できまして、その中で、いわゆる届け出制から登録制というふうな形に変わっていくわけでございますが、その前に、すでに誇大広告禁止ということで法律ができているわけでございます。いわゆる誇大広告に類するものについては規制することができると。もちろん規制するところは都道府県以上の段階でございますが、われわれといたしましても、誇大広告と判断されるものにつきましては、当然連絡をして取り締まるという形になるわけでございますが、その誇大広告あるいは内容相違というような事実がない限り、現在のところ、現行法では強制的に取り締まるということはできないわけでございます。日野市内に１１軒の業者があるようでございますが、それらの方々とお話をして、広告することを自粛してほしいというような申し込みをというようなお尋ねでございますが、それらにつきましては、今後営業の問題等いろいろ複雑な問題もからんでおりますので、弁護士等と相談しながら対応していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問の、生活つなぎ資金の中で特例を設けて、サラ金等にお困りの方に対する対応をしろ、ということでございますけれども、私どもとしては、現在かなり、たとえば給料の遅配等があって困っているような場合等に対しましても、やはり小口の生活つなが資金の貸し付け等についてはおいておる、続けてございますので、かなり事前の対応としてはお役に立っているんじゃないかというぐあいに考えておりますけれども。さらに、それがサラ金業者との対応の中で、借金の一部としてお使いになるということになりますと、これはかなり雪だるまのような状況になるということもわかっておりますので、やはり基本的な解決の仕方について御相談をし、あるいは東京都に御紹介するというような方法で対応せざるを得ないんじゃないか、というぐあいに考えておるところでございます。

それから、先ほどの、窓口で、サラ金の利用者相談窓口の一覧表の中で金融業者等が出ているが、これについて好ましくないということでございますけれども、私どもといたしましても、やはり基本的な相談の個所としては、弁護士会なり、あるいは東京都の相談窓口なり、あるい

は金融課なりをできるだけ御紹介して、そこで基本的に解決の方法について考えていただくなり、手を打っていただくというようにしております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、なかなかいい回答が出ないわけでございますが、市長の方に総括的な、いま私が質問した点について、どうお考えであり、ぜひ市民の立場に立った救済制度、こういうことをやっていただきたいわけでございますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　サラ金と言われる一種の暴利を取り立てて、その最終解決は暴力にゆだねると。こういう、いわゆる市民生活を壊すわながあるということは、一つの社会病理だと言わなければならないと思います。また一方に、安易な仕掛けにみずから判断を持たずして、それに引っかかると。こういう本来の判断能力を失っている方の消費者側の傾向もあると言わざるを得ないと思います。そうして、私どもの行政相談にも、ときどきそのような悲劇が持ち込まれるわけでありますが、自治体行政の中には、なかなかそれに対応できる能力はないといいましょうか、まだ仕組みが整っておりません。むしろ、そういう被害に陥らないように予防をすると、そういうＰＲをしたいと、このように考えます。また、すでにサラ金禍に陥っている方は、法律手段によって最小限の金利 ── 近ごろ法体系もだんだん整いつつあるようでありますから、そのような紹介をして対応すると、こういうことだと思います。

また、確かにそういう好ましくない広告という手段の情報がはんらんをしておることも、いろんな面で事実でありますから、そのあたりに私が日ごろ言いますところの、地域社会の浄化能力といいましょうか、常に堅実なところに立ち戻る、こういう社会風潮がなければならないと、こんなふうに思いますが、言うべくしてなかなか簡単ではありません。

御指摘のことを、できること、できないことおのずからありますけれども、たとえば先ほど言いましたような予防のための、つまり災いにかからないための自己防衛そういったＰＲ。つまり関心を高めると、こういうことであるわけですが、そのような広報活動等はできることでありますから、できるだけのことをいたしたいと、こう思って伺っております。

生活つなぎ資金というのは、過去、公益質屋の代替措置として、古い古い時代には ── 古い時代ってまだ１０年にもならないわけですが、公益質屋という金融手段を市でも持っておりま

したが、その質屋をやめるために、かわる措置として当初は５万円を、無利子無保証人で融資をする ── 今日は８万円になっております。そして、お産の経費等がかなり高くなっておりますから、お産というふうな特殊な生命にかかわる援助というようなことで、その倍額を融資できると、こういう仕組みを持っております。この仕組みでは、なかなかサラ金地獄には対応できないんではなかろうかと、こう思います。

いずれにいたしましても、自分を守る、あるいは自分の生活に対する判断能力を持つということを強調しなければならないと思っておりますし、あわせて、できるだけのＰＲ活動、つまり市民を、地震災害から自分を守るという、行動と同様に、こういった災いに陥らないようにしていただく、このような関心の呼びかけをいたしたいと、このように感じております。

行政相談、特に、近く総合行政相談というのを行政管理庁の共催で行いますので、その際に、そういった相談窓口もあわせてこの際やってみたい。週間ということになっておりますので、そのような相談窓口も置いてみたい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　ただいま市長の方から答弁があったわけでございますが、なかなか一つの自治体が、これだけのものをやることの困難さも私は承知しているわけでございますが、やはりどうしても市民の一人としても、これをこのままほっておくわけにはいかない、そういう立場で質問、また、新しい問題提起も行ったわけです。ぜひこれからの行政の中でもＰＲ、予防のためのＰＲであるとか、また、行政相談の中に、それを位置づけてやっていくということですので、それなどもぜひこれから行っていただきたいと思います。

いま、国会が開かれていて、サラ金二法の問題でもこれから審議 ── サラ金二法は第９８通常国会でも成立いたしましたけれども、これが非常にザル法だっていうことで、業者を守る、そして、サラ金業者の高金利や、また、強行取り立て、これを公認するようなものだと言われておるわけでございますが、表面上では大手の都市銀行などは、こうしたサラ金業者にはお金を貸していない。こういうふうに表向きになっておりますけれども、日本共産党が調査した結果では、５７年の末までに三和銀行では、ダミーである日本合同ファイナンス、オリエントファクター、この両者を通じて、大手の４社と言われる武富士、プロミス、アコム、レイク、こういう業者に１９０億円も融資しておるわけでございます。私たちが本当にお金を貯金しようということで銀行に預ければ、そのお金がこうしたところに使われて、そして、それがまた悲

劇として繰り返されている。こういうことは私は決して許さないと思うわけです。

そういう中で、サラ金規制法が5年前に成立したときに、サラ金業者が何をやったかといえば、これは、各都道府県の庶民金融業協会、全国庶民金融業協会連合会、また、大手の業者の団体である日本消費者金融協会、この団体が、一早く共産党を除く――自民党が一番多いわけでございますが、――政治家に大がかりな接待、また、献金、そして、料亭こういうことがあったわけです。いまでも表向きは顧問になっていないわけでございますが、78年当時でも、また、81年の9月現在でも、東京の自民党の議員の方が東京都庶民金融業協会の顧問議員としてなっているわけです。これでは、やはり政治と、こうした大手の業者との結びつきが明らかにされているわけでございますが、こういうことをなくさない限り、本当にいまのこうした苦しみがなくならないのではないかと思います。

私ども共産党では、国会の中でも、このサラ金問題ではいろいろとやってまいりましたし、いまのサラ金二法のこの問題を、ぜひもう一度庶民の立場に立った、そういうことでやり直し、また、銀行によるサラ金への直接間接の融資を禁止すること。また、新しく消費者の立場に立った新たな融資制度を創設するように、こういうことを国に対して呼びかけているわけです。三鷹の市議会でも、また、苫小牧市議会でも、国に対してこうしたサラ金の対策から、市民を守る立場で決議を行っておりますし、私たちは、いまこうした法律によって毎日暮らしているわけでございますし、ぜひいままでの質問答弁を通じて、日野市民の中にどれくらいサラ金の被害があって、その相談が日野市の窓口を通じ、福祉事務所を通じてあったかということが明らかになったと思います。また、これからももっとあると思うし、市に来られる方はまだいいんです。しかし、来られなくて泣き寝入りをして蒸発してしまうという、こういうケースもありますので、私は、これは問題提起だと思いますが、ぜひともこの点を日野市、理事者の方々もよく心得ていただけたと思いますので、これ以上、日野市の中から悲劇を起こさないために、解決のために大きなお力添えをお願いして、この件での質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって12の1、サラ金の悲劇から市民を救済するために問うに関する質問を終わります。

12の2、多摩平第一幼稚園の2年保育の実施についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○13番（鈴木美奈子君）　続きまして、多摩平にあります第一幼稚園の2年保育の実

施について質問を行います。

これは、多摩平周辺の、お子さんを持つお母さんたちの長い願いでもありまして、ぜひとも4歳児、5歳児続けての保育をしていただきたい、こういうことで質問を行っていくわけでございます。

来年度の2年保育、これが実施可能かどうか、もし日野市全体の――第一幼稚園から第六幼稚園までありますが、募集状況もどれくらい、たとえば第一幼稚園で来年2年保育やるのか。やってない幼稚園がまだたくさんあるわけでございますが、そういう中で2年保育をやるかどうか。その点も教育委員会として、来年の募集状況が検討されているかどうか、その点をまずお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

日野市の公立幼稚園、これにつきましては、ずっと5歳児優先の方法をとってまいっておりまして、ただ、幼児数の減少とからみまして施設に余裕が出てきている場合、こういう場合につきましては4歳児募集に踏み切っているということで、現在第二幼稚園、第三幼稚園、第四幼稚園、この3園で4歳児1クラスずつ募集して、四、五歳の2年保育を実施していると。それ以外の多摩平の第一幼稚園並びに第五、第六幼稚園、この3園で現在5歳児の募集にとどまっていると、こういうことでございます。

来年度2年保育が可能であるかどうかという御質問でございますけれども、教育委員会といたしましては、いずれにしても11月段階で5歳児募集を優先して行いまして、その結果に応じて4歳児の募集に踏み切っていくと、そういう方向をとっておりますので、4歳児募集について可能であるかどうかということについて、現状では、まだ第一幼稚園について、必ず来年度4歳児保育に踏み切りますというお答えはできない現状です。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○13番（鈴木美奈子君）　第一幼稚園では、空き教室を使って教育をやりますね、幼児教育の。それを、その教室を除いて、まだ空きがあれば2年保育をやるということでございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

現在、第一幼稚園には７クラス相当分の教室がございまして、５歳児５クラスを収容しているわけでございますけれども、空いている教室２教室につきましては、議員の先生方御承知のように、幼児教育センターの研究室っていうような形で使わしていただいていると。来年度、第一幼稚園の５歳児を募集してみて、たとえば５クラス相当分集まってこなかったと。たとえば４クラスなり、３クラス相当分しか５歳児の応募がなかったという状況が出てまいりますれば、その時点で、また第一幼稚園の４歳児募集について検討してみたいと、こう考えております。

ただ、多摩平地区につきましては、実は幼児教室の問題、この問題もからんでおりまして、毎年幼児教室で４歳児教育を受けておられるお子さんが七、八十名くらいいるわけです。幼児教室の方といたしましても、幼児数のからみの中で、公立幼稚園で２年保育を実施していただける方向が出てくれば、幼児教室の方の問題については発展的に解消していってもいいというようなお話も伺っているわけでございますけれども、幼児教室に現在在籍している４歳児、この方を全員多摩平の幼稚園の方で収容して、４歳児教育を実施していくということは、ほとんど現状では不可能ではないかと、こんなように考えているわけです。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　多麻平の幼児教室の長年の歴史、これも、もうそこを卒室した児童が成人を迎えているということを、つい先日も先生から聞いたわけでございますが、これも、多摩平の団地の中にある私立、公立の幼稚園で入れない、そういう子供たちを幼児教室で学ばせてきた、そういう長い歴史があるわけです。それで、幼児教室としても、ぜひとも幼児教室のお母さんたちも、公立の幼稚園で４歳５歳と続けて２年保育してほしいということが望ましいし、希望があるわけでございますが、なかなか入れない状況もあり、そして、幼児教室の教育方針も非常にいいっていうことで、非常にたくさんの応募者があるわけです。来年度、５歳児募集して余ったらということですけれども、私は、これは不可能ではないかなあということを考えるわけです。

そういう中で、どうしても多摩平で２年保育を実施するには、西の方に幼稚園を建てる以外にないと思うわけです。西の方から第一幼稚園に通ってくる子供たちもたくさんいるわけですから、そちらの方に幼稚園を建てれば、そちらの地域の方たちが新しい幼稚園に移るわけですから、人口密度の高い多摩平の第一幼稚園の児童の数も減るわけですから、全部４歳５歳と入

れるようになりますので、場所は指定いたしませんけれども、西部の方に幼稚園を建てる、そういうお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

ただいま、来年度４歳児を第一幼稚園で募集する見通しがあるかどうかという御質問で、先ほど申し上げたような答弁をしたわけでございますけれども、教育委員会サイドとしても、確かに２年保育の問題、この問題が地域のお母さん、あるいは直接幼児を担当している幼稚園教諭の方々、こういう方々から非常に強い要望として出されてきていることは、よく承知しております。と申しますのは、幼児教育を実施していく中で、年長児と、それから、年少児、これとの社会的なかかわり、そういう中で、やはり幼児の一つの陶冶の分野、こういうものがあるんだということで、５歳児が４歳児のめんどうを見る、あるいは４歳児が年長児と一緒に、遊びを通しながら社会的経験を広げていくと、こういう過程の中で２年保育を要望する気持ち、これは非常に強いわけです。

ただ、日野市の幼稚園教育そのものを、ずうっと歴史的に見てきた場合におきまして、私立幼稚園協会、これとのかかわりを全く無視して、公立だけで仕事を進めていくということ、これは、現実問題として非常に問題点がたくさん出てくるわけです。そういう過程や何かを通しまして、現在私立幼稚園協会とも十分その辺の問題についての打ち合わせ、これをやっております。

御指摘のように、旭が丘、それから、西平山地区、この地区には公私立ともに幼稚園の存在していない地区です。そういう環境の中で、たとえば旭が丘地区の幼児をお持ちになっているお母さん方は、車とか、あるいは自転車に子供を乗せて第一幼稚園まで通園していると、こういうような送り迎えをやっているわけでございますけれども、前々から旭が丘地区に幼稚園を１園つくってほしいと、こういう希望については話がたびたび出されていた経過もございます。実際に、いまの多摩平地区の２年保育の問題、こういう問題を解決していくためには、旭が丘地区に２年保育の幼稚園これを設立することによって、現在の多摩平、旭が丘、あるいは西平山地区、この辺の幼児の方々の状況を対処していく、これよりか方法がないと。こういうことで教育委員会の方でも、現在の幼稚園規則の一部改正等を通しながら、そういう手だてがとれないかというような方向で検討しております。また、私立幼稚園協会の方も、幼児の教育指導

という、この内容については非常に同じ幼児教育を担当している立場から、理解を示してくださっております。

ただ問題は、全体的に幼児数が減少しているそういう状況の中で、たとえ公私立の幼稚園がない地区であったとしても、幼稚園を設立することによって、公立あるいは私立、幼児の奪い合いが行われるような、こういう現象だけは極力避けたいというところから問題を煮詰めておりまして、できれば６０年４月、これに向けまして旭が丘地区に新しい幼稚園をつくり、その中で、その地区の幼児の２年保育の問題、こういう問題を解決していく方途を探っていきたいと、こんなことで現在話を詰めている状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　いま幼児人口が非常に少なくなっていく中で、いままで日野市の幼稚園を支えてきた私立、また、公立ともにでございますが、そういう点では、いま私立幼稚園協会と十分話し合いを進めているということでございますので、ぜひいい方向で話し合いを進めて、この地域の方たちの要望にこたえていただきたいと思うわけです。

市長の方で、何かございましたら答弁お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一部の幼稚園で２年保育といいますか、４歳５歳児の入園を受け入れておる。こういう状況でありますから、これを全園に及ぼしたい。また、その次には―５歳児優先ということは、行政の立場として貫かなければなりませんが、なるべく空いたらということよりも、４歳５歳を同クラス、ダブる形で教室の設置をすることが適当だろうと、このようには原則的に考えます。多摩平も空き教室ができる状況ですから、幼児教室の方にも６０年をめどに、お仕事をご苦労さまでしたということで納めていただきたいと、このような話は申し入れてあります。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　日野市の公立の幼稚園では、５歳児優先ということでいままでずうっとそれが実施されておりまして、最近になって市民の要望も多い、また、さらには空き教室もあるということで、４歳５歳の２年保育を実施していく、こういう園もふえてきているわけです。これについても、いろいろと私立幼稚園との関係もあったわけでございますが、協力していただき、そして、今度、これから建てようということでいま答弁がございましたが、

旭が丘方面には本当にまだ公立も私立もないということでは、適正配置という点から見ても、私は、この地域に幼稚園を建てることは必要であると思いますし。また、いままでの長い運動の中でも、幼稚園や児童館をあの地域に建ててほしいという、こういう請願も出され、採択されたという、こういう経過もあるわけです。ぜひともこういう意味で一日も早く旭が丘地域、また、平山地域に、適正配置という意味で私立幼稚園とも本当に十分協議して、納得の上でこれが建てられ、そして、日野市の幼児教育の中で大きな役割りを果たしていただきたい。このことを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１２の２、多摩平第一幼稚園の２年保育の実施に関する質問を終わります。

１３の１、日野市の行政改革についての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔１４番議員登壇〕

○１４番（川嶋　博君）　それでは、日野市の行政改革についての質問をいたします。

今議会の中で、森田市長に対する施策についていろいろと御意見が出されていますが、３期１０年、多くの市民から認められていることも事実であります。今定例会にも、高齢者福祉条例を上程され、寝たきり老人の見舞金の増額、寝たきり老人の看護手当５０％アップ、補正予算にも老人憩いの家の新築なども盛られております。９月１３日に行われた長寿を祝う日野敬老大会に、メーンゲストはもちろんお年寄りの方々ですが、それに花を添えた方が藤山一郎さんや春日三球、照代さんほかの方々でございます。同年代のファンがメロディーに涙を流しながら昔をなつかしく思っている姿を拝見いたしました。お年寄りにささげるおみやげが足りなくなるほど大ぜいの方々が参加したということで喜んでおられます。今後も、心の福祉をさらに充実していただくようお願いしたいと思います。

さて、本題に入ります。今日の経済社会は技術革新などによって目覚ましく発展し、戦争の廃墟から立ち上がり、わずか３８年、世界の先進国と肩を並べるほど近代的な社会をつくり上げることに成功しております。その反面、ここ数年政府の財政は危機状態に落ち込み、いまや行政改革は国民の全体の声となっております。この４月、武蔵野市から発端をし、地方公務員の高給与、高額退職金、そして、地方自治体の行政改革の問題がクローズアップされ、わが日野市においても、高額な勧奨退職金支給率の問題について内外より注目されましたが、この問題につきましては、９月７日、市側が１１７カ月分の勧奨退職金支給率を、３カ年の改正計画

で８０カ月の具体案を前向きに示し、協議中であることが明らかになっております。

日野市の財政を一方から見ると、大きく変容を示し、累計２００億円にも及ぶ市債の発行額、人口の構成の高齢化社会、価値感の多様化、流域下水道など都市計画のおくれ、教育環境においても激しさを増しております。このような情勢の中で、これから日野市にふさわしい行政のあり方を検討し、推進に当たっては、新しい時代が要求する行政のあり方を明らかにしなければならない。すなわち、行政にとって新たな目標と、その達成を可能にする行政の制度と運営方法を市民にわかりやすく説明し、民主的な行政改革の市民的合意を得ることが前提であると思います。

ここで、幾つかの例を見たいと思います。行政の中の仕事の一部といたしまして、土岐市の例でございますが、市役所の案内業務、直営で行った場合５２０万円が１８９万円と、３６％の民営になった場合にはなっております。それから、タイプの仕事ですけれども、これを委託にいたしまして、直営の仕事です ── これは太宰府の市ですけど、民間から人員を派遣していただいた業務ですけれども、４５０万円が１８０万円という４０％になっている例もございます。それから、電話の交換業務でございます。これは秩父市の例を申し上げますと、1,１２８万円の直営の場合に、民営にかわりましたら２７６万円と、２４.5％になっております。それから、庁舎の清掃、これは秋川市でございますけれども民営にいたしましたら１８％になっております。それから、ユースホステルの業務を直営で行った、これは富山市の例でございますが、市の観光協会に委託をし、これが1,６３４万円、民営に移しましたら、これを４３７万円になったと、２６％ということでございます。それから、勤労者体育センター、これは藤岡市の例でございます。このセンターの管理を直営から民営に移し、２８％になっております。それから、市民体育館、これは袋井市の例でございます。これは、市の体育協会に委託をした例でございます。２４０万円が６０万円にかわったと。それから、老人福祉センター、これは富津市の例でございます。これは、老人クラブ連合会に委託をした例でございます。これが1,０５４万円が３８０万円になっております。それから、学校警備でございます。これも、台東区でございますが、これも、1,０５０万円が２４万円に、これは機械警備だとかいろんな点で含んでおると思います。それから、学校給食でございます。これは豊田市の例で、直営の場合１０７円３３銭が５３円というように、直営、民営にかわりまして、そういうようにコストも変わっております。それから、し尿収集の件でございます。これは函館市役所の場合が ── これはキロリットル当たり6,４４５円が、民営にかわりましたら2,７６０円、４２％でございます。それから、ごみ収集トン当たり、これも直営と民営にも変わっております。そういう一例もございます。

それから、質問する前に、日野市の勤務手当、行政の勤務手当のことにつきまして、勤務手当の中には１２手当があります。それと、その中に特殊勤務手当がございますけれど、特殊勤務手当が３３項目ございます。これにつきまして、手当金の中には不快度や危険度をふやした項目もございます。それから、その中にも保育手当という項目もございますけれど、この保育手当につきましては、特別手当としての項目が実情に合わないんじゃないか。私の言っているのは、これをカットしろという意味ではありません。特殊手当としては、不快度や危険度ということについての手当でございまして、保育手当は実情に合わないんじゃないかということを指摘しております。この点について当局はどのようなことを考えているか、お答え願いたいと思います。

それから、学校開放の問題でございますが、スポーツ施設のことにつきまして、昨日、飯山議員が東光寺グラウンドと、それから、仲田公園のことにつきまして、前向きな市に対する一般質問を行いました。さらに、体育施設の充実のために、各学校に夜間照明を増設ということで市当局にお願いするんですけれども、そういう意図があるかないか、その点についてもお答え願いたいと思います。まず、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　日野市の給与条例第１０条に基づきます特勤手当の件でございます。これにつきましては、先般の議員さんの方から御指摘がございましたような形で、特勤手当を出すいろいろ過去の経緯は相当あったと思うんです。そういうことで、それが社会情勢の推移に基づきまして、現状にそぐわない面が出てくると。こういうような形でいろいろそぐわない面について、これから検討を加えてまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　学校開放の問題は教育の方でしていただくとしまして、その前段でございます、籏野議員さんからも指摘されました。国は大変な財政難と。これは、一つには、国そのものが金融財政政策という大きなものを受け持っているという面からも、今日の財

政難が来ているわけでございますけれども、そういう機能のない日野、地方公共団体の場合には、それでは財政問題が提起されないのかといいますと、やはりここ３日ほど御指摘がございましたような、先々については同じような財政問題、あるいは起債そのものにつきましても、２００億を超えるものがあるわけでございます。そういうふうな状況の中では、御指摘のような行革というものが、市町村段階でも考えていく必要があるということと同時に、事務の執行体制そのものが、やはり町村合併以前の意欲なり体系なりで、市役所の中の、要するに分析なり管理なりが行われていると。あるいは市政、町村制当時の意識でもって市の経営が行われていると、職員の考え方がそこにあるということについては、やはり刷新していかなきゃならないじゃないかと、このように思うわけでございます。要するに、何かにも民間並みにするということについては、意識構造から、要するに市政のあり方、あるいは市政の発想、職員段階での発想というものを、やはり民間並みに、要するに切りかえていく必要が根本的にはあるんだと。

それから、いろんなところで、要するに民間委託ということについてはデメリットもあるわけでございますけれども、経費の面では大変貢献するものであるわけでございますけれども、市民に対するサービスという面では、やはり考えていかざるを得ないわけでございますけれども、やはりそれについては、市民サービスとの関係で考えていかなきゃならんというように思っております。

それから、職員の数でございますけれども、やはり今後も総体的に人数がふえていくかと思います。ですけれども、現在の1,４００名という職員の数といいますのは、２６市に比べましても悪い方じゃございませんけれども、市民１４万でございます。１００人に１人の職員という形で、これ以上ふやせないような状況でございます。まず、当面はこの面から、やはり合理化しながら職員数を抑制していくと。それで、これは職員の首を切るということではございませんけれども、やはり多少の人員配置というものをかえながら、それぞれの、要するに1400人というトータル人数で総定員を抑制しながら、市民の行政ニーズに果敢に対応していくというものをつくっていかなきゃならないんじゃないかと。そういう面からは、御指摘がございましたような、やはり直営化も考えていかなきゃならない。あるいは、昨日御提案がありましたＯＡ化というものも取り入れながら、全体的な事務能率の向上も考えていかなきゃならんと。職員の資質、教育等もそれらの業務に合った形で研修をしていく必要があると、そのように考

えているわけでございます。

それから、特殊勤務手当でございますけれども、保育手当、それから、税務手当、余り私、知識があるわけじゃございませんけれども、この二つについては、国家公務員には税務職という、事務職より１号俸程度高い格づけがあるわけでございます。地方公務員にはそういうものがないということで、手当でそれをカバーしているというのが全国的な市町村の傾向でございます。それから、保育手当につきましては、保育園の保母は一般職の事務職と同じような俸級表を使っておるわけでございます。子供たちを相手に大変な業務をしているということで、その特別な手当という形で補完しているというふうな、特勤手当の性格等もございます。いずれにしろ見直してみたいと。総務部長が言いましたように、それらから、これらから、もう一度掘り起こして、もともとの考え方、位置づけがよかったのかどうか。そういうことまでも、やはり掘り起こしてみる必要があると、３３については。市立病院がありますんで、特殊勤務手当よそより多いわけじゃございませんけれども、やはり見直してみたいと、総務部長が言ったように見直してみたいと。公務員から見直してみたいと、そう思っているわけでございます。

学校開放については、教育の方でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

昨日も中学校の照明、現在一中と七生中だけナイター設備ができているんだけれども、ほかの学校にもナイター設備がとれるような方法が行えないのかと。こういうことで次長の方から答弁しておりますけれども、できるだけ年次計画の中で、ナイター設備が各中学校区単位に一つぐらいずつできるような方向で努力していきたいと。ただ、せんだっても平山中学にナイター設備をというような請願が文教委員会の方にかけられて、文教委員会の中でも話し合いをしたわけですけれども、地域的な問題等も考慮しながら、その配置の手順というもの、これを考えていきたいと、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　ただいま助役の方から特勤につきまして答弁がございました。私は、特別勤務というのは、不快度や危険度に伴って支払うべきじゃないかと、私はそう思います。これは条例でございますけれども、その中で保育手当── これ、なくすということを言っているんじゃなくて、保母さんになりたい、幼稚園の先生になりたいということで勤務した

わけですから、その仕事をするのに、特別な勤務というような解釈は別じゃないかと。また、それについては別な方法に考慮に入れて、特勤とは別に扱いをした方がいいんじゃないかと、そういうことも思います。それから、日野市は３３項目特勤がございますけれども、先ほど、助役の話の中にありましたように市立病院がございます。他市と比べて、そういう面では特勤の項目がふえて当然だと思います。また、税務関係でございますけれども、税務関係でも、公金を扱うから特別が必要だというようなこともありますけれども、そういう関係は他市もみなそうですけれども、こういう問題も別な方法で考えていただきたいと思います。

それから、一昨日、市民クラブの飯山議員も同じような質問をしました、学校開放の件でございます。これ、教育基本法第７条にも載っております。それから、学校教育法第８５条には「学校教育上支障のない限り、学校には社会教育に関する施設を附随し、または、学校の施設を社会教育その他、公共のために利用させることができる」 というようなこともうたっております。それから、社会教育法には、第４４条に「学校管理機関は、学校教育上支障のないと認められる限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努力しなければならない」と。スポーツ振興法にもこのようなことが載っております。８月３０日に、社会教育委員会で、八王子の体育館で日野市、八王子市、多摩市、稲城市、そういうブロックで研修会も行いました。その中でも学校開放の問題どこの市町村でも、そのような問題を取り上げているようでございます。そして、その運営に当たっては非常に利用する側のマナーの問題もございます。いろいろな問題があってなかなか進みにくいというようなことも、各自治体の社会教育委員の方から発言がございました。

先ほど、教育長の方から、中学校単位に夜間照明を設置したいと、努力したいということがございましたけれども、助役にお伺いいたしますけれども、教育長はこのように必要性を訴えております。この問題について、それではどのくらいの計画で、行うか答弁をしていただきたいと思います。

それから、し尿処理のコストの問題でございます。ちょっと確認の意味で清掃部長にお伺いいたします。５７年度、ごみが年間3万7,２０９トン、１日当たりに直しますと１２５トン、単価にいたしますと2万3,６３１円、トン当たり。し尿にいたしますと、年間４万7,８８４キロリットル、１日に直しますと１５９.6キロリットル、単価にいたしますと9,５０２円、キロリットル当たり。この数字は間違いないんでしょうか。ちょっと答弁お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　その数字のとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　隣の八王子市を比較いたしますと、ごみの処理料は１万4,４６６円、トン当たり。し尿にいたしますと5,２６３円でございます。この日野市は特殊でございます。八王子市には、１５年も八王子市の中で処理するほどの処分地も確保されています。日野と比較しますと、日野は倍近く高いですけれども、この日野の事情というものもございます。こういう意味で、これを民営化ということも、または、改善するという方途も考える必要があると思いますけれども、この点についても答弁をお願いいたします。

以上申し上げた点を、ひとつ答弁よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　御指名のございました、ナイター設備の学校校庭開放でございます。教育長さんの方から、施設面につきましては、市長部局の協力といいますか、両方でやっていくことでございます。そういう面で協力してまいりたいと思います。それで、中学校単位における校庭の開放、あるいはナイター化でございますけれども、これにつきましては、その学校単位、自治会というか、地域単位での利用という面もございます。それから、総合的な運動場なり野球場なり、体育施設がないという面における、おくれに対する一つの補助的な対応策としての御要望の一面もあろうかと思います。そういうことでございますので、ことし買収にかかりますところの仲田緑地、あるいはその後に続きますところの総合運動公園と、一応市の方としては望ましい都市像の── 関東財務局の方で留保地 ── これにつきましても、市の考え方としては総合運動場というふうな位置づけで進んでいくということに一応なっておりますので、これらの完成を早めることも大事だと思います。そういう努力と、それから、あと、地域的な要望の中学校のナイター設備の開放でございますけれども、これにつきましては、昨日来から部長あたりから答弁ございますように、近隣の方々の協力も必要でございます。ががが飛んでくるとか、蚊が飛んでくるとか、虫が大変寄るわけでございます。それから、騒音だとか、いろいろございます。地域の、要するに協力も非常に大事な要素でございます。それで、それらについての努力等も市長部局として、教育長、教育委員会の方と十分連携とりながら協力していきたいと。それで、御要望に沿っていきたいと、このように考えているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　八王子と、それから、日野市の、先ほどの御質問の中のお話でございますけれども、日野市の場合収集関係は委託をしてございます。それから、八王子市の場合には、収集関係も直営でございます。ということで、先ほど議員さんが函館の例を言いまして、函館が、過去直営で、これはキロ当たりですけれども6,４４５円、委託にしまして2,７６０円になったということで、４2.8％ということを先ほど申しましたけれども、日野市の場合も、私の方で一応、ごみの収集のトン当たり処理料が２万3,６３１円。これは、私先ほど確認をされましたんで御回答いたしましたけれども。そうしますと、たとえば収集の委託料を５７年度から見ますと、トン当たり8,５４０円でございます。それから、焼却の処理費がトン当たり１万3,５６４円でございます。それから、羽村の方に捨てている運搬賃と申しましょうか、それとか管理費、これがトン当たり1,５６０円ということで、合計が２万3,６３１円。それで、八王子の場合には、確かに最終処分地ですか、戸吹のところにございます。そういうことの中で、この割合を見ますと、投棄料は大体２万3,６３１円の中の占める割合が6.6％ということで、先ほど言いましたようにトン当たり1,５６０円で6.6％でございます。そういうことの中で、八王子の処分地が自分のところであるということの中で、先ほど議員さんが申しましたのが１万4,４４６円ですか。ということで、日野の方が大体倍まではいきませんけれども、大分コストが高くなっているようですけれども、これは、ただ算出の方法として、たとえばあくまでも人件費は入れなくて、そして、年間の事業費とか、そういうふうな計算方法もあろうかと思います。そういうことで、私の方が一応あれしたのが２万3,６３１円といったのが、一応先ほど言いました三つの区分合計したものを出したわけでございます。ということで、これをまた私の方も――まだ八王子の方、実際いま数字を持ち合わせておりませんので、一応帰りまして――（「八王子の方が高いよ。全然高いよ、２倍なんだよ、日野の 」と呼ぶ者あり）ということで、一応計算をしてみたいと思います。（「４万5,０００円なんだよ、八王子は 」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　了解いたしました。それでは、学校給食の関係をちょっとお伺いいたします。

またここで二十小も完成します。また、給食関係も必要になっております。小学校関係１食

当たり１８０円、中学校１食当たり２２０円をいただいております。佐賀市に行政視察に行ったときに、佐賀市の学校ではセンター方式の給食をやっていると、そういうことをおっしゃっておりました。佐賀市には佐賀市のいろいろ事情があると思います。日野市につきましても、いろいろの面で学校給食をコストを下げるというようなことも努力していると思います。これについて学校が新設すると、やはりまた教職員、調理員、いろいろと職員の数もふえると思います。それには、センター方式を行うと、ごはんが冷たくなるというようなことも片方にはあると思います。しかし、いまの現状では、冷たくなるんだったら、ならない方法も設備もできると思います。いろんな方法で学校給食もセンター方式をできないかどうか、そういう点お伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。中学校の学校給食関係の問題とからんで、センターの問題が出ているだと思いますけれども、５５年の６月に、中学校の完全給食っていうような形での請願が市議会の方に出されまして、その後の、５５年９月の市議会でも中学校給食の問題をめぐって、やりとりが一般質問の中で行われているわけでございますけれども。いずれにいたしましても、日野市で平山中学を皮切りに、本年度大坂上中学、それから、来年度一中、それから、三沢中、その次の年度に七生中学というような年次計画の中で、中学校給食が進行していると。

川嶋議員さんの方から御質問になっております、現在進められている小学校、中学校の給食、これをセンター方式に切りかえられないのかという御質問でございますけれども、確かに経費の面ではセンター方式の利点というもの、これも当面あると思います。ただ、現状からいきまして、父母の方々の気持ち、あるいは給食を実施する時点におけるところの、一応準備委員会の方から出されている要望、そういうものを総合的にとらえた中で、日野市の場合単独校方式という形で踏み切って進行していると。こういう状況の中でございますので、なかなかこれをまたセンター方式に切りかえて、ある学校は単独校方式だと、ある学校はセンター方式だというような形で仕事を進めていくのが非常にむずかしいんではないかと。それから、センター方式の場合の職員の関係でございますけれども、これも、センター方式を実施している地区の様子や何かを取り寄せてみますと、なかなかたとえば配膳員の問題だとか、それから、センターから給食を運搬する運転手の問題だとか、ボイラー関係の問題だとか、給食そのものに直接当

たる調理員以外の職員の配置、こういうものを、やはり手だてしていかなくてはいけないと。こんなような問題も出てきておりまして、一朝一夕にいかないんじゃないかと。

これは、全く私の一つの試案て申しますか、考え方もあるんですけれども、実は、昨年レットランド市の市長が日野市を訪ねてこられて、大坂上中学を見学されたんです。そのときにたまたま給食の話題が出まして、大坂上中学が給食を始めると。そういう中で、アメリカでは、私の市ではお母さんが給食の調理っていうものについては、非常に協力してくれているんですよ、というような話が市長の方から出ているんです。私も各学校のＰＴＡに、ほとんど給食委員会っていうのは、それぞれのＰＴＡがお持ちになっているという中で、ある程度、やはり直接子供さんを持っているお母さんたち、給食という問題に対しても非常に細かく神経を使われている。そういう中で、実際問題現在の調理員の方、これも朝早くから決められた時間まで、後片づけも含めて、ずうっと通して勤務していただかなくちゃならないんですけれども。それと、実際に調理場が戦争状態になる、たとえば１０時から２時くらいまでの間の協力っていいますか、そういう問題等を通しながら、単にやみくもに職員数をふやしていくという方法でない考え方っていうものが、できないものなのかどうなのか。そんな問題も含めながら、これもいろいろ学校の事情、あるいはＰＴＡとの話し合い、いろんな話し合いを経なければ、すぐ解決できるような性格のものではありませんけれども、そんな問題も含めながら考えていきたいと。

ただ、私ここで、学校教育っていいますか、教育の場、あるいは福祉の場等におけるところの人件費という問題、この人件費という問題が実際問題としては、ある意味では事業費的な性格を持っていると。給食の問題であれ、あるいは直接事業に携わる先生方の問題であれ、結局、確かに学校教育っていう場をとらえますと、人件費が大半のあれを占めているわけですけれども。その人件費そのものが事業費的な性格も含んでいるんじゃないかと。合理化できるところは、あくまで合理化していかなくちゃいけないと思いますけれども、その辺の問題も含めながら教育委員会としても検討していきたいと、こんなぐあいに考えています。

○議長（石坂勝雄君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　ただいま教育長も前向きな行政を考えていると、そういうことをお伺いしまして、私も、一歩前進ということに解釈いたします。私のいままでの質問を含めまして、総括的に市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　自治体行政は、とりもなおさず市民サービスであると思っております。したがって、サービスを手落ちにするわけにはいきませんが、その裏側の作業的な部分、これは機械化できるものは機械化を、また、オートメ化できるものはオートメーションオフィス化という方法もあるべきだと思っておりますし、それから、時代が多様化とか、いろいろな形で変化してまいります。市民意識というものが、行政に求めるものがおのずから、また変わってまいります。それによく適合できるように、絶えず行政の重点というものを方向づけていかなければならないと、そういう面も行政改革の中にあると思っております。しかし、政府の行政改革がなかなか言われてはいますけれども、いわゆる簡素化に手が染めることがむずかしいごとく、われわれの組織機構も、なかなかいろいろな理由がありまして、むずかしい面もあります。しかしながら、一つの考え方といたしましては、絶えず時代に向かって内部改革に努め、市民サービスをますます能率的にしていくと、こういうふうにあるべきだと思っております。

日野市は、過去からのいろいろな積み上げがございまして、大変広般な行政を行っております。市立総合病院の経営においてしかり、また、保育園を多数持っているという面においてしかり、図書館活動においてしかり、市として施設施策という面で、人員を多数充てております。つまり行政職員というのは、ほんとによそと比べると、余り少な過ぎて、この点に、また一点の弱点もあると、このようにも思っております。したがいまして、絶えず各面に目を配り、重点施策というふうに目を向けつつ、行政の簡素化にあわせて、機能化、機動化、こういうことが重要課題だと、このように思っております。

いろいろ御指摘もございますので、十分御意見を拝聴しつつ、市民要求に、あるいは市民のいろいろな感情にも合わせるようにして、整った自治体をつくっていくというふうに考えておるところでございます。総論的なことで申しわけない面もありますが、また、今後の御指導もよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　これで、日野市の行政改革についての質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　　これをもって１３の１、日野市の行政改革に関する質問を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１１時５８分休憩

午後　１時１０分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１４の１、子供会の育成に努力せよについての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔４番議員登壇〕

○４番（小山良悟君）　きのうは、馬場弘融議員の夢のある、いろいろな施策の提言がございまして、市長も大変嬉しそうにというか、楽しそうな趣で答弁されておったようでございます。私も聞いていて、こういう施策は本当に実現できたら、日野市は本当に夢のある街になるなあと。ぜひ夢じゃなくて、現実にそうしてほしいなあと思いましたけれども。その夢のある施策を実現する前に、きょうは何か水を差すようで恐縮ですけれども、現実的な問題をまず取り組んでいただきたい、このような思いで質問をさしていただきます。

少年非行のことが社会問題化されて久しいわけでありますが、年々低年齢化してまいりまして、しかも、最近は女子の非行が非常にふえてきている。感じやすい思春期の子供を持つ親にとっては、まことに深刻な問題でございます。なぜこのような事態になったのか。子供たちが心身すこやかに成長していく過程には、家庭教育、あるいは学校教育、そして、社会教育が正常にそれぞれ機能することが必要であります。ところが、それが狂い始めて、なかなか正常に戻らない、非常に厳しい社会状況にあるわけであります。一体子供をどう育てるのか、家庭でも学校でも子供の教育に対して自信を失ってしまっているのであります。親は、日ごろの自分の精進を怠った後悔を覚えながらも、有識者の子育てのノーハウを求めて、家庭教育セミナーなどに一生懸命出席しております。そして、そんな形の中から知らず知らずのうちに救いを求めているのではないかというふうに思いますけれども、しかし、幾らそういったセミナーに出て熱心にメモをとり、子育てのノーハウを知識として得ても、肝心の日常生活の場でそれが実践できなければ何にもならないのであります。実際に有識者 ── そういった方々のノーハウが

通用するのは、そのセミナーを聞いた親がせいぜい二、三日、何とかあの先生の教えを守ってみようという気持ちをもって努力しようとおるんですが、それが続くのは二、三日で、結局本音の部分が顔を出して、いつものパターンに戻ってしまう。要するに、たてまえと本音のギャップを大人自身が埋めていかなければ何の意味もないのでありますが、しかし、そのことは親自身がよくわかっていても、なかなか実践できないのが正直なところであります。私もその１人であります。

一方、学校教育のあり方も問題になっております。義務教育の本来の役割りが無視され、人間の価値が学歴や成績で評価され、それが、しかも人間の評価のすべてであるかのように思われる偏差値教育の増長は、まことに嘆かわしい限りであります。もともと偏差値というのは大砲の命中率を計る物差しであったわけでありますが、いまや人間を計るものになり、親も子供も、そして、教師も、世の中全体がこの物騒なものに振り回されておるわけであります。その結果が、成績不振の子供や、本人の性格の弱さ甘えなどから、家庭からも学校からも疎外された落ちこぼれ生徒を生み、非行に走らせるのであります。教育は、人間に密着したところで、生き方に深くかかわり合いを持ちながら人間を育てるものであると思います。ところが、学校教育は、知的教育に偏重して、人間性の基本となる倫理性の問題を避けていることが多いのであります。これは、家庭教育においてもしかりであります。私ども、そのことがわかっていても、いまの子供に対して、なかなか自信を持って指導できないのであります。日教組が学校を聖域化し、閉鎖的にしてしまい、教師のつき合いが生徒とＰＴＡだけ。中には、ＰＴＡすら相手にしないと公言してはばからない中学校の校長が、日野市にもあるわけですが、そういう現状では知的教育に偏重するのは当然の成り行きと思います。

さて、私たちが子供のころは、低学年から高学年、中学生まで一緒になって、真っ黒になって遊び回ったものであります。その中で、その遊びの中から秩序や規律、自主性や協調性、体力や忍耐力など自然と会得したのでありますが、最近の子供たちは、同じクラスの、しかもそれが、少数の友だちと自己中心的な遊びに変わってきているように思えるのであります。さらに指摘したいのは、昔は、他人の子供でも悪いことをすればしかったものであります。私は、よくしかられました。（「それはそうだ」と呼ぶ者あり）　それは皆さんの御想像のとおりでございます。よくしかられました。また、よいことをすればほめられたものであります。ほめられたことは余りございませんが。そういった中で、子供たちは地域社会での人関係によって

社会の決まりを知り、情操を育てたのであります。いわゆる地域社会の教育力があったわけで、地域の教育力があれば、非行の芽は小さいうちに摘めるし、予防もできたのであります。

しかし、現在では家庭教育もままならない上に、学校教育も荒廃し、かてて加えて地域の教育力もなくなっている厳しい教育環境になっているのであります。したがって、子供たちが責任を持って仕事をしたり、家族のために手伝ったり、世の中の怖さを知ったり、弱者をいたわったり、自分が何かをしてもらうだけでなく、何かをしてやれる人間、そういったことを教える、あるいは教えられる機会や場所が少なくなってきたのであります。家庭教育の基本となる親と子の関係、学校教育の基本となる教師と生徒の関係、地域教育力の基本となる大人と子供の関係、みな希薄になっているわけで、その希薄になった部分から非行の芽が始まっている、私はそう思うのであります。

このような社会情勢にあって、結成以来3年間、非行の子供を1人も出さず、地域教育力の復活を立派に果たした黒川子供会を御紹介いたします。

この子供会は、小学1年生から6年生まで２１３名、そして、中学生が２０名、合計２３３名が一緒になって、子供会という集団の秩序の中で抱擁力と慈愛に満ちた指導者や育成者の指導のもとに活動を続けており、いろいろな行事をみごとにこなしてまいりました。特に、日曜ごとに行われている野球部、卓球部、書道部、自然観察部、手芸部、広報部、そして、ついこの間結成された器楽部など、幅広い活動によって、さらには、この子供会の歌もでき、５０人編成の器楽部によって演奏が近く予定され、大きな成果を挙げ、子供たち相互のコミュニケーションもきわめて良好となり、親も含めて地域における連帯感が生まれたのであります。その結果、この3年間非行の子供は皆無で、学校の勉強にも意欲的になり、内向的な子供が生き生きと明るくなり、会長初め育成者の皆さんが意図する礼儀作法、自主的自発的精神がりっぱに身についたのであります。ある内向的な性格の子供を持つ親が、自分の子は内気だから、子供会の役を持たせないでくれ、負担になるようなら子供会をやめさせたいと言っていたのでありますが、この子供は、子供会の活動を通じて積極性を身につけ、子供の方から、中学生になっても子供会をやめないと言われ、その成長ぶりに親が大変喜んだという実例もあります。

こういう成果を挙げられるのも、会長を初め育成者の皆さんが3年間1人も欠けずに、まじめに熱心に指導してきたからであります。地道なボランティア活動をされている皆さんに、心から敬意を表するものであります。

このように、地域の皆さんから高い評価を得て、家庭と学校の谷間のすきを埋めて子供たちを救っている、黒川地区のような子供会を、市内に一つでも多くふやすためには、行政としても子供会に対するバックアップが必要であります。まず緊急に検討していただきたいのは、子供会の指導者や育成者が後顧の憂いがなくボランティア活動ができるように、保険制度を確立してほしいのであります。

と申しますのは、皆さん御承知のように、５１年８月に、子供会のハイキングに参加した児童の水死事故が三重県で発生しましたが、この事故で引率者が賠償責任を問われ、ことしの4月に、５２６万円余の支払いをするよう命じた判決が出されたのであります。このように活動中に事故が起きると、団体の責任者や指導者が賠償責任を負わされるケースが多くなってきております。大事な他人の子供を預かった以上、その重大性を認識し、十分でかつ安全な対策を立てるのは当然の義務であります。しかし、私は行政や制度では対応できない個別的なニーズに、きめ細かいサービスを提供する善意のボランティアに対し、賠償を負わすべきでないと考えます。市民サービスを善意の活動にゆだねているわけですし、今後ますますその傾向にあると思いますので、善意のボランティア活動を萎縮させたのでは、社会教育も崩壊してしまいます。そこで、ボランティア活動の責任者や指導者を救済するために、ことし7月1日から発足した都下東久留米市の社会教育活動主催者保険、これに日野市でもぜひ加入していただきたい。

東久留米市の制度は、市内に活動母体のある6人以上の団体で、体育、営利、宗教、政治、そういう目的以外のほとんどの市民団体に適用されております。保険金額は８０万円で、保険限度額は、死亡、けが、食中毒など身体賠償の責任を問われた場合は、被害者1人につき3,０００万円。多数いるときは1事故に1億円。バンガローが出火で焼えたような財物賠償が1事故につき２００万円。借り物のテントが壊れたという受託賠償が1事故に１００万円となっております。この問題は、きわめて現実的な、そして、切実なテーマであるだけに真剣に検討され、来年度当初予算でぜひ計上していただきたいのであります。

２点目は、現在中央公民館内に併設されているボランティアセンターを調整機能、すなわち紹介、あっせん、助言、そして、開発機能、すなわち啓発、需要調査、情報提供、そして、援助機能、すなわち学習補助、研修資料の提供など諸機能をさらに強化し、できれば宿泊設備も有する独立したセンターを建築していただきたい、これまでの高度成長期と違い、今後の高齢化社会、そして、資源制約型低成長経済下では、多様化する市民のニーズにますますこたえに

くい状況となり、それだけに、ボランティア活動に依存する傾向が、ますます強くなっていくことが予想される以上、地域サービスの質の向上と行政簡素化の観点からも、本格的なボランティアセンターの設置、あるいはリーダーの養成、そして、配置など、条件整備は行政として当然取り組まねばならぬ問題であります。

3点目は、子供会に対する補助金を大幅にふやしていただきたい。他市より決して現在の日野市は少ないとは申しませんが、他市がどうあろうと、わが日野市は、将来ある子供の健全育成に必要かつ十分な助成金を出して、大きな成果を挙げ、他市の目標となるよう強く願うものであります。子供会の健全育成は、緑と文化の森田市政にふさわしい、うってつけの施策であると思います。きのうの馬場議員が、歴代の市長の功績を挙げておりましたが、子供会の健全育成は、それこそ森田市長が後世に残る功績になることは疑いのないところであると思います。私も、そう信じておりますので、どうかひとつ、森田市長と聞けば、子供会の健全育成に最大の功績を挙げた、ストレートに皆さんの胸に響いてくるように、ぜひがん張っていただきたいと思うのであります。

4点目は、給料をもらいながら、しかも、それが自分のためでもあるにもかかわらず、なかなか一生懸命働かない人も多くいる中で、無償でというより、個人的に儀牲を払いながら、しかも、人のために一生懸命にボランティア活動する方々に対し、それを高く評価し、労をねぎらってほしいのであります。たとえば、一定期間名目的ではなく実質的な成果を挙げている指導者や育成者に、全市民が感謝をあらわす意味から、市長名で表彰状を出すとか、記念品を差し上げるとか、ボランティアに対する表彰制度を確立していただきたいのであります。もちろんボランティアの方は、やってやるという気持ちではなく、自分の人世を豊かにしていく、自分の人生そのものを充実さしていく、そんな気持ちで活動しておりますから、表彰を望んでいる人は1人もおりません。それだけにわれわれが考えてやらなければならないのではないでしょうか。

5点目は、子供会の活動が十分にできるように広場を確保していただきたい。もちろん高齢者のゲートボールの練習など、多目的に使える広場で結構でございます。

以上を整理しますと、質問の1点目は、社会教育活動主催者保険の加入をしていただけるかどうか。2点目は、ボランティアセンターの機能を強化し、独立したセンターを建築していただけるかどうか。3点目は、子供会に対する現在の助成状況と今後の助成強化、これをどのように考えるか。4点目は、子供会を初め、各種ボランティア活動をされている指導者、育成者を市長はどう評価するか。そして、表彰制度を考えていただけるかどうか。5点目は、子供会や老人会など地域住民の広場の確保をどのようにされるのか。いま黒川子供会の話を出しましたので、黒川子供会に関係する広場の問題で質問いたしますが、黒川地区の広場確保は、地域の子供会、老人会、婦人会、自治会などから強く望まれ、市議会でも請願書は採択されております。そして、市長自身もこの各会の代表から直接陳情をされておるわけでありますけれども、現在どのようになっておるのか。そして、今後の見通しはどうなのか。

以上、5点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　御質問がございました第1点目と第3点目につきまして答弁をさせてもらいたいと思います。

第1点目でございますけれども、日野市の子供会の指導者、あるいは育成者、あるいはボランティアといっていいかもしれませんけれども、そういった方々に対しましての賠償責任保険制度を日野市においても確立しなさい、こういう要望を含めた御質問でございます。現在、日野市にある子供会の場合でございますけれども、昭和48年に東京都子供会安全会という会が発足したわけでございます。その安全会でございますけれども、この安全会につきましては、子供会が活動中におきまして、いろいろと事故を起こしたと。そういう場合に対しましての、いわゆる傷害の補償、あるいは見舞金と。こういった制度もございますと同時に、ただいま御質問者から話のありました、いわゆる子供会の指導者等が、指導者の管理下におきまして指導者のいろんな行事に参加した場合に、参加した第三者、つまり子供たちが事故を起こしたような場合におきましては、その子供会の、いわゆる安全会の中に賠償保険制度という制度がございます。その賠償保険制度の中から、そういった事故が起こった場合にも賠償責任を出すという制度があるわけでございます。

日野市の場合ですと、昭和58年の6月の1日の日に、いま申し上げました東京都子供会安全会が発足いたしますと同時に、この安全会に入っておるわけでございます。大体全国子供会連合会ができておりますけれども、子供会の連合会に入っております会員は、すべて全員が入っております。なお、そのほかに子供会の連合会に入ってない、いわゆる単位団体がございますけれども、単位の子供会につきましても、大体88％が入っているわけでございます。

その中で、特に御質問者から話がありましたところの、いわゆる指導者、あるいはボランティアの方々がいろいろな子供会のキャンプ村を開くとか、あるいはレクリェーション大会開くとか、いろんなボランティア等が中心になって行事を起こす場合がございますけれども、先ほどもちょっと触れたわけでございますけれども、その中におきまして不幸にしていろんな事故が起こり、そして、その委員会に損害を与えた場合に、裁判その他を起こされて、そして、そのボランティアに責任が負わされたような場合には、その子供会の方の、いわゆる賠償責任保険から、その程度に応じまして支払えるという制度がございます。その場合に、子供会の、いわゆる安全会の加入の資格の問題でございますけれども、もちろん子供たちはそうでございます。それから、そのほかに、いわゆる子供会を指導するところの育成者、あるいは指導者、こういったものも加入されるという恩典があるわけでございます。したがいまして、そういう恩典で全部 ── 大体指導者の方々の数字を申し上げますと、ほとんど子供会の役員に入っている方は、大半がこの安全会に加入しておりますので、したがって、もしその中におきましての、御質問者がありましたところの不幸な事故が起きたような場合、その程度に応じましての賠償責任の保険がおるりわけでございますので、さしあたって、特に子供会の場合におきまして、日野市独自の、いわゆる保険制度というものを設けなくても、現状におきましての緊急度は、わりあいに少ないんじゃないかというふうに私ども考えております。

それから、子供会等が毎年夏休みを利用いたしまして、教育委員会の主催しますところの、いわゆるキャンプ場の設営の問題もございますし、また、中学生等におきましても、これは林間の施設等を利用いたしまして、いろいろと行事を起こすわけでございますけれども、そういった中におきましても、これは、子供会の安全会とは別に、市の方でその事業を行う場合の特別な保険というものを別に掛けているわけでございます。そういった中におきましても、当然指導者等の、いわゆる保険もおりるような形になっておりますので、私どもといたしましては、子供会の、いわゆる活動中におきましての賠償責任の保険というものを、大体その中で賄っておるというような状態でございますので、さしあたってのこの問題につきまして、市独自の保険制度を設けなくても、何とかやりくりができるんじゃなかろうかというふうに推量するわけでございます。

ただいま御質問者から話がありました東久留米の問題でございますけれども、確かに昭和５１年に三重県の津市に起きました、ボランティアがたまたまキャンプ等を行っているときに、

不幸にして小学校の生徒が川に落ちて死亡したと。裁判沙汰になって、５４年に賠償は、そのボランティアに求められたという悲劇がありました。そういった場合におきまして、いま申し上げた東京都子供会安全会は補償ができるという制度がございますので、私どもといたしましては、東久留米の状況等も ── 一応７月１日から発足いたしましたので、そこら辺の状況をよく加味しながら、経過を踏まえながら、どういうふうな形でこれが成果をおさめるのか。そこら辺の状況を踏まえまして、教育委員会といたしましても、これを無視するわけじゃございませんけれども、そういった中で、一応推移を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、第３点目の、いわゆる子供会に対する補助金の問題がありました。お話しのとおり、子供会は社会教育関係団体でございます。したがいまして、自主的に組織され、自発的に運営される団体でございます。市の方の、いわゆる法的な措置をいたしましての義務でございますけれども、これにつきましては、社会教育法にうたっておりますとおり、子供会の、いわゆる目的に応じて、あるいは求めに応じまして、いろいろと技術的な指導を助言を与える。あわせまして、必要な物資を確保するというのが義務でございます。そういった中で、私ども、子供会が発足いたしましてから、子供会の育成とあわせまして、それらの運営に対しましての補助をいたしているわけでございます。現在、子供会の補助金につきましては、５８年度でございますけれども、１６８万5,０００円の補助金を、連合会に加入しております団体、並びに単位団体に対しまして補助をさしてもらっているわけでございます。

他市の例に先駆けておっしゃいましたけれども、大体他市と、特に近隣の各市の補助金の状況等を調べてみましても、日野市は決して遜色はございません。若干１７市の状況を調べた中では、５８年度に関しまする限り、約２０万ほどの全体におきましての補助金の額を上回っているということもございます。いろいろと補助金につきましては、いろいろと補助金の検討委員会等の問題もございますし、また、子供会というのは自主的に組織される団体でございますので、やはり自分たちも責任を持って自発的にこの会の運営をしていくという趣旨がございますので、補助金等の問題もございますけれども、そういった問題もからみ合わせまして、今後の問題といたしまして、補助金の問題につきましては検討をしてまいりたいと、こういうふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、青少年の健全育成という課題は、地域社会、したがいまして、自治体として非常にウエートの高い分野だというふうに考えます。確かに、お話のとおりの家庭教育、学校教育、そしてまた社会教育、地域社会としての連帯が、子供の健全育成のためにきわめて重要なことでありますから、それをどのように振興し、育成を図っていくかという、行政側の責務があるというふうに感じております。やや形をなしておりますのが、中学校区につくっております各校区地区委員会の方々、それから子供会という、また、子供を対象とする組織で、日夜健全育成をやっていただいておる組織、これらを縦の関係、横の関係で、また触れ合っていただく。そういう関係を編成するために、先日申し上げましたコミュニティー、市民会議というふうな考え方を推進したいと、このように考えております。

また、具体的に子供会で、いまお答えをいたしております、いわゆる活動上の、活動に参加するための安全を保障する保険の制度。このことも、より一層役割りを果たせるように、その自治体一個でつくるっていうことじゃなくて、多分保険制度があるというふうにこれは言っております。で、このことについて、もっと努力をいたしたいと、このように思っております。

それから、ボランティアの方々の活動をより機能化するために、独立センターをつくったらどうかという御提言でありますが、一挙にボランティア――いま、ボランティアセンターっていうのは、社会福祉協議会の中に設けてあります。これは、比較的福祉関係の活動化というものが対象でありますが、子供会関係のボランティアさんにもたくさんおられますので、独立のセンターをつくるということの前段として、近ごろ小中学校、特に小学校の教室が空いておるところもかなりありますから、これをむしろＰＴＡなどとの、より連携を強化する意味でも、学校にお願いをして、そうして、一部屋くらい提供できる、そういうやり方を実行できないだろうかと、このようなことを内部検討をしてもらいたいということに感じております。

それから、子供会の補助金のことは申し上げました。より活動しいいように、できるだけの支援態勢をつくるという考え方で臨みます。

たしかに４番目で質問のあります。ボランティアの方々の、もちろん無償の奉仕というのがボランティア精神でありますから、何かしてほしいということは精神的にはないわけですけれども、それでも多少感謝の意を表するということは社会の関係で、また、激励する意味で大切だと思っております。ボランティアの表彰規程といいますか、日野市の表彰規程の、また別枠

でボランティアの表彰をできる、そういう仕組みを設けたい、このようにいま感じました。表彰制度といいますか、ボランティアに限る、また、表彰制度っていうものを設けたい。そうして、これが少しでも振興の役割りになれば、一層有意義だと思います。

それから、広場のことに伴いまして、特に黒川地区の広場のことですが、これは、子供さんたちからも、じかに陳情を受けましたし、担当の方も真剣に用地を物色しております。ただ、農地というものの転用は非常に厄介でございますから、どうすべきかというふうに検討をいたしまして行ったところ、別の場所で、つまり農地でない場所、何か雑種地か何かだと思うんですが、要するに税制にかかわりない場所がいま、発見といいますか、そういう情報をいただいております。ですから、私はそこを充てたらどうかということを、具体的に検討というよりも、調査するようにというふうに指示をいたしております。これが使えれば――地主さんから、むしろ積極的に話をいただいたということでありますから、広場の確保になれば幸いだと、こういうように考えております。

以上のようにお答えをするわけでありますが、今日の地域地域で子供会活動を初め、いわゆるコミュニティー活動、あるいはコミュニティー意識の中で、そういった分野ということが、初めにお話がありましたように、家庭と学校と地域を結ぶ意味で、ぜひネットワークの働きを持っていただきたいと思いますので、なお一層、今後とも研究、検討をして、効果のある方法をたどりたいと思いますので、よろしくまた御支援なり助言なりをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　４点目の黒川地区広場の件ですが、候補地は、いまあるということでございますので、可能になれば幸いだという御答弁でございますけれども、ぜひ可能にしていただきたい、実現していただきたい。どうですか、その辺の確かなところ、生活環境部長の方からちょっと御答弁できないでしょうか、その辺のところ。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　黒川地区の広場の建設要望につきましては、昨年の３月に、請願者黒川自治会長から「黒川地区市民広場に関する請願」が出されまして、昨年の第３回の定例市議会で採択をされております。それ以降、私どもはこの広場の確保につきまして奔走をいたしました。

具体的に申し上げますと、本年３月に、あの地区の地主さん方 ── 地区広場として適当な広さを持つ地主さん方をピックアップいたしまして、その方々に全部連絡をつけました。お１人だけ貸してもいいというような話をなさった方がございますので、その方のところに参りまして、いろいろ市側の条件を出しました。条件としては、最低５年間は貸してほしいということ。そして、その所有者の土地というのはＡ農地になっておりますので、これは雑種地になります。５年後、市側が返還した場合にも、これはもとの農地にもなりません。税金も高くなります。こういうようなことを申し上げて交渉をしたわけでございます。地主さんは大分迷っていたようでございますが、こちらで出した条件に、相続税の問題でございますとか、そういった地主の負担につきまして、ちょっと難色を示されました。お断りをされました。その話は中断したわけでございますが、その後また、その土地とさほど離れてない場所に候補地が見つかりまして、現在その候補地の地主さんと接触を始めるところでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　そういうことであれば、ぜひ多少条件的な面を政治的にも配慮してというか、思い切った条件を出して実現していただきたい。これは、何も黒川地区だけの問題じゃなくて、日野市内どこでも地区広場、広場を求めているわけであります。緑と文化の都市というキャッチフレーズを完成させるためには、キャッチフレーズだけじゃなくて、実際そのように実現するためには、地区広場の確保というものも不可欠な条件と思います。ひとつそういった意味で思い切った手段方法を構じて、この懸案事項をぜひ解決していただきたいと思います。

それから、ボランティアセンターの件については、空き教室の利用も考えているという市長の答弁でございます。これも、ぜひ三中の過密の、教室が足りないところについてのあれは、なかなか実現さしていただけなかったわけですけれども、この空き教室の利用については、ぜひ効率的にいろんな角度から考え、効率的に利用していただきたい。このように思います。

それから、表彰制度については別枠で設けたいという考えを示していただいて、大変うれしく思います。やはりボランティアの役割りというのは、今後の社会を支える上で本当に重要な役割りをすると思いますので、その位置づけでひとつ評価し、検討していただきたいというふうに思います。

１点目の保険について、ちょっとよく私も勉強しておりませんので、お伺いしますが、子供会の安全会の保険があると。そはは、もちろん加入している子供はもちろん、子供会に加入してない子供にも適用されるということでしたですか。それと、もう一つは、引率者、指導者にも適用されるということですね。それで、たとえば極端なことを言えば、死亡事故なんかが起きた場合、その保険で、たとえば引率者が責任を問われても大丈夫な程度の保険額なのかどうか。それから、この保険は、いま私が主張する引率者、指導者、育成者自身が責任を問われ、賠償を求められた場合にこの子供会の保険は、それは適用できるのかどうか。それちょっと確認さしていただきたいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それではお答えいたします。

まず、子供会の方の関係での問題でございますけれども、あくまでもこれは、子供会に加入しているものに限定されます。したがって、加入しているものは対象になります。それから、いわゆる賠償保険制度の問題でございますけれども、その中で、どの程度の補償がされるのかという問題でございます。これにつきましては、程度によりますので一概に言えませんけれども、最高１事故につきまして、これは人の場合と、それから、いろいろ事故の場合とケースが違ってきますけれども、１名の場合には最高2,０００万円の補助金というか、賠償金が出ると。それから、１事故につきましては２億円を限度とするという制度でございます。掛金につきましては、１人年額６００円ということでございますので、わりあい安い掛金で相当な、損害が出た場合には補てんがされるということでございますので、ほぼこの保険の中で賄えるんじゃないかというふうに私どもは理解いたしているところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　今度は、問題の性質っていいますか。性質っていうか、私は一番心配するのは、賠償は、たとえば2,０００万なら2,０００万、これで賄えるといえば賄えるかもしれませんし、しかし、交通事故なんかのあれからすると、まだ低いような気もしますし、世の中のそういう基準も変わってくるんじゃないかと思うんですが。仮に、それがそれで満たされたとしても、今後ボランティア活動の事故に対して、指導者、引率者の責任を問われることが ── それじゃ、こういうものがあるから大丈夫かと、問われることがないのかっていうことを一番心配するわけなんです。この津市の場合の、この場合は子供さん１人亡くなって五百

何十万ということなんですけれども、これは、引率者の責任を問われての賠償命令と、支払い命令ですね。そういったことがこれからのボランティアの活動に対して負担がかかってこないかと。その辺の対応についてはどうなんでしょうか、どういうふうに解決したらよろしいですか。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　大変失礼いたしました。ちょっと私の舌足らずで申しわけないと思います。一番問題は、いわゆる子供会の引率責任者といいますか、育成者といいますか、そういった方たちが主催といいますか、そういった形の中でいろんな行事を行いますけれども、その場合に、責任者の管理下のもとにおきまして参加した方、それが不幸にして事故が起こった場合、それに対して当然損害賠償等を第三者から引率者、ボランティアに求められた場合、その場合にこの保険の適用を受けられると、こういうことです。（「できるんですか」と呼ぶ者あり）できます。（「できるわけですね」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（「できるんですね」と呼ぶ者あり）　そうです。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　私が一番心配したのはその点であったわけです。もちろんここの子供たち、あるいは対象者に対しての損害――補償ですね。補償制度の確立は大事でありますけれども、善意のボランティアの活動をされている、いわゆる主催者としての責任を問われるということに対して対応できないんでは、ボランティア活動萎縮すると。そういう心配があったものですから、そのような――これはことしの６月から加入したということ、この保険は――という先ほどの説明ですけれども。いずれにしても、そういうことが確立されているんであれば、私は、これはある程度は納得というか、できますので。これをまた、知らない――徹底しているかどうかわかりませんけれども、ちょっと子供会関係の皆さんとか何か聞いてみても、「いや、保険は入ってないよ」とか、どうとかっていうふうに、ちょっと徹底してない部分ありますね。

それから、もう一つは、子供会に加入しているから適用になる、してないから適用にならないっていう考え方も、これは何とか考えていただきたいなと思うんで。ただ、手続上、加入しているから、してないからで、同じ市民であります。同じ税金を納めている市民の子供でありますから、みな大事な子供ですから、ひとつその辺のところも、子供会に未加入で何か子供会

の行事に、じゃ私も行こうとか、僕も行こうとかということで、参加されるケースも多いと思うんです。その辺のところまで、やはり配慮をしてやってほしい。そのこと強く要請して、この件に関する質問を終わらしていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１４の１、子供会の育成に努力せよに関する質問を終わります。

１４の２、高齢者の生きがいづくりに努力せよについての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○４番（小山良悟君）　先ほど川嶋議員が、南平体育館で先般行われました敬老大会、芸能人も見えられて、そして、たくさんおみやげをもらって、お年寄りの皆さん大変喜んでおったと、結構なことですということでお話ありましたけれども、それはそれで結構なことだと思います。しかし、私は、そういったあり方が本当にお年寄りの皆さんの心を満たしているんだろうか。率直にやはり疑問を抱かざるを得ないわけであります。ああいうふうな形は、要するに人さまから何かしてもらう、人さまから何かを受ける、あるいは福祉のいろんな恩恵を受ける、これは幸せだと思います。幸せと表現していいと思います。しかし、それは決して生きがいではないのです、このようにも思うわけであります。生きがいについて今回取り上げましたけれども、勉強不足で十分なことはできませんけれども、端的に言うと、幸せと生きがいは違うということで、その観点からお話したいと思うんですが。

高齢化社会の対応が、これからの自治体の最重点課題、最重点政策であることは、どなたも認めるところであります。この問題について、私は昨年の１２月の定例議会で取り上げましたけれども、今議会でも古賀議員、あるいは古谷議員、そして、私の後に夏井議員もこの高齢化社会に対する問題を取り上げております。古賀議員、古谷議員の場合には、ちょっと時間がなくなって実際の主張はできなかったわけですけれども、今回の一般質問のテーマとして取り上げておるわけでございます。それだけ多くの議員が取り上げるということは、大ぜいの市民がそれだけ大きな関心を持っているというあらわれでもあります。この、どなたも認める高齢化社会問題を、ただ問題としてとらえるのでなくて、日本人の平均寿命が大きく延びたことを率直に喜ぶ。そして、延びた人生がいかに生きがいを持って充実さしていただくかを考えてみる。これを、やっぱり行政、自治体として考えていかなければならないテーマではないか、というふうに思うわけであります。私は、若干反省するわけですけれども、これらも高齢者がふえて

大変なことだ、若者の負担もふえて本当に大変だ。高齢者、老人がふえるということによるイメージ的なものが、非常に重苦しいものを感じるわけでありますし、また、人に感じさせてきたと思うのであります。

しかし、一面よく考えてみますと、平均寿命が５０歳の時代から比べれば、いま現在は女の人も８０歳近くになっている。３０年も延びているわけで、寿命が延びたこと自体大変喜ばしいことだと。まずそれをすなおに喜ぶ気持ちを、皆さんもやはり持つ必要があるんではないかと。そして、すなおに喜んだ中から、その喜びを本物の喜びにしてもらうために、生きがい対策を充実さしていこうではないか、こういうふうに考えるわけであります。

本来、生きがいというのは、人それぞれの個々の人生の問題であって、行政が生きがいを与えるわけにはいかないのであります。しかし、生きがいを得るための条件づくりは、これは行政の役割りではないかというふうに考えます。老人が、社会的役割りをみずから見出せる場と環境をつくることが行政の対策であろうと思います。

そのような対策の例としまして、近隣の事例を申し上げますけれども、退職金問題で全国的に高名をとどろかせた武蔵野市でありますけれども、ここの高齢者事業団は廃棄物リサイクル作業 ── 福祉関係の担当の部長はすでに御承知かと思いますけれども、廃棄物リサイクル作業と、緑化班による公園などの清掃作業があります。電気製品や自転車などを再生し、格安で販売していますが、１人平均５万円近くの収入を挙げているということであります。もちろん電気技師とか、あるいは自転車の修理をしてきたとか、そういった経験を得てきた方がこのメンバーであるわけであります。一方で緑化班は、公園などの施設を清掃で、単なる勤労奉仕、社会奉仕ということではなくて、報酬がもらえるわけです。１人平均４万円くらいの収入を得ているそうであります。

また、府中市の例ですけれども、府中市の高齢者事業団は、小学３年生から６年生を対象にした補習教室を開いております。これは、教員経験者１６名が７０名の子供たちに週２回、２時間ずつ国語と算数を教えているそうですが、これも、月収は２万円くらいだそうであります。

第二の人生をボランティア活動に当てている高齢者も多いわけでありますが、千葉県の柏市社会福祉協議会では、シルバーボランティアグループを３０名の会員で構成し、訪問グループ、事務グループ、在宅グループに分けて、訪問グループは月２回、全員で老人ホームを回ったり、１人暮らしのお年寄りの仲間を３人くらいで訪問したり、事務グループは、使用済みの切手を

集める、あるいは福祉協議会の手伝いをしております。在宅グループは、童話や市の歴史の写本をして、盲学校とか小学校にプレゼントするのが仕事としております。

また、長野県では、ただ一ぱい飲んで騒ぐだけの敬老会や老人クラブでは、寝たきり老人をつくるだけ。健康に気をつけ、大いに新知識を吸収して若者と話ができる老人になろうと。そういうことで、月１回お寺に集まって卒業のない学習に取り組んでいる「楽生学園」という老人サークルがあります。老後の生き方を示す一例となると思います。

例を挙げればいろいろ、また、調べればいろんな知恵をしぼって、お年寄りの生きがいを得られる条件づくりを行政がしていると思います。日野市においても、単に高齢社会問題を問題としてとらえるだけじゃなくて、永遠のテーマにしてはいけないと思うんです。いま現実の問題として早速に取り組まなければならないテーマとして、ひとつ、いま現在生きていられる、がんばっていらっしゃるお年寄りの方に、ぜひ生きがいを与えていただきたいと思うんであります。いろいろ対策を、施設的なものとか、そういったものについては、１２月議会でも要望しておきましたけれども、たくさんあります。しかし、きょうは生きがいということにしぼって、市長に、ぜひその施策をお願いしたいと思うわけであります。

本当に、いまのお年寄りたちに対する福祉というものは、妥当なことなんだろうか、生きがいを与えているんだろうか。本当に私は、そういったことについても大きな疑問を抱きますし、それから、お年寄りの皆さんに対する啓蒙といいますか、啓蒙というと大変恐縮ですけれども、このあり方にもやはり工夫していただきたい。そして、私は一つ疑問に感ずることは、一定年齢で基準を設けて、いろんな行政を行っておりますけれども、一口にお年寄り、たとえば６５歳以上、あるいは７０歳以上といっても千差万別でございます。個人的な能力差は大変あるわけでございまして、そういう十把一からげ的な発想の老人に対する取り組み方、これをぜひひとつ考え直していただいて、もっときめの細かい対策を、対応を考えていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

そこで、とりとめのない話をしてもいけませんので、市長に、高齢者の、お年寄りの生きがいということは大変重大なテーマであります。全市民が関心を持っているテーマでございますので、市政の最高責任者として、この生きがい対策についてどのような考えで、どのように取り組むつもりか、そして、具体的な案を何かお持ちかお答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢者の生きがい対策ということであります。生きがいは、これは確かに１人１人の心の問題に非常にかかわりがあるわけでありますが、生きる喜びを体得できるふうな条件をつくるということが、行政の仕事だと思っております。健康も、もちろんそのための一要素であります。また、健康なくして生きがいは生まれないと、こういった高い関係があるわけであります。

高齢化社会を具体的に想定いたしまして、その基本的な理念として「日野市老人憲章」ということを定めております。まさに私は、理念としては、こういう考え方で、これにどのような施策の裏づけをすることが憲章の趣旨を生かし、かつまた、お年寄りの生きがいに該当するかということになるわけであります。私は、全部暗記しておりますが、絶えず思い返して、何をすべきかということも思いをめぐらしております。日野市の場合、いわゆる福祉としての、いわゆる高齢者福祉としての施策面では、かなり事業を行っておるつもりでありますが、なお、本当に１人１人の生きがいを引き出すといいますか、あるいは生きがいづくりにどのようなサービスをするか、非常に多面的であると思っております。つまり、画一的でないということであります。趣味を大いに蓄えていただいて、そして、日々に誇りと生きがいを持っていただく。それから、地域社会が敬愛の念を持って、そして、とにかく年寄りをひがませるようなことがあってはならない。つまり、人生の先輩として、りっぱに子供からも敬愛をされ、家庭からも手厚く遇せられると。地域社会といたしましても、地域社会も家庭もですが、何といいましても明るい生活、これの保障条件が大切はもちろんであります。

それから、社会参加。つまり、専門的ないろいろ能力を持っておられる、あるいは後世に残したい。こういうこともあるわけでありますので、それにこたえるだけの高齢者事業団とか、あるいは、かちどき学級でありますとか、まだ不徹底で全部の人が参加されているというところまではいっておりませんが、交通の利便をよくするとか、いろんな対応できる相手方と申しましょうか、それを開拓をしていく。つまりお年寄り自身に求めるものを、われわれもいろんな形で聞いてみて、そして、行政で行うべきもの、あるいは個人でがんばってもらうべきもの、これらの仕分けをする必要があると思いますし、いま高齢者対策協議という、１５名の学識経験の方々の委員会をつくり、ある場合には「こういう仕事について取り組もうと思います」という諮問をし、あるいは提言をいただく、こういう仕組みも定めております。いままでのやってきております仕事の上に、特に健康対策、そして、生きがいづくりの対策ということを、身

近な範囲で着実にやっていくと。

それから、触れ合いの場が大切でありますが、これは、地区センターでありますとか、あるいは福祉センターが非常に高率に使われまして、そういった意味でのお互いの心の交流、このようなこともかなり進んでおると思っております。老人憩いの家、あるいは老人ホームということもあり得ることであります。今後、特に老人病に対しますナーシングホーム的な、そういう施策も大切だと、こう思っております。

健康と、それから、一つの、１人１人の生きがいということは、むしろまた、御本人にとっては気概というものが必要だと思いますので、人生いろいろ経験をしておられる方々でありますが、なお、その社会環境が基本的には老人に敬意を持つということが大切だということを重ねて感じておりますので、そのようなことに沿って、ひとつ具体的な施策をこれからだんだんと積み上げていこうと、こういう考え方でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　お年寄りの生きがいについては、健康、そして、経済、そして、愛情、この三つの要素が必要であろうと思いますけれども、いま市長が老人憲章のことを言われ、全部暗記しておりますということを言われましたので、いま私申し上げた、この三つの健康、経済、愛情の中では、これは私、決していやみで言うわけじゃありません。率直に感じたことを申し上げるわけですけれども、愛情面で、たとえば一つ市長自身がわかっているのかどうかなということで、ちょっと申し上げるんですが、この間の敬老大会、南平体育館、気温何度だか私計ってはおりませんけれども、非常に暑かったんです。あの暑いところに大ぜいのお年寄りの方が集まって── 集まってというか、集められてというか、それで、いろいろ皆さんのごあいさつが続いたわけであります。私は、たとえば老人憲章をつくって、決して市とも、よしとしているわけじゃない。まず理念がなきゃ実践ができないということでしょうけれども。しかし、そういう形にとらわれて事を運ぶんじゃなくて、もっとどろ臭くなって、そして本当にきめの細かい行政をやっていきたい。そういう意味で申し上げているわけでありますから、たとえば一つのセレモニーということかもしれませんけれども、ああいう暑いところで、あれだけあいさつ続けられますと、本当にお年寄りの方は大変だろうと思うんです。私のような年齢でも、いささか正直言って、暑いなあ、まいったなあと内心そういうふうに思っておりました。だけど、私だけ帰るわけにもいかない。がまんが足りないなあ、あいつは、ということに

なりますんで。しかし、本当に皆さんの顔を見ていると、かなり何て言うか、うちわ持って顔をやって、本当のところは早くあいさつ終わってくれないかなあというところが正直なところだと思うんです。ですから、そういうわれわれの普通の年輩のものに対することについては、セレモニーというのも、これは一つの社会のしきたりとして必要かと思いますけれども。つまり高齢者に対するきめの細かい対応をしていくっていうんであるならば、そういった面でも愛情を持って配慮してほしい。

たとえばあいさつもある程度省略するというか、市長を初め、議長を初め議員も来ている、都会議員も来ていますという紹介ぐらいにして。あそこで本当にあいさつ述べられれば、それは本当に結構だと思いますけれども、しかし、あの暑い中で長時間、本当は内心早く藤山一郎の歌を聞きたいなとか、漫才を聞きたいななんて思っている人も大ぜいいるかと思うんです。もちろん市長や議長の話を楽しみにしている方もあるかと思いますけれども、しかし、大半の方は大変な思いをしておったように私は思うわけなんです。ですから、涼しい市民会館でもできて冷房設備が整って、快適な環境の中でしたら、そういったことも結構だろうと思うんですが。この間のような体育館で、本当に蒸しぶろのような暑いところであれば、そういった点を、お年寄りの皆さんのことを考えて、それじゃ、あいさつはこうしようとか、もう少し何か短縮されて御負担を軽くすると。そういったような、そういったことができるかできないのかが、本当にたてまえを捨てて本音でどろをかぶってでも市政に取り組んでいこうという、何ていいますか、一事が万事のあらわれになると思うんです。その辺の勇気を、たとえば議長にあいさつさせられると、議長に何か後で頭が上がらないとか言われるんじゃないかなんて、決してそんなことは思わないでしょうけれども、議長に対してでも、あるいは都会議員に対しても、実はこれこういうわけなんで、ひとつ紹介だけでお許しいただけないだろうかというくらいの形で、われわれ市会議員は紹介されなくたって結構でございます。（「議長のあいさつがなければ始まらないんだから」と呼ぶ者ありり）それはそうでしょうけれども、そういうふうなお年寄りの立場に立って、われわれ通常の社会生活の感覚と、いわゆる高齢者の生活の負担のぐあいといいますか、そういったものも、ひとつ検討されて。一例として、これは異論もあるかと思います。いまいろいろやじも出ておりますから――（発言するものあり）異論もあるかと思いますけれども、しかし私は、そういったようなところも考えていただくということが第一歩じゃないか。こういうふうに思いますので、ひとつ老人憲章制定したからよし、それを暗記した

から立派な市長ということじゃなくて、むしろ、そんなのわからなくたって結構ですから――結構ということはありませんけれども、実際面のきめ細かい対応をしていただきたい。そういうことをお願いしまして、この質問を終わらしていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１４の２、高齢者の生きがいづくりに努力せよに関する質問を終わります。

１５の１、固定資産税の不公平減免を撤廃せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（橋本文子君）　それでは通告に従いまして、固定資産税の不公平減免を撤廃せよと題しまして、一般質問を行わせていただきます。

昨日の「朝日新聞」の１ページの大変大きな見出しだったんですが、「サラリーマン酷税一段と」と横になっておりまして、その下に「年収の伸びの2.4倍、過去５年の所得税の伸び」というふうに、大変大きな見出しが出ていまして、この見出しを見ながら、本当サラリーマンは全部丸裸で税金が持っていかれて、さらに、どこからも優遇措置がない、そんな中で暮らしだけは確実に大変になっていくという現状……（「中小企業はどうなってるんだ」と呼ぶ者あり）ひしひしと感じているわけでございますが、（「だれが給料払っているんだ」と呼ぶ者あり）その辺で聞こえている中小企業というんでも、私も理解しております。（「頼むよ」と呼ぶ者あり）

私は、本年の第１回の定例議会におきましても、医療施設に対する市税の１００％免税の制度を廃止していただきたいということで、固定資産税の公平負担についてと題して一般質問を行いました。そのときの私の指摘に対しまして、今後十分検討すべき課題であるとの御答弁をちょうだいいたしましたが、ちょうどいま半年たちました。この件につきまして、どこまで御検討をいただけたのか、確認の意味も含めまして本日の質問を行っていきたいと思っています。

医療施設の減免でございますが、無論３３年も前につくられたものですから、森田市長がつくられたものではないということです。しかしながら、それは連綿といまだに続いて、現在も温存されているということで、ぜひともこのあたりで森田市長にお願いできたらということで、この質問を取り上げたわけでございます。

医療施設に対しての減免措置は、１９５０年のシャープ勧告に始まったということですが、

当時保険診療の利用者がどんどん激増する中で、保険医対策の一つとして、当時は３０％の減免措置に踏み切ったということでした。さらに、１９６４年になって、今度は医師会から市議会に対して、減免の陳情が提出されたということになっています。このときの陳情がどんな中身であったのか詳しいことは知りませんが、ぜひ当時のコピー見たいと思っておりますので、できましたら後日で結構ですから、ぜひ見せてください。この陳情によって３０％減免だったものが、さらに５０％になって手直しが行われたわけです。ですから、大変大きく減免がされたわけです。そして、その後さらに９年たった１９７３年になって、再度減免の措置が行われているわけです。それがいままでに至っている。つまり全額が免除されるといいますか、医療施設に関しては固定資産税全く要りませんよということで、これがいまずっと生きているわけです。医療収入につきましては、前回市民部長の御答弁にもありましたように、収入の７２％が必要経費として国から認められていて、たった２８％についてしか課税が行われていない。このことだけでも一般国民にとりましては、医師に対する不公平税制感は免れません。その上、市税である固定資産税にまで、医師の雰遇税制が公然と行われているという現状は、やはりほうっておくわけにはいかないというふうに考えています。

そして、医師の優遇税制の根拠といいますと前回の、やはり御答弁にありましたが、市税条例第７１条の規定に基づいております。それが、市長において必要があると認められるものについては減免をすることができる、という意味の条文がもとになっているということですが、そんなに簡単に認められるっていうことになると、やはり一生懸命汗を流して働いている一般の勤労市民にとって、こんな不公平な税制はないだろうというふうに思います。しかも、この制度は市長の裁量で行えるところに、やはり大変大きな問題があるんではないかというふうに私は考えざるを得ません。

ここ三多摩２６市の医療施設の減免状況の一覧表があるわけですが、これを見ますと福生１市だけがやっておりません。２５市すべての市が減免措置を行っているようです。そして、その中で残念ながら町田、国立、保谷、そして、日野と、４市が１００％の免除が行われているわけです。そのほかにも言いますと、８０％のところが１市、６０％が１市、５０％から６０％が１市、４０％から６０％が１市、５０％が一番多くて１４市ございます。４０から５０が１市、３０から５０％が２市と、パーセンテージはばらばらですが、いずれにしましても２６市のうち２５市が医療施設に対して減免措置を行っているという実態がこの表を見てもわかる

わけでございます。昨年の５７年度におきましての減免状況はといいますと、日野市でございますが、８９件の申請があって、９２棟が１００％免税の対象になっています。面積に直しますと１万3,８５８平米、税金の額は６９６万1,８７０円ということです。これらは、いずれも市民部長の御報告によるものですから、金額はともかくとして、なぜ医者だけが税金の上でこんなに優遇措置を受けられるのか、その理由がどうしてもわかりません。

そこで、早速ですが質問に入らせていただきたいと思います。

第１の質問は、医者の公共性ということが減免措置の理由になっているようですが、それでしたら、薬局はどうなのでしょう。また、ガスとか水道関係の仕事については公共性がないということなんでしょうか。あるいは、この間も屎尿処理場見せていただいたわけですが、それらの建設業者であるとか、道路つくる土木関係の業者の方など、いずれも公共性という面では同じだというふうに私は解釈するんですけれども、その辺の御見解を１点お伺いしたいと思います。

それから、第２の質問は、医療施設の減免措置は、公平な税負担の理念からずれているのではないかというふうに考えるわけです。はっきり言って不公平だというふうに私は言いたいわけですが、この点について、はっきりとした御答弁をちょうだいしたいということです。

それから、第３の質問は、１９５０年は敗戦後の混乱期でありました。ですから、大変医者不足の時代であったと思います。当時、保険による診療患者が急激にふえたために、保険医に一定の優遇措置を与えて、世の中の安定を図る必要があったというふうに私は解釈しているわけですが。３０年を超える歳月を経てきた今日では、当時重要だった制度も、すでに一定の役割りを果たし終えたものとして、新しい時代への対応が改めて求められているのではないかと思いますが、この１点についての御答弁をお願いしたいと思います。

それから、第４の質問といたしまして、固定資産税減免の陳情は、日本医師会の保険医から出ていると思いますが── これは推測でございます── 保険医から出ていると思いますが、これらの未加入者に関しての医療施設については、減免の対象になっている例はないのでしょうか。あれば件数を教えていただきたいと思います。

第５の質問といたしまして、三多摩２６市の中で、最近医療施設に関する減免措置の廃止をした市があるでしょうか。あれば教えてください。

以上、５点について、まずは御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをさせていただきます。大変広い範囲の御質問をいただきました。しかも、大変むずかしい質問でございますが、順を追って説明をさしていただきたいと思います。

まず、医療施設の減免につきましては、いま橋本議員さんのおっしゃるとおりでございまして、特につけ加えることはございません。たしかことしの３月に全く同様の御質問をいただきまして、私お答えをさしていただいたわけでございますが、その際も申し上げましたけれども、若干ダブるかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思うわけでございます。

まず、第１点の御質問でございますが、医者の公共性ということを、私この前も申し上げたつもりでございますが、医者が公共性ならば、薬局や水道のことについても同様公共性があるんではないか、その見解をという御質問でございまして。このことは大変むずかしゅうございますが、実は、この前も申し上げましたけれども、いわゆるシャープ勧告直後に、東京都副知事名で、各税務事務所に通達がされた項目がございます。それは三つ要素がございまして、一つは、いま質問者が申されましたように健康保険事業が社会保障制度の一環として、ある程度公共性を有する。それから、２点目としては、いわゆる保険医の若干の保護は必要である。それから、保険診療の利用者が激増の傾向にあるという３点から、副知事名で各税務事務所に通達が出されました。各市町村は、この通達に基づきまして診療部門の固定資産税の減免を取り入れたわけでございます。そのときは、いま御質問にもございましたように、３割が最初でございます。３０％で減免の処置をとらしていただいたわけでございます。確かに３３年の歳月が流れておりますので、若干の要素は違うかもしれませんけれども、私どもとしては、公共性があるという判断の上で、現在減免を続けておるわけでございます。

それから、第２点の御質問は、いわゆる不公平ではないかという御質問でございます。確かに税は不公平ではあってはなりません。公平を期さなきゃならないわけでございますが、冒頭申し上げた要素によりまして、通達にのっとって、第３項目の要素にのっとりましての減免でございますから、不公平ではないという判断をいたしておるわけでございます。

それから、若干ダブるかもしれませんが、第３点の質問は、すでに３３年の歳月を経過したので、ある程度安定したから、そろそろ考え直してはどうかという御質問かと思うわけでございますが。なかなかこのことにつきましては、いま質問者も各市の状況を述べられたようでございますが、減免の率はそれぞればらばらではございますけれども、なかなか再考する段階に立ち至ってない。当市もそれと全く同じでございます。そういうことで、もちろん３点の御質問につきましては、今後十分検討をしていかなければならないことかと思います。

それから、第４点の、いわゆる陳情がなされた時点で、いわゆる医師会加盟のことの御質問でございます。未加入者の方の減免をしているかという御質問かと思うわけでございますが、いま詳細な、ここに資料がございませんが、未加入の医師は当市にはないと私いま承知いたしておりますので、したがって、未加入者の医師の診療部門についての減免は、してないというふうにお答えをさしていただきたいと思います。

それから、第５点は、２６市で廃止した市があるかという御質問でございます。これは、せんだって私どもの、これは、担当は３名で担当いたしておりますけれども、５８年の９月１４日現在では、いま質問者も申されましたように、福生を除きましては２５市全部が減免をいたしておりますので、廃止をいたしてないというふうに承知をいたしております。

大変雑駁ですが、回答を申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　再度質問します。

いまの第５の質問に対しての御答弁の中で、９月１４日現在、福生以外に廃止した市はないということでございますが、それは確かなものでしょうか。間違いありませんか。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　私どもで、御質問いただきました直後に担当の方で、これは直接各市にお邪魔したわけではございませんので、ただ電話連絡の調査でございますので、その点ひとつお含みおきいただきたいと思うんでございますが、２５市減免対処をいたしておるということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　９月１４日現在 ── じゃ１４日以降はいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それ以外につきましては、いま調査をいたしておりません。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　おかしいじゃないですか。１４日現在、私は ── これ調べてく

ださい。これは、質問続行できません。ぜひ調べていただきたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）　いまのような確固たる答弁で、間違ったことを答弁されては、この後とても答弁が信じられませんので、しっかりと、やっぱり御答弁は間違いないものでやっていただきたいんですが、大丈夫ですか部長。私は、こんなことを言いたくないんだけれども、余り確固とおっしゃられると……。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　くどいようでございますが、これは各市にお邪魔して調査をいたしませんで、電話連絡等で調査をいたしたものであるということを申し上げるわけでございます。私が申し上げたことに間違いございません。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　２５市について全部電話連絡をとられました……。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　この資料では、調査では２５市に連絡をとっております。そういうことで、減免率等も、件数等も私どもで把握した数値でございまして、ただ、くどいようですが、市にお邪魔してない調査でございますことを申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　部長だけでおわかりにならないんでしたら、わかる方をお呼びいただきたいんですが。電話だからといって、うそを、たとえば相手の市の方がおっしゃるはずはないと思うんですよ。間違ったことをおっしゃるはずないですよ。本当に……（「何を信じていいのかわからない」「どこが違うかわれわれにはわからない」「真実を言いなさい」と呼ぶ者あり）わからない、わからないで結構なんですが、はっきり断定されてしまうと、それは間違った答弁だっていうふうに私は思わざるを得ないので、わかる担当の方いらっしゃいませんか。（「議論にならないじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　わかる担当の者とおっしゃいますが、その方の担当の方で調査をいたしました資料で私はお答えをさしていただいているわけでございまして、もし私の方の、あるいは調査の誤りがあれば、これは訂正しなきゃなりませんが、もしお許しをいただけるならば、どの面が相違をしているということを言っていただきますれば、私の方も調査しいんでございますが。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　廃止に踏み切った市があるはずですから、調べてみてください。あとで結構です。

いずれにしましても、第１問目の質問に対しまして、副知事名であるとか、若干の要素は違ったけれどもっていうふうな御答弁で、いまなおそれを続けていると、理由は私には納得できません。要素は変わってきたならば、当然見解も変わってくるはずで、措置も変わってこなければいけないというふうに思います。各市がこれだけばらばらであるっていうことは、同じ医者に対して、同じ医療施設に対して、それぞれが市長の判断で、どうでも決められるってことになっているわけですよ、決められるってことになっているわけ。もし公共性とか、副知事名であるとか、要素が云々なんていうことでしたら、みんな同じ要素のはずですよ。同じ条件のはずですよ。だったら、こんなにばらつきがあるわけないんですよ。ばらつきがあるっていうことは、それぞれ本当に市民の立場に立って、税金の制度は当然考えていっていただかなきゃ困りますし、それはあたりまえのことですね。市政が医者の方だけ向いていて、市民の方忘れているとしたら、これは大変な問題だと思うわけです。どうして、じゃ不公平でないというふうに言い切れるんでしょうか。もう一度第２の質問に対して、不公平ではないと、いま部長おっしゃいましたね。そのことと、３番目の質問に対しても、再考する段階には立ち至ってないと。「立ち至ってない」っていうのは、どこをもってそういうふうにおっしゃるんでしょうか、具体的な言葉でそれを挙げていただきたいと思うんです。なぜ再考する段階に立ち至ってないのか。なぜ不公平じゃないと言い切れるのか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのことを議会の場で質問をされ、その後、気にはしておりますが、検討の結果をまだ得るところまで至っておりません。と申しますのは、われわれは、医療というものは大変公共度が高いと。ただ、国の制度として、その公共度の高い医療手段を個人営業にも、またゆだねてある。こういう点に問題があると思うんです。医療が公的機関にゆだねられ、全部が公立病院であるとか、そういうことであるならば、そういうことの疑問もなくなるわけですが、いろんな形の医療制度で今日の国民に対する医療の責任体制がつくられた。そこで、私もいろいろ疑問に思うんですが、これは、医師の良心の問題も大いにかかわる

と思うんです。つまり単なる一般的な営業とは違うということでなければ、公共性ということは言えないと、こう思います。

もう一つ、いわゆる固定資産税という、医療の建物に減名措置を行っているわけでありますが、しからば医療機器、高い医療機器もあるわけですが、これに償却資産とみなして、果たして課税すべきであろうかと、このこともあると思います。つまり、利益追求の手段でないというのが医療の公共性の意味でありまして。命をゆだねてあると。そのために、お医者さんによっては悪徳と言われる行為も往々に指摘されておるわけでありまして、そこで、何のために固定資産税の非課税措置までやるのかという疑問が生じてくると。私は、医療はあくまで公共性であると。したがって、その公共の度合いに応じて、医師には奉仕していただくと、こういうことでなければならないと、こう思います。

そういう、つまり非課税にしておるその精神は、そのあたりにあるはずでありますから、それに沿う行動を ── 行動というと、ちょっと大げさかもしれませんが、医療態度を市民のために尽くしてもらうと。このことの責務を持ってもらうという方に、むしろかけたい、こういう感じであります。たばこ屋さんや、酒屋さんとは違う意味がそのあたりにあるんです。（笑声）だから、お医者さんは恐らく日野の、特にまた日野の医師会は、非常に公共度の高い立場で地域社会に奉仕してもらっております。固定資産のみならず水道料金、あるいは下水道料金まで減免がしてあります。それなりの、やっぱり意味があるわけでありますから、いままでは減免をしておる意味は、その公共度を尊重して、そうして、その公共性において地域社会に奉仕していただいていると、こう思います。

そして、しからば薬局等はどうなのかと、こういうことが問われておりますが、私は、医者というのは診療技術といいましょうか、診療道徳というのは、ちょっとあれですが、そういう意味で医者であって、薬とは、やっぱりそこにおのずから差があると。これは日本の、いろいろな仕事を営業にゆだねておるという形で社会が成り立っておりますから、疑問とすれば、なかなか疑問が解けないわけでありますが、そういうふうに割り切った解釈をして、医者には医者として医療の責任を地域社会に果たしていただくと、そういうことで貫ぬきたいと、このように思っております。（「日野医師会は、ちゃんとやっているじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　いまの御答弁の中で、医療機器の問題などが出されましたが、

ですから、医者は、たとえば2,５００万までの収入の場合でしたら、先ほども申し上げましたように、７２％の所得に対して、すでに税金が免除されているわけです。ですから、それは必要経費として免除されているわけですから、医療機器のようなものは、その中で当然賄われてしかるべきで、そこで解消されていると私は解釈しています。ですから、医療機器の点まで固定資産税の中で減免をするというのは、ちょっと私は当たらないというふうに思います。そして、医者の技術というふうな言葉も出てまいりましたけれども、薬屋は違うとおっしゃいますが、もちろん薬局と薬店は違うと思います。薬局と名がつくと、そこにはきちっと資格を取った薬剤師がいて、初めて薬局という名前がつくわけですから、薬剤師の仕事も、薬を調合して相手の症状に合わせて薬を出すというふうな、ほかの人にはできない技術があるわけですから、これもりっぱな……（「処方せんがなければ出せない」と呼ぶ者あり）技術だと私は思っていませ。（「単独じゃ出せない」と呼ぶ者あり）

しからば、さらに質問をしたいと思うのは、じゃ、いまのような御答弁でしたら、医者をもしやっていないと、お金だけはたくさんある。じゃ、診療施設を医療施設を建てましょう。だけれども自分は医者の資格がないから、だれか、どこか医者の資格を持った人に、その建物を貸します。貸した場合に、それは建て主がやはり減免をされるんでしょうか、お伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、橋本さんのお考えに対して、私の考えはこのようにいまのところ考える。つまり医者を信ずるということに尽きるわけですが、そういう立場でまた働いていただく、それで世の中が認めると、こういう順序のことだというふうに思います、というお話をしているつもりです。そして、薬屋さんと医者は、診察のできるのは医者ということですから、診察というのが、やっぱり基準になって治療の手段が講ぜられると。

それから、お医者さんの、私の疑問に思いますのは、固定資産を減免をしておるということに、そういうふうな意味を置くならば、医療機器という、当節は数千万円とか多くにもなる機械もあるわけですから、それらを償却資産として課税すべき、たとえば埼玉県の富士見病院というふうな、言われるところの悪徳病院であれば、つまり営業のために医療という神聖な行為を乱用しているというようなことであれば、これはどんどん追求しなきゃならないと、そんなふうに思います。

それから、日野の医師会の特徴というのは、特に理念なり主張なりで地域社会に大きく、命

を預ける形で責任を持ってもらっている、また、持つと。こういう役割りで働いておられますから、それが、つまり日本医師会の従来の指導理念だったと、こんなふうに思います。武見太郎会長の診療所は、果たして税の軽減が行われているかどうか。あの方は保険はやらないということですから、そのあたりはどうなっているか、ちょっと調べないとわかりません。

そして、いまおっしゃる建物を建てて、それを医者に貸すと。この際には、これは家主は建物の持ち主は家主さんですから、家主さんに建物としての課税は当然であると、そういった関係のものだと、こう思います。これは、常識的に申し上げておるわけでして、実例に沿ってということじゃありませんが、恐らくそうなっていると思います。（「行政の場だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　市長は、そのあたりを多分詳しく御存じないようなので、いま先ほどお聞きしました、建物を持っている家主に減免措置が行われているのかどうか。市民部長、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　医療機関に、ある方が施設を提供して、いわゆる貸している場合、その減免ができるかという御質問でございます。これは、いま資料がございませんが、仮にございましても、それは減免対象になってないはずでございます。それは、なぜかといいますと、家主さんは、当然家賃をちょうだいするわけですから、家賃収入をあげている方に減免はいたしません。そういう形でございます。

○議長（石坂勝雄君）

○１番（橋本文子君）　いまの御答弁も間違いないですね、大丈夫ですね。（笑声）私は、日野市の医者についてはわかりませんが、２３市の他市におきましても、そのあたり減免されているとこもあるというふうに伺っておりますので、日野がそれをやっていなければ、それは当然だと思います。でも、この点ぜひとも調べ直していただきたいと思います。大変あやふやな御答弁のようだったような気がしますので。

いずれにしましても、いまの御答弁すべて総合して考えてみるんですが、やっぱり私は納得できません。本当にそれが正しい減免の仕方であれば、先ほどから申し上げておりますが、２５市の各市の状況がこんなにばらつきがあるわけがないし、もっとしっかりとした減免措置が行

われていると思うんです。それが、こういうあいまいな形でしか減免されていないっていうことは、やはりその辺何か後ろめたいものがあって、ぼかしながら適当にそれぞれの市で、市長の裁量のもとに何となく行われてきた。３３年も前につくられた、それがいまも生きているっていうこと、大変不思議に思います。

中曽根内閣は、行革という体裁のいい一般受けのする言葉を使いながら、本音の部分では、やはり教育とか福祉とか、あるいはお年寄りとか、子供たちや障害者、病人、それぞれ弱い立場の方たくさんいらっしゃいます。先ほども小山議員のお年寄りについての質問もありましたように、やはり一番弱い立場の人たちが、税の免除を受けるとか、何らかの優遇措置があるということはよくわかります。それはあたりまえのことだと思います。しかし、日本医師会のような大変強い団体が、しかも、世間一般の常識から申しますと、もうかっている。どんどん医者の建物だけはりっぱになっていきますし、もうかってなければあんなにりっぱなうちは建っていかないだろうと思うんですよ。だから、どうしても医者だけが優遇されているということには疑問を持たざるを得ません。

命を預けるから、責任持ってもらうからっていいますが、医者をやりましょうって志した人は、あたりまえのことなんです。人の命を預かって、人の命を助けるのが医者の仕事なんです。ことさら助けたから、それがりっぱだって、それは技術的にはりっぱであるとか、気持ちの上で、一生懸命そういうふうにして上げましょうって医者になられたっていうことについては、大変敬意を表しますけれども。だからといって、それが減免の措置につながっていいとは私は思っていません。これは、どこまでも国から流れてきている思想の中で、これは、前回の市長の御答弁の中にもあった言葉ですが、日野市の医療施設に対する固定資産税の１００％の減免制度が、いまだに撤廃できずにいるということは大変恥ずかしいことだというふうに私は思います。

１９５０年のその当時は、まだ日野町だったそうです。市になる前ですね。そしてそれは、当然敗戦直後の混乱期でもあったはずですから、戦争のために医者もたくさん殺されたと思います。そして、人々の心も大変すさんでいました。栄養失調でたくさんの人たちがばたばた死んでいくのを、私もこの目で見ています。そんなころ、この制度が導入されたとしても、医者不足であり、それは当然の施策だったろうというふうに思います。しかし、それからすでにもう３３年の歳月が流れたわけです。事情が大変変わりました。若干どころじゃありません。さ

っきは若干とおっしゃいましたが、若干どころじゃありません。大変大きな変化を見せています。ですから、たとえば税金なんかなぜ私が取り上げるかっていうと、先般の参議院の選挙を見ましても、野末陳平さんが税金を掲げて、税金一本であんなにたくさんの票が集められたっていうのは、やはり税金に対する人々の不満、あるいは不公平感、充満している証拠だと思います。ですから、今後、この税金の不公平ということはしっかりと受けとめていただく中で、すでにもう一定の役割りを果たした医療施設に対する減免措置というのは、そろそろこの辺で撤廃をしていただきたいと思うんですが、再度これは考えていただけますでしょうか市長、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医師会にも相談してみたいと思います。むしろ、そういうはっきりした態度の方が、医師の責任資格を呼び起こす意味でも一つの方法ではないかと、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　医師会と相談していただくの私は大変結構だと思います。私は、多分医師会の方でも、いつまでも望んではいらっしゃらないんじゃないかっていうふうに思うんですよ。だから、別にけんかしてどうこうっていう話じゃなくって、本当に腹を出し合って話し合えば、医師会の方だって必ずわかってくださるっていうふうに私は考えます。

１軒ずつのお金がどれだけになるのか、免税の額を私調べてみました。１軒わずかというか、たくさんというか、私は、お医者さまにとっては、これはわずかな金額じゃないかと思うんですが、１軒について私の試算によりますと７万８,２２３円なんです。そんなことで不公平だ、不公平だって言われるよりは、そんなことで、じゃ、固定資産税不払い運動起こしましょうなんていう市民を出すよりは、医師会と円満な話し合いを持たれて、今後本当に柔軟な対策をとっていただければ、私は、それが一番円満な解決になるんじゃないかというふうに考えています。

たとえば、こんなこと持ち出すのはどうかと思いますが、医師法なんか見ましても、これは１９条ですが、「診療に応ずる義務等」というところがございまして、「診療に従事する医師は、診療治療の求があった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならない」というふうに、大変医者というのは良心的に仕事をしなきゃいけないように、医師法の中なんかでも

求められているわけです。ですから、こんなわずかな、私にとってはわずかじゃないですが、多分お医者さまにとってはわずかだろうと思うんです。７万８,２２３円のことで、今後日野の市民が、不公平な税制だって言って騒ぐよりは、ずっと私は森田革新市政評価されると思いますし、お医者さまの理解も得られるという確信のもとに、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１５の１、固定資産税の不公平減免を撤廃せよに関する質問を終わります。

１５の２、人工肛門、人工膀胱装具、医療用酸素扶助費についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。橋本文子君。

１番（橋本文子君）　続きまして、人工肛門、人工膀胱装具、医療用酸素扶助費についての一般質問を行っていきたいと思います。

５６年度の第４回の定例会と、５８年度第１回の定例会におきまして、ぜひこれらに何らかの措置をつくってほしいと私は要望いたしました。一番最初に、人工肛門で私のところに泣きついてこられた方は、すでにガンで亡くなられました。この扶助がつくという結論を見ないで亡くなられたことに、私は大変残念だったなというふうに思うわけですが、今度都の方からも通達が来て、そして、日野市でも早速この要綱などをつくっていただきまして、扶助をしていただくことになったわけですが、この要綱大変わかりにくくてむずかしいんです。ちょっとポイントだけを最初に御説明いただけますか。恐れ入りますが、よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現在の日野市におきましては、東京都の要綱によって実施いたしておりますけれども、この人工肛門、人工膀胱、いろいろの酸素扶助の要綱につきましては、所得制限を導入しております。これによって日野市は現在実施をしているという状況でございます。

現在、日野市の状況について若干御説明を申し上げますと、申請者が１５人おられる。そのうち対象者になっておられる方は１３名、その内訳といたしましては、人工肛門が９名、人工膀胱が４名ということでございます。所得制限があります関係で、1,０００万以上の所得を持たれた方が２名却下されておりますので、１５名の申請に対して現在補助の対象になっておられる方は１３名でございます。そして、所得以下の階層といたしましては、A階層がゼロ。B

階層が３名、この方に対しては１万円を支給すると、上限の支給になっております。C階層の方が２名、9,０７５円の支給になっております。D階層につきましては、Dの２が１名、8,５００円、Dの７階層が２名、6,８００円、Dの８階層が１名、6,２５０、Dの９階層１名、5,３７５円、Dの１１階層２名、2,６５０円、Dの１２階層１名、８５０円、以上のような形で日野市は支給しております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　要綱のポイントというふうにお願いしたんですが、すでに扶助を受けられている方、細かくいま御説明いただきましたが、所得制限のほかに、これを見ますと医師の診断書ですか、診断書が要るとか、あるいはまた、領収書が要るとかというふうなことがあるんですが、診断書というのは、たとえば医者によって多少のばらつきはあるようですが、１枚ちょうだいするのに2,０００円から5,０００円くらい何かかかるっていうふうに伺っているんです。扶助が最高額で１万円ですね。なかなかその最高額っていうのは該当しないらしくて、２名ですか、対象者２名ということで日野市は始まったようでございますが。たとえば診断書だとか領収書だとか、あるいは所得制限なんていうこと、他市との状況がかなり違うようですので、同じ都から来た通達によって始められたものなんですが、２６市三多摩各市の状況を把握をされていると思いますので、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先ほどのB階層は、１万円支給しているものは３名支給しております。

三多摩の状況という御質問でございますけれども、現在２６市のうちで、この東京都の要綱に沿って実施しております市は２４市でございます。これから実施という市が２市ございます。そのうち、２４市のうちで所得制限を導入しております日野のような形で、東京都の要綱にそっくり沿ってやっております市が１６市ございます。また、D階層１５までを全額助成をしております市が２市ございます。また、D階層１５までの人を、3,０００円を限度として助成をしている市が１市ございます。Dの１３までを全額助成という市が２市、D階層１２までを全額助成している市が１市。１２までの対象者のうち、5,０００円を限度で助成をしている市が１市。また、難病患者としての取り扱いで月4,０００円の支給をしております市が１市ございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　先ほどの固定資産税の話じゃないんですが、同じ都から通達が来たものでも、やはりいまの部長の御答弁にもありますように、かなりばらつきが出てきているという、そして、日野市は、その中で最も厳しい制限が課せられているという現状、これ間違いありませんね。どうしてそういうふうになるのか私わからないんですよ。人工肛門であるとか人工膀胱である――酸素を使う方は別ですが、人工肛門、人工膀胱については一生絶対に治らないんですよ、肛門取ってしまっているわけですから。ひどい人は大腸も全部取ってしまいます。もっとひどい人は小腸まで取ってしまいます。おなかに穴をあけて、腸のちょん切れた部分から、その腸と、おなかの皮とを縫い合わせて、そこから絶えず排せつをしなければならない。一生人工肛門、人工膀胱とつき合うっていうことは、どんなにいいお医者さまにお願いしても治せない。そういう状況の方々に対して、何でこんなに所得制限をしなきゃいけないのか。しかも、所得制限の中にも、本人が働いているんなら、また別なんですよ。配偶者が働いていて、配偶者に収入があるからということで、苦しんでいる本人に対しての全く扶助が行われないという。たとえばお年寄りの問題なんかでもよくあるんですが、本人が働いていない、家族がだれか稼ぎ手がいるっていうときに、働いてなくって、しかも収入がないというので、その上、病気をしたりとか、年老いて足腰がなえてきたというとき、その御本人の心のつらさといったら、これは病気もさることながら、それ以上の大変な辛苦を味わっていらっしゃるというのが現実なんです。収入がない上に、家族の収入に大変迷惑をかけるというふうなことで、大方の方がつらい思いをされるんです。それは、配偶者の所得の額には関係ないんですね。そういう方もすっぱりと所得制限という中で切られてしまうっていう、これは何らかの私は処置をしていただけないものかなあというふうに思うんです。

たとえば配偶者にしろ何にしろ、所得制限を全くしてない市っていうのが、私の調べたところですと田無、調布、国分寺とあるわけです。しかも、国分寺は診断書も要りません。わかっているんだから、持ってきたってそれは治りっこないものなんだから、病気なんだから診断書も要りませんよ。こんな寛大な市がある一方で、配偶者に所得があるからっていうんで、すっぱり切られて全くいただけないなんていう、そういう処置っていうのは、私は何か血も涙もないんじゃないかって、とても悲しいんですよ。たとえば全くいまみたいに、所得があるからお

まえさんに上げませんよという判断が下されたときでも、たとえば府中市の場合なんかは、お金持ちのせいかどうか知りませんが、4,０００円出るんです。そして、１０月１日からは、それがさらに５００円アップされて、 4,５００円いただけると、市から出される。清瀬なんかは大変財政的にもそんなに豊じゃなさそうですが、これも3,０００円上げましょうと、ともかく収入がどれだけあろうと構いません、3,０００円上げますよという措置がとられているんです。町田あたりを見ますと、領収書結構です、お金かかることはわかっているんですから、領収書は要りませんよというふうな形で、各市がそれぞれ温かい扶助の仕方をしていらっしゃるんですが、どうも、都がこういう言ったからって、都の基準に全く同じ形で、それから一歩も考えようとしないっていう福祉のあり方を、私はもう少し考えていただけないのかなあっていうふうに、これを見るだけでも感じるんですよ。私の考えているこういう考え方、日野はこのままでいいと思っていらっしゃるのかどうか、いま１回お答えをちょうだいしたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問でございますけれども、私どもといたしましては、現在この問題については、情報をいろいろ進めて検討している最中でございます。現在私どもとしては――東京都は、この所得制限を廃止する考えはないということで言っておりますし、たびたび福祉事務所長会、あるいは担当者会を開いて、この問題についても検討しておりますし、また、部長会等においても、この問題についての若干の情報交換をしておりますけれども、所得制限の基本を現在のところ崩す考えはないと、こういうことでございます。

しかしながら、御承知のように５８年の８月２４日に、身体障害者福祉基本問題検討委員会の報告が出ました。この報告の内容には、身障者を対象として人工肛門、オストメートですね、人工肛門とか、あるいは人工膀胱、そしゃく機能障害者等のものも、身障法の対象として含めたらどうかという報告を、検討の結果出しております。私どもとしては、来年度早々に法の改正等が予想される状況の中でございますので、この法の改正の行きを見定めながら検討して、十分に御期待に沿うような改正をしていきたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　国の方でも法の改正が着々と進められているというふうな、それは私も承知しております。多分このオストメートの場合、人工肛門、人工膀胱の方をオストメートって言うんですが、このオストメートの場合、多分３級くらいに認定されるんじゃないかなあっていうふうに考えられるわけです。いまの部長の御答弁では、所得制限は考えてないと、制限をなしっていうふうにはならないとおっしゃいました。私も、とてつもなく上限もなしに出していいっていうふうには考えません。それは、1,０００万以上所得がある方は、またそれは家族の中で何とかしていただいていいと思うんですが。いまの行き方ですと、本当に、たとえば年金で本当に細々と暮らしている人しか全くの該当しないというふうな線の引き方は、もう少し上げたところで考えていただくことができないかというふうに考えておりますが、その辺、市長のお考えを一度伺っておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人工肛門、それから、人工膀胱を援助する施策が最近始まったわけでありまして、一歩前進だというふうに思っておりましたが、所得制限をやっているということまでは私も気がつかなかったわけです。もう一遍それは、また、どのあたりで制限の線に置くかということも改めて検討したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　どうもありがとうございました。これをもちまして２番の質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１５の２、人工肛門、人工膀胱装具、医療用酸素の扶助費に関する質問を終わります。

１５の３、障害児の判定基準について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　三つ目の、障害児の判定基準について問うと題しまして、一般質問を行ってまいります。

障害児、障害者問題、私は、少なからず心を寄せておりまして、いろんな方々の苦情やら泣き込みやらお受けするわけですが、きょう、１点しぼってお伺いしたいと思っておりますのは、障害があるという理由で地域の小学校、中学校、あるいは幼稚園とか保育園に入れてもらえない、そういう子が毎年後を絶たないという現状の中で、その子供たちを判定をする材料といいますか、基準といいますか、さまざまな資料をもとにして判定をしていらっしゃると思うんですけれども、その資料どんなものがあるのか、ぜひともここで明らかにしていただきたいとい

うことが１点目の質問でございます。

それから、その基準をもとにして判定をされるんでしょうが、最後の判定に至るまでの手順が、どのように行われているのか。この二つの点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。日野市の場合、幼稚園関係については、いまお話の中で、地域の幼稚園に入れていただけないというお話ありましたけれども、身障者の場合、介助員をつけながら対応しておりますので、小中学校の場合と若干違うと思います。

小中学校を中心にして申し上げますけれども、一応障害の判定基準という内容につきましては、学校教育法の７１条の２項、これに「心身の故障の程度」これは「政令でこれを定める」という項目がございまして、学校教育法の７１条の２項を受けまして、学校教育法施行例というのがあるわけですが、その中に、２２条の２のところに、心身の故障の程度というものについて一定の基準が定められているわけです。一例申し上げますけれども、たとえば精神薄弱というような場合の程度というものについては、精神発育の遅滞の程度が中度以上のものと、それから、精神発育の遅滞の程度が軽度のもののうち、社会的適応性が特に乏しいものと。こういう特に中度以上のもの、並びに軽度の場合も、特に社会的適応性が特に乏しいもの、こういう子供さんにつきましては、養護学校へ進学して教育を受けると、こういうことが適当だというような形で施行令の中に載せられているわけです。

この施行令を受けまして、文部省の方では、昭和５３年の１０月「教育上特別な取り扱いを要する児童生徒の教育措置」ということについての通達が出されてきておりまして、その中で、非常に施行令の中では漠然と述べられている「精神発達の遅滞の程度が中度以上のもの」という、これにつきまして、中度とか重度とか、こういう判定をどう一応基準としてとらえるのかという中で、重度の精神薄弱というものについては、ほとんど言語を解せず言葉がほとんどわからない、それから、自他の意思 ── 自分と他人の意思の交換及び環境への適性、これが著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする。その子供さん１人では何もすることができないと、日常生活全般にわたって常時その子供さんの介護をしていかなくてはならないと、こういう子供さんを重度という形で位置づけ、中度の子供さんにつきましては、中度の精神薄弱とは、環境の変化に適応する能力が乏しく、他人の助けにより、ようやく身辺の処理

をすることができるもの、これを中度というような形で一応規定づけしているわけです。

いま御質問の就学相談、この中で相談員の方が保護者、あるいはお子さんと直接面談しながら、いろいろ進路の問題について御相談をしているわけでございますけれども、就学相談に当たってくださる方々というのは、ほとんど身障学級で、ふだんそういうお子さんをめんどうを見ておられる、そういう立場の先生方が、現在自分が身障学級で受け持ってめんどうを見ている子供さんとの対比の中で、この子供さんの場合は、身障学級よりか普通学級で勉強された方が好ましいんではないかとか、あるいは、うちの身障学級の方へ進学をされることの方が適当だと思いますよというようなことを、両親あるいは子供さんとの面談の中で話し合いをして、さらに専門医の診断、これも受けながら子供さんの進路について話し合っております。

それで、どんな資料があるのかということでございますけれども、基準の資料ということで、一つは、就学相談表というのがありまして、直接就学相談を希望される保護者の方が記入する相談表というのがございます。この中では、現在のお子さんの状況とか、それから、保護者の希望とか、それから、現在の状況という中で、たとえば事例として申し上げますけれども、言語については発声のみと、言葉にならない、声が出るっていう発声のみであるとか、あるいは、それよりか若干いい場合に、言語が数個言えるという状況とか、たとえば数量については全く数量っていうか、１足す１の数量の関係がわからないとか、それから、排便等については全面介助が必要であるとか、あるいは食事の場合にも全面介助、一部介助っていうような形で、もしそのお子さんが日常生活で移動される場合には、そのお子さんが寝たきりであるとか、あるいは車いすを使用して移られるとか、そういうような状況での日常生活の問題全体を、この就学相談表の方で、相談に見えられた保護者の方が記入する資料がございます。

それから、発達段階の整理表というような形で、いま申し上げましたような内容で、たとえば重度の場合には全面介助が必要だとか、あるいは中度の場合には何とか１人でするが、部分的介助が必要であるとか、介助がなくても、１人で身の回りのことについては何とかやっていけるとか、そういうような形での何項目かの発達段階の整理表、これがございます。

それから、行動観察の状況で、たとえば小学校の場合ですと、小学校へ上がってくる前の幼稚園とか保育園、その時点で、幼稚園あるいは保育園の先生方が、子供さんの点について記録された、その記録の中で、やはりいま申し上げたような着衣だとか、食事だとか、あるいは安全管理とか、集団参加の問題とか、対人関係とか、いろいろそういう関係の項目について、

一応記録された内容を送っていただいていると。それから、お医者さんの方の立場についての医師の診察記録、この中では、純粋に医学的立場から病状や治療、それから、日常生活での注意、その他教育上の配慮、服薬の有無、これらの問題について医師の専門的立場からの医師の診断記録、これらの問題を統合的に判断して、就学相談委員会の方でまとめていると、それが資料の内容でございます。

次に、判定に至るまでの手順、2項目の、これはどうかと。就学相談の流れでございますけれども、一応広報「日野」を使いまして、教育委員会の方としては、心身に障害があると思われるお子さんのために就学転学の相談を受け付けていますと。障害を持つお子さんの小中学校への入園入学等に不安を感じていらっしゃる保護者の方、または、現在通学先の、お子さんの障害から見て適切かどうか悩んでいらっしゃる保護者の方、それらの方々に相談受け付けをしておりますということで、広報を使いながら常時就学相談等については対応するような態勢を、相談室の方で持っております。なお、就学相談というような形で正式に申し込みを受け付けた児童生徒については、ことしの場合は10月の22、23の2日間を使っていま申し上げました相談員、あるいは専門医の先生、それから、心理学関係の先生、そういう先生方と一応父母の方、お子さんとお会いして相談を受けると、こういうことで、そこに合意に達するケースが大部分でございますけれども、どうしてもお子さんの症状と、それから、就学相談員の方々との意見が一致しないそういうケースの場合につきましては、さらに、12月に入りまして、再度そういうお子さんをお持ちの御両親との話し合いを持つような、そんなような手続をとりながら、一応就学相談をやっていると、そんな状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　広報で知らせ、それから、申し込みを受け、相談をするという手順ですね。そのとき身障学級の先生が、かなり判断されたものをもとにするというお話でした。身障学級とおっしゃいますが、もっと前に、たとえば保健所あたりで健康診断何回か――子供の健康診断、生まれてやりますが、その健康診断は、幼稚園に入るまでに何回日野市では行っていますか。それお伺いしたいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。保健所の方で、入学または入園するまで何回程度、たとえば乳児健診だとか、あるいは3歳児健診とか、話としては聞いているわけ

でございますけれども、何回くらいそういうような健診をやられているかということについては――私の方で承知しているのは、先ほど申し上げましたように、9カ月健診だとか、3歳児健診だとか、そういうような形で検査を受けていると、保健所の方で。そのことについては承知しておりますけれども、それ以上細かい保健所の方の検査の件についてはわかっておりません。

○議長（石坂勝雄）　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　そうしますと、保健所で検査、健康診断をした結果については、判断の材料にはなっていないわけですね、そうしますと。あるいは、何回ということはわからなくても、送られてきたものを、ある程度参考にしながら判定を行うというふうなことはありませんでしょうか。それをお伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。保健所とか、あるいは希望の家とか幼稚園、保育園、こういうところで現に子供さんが障害をお持ちになって、御両親ともどもいろんな検査を受けたり、あるいは対応措置をとられたり、そういうような形で苦しまれている家庭の場合につきましては、ほとんど保健所では、こういうような状況ですという問題も含めながら、上がってきますので、その辺のことを直接保健所の方から教育委員会の方へ報告を求めるとか、というような形をとらないでも、その辺のケースについては、いま申し上げたような就学前のいろんな措置の状況の中から、特に障害をお持ちのお子さんについては、何らかのケースを通して教育委員会の方に話があがってくると。こういうことで、そういう障害をお持ちの子供さんについては、ほぼ相談室の方では概要をつかめていると、こんなような状況です。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　きょうの質問の意図は、保健所のものがどのように利用されているかっていうのが一つありましたので、じゃ、これで終わらせていただいて次に移ります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって15の3、障害児の判定基準について問うに関する質問を終わります。

15の4、各種委員会、審議会に女性を積極的に起用せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○1番（橋本文子君）　4番目の、各種委員会、審議会に女性を積極的に起用せよとい

う題で、簡単に質問を行ってまいります。

もう時間がないので簡単に早口でしゃべりますが、日野の行政にかかわる教育委員会なんかの各委員会、私の調べたところでは五つですか、それから、審議会が八つばかり私のデータのの中にあるんですが、これ間違いないでしょうか、もっと何かほかにありますか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　行政委員会につきましては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、このほかに固定資産評価委員会、計５委員会でございます。それから、審議会につきましては７審議会でございます。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　委員会、審議会の男女の比率を見ますと、たとえば委員会の方が全部で、いま五つ挙げられた中、３４名委員がいるわけです。そのうちで女性がいるのは教育委員会たった１人でございます。それから、審議会について申し上げますと、全部で八つあるうち、８２名の方が審議会に出ていらっしゃるんですが、そのうち女性はたったの６名です。いずれにしても、１割に満たない少ない数字で、世の中……、たとえばこの役所の中を見ましても男女の職員ほぼ同じくらいいらっしゃるようですが、どういうわけですか、こういう委員会とか審議会となると、まるで女はお呼びじゃないっていう感じで排除されているわけなんです。ですから、私は、やはり世の中、男と女で半々住んでいる。しかも、憲法で男女の平等は保障されているということで、いまだに古い、男は仕事を女は家庭という男女の役割りが分担されるような意見が通用している日本の社会の中にあって、さらに、いま政府は家庭基盤充実などといって、さらに女性を家庭に閉じ込めようとしている動きが明らかに見えている。こういう時代に、憲法では本当に保障されていますので、家庭の中でも、教育の面でも、あるいは労働の分野でも、あるいはこういうもろもろの行政にかかわる中で、積極的にどうしても女性を半分は起用していただいて、女性の意見をしっかりと反映させていただきたいというふうに考えて、この質問を取り上げたわけです。

それで、もう時間がないので、ある座談会の中で、弁護士の鍛冶千鶴子さんという方が次のようにおっしゃっていますので、それをここで言わせていただいてきょう時間のないところをフォローしたいと思いますが。

婦人問題は即人権問題なんだということです、と。人間の尊厳と平等という憲法の理念から言って、女性であるというだけで差別されるというのは、人権問題そのものなんだという視点に立った取り組みが望まれます。そして、人権問題であるなら婦人問題は女性だけの問題ではなく、男性を含めた人間全体の問題であるという共通認識も、そこから出てくるはずです。その上で、女性がいろいろの部署に、特に政策決定、方針決定の段階に参加していかねばならないと思います。男性優位の社会が女性の参画を拒み、女性べっ視の構造を生み出しているという視点から、行政の側が、せめて日野市の行政の中で積極的に女性を起用するということを考えていただき、男女平等の社会を日野市の中からつくっていっていただきたいというふうに私は念願をし、きょうの質問を申し上げたわけでございますが、時間がなくて余りお伺いできなかったんですが、市長に一言その点、女性をもっと起用していただけるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで、確かに言われるとおり、女性を行政委員会、審議会委員等に委嘱する数がきわめて少ない、このことは言われるとおりであります。努めて婦人の、そういう場におきましての起用をお願いをすべきだと、このように原則点に考えております。一つ一番多いのは、民生委員さんは約３分の２くらい婦人にお願いをしておりますが、いずれにいたしましても、２４時間市民と言われる一番地域社会には関係の深い婦人でありますから、婦人のお考えを通じて地域社会の問題の解決に、大いに寄与していただくように考えたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　大変前向きな御答弁をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１５の４、各種委員会、審議会に女性を積極的に起用せよに関する質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後３時５０分休憩

午後４時２４分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、１６の１、学童クラブの充実についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（小俣昭光君）　１６の１、学童クラブ充実について質問させていただきます。

国民生活センターは、第１３回国民生活動向調査結果報告８２年９月調査を発表しました。これによると、国民は物価高に最も強い不満を持っていることがわかります。国民生活センターの調査によれば、現在の生活不満、不安の原因は物価であると答えた人は２９.５％、約３割もおり、２番目に多い病気や交通事故よりも１割も多くなっています。それは、物価高が生活圧迫の強い要因となっていることの反映と言えます。同調査結果でも、物価上昇が生活を圧迫しているかに対して、圧迫していると感じない人は１１.５％にすぎず、かなり圧迫している３３.９％、それより圧迫している５３.８％を加えた圧迫している人は９割近くもいるのであります。政府の物価安定宣伝とは逆に、国民の圧倒的な人たちは物価高に強い不満を持っています。

他方、現在の収入に不満を持っている人も少なくなく、現在の収入に満足している人は１割にすぎず、不満は約３割と、満足している人は非常に少ない。最近の賃金抑制が物価高同様国民の不満の原因となっていることは確かであります。物価高で収入不満を持っている回答者の５分の１の婦人は、パート、内職などをして収入増に努めていると、国民生活センターは発表しています。また、調査回答者2,５４７人の婦人の４８.６％が現在働いていると回答を寄せています。これを、７年前に実施した第６回調査結果と比較すると、実に１１.８％もふえているのであります。

総理府の労働力調査によると、女子労働者７５年から８１年までの６年間に２２４万人、率にして１９.２％もふえている。そして、この間、毎年２％から４％もふえ続けていると、総理府の調査でも裏づけています。また、「統計日野８２」によると、７５年１万1,５１７人、80年１万4,７２６人となり、率にすると２７.９％ふえています。日野市では、総理府の調査より

8.7％多くなっています。婦人労働者の年齢別増加傾向の実態を見ると、７５年各年代の女子労働者を１００とすると、８１年の場合は３０歳から３４歳までが５２.２％と最高の伸びを示しています。このように婦人労働者がふえ続けているのが現状であります。これらを見ると、全婦人労働者の６割が既婚婦人であるとも言われてます。

憲法、教育基本法、児童福祉法が制定されてからも３０年過ぎた今日、子供をめぐる諸環境は決して好ましい方向をたどっておりません。自然破壊、交通災害、文化の退廃化、子供を襲う性犯罪などと、きわめて憂うべき状況になっています。この悪しき生活の基盤は子供たちの体と精神の発達に、さまざまなゆがみをもたらしています。このことは国民的な関心事となっています。この中で、子供本来の生活を取り戻すための営みと、生きる力を子供みずからのものとする取り組みが、父母の手によって運動として盛り上がりました。その一つに、留守家庭児童の放課後生活を保障する学童保育運童があります。

学童保育は、働く母親たちの強い要求から生まれました。働き続ける母親たちが、当然のこととして子供たちの放課後生活を心配しなければなりません。この子供たちに豊かな放課後を願う心が各地に学童保育を誕生させ、自治体行政に施策の前進を促がしてきた。その結果、革新自治体を先頭に、学童保育はすべての都道府県に、その数は約2,５００カ所と言われております施設や設備を含めても、その実態は十分ではありません。全国の留守家庭児童約２１０万名という現実から、学童保育数は圧倒的に不足だということはできます。これまでの積み上げてきた自治体施策を、さらに前進させることが必要であります。そのためには、確固とした国における学童保育の制度が必要となります。その実現のために、約３０万名の署名が集められ、国会に請願され、７８年１月に各党の国会議員の紹介で国会に提出され、採択されました。ですが、いまだに自民党政府は、３０万名の署名、国会での採択を無視して、学童保育の制度化をサボッています。中曽根内閣になり、福祉教育が切り捨てられました今日、日野市では国にどのように制度化を求めているのか、お考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　学童クラブの制度化を国にどのように求めているかということでありますので、一言お答えをいたします。

日野市単独で行動したということはありませんが、市長会等の共同意見として、東京都市長会はもちろん、全国市長会におきましても、そのような要請運動をいたしておる事実はござい

ます。

以上のとおりです。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いま先ほど市長の答弁にありましたように、すでに市長会の厚生部会でも今回東京都に対しまして、国に要請をしてほしい要望等も出ておりますし、私どもとしても、国の制度化については要望をしておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　国の制度化はなかなかできていない今日、ぜひ国への働きかけを積極的に、また、ねばり強くお願いいたします。また、先に進みます。

ことしの４月の入所状況は学童クラブにばらつきがあるが、これをどう見ているか、まずお聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほども言いましたように、「統計日野」で、働く婦人は７５年は１万1,５１７人で、８０年は１万4,７２６人と、人数は3,２０９人ふえて、率でも２７.９％。これは、１５歳以上の婦人全体の伸びで、年齢別に見ると、これについては全国比ですが、３０歳から３４歳までが５２.２％ふえています。なかなか比較はむずかしいと思いますが、児童の減少傾向とあわせて１７の学童クラブの受け入れ態勢は大丈夫かどうか、お聞かせいただきます。

それと、ことしの入所状況を見ると、４学童クラブで２９定数をオーバーしているが、来年度の受け入れ態勢はどうなっているのか、これもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

３点をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　第１点の御質問はばらつきの問題でございます。第１点の御質問によりますと、各児童クラブが日野市におきましては、市内の１９小学校区に対して、１７学童クラブが設置されております。未設置の小学校区もございますけれども、私どもとしては、かなりの充足率で学童クラブは設置されておるというぐあいに考えておるところでございます。また、御承知のように、当初におきまして約半数の正職化もしておりまして、かなり責任持った体制で学童クラブの運営を進めておるところでございます。また、その中の既設の学童クラブにおきましても、老朽のプレハブの建てかえもまだ計画途上ではございますが、全体的に施設の新しい古い、ばらつき等もございます。また、さらに全体的に入所状況を見ま

すと、施設定数の７８５名に対しまして、本年度の５８年度の入会の希望者は６４０名であります。地域的に保留児のあるところもございますけれども、一方では定数割れの施設もあらわれているという状況でございます。

このような状況についてどのように考えておるかということでございますけれども、私どもといたしましては、一般的に教育委員会からたびたび報告されておりますように、学童の減少傾向の中で、やはり一定の対象児童の減というものが、あらわれてきているというぐあいに考えざるを得ない状況でございます。しかしながら、部分的に、あるいは地域によって、先ほど日野市の婦人の有職率の増加の中で言われたような、地域によってはかなりのパートの多い部分もある。したがって、必ずしも児童の減少だけで、学童保育の対象児童の減少というぐあいには考えられない。そのような婦人の有職率との系数とのからみ合わせの中で、やはり考えざるを得ないだろうと、こういうぐあいに考えておるところでございます。

現在、４月の入所状況におきましては、数カ所の定数オーバーがございましたけれども、現在の、９月１日現在の入所状況におきましては、保留児といいますか、現在に学童クラブに入れていない保留児を抱えておる学童クラブは、さくら台学童クラブと、滝合学童クラブ、百草学童クラブの３カ所でございますけれども、深刻な状況で、われわれとして考えざるを得ないという状況も、大分減少してきているんじゃないかというぐあいに考えておるところでございます。

第３点目の、来年度における学童クラブの受け入れ態勢については大丈夫かということでございますけれども、今年度と同様、来年度も一般的には学童数の減少の中で、総体的には落ちついた状況で入所を迎えられるんじゃないかというぐあいに考えておるところでございますけれども、部分的には若干不安を感じているところもございます。たとえば滝合、あるいは百草学童クラブというようなところにつきましては、百草につきましては２校を１カ所でやっているという状況がございますので、これにつきましては、基本的な解決策としては、それぞれの学校に１学童クラブずつ設置するということなしに、なかなか解決ができない。こういう状況と、それからまた、滝合につきましては、有職率の増加がかなりの心配な状況ではあるというぐあいには考えておりますけれども、来年度の状況は迎えてみないと、ちょっと私どもとしては判断のしかねる状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　児童の減少が叫ばれておりますが、先ほど、婦人の働く率、伸び率、いまの物価が安定していると言われても、賃金が総体的に上がってない。そういう中で実感として生活は苦しくなっているという感じがすごくしてきているわけですけれども、そういう中で、婦人の働く――子供が小学校に入ったから働き出すという人たちが大変多くなっております。そういう点で見た場合に、ただ単に児童が少なくなったから、学童クラブの入所対象者が少なくなるということではないと思います。婦人の働く率が多くなれば、当然留守家庭となりますので、そういう点では対象者が少なくなるということではないので、ぜひいまの状況、婦人の働く増加している中で、いままで各学童クラブ見ますと、定員すれすれのところまできている。あるいはすでにオーバーしてきているところもあるわけですから、それらに対して抜本的に対策を立て、子供が４月になって、そして、預けられないということで不安を感じさせないために、ぜひこれに対策を立てていただきたいと思いますが、もう一度福祉部長お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問のように、必ずしも児童の減少が、要するに学童クラブを要望される子供さんの数の減少にならない。いわゆる留守家庭児童の減少には結びつかないということもあろうかと思いますけれども、総体的には、やはり大きな枠としては、学童の減少が大きな枠としてはありまして、それに一定の条件としての地域性なりの要件の中で、学童クラブがあふれるといいますか、若干やはり定数オーバーすると、こういうような状況になってくるんじゃないかと、こういうぐあいに私どもとしては判断をしておるという状況でございます。

したがって、来年度の状況につきましても、たとえば滝合学童クラブにつきましては、総体的には学童減という状況の中での、果たして有職率がどのくらいのパーセンテージになるのか、そのかけ合わせた数字の中で、一体学童クラブの子供が、どのくらいオーバーするかというようなことになろうかというぐあいに考えておるところでございます。したがって、来年の状況をちょっと見ないと、来年度の状況については、ちょっと予測しがたい状況ではないか、こういうぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　滝合学童クラブの問題だけを言っているわけじゃありませんが、

さくら第２も定員オーバーになっております。９月現在では、この二つがということになっております。４月のときには四つの学童クラブが定員オーバーになっているわけです。これは、４月に予定していても、１カ月とか子供に入れないということであきらめさせて、そして、そういう中できた中で、１カ月後くらいたつと、子供さんはある程度自活してきますので、そういうことで入所を嫌うというようなことも言われておりますが、私は、たとえ１カ月でも子供がうちの中で１人で留守番をする、また、大人の目の行き届かないところに子供さんを置いておくということに対しては、子供に対する大人の責任が果たせないというように思いますので、決して４月から、９月なったら入所が減ったから、それでいいということではないと思いますので、この四つの学童クラブ、特に去年よりことしふえたところ、そういうところが児童の減少していると言われている中でも、ふえてきている、そういう学童クラブがあるわけですから、そういうのに対しては、４月になってみて、初めて入れないというような無責任な態度ではなく、調査を十分やって、そして、入れるようにしていただきたいというように思います。

滝合学童クラブの増設問題は、特に今年度４５人の定数に対して５６人の申し込みがあり、１２名が定員オーバーとなっております。父母会では、児童課と交渉して、当面の問題としては、学校は違いますが平山小学校の学童クラブに入所して、滝合増設を要求してまいりました。そして、増設した中で全員を受け入れてほしい、このように要請してきております。そして、陳情書をつくり第１回定例会に提出して、第２回の定例会で、厚生委員会では増築については、附帯意見はつきましたが、慎重審議の結果、全会一致で採択になったものであります。私は、この９月議会、第３回議会に補正が組まれて出てくるものと思っておりましたが、予算書には補正が組まれておりません。平山小に回った子供たちが、また来年も滝合橋を渡って、そして平山小の学童クラブに通う。学校の違い、学校での行事の違いもある中で、そのような人たちが、たとえ小人数でもいるということは、大変悲しい思いがすると思います。滝合学童クラブの増築問題について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　滝合学童クラブが、かなり整った施設でありますが、希望者が多いということで１クラブに収めきれない。そのために、一部に平山――もと児童館があった、図書館の２階にありますクラブに、なるべく平均をして入ってもらおうということを一応の対策としております。言われるように、今日、生活の圧迫でありますとか、婦人の社会に対

する進出とかいうことで、できるだけそれらの保障のできる施策としての学童クラブを、充実さしたいわけでありますが、日野市としても、かなりこれまで努力をしてまいり、子供の減るのを待っているということじゃありませんが、だんだん適正化しつつある。こういう社会情勢も認めておかなければなりません。いま部長がお答えしておりましたとおり、調査ということも前段として必要でありますが、どういう方法があるだろうか、ちょっと考えているところであります。状況を十分見きわめたいというのが、やっぱり前段でありますので、そのような対応をしばらくやる期間を置いていただきたいと、このように思います。

施設としては、かなり整っておりますし、滝合小学校自身に、あるいは空き教室が出るかもしれません。グラウンドがあり、学校の校門のわきに学童クラブの施設としては、いい方の施設がありますから、でき得べくは希望者を全部入れるというやり方と、多少オーバーしても外で遊ぶということも可能でありますので、何かそのあたりの理解というよりも、子供たち自身がそんなふうな、クラブというものは、そういうものだというふうに理解をしてくれれば一番ありがたいわけであります。言われる趣旨を否定するものではありませんので、なお検討するということで、今日のところはお答えとしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　会議時間の延長をいたしたいと思います。

お諮りいたします。

議事の都合により会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　滝合学童クラブの児童が、ことし１２名オーバーしてきた。この１２名の人たちが、先ほども言いましたように、滝合橋を渡って、平山城址公園の駅前の図書館の２館にある平山小学童クラブに、あそこの橋を渡るのを親が心配しながら通わせる。滝合小学校の子供が全員が橋を渡っていくのなら、連れ立っていくというようなことも考えられますが、そのうちの了解していただいたお母さんは６人ありました。その６人の子供さんが、クラスや学年も違いますので、それぞれ１人ずつ、たまには２人で一緒に帰れるときもあるでしょう。そういう子供さんが滝合橋を渡って平山小の学童クラブに行く、こういうのが続いて

おります。そういう中で、そのお母さんは、何とか増築をして、あるいは全員を受け入れていただければというような気持ちで、とりあえずは平山小の学童クラブに行かせてみました。その中で、やはり学校が違う、学校の行事が当然平山小と滝合小で違います。そういう中での弊害も出てきているというようなことも言われております。

ですので、６月の定例議会でも厚生委員会で採択された、その附帯決議も「東平山小学校ができるのを考慮して検討してほしい」このような附帯決議がついております。東平山小学校の実態は、まだいつになることやら計画すらないのであります。それに附帯決議をつけられて、そして、学童クラブが増築しない。そういうことになると、正に陳情は増設をしないための採択と言われてもしようがないと思います。私は、そうではなく、増設をする方向での採択でありますので、ぜひ簡易施設でもよい、また、職員はパートでもよいということですので、ぜひその辺については子供たちのことを考え、増築をしていただきたいと思います。

働く父母とその子のために学童保育の制度を確立すること。これは、国連の児童権利宣言が示す、すべての子供の最善の利益のため、国は最高の考慮を払うという趣旨にも合致するものであります。市としても、あらゆる機会を生かして制度化のために再度御協力をしていただくよう要望いたします。また、日野市でも学童クラブをさらに充実させることが、多くの入所希望者がふえ、子供たちが喜んで、学童クラブで豊かな放課後をと願う心が、すべての子供たちへの大の責務と考え、学童クラブの増設をお願いして、この発言を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１６の１、学童クラブの充実に関する質問を終わります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　先ほどの私の一般質問の中で敬老大会におけるあいさつのあり方、その際に、議長を引き合いに出しまして発言したことが、あたかも議長のあいさつのあり方が適切でなかったように誤解を与える発言をしましたので、そういう意味ではなかったことを、ここに釈明させていただきます。

ちなみに、議長の名誉のために申し上げるならば、わが石坂議長は、どの場合におきましても、簡潔明快なごあいさつをいただいて、大変好評をいただいていることをつけ加えさしていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は２６日月曜日、午前１０時から開議いたします。御苦労さんでありました。

午後5時2分散会

9月26日　月曜日　（第6日）

昭和58年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第27号）

9月26日　月曜日（第6日）

出席議員（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員（1名）

17番　黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

川久保友子君

議事日程

昭和５８年９月２６日（月）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

（請願上程）

日程第２　請願第５８－１９号　合成洗剤使用の規制を求める請願

日程第３　請願第５８－２０号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第４　請願第５８－２１号　優生保護法改「正」についての請願

日程第５　請願第５８－２２号　健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願

日程第６　請願第５８－２３号　老人医療費無料制度実施の促進をねがう請願

日程第７　請願第５８－２４号　循環バスに関する請願

日程第８　請願第５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願

日程第９　請願第５８－２６号　日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第９まで

午前１０時２１分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２４名であります。

一般質問を行います。

１７の１、東平山、西平山地域の生活課題への対応と促進をについての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（中山基昭君）　おはようございます。すでにこれまでの質疑などを通しまして、多くの夢や、さらにはりっぱな構想等も提起をされ、市長の遠大な理想や施策の発展に情熱を持たれていることに、大きな期待を寄せるところでもございます。しかし、一方では毎日の市民生活にかかわる切実な課題が山積をしてきております。こうした観点からも、理想や構想を、指針、仕様に現実が憂慮をすることなく、市民生活を直視する中での行政施策や事業の充実と促進を図ることが必要なときではないかというふうに考えております。今日までの急激な都市化の進行、住宅地の広がりの中で、都市生活施設の整備のおくれと、市民意識の多様化、多彩な価値観が言われ、行政需要の拡大、切実な課題が山積をしてきております。もちろん健全な地域社会、健康な街づくりは全市民の共通の課題と強い願いでもあります。その推進の担い手としての行政が、大きな責任と期待が寄せられてきておるときでもございます。都市化や生活の変化に対応しての、真剣な行政施策の充実と促進が図られなくてはなりません。

特に、東平山、西平山地域は、浅川や国鉄線などの関連を含め、その制約的な条件などもあり、生活環境の整備、都市施設のおくれが言われ、秦議員さんを初め、先輩議員の皆さんからも、多くの指摘や市民相談、あるいは意識調査などを通しても、現状につきましては十二分に理解と認識をされていることというふうに思います。これまでのフォローを含め、改めて促進を要請をしてまいりたいというふうに思います。

具体的には、次の６項目にわたりまして、この指摘をし、さらにはお伺いしてまいりたいというふうに思います。

最初に、住宅公団による西平山地区の整備計画についてでございます。この地域の整備計画については、すでに数年前から公的な手段による整備が計画をされ、５６年９月定例会におき、住宅公団により５３ヘクタールの区画整理の導入が報告をされました。あわせて調査のための

委託費なども計上をされてきております。こうした大きな事業や計画については、全居住者や関係者の多様なニーズ、こうした意向の把握が最も基本であるし、大切ではないかというふうに思いますが、どのような対応を図られ、また、これからの計画展望等について、どのように受けとめられておられるかということが一つでございます。

さらに、二つ目は、施行者が公団であり、しかも、都市公共施設等も皆無と言える地域でもあり、そのために関係者の負担の増加、さらには、こうした点についてどのような対応を考えられているのかどうかということでございます。

次に、２項目に移るわけですけれども、第二小、滝合小、旭が丘小学校等の諸問題についてでございます。

義務教育施設としての小学校、あるいは中学校の適正な規模、あるいは計画的な配置等につきましては、これまでも多くを指摘をし、教育長の見解等もお伺いをしておるところでございますが、必ずしも十分な理解と納得をできるものではないということでございます。最近では、児童数の減少動向がよく言われるわけでございますが、確かに資料等によりますと、ことしの小学校の児童数は１万4,８７５名、前年比では５５０名の減少になっております。これは、全校の単純平均では７８２名ということになるわけでございますが、現在、第二小学校は1,０１０名、２６学級、滝合小学校が９９７名、２４学級でございます。その対策対応は当然急ぐことは論をまたないんではないかというふうにも考えております。そこで、通常の場合の小学校の建設規模は大体１８学級、あるいは２０学級、こうした程度の編成で計画をされるわけですが、その後の児童動向等を踏まえまして、増築等が行われてきておるわけです。しかし、校庭、あるいはプール、体育館、給食施設、こうした附帯的な施設等については、余り改善が見受けられないと。こういった点について、増築等による支障はないかどうかということが一つでございます。

さらには、これまで第二小学校、あるいは滝合小学校の緩和を図るため新設校が言われて、東平山地区等を候補地に、用地の確保等への努力が言われてきました。しかし、先日の教育長の答弁では、両校を母体にした計画は持っていないというふうな答弁もございました。これまでの計画がいつ変更をされて、さらには現在の、先ほど触れました状況をどのように解決をする、緩和をするんだと、こういうふうな点について具体的にお聞きをしたいということでございます。

３点目になりますけれども、旭が丘小学校の学校用地は、５２年の開校から、現在でも工業地域と、こういう指定の中でございます。大変異例ではないかというふうに思うわけですけれども、そのために学校教育、あるいは周辺の授業活動､それぞれに特段の支障がないかどうかということでございます。

次に、４点目ですけれども、旭が丘小学校の校庭周辺には大変恵まれた雑木林の丘陵があります。現在一部「緑の小道」というふうな名称の中で、自然との触れ合い、あるいは観察等に活用をされております。残りの部分も、かなり広い部分があるわけでございますけれども、大変危険な個所等もあるようでございます。こうした点の整備を図りながら、貴重な自然丘陵を最大限に有効的に活用できるようにするべきではないかということです。さらには、日曜日等は、児童や、あるいは、この付近住民の憩いの場、こういうふうな観点からも開放できるようなことを考えたらどうだろうということでございます。

この問題の最後でございますけれども、幼稚園の新設計画についてであります。西平山、東平山地域においても、長年にわたり強い願望があるわけでございます。しかし、過日の答弁等の中で、私立協会の理解と協力を得ながら、６０年くらいをめどに旭が丘地区に予定をしたいんだ、というふうな話がございました。しかし、単に用地があるからというようなことでなく、やはり市内全域全体にわたる適正化、あるいは対象地域、こういうところを十分に配慮をした中での配置、こういうことをするべきじゃないかというふうに思いますので、この点もあわせて、ひとつお伺いしておきたいというふうに思います。

さらに、３点目になるわけですけれども、生活道路の整備と交通安全対策についてでございます。既設の生活道路の整備については、やや遅滞の感もいたすわけでございますが、これまで長沼橋への専用歩道橋、さらには取り付け道、平山７号、大久保１号、補助１２号線の路肩など、一応の整備とその改善が進められてきましたが、まだまだ整備を急がなくてはならない部分も個所もたくさんございます。これまで、道路の整備拡幅などについては関係者の負担や、あるいは寄付行為、こういうところに大きく依存をしてきておるわけでございますが、日常生活に必要とされる最小限の整備については、有償等を含めて積極的な対応が必要ではないかということでございます。

具体的には、１点目の長沼橋際から橋北公園のところを通って西平山３丁目、４丁目境に通ずる、通称平山大和田線がございます。御存じかと思いますけれども、路面などは石ころのよ

うな状態でございます。こうした道路を、早く路肩等も含めながら、抜本的な整備が必要じゃないかということが一つでございます。

次に、２点目は、西平山５丁目の旭が丘下の八王子に通ずる山下８号線があります。これは私道を含めておりますけれども、所有者等も大変理解をされております。この辺の整備が長く言われているわけですけれども、なかなか進まないと。こういうふうな状況がございます。さらには、路面等が相当に損傷をしてきておる。あるいは勾配が急だと。こういう面から歩行や自転車、こういうものを含めた、いま少し安全対策上からも、その辺の改良等について積極的な努力をしてほしい。あるいは、する必要があるんではないかということでございます。

次に、３点目は大和田仲１号線でございますけれども、これは、数年前から整備が計画をされ、予算的な措置などもされてきております。これからの計画についてどのような展望、あるいは推移を考えられているかどうかということでございます。

４点目は、平山台の区画整理との関連による工業団地の中央から西平山に通ずる２・１・３号線があります。一部用地も確保されているわけでございますが、さらには、計画路線等も大変現在は農地が多いと。こういう面では促進的な要件条件に恵まれているんではないかというように思いますので、ちょうどこれも、私が日野市に来てから、ですから２０年近くになるわけですけれども、そのままの状況で何らの変化がないということでございます。この辺は、国鉄と十分連携をしながら、その対応を進めてほしいということでございます。

次に、豊田団地内に２・２・８号用の予定地がございます。一部確保されております。しかし、周辺の状況からも、当面はかなり新設が困難ではないかというふうな予測もするわけでございます。したがって、緑地帯なり、あるいはゲートボールの練習場なり、こうした居住者の憩いの場所に活用をするようにできないかどうか、あるいは、してほしいということでございます。

次に、滝合橋から平山７号と平山の８号を連動する大久保１号線がございます。これはりっぱになりました。この両端が大変多くの危険が想定をされているわけです。ぜひ信号機あるいは区画線、こういうものの整備を急いでほしいということでございます。

最後になりますけれども、旭が丘小の校門前から丘陵下の、先ほどの３２号線に通ずる個所がございます。これは八王子境のところです。しかし、旭が丘小寄りの曲り角の角切りの問題です。これは、学校側の丘陵が２メートルくらいの擁壁になっております。しかも、直角に下の

道路に交差をすると。こういうふうな状況でありますので、大変危険性も考えられます。したがって、擁壁角切り等の改善をひとつしていただきたいということでございます。

次に、４項目に入りますけれども、家庭雑排水対策についてでございます。

東平山、西平山地域の周辺は、生活雑排水の吸い込み自家処理方式が大変に多いわけです。しかも、長年にわたる処理などから、降雨のときなど、あふれるような状況すらも発生をしております。したがって、下水管の埋設、あるいは側溝の布設、こういう中で緊急的な課題としての取り組みをお願いしたいということです。具体的には補助を、１２号線には路肩が整備をされ、側溝も年次ごとに布設をされ、今年度も一部は予定をされております。全線にわたって早期に布設をすることができないかどうか。さらには、道路面の勾配、こういう関係で現状布設したものも余り流れがよくないと。こういう面から、下水管の埋設、こういうようなことで除却するような方法も必要じゃないかというふうに思いますので、この点もあわせてひとつお聞きをしておきたいというように思います。

２点目ですけれども、先ほどの道路整備との関連になるわけですけれども、西平山５丁目の八王子境の旭が丘小下の山下８号沿いであります。都水道との関連で、小さな側溝が現在布設をされております。しかし、上流の旭が丘付近も大変住宅化が進んできております。したがって、大雨のときなど下の家の中にまで流れ込むと、いつも土のうだとか砂袋だとか、こういうふうなことでも大変苦労をされていると、こういうことでございます。さらには流末が八王子市部分に入るわけですけれども、八王子市は１６号とバイパスとの関連で周辺の整備が進められております。日野市においても、こうした計画に対応しながら、ぜひこの整備を進めていく必要があるんじゃないかということでございます。

３点目は、平山台の区画整理により旭が丘境の丘陵の下に、りっぱな３２号道が約７００メートル近くにわたってございます。片側に側溝が布設をされております。したがいまして、道路沿いの家庭排水等に利用されているわけですが、ここも大変勾配等が悪い。あるいは、曲り角が多い。こういうふうなことから、雨のときなど汚水が角から流れ出すというふうな状況もある。さらには、全線にわたってふたかけをずうっとしてあると。こういうことから、雨水の排水ができない。したがって、道路に水があふれ出る、こういうふうな状況でございます。これは、りっぱな道路ですから、ぜひこの辺の根本対策という面から、下水管の埋設、こういうことも急がなければならないんじゃないかというふうに思います。

最後になりますけれども、東平山と、特に２丁目３丁目等は団地を除いて、大変家庭雑排水の処理がおくれている地域でございます。こうした地域に、排水等の心配のないような対策推進を、ひとつする必要があるんじゃないかと。今後、この点についてどのような計画を持たれているかということでございます。

次に、５項目目になるわけですけれども、公園、遊び場、あるいは地区センター等についてでございます。

この地域には、日常生活上の都市施設、こういうものが大変少ないわけでございます。中でも、公園や遊び場、あるいは市内全域の適正化と、こういう観点からも重要な課題になってきておるわけでございます。西平山の一丁目の平山台テニスコートわきに、約３５０平米くらいの遊休の国有地がございます。この国有地等を利用さしてもらう、あるいは払い下げを要請をする。こういう中で、この地域の公園や遊び場、こういうものに活用するようにできないかどうかということが一つでございます。また、五丁目の丘陵の下に、東電の変電所跡の大変広い遊休地がございます。私も、知人等を通じて、この利用開放等について話をしてきたわけですけれども、なかなか災害時の活用というような面で東電でも踏み切れないと、こういう状況もあります。しかし、行政として、ぜひこの点についても積極的な努力をできないか、あるいはしてほしいということでございます。

次に、２点目は、旭が丘の五丁目の西公園から、帝人の裏側にかける丘陵や、あるいは西平山四丁目の鉄道沿いに登録保護樹林がございます。こうした貴重な自然を活用しながら、憩いの場、あるいは公園、こういうふうなために計画的に市が所有をする、買い上げていくと。こういうような考えを、ひとつ持つ必要があるんじゃないかと思いますけれども、この点もあわせてひとつお聞きをしたいということです。

３点目は、五丁目の河川敷に大和田の児童広場がございます。これは、グラウンド等につきましては、ゲートボールコートも付設をされ、比較的使いやすくなってきております。しかし、反面遊び場等は石ころや、あるいは水たまり、あるいは雑草等も大変多いというようなことで、なかなか利用がしにくい。もちろん市の施設でございますから、行政といたしまして、もっと責任を持った管理、あるいは抜本的な対策、整備、こういうことが必要じゃないかということでございます。

４点目は、東平山三丁目に、東電から寄贈をされました東宮下地区センターがございます。

児童の遊び場なども併設をされているわけですけれども、行政資料や、あるいは実態を見に行きましても、必ずしも十分に利用がされていないというふうな状況もございます。これは、一つは隘路として取り付け道の問題があるんじゃないかというふうな感じをいたすわけでございます。これは、東電が地主さんから借用をしての私道だということだそうでございます。したがって、歩道もできてないとこういう状況です。この取り付け道の公有化、あるいは舗装をして、もっと入りやすくする、こういう努力をする必要があるんじゃないかということでございます。

この項の最後ですけれども、西平山の五丁目八王子境の大平地区でございます。最近大変住宅もふえてきております。６０軒、７０軒、こういうふうな状況もございます。しかし、最寄までのセンターの利用は５００メートル、あるいは１キロ近くもかかると、こういうふうな状況でございます。この点については、用地等の確保も含めて、地区センターの建設を、ひとつ検討をする必要があるんじゃないか。これは、できるだけ早くつくれるようにしていくと、こういう努力をお願いしたいということでございます。

最後の６項目目になるわけですけれども、遠隔地域に行政サービスの充実をということでございます。

西平山、東平山地域の行政事務の所管は、本庁と七生支所、こういうふうなところにまたがっております。したがって、支所まで、あるいは市役所まで片道４０分、５０分の所要時間や、あるいは最寄りの駅まで２キロ圏、こういうようなことも言われる地域でございます。先日も福島議員さんから、窓口事務の改善、あるいは市民サービスの向上、こういう面で指摘がございましたが、やや積極性に乏しいんじゃないかと、不足をするんじゃないかというふうな感じもしながら聞いていたわけでございます。そうした面から、特に遠隔地等のサービスの向上、あるいは事務処理の迅速化と連携を、こういう面からも本庁支所間に模写電送等の導入、さらには、できるならば希望的には現有の常駐する — たとえば図書館、あるいは福祉会館、こういうものも含めた中での市民サービス、こういうふうなことが必要じゃないかと、あるいはしていただきたいと、こんなふうに思いますけれども、この点についての、ひとつお考えをお聞きしたい。

さらには、動く窓口車の配備等でございます。いま少しきめを細かくサービスができるように、この辺の体制整備と、いま具体的に言うならば、たとえば１台のものを２台にするとか、

こういうふうなことで、もっときめ細かなサービス向上ができないかどうかということでございます。

さらに、交通の利便を図るためのバス運行でございます。たまたま行政報告等の中で、市長さんを初め、関係者の努力によって、循環バスの素案が提示をされ、循環バスの早期運行を希望をするわけでございますが、この素案による系路は、運行上の机上の計画性が大変強いんじゃないかと、こんな感じをしておるわけでございます。やはり交通不便の解消のための損失補償、あるいは委託運行、こういう面からは、まず不便を解消するんだと、こういうことを第一義的に考えなくてはいけないというふうな感じをいたします。したがって、場合によったら一部道路等の整備も含めて、素案の１系統から車輪の輪を二つ合わせたような２系統方式、こういうふうな観点からも工夫と努力が必要ではないかというふうな感じをいたしております。この点については、そうした面の指摘だけを一つしておきたいというように思います。

具体的には、質問になるわけですけれども、５４年、５６年にわたりまして、この席においても強く要望をしてきたわけでございますけれども、西平山五丁目の、先ほどの八王子境のところ、さらには旭が丘の五丁目、六丁目こういう地域の交通の利便を図るために、路線の新設、こういうことでございます。京王との関連も含めて、なかなか余り進展がされていないようでございますけれども、新設な路線がどうしても困難というふうな場合においては、現在の豊田駅から八王子駅あるいは長房団地、こういう行きの経路のバスがございます。これを、旭が丘六丁目、五丁目、特に旭が丘小付近を通るような形で、八王子の２・２・５号線、さらには甲州街道、こういうふうな経路をぜひ実現をするように努力をしてほしい、というふうなことでございますけれども、この辺の現在までの京王との関係、あるいはこれからの展望等について、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、第１点目の、住宅公団によります西平山の区画整理事業につきまして御説明申し上げます。

西平山の地域約５２ヘクタールでございますけれども、ここの地域につきましては公団―正確には住宅都市整備公団によりまして、区画整理を実施するということで、現在、公団と市の方で協議をしながら計画を進めている段階でございます。これまでも、説明会を公団と市によりまして、２回説明会を行うとともに、公団の方では、住民の意向調査という形で、同じく２回にわたりまして、住民のいろいろ意見を聞いてきたところでございます。住民の方々の意向は、現在では約８９％の方々が、ここの地域につきまして開発整備を行ってほしいという要望が出ておる段階でございます。

一方、住宅都市整備公団で区画整理事業を実施するには、どうしても先買いとして用地を確保する必要がございます。この事前の用地買収につきましては、関係地主さんと公団の方で、いままでいろいろとお話し合いを進めてきたところでございますが、公団側といたしましては、区画整理を実施するに当たって、約１０ヘクタール前後の用地が必要になってくるということで、そういう面からの交渉も進めてきているわけでございます。まだ、この１０ヘクタールの目標には達しておりませんけれども、市の方も協力いたしまして、公団とともに権利者の方々にはお話し合いをしている段階でございます。この用地買収が可能ということになってくると、直ちに公団側で事業の認可を取り、区画整理に入っていくということで、現在計画が進行中でございます。今後公団と十分連携をとりながら、できるだけ早く事業の実施に踏み切っていきたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　二小、それから、滝合小学校、旭が丘小学校、それから、旭が丘地区に幼稚園の問題等の御質問が出ました。これにつきましてお答えをしたいと思います。

まず、二小と、それから、滝合小学校の児童数に対応する学校の施設の整備についての御質問についてでございますけれども、先ほども御質問者の方から説明がございましたとおり、一般的な傾向といたしまして、全国的に見て児童数は減少しております。日野市の場合も御多分に漏れず減少の傾向にございます。先ほど５８年度の児童数の問題ございましたけれども、５８年度の小学校の児童数につきましては１万4,８７５名、３９３学級であると。そして、昨年度と比較いたしますと、全体といたしまして５５０名、１１学級が減っておるということでございます。

そこで、二小と滝合小の関係でございますけれども、まず第二小学校の関係でございますが、第二小学校につきましては、５８年度の児童数が、５８年５月１日現在でございますけれども、

1,０１１名、２６学級でございます。前年度と対比いたしまして２３名の減となっております。５９年度以降６４年度までの自然増を見込まない児童数の推計につきましては、５９年度が1,００５名、２６学級、６０年度が９５４名で２５学級、そして６１年度につきましては910名で２４学級と、６４年度につきましては９０２名のうち２４学級、そして、６３年度につきましては、８９０名の２４学級と、そして、６４年度につきましては、８９１名の２４学級ということでございまして、５９年度以降も漸減していくという傾向にございます。

一応、現在、第二小学校の普通教室は２６教室でございまして、そして、学級数が２６学級でございますので、いっぱいいっぱいでございますけれども、先ほどちょっと私が触れましたとおり、最終的には２６学級が６４年度には２４学級になっていくということで、２学級減っていきます。したがって、現時点における自然増を見込まない数から申し上げますと、一応現在の教室で対応できるんじゃなかろうかというふうに考えております。もし、その間に自然増等によって児童数がふえた場合には、校庭内にプレハブ等を建てて、対応していくのが適応じゃないかと思います。それから、それに附帯いたしまして、いわゆる体育館とかプールであるとか、給食室の問題出ましたけれども、一応児童数も減っていく中では、現状において一応運営できるんじゃなかろうかというふうに考えているところでございます。

それから、滝合小学校の問題でございますけれども、５８年５月１日現在の児童数でございますけれども、９９６名、２４学級でございます。前年度と対比いたしまして５２名、１学級の減となっております。５９年度以降６４年度までの自然増を見込まない児童数の推計でございますけれども、５９年度は９８７名２４学級でございます。６０年度につきましては９６０名、同じく２４学級でございます。６１年度が一応９２６名の２４学級と、６２年度につきましては８８６名の２３学級、６３年度におきましては８３２名の２２学級と、そして、６４年度につきましては７８８名で２１学級ということで、これまた第二小学校と同じように児童数につきましては漸減していくというふうな傾向にございます。

したがいまして、現在、滝合小学校の場合ですと、２４学級で普通教室が２７ございますので、３教室の空きがございます。したがって、今後一応児童数も減っていく傾向の中で、とりあえず教室が3教室空いているわけでございますので、当分の間は対応できるんじゃなかろうかと思います。それに附帯しておりますところの、いわゆる体育館であるとか、プール、給食室等につきましても、一応現在の状況の中では多少は児童が減っていくわけでございますので、

一応運営ができるんじゃなかろうかというふうに推測するわけでございます。

それから、それに付随いたしまして、もし極端に自然増があった場合にどうするかという御質問がございました。これにつきましても、いわゆる仮称二十二小でございますか、これにつきましての計画が、この間の質問の中で、切りかわったのはどういうわけかと、いつ切りかえたのかという質問につきましてのお答えは、理事者の方からのお答えをお願いしたいと思います。

次に、旭が丘小学校の関係で、騒音問題とか、あるいは環境整備の問題についての御質問が出ました。旭が丘小学校につきましては、ごらんのとおり昭和５２年の４月に開校いたしまして、日野市の第十六番目の小学校でございまして、開校をしてから６年を迎えるわけでございます。その間、教育委員会といたしましては、逐次学校整備に努めているところでございます。

御質問のございました、いわゆる騒音の問題でございます。確かに旭が丘小学校につきましては、平山台の工業団地の西の方に位置しております関係上、そういった意味における騒音の問題が心配されるわけでございます。いろいろと私どもといたしまして旭が丘小学校区に行っていると以上、お伺いしているわけでございますけれども、特に工業団地の関係の騒音による支障はないというふうに私どもは伺っております。むしろ、学校から出ますスピーカー等の音が、かえってうるさいというようなことで、近所からも多少苦情が参っているというような状態の中で、特別学校自体の騒音による公害はないというふうに承っております。

それから、雑木林の問題が御質問の中に出ました。滝合小学校の校庭面積は１万6,６４２平米でございます。その中の３分の１がのり面に入っております。御質問がございました中で、昭和５７年度の卒業生の父兄によりますところの雑木林の小道の造成がございます。それの、約残りが３分の２あるわけでございますけれども、その３分の２は自然の状態になっているのが現状でございます。そこで、その対策でございますけれども、昭和５８年度から、各小中学校の、特に現在たくさん木がありますけれども、樹木が繁茂しちゃって、そして、枝おろしをしてもらいたいというふうな要望が、教育委員会の方に、各小中学校の方から出ております。そういう意味で、５８年度からは、そういう樹木整理のための委託料を若干計上してございます。したがいまして、御指摘がございました、いわゆる旭が丘小学校の枝おろしあるいは雑木林の整理につきましては、旭が丘小学校の方とも十分に横の連絡をとりながら、できれば早い機会に整理をしたいと、かように考えているところでございます。

それから、いわゆる旭が丘地区の幼稚園の建設の問題がございました。これにつきましては、先般鈴木議員さんからの御質問の中で、教育長がお答えしたとおりでございまして、特に、旭が丘地区におきましては、私立幼稚園との関係がございますけれども、公私立の幼稚園がございませんし、また、多摩平地区の４歳児の保育等の問題がございますので、どうしても旭が丘地区には幼稚園の新設が必要ではなかろうかというふうに考えているわけでございまして、一応６０年度に１園の新設をいたしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から、大きな２点目の生活道路の整備と交通安全対策につきましてお答えを申し上げたいと思います。

いろいろ地域の中で整備をしなければならない市道の関係について御指摘があったわけでございますけれども、一般的には市道の整備というのは、確かに御指摘のようにまだまだ整備をしなければならない個所がたくさんございます。そういう意味で、私どもの方も、昨年度から私道の取り扱いも含めまして、内部で検討をいたしておりまして、まだその結論には至っておりませんけれども、道路整備については前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておるわけでございます。

それで、具体的には幾つか御質問がございまして、たとえば山下８号線の関係でございます。西平山五丁目の山下８号線の関係につきましては、確かに急勾配で交通安全対策上の問題があるようでございます。したがって、車の滑りどめ防止の舗装を施行をしたいというふうに考えております。この道路につきましては、基本的には拡幅をして整備をしていく必要がございますので、これもやはり関係地主さんの関係もございますので、今後、関係地主さんとの折衝なども進めていきながら、改良に努めていきたいというふうに思っております。

それから、大和田中１号線の関係につきましては、５８年度予算でお認めいただいた中で、現在整備に取り組んでおります。現況測量、あるいは境界査定等の作業も、すでに完了をいたしておりまして、地主さんとの交渉に入る段階になっておりまして、年度内には整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、大久保１号線等の信号機の関係、いわゆる交通安全対策上の施策なり、あるいはまた、そういう施設の整備でございますけれども、信号機等につきましても、必要な個所につ

きましては、所轄警察署とも協議を進めながら、整備をしていかなければなりませんので、必要な個所についての安全施設の整備につきましても、当然取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、旭が丘小学校の下の角切りの問題でございますけれども、これは、やはり勾配がかなり急になっておりまして、現況では多少の角切りがしてございます。しかし、遮断機の角になっている部分ということで、さらに角切りを大きくするということによりまして、車の通行の安全を図るということは確かに必要でございますので、改良等につきましては、小学校用地との関係もございますので、教育委員会、あるいは学校側との協議も必要になってまいりますし、それから、のり地でございますので、角切りを広げるということになりますと、それのカットされた部分の後の部分の擁壁を組み直していく必要もあるということで、構造上の問題などもありますので、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

私の方からは、以上、市道関係につきましてお答え申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいま３番目の生活道路の整備につきまして、建設部長からお話があったところでございますが、この中で２・１・３号線、これは都市計画街路ということで、都市計画の決定をとってある路線でございます。これにつきましては、すでに旭が丘の地域では土地も一部もう買収済みのものもございますが、西平山方面につきましては、まだ用地買収が終わってない段階でございます。今後、用地買収等につきましても、積極的に対応していく所存でございますが、抜本的には現在進められております、先ほど御説明しました、西平山の公団施行による区画整理事業の中で整備を図っていきたい、というふうに考えているわけでございます。その段階までには、国鉄の線路を横断する部分もございますので、事前に十分国鉄側と協議を整えておきたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、大きな３点目の家庭雑排水対策につきまして、下水道計画は別といたしまして、御質問のございました点についてお答え申し上げておきます。

まず、補助１２号線の側溝の全線整備ということでございますけれども、１２号線につきましては、年次計画の中で５５年度から側溝の整備を行っておりまして、本年度におきましても、

３００メートルの部分を計画をいたしております。さらに、５９年度以降につきましても、御指摘の勾配の改良等も含めまして、全線にわたりまして側溝整備の計画を持っておりますので、逐次整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、山下８号線、あるいは旭が丘３２号線の改良にあわせました排水の問題でございますけれども、道路側溝の関係等につきましては、勾配の改良、あるいは流れの、流水をよくするための線的な改良、それからまた、ふたかけが、特に旭が丘３２号線につきましては、ふたかけがしてありますので、排水がとれないというふうな御指摘もございますけれども、一部グレーヂングにするというふうなことによりましては改良できると思いますけれども、基本的には、やはり下水道管の埋設整備ということが必要になろうかと思いますけれども、当面の問題といたしましては、いま申し上げましたように、検討をいたしまして、改良できるところから取り組んでいく姿勢で臨みたいというふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　地区センター関係の、東宮下地区センターの取り付け道路の問題と、それから、西平山地区にセンターを設置する問題についてお答えをいたします。

初めに、東宮下地区センターの進入路の問題でございますが、これは、東京西線の建てかえ工事に伴います措置として、東京電力が市に寄贈をいたしたものでございます。その進入路につきましては、進入路のすぐわきの鈴木さんという地主さんから東電が、今後５０年１２月１５日から２０年間にわたりまして使用権を獲得するために、一時金を支払いまして契約をしてございます。現在、あの地区センターを利用する方、あるいは、その隣の児童遊園を利用する方が通行しているわけでございますけれども、この通行権は、市が現在鈴木さんから引き継いでおるわけでございます。ついせんだっても、この地主さんとお会いいたしまして、この通行に関しましてお話を詰めております。今後も、こういう機会をつくりまして、気持ちのよい通行ができるように努力をしたいと思います。

それから、西平山地区に地区センターの建設という御質問でございます。現在、地区センターは４９館ございまして、最終目標にいま進んでございまして、詰めの段階でございます。半径３００メートルを一応の目安にいたしまして、ネットワークの完成ということで努力をしております。比較的に網の目の荒いところ、あるいは網の目が細かいところもございますが、これから数年間に最終目標に向けての詰めの段階になると、このように私どもは考えておるわけでございます。御指摘の地域の中には、先ほど申し上げました東宮下、大和田、西平山、滝合、川北の５センターがございまして、先ほど申し上げましたとおり、３００メートルの半径で地図上に、利用の範囲を円で落としてみますと、大和田、西平山、この両方の地区センターに関しましては、利用圏が大分重なり合うところが出てまいります。そして、さらに滝合と川北両地区センターについても、同じように大分重なる面が出てまいります。御指摘の西平山五丁目、小学校の下の斜面から八王子境寄りの地域でございますが、この地域につきましては、円の中にすっぽり入るというわけにいきませんで、円から外へはみ出しております。幅が約５０メートル、長さが３５０メートル、その中に６０世帯から８０世帯くらいの方がお住まいになっておりますけれども、そういう地域が八王子分に舌状に、半島状に突出しているわけでございます。その突出しております一番八王子境のところから既存の大和田地区センターまでは、距離は直線距離といたしまして、およそ７００メートルございます。ちょうど御指摘のとおりでございますが― 以前、教育委員会で公民館等の学習施設に出かけるときに、一体自宅からどのくらいの距離をおっくうがらずに行ける距離とするか、そういう調査をしたことがございますけれども、その調査のときに出てきた回答は１キロメートルでございます。１キロメートルを超えると、遠いからおっくうになるとか、そういう感情が先に立って、余り参加が期待できない。そうしますと、先ほど申し上げました７００メートルは、その範囲内に含まれます。そして、なお既存の大和田地区センターは、ほかの地区センターに比べまして、年間の利用件数がやや少な目でございます。そういった二つの点から、当面この大和田の地区センターの御利用をお願いすると、こういうことで御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　第５点目の、大和田児童遊園の整備でございますけれども、この児童遊園につきましては、先般御質問も他の議員さんから出されておりますので、調査をいたしております。今後予算化の努力等いたしまして、整備していきたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から、緑地保存の関係でございますけれ

ども、樹林の保存と活用ということでございますけれども。御存じのように、樹林につきましても市の要綱によりまして補助金制度を持っておりまして、その保存に努めておるわけでございますけれども。一番いい方法としては、やはり市が買い取って保存をするということになりますので、これら等につきましては、緑化基金の活用等を含めまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、地区センターの建設に関連いたしまして、私どもの公道化の問題がございましたけれども、現況はまだ十分把握しておりませんので、現況を調査いたしまして検討をし、公道化が図れるという条件が整えば、そのように対策を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　東電用地並びに国有地の問題についてお答えいたします。

議員さんからも、以前そのような指摘がありまして、早速私どもの方で交渉もいたしました。それらのまだ経過中でございますが、御指摘のような、たとえば東電用地については防災上の問題と、議員さんが御指摘のような内容等含めて困難な問題もあります。しかし、今後に向けて、なお交渉を重ねていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、最後の第６点の御質問に対しましてお答えをさしていただきたいと思います。質問の内容は、遠隔地のサービスの中で、いわゆる本庁、支所、それから、図書館を含めて模写電送装置の、いわゆるファクシミリの導入はいかんという御質問でございます。質問の中にもございましたように、基本的には電算機によるオンラインシステム、並びに模写電送装置の導入、これは、基本的にはぜひ必要だと私どもは考えておるわけでございます。

いまの第１点の御質問の、本庁、支所、図書館を含めての模写電送装置の導入でございますが、御承知のように模写電送装置につきましては、内容といたしましては、送信並びに受信という内容の機械になっておるわけでございまして、導入をするに当たりましては、つまり私どもの所管の市民部全体の作業を、この模写電送装置によってやりたいと、導入するからにはそ

ういうふうにしたいと考えておりまして、そうなりますと、送信並びに受信機の導入、これが１台では、もちろん間に合いません。そういうことからまいりますと、現在の１階のスペースの、いわゆる問題が出てまいります。それから、もう一つは、これを扱う職員の問題が出てまいりまして、なかなか直ちに導入というわけにはまいらないわけでございます。実は、先般私、６月だったと思いますが、馬場議員さんの御質問に対しまして、「多摩平支所を手初めに」というお答えをさしていただきましたけれども、これは、諸般の事情で留保をいたしてございます。基本的には導入はぜひ必要ではございますけれども、スペースの問題、それから、職員の問題で、十分今後このことにつきましては検討していかなきゃいけないことだと、そういうふうに考えておるわけでございます。

それから、第２点の御質問は、動く窓口車をいま少しきめ細かくサービスをという御質問でございます。御承知のように、現時点では動く窓口車は１台保有をいたしまして、１１カ所を２ないし３日、巡回をいたしておりまして、現時点ではこの１台でもういっぱいでございまして、他の地域を巡回するという余裕はございません。したがいまして、他の地域を細かく巡回するということになりますと、どうしても動く窓口車の増車をいたさなければなりません。それに加えまして、乗車をする職員の関係でございますが、現在は４人の職員 — 運転手を含めまして４人の職員が乗車をいたしてございます。したがいまして、増車をするに当たりましてはその職員増ということも十分考えなきゃならないかと思います。

それから、いま動く窓口車の、いわゆる取り扱いの内容でございますが、参考に御報告を申し上げておきますが、５７年度の実績を見ますと、動く窓口車で扱います、いわゆる内容でございますが、ほとんどが税の収入でございます。年間２億5,０００万円程度の扱いをいたしておりまして、１日平均８０万円の扱いをいたしてございます。それから、その他の諸証明につきましては、１日平均１１件扱ってございます。１１件の内容は、戸籍、住民登録関係が４件、その他が７件という内容になっておるわけでございます。したがいまして、動く窓口車の取り扱い内容等を勘案して、これまた第１点と同じお答えになってしまいますが、十分今後検討して対処していかなければならないかと、そういうふうに考えておるわけでございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それから、第６点目の最後にバス路線の新設の問題

がございました。御指摘の新設バス路線につきましては、確かに京王と交渉した経過がございます。新路線最終地のバス折り返し場の問題、用地問題等がございまして、話がそのままになっておるというのが現状でございます。このたびの御指摘のいわゆる長房団地行き、たとえば長房団地行き等のバスの経路変更ができないかという御質問でございます。これらにつきましては、先日御提示しました循環バス経路等の問題もございます。あわせて京王と検討していきたいと、そのように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　教育次長の方から二小の現状、それから、滝合小学校の現状について説明があったわけでございます。その後、人口増が鎮静化してきたと。したがって、小学校の生徒、そういう生徒数の増加というものも抑えられてまいりまして、滝合の場合には、かつてはプレハブ教室というふうな現状等もあったわけでございますけれども、三つの教室の空きがあると。それから、二小につきましては、２６学級大きな学校になっておるわけでございますけれども、プレハブ教室というものについては、これを解消できているというような状況というものが説明されておるわけでございますけれども、５３年５４年当時でございますけれども、まだまだ生徒がふえるというふうな見通しの中で、いろいろと用地確保に努力をしたわけでございます。そういう中からの御質問もあろうかと思います。

それで、第二小学校につきましては、校庭を広げようと、それから、現在の狭い校庭の中にあるところのプールというものを外に持ち出しまして、校庭を広げ、有効に使おうというふうなことで、５４年にプール用地を隣の農家の方に、地主さんに御協力いただきまして、校庭外にプールを南側に設置したわけでございまして、幾らか二小の、もともと狭い校庭を有効利用できるという一端になっておるかと思います。

それから、滝合と二小を母体校にしまして、二十二小をつくろうと、こういう努力をしてまいったわけでございますけれども、たびたび御説明申し上げますけれども、東平山三丁目、あそこは日野の近郊農業の一番最初にビニールハウスだとか、近郊農業が起こった地帯でございます。それぞれ大きな地味の肥えた筆数の農地を地主さんがお持ちでございまして、大変な篤農家でございます。私たちも、いろいろと交渉もし、現地も再三に見、東官舎隣でございますので、一つの小学校用地が、ちょうどとれると。あと、それ以外のところを見ますと、非常に都市化してまいっておりますので、五千とか六千というまとまった坪数の土地をお願いできるところがないわけでございます。そういう非常に近郊農業として、日野の農業を発展さしていくんだという地主さん方のお持ちのところでございますけれども、なかなかお願いしましても、そういう経営的なお考え方でやっているところでございますので、学校用地にはお願いできずじまいというふうなことで、あと国鉄用地、あるいは２・２・６ですか、富士電機から平山に下ってまいります２・２・６ですか、あそこの下の民間用地との交換だとか、国鉄用地の交換だとか、そういうもの等の交渉等もしてきておるわけでございますけれども、滝合小、二小の学校用地の確保につきましては、いま申し上げましたような事情から、まだ確保できずにおるというのが状況でございます。

そうこうしているうちに、先ほど小山次長からお話がございましたような、要するに人口の増加傾向というものが鎮静化してきたというふうなことでございますけれども、今後社会増の方も非常に鎮静化してきておるわけでございますけれども、西平山というふうな地帯の計画的な、要するに開発ということになりますと、なおさら１０ヘクタールを公団が先買いして計画的にやるということになると、一時人口がやはりちょっとふえるというふうな状況等のもとに置かれますので、やはり社会増については対応しなきゃならないんじゃないかと、こう考えております。その手だてとしましては、５２ヘクタールの西平山の区画整理の中から小学校、中学校というものがお願いできればいいということを基本にしまして、あるいはさらに、その地区内での交換と、ほかの民有地との、要するに交換等も、社会増に向けては考えていかなきゃならんと、５３年４年当時の自然増というものについての対応については、人口が鎮静化したということでございますけれども、この先々の見通しについては、その見通しに従った対応を考えていかなきゃならないだろうとこう思っておるわけでございます。中心的には西平山の区画整理を考えておるわけでございます。そういうふうな状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは、それぞれにわたって要望も含めて再度お伺いしてまいりたいと思います。

最初に、区画整理との関連でございますけれども、私も、これからの推移、あるいは計画、展望、こういうものをお聞きしたわけでございますけれども、先ほどの答弁の中では、余り明確な展望、推移はないようでございます。したがって、それはそれとして、特にこの地域は大変交通不便というふうな関係も含めて、従来から国鉄駅の新設と、こういうふうな希望、願望

も強く― これは、これまでの夢なり構想に近い話になるかもわかりませんけれども、現在特に立川、あるいは国立、こういうところに一定の予定された新設駅の促進、こういうことが言われてきております。したがって、特にそうした面からも、八王子・豊田間、こういうふうに区画整理との関連で、こうした構想等を持たれたらどうだろうと、あるいはお持ちになれませんかと。この点をひとつ再度お聞きをしておきたいというように思います。

さらに、２点目ですけれども、教育次長さんからお話ございました特に第二小学校の問題です。応急の場合はプレハブで対応したいんだと、こういうことなんです。私の言っているのは違うんです。プレハブとか緊急的な仮設だとか、こういうものをなくなすためにどうするんだろう、あるいはどうすべきだと、こういうことなんです。全然反対なんです。したがって、現状でも1,０００名を超える学校になってきておるんじゃないんですかと。これを、ふえたらプレハブでやりますよ、と。これは、教育次長の感覚と私の感覚と１８０度違うんですね。これは、ぜひひとつ再度御答弁を願いたいと、こんなふうに思います。

さらに、生活道という面で、平山台の区画整理との関連でございます。当然西平山の区画整理も関連のあることは十分承知をしておるわけです。ただ、現状やはり、たとえば補助１２号、当然つくらなきゃならない道路なんですから、補助１２号までひとつ促進をしたらどうだろう。これは、できるような条件にあるんじゃないのかと、こういうことなんです。これも、区画整理が進まないとできないと、こういうことじゃないんじゃないですかと、こういう質問でございます。

さらには、交通安全対策等についてでございますけれども、御承知のように皆免許、あるいは車社会、こういうことが言われますように、生活に、あるいはお勤めに欠くことのできない、言ってみれば日常必需品的な要素を持ってきておるわけです。特にこの点でいつも気になるのは、東京都の助成、こういう関係で整備がなかなか進まない、あるいはおくれがちになると。こういうことでございますけれども、この点については、単独でもやらなきゃならない緊急切迫した問題だと、こういう受けとめの中で、ひとつ対応願いたいと。これ、希望だけにとどめておきたいと、こんなふうに思います。

さらに、生活雑排水等については、特に先ほど触れましたような状況もございますので、積極的なひとつ努力をさらに今後要請をしてまいりたいというふうに思います。

次に、公園遊び場、あるいは地区センター等の問題ですけれども、生活環境部長の答弁等によりますと、３００メートル半径で少し外れると。しかし、大変細長い地域だから、なかなかマルをかけばみんな八王子市になっちゃうと、こういうふうなことと、さらには、最終詰めの段階だと、こんな話もありました。私は、むしろ最終詰めの段階だというような認識でなくお聞きをしておるということです。したがって、たとえばそうした特殊な行政境の地域、あるいは、マルかいたらみんな川になっちゃうというような地域もたくさんあると思います。やはりこの辺は、いま少し幅を持った対応をしていく必要があるんじゃないか。特に、先ほど触れました６０軒、７０軒の実際世帯が、あるいは居住者が３００人、あるいは２５０人というふうにおられるわけですから、この辺の、ただ単にマルかいたら３００から入ったよ、外れたよというふうなことでなくて、いま少し温かい行政をする必要があるんじゃないかと、こんなふうに思います。

さらに、最後の、行政サービスと、こういう問題でございますけれども、ぜひ動く窓口車等は、税務徴収、こういうふうな事務が主体的になってきているということですけれども、これがやはり市民に直結した一つの大きな事務処理の要素になっているんじゃないかというふうにも思います。しかし、現在相談等も一応受けつけるけれども、取り付けだというふうな感じでございますけれども、この辺も、その場で適切な処置助言、こういうものができるような体制には、この窓口車等の充実を図ることができないかどうか、というふうなことを再度お聞きをしておきたいと、以上です。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　西平山、つまり川北平山地域と言われる日野の西に当たる地域でありますが、御指摘のとおり、日野の都市化する状況の中からは、まだ都市整備が行われてない。そのために一方には既存の道路や、あるいは水路を利用して生活をしておられる、そういったゆがみが多いということは、よく承知しております。したがいまして、基本的には区画整理方式を中心といたします、生活環境並びに都市施設の整備をいたしたいという考えをもちまして、ここ数年にかけていろいろと、そういった準備を進めてまいっております。その一つが、住宅都市整備公団との取り組みという形になっております。

そして、担当部長が説明しておりましたが、現状把握、つまりかなり細かい折衝をしての把握の結果といたしまして、ちょうど決断をする、そういう焦点にあると、このような感じがいたしております。公団側の調査によりますと、つまり先買いが前提条件の一つとなりますが、

その先買い約１０ヘクタールの希望に対してといいましょうか、計画的希望に対してその半ばくらいは可能であるというふうな把握をいたしております。なお私どもの、地主さん、あるいはリーダー的な立場におられる方々の御理解をいただいて、一歩前進をし何とか方向を定めていきたいと、こういう状況にございます。それが実現いたしますと、かなり基本的な幹線道路、あるいは下水道も現在の下水道を、より直接つなぐ形で計画の中の減歩率等も低減をさせたり、そのようないろいろな実現への努力を進めてまいっております。そういう状況にあるということを、この段階で御報告をしておきたいと思います。

それから、かつて中央線の豊田駅と八王子駅の間が、中央線の中でも一番長い区間だと、少なくも八王子までの間では一番長い区間だと、こう言われ、そして、地域に、特に豊田団地の開発が行われた際には、新駅をあの場所につくりたいという願いから、ある程度そういう説明もされたと聞いております。今日、新駅をつくるということは、私は、地主さんの取り組みによって、あるいは行政のそういったリーダーシップによって不可能ではないと思っておりますが、地主さんの方からその声があがるということは現状ございません。今日新駅をつくるには、必要な駅前広場等の用地を確保しなければなりませんし、それから、駅そのものの建設につきましても、地元負担ということになってまいります。このこともあわせて、相当長期的な考え方をもって取り組みを進めていく、そういう基礎条件が成り立つかどうかを十分検討いたしたいと、こう思っております。

それから、小学校の、特に二小と、それから、滝合小学校の関連におきまして、教育委員会では比較的現実的にここ数年間のことを考え、それから、われわれは、もっともっと長期的に物を考えるという分担がありますので、助役が答弁しておりますとおり将来構想としては、これらを母体校とする中間の小学校が、いずれ必要になると。そして、日野市は御承知のとおり、現状１５万の人口でありますが、特に区画整理を行い、住民人口を受け入れる、そういう施策を進めております。したがって、常に自然増のことのほかに、社会増のことをしっかりにらんで、学校の配置整備のことも考えなければなりません。したがいまして、都市計画事業を実施するとすれば、当然そういう要素を重点に考えていくところであります。

近ごろ鉄道、いわゆる国鉄の行革の問題に伴いまして、用地の処分も場所によっては話題になるというふうに聞いておりますので、その際に、現在の国鉄所有地が、そういうことの関係で話ができるならば一つの方法であると、このようにも考えられます。

生活道路、それから、補助１２号線の促進ということであります。もちろん今日の現状の中でも暫定措置として下水のこと、あるいは細かな道路のことは十分対処していかなければなりませんので、特に１２号の促進については、引き続き取り組んでいきたいと、このように考えます。

それから、公園、遊び場、あるいは地区センター、これらは、いま指摘されておりますのは、主として豊田団地周辺のことで言われておりますが、用地がありさえすれば、むしろ積極的に取り組みたいとこう思います。地区センターは、日野市の市民施設と申しましょうか、行政側から言うと、一つの施策でありますが、これくらい重宝がられ、役立っておる、また日野市の街づくりに貢献をしている施設は、小さい規模でありますけれども、最高だというふうな評価ができると思っております。５０に到達したから、これで事足れりということではなくて、なお今後とも地域地域に用地を得て、そして、もっと積極的にその数をふやしていくと。こういうことは、まだ今後長期に続くべき問題だと思っております。

それから、行政サービス窓口等のことがございますが、当面一方には行政改革簡素化の問題があり、それから、市民利便を図っていく、また一方の問題がありますので、それらの兼ね合いの中で一番適切な方法を実施していきたいと、こういうふうに考えております。

バス等の問題もあわせまして、これらが交通条件が整備されるならば、また、それに伴っていろいろなサービスもより密度高くできると。ただ、不便であるから、積極的に出前的サービスを行うというやり方もあるわけですが、そう広い市の範囲ではございませんので、できるだけ交通利便をよくして、そうして、市の行政と、それから、前線とが— 前線といいますか、住民の方とが疎遠な関係にあってはならない。より密接にするには、やはり交通問題、それに伴うまた道路整備、特に下水道のことについてはきめ細かに取り組んでいくべき重要課題だとこのように思っております。

不十分ではありますが、このような広範な西平山方面の問題提起をいただきまして、今後とも十分御指導もいただきながら進めてまいりたいと、このようにお答えをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１７の１、東平山、西平山地区の生活課題への対応と促進に関する質問を終わります。

１７の２、請願・陳情を先取りしての行政の推進についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

○２４番（中山基昭君）　請願・陳情を先取りしての行政施策の推進についてでございます。時間もございませんから、余り多く申し上げることができませんけれども、請願や陳情によって多種多様な、しかも切実な課題や問題が提起をされ、要望をされてきております。もちろん請願は、国政へ請求権を基調にしながら、国会法あるいは地方自治法に基づく、政府や自治体の機関に対する意見や希望の表明ではないかと思います。市民参加、市民連帯の行政を進めるためには、広報や公聴とともに大きな役割りを果たしながら、議会や行政に新鮮な世論を注入し、さらには政策形成にも大きく寄与するのではないかというふうに考えております。しかし、行政視察等を通しまして、私も類似の都市等の状況に大きく関心を寄せているわけでございますが、日野市は大変に請願等が多いということでございます。これまでの実績等を調べてみますと、５５年が３９件、５６年が４６件、５７年が６６件になります。さらには、常任委員会への付託別を見ますと、建設委員会に５７件実に４０％近くというふうな数字になるわけでございます。しかも、その内容が道路側溝の整備、あるいは排水対策、交通安全、こういうふうな要請要望が大変多いということでございます。高度な政策的な選択課題、こういうものは別にいたしましても、こうした実績などから、日常生活につながる身近な切実な課題が大変多くなってきておるということが受けとめられると思います。

そこで、市長の努力等の中で、対話集会や、あるいは各種の公聴活動、こういうものも定着をしてきているように思います。さらには、統計調査資料、あるいは意識調査、りっぱなこうしたものの、それぞれの資料等もございます。こういうものを十分活用しながら、少なくとも先ほど触れましたような、申し上げましたような身近な問題については、請願や要望の以前に、行政の大事な役割り、あるいは当然の仕事である。こういうふうな受けとめの中で、もっともっと積極的な対応をしていただきたい、あるいは対応が必要ではなかろうか、こういうことが一つでございます。

さらには、二つ目になるわけですけれども、特に請願につきましては、議会での意思決定、ここに大きく期待を寄せられるわけでございますが、議会の意思の決定以降、いわゆる採択以降ですね。執行側の処置状況、こういうものを見ますと、趣旨に沿って対処したい、あるいは努力をしたいと、こういうふうな内容が大変多いわけです。何か私は、困難や阻害の要因、こういうふうなものだけが強調されるような感じもいたすわけです。特に、さらにはこれまで議会サイドにおけるその後の追跡、フォロー、こういうものの不足、詰めもございますが、直接の

執行側におきましては、やはり切実な課題だと、こういうふうな面から、その必要性を十分認識をされて、ただ単に関係の部門等に任せるんでなくて、むしろ全体を挙げてその隘路を取り除くような努力、あるいはフォロー、促進、こういう面でうまく総合的な状況の把握、こういうようなことをしながら、その機能を確立する。こういうふうな対応ができないかどうかということを、ひとつお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

請願陳情というのは、これは、自治体機能の一つの大切な分野でございますから、大いに盛んであるがいいというふうに基本的には考えております。ただ、請願陳情に追われて、それの対応にもおくれるというようなことであってはならないわけでありますから、できる迅速に行っておくべきだということには、また、異論もないわけであります。

市内の、すでに生活環境、あるいは都市施設の整っているところ、あるいはまだそういう状況に到達し得ていないところ、いろいろな地域の、また特徴がありますので、出てくる住民要望にも、おのずからいろいろな、また形があるのも当然であります。

生活環境―下水でありますとか道路でありますという範囲には、なるべくこれを早く実施を行って、請願の要素もないということになれば大変願うところでありますが、その他の文化面、文化的な市民の活動というようなことにおきましては、一つの自治体としての特徴あるいはエネルギーにも相当するものも大変多いわけでありますので、両々相まって行政と住民のよりよい密接な関係で地方自治、そして、街づくり、特に今日はふるさとづくりという方面で発展ができることが一番望ましいと考えております。そこに隘路がありましたり、そごがありましたり、これは、現実の生きた世の中ですからやむを得ないものもあるわけでありますが、基本的な太い路線については、現在取り組んでおるところで大きく前進させると。また、細かい御意見も十分耳を傾けて、それに対するきめ細かい配慮をするということで、議会も十分、またその間に御審議なり御意見をいただきながら、よりよい自治体の行政を築き上げていくと、このようにお願いをしたいと思っております。

抽象的なお答えに終わるわけでありますが、御指摘の趣旨は十分尊重して、今後取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　前段の方の私の受けとめと、市長さんの受けとめと若干違うような感じをいたします。私は、請願が必ずしも少ない方がいいんだというようなことだけを申し上げているわけじゃございません。当然先ほど触れましたように、請願は、国政への請求権、あるいは国会や地方自治法に基づくりっぱな一つの意見表明の場でございますから、それはそれなりに大事にしていかなきゃいかんと思います。しかし、これだけが市民のエネルギーの活性化、あるいは総の集約、こういうことだけにはつながらないんじゃないかということです。いってみれば、先ほどの触れました身近な問題、こういう問題については、むしろ請願等が出る以前に、当然やらなきゃいかん。しかも、恐らく請願が出る段階では、それぞれの担当部門、あるいは担当者段階では、３遍４遍と指摘をされ要望がされている課題が多いと思います。しようがないからひとつ請願で出そうというふうな、せっぱ詰まった感じの請願というものもかなりあるんじゃないかと。こういうものは、ぜひなくなすような、ひとつ温かい行政を進めよう、進めましょうと、こういうことですから、若干の見解を申し述べておきます。答弁は結構です。

最後になりますが、そうした面から一層の親切な温かい、そして、信頼と参加の行政に、さらにさらに努力をされることを希望と要請をしまして、質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１７の２、請願・陳情を先取りしての行政推進をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１１時５２分休憩

午後　１　時　８　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１８の１、地震対策について問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（夏井明男君）　まず１問目の地震対策についてお聞きをしてまいります。

今日、地震が大きくマスコミで報道され被害状況も伝えておりまして、市民の関心も高いところでございます。本議会におきましても宮崎沖地震に対しては５３年に被害状況の視察をされております。その結果を報告されて、その上の提案だと思いますが、避難場所についての検討せよという意見が出ております。その結果、今回配付されました主要な施策の成果というところでその対策が講じられております。すなわち小中学校の単位とした学校通学区に基づく決定をしている。その結果を市内の４万3,４２１戸に対して、わが家の防災地図ということで配付をされて市民の避難場所等に対する意識の高揚を図ったということでございますが、意外に自分の近くの近所が、近所の学校が避難場所に指定されているということを御存じない方もいらっしゃるようですので、その辺の観点のことをお聞きしたいと思います。

さらに、これは特定の場所になるわけですけれども、吹上地区の、いわゆる黒川の緑地公園のところと中央線豊田から日野へ向かいます、ちょうど市役所の上がってくるところに吹上地区の住宅街が広がっておりますけれども、ここがちょうど袋地になっておりまして付近の住民の方等で大きな火災があったときには袋地のために逃げ場所がないというふうな意見が前から出ておりました。その辺、現場を見ますと都有地、国鉄の用地になるかと思いますが、袋地を解消するような道路を設けることが可能なのではないかというふうに思うわけですが、この辺どのようにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

特に実際に地震が発生して災害の発生した地域におきましては、実際住民がどういうふうな避難行動をとったかということをかなり前の段階から専門的な立場で避難行動の研究が科学的になされておりますけれども、いま申し上げました、いわゆる地区的な観点から避難行動の分析を踏まえた上で問題点のある個所が日野市内の中でもあるのではないかと考えますけれども、この辺将来の地震対策ということで研究され、対策を打たれてはどうかと思うんですが、この辺お聞きしたいと思います。

さらに細かい問題になりますが、上田２１１番地の用水が大谷宅、大鷹宅の隣、農業用水が流れておりますが、この上田２１１番の隣の所に資材置き場がございまして、ここに鉄骨の資材が高く積まれております。土台もかなり腐食しておりまして少しの地震で崩れ落ちてくる可能性が十分あると考えられます。このような個所をやはり日野市の方でも調べておかれて事前に対策を打たれるような考えはあるかどうか、お聞きしたいと思います。当然、私有地の中の問題でございますからむずかしいこととは思いますけれども、時間をかけながらこのような危

険な個所については対応されなければいけないのではないかと思いますが、この辺どのようにお考えになるか、お尋ねしたいと思います。

さらに、これは具体的な市民相談の中から出てまいった問題ですが、新町の８０代の御婦人の方が、娘さんが５０代の肢体不自由児の方がおられるわけですけれども、一たん急があった場合にはわれわれはどのようにしたらよろしいのでしょうかという話がございました。実際にはこのような一たん急があった場合に対応のできない方に対しては市の方で事前に掌握をされていて、されているという話も事前に受けたわけですけれども、この辺の対策として一つ提案をしたいと思うわけであります。

それは最近の研究によりますと、地震災害の中で意外に建造物内での事故が意外に多いというデータがあることがわかっております。つまり、たんす― 家具類等の倒壊によって家内で負傷するという問題でございます。日野市内におきましては過去どのような室内事故があったのか件数があれば教えていただきたいと思います。

この家具対策のおくれにつきましては、今般昭島市が今月の７日にまとめました防災に関する意識調査ということで、男女約１００人の方に電話ですけれども、アンケート調査をいたしております。その中で家具の転倒防止策につきましては４２人の方がしていないということで、３０人の方がこれから行うという結果でございました。昭島市におきましてはこの家具の転倒防止の必要を今後市の広報等でＰＲしていきたいということなんでありますが、この辺ひとつ日野市でも工夫をされてはどうかと思うわけであります。すなわち、現在デパート等で家具の転倒防止ということでかなり売られておりますけれども、一例を挙げますと、名称でたんすガードというのがありまして、これが１個４８０円、マグネチュードという商品名ですが、これが１個2,７００円から3,０００円ということでありました。で、それほど高価なものでなくても、皆さんも御存じだと思うんですが、家具の取りつけのアングルがあるわけですけれども、こういうものが、これは一つ７５円ですけれども、これが４５円、で、これが４０円なんですね。で、一つのたんすにこれを二つ固定すればかなりの揺れがあったときにも倒壊しないで済むということが言えるわけです。で、とりあえずといいますか、１戸、１軒当たりたんすが５個あるとしても大体７５０円ぐらいで済むんではないか（「……５個もあるのは 」と呼ぶ者あり）（笑声）たんすだけとは限りませんけれども、そうしますと先ほど申し上げました寝たきり老人の家庭であるとか、それから身障者のお持ちの家庭であるとか、さらには母子家庭の御

家庭であるとか、いわゆる対応に非常に即応できないような家庭に、２００世帯の方にお渡ししても、おつけしても数十万円で済む金額です。で、あと、これは前から市長も御答弁なさっていることなんですが、一たん事があったときには隣近所の連携が必要であるということをお話なさっているわけですが、これは実施するにつきましての、たとえば隣近所といいますか、その近くで高齢者事業団の登録をされている方にその地域にお住まいの方の所を担当していただいて取りつけ作業をしていただく。それを踏まえながら地震対策についての話もできますし、地域のコミュニケーションといいますか、新しい、いわゆる連帯といいますか、地域の和ができるきっかけにも一つはなるんではないかというふうに考えております。

特にこの点はコミュニティー予算ということで、前回ですか、前々回ですか、予算が組まれたことがありますけれども、現在の社会は生産と消費というところが分離している。実際、そういう中から新しい社会の秩序づくりも必要なんだというふうな議論が出ているわけです。そういう意味からコミュニティー予算ということも組まれて地域の和といいますか、そういうものを新しくつくり上げていく場面も出ているというふうにお聞きしてますので、市としましては建物をつくるとか、そういうふうなものをつくることも大事でしょうが、やはり１歩進めまして、こういうふうな小さなことですけれども、そういうふうな流れを勢いづいていくような作業もこれからはやはり大事なんではないかというふうに思うわけです。で、これを特に強調しますのは予算的にもそれほど多くない額ですし、効果も非常に大きいという点です。

それで、これはちなみにお聞きしたいんですが、ことしの地震防災関係でどのぐらい市が予算を支出しているか、その辺をお聞きして、ぜひ、この制度等実行に当たりましてはかなりいろいろな問題が予想されますけれども、ひとつ試みられてはどうかと思うわけです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　幾つかの御質問の中からお答えできるものについてお答えをさせていただきます。

最初に避難場所でございますが、避難場所は５６年に消防委員会の避難場所の見直しをやっておりまして、その結果、従来の２３カ所を現在の１８区域３７カ所にふやしてございます。

そして避難場所について大方の市民の方が余りよく知ってないんではないかという御質問でございますけれども、避難の案内板につきましては年次計画を持ちまして各避難場所に案内板

をつける計画ができ上がっておりまして、すでに半数近くの個所にその避難案内板ができております。

それから避難場所の掲示でございますが、これは避難の案内板ほどではございませんが、それでも現在多少の避難場所の掲示ができております。

それから道路 — 黒川の道路、それから上田の古物商の積み上げてある物件、こういう特定の場所につきましては、人命最優先でございますので私どもこれからその場所に出かけまして適切な処置をとりたいと思っております。

それから室内場所の家具の件でございますけれども、宮城県沖地震 — ５３年の地震でございますが、このときの地震の特徴といたしまして家具の転倒がたくさん出ました。これを教訓にして、いま御質問のような金具を家具に取りつけてその安全を図るということがなされてきているわけでございますけれども、日野市内の家具の転倒による被害状況でございますが、これはございません。また消防署に問い合わせたところでも、この事故件数はございません。

お隣の町田市がせんだって8月8日、12時48分に発生いたしました神奈川県西部を震源とするマグニチュード5.8の地震がございましたけれども、その地震の直後に電話アンケートによりまして100世帯から回答を引き出しております。その中に室内の状況について聞く項目がございまして、転倒物などがあったかどうか。この問いに対して100世帯のうち63世帯の方が転倒があったと答えております。火を消す方は地震がぐらっと来て火を消す、すぐ火を消すということはよく周知徹底されましてほとんど100%の方がぐらりと来たら火を消しておるんですけれども、この家具の転倒は高い数値になっておるのが特徴でございます。どんな物が倒れたかと申しますと置物でございます。花瓶とか置き時計、人形など、そういったたんすの上にちょっと置いてあるような置物が４５件落ちてきた。そして食器戸棚のような大きい物になりますと今度は５件と数が急減いたしますけれども、それでも５件の物が倒れている。消防庁の指導などにもございますが、まず火事の方の心配はないんだけれども、この家具の転倒については今後十分に気をつけなければならない問題だろう、このような見解をとっているわけでございます。転倒が６３件、それから転倒が全然なかった家庭は３１件、そういうようなデータが出ております。それから火を使っている人が火をすぐに消したというのは１００％の家庭が消しております。１００世帯の任意抽出によりまする電話アンケートの結果でございます。

それからさらに災害対策とか避難訓練、そういったことにどのくらいの予算を使っているか

というお尋ねでございますけれども、消防訓練の予算といたしましては消防団員の報酬がございまして1,９００万ほどこの報酬に使われます。それから団員の訓練、これは火災予防でございますとか、水防訓練、あるいは、せんだっての防災訓練、それから歳末の警戒、そういった訓練に要する費用が２１０万ほどございます。それから機械器具の借り上げでございます。せんだって浅川河川敷で行われました水防訓練の後の地ならしですね、そういったようなもののためブルドーザーを借り上げるような費用、これが２２０万ほどでございます。それから、さらにそういった訓練に出動されます医師の方への謝礼、これは契約に基づいて謝礼が支払われますが、２０万ほど年間組まれております。合わせて2,３６５万4,０００円ほど防災訓練関係の予算が５８年度は計上されております。

それから防災対策の方の予算でございますが、常備消防費として、これは東京消防庁に支払うお金でございますが、７億4,４００万円ほど組まれてございます。それから非常備消防費でございますが、7,４４０万円。それからさらに消防施設の整備費、これは５８年度予算に新しく消防ポンプの自動車を３台ほど購入いたしますが、そういった費用でございます。それが4,０００万。

それから災害対策費。防災無線なども、これも３カ年の年次計画で整えてまいるための今年度の費用が見込まれておりますが、これが4,２００万。締めて９億ほどの防災対策予算を組んでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　現在の日野市においては家具類による事故等はなかったということでございますが、実際に家具等が転倒するような地震が将来十分起こり得るわけです。実際そういうふうなことになりますと、けがも出るでしょうし、けがも大きいということになると思います。実際そのような対策 — 家なりの対策についてはおのおのの責任でやるのが筋であるということも一応わかるわけですけれども、これだけ防災関係の予算を９億ぐらい使っているということでございますから、先ほどの一軒で大体７５０円ぐらいのものが実際に行動が不自由な方のところへ実際に取りつける作業というのは予算的に見ましても、また事故の対策上からもそういうふうな概念を吹き払うぐらいのことであると私は考えております。その辺の市長のお考えをお聞きしたいと思います。

さらに先ほど特定の吹上地区における地区内の避難行動の研究を踏まえてそういうような個

所について研究する必要性があるのではないかというふうに私はお話ししたわけですけれども、その辺の点。

第３点としては、先ほど上田の具体的な地名を挙げてお話ししましたけれども、こういうふうな個所について市の方でも実際に仕事をされている中で気がつかれている点もあると思いますので、その辺集計されて対策をとっていかなければならないのではないかと思いますが、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その辺、市長のお考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地震災害の発生ということが近年いろいろ憂えられておるわけであります。自治体行政といたしましても市民にいろいろの形で、まず緊急時の避難行動をやっていただく、また、その心構え、用意等を呼びかけておるわけでございます。こういう問題ですから何回やってもやり過ぎということはないことと考えておりますので一層機会をとらえて自主的な避難行動について大きい対応が可能なようにしていただきたい、このように考えます。

そこで具体的に効果があるということはやっぱり何でもやるべきだというふうに思います。もっと本当ならば自覚を高めてほしいわけでありますが、これもやっぱりこちらの熱意が伝わるということでなければいけないかもしれません。避難場所等の一応の対応は全般的にだんだんと具体性を高めて市民に行動をとってもらえる、そういう取り組みをやっておりますが、これとて、また、まだよくわかってないということも言われるとおりです。

そういうことでございますので、御指摘の点、なるべく密度を高めて避難、危ないことは予防するということをやっていきたいと考えます。

たとえばブロック塀の倒壊について診断をするための機器の設置などもやっておりますので、これらのＰＲももっと行いまして自主行動もやっていただく、あわせてまたそれの理解や助成によっての実態が進むようにやってまいりたいと思います。何といいましてもふだんの心構え、あるいは対策こそ大切でございますので、いろいろな御指導をいただきながら、また消防署それから消防委員会等の積極的な助言ももらいながらやっていきたい、このように考えます。以上でございます。（「身障者」「あと２点」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　寝たきり老人あるいは身障者世帯にそのような家具の転倒

防止のようなものを配付したらどうか、こういうことでございますが、これにつきましてはよく検討いたしまして、また検討してみたいというぐあいに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　以上で第１問目を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１８の１、地震対策について問うに関する質問を終わります。

１８の２、市民の健康対策の今後を問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１６番（夏井明男君）　それでは第２問目としまして健康の問題についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

日野市におきましては他市に遜色のない各種の住民健診制度が行われております。さまざまありますが、胃の検診、住民健診、子宮がん検診等、また幼児の健診等、結核検診等、かなり制度的に充実しているわけであります。

そこで、これはことしの馬場繁夫議員の質問に対して、生活環境部長の方から答弁があったわけですけれども、この制度の受診率については予算の積み残しがある。これをかなりそういうことのないように充実をさせていきたいという御答弁がありました。今回、３７年から５７年までの約２０年間にわたる市民健診の年代推移の統計をいただきましたけれども、それを見ますと住民、たとえば住民健診だけにしぼって申し上げますと、昭和４７年には予定を４００人としていて２７８人の人が実際にそれを受けております。その中で精密の検査が必要であるというのは６５名でありました。年々これがふえてきまして、現在ではあさってからやはりこの住民健診が実際に行われるわけですけれども、現在、予定数を1,５００人にしまして、５７年ですが、それによりますと1,１７１名の方、1,５００人中1,１７１人の方が実際に受診をされ、その結果、精密の必要性があると、精密診断の必要性があるというのが２９０名ありました。

この結果を踏まえますと、他市また都心の区部に比べましても住民の健診数さらには実施の数等それほど悪い成績ではない、むしろ、いい成績であろうというふうに思っておりますけれども、５７年にはやはり３３０名の方が受けられる予定額を予算の積み残しということであったわけです。この差はやはりどういうところに原因しているのか、工夫をしていかなければい

けないという前回の答弁にもあったわけですけれども、この辺、私も実際に今月の９月に載った広報を見ました。それによりますとかなりこの辺の広報的なところにも問題があるのではないかというふうに思います。それを工夫しますとかなりの方が受けられるんではないかと思います。

ちなみに、どういう点が問題であるか、さまざまな技術的な問題、制度的な運用の問題であると思いますが、率直に疑問に思った点を申し上げます。

まず、健診の日時なんですが、この表によりますと、広報に載りました表によりますと、これですけれども、これによりますと実際の健診日が午前、午後というふうになっているわけです。で、これは申し込みのときに説明会をするのであろうと思いますが、やはり午前、午後という記載ではなくて、申し込みをする前に健診日はいつかということを予定しながら申し込まれることが常識的だろうと思います。午前、午後というふうな分け方ではなく、何時から何時までというふうな、やはり広報の載せ方がやはり必要なんではないかと思います。さらに、ここでは説明会健診会場が２カ所― 潤徳小学校体育館と、それから第六小学校の体育館というふうになっているわけです。で、古くから日野市にお住まいの方はすぐあそこの場所かというふうにわかるわけですけれども、それほど新しく― 比較的新しい方はすぐに場所等わからないことが多いわけです。そういう意味ではやはり地図等も掲げておいてあげた方がいいんではないかというふうに思います。さらに健診日時につきましては日曜日が入っていないわけです。これは当然健診をしてくださる方の問題があると思いますが、やはり大ぜいの方に受けていただこうという視点から立てば日曜日等も考えていいんではないかというふうに思うわけです。さらに問題は、この健診を受ける申し込みなんですが、潤徳小学校の場合は９月１７日の土曜日に２時から３時ということで１時間です。第六小学校の体育館の場合もやはり９月２４日、土曜日、２時から３時。申し込み受け付け説明会が２時から３時という時間帯なんですね。１時間なんです。で、これは１時間のこのうちに申し込めなければ、申し込まなければ受けられませんよというふうに普通とるわけです。１日しか申し込みの日にちを設けないことも問題ですし、さらに時間を１時間しか設けなかったということも非常に問題ではないかと思います。で、ちなみに問い合わせがありましたので、代理でもいいのかということで問い合わせしましたら、代理でも結構ですというお話がありました。しかし、この表には載っておりません。載せるかどうか、また、これ問題になると思いますので、それほど私も言いませんけれども、あ

と、ここでは担当が健康課というふうになっているだけなんですね。で、この表だけでは具体的に初めて受けようと思う方はいろいろ疑問が出てくると思います。そういう点では担当が健康課というだけではやはり問い合わせもしにくいんではないかと思います。で、この辺の工夫がやはり広報として必要なのではないかというふうに思います。

さらに、これが３５歳以上の方というふうになっているわけですが、以前は３０歳以上の方にということで、事実上は制約、要するにこの制度の恩恵に浴する対象の者は制限されております。この辺、どのような観点からお決めになったのか。確かにほかの市では４０歳等ということも聞いておりますけれども、そういう観点から見れば日野市はよくやっているというふうに言えますが、現行の、この３０歳以上から３５歳以上というふうに制限された理由がどこにあるのか教えていただきたいと思うんです。なぜかと申しますと、日野市の資料によりますと、死んだ方の話になって恐縮なんですが、３０歳代の死んだ、亡くなった方の推定が３５歳以上とそれほどかわらない、むしろ同一のようなデータが出ております。病名等が実際あるわけですけれども、悪性新生物というふうな名前で出ているのが多いわけですけれども、そういうふうなデータを見ましても３０歳から３４歳の男女の方で合計すると１２名の方がいらっしゃいます。３５歳から３９歳の方が９名ということで、むしろ３０歳の方から受けさせていく制度ではないか、むしろ住民健診を拡大していく必要があるのではないかと思いますが、この辺、市の対応に率直な疑問を持っております。

重ねて今回５８年の２月１日から老人保健法が施行されたわけでありますが、これは無償が有償になった、一部負担になったということがかなり強調されているわけですけれども、実際に長所の面といいますか、そういう点もあるわけです。すなわち４０歳以上の人々を対象にした保健事業を実際にやっていくというふうなものが出ております。たとえば健康診査の受診者に対しては健康手帳を交付してその結果を記録するなどする。さらに健康教育を行う。また健康相談にも応ずる。循環器等がんを中心に健康診査を行う。さらには機能訓練等も行う。すなわち脳卒中で後遺症等で体の不自由な方に対してはそういうのを行う。また在宅で寝たきりの人に対しては保健婦などによる訪問指導を行うということで、むしろ４０歳以上に対しては一律にやっていこうということが国の姿勢としても出ているわけです。そういう意味から言いますと日野市はある意味で先取りをしているわけですが、そういうふうな観点から見てもこの住民健診というのは非常に大切な制度ではないかと思います。実際にこの住民健診を受けられて

要精密ということで精密検査が必要であるということで、恐らく病気の悪化を取りとめて明るい家庭に戻られた方も多数いらっしゃると思うわけであります。そういう意味から、いま一歩予算の積み残しというふうなことではないように本腰を入れてやっていただきたいと思うんですが、その辺の決意のほどを、これは市長に特にお聞きをしたいと思うわけであります。

さらに、これは比較ということで私は申し上げるのではないんですけれども、市の職員の方の健康診断はかなり効率が高いわけであります。すなわち５７年の今回渡された資料の中にも定期健康診断ということで５７年の６月に８、９、１０、１５、１６、１７と委託が市立総合病院で対象者1,４１６名中実に1,３６６名の方がこの定期健康診断を受けております。これはやはり取り組み方の姿勢の問題がかなりあるのではないかと思うわけです。

いろいろな健診がございますけれども、たとえば幼児健診等につきましては母親が注意して本人の有無を言わせるといいますか、母親の愛情を担保にしてかなり高率な受診が、診断が行われているわけですけれども、この住民健診におきましては自分の健康は自分で管理をしなければいけないというふうな観点から当然だとは思いますが、このぐらいの広報を載せれば後は自分の健康のことだから、注意すればそれなりの対応をしてもらいたいという考え方もわかるんですが、市また区によってはこのような健康診断の知らせを各戸に配付しまして、そのお宅へ何のたれ兵衛様ということで、実際に個々に通知を出されている例もあるわけです。ですから、そういう例を考えますと、ひの広報にこのぐらいの紙面で載せるのではなくて、むしろ別紙といいますか、そういうもので別枠で全戸に配付されても十分価値の高い制度になるだろうと思うわけであります。

さらに、これは後でもお聞きいたしますが、国民健康保険の医療費が５１年から５５年の日野統計によりますと、５１年、昭和５１年の一世帯当たりの医療費が１４万8,０００円であったのが５５年におきましては２２万7,０００円に増大をいたしております。単純な比較はできないと思いますが、一軒当たりの医療費、一人当たりの医療費を比べましてもかなりな額で増大をいたしております。そういう意味からも老人に対する健診制度も実際行われていますが、これはパーセンテージが非常に低いわけであります。約４０％をいかないというデータが今回の日野の職員の方で行政実務グループ研究というところで特別研修の一環で報告がされておりますが、その中にも４割にもいかない程度の話が出ております。特にここでは成人病の予防ということで、いま詳しくお尋ねしましたけれども、老人に対する健康診断というのはむしろ力

を入れていかなければいけないというふうに思います。中には会社でやっているとか、いろいろなことによって受けられない面もあるわけですけれども — 受けない理由があるわけですけれども、そうでない方も実際いらっしゃわけで、その辺の根本的な１歩入った施策が必要なのではないかと思いますが、この辺の取り組みの姿勢を特にお聞きしたいと思います。

さらに、これは日野市の蚕糸試験場跡地 — 蚕糸農林省跡地に郷土資料館をお建てになるというお話がございました。私も必要な資料館であると思っております。さらに医学といいますか、病理という、病気という、そういうふうな資料を集めた資料館という名前まではいかないまでも、たとえば保健所に健康食品のサンプルが出ておりますが、市民の方に医療についての関心を高めていただくような、健康保持を高めていただくような資料館とはいかないまでも一つのコーナーを設けられて啓蒙を図られることも当然必要になってくるのではないかと思いますが、提案でありますが、どういうふうにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

それからさらに健康の問題では国におきましても病気になって金をかけるよりは病気を早期に発見して金をかける。病気になりにくい体にしていくというふうな形で流れているようでありますが、健康増進にとっては言うまでもなくスポーツの振興が大変重要であることは申すまでもないと思います。過日、私は東京都の東京湾岸のごみ投棄の埋立地に東京都でかなり強力にスポーツ施設、レクリエーション施設を建設を進められている例をこの夏見てまいりました。そのとき思いましたのは日野の市民が利用するには余りにも遠いな、事実上、東京都で建設するけれども、利用するのはむずかしいというふうに思って帰ってまいりました。そこで、これは馬場弘融議員の夢の延長に似てくるかもしれませんけれども、ひとつ提案なんでありますが、要するに多摩川と浅川の合流地点の所に清掃工場があり、行く行くは終末処理場をつくるということでございます。で、あの地点に清掃工場等から出る熱エネルギーを利用しまして温水プールを、温水プール、また温泉とはいかないまでも、そういうふうな総合的なものをつくったらどうかと提案したいわけであります。この温水プールにつきましては１年じゅう使える。普通のプールですとせいぜい使えて４０日間ぐらいしか使えません。で、このために学校等でプールをつくり、さらには市民プール等も利用しているわけです。ところが、温水プールにつきましては大体１年じゅう使えるということですから、かなり施設の利用効果も高いんではないかと思うわけであります。で、こういうものを多摩川と浅川の合流地点につくりまして熱エネルギーを使うわけですからそれほど燃料費もかからない、ほとんどかからないというふうに素

人ながら考えるわけですが、そこを起点にしまして、たとえば仲田緑地に総合体育館等もつくる予定があるやに伺ってますが、さらには浅川にジョギングコース、サイクリングコース等で、サイクリングでしたか、掲示板をつくるということがありました。で、そういう地点に浅川の土手その周辺にジョギングコースなりサイクリングコースを延長して三角地点までもっていく。多摩川の土手におきましても合流地点までもっていく。さらに仲田緑地のところからもジョギングコース的なものをもっていく。さらに万願寺地区にはモノレールの駅ができる構想があるやに聞いてますが、そこからも、遊歩道とはいかないまでもそういうようなコースを設ける。市民の方が運動しながら温水プールまで到達できる（「すばらしい」と呼ぶ者あり）という現在の既存の土地を有効に使いまして健康的な対策をつくられたらどうか。お年寄りも若い方もそういうところで地域の友好の輪を深めるということも大事なのではないかというふうに思いますが、この辺、市長、どういうふうにお考えになるかお尋ねをしたいと思います。

特に、これは余暇の時代に入ったと言われておりますが、そういう観点からも日本人は非常に余暇の使い方が下手くそであるというふうに言われますが、下手くそなのもありますけれども、実際にはお金がなくて実際に行けないという事情もあります。で、こういうふうな余暇の時代に入っているわけですから、そういう点からもこのようなものも必要ではないかというふうに考えますが、その辺いかがなものでございましょうか。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　いろいろな御質問が出ましたが、生活環境部所管のものに限ってお答えをさせていただきます。

現在の住民健康診断が余り知られていないんではないか、こういう御質問でございますが、本年度は潤徳小学校の体育館を会場にいたしまして高幡から東、浅川から南側の地域、さらに第六小学校の体育館を会場にいたしまして日野台、多摩平、旭が丘、豊田、東豊田地域の方々を対象に住民健康診断を行ってまいる予定でございます。

昨年はそれぞれの会場２会場の合計が1,０００名でございましたが、本年度はその人数を２５０人ずつ広げまして７５０人の２倍1,５００人を予定してございます。９月１７日に潤徳小学校で行いました説明会には約６５０人の方がお見えになりまして説明を聞いて帰られました。それからさらに先週土曜日９月２４日、第六小学校の方の説明会につきましても若干の定

員の余裕はございましたが、５００人程度の方がお見えになっているわけでございます。

さらに、この年齢の問題でございますか、老人保健法によりまして保健事業の方はこの住民健康診査は４０歳以上を対象に行いなさいということになっておりますけれども、日野市におきましては、それをさらに５歳引き下げまして３５歳から該当者としてお願いをしてございます。

それから申し込みの時間の１時間は少ないのではないか、さらに住民健康診断の日数も少ないのではないか、こういう御指摘でございますけれども、一番隘路となっておりますのは住民健康診断を行う専用の施設がないということでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）きょう、今年は潤徳小学校と第六小学校の体育館をそれぞれ説明会を含めまして５日間お借りしております。学校側の絶大な御協力だと私は考えております。運動会の時期に５日間体育館をお貸し願えるのは大変なことだと思っておりますが、そういった学校施設の借用、そういう関係から時間の制限あるいは日にち、回数の制限というものが生じてくるわけでございます。御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　総括的なお答えとして何点かの所見を申し上げたいと思います。

住民健診は本来有職 — 職があって勤務している方はその勤務の先で受けられるわけであります。しかし、それを漏れてといいますか、該当しないで在宅の方、あるいは小さな職場の方というふうな方がどうしても漏れますのでなるべくその方々にも機会を活用していただくように努めとるわけではあります。ただ、そのＰＲの仕方が不十分でありますとか場所の設定の問題等指摘があったわけでございます。広報のみでかなりよく知られてはまいりましたが、広報のみでは不十分かもしれません。もっと広報記事の工夫ということにつきましてもより的確な方法を考えてまいりたい、このように思っております。

健康こそ、まさに個人の一番幸福、生きがいの基本になるものであります。したがって、近ごろ、かなり皆関心を率先して払う時期に入ったと、このようには思います。したがって、行政といたしましては、なるべく医療という前提に — 医療の前に健康、つまり保健、医療を必要としない健康を保持する。もっと進んで健康を増進する。そのためにスポーツやあらゆる手段を使う、こういう関連性があると思っております。したがいまして、いわゆるスポーツとし

ての社会教育的な観点ももちろんでありますが、健康増進のための、御指摘のとおりのジョギングコースあるいはサイクリングロード、その他温水プール、これらもまことに適切な日常的な利用の場ということでありますのでより積極的に計画を進めてまいりたい、このように考えます。処理場地域の余熱利用ということもありますし、それから旧庁舎のかねがね構想を進めております生活センター、保健センターの機能の中にも進んで体操と申しますか、近ごろいろいろとそういう傾向が進んでおりますので、体操の自分でできるスペースでありますとか、あるいは温水プールを施設するということは設計の中になるべく可能ならしめるように考えたい、このように思っております。日野市内にそういう場所を適正配置で３カ所ぐらいつくったりすることはそう将来困難ではないんではなかろうか、こう思います。

いずれにいたしましても、市民意識として健康増進の時代に入っていると思いますので、今度は行政側がそれに積極的にこたえていく、あるいは病気を駆逐することによって医療費の節減にもなる。こういう一石何鳥かのいい課題でありますので、この自主的な健康管理ということを中心に施策を進めていきたい、このように総括的にお答えをしたいと思うわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　最後に、この問題について要望しておきます。

成人の健康診断については各市ともかなり受診率が低いわけですけれども、しかしながら、工場とか学校とか組織のあるところではまず１００％近く受診を受けております。地域組織ということになりますと受診率が落ちるわけですけれども、これについては工夫をしていただいて、特にその長の配慮いかんによってはかなりの受診率が違うというデータも出ております。そういう意味から市長のこの健康についてはなお一層の取り組みを要望したいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１８の２、市民の健康対策の今後を問うに関する質問を終わります。

１８の３、高齢化社会に向けての日野市の対応策を問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１６番（夏井明男君）　次に高齢化社会に向けて、どのように市は対応していくのか、財政的な面からお尋ねをしてまいりたいと思います。

先ほど夢的な話をいたしましたけれども、それに水を差すわけではございませんが、財政を忘れて、これもあれもというふうなことでありますと完全に市の財政は破綻をいたします。破綻しますと福祉の切り捨てだけではなくて福祉そのものがなくなってくるという事態になります。近くは東京都の美濃部知事もかなり実績のある方でありますが、最後の運営期におきましては赤字団体転落寸前になったわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）現鈴木知事が財政再建を職員の生首を切らずに果たしたことは世間周知の事実であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そこで私は日野市におきましても、特に急速に高齢化社会に進んでいくわけですけれども、日野市におきましては大きな課題であります生活基盤整備事業、たとえば下水道、区画整理等あるわけであります。さらには既存の制度の維持等ございます。そこで、このような流れの中でどういうふうに財政見通しを立て運営をされているのか素人ながら率直にお尋ねをしてまいりたいと思います。

現在、財政支出を伴う各制度を今回の議会の中での話の中で思いつくままにお尋ねをしてまいりたいと思いますが、まず第１点は市内循環バスの計画があり、できれば来年春から実施をしたいという話でございました。当然会社との交渉でございますから、どのぐらい市の持ち出しがあるのか、大枠の財政的な裏づけがあっての交渉であると思います。その点、どのぐらいの財政規模を見ながらこの制度をお考えになっているのかお尋ねをしたいと思います。

第２点は福祉作業所が旭が丘地区センター―― 旭が丘地区につくられる作業が進められているわけですけれども、前回の馬場繁夫議員の質問の答弁で、市長は民営でお願いしたい、それが法人方式になるか、その辺はまだ具体的な煮詰めはないというお話でございました。しかし、民間に委託をするにしましても、やはり市の持ち出しがないというふうには私の考えでは言えないのではないか。やはり市の方からも持ち出しがかなりあるのではないかと思いますが、その辺、構想もかなり具体的に煮詰まってきましたので予算枠、大体市の方の持ち出しがどのぐらいあるのか、どの程度で抑えようと思うのか、その辺のお話をお伺いしたいと思います。

さらに老人憩いの家がつくられるわけでございますが、実際にこれも設計費も計上されて具体的な詰めに入っているわけですが、やはり、これもどのように運営形態を考えられておるのか、形態によってやはり市の予算のあり方も違ってくると思いますが、具体的な詰めに入っていると私は思っております。そういう意味でどのぐらい市でこの辺についてお金を使うと考え

ているのか、どのぐらいで抑えようと考えているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

さらに市民会館につきましては、これも具体的な問題として提起されているわけですが、市民会館に要する管理維持費等、運営予算といいますか、これにどのぐらいかけるおつもりであるのか、その辺、お尋ねをまずしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　最初のバスについての経費についてお答えしたいと思います。

バスにつきましては京王とただいま、この間も御説明いたしましたとおり路線を持ち込み、折衝を開始したところでございます。その裏づけとなる財政については補助あるいは委託にするについても一応財政運営上3,０００万程度を予定しております。

それから続きまして関連します市民会館の維持管理費でございますが、通常、あの程度の規模の市民会館になりますと１億から２億の間が維持管理費というような形になっておるようでございます。ただいまのところ市民会館の運営維持につきましてはいわゆる職員の直営という形よりは間接的運営を想定いたしております。その中で１億以下の運営ができればというように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　２番目、３番目。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問の２点目の旭が丘地域に建設する予定である福祉作業所の運営の状況はどうなのかという御質問でございますけれども、市長のお答えいたしましたように、一応民営というような状況で進めるといたしましてもやはり御質問にありましたように市の持ち出しは若干なりとも必要になるであろう、こういうぐあいに考えております。と申しますのは、この作業所に参ります国の措置費は１０分の８でございますので１０分の２は市の負担というような状況にならざるを得ないだろう、こういうぐあいに考えております。国の基準で考えるか、あるいは若干でも近隣の市町村がやっておりますように上乗せをした措置人員、こういうような形での状況を考えるかによってはやはり経費の算出の内容は変わってまいるかと思いますけれども、国の基準で計算をいたしますと大体経費は4,０００万程度、そのうち市の負担は1,０００万程度ではないか、こういうぐあいに考えております。

また老人憩いの家についてはどうかということでございますが、老人憩いの家はこの８月までに一応実施設計ができ上がったという状況でございます。今後この運営はいかにあるべきかということについて今後検討をしてまいるということになると思いますし、また、この運営の形態によっては積算の内容はおのずから変わってくるのであろう、こういうぐあいに考えておりますので、これについては現在検討中でございます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　わかりました。

それでは昭和５２年に日野市行政調査研究会報告書というものがございます。前回、今回の予算にもやはり行政調査研究ということで委託研究の予算が計上されて研究の活動が進んでいるやにお聞きしております。で、６年前のこの昭和５２年の報告書の主題は生活環境保全都市建設への提言ということでございます。最終的にはこのような提言も具体的に進めていくには財政的な裏づけが必要であるということで最後は財政の提言で終わっているわけであります。で、その中には個々さまざまな視点の指摘があるわけですけれども、将来の動的な社会に向けて財政のあり方については弾力的な財政対応にしておかなければならないというのが一つの提言の核になっているかと思います。その点から、この５２年の提言をどのように理解をされ、参考とされて市の運営に取り組まれてきたか、この点お聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

御指摘のとおりの意見がこの調査書には盛られております。弾力的運営という言葉の中は結局財政的に弾力がある、いわゆる硬直財政でない運営をしろという、趣旨というふうにわれわれも理解しております。御承知のように国の予算あるいは公共機関の予算といいますのは単年度主義でございます。その年に入る収入を全部消費するという形が予算編成上の骨子になっております。そういう中で弾力性をつけよという注文は理論的に言いますとある部分矛盾いたしております。しかし、われわれは、それがどういう意味からそういう提言がなされておるかを理解したつもりでございます。そのために５１年から基金制度等を設けて危急存亡というまでいかないにしても経済的情勢の変動等に対応すべく基金制度を活用するという形で幾つかの基金をセットした、そして今日に至っているというのがそれに対する対応ということがお答えになろうかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　それでは先ほど申し上げましたとおり高齢化社会に向けてそ

の対応を迫られておるわけですけれども、日野市におきましては生活基盤、特に下水道の問題が頭にぶら下がっております。その意味で、まず下水道計画につきましてお尋ねをしたいと思います。

先日の馬場繁夫議員の質問の答弁では財政課長の答弁でございましたけれども、事業の進行、時期によっては毎年 — 毎年といいますか、ピークどきといいますか、３０億の支出が見込まれるという御答弁がございました。この下水道事業はかなり大規模な予算を伴うことは都市整備部長のお話にもあったわけですけれども、それの年次財政計画といいますか、その辺の見通しをお聞きしたいと思うわけです。前回の答弁では３年計画、制度的なものがあって、その上での財政であるので、財政そのものの見通しというか計画的なものはないということはお答えになってたわけですけれども、そうではありませんで、ここで聞きたいのは下水道事業の建設の開始時期はいつか。さらには使用、下水道の供用開始日はいつか。というのは見通しを当然立てておられるわけで、短期間に完成するものでありませんから、何年から何年までは年間大体どのぐらいの下水道予算を出すだろう。さらに何年から何年までの間はこうだというふうなものが当然年次計画としてお持ちだろうと思います。さらに予算の中では投資的経費が将来においてはほとんど下水道に食われてしまうということも考えられるのではないかというふうに思うわけですけれども、その話を具体的に計画がないということはないと思うんですが、その辺の話をお聞きしたいと思うわけです。それをさらに区画整理事業についてはどうなのかということもあわせてお尋ねをしたいと思います。後で御答弁いただきたいと思います。

次に老人の、老人人口がこれからふえていくということで高齢化社会の時代に入っているとも言われておりますが、日野市の統計によりますと１０年後におきます老人人口の比率というのが出ておりますが、それ以後の統計、たとえば２０年後については東京都では具体的に何人に対して何人、７人に対して１人の割で老人。将来は４人に対して１人というふうな推計、統計が出ているわけですけれども、日野市におきましてはその点どうであるのか、２０年後の日野市の人口構成はどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

さらに、これは市長の答弁からも先日あったわけですが、国においても東京都においてもこの高齢化社会に対する取り組み方の制度の流れが出てきているというお話がありました。今回の補正予算の中にも東京都で３分の２補助 でディホーム の事業が組まれておりますけれども、これを、これに取り組んだ姿勢、理由をお聞きしたいと思います。

さらに東京都におきましては、この高齢化社会に向けての施策を次々に打ち出しているわけですけれども、市の対応としてどういうふうにお考えになっているのか、一つずつお尋ねしたいと思います。

まずホームヘルプ事業の問題でありますが、対象者を広げているわけですけれども、これに対して市の取り組み方はどうか。

さらに在宅寝たきり老人のためのケアセンター、この点について市はどのようにお考えになっているか。

さらに東京都の方で痴呆性老人対策を打ち出しているわけですが、市の対応はどうか。

これはやはり本年度の定例会だと思いますが、小山議員から特養老人ホームの新設ということがありました。たしか、これに対しては答弁としてそのようなものも誘致していきたいというふうなお話があったかと思います。この老人ホームの増設についてどういうふうにお考えになっているか。東京都から打ち出されている例でございますが、この辺の対応、市の対応はどういうふうになっているか、お尋ねをしたいと思います。

ところで、今回私は非常に疑問に思っている予算に対する姿勢がございます — 市の姿勢があります。それは今回提案されております日野市高齢者福祉条例の一部改正に関する条例という条例でありますが、そこで特に健康管理手当ということで第５条でありますが、現行の6,000円を１万円として支給するという制度があります。で、やはり先ほど引用させていただきました５７年の職員の特別研修のアンケート調査があります。これは直接に御老人の方に職員の方が手分けをしてアンケート調査をした結果をまとめられた例でありますが、この中に、たとえば、これはアンケートの内容でございますから誤解のないようにしていただきたいんですが、半数にわたる方 — 五十数％の方が敬老大会あるいは記念品をいただくよりもむしろその制度 — これから出てくるであろう各種の施策のためにその費用に充てていただきたいというふうな考え方に対して賛成をいたしております。そういうふうな観点から申しますと、この健康管理手当につきましては当然健康な方ももらえるわけです。さらに1,０００万以上の所得の方ももらえるわけです。所得の低い方が大変多いわけですけれども、実際そうであります。特に6,０００円を１万円にした根拠というのが健康な方にも、さらに所得の多い方にも一律に現金支給される。人間の人情として現金給付されますと実際にはこれを運営していくに当たっても財政の硬直を招くわけです。やはり老人の — 御老人の方にもお年寄りの中にも実際に手厚く

手を打たなければならない方、千差万別であります。弾力的な予算の対応が必要なのではないかと言われる時代にこういうふうに一律に１万円の支給をした理由が私には納得がいかないのであります。その辺、特に先ほどの財政部長のお話で、できるだけ弾力的な運営を図りたいという御答弁がありました。さらには過日、やはり財政部長の答弁でこれから職員の抑制をいろいろな現代の事務機器等を導入して、でさるだけ人員をふやさないようにしていこうというお話がありました。それも突き詰めれば将来大きな事業を残していることに対する一つの布石であろうと思っております。健康管理手当については金額的にはそれほど多くないかもしれません。しかし、老人がこれからふえていく中でこのような財政の使い方というのは非常に疑問を残すんではないかというふうに思いますが、この点、特に市長のお話を伺いたいと思います。

さらにあわせて寝たきり老人看護手当ということが5,０００円の見舞い金が１万円というふうになっております。で、この辺の考え方はどういうふうな考え方で額をふやされているのか。倍に近くなっておるわけであります。むしろ、この制度を今後とも強力に進めていこうという姿勢のあらわれであるというふうに予算上は受けとめられるわけであります。このような対応でいいのかどうか私は疑問に思っておりますので、この点、お聞きしたいと思います。以上お尋ねいたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　これは議員の姿勢の問題にもかかわる問題ですが、いま議員が１５名ないし１６名しかおりません。人間ですからいろいろと体の都合もあろうと思います。そういうことで議長なり、あるいは事務局もずっと見ておられるんですから部屋へ呼びにいくなり私はしていただきたいと思います。それはなぜならば小山議員 ― あえて私は名前を出させていただけば、小山議員は遅刻はしてくるし、自分の一般質問が終われば帰るし、昼からもこうして出てこないし、こういうことも含めて私はひとつ議員に注意していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　はい。代表者会議等の折、会派にそういう事務局をしてなり、議長としてそういうことのないように要請いたします。

夏井明男君の質問についての答弁を求めます。時間がありませんから簡略に願います。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

下水道事業につきましてはピーク時には３０億程度の資金が必要ということで財政の方からもお答えがあったところでございます。この事業につきましては現在処理区ごとの認可をとる状況になっております。全般的には５４年当時に都市計画決定をとる段階では総額で汚水管につきましては２７９億という額でもって決定をとってございますが、この額につきましては全体でございまして、それ以後の個々の認可をとる段階で細かい積算を行わないとなかなか事業の全体の額が出てこないという面があるわけでございます。したがいまして今後５４年当時の総額の見直し、これは当然行ってまいりますけれども、個々の処理分区ごとの事業費につきましても現在３カ年計画で策定してございますが、それもさらに精度を細かくして具体的な数字をさらに詰めていきたいというふうに考えているわけでございます。

それから区画整理事業につきましては現在行っております万願寺区画整理事業、これについては総額としては１７０億程度の資金が必要でございます。これについても年々事業量に合わせた執行を行っていくということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問の第２点の老人人口の推移は今後どうなるだろうかということでございますが、２０年後の日野市の人口についての推計は現在まだ出ておりません。東京都の推計人口を御紹介してかえさせていただきたいと思います。

東京都におきましては昭和６０年の人口を8.3％、６５年の人口を9.3％、昭和７０年の人口を１０.８％老人の６５歳以上の老人の数としております。７５年につきましては ― 昭和75年につきましては１２.６％というような推計で推計数をはじき出しております。

また老人のディホーム事業に取り組んだ経過は一体どういうことなのかということでございますが、これにつきましては、老人の特養老人ホームなり老人ホームに行かれる前に、家庭に引きこもりがちになっておられる老人に対して、われわれとしては一定の施策をしなければならんだろう、こういうことについてはかねがね検討してきたところでございます。今回、東京都がディホーム事業に対する補助を５８年度からつけてまいりましたので、私どもといたしましては、ここでやはり一つのチャンスとしてそういう至誠老人ホームなりに通って活性化できるような御老人、家庭に引きこもっておられる御老人に対する施策として今回お願いをし

ておるということでございます。

また第３点のホームヘルプ事業あるいは対象者が拡充してくる中で東京都の施策が次々打ち出されてくる中で日野はどういうぐあいにこれから対応していくのかということでございますけれども、私どもといたしましては、現在、福祉の施策の基本は在宅ケアという形で考えざるを得ないだろう、そういう方向でやはり考えていくのが主であろう、こういうことで考えております。したがって、できるだけ在宅のサービスを充実させていくということの必要性を感じておるところでございます。現在、ホームヘルパー、ホームヘルプ事業についても拡充の方向で検討しておりますけれども、これにつきましてはますます必要を感じてきているということでございます。

また御指摘の痴呆対策につきましても東京都が打ち出してきておりますが、やはり、これについても当然老人の痴呆対策についても考えていくべきであろう、こういうことで検討しておるところでございます。

また第４点の健康手当の6,０００円を１万円に改正したということについての御批判があるようでございますけれども、これにつきましては私どもとしてはいままで昭和４６年に6,０００円という改正をして以来、約１２年間引き上げをしておりませんし、当然、現在の社会情勢の中での老人の健康をめぐる諸問題が重む中で、やはり老人の、わずかではございますけれども、年に一遍の１万円の手当ではございますけれども、そういう中での刺激的な、刺激剤として、あるいは老人の自覚を促す施策の一端としてこれを今回久しぶりに値上げさせていただいて御老人の健康管理をさらに発展させていきたい。また病弱の方あるいは健康の方を対象でございますけれども、病弱の方は病弱の方なりに、あるいは健康の方は健康なりにそれぞれの利用をしていただきたい、こういうぐあいに考えておるところでございます。

また所得制限につきましても検討するかどうかという問題につきましては今後の課題としてわれわれどもはお聞きしたいというぐあいに考えておるところでございます。

また寝たきり老人看護手当の5,０００円から１万円の引き上げでございますけれども、これにつきましても健康手当同様久しく引き上げておりませんし、現在の老人看護の日常性にかんがみまして今回手当の改正をさせていただいたということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　時間がもうほとんどないんですよ。市長。

○市長（森田喜美男君）　大体、福祉の担当でお答えをしたわけであります。確かに高

齢者社会を迎えるに当たっていろいろな施策が当然伴ってまいります。また日野市の特徴として都市の基盤整備ということが大きく将来に予想されております。これらを一定の財政フレームの中でどのように遂げていくかということは確かに重要課題であります。したがいまして基本的にはいろいろな施策の今後につきましてはなるべく経費を節減する方法をもって、あるいは人員の増加を防ぐ方法を考えていろいろな大きい将来の課題に支障のないように取り組んでいかなければならないという責務を感じております。いろいろと御指導、御指摘をいただくことも多いわけでありますが、公設……

○議長（石坂勝雄君）　市長、もう時間なんです。

○市長（森田喜美男君）　はい、わかりました。公設、民営あるいは法人営ということも一つの方法と考えておる一端でございます。

答弁として不十分な点があるかもしれませんが、以上のとおりでございます。

特に健康管理手当につきましては担当の方からお答えをしたとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　では最後に要望して終わります。

私は日野市の財政というのは豊かであるというふうに考えてましたけれども、将来のことを考えますと決して豊かな財政ではないんではないかと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

さらに現市長も当然次の方にバトンタッチされる時期が来るわけですが、そのときにはかなりいい財政状況でお渡し願えたというふうなことにしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１８の３、高齢化社会に向けて日野市の対応策を問うに関する質問を終わります。

１９の１、政府の開発、建築規制緩和策についての市の対応はについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔２３番議員登壇〕

○２３番（米沢照男君）　政府の開発、建築規制緩和についての市の対応について質問をいたします。

御承知のように建設省では５８年７月１４日に規制の緩和等による都市開発の促進方策を打

ち出しております。その基本的な考え方は四つにまとめられておりますけれども、第１に、土地の高度利用を促進するため地域地区指定等を高度利用に適する方向へ変更する一般規制緩和を行い、幅広い再開発の推進を促す。第２に、民間建設活動を含む広義の再開発が計画される区域について個別的な規制緩和を積極的に行い、事業意欲の高揚と事業の円滑な推進を図る。第３に、大都市の既成市街地においては広義の再開発と道路整備が一体的に行われる方策を講ずるとともに再開発事業制度についても民間活用の見地から改善、拡充を行い、事業の推進に必要な税制上の特別措置を講ずる。第４に、中高層建築物指導要綱に行き過ぎの是正を図っていく。

以上４点にまとめられた基本的な考え方が打ち出されたわけでありますけれども、すでに全国の地方自治体からこれに対するさまざまな反応が出ております。

そこで、まず第１にこうした建設省の基本的な考え方について主管課である都市整備部として、どういう見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

建設省が５８年の７月の１４日に開発事業等につきましての緩和策として打ち出した通達が出ておるわけでございます。これの内容につきましてはただいまお話のあった内容でございます。これに対します市の考え方でございますけれども、市といたしましては従来都市圏の自治体におきましては乱開発あるいは乱開発による都市環境の悪化だとか、あるいは財政の危機といった問題に苦慮をしてきたところでございます。このため宅地開発等の基準を定めまして学校、道路、公園などの公共施設整備について業者の負担を求めてまいってきたわけでございます。この負担を求めるに当たって指導要綱を設定してまいったところでございます。この要綱は当初では高度経済成長政策に基づきます成長過程の、過程におきます人口の急増あるいは乱開発を経験いたしました自治体、いわば緊急避難的な措置といたしましてこういう措置を行ってきたものでございますが、現在の時点では法律的な論点はあるにいたしましても都市環境を守るという施策としてはその有効性が十分認められているものでございます。住宅環境の保全、日照の確保あるいは乱開発の防止などの長期的な展望に基づきまして秩序ある町づくりを行ってきてその成果を上げてきたものでございます。

このたび、先ほど申しました建設省からの通達があったわけでございますが、規制の緩和等

による土地開発の促進方策は、いわゆる都市、都市の再開発、宅地開発を促進して景気浮揚を図るためのものでございます。このように使われるわけでございます。

自治体といたしましては、その都市の特殊性というものが各都市にあるわけでございまして、そういった点には余り考慮されておらず、画一的な全国統一的な緩和という形で打ち出されている内容でございます。これに対しまして、自治体といたしましては市民主体の都市づくり、町づくりというものを推進する見地から都市計画関係の権限というものを都市自治体へ委譲し、総合的、計画的な都市づくりを行えるようにすることが今日的な課題であろうかというふうに考えておるわけでございます。このようなことから、この建設省の通達に対しましては今後都なり関連市の中で十分と連携をとりながら対策を講じていきたいというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　今回、建設省が打ち出した規制緩和等による都市開発の促進方策にはきわめて重要な内容が含まれております。

その問題点を幾つかピックアップしてみますと、まず第１に、容積制限を緩和する地域地区指定の変更を行う。第２に、日影規制の変更を行う。第３に、第１種住居専用地域の高さ制限を緩和する。第４に、市街地住宅総合設計特定街区一団地の建築物に対する特例等の制限での容積制限の緩和を行う。第５に、国鉄用地等含む国有地の括弧付の活用を行う。第６に、宅地開発指導要綱の規制を行う。第７に、市街地調整区域の開発制限の緩和を行う。

以上、かいつまんで問題点をピックアップしますと７点に要約できるかと思います。これらの方策は現在の住宅難の解消や都市生活の貧困を解決する方向で土地のより高度な利用のためにその障害を取り除いていく応急対策のような装いをこらしていますけれども、そのねらいは住民のための住環境、都市生活の向上というよりもむしろ逆に市民の都市生活を犠牲にして開発業者の目前の利益を保障していこう、こういうねらいが込められております。住環境の破壊や乱開発を規制していく上で、不十分ながらも今日まで貢献してきた従来の諸制約を厳密な検討を全く抜きにして、見直しの名目で骨抜きにしてしまおう、こういう重要な内容を含んでおります。

さらにお尋ねしますけれども、建設省の宅地開発要綱是正通達の内容は具体的にはどういう内容なのか。

そしてまた東京都を通じてそのことが主管課に指導という形ですでに来ているのかどうか。この点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

建設省で８月の２日に都道府県と政令指定都市に対しまして宅地開発指導要綱に関する措置方針というものが出ております。この措置方針は事務次官通達に基づいて出されたものでございます。

その内容といたしましては、マンション建設や宅地開発に際しまして日照権などをめぐる周辺住民の同意書というものについては、これは不要である。あるいは要綱に従わない業者に対して水道供給拒否などの制裁措置をとるべきではないというふうに明言してございます。また措置の方針といたしましては業者負担で設ける関連道路の整備につきましては、この道路の幅員を６メーター未満に抑えるべきであるとか、あるいは公園等については開発面積の３％で十分であるというような内容になっているものでございます。

これに対しまして市といたしましても、この内容を入手いたしまして検討を行っておりますが、具体的に現在の段階ではまだ東京都から具体的な指導という形のものはございません。今後、当然あろうかと思いますので、そういう際には十分と東京都と協議を行いながら市の対策等も考えていかなきゃならないというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　　東京都と協議をしてということですけれども、私の見た限りでは建設省のこの方針に沿って東京都はやろうという構えですから、その相手と協議しても、私は今日まで進めてきた、いわゆる日野市の指導要綱の立場を守っていくということはできないと思うんですね。これは後で再質問しますけれども、今日まで日野市を初め多くの地方自治体が実施してきました開発指導要綱あるいは開発行為に対する周辺住民の合意システムは現行法規制の不十分さや、あるいは自民党政治による環境破壊の野放し状態を自治体独自の自衛策としてこれを補うものとして積極的に活用をしてきたと私は理解しております。日野市住みよい町づくり指導要綱にはその目的として過密化やスプロール等―― スプロール化等住環境の悪化及び災害防止を図り、健康で文化的な市民生活を保障できる日野市住みよい町づくりの実現に寄与する。こう明記されております。緑と文化の市民都市を目指して住みよい町づくりの方

向で指導要綱が大きな役割りを果たしてきたことは言うまでもありません。私は現行の町づくり指導要綱を市民の住環境を守る立場から、さらに充実させていく必要があると考えております。しかし、当面は国や都の促進方策にどう対応していくか、これが当面の課題になるかと思います。

そこで二、三具体的にお伺いしたいわけでありますけれども、まず１点は、先ほどちょっと指摘しましたように、こういう方策を掲げて、いわゆる、これまで指導要綱に基づいて破壊されようとしている環境、自治体独自で守っていく、そして住みよい環境づくりを目指すという方向で努力がされてきたわけでありますけれども、こうした努力をないがしろにされるようなきわめて重要な動きがあるわけであります。で、すでに日野市で発表されております日野市基本構想にも日野市のこれからの町づくりの方向が明らかにされておりますけれども、これを引用するまでもなく、この基本構想に基づいてこれから進めようとする住みよい町づくりの立場と国や都が推し進めようとする、いわゆる方策の立場とは１８０度違った立場であります。

そこで、まず市長にお伺いしたいわけでありますけれども、市長は、こうした事態に対してどういう基本的な姿勢をとろうとなさっているか、この点を１点伺いたいと思います。

さらに主管課都市整備部にお伺いしますが、１点は、第１種住専地域の高さ制限を緩和するという方策。大変重要な問題であります。この問題一つとってもそれぞれのケースで住民との摩擦が生じることは火を見るよりも明らかだと私は思います。こういう指導がされた場合に具体的にどうするか、要綱の立場はどうなるのか、この点を伺いたいと思います。

３点目は、公共施設についての方策による緩和の動きでありますけれども、先ほど答弁でもちょっと触れられていましたけれども、この要綱に基づく公共施設、たとえば道路は、要綱の２４条によれば有効幅員６メーター以上を義務づけることになっております。しかし、方策では６メーター以下に抑える。こういう具体的な数値が示されております。それから公園では、要綱の２５条では開発面積６％以上を義務づけました。方策ではその半分の３％。こういう要綱に対しては全く違った、住民の立場からすれば無視した内容の、いわゆる緩和措置がとられようとしております。この点について、どう対応していくのか。それから経費の負担でありますけれども、これは要綱では２２条に規定されておりますけれども、この経費の負担については、いま現在はっきりした線が出ておりません。方策では適正化を図るために個別に指導を行う、こういう表現になっております。これが今日東京都を通じて具体的にはどういう線が、あ

るいは指導がされているのか、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

ちなみに、こうした一連の開発行為に対して指導要綱に基づいて応分の経費負担をさせてきたわけでありますけれども、革新市政になった４８年度から昨年の５７年度までにこうした開発業者に負担させた経費の総額は１０億8,０５３万6,０００円ものいわゆる財政収入を得ております。

第４に、指導に従わない措置として、要綱では３９条に具体的に書かれております。こうした指導に従わない措置に対してもこれを規制しようという動きがこの方策にも示されておりますし、さらに日照権などでは周辺住民の同意を必要としない。こういうことまで打ち出されております。こうした幾つかの要綱と国や都の方策との対置で幾つかの対立点が出てきております。この点に対して具体的にどうしようとするのか、相当の私は決意が必要だろうと思っております。さらにつけ加えれば、この日野市基本構想に示された町づくりの今後の構想に照らしても今回の建設省で示された方策というのは全く相反する内容のものになっております。この点について以上質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　８月初めに建設省通達が出されたことは私どもは全国市長会の資料の中で承知をいたしました。そして新聞にも出ているわけであります。建設省のこの宅地行政といいましょうか、宅地の供給を潤沢にし、地価を下げたい。こういう政策的ねらいもあることは理解できますが、直接大都市周辺を果たして対象にしているかどうか、この点にはまだはっきりした受けとめ方は出ておりません。したがいまして都もまだ直接自治体― 市町村に対して特別の発言もありませんし、それから都市長会といたしましては、これは各市共通の問題として重要でありますから、建設部会がこの課題を受け持ちまして各市担当者による意見統一を図りたい、このようなことに現在は進みつつあります。まだ、そういう会合も持たれておりませんが、この秋にはそういうことが始まるというふうに思っております。私もたまたま市長会の建設部会長を承っておりますので、そのことにつきましては十分関心を持って意見の集約をしたい、このように考えております。

私どもの単独市としての日野市住みよい町づくり指導要綱、これは大変よそからもかなり注目をされましたし中庸を得てこの高度成長期のいろいろな開発上の矛盾点に行政指導するという立場で大きい効果を発揮してまいりました。現状で特に建設省の通達の内容がすぐ日野市に

受け入れるとか、あるいは適用されるとかというふうにはまだ考えておりません。これから勉強を要するところはあるに違いありませんが、まだ、その町づくり基本― 町づくり指導要綱がもう用を終わったということではありませんので、少なくも当分の間、基本的なことにつきましては堅持してまいりたい、このように考えております。

この間、ちょっと御指摘もありましたし、私どももお答えをいたしましたように、今日、開発でありますとか、あるいは人口の流入のこの急激な状態は一応鎮静をいたしております。むしろ何らかの方法で活力をつけ、ある程度の人口も受け入れる、そういった意味での配慮も必要だと思います。でき得べくばなるべく区画整理事業等の希望によって将来を見通した行政指導のできる方法で取り組みたいと考えております。また指導要綱の中のたとえば公共負担金は今後は緑化事業の方に方向転換をしたい、このような考え方も持っておるところでございます。十分もう一遍内容を現実に見直し― 見直しというよりももう一遍確認を進め、また各市の動向も注目をしながらこのことに対応したいと考えております。

かつて、御承知のとおり宅地を宅地供給をふやす手段として農地に対する宅地並み課税の建設省の指導がありました。その際には私どもの日野市といたしましてはほとんど全市結束をした形で農家の方々の運動を先頭に立てて宅地並み課税に対する対応措置をやってまいりました。こういう方法こそ日野市を守る一つの市民運動と言うべきだろうと思っております。現在の日野市内のたとえば土地を持っておられる方とか、あるいは、それぞれ住宅に住んでおられる方とか、やっぱり現在の方を基準にして物を考えるべきだ。にわかに施策の転換というものを図るべきものでないというふうに考えておりますので、議会におきましても何分とも御指導賜りますとともに、そのような一致した対応をできますようにお願いを申し上げたいと思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは２点目以降から御質問にお答え申し上げます。

２点目では１種住専の地域の高さ制限、これを緩和するのかということでございますけれども、市といたしましては１種住専の高さ制限というものを緩和をしていこうという考え方はございません。１種の地域でむしろかえなきゃならないような地域があるわけでございますけれども、そういった地域につきましては２種住専扱い、あるいは、それ以上の区域にして対応し

ていくということで対応をしていきたいと思います。

３点目の公共施設、たとえば道路は、建設省の指導では６メーター以下ということが打ち出されているわけでございます。市の要綱では６メーター以上で整地をするように指導してまいってきておるわけでございますが、これにつきましてもこの取りつけ道路の状況等によりましても６メーター以上の必要な個所は当然あろうかと思います。そういったところにつきましてはやはりいままでと同じように６メーター以上の道路を要望しなければならない地域があろうかと思います。それから公園につきましては市の現在とっておりますのは都市計画法に基づきます開発行為の場合には６％、それと道路位置指定で1,０００平米以上の開発が出た場合には３％という２つの段階でしぼって措置をしておるわけでございます。公園あるいは緑地につきましても日野市としては独自でも施策として推進をしているところでございますが、こういった開発行為に合わせましてもやはりこれらも要綱に基づく面積は確保していただくということで今後も指導していきたいというふうに考えております。

それから経費負担でございますけれども、要綱の２２条に経費の負担について定めてございますが、これらにつきましても先ほど市長からお話がありましたようにこの要綱の内容を堅持していきたいというふうに考えておるわけでございます。この内容につきまして都からの指導はまだございません。しかし、指導があった段階では十分他の市との連携を図りながら対応していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それと５点目の指導に従わなかった場合の措置でございますが、これにつきましても現要綱に基づきます指導を行っていくということで、その点についても現在変更する考え方はいまの段階ではございません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　この問題につきましては、すでに先月開かれた革新市長会でも問題になりまして、これに対する革新市長会としての対応について方針が出たやに私は伺っております。その点について具体的にたとえばその席上で一つのまとまった決議のようなものが確認をされたのか、あるいはその会議に基づいて具体的な行動が取り組まれたのか、その点についてちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の記憶ではその問題に関して一つの意思表示をしようという提案をした市がありました。そして、それを受けた形で意見書としてまとめられたというふうに思っております。調べまして資料としても差し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　先ほども私は指摘しましたけれども、これまでの指導要綱による住みよい環境づくり、市民のための都市生活を守るという立場からとり得る積極的な対応をこれまでしてきました。同時にこれまでのそうした努力、経過を踏まえて日野市第２次基本構想としてこれからの町づくりの方向が明らかにされております。自然と調和する安全、快適な町づくり、そして人間優先の安全、快適な町づくりをつくる、このことを基本にしながらいま打ち出されている方策による土地の積極的な利用とは全く反対の立場である土地利用の純化に努めるということで、あくまでも市民のための住環境の整備、向上を図っていくという方向が打ち出されております。

そういう点から言って、今回、建設省から打ち出された宅地開発要綱の是正の通達や、あるいは規制の緩和等による都市開発の促進方策、これは先ほども指摘しましたように、住民の権利や、あるいは生活環境を守るということよりも、むしろ開発業者のもうけを保障する、こういうことがねらいとしてはっきり示されております。

いま市長の方から、これまで進めてきた指導要綱の立場を堅持をしていく、こういう強い決意が表明をされました。これからの町づくりの根幹に触れる重要な問題だと私は認識しております。さらに一層これまで以上の取り組みを強めながら、さらにはまだまだ要綱の内容として不十分な点もありますので、これからの運動を背景にしながら積極的にその充実を図っていく、より住みよい町づくりのために可能な限りの行政としての手を打っていく、こういう積極的な立場を貫いていただきたい、このことを最後に強調して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１９の１、政府の開発、建築規制緩和策についての市の対応はに関する質問を終わります。

１９の２、みなみが丘住宅の空地の除草についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○２３番（米沢照男君）　みなみが丘住宅の除草について質問をいたします。

空き地の除草については現行の空き地の環境保全に関する条例に基づいて実施されてきておりますが、この、いわゆる草刈り条例の第１条には、「この条例は空き地の適切な管理がなさ

れないため起こりやすい犯罪または火災の発生、汚物の投棄等を未然に防止するため空き地の環境保全について必要な事項を定め、清潔な生活環境の確保と市民生活の安全を図ることを目的とする」ということが明記をされております。こうした立場から、これまでこの条例に基づく草刈り処分、処理が行われてきたわけですけれども、この3年間の実績を見てみますと、55年度では４０３件、１６万9,１４２平方メートル、５６年度では３９７件、１６万6,１６７平方メートル、５７年度では３５０件、１２万4,３７９平方メートル。3年間に合わせて1,150件、４５万9,６９０平方メートルの草刈りが実施をされ、市民の安全を図るための努力がされてきました。

こうした主管課での積極的な取り組み、その努力は率直に多としたいと思いますけれども、しかし、みなみが丘住宅の空き地の除草については事実上、条例が無視された状態で経過をしてきております。雑草が茂っているために車の進行が大変妨げられる。交通事故のもとにもなる。ぜひ一日も早く雑草を企業に刈らせてほしいという市民の訴えがなされてからかなりの日時が経過しております。その点については主管課でも御承知かと思います。この時点、この場でひとつ、これまでの市民の訴えがあってから以後の主管課の対応、どういう対応をしてきたのか伺っておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　みなみが丘住宅地の草刈りにつきまして御心配をいただいているところでございますが、この対応につきまして日にちを追ってお答えをさせていただきたいと思います。

本年6月１５日、昨年の実績などを踏まえまして、まず、このみなみが丘住宅の土地管理者に往復はがきで草を刈るように連絡をいたしました。そしてさらに１カ月をたちまして7月15日、事故処理をする、土地管理者が自分の方で事故処理をするから８月下旬までにそれを履行します。そういう回答がございました。それから７月の２５日に市民から除草の苦情がございました。早く除草をしてほしいという要望がございました。私どもはそれを受けまして再度会社側に連絡をいたしました。電話連絡をしたんですが、担当者不在のために再三再四電話をいたしました。その都度、業者の方は逃げの姿勢でございましたので、８月１日付で警告書を送付いたしてございます。それから８月２日、警告書送付の翌日でございますが、担当者に連絡が取れました。で、草の繁茂状態が特にひどい危険な個所 ― 曲がり角の場所でございますけれども、それについては８月下旬までに処理し、９月中には全体の除草をするとの回答を得ております。９月１３日、７月２５日に苦情がありました市民からさらにまだ未処理であると、そういう連絡を受けました。で、再度会社に連絡をいたしました。この会社が草刈りを委託している子会社に電話をいたしまして、除草の開始から終了までの計画日程表を９月いっぱいまでに提出しなさい、こういう指示をいたしました。で、現在その９月末日までその行程表の提出を待っているような状態でございます。

以上、日にちを追って対応の経過をお答えいたしました。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　それでは、ひとつまず伺いたいと思いますが、いまのような経過がある。結局一番市民が望む夏場はもうとっくに過ぎているわけですね。夏場に最も雑草は繁茂するわけですから、その時期に刈らなければこの条例の目的は半減しちゃうんですね。

そこで伺いたいわけですが、この3年間、その企業が実際に刈った月日はいつになりますか、振り返って。５５年、５６年、５７年と。毎年恐らく通知をして相手側の対応を待つという形で実際には最終的にはやらせてきたんだと思うんですよ、毎年ね。その辺、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　５６年につきましてははっきりわかりませんが、昨年 ― ５７年につきましてはあの住宅地一帯が防災訓練の会場となります関係で、市側の方で草刈りをいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　それでは、この（「日野革新市政は弱いぞ」「草も刈れないのか」と呼ぶ者あり）あのみなみが丘住宅の問題の土地は値上がり待ちか売れ残りの土地かわかりませんけれども、つまりは空き地に毎年毎年、繰り返し繰り返し雑草が生え茂る、こういう状況の繰り返しであるわけです。

私は、さかのぼって、あの団地の造成の際にどういう協定がなされたのか写しを取り寄せてみましたけれども、残念ながらその空き地の対策まではこの協定にはうたわれていませんでした。その空き地の対策だけではなしに街路灯もいま住んでる住宅の所は少ないながらもセットされておりますけれども、まだ売れてない土地の造成地の部分。この辺は大変夜は暗い。その

上、背丈以上もの草が生えているという状況で、環境にとっては大変見過ごすことのできないような状態にあるわけなんです。

さらに伺いたいと思います。市民生活の安全を図ることを目的としてこの条例はできております。そのために第５条の「空き地の雑草等の除去を命令することができる」ということになっております。さらに第５条の２では、「措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、みずから当該空き地の雑草等を除去し第三者にこれを行わせ、その費用を所有者等から徴収することができる」こうなっております。さらに施行規則によりますと、２条、「履行期限は３０日以内とする」こうあります。最初に主管課で行動を起こしたのが先ほどの答弁では６月１５日ですから、７、８、９と３カ月以上経過をして、なお相手の出方を待つというような姿勢では私はこの条例は生きないと思うんですね。何のために条例をつくっているのか。私は、こう思います。先ほど毎年かなりの面積を刈らせたり刈ったりしてきてます。通り一遍の通知や警告ですぐに草刈りを実施する地主はそんなに条例までつくんなくったって刈るんですね。すべての地主がそのように良心的であればもともとこの条例は要らないわけですけれども、通り一遍の警告や命令を発してもなかなか実行しない。そのために市民が困る。したがって行政側がそれに対応するためにわざわざ条例をつくったわけですね。ですから通り一遍の通知や警告をして、なお相手の対応を待つという姿勢では、これはもうとても市民の要望には対応できないと思うんですね。６月１５日に行動を起こしたわけですから何でもっと積極的に取り組めないのか。ことしだけでありません。毎年毎年繰り返されてきている同じような経過だろうと私は思うんです。そのためにどれだけ市民が不安な思いをしているのか、難渋しているか。その点、やっぱり目を向けて、もっと、このせっかくある条例ですから積極的な取り組みをやっていただきたい、こういうふうに私は強調したいわけです。どうでしょう、部長。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　この住宅地は総区画数３３６区画ございまして― 失礼しました。総区画数が４２０区画ございまして、３３６区画についてはすでに建築がされております。残る８４区画が空地となっておりまして御心配のような事態になったわけでございます。

私ども６月１５日から市民の苦情が入る以前からこれが対応に当たっていたわけでございますけれども、いままで会社側の何日までという、この履行の約束と申しますか、これを信頼しておりまして、条例で定める３０日をはるかに過ぎる期間が過ぎ去ってしまったわけでございますけれども、９月３０日までに計画書を提出しなさい。９月３０日の期限が過ぎました以降は私どもも行政代執行も含めまして強硬な手段を考えております。そのためには理事者とも、あるいは関係の部局とも十分（「市長が命令してやるんです」と呼ぶ者あり）十分打ち合わせをいたしまして行政代執行を、執行まで考えているのが現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　毎年出されている事務報告書で空き地の除草状況が報告をされております。５５年度だけは各地域別にその内容が記載されております。したがって、この５５年度だけを引用するわけですけれども、５５年度には委託件数が３１０件。このうち南平と平山だけで１２３件もあります。面積はざっと３万平方メートル。これは全市の空き地―草刈りを必要とする空き地の中で平山と南平地域に特に面積的には集中しているということが言えると思います。そして自己処理をした件数でも平山、南平合わせて３８件これは両方でざっと４万平方メートルぐらいになってます。そういうことで両方合わせた総処理面積はざっと７万平方メートルくらいになります、この２つの地域だけでですね。それだけ、いわゆるみなみが丘住宅のように値上がり― かつては値上がり待ちの土地だったと思います。いまは売れ残りの土地と言った方が適切かもしれませんけれども、この種の空き地が多いということだと思うんです。

ですから、これから今月いっぱい待ってやわら代執行をやるという、そういう悠長な取り組みでなくて、もっと、この条例あるいは施行規則から言っても３０日以内というようになっているわけですから、もっとてきぱきと手を打ってこたえていく。去年は防災訓練があったということもあって市が代行したようですけれども、（「金はもらったのかよ」と呼ぶ者あり）これは、きのう、きょうの経過じゃなくて、もう何年にもわたって同じような経過があると思うんですね。だから同じような対応をしてたんじゃ、これは市民の期待にこたえられないわけですから、（「執行部解散」と呼ぶ者あり）もっともっと、この条例を生かす立場で積極的な対応をしてほしいと思うんです。少なくとも私はこの一地域に限定して早く草を刈りなさいなどという一般質問に立たなきゃならない、もう情けないと思いますね、（笑声）本当に。

市長、この辺について市長の（「もう見切りをつけろよ」と呼ぶ者あり）きっぱりとしたひとつ決意を（「潮どきだ」と呼ぶ者あり）答弁をしていただきたいと思います。（「米沢さん

に言われるようじゃ、もう終わりだよ、監査委員だよ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　環境を防犯的立場あるいは不衛生な状況を防ぐ立場から十数年前に私も当時主張をいたしまして現在の、俗に草刈り条例と言われる条例の制定を実現した経過をよく記憶しております。そして、その当時、まだまだ現実に沿わない点がありまして、たとえば代執行の制度あるいは特に防火という観点からの草刈りの考え方を改正したというふうに記憶をいたしております。

いま、せっかくその草刈り条例を持ちながら行政指導が達成し得ていない。不名誉な部分の御指摘を伺っておるわけであります。当然返す言葉もありませんから文字どおりやるだけである、このように思っております。

ただ一言、地元ではないんですが、この代執行というのは法的にはかなり問題があるというふうには聞いております。しかし、市民生活を守るためには代執行やるぐらいな決意なくしてはなかなか徹底できない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その際に一方にはまた法的な解釈あるいは業者の方の反論ということも指導要綱の場合にも同様にあるわけなんですから、市民の支持をいただくこと、つまり議会でこのように激励をしていただくことを背景にして（笑声）代執行を早速いたしたい、（「そうだ」と呼ぶ者あり）このようにお答えをしたいと思います。

以上でございますが、何かにつけてこういうケースがしばしばありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この場所は特にいま利用、つまり空き地となっている宅地の、宅地は、これは持ち主といいますかね、南平台と、それから南が丘の間の、つまり防災訓練を去年行いましたあの場所は開発業者、持ち主ともに違うわけであります。同一視はできません。ですから、いま答弁を聞いていて、どこを果たして言っているのか、私も少々疑問に感じましたので、それらのこともよく精査いたしまして適切なる対応をいたしたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　最後に１点だけ要望して、この質問を終わりたいと思いますが、毎年毎年繰り返されるこうした状態は主管課できちっと何丁目のどこの土地はどうだということで、いわゆる言葉は悪いですけれども、ブラックリストなんてのは簡単にそろうと思うんですね。そのリストに基づいて早め早めに対応する、まずは。通知だけすればいつでも刈る地主はそんな心配ないと思うんですね。ですから問題の地主に対しては早め早めに対応してきちっとした条例のいわゆる実施をしていくということにぜひひとつ心がけていただきたい。このことを要望して、この質問を終わります。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって１９の２、みなみが丘住宅の空地の除草に関する質問を終わります。

お諮りいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　先ほど飯山議員から、私は議会でさも一番議会をサボっているような発言― 受けとめられるような発言ございましたけれども、そのことで一言申し上げたいんですが、私は本会議に出席してない場合、一般質問の資料作成のためにそういうこともございました。本日は午前中は本会議出席し、午後については本日締め切りの意見書の作成のために議員控え室においてその資料をつくっておったわけでございますが、これも議会活動の一環というふうに受けとめておりましたけれども、それもまかりならんということであるならば、議長の方からその旨について徹底をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　議事進行ですから……

○４番（小山良悟君）　本会議ですね、本会議場で個人の議員名を挙げる場合にはその議員の名誉を傷つけることになりますので、慎重にその事実を調べた上で発言していただきたい。このように強く要望します。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時４０分休憩

午後４時２５分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。時間延長をしたいと思います。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

通告質問に入ります。

２０の１、 0.１平方メートル運動の推進を図れについての通告質問者、一ノ瀬　隆君より取り下げたいとの申し出がありましたので取り下げをすることに決しました。

２０の２、たばこの害から健康を守ろうについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　たばこの害から健康を守ろうと題しました質問をさせていただきます。

３０人の議員中、１５人の方が喫煙するこの日野市議会の中でこんな発言をするのは失礼とは存じますがお許しいただきたいと思います。私はたばこを吸いません。経済的・精神的余裕がなかったので吸えなかったのであります。害があるといっても、与謝野晶子さんの言う「たばこの味は言いがたし」を聞いて余裕でもできたら吸うことも考えるかなあと思ったこともありました。いまでもそんな余裕は全くありませんが、余裕ができてももう決して吸うことはないと決めています。たばこは有害であると考えているからです。私はまず、ここではたばこの害のことを細かに示すつもりはありません。健康に害のあるたばこ、火事の原因で最も多いたばこの火、町を汚すチャンピオンたばこの吸い殻、この世の中にたばこがなくなればいいと思ってもみるところであります。世の中からたばこがなくならなくても日野の市民が喫煙しなければいいのですが、実際にはたばこ消費税が昭和５７年度決算で４億9,９００万、約５億円入っている状態からもそんなことは望むらくもありません。昨年の日本専売公社の調べでは、喫煙者率の全国平均は男子７0.１％、女子１5.４％だそうです。私の勤務する小西六では男６０％、女１１％と全国平均を下回っています。喫煙者の１日当たりの喫煙本数は全国平均、男子が２5.１本、女子が１6.9本となっていますが、小西六では約半数が２０本以内で３０本ないし４０本吸う人も３割以上います。果たして日野市民の喫煙の状況はどうなのでしょうか。たばこの健康への影響の認識、たばこをやめる決断を促進させるためにも調査する必要があるのではないでしょうか。広報にこの結果を載せる。日野市民は喫煙者が多い方だとか少ないとか、

日野市の女性は吸う人が非常に少ないとか、あるいは市の指導の結果たばこをやめた人がこんなに多いとか、調査は必要であると思いますがいかがでしょうか。未成年者はたばこも酒も禁じられています。私は２０歳になるまでたばこはもちろん酒も１滴も飲みませんでした。法律を守らなければならないと思ったからです。１８歳で会社に入って明くる年の職場の新年会、上司が回ってきて酒を飲めと言っても私だけは頑として飲まなかったので、それから上司ににらまれてボーナスの点数は悪い、昇給も悪い、それが響いて３０年以上たったいまでも低賃金なのであります。かくして未成年者がたばこを吸うことに強い関心を持っているのであります。中学生の非行化にも関係のある喫煙など許すことはできないのであります。日野市における未成年者の喫煙の状況についてどう把握しているのかをお聞きしたいところであります。

小西六の社内報、「小西六タイムズ」９月号によりますと、たばこには有害物質が数多く含まれている、というより有害物質の集合体がたばこであると言った方が適切だ。有害物質の代表はタールとニコチン、タールはベンチピエン等の発がん物質を数種類含んでいる。この発がん物質は喉頭がん、肺がん等の呼吸器系のがんを初めとして口腔がん、咽頭がん、食道がん、膵臓がんなどの消化器系のがんを引き起こし、ほかにも膀胱がん、皮膚がん等、全身のありとあらゆる部分のがんの発生率を高めます。また、ニコチンの毒性は非常に強く経口致死量は体重１キログラムに対して１ミリグラムであり、あの青酸カリですらキログラム当たり１５０ミリグラムであることを考えるとそら恐ろしいものだと言わざるを得ないのであります。ということは、食べたり飲んだりする場合、６０キログラムの体重の人で青酸カリは９グラムで死ぬのにニコチンはわずか６０ミリグラムで死んでしまうと。両切りショートピース３本を食べると死んでしまうのです。ニコチンは青酸カリの１５０倍の毒性を持つということです。ニコチンの持つ血管収縮作用は体の各所で血液の流れを悪化させ、その結果心筋梗塞や狭心症などの成人病の発病と進行を早めるというのです。このように有害なタールとニコチンを含んだたばこが体にいいはずはありません。１日に２０本以上たばこを吸う人の肺がんでの死亡率がたばこを吸わない人の約５倍であることも示されています。市役所２階の健康課の窓口に置いてありました東京都衛生局の「たばこと健康」と題したパンフレットによると、以上申し上げたタールとニコチンのほかにたばこの煙の中に有害物質として一酸化炭素が含まれていることが強調されていました。一酸化炭素は酸素よりもヘモグロビンと強く結びつくので、たばこをたくさん吸うと血液の中の酸素の量が少なくなり、心臓の働きなどを不十分にしたりしますという

のです。

日本の男性はアメリカやヨーロッパの国々と比べるとたばこを吸う人が多過ぎるようです。日本の男性が７０％以上の喫煙者であるのに対してアメリカ４０％以下、イギリス・スウェーデンなどでも４０％台となっています。最近のテレビによりますと、アメリカではインテリはたばこは吸わないということです。

最近女性の喫煙者がふえると言われていますが、妊娠したときのおなかの赤ちゃんへの影響が心配されています。世界保健機関、ＷＨＯと言われている世界保健機関の報告によりますと、たばこを吸うお母さんから生まれる赤ちゃんの体重の平均はたばこを吸わない母親から生まれる赤ちゃんより２００グラム少ないということです。また、体重2,５００グラム以下の赤ちゃん、いわゆる未熟児の生まれる割合もたばこを吸うお母さんの方が２倍も多いというのです。流産、死産、生まれてからすぐ死ぬことも多いと報告されています。

以上申し上げましたように、たばこは非常に有害であります。市民の健康を守るため、このことを広報などによって大きくＰＲし啓蒙する必要があると思っているところであります。

私がこの質問で最も強調したいものはたばこを吸わない周りの人への悪影響であります。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）夫が１日に２０本以上のたばこを吸う家庭では、妻が肺がんになる可能性は夫が全く吸わない場合に比べて２倍も高く、また親が喫煙している家庭の子供は肺炎や気管支炎になる危険性が２倍ないし３倍高くなると言われています。たばこの火のついた先から出る煙を副流煙と呼び、吸う人の口の中に入る煙を主流煙と呼ぶのだそうです。この副流煙、たばこの火のついた先から出る煙の中には主流煙よりも多くのニコチン・タール・一酸化炭素などが含まれていることがわかっているそうです。吸うことによって燃焼が完全になるが、外に出ていくのは不完全燃焼だと考えられます。部屋の中にもうもうと立ち込めるたばこの煙の大半はこの有害物質のより多い副流煙なのであります。このため換気の悪い場所や会議室、待合室、自動車の中などでたばこが吸われると、周りのたばこを吸わない人もたばこを吸わされることになるわけであります。たばこの害をまともに受けることになり、赤ちゃんはもちろんぜんそくや心臓病のある人などへの影響は大であります。自分の健康を考えてたばこを吸わない人、わざわざやめた人は何にもならない。少なくともその価値が半減されることになります。たばこを一口吸い手に持っているときにたばこの先から出ているより有害な副流煙、その煙は決まって本人には行かず、隣の人や周りの人を目標にたなびいているのを私は見

ています。たばこを吸う人は従来からの慣例で、それでいい、それがあたりまえだと思っているようで全く無神経です。これでもか、これでもかと副流煙を浴びせてくる。私などこの人にうらまれることでもしたかしらと過去を振り返ることもあります。人から聞いた話ですが、先日のテレビで恐ろしい実験をやったそうです。動物実験です。動物としてウサギが使われたそうですが、このウサギにたばこの先から出ている煙より有害な副流煙を吸わせたのです。そうすると血管が萎縮し一時的に血液の流れがとまったということです。たばこの煙、特に先から出る副流煙は恐ろしい煙なのだと驚いたという話でした。都の衛生局のパンフレットには「ほしい、周りの人々への心遣い」とあります。たばこの害から自らの健康を守ると同時に他人の健康のことも気を使っていただく日野市民であるように、市の指導を強く望むものです。

私の職場では最近禁煙タイムというのを設け、午前中１時間、午後１時間、一定の時間たばこをすわないことにしています。有害なたばこに対する一つの防御策ですが小西六全体でも幾つかの職場で実施され、喫煙者も含めて好評のようです。こんなことで他人への迷惑を自覚し、たばこの本数を少なくし喫煙しない人もふえ健康を守るために前進していくことが期待できます。

先日、２２日の朝日新聞の夕刊に「禁煙、まず国連の会議から」と題した記事が載っていました。国連内部の小会議室での禁煙と、その他の会議室には禁煙のポスターを張り禁煙を呼びかける、そういう二つの措置を１年間施行することを決めたというのです。これを決めるまでには論議があったようです。喫煙を禁じると会議の緊張を増すというのに対して、それではウイスキーを置いたらどうかという意見もあったそうです。この国連の決定によって禁煙論争が各地で改めて起こりそうだと新聞記事は結んでいました。

この国連の決定を受けてわが日野市議会でも、この本会議だけではなくより小さな部屋でやっている各委員会も禁煙にしたらどうでしょうか。私はかねてから考えていたことですが、今後近い機会にその論議を強く望んでおきます。

学校の先生が生徒と一緒にいるときにたばこを吸うところを見て、やめてほしいという親の意見を聞いたことがあります。子供の健康への影響というだけでなく、いま大きな社会問題となっている子供の非行にもつながり、学校の教師の喫煙は十分留意する必要があると考えます。

次に、市役所における職員の喫煙について若干触れさせていただきます。特に市民に接する所での職員の喫煙は十分な配慮が必要であると思います。喫煙の場所はあるようですが、そこ

が十分利用されているのでしょうか。喫煙室をさらに充実させる必要があるのではないでしょうか。

たばこの害には特に敏感であると思われる病人の往来する市立総合病院の喫煙対策はどうなっているのでしょうか。ここでこそちゃんとした喫煙室を設けなければならないと思います。

以上申し上げ、９点について質問いたします。

質問１、日野市民の喫煙の状況はどうか。調査したことがあるかどうか。

質問２、未成年者の喫煙についての現状はどうか。

質問３、たばこの害をどう把握しているか。

質問４、特に喫煙しない人への影響をどう考えているか。

質問５、市民へのたばこの害についての啓蒙・指導はどう行われているか。

質問６、学校の教師の喫煙の状況はどうか。これは特に生徒との関係についてお聞きしておきたいと思います。

質問７、市立総合病院での喫煙はいかに配慮がなされているか。

質問８、広報の活用など、今後の市民への啓蒙・ＰＲをどう考えるか。

質問９、市役所、学校、病院など、市の施設の中での喫煙について今後どう考えるか。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　市民部長でございます。

それでは第１点の御質問、日野市民の喫煙の状況はどうかという御質問でございますが、その状況について調べたことがあるかということなんでございますが、実はこの調査を市民部といたしましてはいたしたことはございません。ただ、先ほど質問者が申されましたように専売公社の方のいわゆる資料がございます。先ほど御案内がございましたように全国平均の男子の喫煙率は７０.１％、女子については１５.４％であるという御質問がございましたので、これを、この数値を使わせていただきまして一応数値をはじき出してみました。で、５７年の１月１日現在の一応人口をとらえました。まだ５８年は過ぎておりませんので一応５７年をとらせていただいたわけでございますが、２０歳以上の男子が５万５３６名ございます。それから女子につきましては４万8,６５７名おりまして、この人員に先ほどの７０.１・１５.４％を乗じました。そうしますと、日野市の５７年１月１日現在の男子についてはおよそ３万5,４２５人の方が喫煙をしているという数値が出てまいりました。女子につきましては7,４９３人という数値が出

てまいりました。それから１日当たりの喫煙本数でございますが、これも調査をいたしておりませんが、先ほど御発言ございましたように全国平均を勘案してはじき出した数値を申し上げますと、男子についてはおよそ１日２３本の喫煙をするであろうと。それから女子については１４本の喫煙をするという数値が出てまいりました。

それから、これは御参考までに申し上げたいと思いますけれども、５７年度の当市のたばこの売り上げ本数でございます。これは先ほど御発言ございましたようにたばこ消費税との関連がございますので一応申し上げておきますと３億2,０９０万本、非常に大きい数字でちょっとはじき出しにくいわけでございますが、そういう数値に基づきまして５７年度はたばこ消費税はちょうだいいたしております。

ごく概略でございますが、状況を説明させていただきました。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長でございます。

御質問の２点目から５点目についてお答えをいたします。

２点目は未成年者の喫煙についての現状はどうかというお尋ねでございますが、この件に関しましては昭和５７年中に非行少年等の補導状況、日野警察署がまとめた資料がございます。その資料によってお答えをさせていただきますが、未成年者の喫煙は昭和57年中、1月から12月までです。歴年の非行少年等の補導状況のうち喫煙による者は２０５件でございます。そのうち女子は３件であります。この数字は５６年の数字と比べてみますと、５６年の喫煙による補導は１８９件、女子はそのうち３件ということになっておりますので、５６年に比較をいたしましても１６件の増加となっている次第でございます。

質問の３点目、たばこの害をどう把握しているか。これにつきましては、すでに御質問の中でその害についてお述べになっていらっしゃいます。全く私どもの見解も同じでございまして、肺がんばかりではなくもっと広く健康に影響を及ぼすことが指摘をされております。喉頭や口腔など肺以外のがん、あるいは慢性気管支炎、それから肺気腫など呼吸器系の疾患や心筋梗塞、あるいは動脈硬化、そういった循環器系の疾患、それから御質問の中にもありましたように喫煙をする女性から生まれる新生児は体重が軽いというような点も指摘をされているところでございます。全く御質問の趣旨のように私どもも把握をしているわけでございます。

それから御質問の第４点、特に喫煙しない人への影響をどう考えているか。これにつきまし

ても第３点の御質問と同じような考えでございます。かつてヘビースモーカーと言われる友人が私に、自分で吸うたばこの煙というのはちっとも気にならないけれども、隣で人が吸っている煙は非常に気になるものだっていうことを私、聞いたことがございます。御質問の中にありましたように副流煙の方が主流煙よりもニコチン・タールの含有量が多いというお話でございますが、それを裏づけることではないかと思います。最近ではこの喫煙をしない人への影響というものを大変大きく考えましてターミナル駅などでは禁煙タイムを設けるとか、あるいは新幹線では車両を特定いたしまして禁煙車の指定をするなど、他人への影響を大変大きく考えるようになりました。

それから御質問の第５点、市民へのたばこの害についての啓蒙・指導はどう行われているかという御質問でございます。たばこが体によくないということは、もうすでに市民の皆さんが先刻御承知のことだろうと思います。ただ、それがニコチンによりましてその習性が切れないというところに問題があるわけでございます。この害を説いて、だから体に悪いんだから日野市民の皆さんはやめましょうと、こういう呼びかけを行政側がやるのはちょっといかがなものかと考えておる次第でございます。と申しますのは、たばこはあくまでも個人的な嗜好の分野でございまして、その個人的な嗜好の分野にまで影響を及ぼすような行政指導は果たしていかがなものかと、このように考えておるわけでございます。すでに専売公社におきましてもたばこの外側に、たばこは健康のためによくないから吸い過ぎに注意しましょうというような文句を入れておりますし、また、せんだって９月１５日、敬老の日にお年寄りの主張を聞いておりましたら、埼玉県に住む７０歳のお年寄りが７０歳を記念して禁煙に踏み切ったと。自分の健康のためのみならず周りの人への迷惑、それから火災予防、そういった見地から７０歳になって禁煙を決意し断行するんだというようなことを申しておりましたけれども、そういった市民一人一人のお考えが大きな市民運動として盛り上がっていくためには私ども行政側としてできることは、たばこの害を広く周知する、害についての情報を提供する、その辺にとどめまして、行政が先に立って禁煙運動を起こすというようなことはもうしばらく差し控えたいと、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第６点についてお答え申し上げます。学校の教師の喫煙の状況はどうかという御質問でございますけれど、実はいままで学校での教師の喫煙者数を調査したってことはございませんでしたが、本日の一ノ瀬議員さんの御質問に絡みまして、きょう昼休みですね、中学校を対象にして各学校に電話連絡をいたしましてその状況を把握いたしたところ、大体１校平均２４％、約４分の１ですね、４人に１人の教諭が喫煙をしていると、そういうその実態をですね、これ中学校に限ってですが把握することができました。で、生徒との関係についてということでございますけれど、まあ私たちの方では教場でですね、教室でたばこを吸っていると、生徒を指導しながら、あるいは生徒に作業を命じながらたばこを吸っていると、まあそういう教員は存在していないと確信しています。万一そんなような教員が存在している事実があるとしたならば、これをですね、厳しく注意を促していかなくてはいけないと、こう考えております。ただ一般的な喫煙として、たとえば職員室だとか、それから放課後児童とあるいは生徒と話し合いをしている際に先生がたばこに火をつけて一服しながら児童生徒と話をしていたと、こういう姿勢でございますけれど、これ吸わないにこしたことはございませんけれど、教場でたばこを吸いながら児童生徒の指導に当たってると、まあこういうケースとはケースが若干異なっておりまして、そこまでですね、生徒もそれから先生も全部平等なんだというような形での取り扱いはなかなかむずかしいし、また未成年、それから成年者というその枠の中でもやはり児童生徒に対しましては先ほどから話が出ておりますこの喫煙の害とか、あるいは法律で２０歳未満が一応禁止されていると、まあこういう状況の中できちっと法律で禁止されている規則というもの、これは守らせるというような立場でのその指導に当たっていかなくてはいけないと、まあこんなように考えているわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　病院事務長でございます。

７番目の市立総合病院での喫煙はいかに配慮がなされているかということでございますけれども、病院では、入院患者につきましては看護婦を通じまして、要するにたばこにつきましては注意またはお願いをいたしまして病室・病棟での喫煙は御遠慮願いたいということでお願いを申し上げております。これは健康上の問題ももちろんそうでございますけれども、先ほど議員さんから御指摘がございましたように火災の問題もございますのでお願いをしているという状態でございます。それから問題は外来の患者さんでございますけれども、御承知のとおり待合所が狭いというような関係もございまして、現在のところは待合室に灰皿を置きましてそこで吸っていただいてるという状況でございます。御指摘のとおり、待合所確かに狭うございま

すけれども喫煙の場所が私どもといたしましては必要だということは痛感しておりますので、これからよく検討させていただいて場所も設定していきたいと、こういうふうに考えています。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　８点目の広報掲載の件についてお答えいたします。広報掲載につきましては５点目の質問と内容が重複する部分がございます。要するに判断材料としての情報提供の範囲内で広報掲示ということは考えられますが、やめろというニュアンスを強くした広報掲示はできないものだというふうに考えております。市民の方々一人一人の嗜好の問題でございますので、自分の御判断のよりどころとするための材料提供、そういう範囲内での掲示をあるいはページを考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。

市役所の施設の中で喫煙について今後どのように考えるかという御質問でございます。現在、御存じのように喫煙室は市役所にはございません。で、来客用の休憩所を兼ねました喫煙所は庁内で４カ所を設置してございます。それは１階のホール、それから１０１の会議室の前、それから２階では健康課と産業経済課のあのスペース、それから２０１会議室へ行く手前の個所、計４カ所でございます。それらについて、まあ休憩所を兼ねました喫煙所を設置しておるわけでございます。御指摘のように喫煙しながら職員が来客の応対をしないようにこれからも厳重に注意してまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　各部署、それぞれ市民の健康を守るため喫煙に対しての正しい対応、より前進した対処を望むところです。

特に広報でのたばこの有害性、他人への影響についての啓蒙を重ねてお願いしておきます。私もたばこを吸うなと広報でＰＲ・啓蒙をしろということは一言も言ってませんし、いま回答があったような方向でもって前進させていただきたいと思います。

この質問で私は、たばこは有害だということを示し、吸うのをやめた方がいいということに結びつく発言をしてまいりました。日野市民がたばこを吸わなくなれば、市の有力な財源となっている年間約５億の市たばこ消費税は減額するでしょう。たばこは市内で買いましょうと呼びかけ、先日宣伝用のティシュペーパーをいただいた市内のたばこ屋さんの収入も減るでしょう。私を支持してくださる愛煙家も多くいます。全専売労働組合にはいつも御協力をいただいている私です。もちろん愛煙家であられる議員の皆さんもいらっしゃいます。私の質問はこれらの人々、これらに関係した人々のひんしゅくを買うことになったと思います。その埋め合わせとして、有害であることを承知の上でいままで喫煙してきたし、今後も喫煙する人の身になって考えてみたいと思います。それにしてもやっぱりたばこは有害であることをまず示さなければなりません。都衛生局のパンフレットに、たばこを吸わない人と吸う人の各病気での死亡率の比較の表が出ています。世界の主な調査の平均だと肺がんがトップです。肺がんで亡くなった人は、たばこを吸う人の方が吸わない人の１０.８倍であります。日本の国立がんセンターの調査では喉頭がんがトップで１３.６倍となっています。ということは極端に言って、たばこを吸わなければ喉頭がんで死ぬことはないということです。実際きわめて少ないということです。

私ども日本社会党の十数年来の主張が入れられわが日野市の住民集団検診は大幅に前進し、他市に劣ることなく充実してまいりました。しかし、この喫煙者にとっては切実な肺がんと喉頭がんの検診は実現できていません。まず肺がんの検診について申し上げます。日本では比較的少ないと言われた肺がんが戦後ふえる一方で、この２５年間で８倍にふえ１９８５年ごろには胃がんにかわってトップになると予想されています。肺がんは肺門部がんと肺や末梢部がんの二つに分けられますが、たばことの関係がきわめて強いのが肺門部がんだそうです。ところがこの肺門部がんはほとんどエックス線には写らない。したがって、現在市でやっている肺のエックス線撮影だけではだめなのです。エックス検査に加えて喀たん検査が必要なのです。喀たん検査は、詳しくは喀たん細胞診の検査をヘビースモーカーは年２回必要だと言われています。現在三多摩で肺がんの集団検診をやっているのは狛江市だけのようです。狛江市では昭和５７年度から実施し、４０歳以上対象エックス線直接撮影、4,５００円の費用のうち1,２００円の本人一部負担でやっています。エックス線検査に加え喀たん検査の集団検診をこの日野市で一刻も早く実現していただきたいと考えます。喫煙者のためにもよろしくお願いいたします。

次に喉頭がん集団検診についてであります。昨年になりますが、旭が丘の一主婦から私のところへ新聞の切り抜きが届きました。８２年６月１０日の朝日新聞の朝刊の切り抜きです。喉

頭がんの記事です。その内容に沿って日野市でも喉頭がんの集団検診を実現させてくれという要望でした。発言の機会がなく１年間放置してしまったことを申しわけなく思っているところです。５０歳以上で声がかれている人1,０００人を検査したら１７人が喉頭がんだったという驚くべき事実が発表されたのでした。そして耳鼻科開業医のいまの腕前で喉頭がんの集団検診が可能だということも確かめられたというのです。５０歳以上、声がかれている、これに加えて男子、喫煙者などの条件を加えれば検診の対象を少なくすることができて、自治体でやる気になれば簡単に集団検診が実現できる。半年に１度の喉頭がん集団検診を実施すれば喉頭がんによる死者はなくなり、声を失う人もなくせると考えられているというものです。この記事の最後に、治療方法も確立しており自治体がいつ腰を上げるかが次のかぎだろうと書かれていました。医療について先進的な日野市のことですから私が１年以上たったいまごろ、「何を言うか、もうとっくに準備してる」と言われるかもしれません。そんなことを言われることも含めて早く腰を上げることを期待しています。

質問します。

１番として、いままでの集団検診でのエックス線撮影による肺がんの発見の状況はどうだったか。

質問２、肺がんのための喀たん検査を含めた集団検診について検討をしたか。今後行う考えはないか。

質問３、喉頭がんの新聞記事、昨年の６月の朝日新聞ですが、この新聞記事以降、それに沿っての検討はなされたか。

質問４、喉頭がんの集団検診を行う考えはないか。

質問５、その他たばこの影響が考えられる病気についても検診を行う考えはないか。

以上５点を再び質問させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長でございます。

質問の第１点、集団検診でのエックス線撮影による肺がんの発見の状況はどうだったかという御質問でございますけれども、現在市で行っておりますエックス線撮影につきましては、その目的を結核に当てております。したがいまして、この喀たんの検査を実施しておりませんので、肺がんの発見の状況はございません。

それから質問の第２点でございますが、肺がんのための喀たん検査を含めた集団検診について検討をしたか、今後行う考えはないかという御質問でございますが、たばこを吸っている人と吸わない人の比較で、喉頭がんと並んで肺がんの発病も大変多いわけでございます。今後十分この集団検診についても検討をいたしたいと、このような考えでおります。

それから質問の第３点、喉頭がんの新聞記事につきましては、この新聞記事に沿った検討は特にいままでしてございません。

それから、喉頭がんの集団検診を行う考えはないか。これにつきましても先ほどの肺がんの集団検診と同時にですね、新しい住民健康診断の項目として加えられることができるかどうか。これについても検討をさせていただきたいと思います。

それから第５点、その他たばこの影響が考えられる病気についても検診を行う考えはないかという御質問でございます。タイミングよく、本日夜医師会との打ち合わせの会がございますので、そういう会にこの御質問を話題として提供いたしましていろいろ医師の御意見なども伺っておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　いま生活環境部長のお答えの中で、１番目の質問に対する答えですけれども、先ほど私が申し上げましたが肺がんには二つの種類のがんがある。肺門部がんと肺や末梢部がんというのだと思うんですけれども、この二つのうち後者はエックス線撮影だけでもわかるのだそうです。そういうことから、私が先ほど申し上げました三多摩でただ一つ肺がんの検診を行っているという狛江市ではまだ喀たん検査はやってないんです。直接エックス線撮影ということでやっているわけですから、エックス線撮影でも一部はわかるはずです。そういうことで聞いたのでありますが、先ほどの答えで全然発見することはできなかったように受け取っておきたいと思います。

さて、肺がん・喉頭がんの集団検診の早期の実現を期待いたします。ここで市長に集団検診を含めてたばこの害についてのお考え、御感想があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たばこの弊害につきまして、あるいはお酒の弊害につきましていろいろと医学的には指摘されてはいままずいものもあるわけであります。その中のたばこ

という方に一層このがんの発生というふうにも言われておりますが、いま担当者がそれぞれ答弁をした範囲で御指摘の問題にも対応してきた、このように伺ったところでございます。なかなかむずかしい点もあるかもしれませんが、市民の健康を守るということは大きな仕事でありますのでできるだけ積極的に取り組む、そういった基本的な考えでおります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　たばこの害についていろいろ申し上げました。１０日ほど前の朝日新聞にこんな記事がありました。

東大医学部の若手研究者が国電利用客の環境衛生行動に関する調査をまとめたというものです。これは清掃作業員から見たものです。たばこの吸いがらの不始末については、もはや吸い殻入れをふやすより禁煙の規制強化をと訴える作業員が多い。目につくごみはまず吸い殻だが、吸い殻入れの利用率は１０人のうち１人か２人という。最初にも申し上げましたとおり、たばこは健康への影響だけではなく町の清掃にも邪魔者になっています。火事の原因は依然たばこの第１位が占めています。

これらの対策を含め、たばこの害から市民生活を守るために市としても努力していただくようお願いいたします。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって２０の２、「たばこの害から健康を守ろう」に関する質問を終わります。

２１の１、「潤徳小北浅川架橋」についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔３０番議員登壇〕

○３０番（高橋通夫君）　今議会の一般質問のラストバッターとして潤徳小学校浅川架橋についての質問をいたします。

私は、姓は高い橋ということでありますが、特に橋に対して深い関心を抱いているというわけでございますが、今回、はしなくも橋について質問することになりました。

さて、本文に入る前にいささか橋について述べさせていただきます。まず橋という字を分解してみますとですね、木へんがありますがこの字ができた支那五千年の昔は橋は木で当然つくられたということでございますが、さらに右側のつくりを見てみますと非常にこれがですね、こう支柱があったり盾があったりして現在の力学に非常に合っているということに、見てですね、非常にその構造に驚くわけでございます。次にこの、一番木の橋で簡単なのは一本橋です

が、一本橋っていうのは大きな丸太を狭い川に並べるわけですが、丸太のほかにまた角を並べるとかあるいは２～３本並べたような橋もあるわけですが、普通の橋 ― 木でかける橋は、橋脚をつくってそこへ橋げたを渡してその上に板を並べるのが一般の橋でございますが、そのほかの橋には土橋というのがあります。土橋というのはこの短期間ですね、２０日から１カ月ぐらい使う橋で、あんまり材料をかけてはもったいないっていうのでよくまきを切ったりくずあきのときに狭い堀にかけるようなもので、雑木を適当のを切ってその上に木の枝を並べたりしばを刈ってその上へ並べて土のもらないようにしてその上へ土を３０センチぐらいかけてですね、こう足で踏んで、それはもの材料のかからない安い橋ということでございまして、こういうことは程久保山なんかでもよく行われたことでございますが。次に石橋でございますが、石橋は非常に金が高くて石の長さが決まってるので余り広い堀にはかけられないですが、神社の前とかあるいはまた村と部落にかけられたんですが、この古谷議員の先祖の方がこの石橋を寄付したというようなことは今でも残っているので敬意を表すわけでございますが、次に鉄の橋ですが、鉄の橋は昔は鉄橋といって汽車とか電車とかを通すだけだったのですが、最近におきましては天草五橋とかですね、四国と本土をつなぐそうした橋に鉄材が使われてもうかけられつつあるわけですが、次に橋にはつるべ橋というのがあるんです。つるべ橋というのは昔、城の堀にかかった橋ですが、どの城にもあるというわけではございませんが、東北のある城に内堀にその橋があるわけですが、敵がもし攻めてきたときに味方はその橋を渡って中へ入って、敵が来るとグーッとつるべのようにこう橋が上がって敵が渡ることができない。これでつるべ橋というわけですが、このつるべ橋によく似ている橋で開閉橋というのがございます。これは外国にもよくあるわけですが日本にももちろんあるんですが、船が運河とかバンクとかそういうところを通るときに橋の中央がずうーっとこう上がってですね、その上がった間を船が通り、通ってしまうと閉まるというそういう橋でございますが、次につり橋でございますが、つり橋というのは御承知のように渓谷の谷が深くて橋脚が建たないとか、あるいは川が広いとか湖が広くてその途中に何か建てられないときにつるわけですが、現在都下においては鳩の巣とか御岳のああいう所にちょいちょい見られるはずですが、大きい橋となるとカリフォルニアのゴールデンゲートブリッジですが、これはすごく長くてびっくりするわけですが、そのつっているワイヤーが直径が約１メートルになるんで実物見て驚いたわけでございますが、次に橋には陸橋というのがありますが、陸橋は川の上へつくられる橋でなく鉄道とか道路の上にかける橋で

すが、この一番日野市で古いのはこの南西の方にある堀之内の陸橋でございましてわれわれが子供のころにもよく渡った橋でございますが、次にですね、日本で有名な橋を二、三御紹介しますと周防の錦帯橋というのがあります。また甲斐の猿橋がありますが、猿橋というのは名前のようにかなりの溪谷を谷間をですね、どうしても橋がかからないといったところ猿の群れが来て手と足をつなぎ合ってブランコをして向こうの木へつかまったと。そうして列になってその猿の背中の上を子猿を渡して群れを渡したということにヒントを得てそのころ日本に帰化したところの新羅の大工さんですが、それがつくったということが1,２００年前ですか、それが現在の猿橋でございまして、山梨県の文化財に指定されているわけですが、それについて、まあよけいながらちょっとエピソードがありますが、あの橋はですね、非常に高いので上からパッとつばをして「いろはにほへと」って言って「ん」って言って初めてピタンと下へ落ちるっていうすごい高い橋が、あるとき国定忠治が追っ手に追われて町の橋の真ん中で逃ることができなかったから欄干を乗り越えて濁流に飛び込んだと。そうしたら捕り手の人は濁流であるから下へ流れてくるかと思って下に待ち構えていたところ忠治は上へ泳いで逃げて難を逃れたという、そういうことがございますが、次に伊勢の五十鈴川のほとりにかかってるところのですね、宇治橋、あるいはま弁慶と牛若丸が闘ったという五条の橋とか、あるいは憂国の士高山彦九郎がつくったという三条の橋とかいろいろあるわけですが、なおですね、この琵琶湖にある瀬田の唐橋とかあるいは嵐山のところにある渡月橋というのがあるんですが、昔はあれは木でつくられて黒く塗って非常に趣があったわけですが、 現在は鉄筋コンクリートになって、しかし真ん中は車道があり両端に歩道があってりっぱな現代的橋となっております。それからですね、なお四国の土佐の播磨屋橋、実は観光資源の一つになっておりますが、なお江戸の日本橋は東海道五十三次の起点ということになっております。

さて翻って、日野市の橋はどうかと見ますとですね、多摩川には現在日野橋がかかっておりますが、これは大正１５年開通しております。それでですね、この橋は、もと甲州街道は万願寺を通っていたわけです。それでもって万願寺にはそれですから途中に一里塚があるわけです。そうしてこっちへ来たんですが、その後多摩川の流れによって北の青柳のところが甲州街道が変化しまして、そうしてその西へ延びて立川の現在の小境の境のあそこから来ているわけでございますが、そうしていま日野市がかけようとしているところの仮称日立橋ですか、立日橋、その南側の所に渡し場があって、そうしてその渡し場は仮橋があったわけですが、水の少ないときは仮橋で夏になって出水すると橋を上げてしまうわけですね。どうして上げるかっていうと、流されてしまうと今度は再びかけるときに橋の材料がまた新しく買うというのでその都度外したわけですが、それでですね、この橋はですね、橋を渡ったり船に乗ったりするときは船賃というのを払わなきゃならなかったんです。というのは、そういう費用によって橋をかけたり船を出したりそういう人の人夫とかそういう材料費に充てたわけですね。そして、これは約３年に１期ぐらいをしてその権利は入札で行われたっていうんですね。この入札を落札するには相当な金が要ったというわけですが、（「そろそろ本題に入りましょう」と呼ぶ者あり）それでですね、その権利を取るのがなかなか大変だったんですね。福島議員の先祖の方がこの権利を取ってですね、だけどそのときにはたびたびの豪雨があって橋が流されてね、大変この船を出したり橋を渡るには苦労したっていうんですね。しかし福島議員の先祖の方は私財をなげうって橋をかけたり船を出してですね、そうして責任を果たしたっていう美談は今にも残っているわけでございますが、それではですね、この高幡橋について申し上げますと、高幡橋はもと、現在自動車の練習場がある西側の道路を南に行ってそこに仮橋があって、その仮橋を渡ってあの南平の八坂神社の東を通って、そうしてどんどん橋から左折して金剛寺の裏を通って高幡不動の所へ出たっていうわけですが、その橋は明治３９年木の橋にかけられたわけですが、なお私ごとになって恐縮なんですが、その最初にかけた橋の材料はですね、私の山から、程久保山から切り出したっていうわけですね。そうして多摩川の河原の豊泉三吉さんていう人が請け負ってそれをかけたということなんですが、その後大正１２年に鉄筋コンクリになったわけですが、それから昭和５２年の１１月に現在のような橋がかけられて、そうしてあそこには平面交差の踏み切りがあったんですが、それが今度橋とともに立体交差になったんで、資金が取れたらだということでございますが、次に新井橋について申し上げますと、新井橋はやはり長いこと仮橋であって非常に困ったわけです。それで橋が外れると交通ができないので、当時日野町であった新井・石田っていう部落が、中島っていう部落がありますが、そこの子供たちはもし行くとなれば橋が渡れないときは高幡橋を回らなきゃならないという、また水がふえるときは危険ていうことで潤徳小学校に行って、あそこを卒業した生徒が多いわけなんです。そういうことで、橋ということは非常に人間の生活に大きな変化をもたらすものでございますが、次にですね、平山橋について申し上げますと、平山橋は大正２年に木橋としてかけられたわけですが、あそこは町田地方へ通ずる非常に重要な道路であったわけですが、それが大正２年に

かけられたんですが、昭和１１年の３月にかけかえされて鉄筋コンクリートになったんですが、都道としては非常に車が多くて狭くなったので現在の橋にいまかけかえているところでございますが、次にこの一番橋について申しますと、一番橋は昭和３８年に開通した橋で長さが１３１.4メーター、幅5.5メーター、工費4,２００万円をかけてつくった橋でございますが、これは古谷市長時代に出現したものでございます。これは浅川に市の予算で、町の予算で初めてかけられた橋でございますんで、これは一番橋と名づけられたわけでございまして、これによって南平と豊田を結ぶ交通が非常に便利になったわけでございます。前にはですね、現在かかっている一番橋から３００メーターぐらい西側に橋があってそれが第２小学校の西側へ来ていたわけです。そうしたわけですが、今回はそうしたりっぱな橋がかかって非常に市民の感謝の的になっているわけですが、次にですね、滝合橋について申し上げますと、滝合橋も仮橋で非常に水の出るたびに外されて困った橋でございまして農耕者が多かった、もしそれが外されると平山橋を渡るか大和田橋を渡らなければならないということで非常に農耕をしている人は困ったわけですが、それですから平山から出る議員はもう選挙に出るときにもう滝合橋の架橋ということを第一の公約に掲げたということですね。しかし、それが現在でき上がったっていうことは大変結構なことですが、これを叫び続けたのが中村庫之助議員だったんですが、あの人は亡くなられて何年かたった後にこの橋ができたわけで、私は同志の霊前にこれを報告したわけでございますが、次にですね、長沼橋を申し上げますと、この橋も長い間水が出るたびに外されていた仮橋だったんですが、これは長沼の地区の部落の人が平山の西平山の方を耕作している人が多かったわけですね、それがためにどうしても農家の人はこっち渡らなければならない。また平山地区の人が西平山の地区の人が京王電車に乗るにはどうしてもこの橋は渡らなければならないという重要な橋だったんですが、南側は八王子市、北側は日野市で行政が違っているのでなかなか話が進まなかったんじゃないかと思いますが、それはだんだん煮詰められてですね、これができたわけでございますが、それでですね、最初は木橋だったんですがその後現在のような鉄筋コンクリの橋になったわけですが、これは長さ１３１メーター、それから幅が3.7メーター、この工費が2,１３５万5,０００円ということでで き上がったんですが、その後２メーターの歩道がつけられたわけでそれはいいんですが、この3.7メーターでは橋幅が狭いので車で渡る場合にうっかりして南と北からこう入った場合真ん中でにらみ合ってどちらかが後退しなければならないということでたびたびトラブルが起こっているようですが、こう

いうことはもう設計の前からわかってるのでですね、これは余り感心したことではないと思うんですが、私が思うにはですね、こうなった以上は中央かあるいはほかに１カ所か２カ所の待避所をつくってですね、そうして来た車はそこへよけて車を通すということならばこうしたトラブルが解決されるんではないかと思うわけでございますが、それから、次にようやくいよいよこの本題に入るわけですが、この潤徳小学校北側浅川架橋でございますが、これは、市長が去る第２回の定例市議会の６月議会にですね、この浅川と万願寺地区を結ぶ人だけが通るところの人道ということで測量調査費を提案されたんですが、最初の説明では、三中と三沢中の過密化を解消するために万願寺地区に中学校を建ててそれがために潤徳小、程久保小、あるいはまた八小、三沢台小の小学校の、それから、これから中学へ行く人に対して学区変更をしてそのために渡る橋だっていうような説明が最初なされたんですが、これについては反対も出たんですが私も同様な意見でございますが、これは、橋をかけるということはこれは大事なことでありますけれどですね、市長は福祉、福祉と言っているけれど、福祉は老人福祉あるいは身障者の福祉あるいは幼児の福祉、母子の福祉いろいろありますが、私は若い、中年の人っていいますかね、健康な人、そうして車を乗って家庭のためにあるいは社会のために、あるいは直接・間接に市のために活躍しているそういう人のためにも利益を図るのが私はまた福祉の重大な福祉ではないかと思うわけですが、そういう意味におきまして、通る人を中学生とかって、そういう決めないで一般の人も通れるようにしなければならない。それには車が通るようにすべきだと思うんですね。そうしてですね、このスピード時代に合うようにしなければならないと思うんですが、そこで市長のお考えをひとつ聞きたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　担当者がお答えすることだったと思っておりましたが、御指名がありましたのでお答えをさせていただきます。

日野市は申すまでもなくことし２０周年を迎える、その、なおさかのぼりますと日野町、それから七生村、すなわち１町１村の合併によって成り立っておるということであります。そしていま、川に恵まれておるという又、復唱に伴い橋の歴史が高橋議員から御説明をいただきまして、われわれも大きく教えられるものを感じたところでございます。今日の市の地域を考えますと、真ん中にこの浅川が西から東に向かって縦貫してるということは日野市の地勢を決める大きな一つの自然の地勢であります。あわせて水に伴いますいろいろな生活文化の潤いがも

たらされ、かつての水田地帯を形成をしたというゆえんもそのあたりにはっきりしているふうに感じます。そして、その川がまた交通上の一面にはネックにもなるわけでありますから、なるべく橋はたくさんあった方がいいというふうに考えます。いま、一番橋が当時の町の事業として南北を結んだということは大変大きな成果だったと思っております。

浅川計画ということを、その後今日の人口急増の中で一つの都市の快適条件をつくる要素として取り上げたいわけであります。つまり河川の周辺、それから堤防敷等を活用いたしまして、そして日野市の、日野市民生活の触れ合いの場、潤いの場といたしたい、こういう発想でございます。その際に、やっぱり南北を結ぶ橋ということが要素として出てくるわけでありまして、基本的にはいわゆる通過交通のもちろん果たします橋と、それから市民生活に南北のゆかりを結ぶ橋と、まあこういう意味で福祉を持たせることがよろしいんではないかと考えております。したがいまして、一番橋がすでにできておりますから同じような性格をたどりまして仮称二番橋あるいは三番橋と、このような由緒をつけていけばよろしいんではないかというふうに思っております。

そこで仮称二番橋のことですが、これは高幡駅を一つの交通要件といたします地域性におきまして、またこれから発展をする日野の東部の位置づけの中から、この車両交通の橋は既存の都が管理するそういう橋に依存すると。また市が管理するその南北の住民の心をつなぐそういう意味合いを持ちましてむしろ人車分離の人道橋がよろしいんではないかという関係方面のお話も拝聴いたしまして、そのような考えを進めつつあります。今日一般の交通といたしますとやっぱり車の通れる橋ということも望ましいわけですが、弱者を優先する発想から考えますと歩道橋あるいは自転車程度の通れる橋ということも意味があると、このように考えます。そういうことで、特に南北に都市計画道路的な関連もございませんので堤防と堤防をつなぐという意味の情緒のある進水性のある、そういった意味の歩道橋を二番橋あるいは今後予定されます豊田と南平をつなぎます南平駅に近い地域に予定します橋、あるいは市民プールの南北をつないでおりますああいう橋、これはひとつ歩くという範囲で計画をすれば、ちょうど南と北をより一層生活の圏内としても意味を持つものだと、このように考えておるわけであります。車は少し遠回りでも本来の既存の橋を通過していただくと、こういうことで市内の南北関係がより精神的にもつながるよすがができれば大変幸いではないか、こういう考えでございますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　市長の考えも大変趣があっていいことと思いますけどね、現代社会はスピード時代でありまして、鉄道が新幹線になったり道路が高速道路になったり旅客機が大型になったり非常にスピードアップされているようなわけでございますが、電話・電信・テレビ・新聞等にしても、あるいはまた宇宙衛生を使っていろいろなスピード化が図れているわけでございますが、過日の一般質問におきましても、福島議員からコンピューターの操作の話が出たわけですが、現代においては秒・分を争うというようなこうした時代の要求にちょっと私は手ぬるいではないかと思うんですね。だから私は車道と、それに傍らに歩道をつける橋を望んでいるわけでございますが、実はですね、これはただいま市長の言うように、市長はそっちの橋を渡ればいいじゃないかって言われているんですけどね、市長は乗用車に乗って、こんなになって運転手さんあっち行けこっち行けって言ってるんだけどね、しかし個人になるとこれは個人の負担でやるわけですからねえ、なるべく近いところ、燃料のかからないところ、安いところ、そういうところを願っているのが私は本当の気持ちじゃないかと思うんです。やはり市民感情から見ても、どうしてもやはり市民に近い道を通らせろ、通らせるっていうことは私は市長の役目ではないかと思うんです。これはドライバーだけでなくタクシーに乗る人も近いところを通ればタクシー代が安いんでね、これは市長さんのおかげでタクシー代が安くなったっていうふうに喜べるわけですがね、それでですね、こういうこと申し上げては大変失礼なんですが先日ある議員から聞いた話ですが、市長を３期か４期長くやったある市長さんの話ですが、市長さんがやめられたりあるときにその直後ですけれども、ある友だちがその市長さんを乗せてある目的地まで乗ってったと。そうしたら市長さんは車からどうしておりていいかわからなかったっていうね、長く運転手つきで乗っていたので運転手がドアをあけなければおりられないものと思っていたっていうんですね、こういうやっぱ長くなるといろいろそうしたこともできるんで、私は日野市長さんにおいてはそういうことは絶対ないっていうことを信じているわけです。やはり燃料の節約とか市民の利便とかそういうことを考えてですね、市長は、それで燃料を節約するっていうことは日本が燃料を外国からほとんど輸入してるわけですから国策にも沿うというような点でこれは私は非常ないい考えではないかと思うんですが、さらに市長に質問しますが、そうしたことに沿うのが市民に対する本当の親切な施策ではないかと、そういうことについて予算がどんなかかろうとそれは市民が惜しまないと思うんですけど。さ

らに市長のお考えを問います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、いわゆる市民生活にもいろいろな価値観の多様化が生まれておるわけであります。なるべく自然に親しみたい、あるいは体を使って歩くジョギングを行う、自転車に乗る、こういうことに一つの日常生活の意義も感じられておると思っております。したがって利便はもちろん前進させなければなりませんが、人の道、人の歩む道、それから車の走る道と、これはそれぞれ意味があると思っております。どちらを重しとしどちらを軽くするということはあり得ないというふうに思いますが、特に基本的な橋梁は一応都道でありますとか都市計画道路という形で依存をし、その間に市民生活をより何と言いましょうか潤いのあるものにしていくと。そうして歩く方にサービスをする。あるいはそのことをスポーツの手段として体の健康のためにも活用していただくと。いろいろな考え方が成り立つと思いますので、十分御意見を承りつつ検討課題にもさせていただきたいと、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○３０番（高橋通夫君）　私は人間が通るだけの道路をつくるのに反対しているわけではないですが、いままで車道をつくって、そうして人間が通る道路を別にしなければならないので車道に人道をつけたという話は聞いたんですが、車道の橋脚を利用してですね、人だけを通す橋脚に車道はちょっとつけられないかと思いますが、だからやはりつくるには車道と別に人道をつけた方が今後１００年を展望したときの賢明なやり方ではないかと私は思うわけですが、ひとつ市長さんの再考を、御検討をお願いしたいと思うわけですが、これは私ひとりの意見ではなく市民を代表した意見でございますからはっしと承って、そして実行していただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって２１の１、「潤徳小北浅川架橋」に関する質問を終わります。

請願の上程に入ります。

請願第５８－１９号　合成洗剤使用の規制を求める請願

請願第５８－２０号　優生保護法「改正」に反対する請願

請願第５８－２１号　優生保護法「改正」についての請願

請願第５８－２２号　健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願

請願第５８－２３号　老人医療費無料制度実施の促進を願う請願

が提出されました。

お諮りいたします。この際本５件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－１９号、請願第５８－２０号、請願第５８－２１号、請願第５８－２２号、請願第５８－２３号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第５８－２４号　循環バスに関する請願

が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－２４号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

請願第５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願

が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第５８－２５号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

陳情第５８－２６号　日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情

が提出されました。

陳情の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

陳情第５８－２６号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日から始まる各委員会については、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

各委員は、日程表に基づき御参集をお願いします。

次回の本会議は、１０月７日金曜日午前１０時から開議します。大変御苦労さんでありました。

午後５時４９分散会

10月７日　金曜日　（第７日）

昭和58年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第28号）

10月7日　金曜日（第7日）

出席議員　（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員　（1名）

20番　藤林理一郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	赤松行雄君
収入役	加藤一郎君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野　隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
企画課長	田窪鎮夫君	財政課長	大崎茂男君
建築課長	前田雅夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和58年10月7日（金）

午前10時開議

（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建設委員会）

日程第1　議案第75号　昭和58年度日野市一般会計補正予算について（第3号）

（厚生委員会）

日程第2　議案第70号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案第71号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4　議案第72号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案第73号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案第74号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案第76号　昭和58年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号）

日程第8　議案第79号　昭和58年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）

日程第9　議案第81号　昭和58年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号）

（建設委員会）

日程第10　議案第77号　昭和58年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第2号）

日程第11　議案第78号　昭和58年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第12　議案第80号　昭和58年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第13　議案第82号　町区域の変更について

日程第14　議案第83号　市道路線の一部廃止について

日程第15　議案第84号　市道路線の廃止について

日程第16　議案第85号　市道路線の認定について

（一般会計決算特別委員会）

日程第１７　議　案　第　　６２号　昭和５７年度日野市一般会計決算の認定について

（特別会計決算特別委員会）

日程第１８　議　案　第　　６３号　昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第１９　議　案　第　　６４号　昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について

日程第２０　議　案　第　　６５号　昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第２１　議　案　第　　６６号　昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第２２　議　案　第　　６７号　昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第２３　議　案　第　　６８号　昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

日程第２４　議　案　第　　６９号　昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

（総務委員会）

（請願審査報告）

日程第２５　請願第　５８－１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願

（厚生委員会）

日程第２６　請願第　５８－１１号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願

日程第２７　請願第　５８－２３号　老人医療費無料制度実施の促進をねがう請願

（建設委員会）

日程第２８　請願第　５８－１６号　道路舗装と架橋、側溝設置に関する請願

（総務委員会）

日程第２９　請願第　５８－１５号　退職金引下げに関する陳情

日程第３０　請願第　５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願

日程第３１　請願第　５８－２４号　循環バスに関する請願

（文教委員会）

日程第３２　請願第　５７－　６号　日野市の幼稚園教育費公費格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願

日程第３３　請願第　５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

日程第３４　請願第　５７－５６号　図書館の夜間開館に関する陳情

日程第３５　請願第　５７－６４号　中学校通学区域変更に関する陳情

日程第３６　請願第　５８－１２号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願

日程第３７　請願第　５８－２６号　日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情

（厚生委員会）

日程第３８　請願第　５７－５８号　優生保護法「改正」に反対する陳情

日程第３９　請願第　５７－６３号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情

日程第４０　請願第　５７－６７号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第４１　請願第　５８－　６号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第４２　請願第　５８－１９号　合成洗剤使用の規制を求める請願

日程第４３　請願第　５８－２０号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第４４　請願第　５８－２１号　優生保護法改「正」についての請願

日程第４５　請願第　５８－２２号　健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願

（建設委員会）

日程第４６　請願第　５７－２７号　水害等対策に関する請願

日程第４７　請願第　５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第４８　請願第　５７－３８号　住宅環境保全に関する請願

日程第４９　請願第　５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願

日程第５０　請願第　５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願

日程第５１　請願第　５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願

日程第５２　請願第　５７－６０号　１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願

日程第５３　請願第　５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第５４　請願第　５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

日程第５５　請願第　５８－１７号　１級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願

日程第５６　請願第　５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願

（中　間　報　告）

日程第５７　特別委員会中間報告の件

（継続審査議決）

日程第５８　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第５９　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第６０　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第６１　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第６２　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請　願　上　程）

日程第６３　請願第　５８－２７号　昭和５７年４月２１日、㈱新日本エンタープライズより、日野市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設（誘致）は勿論、自然破壊の伴なう土地利用の総てをなすべきでない。また、取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情

日程第６４　請願第　５８－２９号　循環バス市案に反対する請願

日程第６５　請願第　５８－３０号　社会福祉法人助成額の改訂並びに助成条件の変更についての請願

日程第６６　請願第　５８－３１号　二中校庭の夜間照明施設設置に関する請願

（議　案　上　程）

日程第６７　議員提出議案第１７号　大韓航空機撃墜事件に関する意見書

日程第６８　議員提出議案第１８号　健康保険制度改悪に反対する意見書

日程第６９　議員提出議案第１９号　都営住宅家賃値上げ計画の撤回を求める意見書

日程第７０　議員提出議案第２０号　私鉄運賃値上げに反対する意見書

日程第７１　議員提出議案第２１号　勤労者に対する大幅減税の早期実施を要求する意見書

日程第７２　議員提出議案第２２号　人事院勧告の早期完全実施に関する意見書

日程第７３　議員提出議案第２３号　田中元首相に対する有罪判決の場合の議員辞職を要求する決議

日程第７４　議員提出議案第２４号　南平８丁目の公共用地取得に関し、森田喜美男市長並びに赤松行雄土地開発公社理事長の自己譴責を求める決議

日程第７５　議員提出議案第２５号　「外国人登録法」の改正を求める意見書

日程第７６　議員提出議案第２６号　都立高校の新設促進に関する決議

日程第７７　議員提出議案第２７号　食品添加物の指定品目拡大に反対する意見書

追加日程第１　陳情者の意向に反した陳情書の不当な取り扱いとでたらめな境界の立ち会いについて

追加日程第２　会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第１から第１４及び追加日程第２まで

午後４時９分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２６名であります。

議案の審査報告（「議事進行」と呼ぶ者あり）　― ちょっと待ってください ― に入る前に、理事者より報告いたしたい旨申し出がありますので、助役の報告を許可いたします。

○助役（赤松行雄君）　時間をいただきまして、御報告申し上げたいと思います。

けさ方の職員の２時間のストライキについての報告でございます。これは、公務員共闘という組織のもとに、自治労が統一しまして、指令しました２時間ストでございます。５８年の人勧完全実施というふうなことで、昨夜来、政府との間に政労交渉を持った結果の、進展が見られないというところで打たれたストライキでございます。

日野市におきましては、８時３０分から広場での解散までの時間でございますけれども、10時１０分まで、報告という形でストライキが行われたわけでございます。これについての参加でございますけれども、保育園につきましては、たまだいら、みなみだいら、この二つの保育園は、ストライキに参加してはおりません。保育園でストライキに参加しましたのは、１０園でございます。八つの園で自主保育を行っております。二つの園で自主保育なしというふうな状況で、この２園につきましては、みさわ、あらい保育園でございます。それで、保育園の昼食の給食は実施しております。それで、ストのため１０時から登園するようにという通知を、前日、父母あてに行っておるわけでございます。

こういうふうな状況の中で、それぞれの園に対しまして、１１の園につきましては、管理責任を園長が持っておるわけでございます。一つの園につきましては、市の方から課長を派遣しておるわけでございます。

それから、市立病院でございますけれども、１０時現在で連絡いたしましたところ、外来患者が多少たまっている程度でございまして、あと３０分でストライキが解除になるということで、混乱なく診察、要するに患者さんへの診察ができるというふうな、そう込み合わない状況のもとに置かれておるわけでございます。

それから、小中学校については、ストライキを実施しておりません。

それから、本庁、市民課、支所の窓口でございますけれども、市民の来庁は、季節的なものもあろうかと思います、非常に少なかった方でございまして、それぞれの応援の課長等の事務

執行で、遅滞なく市民からの諸証明の発行を行っておるわけでございます。

それから、水道部は保安要員体制でございます。

それから、申しおくれましたけれども、市立病院は休日勤務体制という形の中で、看護婦等の、 — お医者さんは組合に入っておりません。休日勤務体制ということで、看護婦の解除もあったわけでございます。

水道部は、さっき申し上げましたように、保安要員体制、こういうことでございます。

それから、幼稚園はストに参加しておらなかったわけでございます。

そういうふうなことで、市役所の庁舎の前庭で報告集会が行われたわけでございますけれども、スト参加者は約７０％ということで、８５０名、こういうことでございます。

市としましては、昨日から職場放棄に関する警告を厳重に発しまして、職場放棄ストライキを中止するように勧告しておるところでございまして、ストに入った場合の対応等につきましては、さっき言いましたスト職場への部課長の応援体制を組んでおるわけでございます。公務員共闘というもとで行われました — １０時１０分、これは前庭での解散時刻まででございますけれども、いま申し上げましたようなもとに、ストライキがされたわけでございます。それで、各部課長によるところの現認というものも行っておるわけでございます。

以上のような形の中で、けさ方、ストライキが打たれまして、大変な御不便をかけておるわけでございますけれども、報告にかえて御了承を賜りたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ただいま、議事進行は最優先しなきゃいけない。なぜかといいますと、いま、助役が報告されました。これは、国会法に準じ、速記法によって速記録に記載されるわけであります。この速記録は永久保存であります。このような大事な速記録について、申し上げたいと思う。

実は、私は、この速記録を読みました。読みましたらば、この中に「第一総合銀行」——これは５７年第３回定例会の速記録であります。４１４ページに第一総合銀行と書いてあります。それで、１６億円余のお金を、東京ＳＴ社、ＡＢＣのＳ、ＡＢＣのＴだ、ＳＴ社に払った、こう書いてある。

さて、調べてみました、こういう会社、銀行があるかどうか。日本じゅうありません。第一

総合銀行などという銀行は、どこにもない。それから、東京ＳＴ社、こういうのは神田神保町にはないんです。こういう大きな過ちが、速記録の中にあり得るわけです。

ですから、いまの助役の報告も、もしも過って記載されているならば、永久に日野市議会はありもしない銀行や、ありもしない会社へ市民の税金、あるいはお金、１６億8,０００万円も払ったということを言われるわけであります。これについて、今後の私は議事の進行上、これだけではないと思う。たまたま私が読んだところに、こういうことがございます。大変重要なことで、これについての取り扱いを、これだけじゃないと思うんです。しかも、これは固有の会社、固有の銀行ですから、他のことにおいて、もしあるかもしれません。しかも、これだけの厚いものですから、これを認定、それは私らもそうですけれど、先生、署名してください、まぁ、一応議長を信頼し、事務局を信頼し、署名をするのが普通だと思います。

しかし、現実にこのような過ちがある速記録について、議長はどのように取り扱うつもりであるか、あるいは事務局長から、永久保存文書の中に全くない銀行、全くない会社が書かれているこの点について、これから先の議事の進行上、非常に重要な問題でございますので、明確にしていただきたいと思うのであります。以上が議事進行であります。

なお、こういうふうな問題がはっきりしない限り、議会でやったことが永久に保存されるこの議事録の中で、明らかにならない場合もあるし、また、誤って伝えられる場合もあり得るんではなかろうか。これは議会の権威においても、まことに重大な問題である。大変心配なものであると思うから御質問申し上げたわけであります。議事進行としてお取り上げいただき、この問題について、これらの今後の取り扱いについてはっきりさせる、そして議事の進行をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　お答え申し上げます。議長からは、今後そういうことのないように、いわゆる速記者、事務局にも慎重を期すという以外に、私も答弁の仕方がございません。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　しかも私は、このことを助役に３カ月前に言ってあります。探してみたけれどないんだと。そうしたら、第一相互銀行の過ちだと言いました。また、東京ＳＴという会社は、東京、かたかなでエステートだ、こういうわけであります。すでに私が訂正を求めて３カ月、いかにわが日野市議会が行政側、理事者側にばかにされているかが明らかで

あります。

このような、私がちゃんとこれ、親切に言ったのであります。しかるがゆえに、議会の権威にかけて御質問、お願いしているわけであります。私が助役に通知してある。発言者が助役でありますから。こういうふうに速記録に載っているけれど、こういう銀行はないけれど、言いましたよね、これはどこなんですかと言ったら、それはこの記録の間違いだということで、ですから、あなた訂正なさいということを申し上げてあります。

１６日以来、何回も本会議があります。きょうが最後だから申し上げている。議会の権威がかほど軽率に扱われているということはないと思うから、議事進行上、今後、大変なことになる可能性を持っている。それで申し上げたわけです。簡単に、後で訂正しますでは、私ども議会議員としては、残念ながら了解しかねます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の議事進行に対し、助役から何か答弁ありますか。

○助役（赤松行雄君）　昨年の第３回定例会の議事録の御指摘は、４１４ページでございます。御指摘があるまで、私たちの方も気づかなかったわけでございます。それで、第一、相手の相とお互いという字の相互でございましたんですけれども、速記の方は総合するとか、これはすべてを合わせるという総合なんです。そのように議事録がなっておるわけでございます。

それから、エステートというかたかなの会社が、この第一相互銀行の子会社、要するに新しく銀行を設立する場合の、設立会社というふうな子会社でございます。これは、かたかなでエステートということで、東京エステートというのが、東京、アルファベットのＳとＴと、こうなっているわけでございます。

古谷議員さんから御指摘があったときは、事実のままお答えしました。その後、正直に言いまして議会の方へ、私の方から訂正の連絡をしなかったということについては、大きな手落ちじゃなかったか、こう思うわけでございますけれども、印刷されたものでございますので、なかなか訂正しにくいというふうな面もあるわけでございますけれども、さっき言いましたような速記間違いでございます。私たちも事務局と一体になりまして、速記の結果については、今後はきちんとした、まあ、検閲といいますとそういうわけじゃございませんけれど、われわれも一応見ていきたいと。あるいは速記者の、事務局の方で、よく、こういうところがわからないんだけれども、あるいはこれが本当かというような問い合わせがよくあるわけなんでございますけれども、そういうふうな形で、われわれの方も紛らわしいものについては進んで連絡していきたい、こう思っております。

なにとぞ、４１４ページの御指摘の点につきましては、今後、そのような間違いのないように、われわれの方からも積極的に、間違って受け取りやすいようなところについては、連絡していきたい、協力していきたい、こう考えておるわけでございます。御容赦賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は、電話であなたに連絡申し上げた。私はあなたに対しては、私どもは議員ですから、こうしろという命令は出せない。ですから、早速原本をかえたらいいでしょう、正しく、ね。そうしたらあなたは、「はいそうします。議会事務局へ連絡します」と言ったんだよ。そうでしょう。はい、そうしますと言っておって、印刷物じゃないんだよ、これの原本が永久保存されているわけです。それに基づいてこれを直せばいいわけです。これ、原本じゃない。しかも、議員の方から注意があったわけです。いかに何であろうと、それでは余りにも議員を軽薄に考え過ぎやしないかと思う。

やっぱり過ちは、一市民の指摘であろうとも、直さなければなりません。いわんやわれわれが指摘した事項、あなたの発言したこと、東京第一相互銀行を、東京第一総合銀行と、そう書いてあるわけです。東京ＳＴ、エスはＡＢＣのＳだ、アルファベットだ、大文字だ。Ｔも大文字。くどいようだが、このことを一つ見ても、あなた方が議会をどのくらい軽んじているかがよくわかるんです。放っときゃ何とかなるわい。そうなんです。あなた方は何年もいる。議員は４年任期である。永久保存文書だから、４年たちゃ言うやつはいねぇだろうということも考えられる。それでは余りにも議会の本会議における発言に対する取り扱いとしては不適切だと思うけれど、議長はどう思うか。（「そのとおりだと思います」と呼ぶ者あり）

今後、私は議長に対して、市長から、市長の所見を求めたい、この問題で。それで、どうするかだ、今後。これ、議事進行として申し上げているわけです。私の発言もこの速記に出るわけです。市長に、この問題についての市長の所見を求めたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何事についても誤りがあってはならないと思っております。御指摘の点を機会に、今後一層、万般について誤りなきを期したい。

また、特に議場におきます発言等の記録については、議長ともよく御協力を申し上げて、誤りなきを期したい、そのようにいたしたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これ以上、きょう、私が言ったことですから言えませんけれどね、これは３カ月前に私が指摘して訂正を求めてありますからね。きょう、いきなり持ち出したんじゃないんで、最終日だからこのような質問をしているわけですから。今後のこともありますので、ひとつ厳に理事者及び議会事務局長、あるいは議会としても正確を期して、後世の市民に、何というだらしがないことをやっているんだろう、ありもしない銀行、ありもしない会社、そこへ金を振り込んでいる。そういうふうなことが笑われないようにしていただきたいと思う。希望しておきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　議案の審査報告の前に、ただいま緊急質問が小山良悟君外２名より、陳情者の意向に反した陳情書の不当な取り扱いと、でたらめな境界の立ち会いについての緊急質問が提出されました。所定の賛成者がありますので、議題といたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

この件は、８３号議案、８４号議案と関連いたしますので、そこでこの取り扱いに対し緊急質問をいたしたいと思いますが、提出者小山良悟君外、古谷太郎君、古賀俊昭君に御了解を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　一つ確認しておきたいと思うんですが、過去にこの種の、この種のといいますか、緊急質問の例は数多くあるわけですけれども、代表者会議なり、議運なりに、事前に諮らずに直接こういう形で議会に出たことは、ちょっと前例がないというふうに私は記憶しているんです。ですから、今後はこれまでのしきたりというんですか、これを変えて、こういう形で今後いくんだ、こういう理解でよろしいんですか。

○議長（石坂勝雄君）　お答え申し上げます。こういうことを前例といたしませんが、特にこの件は建設委員会も数度にわたって審議された問題とも関連がありますので、いわゆるきょうの会議も、本来なら午前１０時から開議すべきところを、時間もかなり延びておりましたので、議長からあえてこういうものが提出されたということで、前例にはいたしません。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　私、先ほど、助役の本日のストライキに関しての報告がありましたので、それについて若干お聞きしたいことがあると思っておりましたんですが、すぐに古谷議員の方から議事進行がありましたので、それについて私、質問といいますか、助役に対してちょっと聞きたいことがあったんですが、聞けなかったんです。それをお許しいただけますでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　許可いたします。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　助役並びに市長にもお聞きしたいと思いますが、本日の早朝、始業時からの２時間のストライキ、もう再三指摘をされておりますように、地方公務員法にも違反をしたストライキである、つまり違法ストであるということ、この認識は市長とてもお持ちのことだと思います。これについて、いままでストライキがあるごとに市長等は事前にいろいろ申し出をしております、中止を呼びかけているという旨の議会での発言もあるわけなんですが、一向に改まる気配がない。そして、ことしの２月１８日の半日ストライキについては、現場の管理責任者から挙げられているスト参加者の時間、氏名等がはっきりしているにもかかわらず、それに基づく処分でもない、賃金カットも行わなかったわけであります。こういうことからして、今回の２時間のストライキ、どのように市長は対応しようとしているか、その考え方をお聞きしたいと思います。

それから、もう１点、本日のストライキに日本共産党の議員があいさつをしまして、日本の公務員、労働者、これはストの時間がアメリカやヨーロッパの労働者に比べて少ないんだ、もっとストライキをどんどんやるべきだ、というような旨の発言をしておりました。扇動的な内容のあいさつでありました。このことについて、市長はどのように考えを持っているか、この２点をお聞かせいただきたいと思います。（「議事進行」「政党の問題だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○22番（竹ノ上武俊君）　ただいまの古賀議員の発言の中に、きょうのストライキでのあいさつの言辞などを取り上げておられますが、事実と違うような内容に私は感じておりますので、その点だけを指摘しておきたいと思います。（「さっき聞いたばっかりだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本日の公務員共闘と称する全国的ストは、もちろん違法だという前提は存在するというふうに考えております。

したがいまして、法規に基づき、賃金カットその他必要な措置をとり、今後そのような違法行為を繰り返さないことを指導し、また、必要な行動もするつもりであります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　私、二つ質問をしまして、一つについては、前段の質問に対しては、いまお答えをいただきましたので、今後の取り組みに期待をしたいと思います。

２点目についての回答を求めます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　２点目というのは、申しわけございませんが処分のことでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。（「２月の１８日の件でしょう」と呼ぶ者あり）

○18番（古賀俊昭君）　いや、私がいま指名されておりましたので、続いて、再度２点目の質問をします。

きょうの２時間の違法ストライキに、日本共産党の議員がマイクを取りまして、日本の労働者はストライキの時間が、ヨーロッパやアメリカの労働者に比べてうんと少ない。もっとストライキをもって闘うべきだという旨の、ストライキの時間まで具体的に挙げてあいさつをしておりました。このことについてどう考えるかを、いま聞いているわけであります。（「その名前を言え」「だれだ、そんなことを言ったやつは」「聞き違いだよ、関係ないですよ」「市長は答える必要ない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、そのような話を直接耳にしておりませんので、何ともお答えをしかねます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君、これ、決して発言を議長は封ずるんではございませんが、報告事項はなるたけ簡明にひとつお願いしたいと思います。

古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　市長は現に、助役もそうでしょうが、聞いておられないということですから、この点は結構ですが、私が質問しました内容については、いまいろいろ不規則

発言で聞き違いだというようなこともありますが、天地神明間違いございません。このことを申し上げて終わります。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

これより議案第７５号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　去る２７日、長時間をかけまして慎重審議をしてまいりました総務委員会の審査報告を申し上げたいと思います。

昭和５８年度日野市一般会計補正予算第３号、都支出金あるいは寄付金等を含めましての補正額８億1,６７７万1,０００円、歳入合計が２５７億9,９９５万7,０００円となりました。特に歳出の部分での中で、総務管理費、一般管理費の表彰記念式典会場設営８３万9,０００円、これにつきまして、約５００名程度の表彰、招待者を含んでの会場設営である、委員の皆さんから条例の見直しをしたらどうだ、あるいは、審議会の構成メンバーに疑問がある、条例に値しない人を、この２０周年にかこつけて表彰することは、あるいは感謝状を贈ることはどうか、こういった審議がなされました。

続きまして、積立金の環境緑化基金、これにおきましても、預けている銀行はどこか、あるいは利子は、この基金の今後のあり方についての質疑がなされました。

また、公会堂費の修繕料、七生公会堂の修繕料でございますが、年数が少ないのに修繕することはどうなのか、こういった質疑がなされたわけでございますが、慎重審議の結果、全会一致、議案を可決したものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　同じく9月27日に行われました、昭和58年度の第3号の一般会計補正予算のうち、教育費の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

教育費の補正額は、3億3,359万8,000円であります。その主な、大きな予算は、社会教育費の中の郷土資料館用地取得費2億8,769万5,000円で、補正額総額の86％を占めております。この場所は、日野市神明四丁目6番地の1、国有地第3桑園跡地でありまして、面積は1,517平米、460坪であります。買収交渉は、現在、企画財政部の企画課を窓口として、関東財務局と交渉中であり、まだ正式な買収単価は決定しておりません。近日中に買収契約が結ばれる予定につき、補正予算を計上したものであります。

次に、保健体育費の目の4の体育館費、節15の工事請負費、282万7,000円でございます。本年度当初予算に、南平体育館西側の駐車場整備費として、800万円の予算計上をして、現在、設計の段階にあるわけでありますが、土木課で東京都公害局多摩公害事務所自然保護課に緑化問題について問い合わせたところ、東京における自然の保護と回復に関する条例の中に、公共施設の緑化基準があり、南平体育館は緑化基準に達していないので、基準に見合う花壇、植樹工事を行う必要が生じたものの補正であります。

残りの経費については、経常経費の補正でございます。

主な質疑の中で、1点目の、国有地の払い下げにしては単価が高過ぎるのではないかとの指摘等もありましたが、現在、できる限り安くする方向で交渉中であるとの答弁もあり、当委員会としては了解した次第であります。

採決の結果、本件は全員異議なく原案どおり可決と決定した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　9月19日、本会議より付託されました議案、請願を、厚生委員会を開催いたしまして審議いたしました。熱心な審議は、翌朝午前1時45分まで続きました。委員各位の熱意に深く敬意を表するものであります。

一般会計補正予算第3号のうち、厚生委員会に付託されたものは、歳出のうち民生費、衛生費、労働費であります。

まず、民生費について申し上げます。今回の民生費の補正は8,673万3,000円でありま

す。各項共通して組まれている職員手当等を除いて、その主なものは、まず、後ほど上程され、審査報告を申し上げます条例の改正による、各種手当の増額による補正であります。身体障害者福祉費、精神薄弱者福祉費、老人福祉費、これらの扶助費は報償費に入っていた臥床老人見舞金を差し引いて、2,613万3,000円の補正になります。

このほか、月2回だったものを、強い要望によって月4回にふやした、重度身体障害者の入浴のためのバスによる移送に192万円、共同作業所の補助金に、都の補助の見合いで200万円、老人医療費の電算処理に366万9,000円、至誠ホームのディホーム事業　842万2,000円、老人憩いの家新築の給排水をふやすなどのための800万円などが主なものであります。

また、すでに本会議で質疑のありました学童クラブのパート指導員の賃金として、852万1,000円の補正があります。これは、当初方針が不明確であったため、ここで補正をするというものです。

次に、衛生費でありますが、衛生費の今回の補正は3,761万1,000円であります。その主なものは、老朽化した再燃焼バーナーのノズルの取りかえで、これは市営火葬場のものでありますけれども101万1,000円、無届けの浄化槽がかなりあるので、その実態調査のために234万円、当初予算に半分しか組んでおかなかった浄化槽汚泥処理施設の稼働に必要な医薬材料費の1,715万6,000円などであります。

その他、病院事業会計の補助金として、700万円が人件費だという900万円の補正があります。

労働費については、42万4,000円で、職員手当のほか、旅費の補正であります。

以上の補正に対して、多くの質疑がなされました。その中で、突発的なことなど補正がやむを得ないというものではなく、当初からその必要がはっきりしていたのに予算を計上しなかったもの、あるいは半分しか計上しなかったものが指摘され、今後は絶対にしないでもらいたい、という意見が出されています。

それは、学童クラブのパート指導員の賃金と、し尿処理の医薬材料費などであります。

また、共同作業所への補助金については、都が補助金を増加したから同額を市でもといった機械的なやり方ではなく、苦しいやりくりを考えて、市としてさらに多くの補助を出すべきとの意見も出ております。

このほか、老人憩いの家は５９年１月早々に着工していくなどの答弁がなされています。

以上のほか、多くの質疑、意見を経て、採決に入りました。後ほど審査報告を申し上げ、審議していただく議案第７１号で修正案が出され、原案である扶助費の寝たきり老人看護手当でなく、報償費の見舞金にすべきだ、という主張であります。議案第７１号で修正案を提出した委員は、それとの絡みの予算があるとして退場し、採決の結果、全会一致にて補正予算第３号、民生費、衛生費、労働費を可決といたしました。以上で報告を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設副委員長登壇〕

○建設副委員長（福島敏雄君）　藤林委員長不在によりまして、副委員長の私が報告をさせていただきます。

議案第７５号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算第３号、歳出のうちの建設委員会に付託をされました、農業費、商工費、土木費につきまして審査報告を申し上げます。

農業費につきましては、４０５万8,０００円の補正でありまして、主なものは東京都優良集団農地保全育成事業補助金として、１３６万5,０００円、平山用水取り入れ口の台風被害による復旧のための実測及び設計委託料として、１２７万4,０００円でございます。

商工費につきましては、５３２万6,０００円の補正でありまして、主なものは保証協会保証料負担金５００万円でございます。

土木費でございますけれども、１億3,７００万6,０００円の補正でございます。主なものは、仲井２号線境界点再表示のための委託料６９万円、大和田仲１号線外１０件の査定図、測量等の委託料1,４００万5,０００円、さらに、来年度からの浄化基本計画のための用水路水質分析委託料１４７万2,０００円、都市計画事業特別会計への繰出金4,１２０万5,０００円、同じく下水道事業への繰出金5,０００万円、神明上の緑地整備のための工事請負費９４８万7,０００円等でございます。

本建設委員会では、慎重審議を行いました結果、全員異議なく原案可決と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより４常任委員会の質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は市の予算の編成方針について、いま、委員長からも強く言われましたが、市長から……。

○議長（石坂勝雄君）　古谷議員、厚生委員会の関係なら厚生委員長の登壇を求めるつもりなんですが、よろしいですか。

○６番（古谷太郎君）　いいです。市長から、予算の編成方針をお聞きしたい。

本来、地方自治法によって、予算というのは年間通しての予算を組む、それで３月の議会に提案して決めるんだ、このように法律が地方自治法及び地方財政法ですか、法律によって決まっているわけであります。

ところが、前年度、今度の問題になってきた、われわれの方の委員会にかかったわけですが、し尿処理場の薬代なんです。この薬代を、当初、通年で3,５００万円お願いしだ、だけれども半年にしておくということで、新しくつくっているから将来、９月からまた先のことだろうからというふうなことで、ここで半年分の予算の中で、さらにまた半年分追加してきたと。

これは、私は、当初予算編成の趣旨に反する予算の組み方ではなかろうか。なぜなら、われわれ議員は法律に基づいて当初予算が組まれているものと思うわけであります。当然、違法な予算の組み方はしていないと考えているわけだ。しかも、経常経費です。し尿処理場の薬代なんていうのは経常経費で、電気代や何かと全く同じものです。

ところが、電気代の追加はない、新しい施設ができても。水道代の追加もない。薬代だけ当初予算よりもはるかに大きい金額が追加されてきたわけであります。こういう決め方について、市長の所見、ひとつ考えを聞かせていただきたい。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当初予算で、経常費は総括的に組むのが正しいということは、われわれもそのように考えております。

本年度は、たまたま８０キロ処理施設等の工事が、年度半ばに完了して稼働するというようなことがありまして、その積算の中に、必ずしも当初予算で積算し得ない状況があった、そのために補正をお願いをしている、このように解釈をいたしております。なるべくそのようなことのないように、見通しを明らかにして当初予算に組むことが正しいということについては、今後も十分心がけてまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　審議の中で、われわれ委員は全員わかっているんですが、3,500万円要求したと。これは、前年度とほぼ同じであります。ところが、半分しか組めなかった。

半分にしておけといわれた。経常経費ですよ、これは。それなら電気代も水も半分ということになるわけですが、本来、経常経費ですから、前年度並みぐらい組んでおくのが正当な方法なんです。なぜ半分にしておけといわれたか。だから私は、市長の指示があったんじゃなかろうか。それで、新しくなりましたから、半年分よりちょっとふえたんです、今度は。だけれど、そのふえ方は前年度より５００万円しかふえてない。だから、その指示を出されているんですかとお聞きしているわけです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特別に指示は出しておりません。財政の判断だというふうに思いますので、財政課長からお答えをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　財政課長。

○財政課長（大崎茂夫君）　御指摘の点でございますが、８０キロが３カ年にわたって最終年度という年度の中で、５８年度の途中ででき上がって、なおかつ試運転をしてどのくらいの電気、あるいはどのくらいの薬が必要かも、試運転のときに正確にわかるというような説明を受けました。それで、前年度に実績がございませんものですから、とりあえず８月ごろの完成、あるいは９月ごろ実際に動くというふうに財政が判断いたしまして、半年分ということでお願いいたしました。

電気等につきましても、そのような考えを持っておりましたけれども、結果的には電気はそれほど消費しなかったということでございます。

なお、財政といいますか、予算の執行の見通しを十分見きわめて予算は計上されるべきだという御指摘は、十分了解しておるものでございます。今後も、将来への見通しのもとに計上を怠りなくしていきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これはほかの、われわれの委員会だけじゃないんです。いろんな面でもあると思いますけれども、半年なら、３月の議会の説明のときに、これは半年なんですけれども、実は特殊なんだけれど、こうなんですと、言っといてくれりゃいいんですよ。そういう発言は全然なかった。だからわれわれはそれで1.年ぶり、施設がよくなるから、６億円も７億円も、１０億円ですかな、かけてよくしたんだから、これは薬が少なくて済むのか、こう思ったわけですよね。これは当たり前だと思うんです、古い施設をよくしているわけですから。

ところが、そうじゃないんですね。やはり３次処理までするには、前よりは余分に薬品を使わなきゃできないということは、わかったわけです。そういう説明をしないでやられると、われわれ議員は素人ですから、法律に基づいて予算が組まれていると思うわけで、ひとつ、今後とも注意をお願いしたい。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。委員長に登壇求めますか。（「教育費の関係でございます」と呼ぶ者あり）

文教委員長、登壇を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○８番（馬場弘融君）　教育費の８１ページ、日野市郷土資料館の用地の買収のための費用が補正をされているわけですけれども、用地買収に入るという以上は、当然、ある程度こういう内容のものをつくりたい、あるいはいつごろにつくりたいというふうな原案といいますか、たたき台というものが理事者側にはあるのではないか、というふうに思うんですけれども、その辺の議論がなされていれば教えていただきたいと思いますし、もし、十分審議がなされていなければ、理事者側からどういう内容のものを、いつごろつくる予定なのか、というふうなお話をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　ただいまの御指摘の質問にお答えいたします。

先ほど、冒頭の審査報告でも申し上げましたように、まだ買収単価すら正式なものは決定していないという中で、大体この程度の規模のものはつくるということは当然、委員会の中で話されたわけであります。いま、御質問の指摘のように、主としてその中に包含する、いわゆる陳列するものは地元の古い民族資料であるという程度の質問でありまして、具体的なものについては審議しておりません。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　それでは、教育委員会の方でさらに具体的な内容をお持ちなのか。お持ちであればお答えいただきたいと思いますし、ぜひ、いつごろつくるのかぐらいのことは聞きたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　郷土資料館の具体的な計画、あるいはいつごろつくるかという、こういう御質問でございます。

先ほど、文教委員長さんからもお話がございましたとおり、現在、具体的な建設計画はございません。したがいまして、われわれの方といたしましては、教育委員会あるいは文化財保護審議会、あるいは市長部局等とも今後十二分に連絡を取りながら、具体案を決めていきたいというふうに思います。

ただ、基本的な考え方といたしましては、一応郷土資料館でございますから、先ほど文教委員長からも触れましたとおり、特に郷土資料館の中では、いわゆる考古学関係のいろんな土器類とか石器類とか鉄器類とか、ございますので、こういったものの考古学関係の資料の展示公開、あるいはそれに対する調査研究とあわせまして、日野に古くから伝えられております生活用具であるとか、あるいはまた古文書だとか、典籍だとか、こういったようなものを一般的には展示公開する、あるいは調査研究をするというのが一般的な、いわゆる郷土資料館の考え方でございますので、そういうふうな大まかな考え方は持っておりますけれども、それらについての細かい点につきましては、今後煮詰めていきたいというふうに考えます。

したがって、年度についても、これからいろいろと予算等も伴いますし、国庫補助金との絡みもございますので、いまの段階におきましては、いつ幾日に建てるということにつきましては、決定いたしておりません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　それでは、一応希望としては来年度から設計といいますか、そういうものに入りたいというような意向をお持ちかどうか、さらにお伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えいたします。その点につきましては、教育委員会サイドの考え方でございますけれども、でき得ることならば、私どもといたしましては、今年度、土地買収ができましたならば、まずあの地域は、いわゆる埋蔵文化財の包蔵地でございますので、５８年度中に包蔵地の発掘調査いたしたい。

そして、でき得ることならば、５９年度に一応設計費等を計上いたしまして、その後、いわゆる建設工事費を計上させていただきまして、でき得ることならば、これは願望でございますけれども、昭和六十一、二年ごろには完成したいという気持ちは持っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　いまの点を、市長に確認をしたいと思います。市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回は、用地取得のための予算をお願いしたわけであります。あらかじめ国の財務当局とは、一応了解をいただいたわけでありますが、その前提の中には、まだ構想段階ではありますけれど、２年程度の中で事業が実現するようにということを言われておりますので、そういう条件が伴っておることもございますので、そういった配慮の中で正規な取り組みで進めたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

厚生委員長、登壇願います。谷　長一君。

〔厚生委員長登壇〕

○５番（谷　長一君）　４１ページの、老人憩いの家給排水ということですが、８００万の補正がなされておりますけれども、当初予算は１億2,５００万円であります。

そこで、この給排水の８００万の補正というのは、一体どのようにしてなされるのかということです。それにつきましては、当初予算の中に給排水の見積もりがどのくらい組まれておったか、ということをお尋ねしたいんですけれども、それらの点につきまして、審議がなされたのかどうか、委員長にお伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　給排水をふやすことその他ということで、先ほど説明いたしました。細かいことがいろいろあるようですけれども、いま、谷議員の質問による給排水の施設が、当初予算にどれだけ組まれていたかということは、質問もなく、答弁もなかったと記憶しております。したがいまして、担当部長の方からお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　当初予算の中での給排水施設はどのくらいだったか、ということにつきましては、これにつきましては総工費全体に絡む問題として、明らかにちょっとできないということでございますので、給排水施設だけを幾らということについて申し上げる

ということが、ちょっとむずかしいというぐあいに考えておるところでございます。

これにつきましては、建築課とも相談したんですけれども、今後の工事契約上の価格との絡みがございますので、若干、その辺のところにつきましては、明らかにしがたいということで御理解願いたいと。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、明らかにすることはむずかしいということでありますれば、当初予算の何％ぐらいに値するか、ということをお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　これにつきましては、建築課によく相談いたしまして、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　本件につきましては、議会開会のときに部長に伺ったわけです。そうしましたら、よく調査をしてそれで答弁する、ということになっておるわけですけれども、そこいらの点につきまして、一体どのような調査がなされたかということについて、お伺いいたします。（「そのとおりだ」「ずさんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　その辺のところにつきましては、谷議員からの御質問があったことはよく承知しておりまして、建築課にも確認の問い合わせをいたしましたところでございますけれども、先ほど申し上げたように、若干、工事費全体に絡む問題なので、そこら辺のところについては、ちょっと明らかにしにくい、こういう説明でございましたので、今回の補正の内容については、調べて、課長の方から厚生委員会では御報告申し上げる、こういう事情でございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　実は、そういうふうになりますと、一体、８００万の補正ということについては質問ができないわけなんです。やはりそういうことになれば、当然、委員長権限等におきましても、やはり公開じゃなくてもできるんじゃないかと思うんです、そこいらを考えて。そこいらを委員長はどのようにお考えになっているんですか、お伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　いま、谷議員の御発言ですけれども、質問の意味がよく理解できませんので、もう一度お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　いわゆる、いま情報の公開ということが言われておるわけなんです。そこで、どうしてもこのような公開の場所で答弁することができないということになれば、委員長権限等におきまして、委員会においてこれを秘密会か何かを開催して発表することができないかどうなのか、そういうことなんです。入札には絡んでいないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　付託された本会議のときに、谷議員がこのことについて質問したということは、私もこの議案書の中に大きくメモで書いてありましたけれども、したがいまして、その谷質問を受けて、委員会として十分審議すべきだったのをしなかったということは、委員長として申しわけないと思っています。

そして、いまの谷議員の発言ですけれども、委員長として即答しかねますので、今後の委員会で検討させていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　若干、補足の説明をさせていただきたいと思います。

恐らく建築課の考えといたしましては、この工事発注につきましては、分離発注もあり得る、こういう考えを持っているのではないか、こういうぐあいに考えております。したがって、給排水装置だけの部分であるというぐあいにお考えかもしれませんが、これにつきましては契約と直結いたす、こういうようなことも考えられますので、明らかにできない、という回答であるというぐあいに理解しております。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そういうふうになりますと、いわゆる分離発注ということで、逃げるということになれば、それでいいです。（「審議できないじゃないか」と呼ぶ者あり）

やはりこれは、いわゆる審議をするということが、私は議会というのは前提じゃないかと思うんです。そのようなことを考えてみますると、やはりこの１億2,５００万のうちどのくらいになるということに質問したわけですから、回答をするということだったんですよね、一番最初は。そういうことですから、私は調査をして回答すべきだ、こういうふうに考えております。

（「休憩、これはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　答弁できませんか。（「休憩したらいいじゃないか」と呼ぶ者あり）

いま、建築課長、参るそうですから、恐れ入ります、しばらくお待ち願いたいと思います。

――答弁に時間がかかるようなら休憩しますよ。

建築課長。

○建築課長（前田雅夫君）　お答え申し上げます。

まず、当初予算の１億2,５００万円の見積もりの仕方でございますけれども、まず、基本設計において５００平方メートル、床面積で５００平方メートルで考えておったんでございます。

それで、基本設計が終わる前に、この当初予算を組むわけでございます。その経過の中で、面積で約５０平米増になっております。

それから、あと一つ、予算の積算の過程で、もちろん短時間に予算を積算をするわけでございますから、実施設計のような細かい積算をしておりません。したがって、実施の段階で若干の狂いは出てくるということでございます。したがって、予算に余裕を持って計上しておけば、このような事態は一般論としてないわけでございます。今回のこの憩いの家につきましては、その辺が若干、当初の見積もりと実施設計との差が出てきたというのが、まず総体的な理由でございます。

さらに具体的に申し上げますと、老人の施設でございますので、たとえば洗面施設、これは当然給湯がされるわけでございます。お湯が出るわけでございます。こういったものの安全性の向上の問題とか、あるいは洗面器を、現在はかなりユニットでいいものが出ております。こういったものを、どうも予算のアップをしませんと、昔からの瀬戸物の洗面器をつけるというようなことになってしまうとか、あるいは、最近、電食と申しまして、いわゆる綱管の給水管とか、あるいはガス管が電気の作用によりまして、腐食をするわけでございます。場所によっては排水管も綱管を使う位置があるわけでございますけれども、こういったものを今後、保守管理がスムースにできるように、ピット方式といいまして、共同溝をつくりまして、その中に配管をする、こういったものも増になっております。

それから、あと一つは、本市も緑と清流ということで、できるだけ水をきれいにしようということで、やはり公共施設も率先をして、施設から排出される水質の向上には努めなきゃいけないということで、この施設は５０人槽未満でございますから、建築基準法上はし尿の浄化施設だけで済むわけでございます。しかし、この旭が丘は都市下水で、いわゆる浄化をして雨水管につなぐわけでございますから、し尿の浄化のほかに厨房の排水とか、風呂場の排水が出てくるわけでございます。これを、風呂場の排水はともかくとして、厨房の排水も浄化して流したいということで、こういった経費がアップになったというものでございます。

その他、照明器具が少し事務所的で潤いがないということで、若干、その潤いがあるようなグレードアップも考えております。こういったものが、大体８００万ということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　実は、いわゆる私は、この８００万というのは給排水を今度は新しく、じゃなくて、これは設計変更ということなんですよね。そうしますと、大体設計変更をするのは何％ぐらいに当たるのかということも聞きたいわけなんです。

そこで、どうしてかといいますと、いまの説明でいくと、基本設計が５００平米ということですよね。それで今度は、ここでやるのは面積で５０平米ぐらい変わってくるということでしょう。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、そんなに最初から、工事もやらない前にこういうものは私は出るはずがないと思うんですよ。どうしてかと申すと、洗面器とかそんなものを新しくしたって、または共同溝ですか、それからさらに冷暖房、それから浄化槽というのは５０人槽なんだと。それから、排出されるものは緑と清流ということで、その水を浄化するためにということでありますけれども、やはり８００万の補正ということになりますと、これは工事費からいけば、恐らく給排水の占める割合というのは、予算の何％に当たるか。

そうしますと、何％に当たるかということになりますと、その何％たるものは幾らになるかということになれば、当然８００万の補正というのは非常に大きな変更というふうに思いましたので、質問いたしたわけです。それで、後でも結構ですから、わかる範囲内のことを教えていただければということで、質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７５号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第７０号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第７０号は、国民健康保険条例の一部改正であります。

９８通常国会の法改正による条例改正でありまして、第１６条、１７条と、付則９項の若干の文言の改正であります。付則９項では、２４万円以下の世帯への保険税の減額の特例を、昭和５７年度分に限りとあるのを、昭和５８年度分も適用するようにしたものであります。

以上の説明がなされ、全会一致可決といたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７０号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第７１号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第７１号は、高齢者福祉条例の改正であります。

まず、第１の改正点は、従来の「敬老金を支給し」を、「敬老金を贈り」とし、「臥床老人」を「寝たきり老人」、「見舞金」を「寝たきり老人看護手当」とするものでありまして、従来よりも敬老の心をあらわし、より適切な表現にしたというものです。支給ではなく贈ることにしたので、申請手続や届け出の必要がなくなっています。

第２の改正点は、７０歳以上に支給される健康管理手当の増額であります。従来の6,０００円を１万円にするものです。

第３の改正点は、従来の臥床老人見舞金から寝たきり老人看護手当になる、この手当の増額であります。従来の5,０００円から１万円にするものです。

この議案に対しては、長い時間を使って論議されました。まず、付託のときの本会議での議論を受けての、見舞金か看護手当かについては、老人を看護するのは当たり前であり手当の必要はなく、本人に見舞金として支給をすべきだ。そして、都が１８万6,０００円だというのだから、市も１万円のような少額ではなく、もっと出すべきだ、との主張がありました。

これに対して、福祉部長より、本人には都より支給されており、看護する人は大変なので、従来より看護する人に出している。それで老人本人にも喜んでもらえるという答弁がなされました。

その他の質疑を経て、古谷委員外２名より修正案が提出されました。修正案は第３条で、原案の「寝たきり老人看護手当の支給」に対し「見舞金を贈る」となっていて、原案の支給の対象である「養護する者」が消されています。本人に贈るということです。

また、第９条で、原案の「居宅において寝たきり」というのに対し、「居宅」が外され、修正案は入院している老人などへも見舞金が支給されるというように、対象が拡大しています。修正案には、附帯意見として、1.　６５歳以上の寝たきり老人に対する見舞金は月額１万4,５００円に増額すべきである。年額は１７万4,０００円。

2.　７０歳以上の老人に対する健康管理手当は、月額2,５００円とすべきである。年額３万円。が付されています。

以上の経過を経て、採決に入りました。まず、修正案の採決を行い、賛否同数で委員長採決となり、修正案は否決となりました。続いて原案の採決を行い、可否同数となりましたが、委員長により可決と決しました。採決の直後、古谷委員より、少数意見を留保する旨の発言が出されています。

以上が議案第７１号の審査報告であります。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員会において少数意見の留保がなされていますので、少数意見者の報告を求めます。古谷太郎君。御登壇願います。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　それでは、私たちがお年寄りの方々にお見舞金として差し上げている今日の健康管理手当月額6,０００円、及び寝たきり老人の方々にお見舞金として差し上げている月額5,０００円の見舞金、これにつきまして、私どもが改正案を出したわけであります、原案に対して。

この原案というのは、いま出されているものではなくて、現在ある条例に対する改正案ということで出してありますので、若干、市長の提案の改正案とわれわれの出した改正案ということで、御比較願えればありがたいと思います。

まず第１に、この条例は大変な問題を含んでいるわけであります。なぜかというと、この条例は１２年前に制定されたものであり、6,０００円というお見舞金、5,０００円というお見舞金を、１２年前のままできたということであります。恐るべき市長側の怠慢といわざるを得ません。本来、１２年も放っておく、議員の歳費も上がる、医療費も上がります、いろいろの問題があるにもかかわらず、特に昭和５０年から５２年にかけての猛列な石油ショック、これらのときにすべての公務員、すべての議員の歳費は、約倍近くはね上がったのであります。それにもかかわらず、今日まで１２年間、お年寄りに関するお見舞金や、あるいはお年寄りの寝たきりの方々に対するお見舞金は１円も上げてこなかったというところに、われわれが修正案を出さざるを得なかったという事情が存在するわけであります。

たとえば、昭和４６年、この現在の条例が制定された時点における日野市の税金の市税収入は、２３億7,６００万円でありました。昭和５７年、去年の決算によれば１６７億5,４００万円、税収は７倍以上にふえております。

それでは、医療費はどうか。お医者さんにかかったときの医療費はどうか。これは昭和４６年は、調べることがちょっと、お年寄りの関係の医療費でございましたので、できませんでしたが、１０年前、昭和４８年にはお１人当たりお年寄りの医療費は、日野市の場合、　１０万1,０００円でありました。それが、昭和５７年の決算によりますと、４２万6,０００円という報告がなされております。はっきり言えば、医療費は１２年前の約６倍、１０年前の４倍にはね上がっているわけであります。

私どもは、このために、まずこの健康管理手当にしても、あるいはまた、寝たきりお年寄りの見舞金にしても、この医療費の値上がり分、物価の値上がり、われわれ自身の歳費の値上がり、これらを勘案して決めなければならないということを感じたわけであります。

それでは、いきなり７倍、８倍にしたらいいかどうかということになりますと、これも大変であろう。ですから、健康管理手当としては、月額2,５００円、月です、これは老人医療費の無料化でなくなった時点において、平均に約4,０００円の医療費を、あるいは医療関係の費用をお年寄りが払っていらっしゃいます。その一部をも含めて2,５００円、すなわち年額３万円とすべきである、健康管理手当であります。

それからもう一つ、寝たきりお年寄りに対するお見舞金、皆さん方も御承知のように、寝たきり御老人の場合、養護老人ホームあるいは特別養護老人ホームにお入りになっている方々は、１２３名日野市の場合、おられます。これらの方々、これは別途に、お見舞金その他いろいろと差し上げられているそうであります。だから、これらの方々については、総費用2億3,３００万円、はっきり申し上げますと、お１人当たり約２００万円近い税が、これらの方々の、養護老人ホームにお入りになっているような方々に贈られて、あるいは医療に使われているわけであります。

しからば、御自宅で寝っ放しになっている方々へ、当然、これらの方々はおうちでがんばって、元気を回復しようと努力されている方々であります。これらの方々が、もし特別養護老人ホームにお入りになるならば、日野市は約４００万円の年額・お金を、特別養護老人ホームの方へお払いしなきゃならない。

しかし、それらの方々は御自宅にいらっしゃる。このことで私どもは、東京都が毎月　１万5,５００円、わずかでございますが、お見舞金を差し上げておられます。月額約３６万円という、特別養護老人ホームにお入りになっていらっしゃる御不幸な方々には、それだけのお金が医療費として贈られているわけであります。それならば、その１割にも満たない３万円程度をお見舞金として差し上げるべきであると考えたわけであります。

東京都から１万5,５００円、しからば日野市からも１万4,５００円、東京都より少ない。これは本当に残念なことですが、本来、お年寄りの医療、あるいは健康管理手当というようなものは、市町村が持つべきであります。自分の親なんです。自分の親の世話――いろんなお見舞

いや、親に尽くすのは、当然子供であり、その地域の社会の努めであります。

そういう意味で、私どもはこの看護手当という言葉をやめて、寝たきり老人へのお見舞金として、月額１万4,５００円、東京都の支給額にやや近づけた金額を出すべきである、このように、この生きている条例に附帯意見をつけたわけであります。皆さんに御賛成をお願いしたい。

いいですか、月に、寝たきり老人の方々にお見舞金として３万円程度、健康なお年寄りの方方に、月に2,５００円程度差し上げようではありませんか。これが改正案の提案の理由であります。御賛同をお願いいたしたい。

○議長（石坂勝雄君）　これより厚生委員長の報告に対し、質疑に入ります。黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　ここに、修正案の提出についてという文案が、厚生委員長一ノ瀬　隆殿で、なにか３人の議員の皆さんから出ているわけですが、これは縦書きで出ているわけですね。ほかの緊急質問等、みんな横書きで出ておると。これは事務局、一体どういうことですか、これは。事務局長から答弁を。

○議長（石坂勝雄君）　議会事務局次長。

○議会事務局次長（岩沢代吉君）　大変僭越でございますが、次長から御説明申し上げます。

私の方で、庶務の関係で、この用紙につきましては、御承知のとおり横書きの関係にございまして、いろいろ整備をしてきたわけでございますけれども、この件につきまして、若干用紙が不足しておりまして、緊急を要したものでございますので、縦書きを出してしまったというようなことで、今後、こういうことのないように、私たちも注意はしてございますが、今回はひとつ御容赦いただきたいというふうにお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより少数意見者の報告に対し質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。修正案に反対者の発言を求めます。板垣正男君。

〔１２番議員登壇〕

○12番（板垣正男君）　第７１号議案に対する修正案が提出されましたが、私は修正案に反対する立場で、一言申し上げたいと思います。

この修正案は、先ほど厚生委員長が報告いたしましたように、過日の厚生委員会に提出され、審議され、否決されたものでございます。この修正案の内容、中心点は、いわゆる市が今回、条例改正として提出いたしました日野市高齢者福祉条例の、いわゆる事業を行う対象、うち寝たきり老人を看護する者に寝たきり老人看護手当を支給し、本人及び養護者を激励するという内容を、養護者に支給するのはおかしい、寝たきり老人本人に支給すべきだ、こういう内容がその中心をなしているものでございます。

現条例にございますように、第３条には六つの事業を行うと規定しております。その第６号に当たる部分と、第９条に当たる部分でございます。議案提案の際に、本会議でもいろいろと論議がございました。委員会でも論議がございました。先ほど提案者からも説明がございました。この条例の趣旨とする、寝たきり老人を看護する家族に対し、本人も含めて激励するという意味で支給対象になっているものでございます。

それを、寝たきり老人を看護するのは子供の務めだ、家族がみるのは当然だという 論法で（発言する者多し）、 看護手当の支給も削ってしまうということになってまいりますと、この条例の趣旨から全く別なものになってくるのであります。しかも、この修正案の提案の理由の中にも、たとえば、看護手当を家族や養護者に支給すると親不孝を生むとか、あるいは家族崩壊を招くというような（「物の道理を言ってるんだ」と呼ぶ者あり）論旨も見られるわけでありますけれど、こういう論旨には全く賛成できるものではございません。

寝たきり老人を家族が看護するというのは、あるいは当然かもしれませんが、困難をきわめるその家族に対して、激励の手を差し伸べるというのがこの条例の趣旨であり（「本人にまず見舞いの手を差し伸べろ」と呼ぶ者あり）その家族に対する支給、温かい手を断ち切ってしまうということは、きわめて理解のできない考え方といわなければなりません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

私は、以上のような趣旨で、本修正案に対する反対を表明してまいりましたし、改めてこの場でも反対を表明するものでございます。

なお、支給額については、今後、市はもちろんでありますけれど、都、国の責任において増

額の方向を強めていくということは当然なことでございますので、そのこともあわせて申し上げ、本修正案に対する反対の意見といたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に、修正案に賛成者の発言を求めます。古賀俊昭君。

〔１８番議員登壇〕

○18番（古賀俊昭君）　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の修正案、これについての賛成の立場から意見を申し上げます。

提出者の方から非常に丁寧な、私どもの主張したいところ、説明がございましたので、重複を避けたいと思いますが、私どもがここで言おうとするところは、お年寄りがまず病気になる前に、その前に手段を講じようということで、健康管理手当の月額2,５００円ということを提案をしているわけであります。先ほど提案者からの説明でもございましたように、昭和４８年から見ますと、１０年間で医療費は４倍にふえております。つまり、医療費をつぎ込むよりも、まずお年寄りが病気にならないように、健康管理の面において十分な予算の措置を講ずる。このことをもって、お年寄りの方々にも快適な老後をお過ごしいただきたい。これが私どもの主張する第１点でございます。

そして、年額３万円、現在出されております改正案でも１万円、月額にしますとわずか833円でございます。これで健康の管理をしなさいというのも、非常にむちゃな話だろうと思うわけであります。せめて年額３万円、これを差し上げて健康の管理に当たっていただきたい、このように申し上げているのであります。

次に、老人看護手当、これを私どもは見舞金と、従来の名称に戻しまして、年額１万円に今回出されております市長提案の案に対しまして、東京都は老人福祉手当を１月に１万5,５００円、先ほどの説明でもございましたように、差し上げてございます。これにプラスをして月額１万4,５００円、この増額をもって合計３万円、この額をお年寄り自身に差し上げることによって、激励をしたい。そして病から１日も早く回復をしていただくように、私どもの願いを込めているわけでございます。

つまり、いま板垣委員の方からも話がありました。私どもはお年寄り、つまり私たちの家族が一体となってお年寄りを見ていく、つまり子供が自分の親の世話をする、当然なことであります。そして、その世話をする人に対して、いろいろ大変な面、困難な面はあるでございましょうが、しかし、それに手当を出すというのは、やはり本末転倒の感がするわけでございます。

つまり、老人ホームに入れてしまえばいい、だれか見るからその人に、見ている人に手当をやればいいだろう、という思想につながっていくのであります。つまり、社会崩壊を招くもとがこのような考え方の底にあるであろうと思います。

このような考え方を普遍していくならば、現在、ボランティアで市のいろんな福祉事業に携わっておられる方にも、当然、手当を出していかなければならないという結論が引き出せるわけであります。このようなことが、果たして妥当な、お年寄りに対する、また、社会的に弱い立場に立っておられる方に対する考え方でありましょうか。看護をする方は大変困難が伴うと思います。しかし、その人たちに対しては、養護者に対しては、負担を軽減するためにいろいろ器材の面で自治体が対応していく、市側が対応していく、そのような具体的な方策を講ずるべきでありまして、金銭をもってお年寄りをめんどう見ている方に手当を差し上げるという考え方は、本末転倒であろうと思うわけであります。（「敬老精神がなくなる」と呼ぶ者あり）

以上のような立場から、この私どもの修正案が賛成多数をもって、できれば全員の皆さんの賛成をもって可決されることを願って、意見を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手少数であります。よって修正案は否決されました。

続いて原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第７１号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおりに可決されました。

これより議案第７２号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第７３号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第７４号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第７２、７３、７４号の厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第７２号は、老人福祉手当条例の一部改正であります。この条例による福祉手当は、すべて東京都の負担によるもので、第３条で決められている手当の額を従来の月額１万4,５００円から１万5,５００円と、1,０００円アップするという改正であります。

同時に、第２条１項の「常時臥床」となっているものを、「常時寝たきり」と改めたものであります。全会一致可決と決しました。

議案第７３号は、心身障害者、心身障害児福祉手当支給条例の一部改正であります。東京都の改正に準じてそれぞれ増額するもので、8,５００円を9,０００円に、6,５００円を7,０００円に、4,５００円を5,０００円に、2,０００円を2,５００円に、すべて５００円を増額するものであります。この提案に対し、9,０００円に提案されている(1)の精神発育遅滞程度中度以上の者、身体障害程度２級以上の者、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の者については都が6,０００円出しているのだから、市でも同程度出すべきだという意見が出されました。この意見を多数の賛成で附帯意見と決した後、全会一致この第７３号議案は可決と決しました。

なお、ただいま申し上げました、市からのさらに出すべきだという附帯意見は、お手元の審査報告書の記載に漏れていますので、申しわけありませんが書き加えていただきたいと思います。

議案第７４号は、児童育成手当条例の一部改正であります。これは、都の条例の改正に沿ったもので、児童育成手当のうち育成手当を月額6,５００円から7,０００円に、障害手当を月額8,５００円を9,０００円に増額するものです。これは、全額東京都の負担であります。審議の結果、全会一致可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７２号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第７３号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第７４号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第７６号、昭和５８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号、議案第７９号、昭和５８年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号、議案第８１号、昭和５８年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会に付託されました三つの特別会計の補正予算の審査報告を申し上げます。

議案第７６号は、国民健康保険特別会計補正予算第１号でありまして、歳入歳出ともに９６万3,０００円を補正するものであります。補正された繰越金を歳入とし、これを職員手当等の歳出の補正に充てるものです。全会一致可決と決しました。

議案第７９号、市立総合病院事業特別会計補正予算第１号は、収入支出とも９００万円を補正するものです。収入は一般会計からの補助金で、支出は職員手当７００万円と、印刷製本費２００万円であります。この印刷製本費は、本年６月からの入院患者の処理の電算化にならって、外来患者の場合も電算機を使用するようにするための、それに必要な各種印刷費であります。

審議に当たって、医師手当の減額補正の質問がなされました。医師の２名の増員ができると考え予算を組んだら、減員でやらざるを得なくなった点が答えられています。現在、１７名の医師のほかに、４５名のパート医師を抱えている点も話されました。

市立総合病院会計の補正予算も全会一致可決と決しました。

議案第８１号、老人保健特別会計補正予算第１号は、歳入歳出とも７０５万4,０００円の補正であります。歳入は前年度繰越金を主体とするもので、歳出は前年度支払い基金交付金精算返還金が主なものであります。全会一致可決と決しました。

以上、３議案の審査報告を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７６号、昭和５８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号、議案第７９号、昭和５８年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号、議案第８１号、昭和５８年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第７７号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第２号、

議案第７８号、昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号、議案第８０号、昭和５８年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設副委員長登壇〕

○建設副委員長（福島敏雄君）　副委員長の福島の方から報告をさせていただきます。

議案第７７号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第２号、並びに議案第78号、昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号、議案第８０号、昭和５８年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号、３議案一括で建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第７７号につきましては、歳入歳出それぞれ１億6,４６０万3,０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ８億6,７８４万9,０００円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金と前年度繰越金でございます。

歳出の主なものは、神明上区画整理の清算に伴い、一般会計への繰出金１億３００万、万願

寺区画整理費のうち、委託料4,３６４万円は新都市建設公社に委託するものでございます。

慎重審議の結果、全員異議なく原案可決と決定をいたしました。

続きまして、議案第７８号につきまして、御報告を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,２３５万7,０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ18億49万3,000円とするものでございます。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金と前年度繰越金でございます。歳出の主なものは、下水道建設費の委託料６００万円は、上田樋管詳細設計ほかであります。多摩平処理場の工事請負費７８５万5,０００円は、曝気用ブロア設置外１件であります。

慎重審議の結果、全員異議なく原案可決と決定をいたしました。

最後になりますが、議案第８０号につきまして御報告申し上げます。業務事業収益につきましては、２２万円の補正でありまして、これは一般会計からの補助金であります。業務事業費用２２万円の支出は、職員手当でございます。

以上、本委員会では慎重審議の結果、全員異議なく原案可決と決定をいたしました。

以上、３件一括して審査報告をさせていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７７号、昭和５８年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第２号、議案第７８号、昭和５８年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号、議案第８０号、昭和５８年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８２号、町区域の変更の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設副委員長（福島敏雄君）　建設副委員長から報告をいたします。議案第８２号、

町区域の変更につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本議案につきましては、金田土地区画整理事業の換地処分に伴いまして、落川の一部を三沢に、三沢の一部を落川に、それぞれ区域変更するものでございます。なお、落川から三沢に編入する面積は１０８平方メートル、三沢から落川に編入する面積は1,６８９平方メートルとのことでございます。

本委員会で現地調査を実施いたしまして、慎重審議を行った結果、全員異議なく原案可決と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８２号、町区域の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８３号、市道路線の一部廃止の件を議題といたします。

議案第８３号、議案第８４号の審査報告に先立ち、両議案に係る陳情の件を報告いたします。

昭和５８年１０月１日付日野市南平８－１６－３４、平　辰雄さん外１名より市道の一部廃止についての陳情が提出されました。この陳情は、常任委員会付託決定前のため、議会運営委員長の了承を求め、建設委員会に付託されている議案第８３号、８４号に関連いたしますので、陳情を参考として審議していただきました。

なお、本陳情は１０月７日最終日に請願上程し、委員会付託を予定しておりましたが、上程前１０月６日付をもって陳情者より陳情の取り下げがありました。

それと、先ほど申し上げたような、小山良悟君外賛成２名の方から緊急質問が提出されました。件名は、陳情者の意向に反した陳情書の不当な取り扱いと、でたらめな境界の立ち会いについて。要旨、陳情（58－28）の未上程は、陳情者の意思ではない。答弁者は、市長、助役となっております。

ただいま小山良悟君外２名の方より陳情者の意向に反した陳情書の不当な取り扱いとでたらめな境界の立ち会いについての緊急質問が提出されました。所定の賛成者がありますので、議題といたします。

提案者の発言を求めます。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいま議長から、市道廃止の議案に伴っての陳情書が出され、そして５８年の１０月６日、つまり昨日をもって本人より陳情取り下げの要請があったので取り下げた、という報告でございますけれども……（「登壇」「いいんだよ、そこで」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　登壇を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私どもが緊急質問を申し上げたとき、私も古賀議員も、私は登壇したんです。そうしたら総務委員長から、そんな前例がないから下りろといって、自席に戻った。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　私が名指しで出たわけですが、私はそんな、前例がないから下りろなんていうようなことは、言ったような覚えは全くございません。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これはやじだと――私、そこまで行ったんです。

それで、これは緊急質問の場合に登壇してやるというのが私は本当だろうと思うから出ていったわけなんです。ところが、ここの慣例で、自席でやるというのが議会の慣例ということでやってきた。というんならば、当然、自席でやっていいんではなかろうか、あるべきだ、こう思うわけです。

○議長（石坂勝雄君）　登壇を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま、自席でやれというような意味のやじがございましたが、いま、私は総務委員長の黒川先生かと思ったんですが、黒川議員さんから、そういうことは言ってないはずだということでございます。ですから、そのお名前は取り消させていただきたい。失礼いたしました。

〔４番議員登壇〕

○４番（小山良悟君）　それでは、続けます。

昨日、本人の意思によって取り下げられた、こういう議長からの報告がありましたけれども、

私も建設委員の１人として、この議案の審査に当たっておったわけですが、この陳情書の扱いについては、理事者側の説明、理事者側の答弁を信頼して、昨日、可決になったようでありますけれども、私は、この陳情書はもともといろんな問題を含んでいる、後に問題を残す、だから慎重に審議をしようじゃないか、強く継続を求めたのでありますけれども、多数決によりまして、きのう可決されたわけであります。

私が懸念したとおり、本日になって、本人の話によりますと、私は陳情書を取り下げるつもりはない、このように申し上げているわけであります。そして、その辺の事情を伺いますと、地主の平　辰雄さんでありますけれども、平　辰雄さんは、陳情書の中に自分が、ただしというただし書きのところがありますけれども、この陳情書を説明しますと、どういうわけか最後の２行だけが本人が自筆であります。あとの上は、全部市側が書いたわけです。それで、本人は、自分は確定測量が完成して、図面ができて、登記が済んで、そうしたら取り下げる、そういうつもりでいまでもいる、決して取り下げると言った覚えはない、このように申し上げているわけであります。

しかも、境界の、墓地と官地の境界が確定していないので、きのうその確定をしたんだ、と市側が説明しました。午前中の答弁では、私は確定測量まで１日でできるのか、「できます」、午後になりまして「地主の都合によって４時ごろからだったので立ち会いだけしました」それでは話が違うではないかと言いましたけれども、問題は残さないかと質問したわけでありますが、本人との話し合いでといいますか、立ち会いによって、境界の確定をしました、ときのう理事者側は答弁したわけであります。

ところが、その立ち会いの実態を聞きますと、市が境界確定に値する根拠を何もなく、地主の言うがまま、自分の土地はここからここまでだ、それを言うがままに、ただくいを打っただけであります。こういう財産の処理というか、市の大事な財産であります。それを、こんないいかげんなやり方で境界確定をやるなんていうことは、聞いたことがありません。こんなでたらめを許すわけにもいかないんです。

そこで、建設委員会での答弁と大きく違ってきますので、質問申し上げますが、あくまで本人との話し合いで問題は残さない、本人は了解している、そのように答弁されましたけれども、その件について、なぜこのように本人と食い違っているのか。きのう言ったのは事実と反すると思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　１日の日と、昨日の６日の日と、大変なお時間をいただきまして、建設委員会の皆さんには鋭意御審議を賜った次第でございます。御苦労の点について感謝申し上げている次第でございますけれども、その中で、いま御指摘を受けました８３号議案、８４号議案について集中的な御審議を賜った次第でございます。

それで、８３、８４の中の全部廃止、あるいは一部廃止という形の中で、大里２号、あるいは大里２号イ号線という形で平　辰雄さん、あるいは平　高一さんの墓地が、議案としてかかわってくるわけでございます。これにつきまして、きのうまでの審議過程でわれわれが理解しておる、あるいは市議会議長に説明申し上げ、あるいは建設委員会の中で御理解をいただきまして、審議の促進をいただいた点について説明を申し上げたいと思います。

それで、まず、陳情者でございますけれども、墓地の位置というのが赤道に沿って所在しているというふうに御理解していたようでございますけれども、私の方の総務部長と用地課長の説明によって、大里２号線、あるいは大里２号イ号線と接触した形で墓地が所在するんではなくて、多少の間隔を置いて所在するということが判明し、両平さんともそういう点についての御理解が新たに得られた、こういうことでございます。

それから、いただきましたところの陳情書の取り下げでございますけれども、６日付でいただいたわけでございます。それで、建設委員会の審議の中で明らかになりましたのは、総務部長の方で便宜的に持ってまいりました市役所の横けい紙を印刷した形になるわけでございますけれども、これにただし書きがつけられたわけでございます。御指摘のように、このただし書きについては、御本人のものでございますけれども、その前半につきましては、市の方で用意していったものに加筆していただいた、こういうことになるわけでございますけれども、審議過程の中で、お２人の平さんに５８年１０月６日という日付は、両お二方に書き入れてもらったものでございまして、市側が前から５８年１０月６日というふうに記入してきたものではございません。この間は空欄になっていたものにつきまして、御本人から５８年１０月６日付で取り下げをいたしますというふうな形につないでいただいたものであるということでございます。

それから、お二方に折衝していただきましたのは、市側としては総務部長と用地課長でございます。（「助役も行ったろう）と呼ぶ者あり）私は議会がございますので（「最初行ってる

んだろう。行ってないか」と呼ぶ者あり）行ってません。私も行きましてお願いしようかというふうな、総務部長と相談等もしたわけですけれども、何せずっと議会の方がいろいろなことございますので、行けなかったわけでございます。

それで、２人の報告というのが建設委員会の中でなされたわけでございますけれども、昨日、お２人の立ち会いをいただきまして、墓地の要するに立ち会いをお２人にしていただいたと。それで、大体墓地の位置というものがわかった。それから、これで、辰雄さんでしょうか、お２人の平さんのうちどちらか私の方ではっきりしませんけれども、総務部長の方ではっきりするかと思いますけれども、これで確定測量をしてほしい、そういうふうな状況に、現地で立ち会いの上でそうなりましたという報告で、建設委員会への報告といいますのは、そういう実質的な立ち会いで墓地の位置というものがわかりましたので、あとは確定測量というのは事務的な手続を残すのみでございます、こういうふうなことを説明申し上げまして、実質的に、前半のところには５８年の１０月６日付で取り下げをいたしますという文章もございますし、後段のただし書きの方につきましては、確定測量が完成した後、直ちに陳情を取り下げます、確かにこのようになっておりますけれども、実質的に確定測量へは達していませんけれども、確定測量という事務的な手続だけを残すのみで、実質的な立ち会いというものが終わり、御理解をいただいているということで、建設委員会に説明しておるわけでございまして、きょう現在でもそのように考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　二つの点で質問したいわけでありますが、二つに分けまして決着をつけたいと思うんですが、まず陳情書の件、ただいま助役の答弁がありましたが、陳情書はあくまで本人の意思が尊重されるわけです。いかに助役がそのような説明をされても、本人は下げたつもりはない、このように明確に申し上げているわけであります。

そして、先ほども申し上げましたけれども、この陳情書の内容をちょっと読み上げます。「昭和５８年９月３０日付日野市議会議長石坂勝雄あて提出した市道一部廃止についての陳情書については、昭和５８年１０月６日付で取り下げいたします」これは、市側が書いている文章でございます。そして、その後に陳情者本人が書いてあります。「ただし、確定測量が完成後、直ちに陳情書を取り下げます」これは本人の、何ていいますか、錯覚も私はあるかと思いますけれども、つまり、そのようにさせてしまった。この、あらかじめ市側が書いたのに日付は入

れてなかった、５８年１０月６日付。恐らく本人は、この陳情書を取り下げるということについては、確定測量が完成したら下げるという、あくまでそのつもりなんです。それで、この陳情書の取り下げの手続ということは知らないわけですね、市民は。知らないわけですよ。だから、手続上ここに１０月６日と書いてくださいといわれると、はあそうですかと書くことだってあるわけですよ。そこが大きく食い違っているわけだ。

しかも、本人が、食い違っているばかりじゃなくて、本人が下げない、下げたつもりないと言っているのになぜ市側が強引に下げなきゃいけないんですか。とんでもない。大変な問題ですよ、これは。市側が今度の建設委員会で採決を急ぐ余りに、このトリック的なことをやったわけです。（「そうだ、市民をだましちゃいけないぞ」と呼ぶ者あり）真実は一つしかないんですよ。陳情者自身が言っていることが真実なんです。あなたの言ってることは間違いなんです。なぜこのような、本人にきちんと書かせ、本人の署名をさせて判こを押させないんですか。市側が用意していって、それでこの日付で、ここは１０月６日と入れてください、手続上はそうするかもしれん、本人は確定測量が完成した後に取り下げるというつもりで、あくまでいるわけですから、その辺の市民の、まあ無知とは言いません、市民がよく理解していないことをそのままどたばたと片づけてしまったところに、大きな問題があるわけです。

したがって、この陳情書を取り下げるということには当たらないわけで、この点について助役の（「平さんを呼んできて、ここで聞いてみろ」と呼ぶ者あり）再答弁を求めます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　論争すべきものでもございませんし……。１点でございます、５８年１０月６日、これは市の方で書いていったものじゃございません。お二方に入れていただいた。総務部長がここに５８年１０月６日と書いてくださいとか、何とかということを言ったわけではございません。そういうことで、私たちの方は、ここの点については自主的に書いていただいた、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、いろいろございましたけれども、おっしゃることについては否定いたしませんけれども、われわれの方としては、後段についてはやはり立ち会ったと。それで、これでいいから、あとは確定測量してほしいというふうな指示を職員がいただいてきておりますので、実質的にあと事務手続だけを残すわけでございますので、いまもってもそういうふうに考えております。実質的には、争点はなくなっているというふうに考えているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　この陳情書の扱いについてもう一度あれしますけれども、それでは、いま境界の確定をしたということでありますので、きのうのもちろん建設委員会で民地と官地の境界が確定しましたと、明快な答弁があったわけであります。

それでは、確定したというその内容です、どんな方法で、どういうふうにしたのか。もう一度説明いただけませんか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、私の方で御説明申し上げます。

まず、陳情の取り下げの件でございますけれども、これにつきましては私と用地課長が参りました。１０月６日、８時半に来い、こういうことの時間を指定していただきました。それで、私もそこに駆けつけたわけでございます。それで、そのとき席に、一部廃止についての内容につきまして、この陳情書によりますと公道に面しているんだと、うちの墓地は。そういう文面の表示でございますので、これにつきましては、現地を再三私ども見ましても、結局廃止される予定の公道には面していないわけでございます。そういう意味合いで、現在も公社の土地を通っておるわけでございます。これは私が申し上げるまでもございませんけれども、現在もそういうことで通行しておりますし、また、これについては市が囲繞地に囲まれた場合には囲繞地の通行権もある、こういうことの中で、それを踏まえた中で、もう一つ助役名で市道一部廃止についての陳情の取り下げ、こういうことでお願いに行っているわけでございます。これについても、現状どおり道路を使っていただいても結構です、こういうようなことでお願いに行ったわけでございます。

それで、小山議員さんの方からおっしゃる陳情書の取り下げの文面につきまして、確かに私の方で準備してまいりました。それで、向こうへ持っていったわけでございますけれども、その際、下段については本人の自書でございます。印につきましては、辰雄さんについては実印を押されているわけでございます。

なお、この文面について、確認する意味で、そこの席で用地課長が内容を読み上げております。ですから、すでに全部確認をされた、そういう判断を私の方は持って帰りまして、この陳情の取り下げ、こういう実態になったわけでございます。以上でございます。（「質問に答えてないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

失礼しました。御質問の点を落としました。

これは、昨日、平　辰雄さんと高一さんの奥さんを伴いまして、墓地のところに、現地に参りまして、私、ちょっとこちらの方の委員会で出席できませんでしたですけれども、両者立ち会いの上でくいを打った、こういうことで了解された、こういうふうに私どもは判断しております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　私の質問に対して、明確に答えてないわけであります。いまの総務部長の答弁、平　辰雄さん、それから奥様ですか、立ち会いをした、それで、それを確認した、こういうことであります。

本人の平さんは、あくまで自分の土地の、自分の分はここ、これだけですよということを主張した、それを、はいそうですかとくいを打っただけだと。だから、これでもって確定測量が完了した、そうは思っていないわけであります。

私が聞いているのは、どういう根拠に基づいて立ち会いの確定をされたか。どういうふうにしたのかを聞いているんです。いま私が言っているように、地主さんが主張されるところにくいを打っただけ、これが事実でしょう。それを確認したいんです。答弁してください。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　境界の立ち会いにつきましては、一応両者のあれもあるわけでございます。そういう意味で、両者が、平　辰雄さんと高一さん、あるいは公社、こういうことで三者が立ち会った中で合意に基づきませんと、くいは打てないわけでございます。そういうことで、確認をした、こういうふうに判断しております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　両者合意のもとに確認した、これは当然であります。市側が、自分の土地はここまでだと主張はしてないんです。主張できる根拠を持っていってないわけです。ただ立ち会って、平さんがおれの土地はこれだけだよ、市側がいや違う、たとえば公図なり何なり根拠に基づいて違うんだよということを言わなければ、それはすべて合意になっちゃうでしょう。当たり前ですよ、それ。

だから私が言っているのは、相手が言うがままに境界、立ち会いといいますか、そういうことをするなんていうことは聞いたことがない。しかも、きのうの答弁ではそれで境界が確定し

たと、明確に答弁しているんですよ。全くでたらめじゃないですか、それは。地主さんが主張されたとおりにくいを打っただけ、これで確定なんて、どこが言えるんですか。総務部長、言葉の言い回しじゃなくて、明快に答えてください。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　いまの点につきましては、現状と公図が合ってないわけなんです。ですから、現在、現状と公図が合っているところは公社の土地なわけです。そういうことで、現状と公図に合わせますと、結局、現地では全然合いません。それで、これは三代前に分筆された、こういう形の中で、現在、墓地の通行路に使っているところに、そこをはかりまして、そこで辰雄さんと高一さんの立ち会いを求めまして確定のくいを打った、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　最後の、もう一度。公図が違っているのはわかりますけれど、その公図を何と言いましたっけ。現状と公図を……。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　現状と公図が合っていないわけなんです。（「それはわかります」と呼ぶ者あり）ですから、こういう形で現状と公図が合っておりますればすぐあれができるわけですけれども、それが現在の墓地は、公道上には全然面しておりませんので、相当離れた、約３０メートルぐらい公道から離れているような感じを持っているわけでございます。そういう場合には、やはり現在の墓地のありかの中で、両者の立ち会いを求めまして、それでくいを打つのが普通のやり方ではないか、私どもはそういう判断をしております。以上。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　公図と現状が合わないのは、もちろんわかります。しかし、もっと以前の問題を言えば、民間の墓地の境界が確定していないわけでしょう。立ち会ってもいなかったわけです。公図と現状が違う、そのとおりでしょう。

買収のとき、委員会でも指摘されましたけれど、墓地なんていうのは本当に大変な問題なんです。それを、全然一言も地主にはそういう話もなかったと。いまごろになって、民地と官地の境界の立ち会い云々、なんて言ってること自体がおかしいじゃないですか。

しかも、状況からして、建設委員会できのう採択されなきゃ困るという、その一念から、そ

の立ち会いもきのうの夕方ですよ、行って、にわかに立ち会って、それで地主が主張した、自分の土地はこうだ、そのとおりにくいを打っただけなんですよ、事実は。そんなでたらめな姿勢で、われわれが安心して市の財産を預けることができますか。

これが、測量が、境界が確定した、ときのう明確に言っているんですけれども、立ち会いしただけで確定とは言えないわけですよ。完成した後と陳情者が言っているように、確定測量が完成後ということは、全部図面ができて、登記簿がちゃんと記載されて、それが完成なんですよ。ですから、委員会で答弁した市側の情報というか、答弁は、事実と大きく違っているわけであります。

したがって、われわれ建設委員会の判断基準を大きく狂わせることになったわけです。私は狂ってなかったんです。こういう問題があるから慎重に、よく見きわめて、そしてやろうじゃないかと。市長もよく聞いてたはずです。強く継続を要求したわけであります。

買収のときに、民地、官地、特に墓地については、立ち会い、境界確定をしなきゃならないのは当然だと思うんです。それをしてなかったということ、それから、ただ地主が言うがままに、夕方どたばたと委員会に間に合わせるために、境界が確定したなんていうことを言ってきた、この状態、返す言葉ありますか。理事者側で返す言葉はありますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私もきのう建設委員会に午後、関係の議案が審議される場に、かなり長時間出席をさせていただきまして、状況を聞いております。

それで、客観的に考えまして、確かに墓地は大切なことでありますから、お粗末にするつもりは毛頭だれにもないわけでありまして、そして、公道と要するに古くから接してないまま、御本人の多少の思い違いもあって、そのことが了解をされ、つまり、慣習的な通路ということで、墓地に、墓参等の慣習的な通路というふうに使われておったと。これは、むしろ墓地の所有者という立場から考えますと、そのことの通路の継続的な保存ということは、主張されるべき根拠がありますし、また、墓地にせよ、人が住んでいる宅地にせよ、仮に他人の土地であっても、長く特別の異論なしに用いられているという状況は、もちろん尊重するわけであります。したがいまして、むしろ私どもはそういう立場でこの問題は考えたい、このように感じております。

したがいまして、別段、よく理解をされるならば、そう大きい争点ということはあり得ない

んではなかろうか、このように思っております。（「それはそうだ、てめえの金を払うわけじゃなし。市民の金だよ」と呼ぶ者あり）そして、担当者が答えておりますとおり、こういう公図と現図とが一致しないというような場合に、やはりなるべく、われわれは官ではありませんが、官の方は控え目に、民の方のお立場を尊重する、こういうことは、むしろ事を円満に処理をする方法ではないか。また、そのことが著しく管理する側の不利益ではないということであれば、なおさらだと思っております。

したがいまして、一応、御了解のもとにくいが打てたということは、それを根拠にして、今後、実測が可能であるという足がかりができたことになりますので、そういう意味では、助役も答えておりますとおり、あとの現地測量は事務的な存在であって、御本人の、何といいますか、まだまだ不安が残るというようなことはないんではなかろうか、このように考えております。

したがいまして、私が委員会の席に特に質問を求められたこともありませんでしたから、終始見守ってはおりましたが、委員会での私どもの職員の答弁なり、説明なり、こういうことに特に矛盾はなかったんではなかろうか、このように存じております。

したがいまして、一応の結論をつけられましたその前提条件に、大きく御迷惑にかかるところはないんではなかろうか、このように思っておるところでございます。議会側の、特にこの問題に強く指摘をいただいておる立場からは、まだ未完成であるということを強調される意味もわからないわけではありませんが、全体の決着をこれからつくり出す、そういう状況にそう大きく支障になることはないんではなかろうか、このように思っておりますので、そのようなまた観点からの、冷静な御判断をお願いをしたい、このように思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいま市長は、地主との大きな争点はないんではないか、今後、特に問題になるようなことはないというふうに思っているという答弁がありました。これは、理事者側と私との問題点のとらえ方が違うんです。私が言っているのは、手続、手順を言っているわけであります。そこのところを問題点として私はとらえているわけでありまして、地主と争点になるわけはないんですよ。地主の言うとおりくいを打ったんですから。それを、地主が不満なわけないでしょう。だから、地主との争点はないんです、境界査定については。相手の言うとおりにくいを打ってだれが文句言う人がいますか。ただ、そのやり方を言っている

んです、そのやり方を。

委員会で、きのうは、とにかく何とか採決しなきゃならないと、強硬姿勢で。間に合わせようということで、夕方の４時ですよ、バタバタと行って地主の言うとおりくいを打ってきた。それで委員会では、もう立ち会いしました、境界確定しました、だから認めてください、こういうことを言ってるわけですよ。（「高利貸しの取り立てだ、そんなばかな、請願者に対して。朝から晩まで追い回して、かわいそうじゃないか、請願者が」と呼ぶ者あり）この問題点は、その境界査定のやり方、これが問題だ。

もう一つは、陳情者は、仮にですよ、陳情者が私道の位置を誤認したということがあっても、取り下げるのは本人の意思で、本人が下げて、初めて成立するわけです。なぜ市側がそれを、本人がそう思っていると了解している、読み上げたから了解しているということで、強引に下げるんですか。本人は、まだ下げないと言っているんです。（「朝、行って晩に行き、まいっちゃうじゃないかよ、病人抱えて。奥さんが入院しているんだ、そこへ朝行き、晩行き、これに判こ押せ、判こ押せとは何だ、一体。それが共産党のやり方か」「また出てきた」と呼ぶ者あり）だからその手続、手順を言ってるんです、私は。問題点のとらえ方が全然違う。

助役、いいですか、ですからこの陳情書の取り下げについては、適切さを欠くわけですから、市民の意思に基づいて下げるのが本当ですから、本人が下げるとはまだ言ってないわけです。だから、あなたが無理やり下げることはないでしょう。

したがって、この取り下げは、議長にもう一度話しして本人から下げさせます、これが穏当な処置でしょう。それをやるのが当然じゃないですか、いかがですか。助役、そのようにするのが当然でしょう。御答弁願います。（「さっき本人から電話があったんだよ、請願をしたのに勝手にされちゃ困るって。だったら請願者呼んで聞いたらいい。当たり前じゃないか、そんなこと。憲法違反だもの。最低の権利だろう、君、請願するということは」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　考え方としましては、先ほど市長が答弁したと同じ考え方に立っております。

当初、請願者は公道に墓地が面すると。（「その話は聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）そういう利害関係の上に立って請願したわけでございますけれども、事実は３０メートル以上も離れておるわけでございまして、陳情のよって立つ基盤が私は大きく変わった、このように

考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　助役はね、全くわかってないですよ、あなたは。だから、陳情者が誤認していた、間違っていたとしてもいいんですよ、それは。（発言する者あり）それはいいけれども、いいですか、助役、陳情者が３０メーター位置を誤認しておった、そういう意味の陳情だから陳情の意味がなくなった、それでもいいんですよ、それはそれで。

だけれども、その陳情書を取り下げるのは本人の意思でしょう。なぜあなたが下げなきゃいけないんですか。あくまで本人に下げさせるべきですよ。それができないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私が申しておりますのは、当初のお考えと大きく陳情のよって立つ意味合いというものが違ってきたんじゃないだろうかと。（「それはいいんですよ、それで」と呼ぶ者あり）

それと、私の名前で出しましたところの、要するにお願いでございます。その中では、そういう事情を踏まえた中で、いままでどおりお彼岸だとか、御命日だとか、そういうときの墓参のための通過につきましては、いままでどおり御不便ないように通過していただくように取り計らっていきます、通過してくださいというふうな念書も入れておるわけでございます。その二つの事情から、大体問題は解消しているというふうに考えておるわけでございます。（「そういう意味じゃないんだよな」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　助役に何回言ってもわからないんですね。そういう条件というようなことはいいんですよ、それはそれで。それで、全然陳情書の意味がなくなっても、陳情書を下げるのは陳情者自身でしょう。（「そうじゃないのか」と呼ぶ者あり）なぜ市側が下げなきゃいけないんですか、市民が出している陳情書を勝手に。それを言ってるんです、それを。その点にだけしぼって答弁してください。ほかのことはいいんです、条件的な整備とか、本人の理解とか、合意とか、そういうことはいいんですよ。陳情書を本人が下げるんじゃなくて、なぜ市側が下げなきゃいけないんだと、こういうことを言っているんですよ。あくまで本人に下げさせるべきでしょう。それを聞いているんです。それだけにしぼって答弁してください。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　いままで答えたとおりでございます。

それで、市側で、建設委員会で申しましたのは、要するに確定測量と、お立ち会いをいただきました、それから両平さんからこの立ち会いのとおりに確定測量というものをお願いしますよ、というふうな形の中で、要するに立ち会いがなされたと。これについて市側から、やはり面積はどうだというふうな論点もあろうかと思いますけれども、やはり道路から離れたところで、そう市長が言ったように、市側がそう大きく争うべき面積でもございません。やはり何年か前からの面積でございますので、行きました職員の方としては、そのまま認めたろうかと思いますけれども、そういう形の中で、実質的にあと残すのは手続のみですという説明を、建設委員会にしたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　全く、助役の答弁は情けないですね。私が何を聞きたいかが、わかってないんですか。こんなわからない答弁じゃ、私はもう質問続けられないですよ、これじゃ。あなたに日本語が通じないんですか。天下の日野市の助役でしょう。私が何を聞きたがっているか、何を答弁求めているかわからないんですか、あなたは。とぼけないで、ちゃんと答えてくださいよ。

そういうことがあったにせよ、いいですか、すべてのことは問題が解決したとしても、陳情書を取り下げるのは陳情者自身でしょう、ということを言っているんです、私は。それがなぜわかんないんですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　無理やりというような答弁ですけれども（「何が無理やりですか」と呼ぶ者あり）、私の方は、建設委員会に、こういうふうな解釈ですよ、ということを申し上げただけでございますよ。その解釈に従って、それじゃ実質的なことが終わったんだから、それじゃいいんだな、という解釈が出てきたわけでございます。

私たちの方は、これで取り下げが全部完了しましたとは言ってないんですよ。解釈としましてですよ、要するに実質的な手続だけを、事務的な手続だけを残すだけだからというふうなことで、建設委員会には説明しているわけなんですよ。そういうことなんですよ。ですから、あるがままのことを申し上げておるわけですから。それ以外のことを私たち無理やりに下げたわけじゃないんですよ。解釈として、あと事務的な手続だけ残っているからということを申し上

げただけなんですよ。（発言する者多し）御本人からは、あとこれで確定測量してくれな、お願いしますよということで、下がってきたわけです。そうすると、あと事務的な手続だけが残るというふうな解釈を建設委員会にはしたわけでございます。そのように御理解願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　助役ね、自分の言ってることがわかって言っているんですか。あなたは、いま何と言いました。実質は取り下げたんじゃない、解釈上取り下げただけだと、こう言いましたね。では、先ほどの議長が言ったのはどういうことなんですか。議長が、取り下げたと言っているんですよ。

議長、この件についてどうなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　議長はもう、文章のとおり言ってるんですから。

○４番（小山良悟君）　だから取り下げたことになってるんでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　いや、取り下げますと書いてあるから、取り下げたということです。（「じゃ、その文章は間違っておる」と呼ぶ者あり）

○４番（小山良悟君）　助役、いいですか、だからこの文章を理事者側が議長に提出することが間違っているということを言っているんですよ。私が言っているのは、そういうことを言っているんです、いいですか。解釈上どうであれ（「議長は関係ないよ、そんなもの、何を言ってんだよ」と呼ぶ者あり）議長を非難して言ってるわけじゃないですよ。話の中から私は確認を求めただけなんです。

いいですか、助役、議長に出すこと自体が間違っている、ということを言いたいんです、私は。そうでしょう、解釈上はそうだ、実質上取り下げてないというなら、議長に提出することが間違っているでしょうよ、これは。あくまで取り下げは本人からさせるべきですよ。本人はまだ下げたつもりないと言ってるんです。（発言する者多し）だからこれは、議長に提出したものを、あなたは戻す必要があるんじゃないですか。そのことを言ってるんですよ、私は。納得できないですよ、助役の答弁じゃ。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ですから、小山議員さんからいろいろおっしゃられますけれども、いずれにしましても、御本人でなくても、取り下げについてというふうな文書で、それか

ら御本人が５８年の１０月６日とお入れになった文章を市の職員が持ってきたわけでございますけれども、これは、要するにさっき総務部長が言いましたように、土方課長が読んだ上で確認しまして、それで、まあ持ってきたことは市の職員が持ってきたわけでございますけれども、取り下げという文章なわけなんですから。

それから、さっきから私、説明した点を再び繰り返すようになるんですけれども、58年の10月６日と書いてある、御自身が書いたものを持ってきたわけでございますので、持ってきた人がだれであろうと、市の職員が預かってきたわけでございますので、その点は御理解願いたいと思います。（「だから、そういう意味で預けたんじゃない、誤解されちゃ困ると言っているんだ。御本人が、きょう」と呼ぶ者あり）

それで、後段については、さっき言ったように、あとは実質的には事務的な作業を残すだけだからということを、建設委員会に説明したわけですよ。それで、それじゃ終わってるなということで御審議いただいたと。だから説明ですよね。（「説明者に聞きましょう」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　あのね、助役、こんなこと言っちゃ大変失礼かもしれません。もしかしたら不穏当発言だと怒られるかもしれませんけれどね、市のいまのやり方は、暴力団が善良な市民に無理やり証文を書かせて、それを盾にしているのとおんなじ姿勢じゃないですか。（「サラ金の取り立てだ」「それは言い過ぎだよ」と呼ぶ者あり）肝心な本人が取り下げないと言っているんですよ。だから、そのとおり素直にしたらどうなんですか。（発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　御静粛に願います。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　文章が、いいですか、文面がそうなっているからといったって、文章自体も矛盾しているわけですよ、先ほども言うように。だから本人が書いたところが本人の意思なんですよ、本当の。だから文章が整って、市がつくって持っていったやつと、本人が書いたのを突き出して、それで文書が整っているから、だからいいんだということじゃないわけでしょう。（「休憩だよ」と呼ぶ者あり）

肝心な本人が取り下げないと言っているんですから、取り下げるんだったら本人から取り下げるのが妥当でしょうと。なぜこんな簡単なことが、文書が整っているからいいんだと、本人

の意思と反して取り下げるということは、暴力団が証文を盾にして善良な市民をやっているのと同じじゃないかと言いたくなるわけですよ。（「そうだよなぁ」と呼ぶ者あり）

だから私は言っているんです。そんなことじゃなく、もっと民主的に、本人が下げるというときに、本人に下げさせるべきでしょう。（「それは本人に聞く以外ない、休憩だよ、これ。請願権を無視する、憲法違反じゃないか。最低の権利だ」「議長が判断する」「本人が判断するんだ、そんなことは。他人がやることじゃない」と呼ぶ者あり）本人が下げないと言ってるんですから、その扱いはどうするんですか、助役。本人の意思はどういうふうに考えるんですか、本人の意思は。（「休憩だよこれは。議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　こういう、いいですか、請願とか裁判の布告だとか、そういうのは御本人の意思なんですよ。御本人の意思を、両者で食い違っていると。もしそうならば、当然御本人のところへ御両者が行って、よく聞いてくるべきだ。あるいは御本人にこの席で御発言願う。それが当たり前じゃありませんか。これ、全然食い違っているんでしょう。片っ方は取り下げと解釈した。片っ方は御本人から、それは違うといわれた。決まってることじゃないですか。議事進行上、これ、夜中までやったって合わないです。しかも、絶対に下がっちゃいかんわけだ、これは。下がれないんだ、両方とももう。下がれないんだよ、これ、解釈の違いじゃないんだよ。

だから議事進行として、請願者の方にお聞きになりなさいと。休憩して、御両者で。行ってきたらいい。あるいは来ていただいたらいい。それが私は当然だと思う。これ、夜中までやろうと、あしたの朝まで、１０日やろうとおんなじだ。以上、議事進行です。

○議長（石坂勝雄君）　理事者は答弁できませんか。（「納得いかない答弁しかできないんだよ、もう」「朝までやろう、３日でも４日でもやろう。それで御本人が来るまでやろう。なぜ本人に確かめちゃいけないんですか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

いや、私に問われても困るんですよ、議長に問われても。議長はまだ、いま言ったように答弁者の答弁を求めているんですよ。答弁があるなら答弁しなさいと言ってるわけですよ。

助役。

○助役（赤松行雄君）　何回も繰り返しになるんですけれども、私たちは前段の文章を見ますと、確かに市が書いた文章でございますけれども、その中に日付というのは御本人が書

いておるわけでございますし、それから、さらにそれを土方課長が読んで確認しておりますので、やはり預かってきたとは言いましても、そういうふうなことで間違いないものというふうに踏まえてきたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　助役は、何回も言ったとおりということですが、同じことは私も言えるわけなんです。いいですか、助役。助役の立場じゃなくて、助役が市民の立場で、陳情した立場になって考えてください、今度は、では。（「ただし書きがあるということは、それが満たされなければ取り下げはしないということですよ」と呼ぶ者あり）

いいですか、この陳情の取り下げの文章は、矛盾する内容になっているわけですよ、全く矛盾する内容。だから、これはどういうことかというと、本人が誤解しているんです。本人の本当の意思は、後段に書いてある、確定測量が完成後と、これが本人の意思だということははっきりしているわけですよ。上段の部分についての取り扱いを誤解しているわけです、本人は。したがって、本人は、これは取り下げるつもりないと本人が言っているんだから、本人にこの陳情書を取り下げさせるのが当然だろうということを私、言っているんですよ。

市側の正当性がどうとか、手続に間違いがないとかということを言ってるんじゃないんです。なるほど、手続は間違いないかもしれませんよ。印鑑もついている、名前も書いてある。手続には間違いなかったかもしれない。しかし、その内容について、本人が誤解しておる。さっき文章を読み上げましたけれども、これを聞いた人は皆さん思うでしょう、矛盾しているんです、大きな矛盾しているわけです。本人が誤解しているんですから、本人の本当の意思は、ここの後段の部分に自分で書いたところにその意思が働いているんだから、本人の意思に従って取り下げさせなさいと言っているんです。

助役が一市民として、自分が陳情書を出すときですよ、いや、それは自分はちょっと上段の部分について誤解していたんだ、だけれど市が勝手にこれを取り下げるのはとんでもないと、あなただって怒るでしょう。それを言っているんですよ。きわめて常識的なことを申し上げているんです。

この市道路線の一部廃止は、そういう常識的な手続のできない議案なんですか、これは。森田市政は、そういう市民の意思を無視した強引な行政の進め方でやるんですか。本人は、取り下げないと言っているんです。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　先ほど古谷議員の方からも議事進行ございました。日野市議会の議長である石坂議長に対して出された、当初、これは陳情でありました。それが市側の判断、また、いろいろな議案審議の過程で、市側の判断によって取り下げのためのいろいろ手続の前段が行われたということが、いま問題になっていると思います。

これを、ぜひ善悪をはっきりさせるためには、議長に出された、当初、これは陳情でございますので、議長において御本人に確認いただくための時間を、いま取っていただいて、速やかにこの決着をつけるべきだと思います。以上、議事進行。

○議長（石坂勝雄君）　ちょっといまの件でお答えしますけれど、議会運営委員会では建設委員会に、これが出たときに付託しますと決めたわけですよ。いわゆる６日の日にね。奥住委員長からむしろ御報告していただいた方がいいと思うんですが、付託しますと決めた後に、文書を全員の委員が見て取り下げますということで私は――議長がそれ以上のことを言われても、聞かれても、議会運営委員会で、ではこの件は取り下げる、ただ、経過措置としては議長がきちっと、たとえば緊急質問がなくても、こういう経過がありましたということは報告するということを、自分は考えておったわけなんです。だから私に何かを向けられても、議長に向けられても困るんですよ。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　あのね、議長、請願というのは御本人の問題なんです。市がどんなにやろうと、他の市民が全部、１４万市民が全部その請願に反対であろうと、議会が全員反対であろうと、出された人は審議してくれと出しているわけです。だから当然この議案を審議して、本会議場でその請願は否決ということになっていれば、これはまた別ですが、御本人がさっき、小山さんのところへ電話があった。それで、私もたまたまいたから、私も確認した、平　辰雄さんから。そうしたら、私は請願を下ろすということは絶対言ってないんだと。いわゆる先ほど申したように、だから、ひとつぜひ私の意思を通させて、私の意思なんだと。だから私も言いました。請願というのはだれが、１億全部反対だって出す権利があるんですよと。それがなかったら日本の憲法は存在してないわけです。最小の権利を踏みにじることはだれもできない。議会であろうと。

われわれは、その請願の内容すら見ていない。どんなものであるか、知らない。しかし、９月３０日に出したということは知っております。出された請願が途中でどこかへ行っちゃった。こんなばか恐ろしいことがありますか。こんな恐ろしいことが議会にあります。これこそ憲法を破壊するものだ。わずかな基本的人権、国会なり市議会に人は請願を出すことができるんです。森田君のいる、主張するような共産主義の世界ではないんです。民主主義の世界しかない。中国もないんです、請願権は。（「社会主義国ないよ」と呼ぶ者あり）

いいですか、われわれだけが持っている権利、それを何人も、議会であろうと政府であろうと、議場にも出されてない。私ども議員、知らない。御本人から、ぜひ頼むといわれた。何でこれを委員会が否決できるんですか。何でそれを否決できるんですか、取り下げましたなんて。何て恐ろしいことをやった委員会なんだ。

全く関係ないんだ、委員会は。そうでしょう。委員会というのは、請願者が請願されたのを議会から委託されるわけです。暫定措置として委託されていいです。いいですがね、取り下げるということは委託していない、本人は。審議してくれとお願いしている。それをいつの間にか議会の委員会の報告、取り下げになっている。おかしいじゃないですか。何人も請願権は無視できない。これはいけない。本人を呼びなさい。本人の御意思を確かめなさい。ここなんですよ。議長さんが何と言おうと、それは委員会での報告でしょうと思います。（「委員会は何も関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　７時２１分休憩

午後１１時２３分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの緊急質問を続行します。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　先ほどから、いろいろ陳情の件について議論してきたわけですが、理事者側の御答弁を再度お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　小山議員さんの御質問につきまして、御答弁申し上げたいと思

います。

陳情の取り扱いにつきましては、議会の決定に従ってまいりたいと思います。それに異議はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいま助役から御答弁ございましたので、私の意も尽くされましたので、この件についての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって緊急質問を終わります。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　御報告を申し上げます。去る９月１６日の本会議において、９月の定例会は本日１０月７日までと決定をいたしておりました。しかし、議事の都合によりまして、本日、先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、会期は明１０月８日まで１日間延長することに決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　会期を１０月８日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は１０月８日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。１０月８日の会議は、議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって１０月８日の開議時間は午前零時に繰り上げることに決定いたしました。

これより議案第８３号、市道路線の一部廃止の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設副委員長登壇〕

○建設副委員長（福島敏雄君）　建設委員長が不在でございますので、副委員長の福島がかわって御報告を申し上げます。

議案第８３号、市道路線の一部廃止について、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、日野市土地開発公社が所有をいたします南平８丁目内にある市道６路線について、現況が廃滅し公共の用に供されていないため一部を廃止する、こういう議案でございます。

建設委員会といたしましては、現地を視察をいたしまして、９月２８日、１０月１日の土曜日、１０月６日の３日間にわたり審議を進めてまいりましたが、質疑の過程で、大里３号線の廃止をする部分につきまして、日野市土地開発公社がエンタープライズ社より購入する際に、市道であることが確認されておらず、買収面積から除外されていないことが明らかになりました。

これに対しまして、委員の中より、誤買収について精算の見通しが明らかになるまでは、廃止に賛成できない旨の意見がありましたが、これに対し市側より、一つといたしまして、買収面積の一部にミスがあったことについては責任を感じている。二つ目といたしましては、今後の取り組みについては、結果として公金の不正支出にならないよう精算については責任を持って対処する、との見解が示されたわけでございます。

この質疑を中心に、建設委員会といたしましては、長時間、慎重審議を行ったわけでございます。最終的な意見といたしましては、精算について展望が見出せるまでは継続審査にすべきである、こういう意見と、市道路線の廃止につきましては資料もそろっており、廃止の条件を満たしていることから、この議案には賛成をするが、意見といたしまして、一つ目、故意ではないとはいえ、公道を含めて買収をしたことはまことに遺憾であり、公金の不当支出にならないよう早急に精算するための努力をし、議会に対し報告をすべきであり、議会側としても引き続きチェックをしていきたい。

２点目といたしましては、今回の誤買収は、買収に当たって道路境界査定図の確認漏れという初歩的ミスが原因であり、今後、このようなことを繰り返さないための庁内の連携の強化、

専門家の養成に力を入れるべきである、等の意見表明がありました後、採決をしたわけでございます。

結果といたしましては、賛成多数で原案可決と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ただいまのあれですが、私、ちょっと不思議に思うのは、たしかこの土地を買ったのは５７年の４月２０日、お金を払ったのは２３日ごろでしたか、４月です。ところが大里２号線、これは５７年の１１月５日に東京都の境界査定が行われております。いいですか、大里２号線は、東京都の境界査定は５７年の１１月５日。ですから、買収が終わった後、半年以上もたってから境界査定が行われているわけです。境界査定が確定してこそ、初めてその他の地域の日野市の買収の面積も確定するわけであります。この２号線についての買収地域内の境界査定確定は、買収後であります。

私は不思議でならない。これが議題として取り上げられたかどうか、それで、どのように審議されたか、お答えを願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　ただいまの古谷議員の質問にお答えをいたします。

ただいま、委員会報告の中で申し上げました大里３号線につきまして（「２号線」と呼ぶ者あり）わかりました。――どうしてそのような経過になったかということになりますと、委員の方から質問がありまして、あの土地の中で、市道を含めて買収している経過はないか、ということの中からの質問を順次行いまして、大里３号線について、公道部分も含めて買収をしている経過が明らかになったということがございます。

そういう経過を通じまして、ほかの市道について、そういうことがないかどうか確認をいたしましたところ、市側の返事では、そういうことはない、大里３号線のその部分だけである、というような答弁がなされましたので、委員会といたしましては、ただいま御指摘のありました大里２号線につきましての審議は、ほとんどされておりませんので、いまの質問につきましては、そういう経過につきましては市の担当の方から答弁をさせていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの御質問に対して私の方からお答えを申し上げたいと思います。

この廃止路線につきましては、ほとんどがいわゆる旧道路法の、大正９年以前のものでございます。したがいまして、旧道路法の道路というのは、ほとんどが境界が確定をされておりません。そして、道路というのは一つの線で決められておりますので、起点と終点が決められておるわけでございます。

そういう関係もございまして、境界は確定がされていなかった、そのものを改めて５７年の１１月５日に境界確定をした、こういう経過でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は、実は、この実測の測量は七生測量事務所で行った。これは５７年の１月であります。５７年の１月に実測測量をやったわけです。ですから、それ以前に境界査定は全部終わっているものと思っていたわけです。

ところが、大里２号線に関する限り、この関係、二つありますが、２号線とそのイとありますが、これは実測測量完了後、しかも売買契約も完了後です。その７ヵ月後に、測量を東京都へ頼んでいるわけです、境界査定を。そうすると、どのような方法で実測したのか、見当がつかないのであります。境がわかんないで、どうやって実測したのか。こういう方法があるのかどうか。

他の道路は、昭和４３年５月２５日に、他の道路全部じゃありませんけれども、まずやっております。これならわかる。５７年１月に実測測量をやった。そのときには境界がわかってないはずであります。その点明らかにしていただきませんと、私ども、私の良心には困るわけです。（「初歩的な問題だ」「簡単な質問だ」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　答弁できませんか。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１１時３９分休憩

後、再開に至らず延会

10月 8 日　土曜日　（第 8 日）

昭和58年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第29号）

10月8日　土曜日（第8日）

出席議員　（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君	29番	滝瀬敏朗君
30番	高橋通夫君		

欠席議員　（1名）

20番　藤林理一郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	赤松行雄君
収入役	加藤一郎君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
企画課長	田窪鎮夫君	財政課長	大崎茂男君
用地課長	土方正作君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和５８年１０月８日（土）

午前１０時開議

（議案審査報告）　（建設委員会）

日程第１　議案第８３号　市道路線の一部廃止について

日程第２　議案第８４号　市道路線の廃止について

日程第３　議案第８５号　市道路線の認定について

（一般会計決算特別委員会）

日程第４　議案第６２号　昭和５７年度日野市一般会計決算の認定について

（特別会計決算特別委員会）

日程第５　議案第６３号　昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第６　議案第６４号　昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について

日程第７　議案第６５号　昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第８　議案第６６号　昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第９　議案第６７号　昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第１０　議案第６８号　昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

日程第１１　議案第６９号　昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第１２　請願第５８－１４号　「外国人登録法」の改正を求める請願

（厚生委員会）

日程第１３　請願第５８－１１号　食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願

日程第１４　請願第５８－２３号　老人医療費無料制度実施の促進をねがう請願

（建設委員会）

日程第１５　請願第５８－１６号　道路舗装と架橋、側溝設置に関する請願

（総務委員会）

日程第１６　請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情

日程第１７　請願第　５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願

日程第１８　請願第　５８－２４号　循環バスに関する請願

（文教委員会）

日程第１９　請願第　５７－　６号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願

日程第２０　請願第　５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

日程第２１　請願第　５７－５６号　図書館の夜間開館に関する陳情

日程第２２　請願第　５７－６４号　中学校通学区域変更に関する陳情

日程第２３　請願第　５８－１２号　日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願

日程第２４　請願第　５８－２６号　日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情

（厚生委員会）

日程第２５　請願第　５７－５８号　優生保護法「改正」に反対する陳情

日程第２６　請願第　５７－６３号　優生保護法一部「改正」反対に関する陳情

日程第２７　請願第　５７－６７号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第２８　請願第　５８－　６号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第２９　請願第　５８－１９号　合成洗剤使用の規制を求める請願

日程第３０　請願第　５８－２０号　優生保護法「改正」に反対する請願

日程第３１　請願第　５８－２１号　優生保護法改「正」についての請願

日程第３２　請願第　５８－２２号　健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願

（建設委員会）

日程第３３　請願第　５７－２７号　水害等対策に関する請願

日程第３４　請願第　５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第３５　請願第　５７－３８号　住宅環境保全に関する請願

日程第３６　請願第　５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の

反対請願

日程第３７　請願第　５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願

日程第３８　請願第　５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願

日程第３９　請願第　５７－６０号　１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願

日程第４０　請願第　５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第４１　請願第　５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

日程第４２　請願第　５８－１７号　１級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願

日程第４３　請願第　５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願

（中　間　報　告）

日程第４４　特別委員会中間報告の件

（継続審査議決）

日程第４５　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４６　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４７　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４８　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４９　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請　願　上　程）

日程第５０　請願第　５８－２７号　昭和５７年４月２１日、㈱新日本エンタープライズより、日野市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設（誘致）は勿論、自然破壊の伴なう土地利用の総てをなすべきでない。また、取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情

日程第５１　請願第　５８－２９号　循環バス市案に反対する請願

日程第５２　請願第　５８－３０号　社会福祉法人助成額の改訂並びに助成条件の変更につい

ての請願

日程第５３　請願第　５８－３１号　二中校庭の夜間照明施設設置に関する請願

（議　案　上　程）

日程第５４　議員提出議案第１７号　大韓航空機撃墜事件に関する意見書

日程第５５　議員提出議案第１８号　健康保険制度改悪に反対する意見書

日程第５６　議員提出議案第１９号　都営住宅家賃値上げ計画の撤回を求める意見書

日程第５７　議員提出議案第２０号　私鉄運賃値上げに反対する意見書

日程第５８　議員提出議案第２１号　勤労者に対する大幅減税の早期実施を要求する意見書

日程第５９　議員提出議案第２２号　人事院勧告の早期完全実施に関する意見書

日程第６０　議員提出議案第２３号　田中元首相に対する有罪判決の場合の議員辞職を要求する決議

日程第６１　議員提出議案第２４号　南平８丁目の公共用地取得に関し、森田喜美男市長並びに赤松行雄土地開発公社理事長の自己譴責を求める決議

日程第６２　議員提出議案第２５号　「外国人登録法」の改正を求める意見書

日程第６３　議員提出議案第２６号　都立高校の新設促進に関する決議

日程第６４　議員提出議案第２７号　食品添加物の指定品目拡大に反対する意見書

追加日程第１　請願第５８－２８号　市道一部廃止についての陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第６４及び追加日程第１まで

午前零時１３分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２９名であります。

議会事務局長より日程の報告をいたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それでは、本日の日程について申し上げます。準備も間に合いませんので、恐縮ですが昨日の分について御利用いただきたいと思います。

したがいまして、昨日の日程第１４を１として、順次進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　議案第８３号、市道路線の一部廃止の件を議題といたします。

前日に引き続き質疑を続行いたします。建設委員長の登壇を求めます。

〔建設副委員長登壇〕

古谷太郎君の質問の答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　前段の答弁に入る前に、大変議事の上で御迷惑をおかけしまして、衷心からおわびを申し上げる次第でございます。

それで、御質問に対する答弁でございますけれども、御指摘の件につきましては、８３号の大里２号線、それから８４号にもまたがるかと思いますけれども、同じ大里２号のイ号線、これにかかわるものでございます。御指摘の路線につきましては、ほかの路線は昭和４３年に東京都の査定を受けておるわけでございますけれども、大里２号－イ号線につきましては、４３年の東京都の査定を受けずにおったわけでございまして、御指摘のように、５７年の１１月５日に査定を受けておるわけでございます。その以前に、５７年の４月に買収し、それから測量は５７年の１月３０日に行われているわけでございます。

それで、七生測量、あるいは市で買収しました延長及び幅員というものが、５７年１１月５日の東京都の査定で同一の面積、同一の幅員で境界確定されておるわけでございまして、ここに御提案申し上げているとおりに買収もし、測量もされ、そしてその後で東京都の境界査定という形で追認を受けておるわけでございます。これにつきましての詳細な答弁につきましては、担当でございますところの管理課長にお願いしたいと思います。

冒頭の答弁として、そのように御説明申し上げる次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　ただいま助役から答弁申し上げましたように、この境界査定につきましては、５７年１月３０日に測量されました図面に基づきまして確定されているということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　道路の境界というのは市民の財産であり、国民の財産として大変大切なもの。

そこで、お尋ねしたいんですが、勝手に測量事務所なり、あるいは市なりが自由に測量した。いまのお話じゃ、そのようであります。そして、その図面で追認した、このようにお答えになりましたが、そのとおりですか。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　当時の立ち会いの状況はちょっとわかりかねますけれども、境界確定については隣接者の立ち会いのもとに行われているというふうに確信しております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　隣接者であろうとだれであろうと、東京都の知事の委任を受けた職員が立ち会わなければ、境の確定ができないわけです。

それで、勝手に日野市の職員かだれか知りませんけれども、この境界は、はっきり言いますと、立ち会う人というのは鈴木独歩氏であります。あるいはまた、エンタープライズかもしれません。すでに日野市で買収しちゃってあるから、あるいはまた、日野市の職員なのかもしれない。その点を明らかにしてもらいたい。

東京都の職員は来ておりません。来て、見ていないのに図面でよろしいと東京都の職員がもし言ったと仮定するならば、これは大変な問題であります。測量は必ず現地を測量して、東京都の職員立ち会いのもとで測量して、明らかにしなきゃいけないのであります。一体だれが立ち会って１月に、あるいはその前かもしれません、七生測量さんに測量させたのか、立ち会い人を明らかにしてもらいたい。

それから、第２点は、東京都はその図面だけで認定したという御答弁でありますが、もしそうならば、東京都のその認定した方を明らかにしてもらいたい。そういうことはあり得ないと思いますけれども。

そうでないと、私ども市民のお金で買うわけですから、やはりはっきり市民の方々に御理解願えるようにしていただかないと、困るわけであります。いわんや日野市が買う。正規の手続を踏まないで買ってしまう。どうもよくわからないので、もう一度だれが立ち会ったのか、それなら。測量をされるときに立ち会って、ここを基点として、ここは道路です、これからこっちは鈴木独歩さんの土地ですと。そういうふうに立ち会って、鈴木独歩さんと所有者と市の職員が立ち会って決めたんだろうと思う。しかし、全くこれは有効でも何でもないんですけれど、だれが立ち会ってこういうインチキ――インチキといっちゃ失礼かもしれませんが、これに東京都の職員が加わらなきゃいけない、道路査定の場合は特に。建設大臣に委任を受けているわけですから。しからば市の立ち会いはだれがしたのか。これ、恐らく、５７年の１月ですから記録があるはずであります。

また、５７年の１１月５日に東京都のだれがその境界認定――確定したか。全く同じなんていうのは、だれが考えたって、常識では考えられない。ちょっと、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　現在、手元の資料では立会者の氏名まではわかりかねますけれど、通常行われております立ち会いの場合に、特に隣接地が民間の場合には東京都の職員が出向きまして、市の管理課の職員が立ち会って、隣接者とともに確認をして確定する、こういう形をとっているわけでございますけれど、公共事業に絡みます確定につきましては、市の管理課の職員と民間の隣接者の立ち会いのもとに境界の立ち会い確認をいたしまして、その図面を東京都に送致いたしまして、東京都がその図面の検査を行った上で、東京都が境界の確定をする、こういうふうな日常の事務が行われております。

したがいまして、この案件につきましても、そのように処理された、というふうに理解しております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　関連するから申し上げますが、そういうことじゃ私はよくわからないんですけれども、これはだれが立ち会ってどうしたかということで、東京都から、委任されてないんですから、この場合には、測量を、立ち会いを。だからこそ１１月５日に境界確定をしているわけです、東京都が。

だから、１月のときには、いわゆるはっきり言えば境界査定の前の事前調査というような形

になるわけです。事前調査の段階で買収しちゃったわけですよ。だからこの道路の近くに墓地があるということ、先ほど議会でも問題になっていた。墓地も、境界をどこでだれがいつ立ち会ったか。それもしていない。境界立ち会いをしないで、どうやって実測するのかということなんです。

それは今度の、この大里２号線のときは、市の職員のだれかが行って、見たんだとおっしゃっているから、その記録があると思う。なきゃ、おかしいんです、これ。だから、どういう形でやられたのか。しかも事前調査です、これ。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　事前調査といいますか、査定、東京都の境界確定というもののない前の測量といいますか、そういう形になるわけでございまして、日程から追ってまいりますと、５６年の１２月２２日に前の理事長が実測図の一部を持っていました。どうも構図がおかしい、非常に面積が縮小するようだと。これはたびたび申しているわけでございますけれども、そういうふうなことで、公簿ではちょいと買収できないぞというふうな、要するに一部の実測図をもって全体として、やはりこれは相当面積が縮まるんじゃないか、山だから相当縄延びがあるのが普通なんだけれども、という前提で、公簿買収ということで話を進めてきたんですけれども、どうも縮まりそうだと。こういうふうなことで、鈴木独歩の方に実測買収ということを言い渡したわけでございます。実測でなけりゃ買わないんだと。

それで、５６年１２月２５日でございます。面積の不足ということを市から受けた鈴木重信が、隣接地主の立ち会いを求めて境界の確認を行った、こうなっております。もちろん隣接地主だけの立ち会いではございません。周りの隣接するところの、他の地主と隣接しているところの境界については、それらの地主さんと立ち会ったわけでございますけれども、当時の用地課長の馬場嘉徳と係長の暮地昌夫というのが一緒に隣接地主と立ち会ったわけでございますので、いま御指摘の大里２号線、あるいは大里２－イ号線、これは鈴木重信の所有地に向かって食い入っている公道でございます。これらについては、隣接地主というんじゃなくて市の馬場嘉徳と、それから暮地が立ち会っている、こういうことになるわけでございます。

そう申しましても、御指摘のように東京都の職員が立ち会っていない事前の測量、こういうことになるわけでございますけれども、そういう点は御指摘の中にあるとおり、大きな問題でございますけれども、大里２号線あるいは大里２－イ号線については、東京都の境界確定が幸いにして市の測量と一致したということについて、偶然といいますか、一致したということについては非常に幸いであったというふうに、私の立場としては考えるわけでございますけれども、査定前の測量であったということは御指摘のとおりでございます。立ち会いは、さっき言ったとおりの２名でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　市は公共団体ですから、民間よりも厳しくやっていただかないと困るわけです。民間に対しては厳しくやって、御自分の方は適当、といっちゃ変だけれど、わりあい寛大にやるというやり方は、私どもとしてはまことに残念に思うわけです。

まあ、全く一致した、こういうお話です。そういう奇跡的なことがこの大里２号線ではあったと。これはよくわかりませんから、そういうこともあるのかなと考えざるを得ないわけです。

ただ、こういうふうな市道一部廃止というふうな議案について、やはり市民の財産です、道路は。きちんとした測量をしなければならない。この地域について、本当に残念ながらスカッとしないものがあることだけは言っておきます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　この市道路線の廃止、この中で廃止の理由について現況廃滅ということが理由になっているんですが、その廃滅のまた理由は、一体何なのか。大里３号線、それから田中々王１号線と読むんですか、これらの道路の部分はなぜ現況が廃滅したのか。その理由をひとつ、委員会でもいろいろ御討議があったと思うんですが、お聞かせいただければと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　ただいまの古賀議員の質問にお答えをさせていただきます。

この議案書にも記載のとおり、一部廃止の理由につきましては、現況が廃滅して公共の用に供されていない、ということでございまして、現地調査をいたしましてもそのことを確認したわけでございます。

なぜそこへ行ったかという議論につきましては、そこまで詳しく質問をしたということについて副委員長として記憶がございませんものでございますから、かわって市側から答弁をしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　ここの場所につきましては、開発が行われまして道路の形態がなくなっているという状況にありますので、廃止後の利用を考慮の上で今回御提案申し上げたということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　開発行為によって現在はどのようになっているか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　市道路線の、南平八丁目へ行きましたけれども、さく、あるいは山ということでございまして、詳しく１本１本確認をしたところまでいきませんので、できれば担当の方から答弁をしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　個々の路線の位置でございますけれども、これにつきましては建設委員会のときにもお答え申し上げているわけでございますけれど、この個々の路線につきましては、いままでお話に出ましたように、すでに境界確定が済んでいるわけでございますけれど、現状が先ほどお話ししましたような状況にございますので、改めて境界の位置を一度現地に落とした上で、もう一度公共用地につきましては、測量をし直す必要が出ております。

したがいまして、その測量については、これから処理を行うという段階にございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　これから測量をするということであれば、また先ほどの話に戻るんですが、実測というものは一体何であったかということに、またかえってくるわけですね。長さ、それから幅員等も出ておりますが、これらのものは確認できていない、ただ公図の上だけの数字だというふうに私どもは受け取らざるを得ません。

先ほどの管理課長のお話では、開発行為によって廃滅したと。これは合法的な開発行為じゃなかったわけです。いわゆる鈴木独歩氏、この前前所有者が、御承知のように不法に砂利を採取する、宅地造成法等の違反をする、都市計画法等の違反をして砂利を不法に採取する。それらの不法な開発行為によって市道が廃滅したということじゃないんですか。その点を、ひとつ確認をしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　この開発につきましては、道路管理者の方への届けは出ておりません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　ですから違法な開発行為であったわけですね。昭和５４年の８月２０日に日野警察に対して、東京都知事は、先ほど申し上げましたような違反行為という事実を認めて告発をしております。それで、５４年の１１月には鈴木重信氏は逮捕をされ、５７年３月には有罪の判決が出ているわけであります。

違法なこれらの行為によって廃滅をしたのであれば、市の財産、市民の財産が破壊をされたわけでありますから、当然、その時点において破壊をした人に対して、それを補うべく市当局からは命令が出されなければなりません。なぜ放置をしていたのか。

つまり、道路を破壊した人はいるわけです。はっきりしている。当然、市としては市道を壊されたわけですから、砂利を持っていってしまったわけですから、その人に対して原状を回復するように措置を求めるべきじゃなかったでしょうか。なぜそれをやらなかったのか、委員会では質疑はございましたか。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　委員会といたしましては、先ほども報告をいたしておりますとおり、３日間にわたって審議をしたわけでございますけれども、その件につきましての議論につきましては、むしろ先ほど来、報告の中で触れておりますように誤買収その他のところに集中をしておりまして、その件につきましては、具体的になかったというふうに記憶をしております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　道路管理者として、市道が破壊されて何ら措置をとられなかったということは非常に不可解なんですが、御存じなかったはずはないんですね。これらの容疑で告発され、そして逮捕され、有罪の判決が出るという、堂々とこれ、違法行為が行われていたわけです。

当然、市で買収するとなれば原状回復を破壊者に求めて、それから買収するのが筋じゃありませんか。市有地、市道の管理者として、その点の手落ちがあったというふうにはお考えにな

りませんか。いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　御指摘の点につきましては、行き届かない点があったというふうに、大変申しわけなく思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　申しわけなかったで済めば、世話はないわけです。市民の財産を破壊をして不当な利益を上げた人、相手が特定できなければ仕方がないで済むかもわかりません。しかし、はっきりしているわけですよ。道路の管理者としての最高の責任者は市長なんですが、市長はその土地を土地開発公社に買わせたということについて、いまどのようにお考えですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私もよく、古い赤道関係のことはわからない点があるわけですが、たとえば、広い工場の敷地内に入れられたもの、そういう中で買収されたもの、あるいは古く、いま私企業に使われている中に、底地という形では存続しているわけでありまして、したがって、つけかえというような形で外に置きかえるということが、われわれの一つの処理の方法だというふうには思っておりますが、この場所は相当古い、私が就任する前からすでに廃滅の状況にあったものでありますし、底地そのものが失滅したわけではありませんので、そこで、今回買収に当たっては、その買収面積から除外をする、こういう手続をやったわけであります。

特に、その当事者が、なかなか行政の指導とか命令とかいうところに服さないというところに、また一つ問題があったと思っておりますし、むしろ、私どもが、市の所有地として確保して、そうして防災的な対策、あるいは緑地的な対策を施すというところで、むしろ環境の保全を図るという方に目標を置きかえた、そのために取得をした、こういう次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　目標はそれで、私は異論を唱えるつもりはありません。それでいいと思います。

しかし、買収の経過について、いままで明らかになっているように、実測が明らかでない。一体どれだけの面積を市は買ったのかということさえ、いまになってくればはっきりしてこないわけです。そういうことをわれわれは、いま問題にしているんです。

市長がそうおっしゃるならば、この問題になっております市道を買収してしまった、という大里３号線、これについては、当然、この土地の代金については、返還を求めていかなければなりません。建設委員会でも業者に対して返還を要求すべきだという意見も強く出されて、その返還についても理事者の方から返還を進めていく、取り組むという答弁もあったようなんですが、一体、具体的にいつごろまでに、もう１年以上、売買契約が結ばれてたっております。どのような形で、いつごろまでにこの大里３号線の市道まで買収した場所の代金の返還を求めるのか、この具体的なこれからの取り組みについて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　お答えをいたします。ただいまの議論は、建設委員会でも一つの焦点になったところでございます。委員会のある複数の委員からは、要するに10月１日時点の委員会でわかりましたので、１０月６日に再度建設委員会を開くというところに、ぜひ何らかの展望が開けるように努力をしてほしい、というような意見も出されておりました。

これに対しましては、御存じのように、決算委員会が開催中であったというようなことで、また、その種の話が単に電話その他で用が事足りるものではない、ということから、できるだけ早く、議会終了後そういう立場に立って努力をしていく、という市側の見解が示されたことを、報告をさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　具体的には建設委員会がその交渉に当たるわけじゃありませんので、市側からその一つの腹づもりといいますか、ことしいっぱいに決着をつけたいとか、今月いっぱいに片をつけますというような、一つの案といいますか、考え方がはっきりあるのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　建設委員会の中でも、助役として、大里３号線の６３.８８平米というものが公道部分であるにもかかわらず、買収面積の中に入っているということになっております。

そういうことで、なぜ１日あるいは６日というふうな期間の中で余裕を与えているのに、交渉の手始めをなぜしないんだ、こういうようなきついおしかり等も受けました。当然のおしか

りでございまして、身のすくむ思いをしたわけでございます。責任を十分感じておるわけでございますけれども、ちょうど一般会計、特別会計というふうなことで出席をしなければなりませんので、早急なる対応というのができなかったわけでございます。その点につきましては、そのように御理解願いたいと思うわけでございまして、今後の対応につきましては、私自身が訪ねるというふうな形の中で、要するに電話等で決着をつけるわけじゃなくて、図面とかいろんなものを持って交渉しなきゃなりませんので、６日までにできませんでした、ということを率直に申し上げたわけですけれども、今後、早急に交渉して（「定例会までにやってもらわないと」と呼ぶ者あり）はい、そのつもりで努力いたします。建設委員会の中でも、そう申し上げてきておるわけでございます。最大の努力を（「いつまでにやるということを言ってもらわないと困るな」と呼ぶ者あり）はい、次の定例会までには、建設委員会の中でも報告せよ、そういう約束になっておりますので、遅くとも１２月の定例会までにはきちんと御報告できるような体裁のものにしたい、そういうことでございます。そういう決意で御容赦いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　市の土地もそうでありますが、市のお金１円でも、１平方メートルでも大事な財産であります。これについてきちんと、適切な対応をもって業者からの返還を速やかに求めていただくことを要望して終わります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　先ほどの、測量しないで実測したと――測量というか、境界査定なしに実測の問題は、理解したわけじゃございません。そんな方法があるのかなと思って聞いておりました。

それで、ただ、この議案の中で、現況が壊廃、公共の用に供されてないため、と書いてあります。では、委員会では大里２号線を確認しましたか、その点が１点。

それからもう１点は、これは市長の方だと思う。昭和５３年から５４年の８月まで、この土地所有者の鈴木独歩氏が、この土地を壊廃したわけであります。壊したわけです、日野市の道路を。６本ですか、今度出ている６本のうち４本なくなったわけです。日野市の道路、市民の財産が１年半に、昭和５３年から４年にかけてなくなった。

なぜ私がこんなことを申し上げるかというと、鈴木独歩氏は昭和４８年か９年です、この土

地を東京都に売り込みに来たのであります。そのときはこんなに破壊されていない。ですから、東京都知事が警告を発し、日野警察署に告発したのが５４年の８月ですから、その前に数回、事前に中止命令、警告を出しています。

しからば日野市長も、当然市道が壊されていってるんですから、警告を出さなかったのは、何か理由があったのかどうか。これは市長の方の回答を求めたい。現にその時点には、市長は同じであります。５３年から４年にかけて壊されているわけです。

ですから、まず委員長さんの方、次の第２点は市長さんの方から御回答をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　９月２８日に、雨が降っていましたけれども、長靴を履きまして、傘をさして行ったわけでございます。全員が一つ一つ、ここが何号線、ここが何号線などというような感じで確認をするというよりは、むしろ現地を全般的に見たということでございます。

したがって、答弁としてはそういう答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　大里２号線の現場に行かれましたか。このとおり、ちゃんとあるんですよ。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　建設委員会といたしまして、一緒に全部見たということでございませんので、私は副委員長の立場でお答えをさせていただきますけれど、私は、これが大里２号線だということではっきり見たという記憶は持っておりません。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も正確な年月までは言明できませんが、当時、その土地の所有者、鈴木重信氏は、日野市にスポーツ公園の設計をもってその土地の開発をしたいという申し入れがあったように記憶しております。

しかし、市といたしましては、その人を信用できるというふうに評価ができませんので、むしろその開発行為はやめてください、そういうことで法的な根拠は、われわれに権限としてはないわけでありますが、とにかく行政指導としてそういう行為はやめてくださいということを伝えたことを記憶しております。

その程度しかちょっといまはお答えができませんが、要するにあの人にそういうことを、つまり日野市内の土地を、いろんな土地利用の形でゆだねるというところには、非常に危険がある、このように考えての上の対応であった、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ですから、この提案理由が大里２号線に関しては通用しないわけです。そこで、この道路を廃止するということを知った住民側から、ひとつ廃止についてはちょっと待ってくれ、という陳情がなされているわけです。だからこそ、先ほど管理課長が言われましたように、昭和５７年１１月に測量ができるんです、ここは。壊れていないんですから。これはよくわかる。

だから、壊廃――こういう公共の用に供されていないということないんで、供されておった、大里２号線。だからつけかえをどうするかという問題がきっと出るかもしれない。つけかえの時点で、この廃止は決定すべきなんです。この大里２号線だけは。その点について御審議はなかったようですけれど、また、現地も破壊されたとこはごらんになったようですけれど、されてないところはあんまりごらん――山越して向こう方ですから、これはまあ雨の日じゃ大変だったと思いますので、その点はわかりますけれど、少なくとも、この廃止の理由については、大里２号線は別途に考えるべきである。道路のつけかえのときに、つけかえると助役も私に言ったんですけれども、どのようになさるかは別として、お墓に行く道路にも使っているわけです。ほかにも使っている。だから、２号線だけは別途に考えなきゃいけないと思います。その点は、御審議なさいましたでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　簡単に答弁させていただきますが、そういう詳しい論議をしておりませんので、その見解につきましては、担当の部課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　この問題につきましては、ほかにも申し上げておるわけでございますけれども、お２人の地主さん方もおっしゃっているわけなんですけれども、お墓をお持ちの地主さんでございますけれども、山の奥というふうなこと、それから周りを市が今度買収しました土地に囲まれているというふうな状況の中で、もっと里の方へお移りしたいというふうな御意向を持っているようでございます。私たちの方は、今後そういう交渉等も進めていきたい、こう考えておるわけでございます。お二方の方もそのように考えているようでございますので、その意に従いまして里の方へ移していく交渉もしてみたいと。

そうすることによって、いま論議されているようなつけかえということよりは、まず一番先にそういう里の方にというふうな御意向もお持ちのようでございます。そして、改葬していきたいというふうな御意向も伊藤部長に漏らしているようでございますので、その点について話を進めていきたいと。市の土地の中に、周りを囲まれた墓地がございます。そういうふうな、市側にとっても利用上問題点もございますので、お墓に対して問題点と申しちゃあれなんですけれども、そういう面もございますので、御意向を尊重して里の方へのお話を進めていきたい、こう考えておるわけなんですけれども……。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　あのね、助役さん、お墓を里へ動かすことはできないですよ、いま、ほとんど。いいかげんなことを言われちゃ困るぞ、これ。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　説明が、里じゃございません。きちんとした菩提寺ですか、お寺の方でございます。そのようにおっしゃってるようでございます。どうも申しわけございません。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いずれにしても、もう一度市長にお聞きしたいんですけれども、市長が昭和５３年、４年に現に日野市の財産である道路４本がどんどん壊されている。市の道路の管理者は市長であります。壊されていくときに中止命令を出す、あるいは損害賠償を求める、なぜ言うか、この市の道路の下にある砂を掘っているわけです。それで道路を壊しているんです。はっきり言えば、市有財産をよそへ売っているわけです、市有財産を。このときに東京都は、市道に対して口を出すことはできません。市道の管理者はあくまでも市長であります。市道の下の財産は市民のものであります。市民の財産がどんどん取り崩されている実情が約１年続いたわけです。

そのときに、市長はなぜそれに対して告発するなり、――一種の泥棒ですから、東京都知事は告発しています。だからこそ有罪になったわけですよ。しかし、東京都知事は市道まではで

きません。日野市道は日野市長の管理下にあり、市民の財産であります。ですから、市長が道路については責任を持たなきゃならない。また、それに関する財産についても持たなきゃならない。なぜ知事と一緒に告発しなかったのか。ここのところをちょっと聞かせていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　記憶の範囲なんですが、東京都とは相当協議をし合って、そうして不法行為については、都を代表にしてといいましょうか、都がまた指導勧告に対する違法について告発をされたということでありまして、私どももその立場に証人にも出て、精神的には都と一緒になってその不当性を追及し、有罪の決定に持ち込んだ、というふうに理解をいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　有罪決定がされれば、即刻今度は民事訴訟です。損害賠償を求めるのは当然であります。現に市長は、市民の税金である遺跡調査会の使途不明金については、柳下前課長を刑事訴訟で日野警察に告発しております。同時に、民事訴訟を起こしております。返還訴訟、２千数百万円の金を返せという返還訴訟を起こしている。これは民事であります。刑事と民事を並行させることもありますけれど、一般的には刑事訴訟に勝った者が直ちに民事訴訟で損害賠償を求める、当然であります。

しかるに、本件については有罪判決が下りて１カ月後にこの土地を、道路まで買っちゃっている。損害賠償を求めて後にやることならばわかるんですが、なぜ市民の市道を破壊されっ放し、市道の下の砂は取られっ放し、それで損害賠償を求めなかったのか、お考えを教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そこまでのわれわれの内部の討議といいましょうか、見解というものを持ち得ていなかったうらみはありますが、しかし、要するに買収に当たっての評価の中には、そういうマイナス要因として鑑定をされておる、というふうに考えておりますので、私はそんなふうに感じております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　それでは、議案８３号、市道路線の一部廃止についての議案につきまして、反対の立場から意見を申し上げます。

委員長報告、あるいは古谷議員、古賀議員の長時間にわたる質問等で、すでに大筋の方は皆さん御理解願ったと思いますので、簡単に申し上げたいと思います。

この関連の土地につきましては、いろいろな疑惑があるわけであります。買収の相手先のエンタープライズなる会社が、わずか１カ月足らず持っていただけで、６億以上の利益を得た。言いかえれば、市民の血税をこのようなことに使ってしまったという問題もあるわけであります。実態はまだ究明できないわけでありますけれども、今後、われわれはこの真相の究明に引き続いて努力したいと思います。

先ほど、福島議員から報告がありましたように、初日、２日目、１日、中に連日連夜の決算委員会をはさみまして、３日目の６日ですか、１１時近くまで慎重にわれわれは審議したわけでありますけれども、その過程で、同じような問題が出てきたわけであります。議案書の路線名３番目の大里３号線についてでありますけれども、いろいろ質疑の過程におきまして、この３号線が誤って当時の買収価格に含まれていた、言いかえれば公共用地を誤買収した、ということが確認されたわけであります。いわば公金の不当支出に当たるわけであります。このような前例があるか、あるいはこのような場合、どんな処置をするのかということをただしましたところ、このような前例はありません、ということでありました。非常に、こんなことはあり得ないことであります。非常に、手続上ミスがあったということであると思います。

東京都から、さっきも市長からも発言がありましたが、非常に信用できない業者だ、ということは明らかになっているわけでありますから、買収についても慎重の上に慎重を期さなければならないわけであります。東京都から査定抄本を取り寄せれば、こんなミスは起きなかったわけであります。査定抄本を取り寄せなくても、査定については、当然市の職員も立ち会うでありましょうし、その記録が市内部にも残っておるわけであります。その記録を調べれば、すぐにわかることだと私は思うわけです。

いま、申し上げたような事情で、非常に遺憾なことであります。いわばきずものの土地であります。この公共用地について、今回、一部廃止の議案が出てきたわけであります。常識で考えましても、こういう問題のある公共用地の土地につきましては、素直に、現況が廃滅しているという条件があるから廃道を簡単に認定すべきだ、ということはないわけであります。議会

のルールからいっても、いままでの慣例からいっても、これをきちんと処理して、その上でこの議案を提出すべきだ、また、それでなければ、この議案に賛成すべきでない、これが常識であり、節だと思うんです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

しかるに、そういう意味におきましてわれわれは継続審議をし、市の対応を見て、それからでもこの議案を審議するのは遅くはないではないか、こういうような主張をしたわけであります。しかしながら、残念ながらわれわれは少数派でありますので、委員会におきましてはその提案は否決され、この議案は賛成多数ということで成立したわけでありますが、非常に残念なことであります。こういう事態を許すことは、私はできないと思います。いわば議会の審議権の放棄であり、議会の行政をチェックする機能を無視したことではないかと思うわけであります。このようなことでは、われわれは市民に申しわけないと思うわけであります。

以上、私の反対意見です。絶対にこの議案を私は認めるわけにはまいりません。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　反対の立場から申し上げておきます。

私は、廃止することが何ら疑いのない、どの方に説明してもよくわかるということなら、大賛成なんです。しかし、説明がつかないんです、いまの段階では。市民に説明がつかないで賛成することは、私の良心が許さない。

また、次の大里２号線については、この件については、市民の平　高一君、平　辰雄君から、廃止しないでくれという陳情も出ております。そういう陳情も出ている中で、あえて市民のお願いを無視して、ここで決定することがいかに恐ろしいことであるか、ということを感じなければならないと思うのであります。

陳情されたものはやはりお受けして、議会も理事者もそれを十分尊重して、それから行動を起こさなきゃならない。本日、付託されるそうであります、陳情書が。付託される前に、市民に対して、市民の陳情を全く聞かないで強引に廃止してしまう、このような恐ろしい政治は、やり方は、今日とるべきではないと思います。やるんならば、やはりどなたにも説明ができ、かつまた市民から陳情されたことに対して、その市民の方にお答えする。こういうふうにしますと、することをしてから廃止議案は出すべきである、このような立場で反対いたします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第８３号、市道路線の一部廃止の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第８４号、市道路線の廃止の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設副委員長（福島敏雄君）　続きまして議案８４号、市道路線の廃止について、建設委員会の審査報告を委員長にかわりまして報告を申し上げます。

本議案は、南平六丁目にあります葦本２号線、南平八丁目の大里２－イ号線、大里３－イ号線、大里５号線の計４路線につきまして、現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、市道路線の廃止をするというものでございます。

委員会では現地を９月２８日に視察をいたしました。８３号議案とあわせまして３日間、審議を進めてまいりましたが、大里２－イ号線に関しまして、１０月１日の委員会で、議長より開発公社用地内の墓地の所有者より、墓地に通じる道路でありますので廃止をしないよう陳情が出ているので、参考にしてほしいという説明を受けました。

したがいまして、特にその陳情の趣旨を理解する中で、慎重な審議を行ってきたわけでございます。陳情の内容につきます調査の結果、墓地と大里２－イ号線とは直接接していないことが明らかになると同時に、現在、墓参りのために使用されている通路につきましては、市側と墓地の所有者の話し合いで、今後も確保するという内容で合意が得られた。

したがいまして、陳情者が要望をさらにいたしております確定測量につきましても、１０月６日に境界が両者の合意で決定されたことなどを委員会として確認をいたしまして、採決をいたしました結果、賛成多数で原案可決と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　私は、建設委員の一員でありますけれども、私が建設委員として審議してきた根拠が大きく違ってきておりますので、あえて質問させていただきます。

この議案でありますけれども、大里２－イ号線、大里３－イ号線、大里５号線、これはすべ

て買収以前に東京都の道路境界査定が完了している、そういう前提で審議してきたわけであります。

ところが、昨日になりまして、建設委員会が終了した翌日であります、大里２－イ号線は買収後の、５７年１１月ですか、先ほども議論されましたけれども、買収後に道路境界の査定が完了している、こういうことになったわけであります。

さらに、大里３－イ号線については、昨日、管理課で確認しましたところ、いまだもってまだこの部分について、この路線――大里３－イ号線は、東京都の道路境界査定が完了してないということであります。これでは、私どもが建設委員会で審議した根拠、大きく違ってくるわけであります。この辺の、なぜ事実と反する説明を理事者側はわれわれ建設委員にしたのか、その点を１点、お伺いします。

さらに、大里２－イ号線、これに関連して、先ほど来から問題になっている陳情書が出ているわけでありますけれども、先ほど、昨日ですね、昨日の議会において、６日の日にこの墓地の境界が確定した、立ち会いをした、こういうことであります。６日に墓地といわゆる市の土地との境界が立ち会って確定したということになると、買収の際に、この墓地の面積は一体どうやって出したのか。その点の、この２点について御答弁をお願いしたいと思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　そういう趣旨の答弁をするつもりでございましたけれども、小山議員は建設委員でございまして、いまの内容につきましては建設委員会の中でも、後者の質問につきましては若干議論があったわけでございますけれども、数字その他の問題でございますので、担当の方から答弁していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　ただいまのお尋ねのございました第１番目の大里３－イ号線でございますけれど、これにつきましては境界確定は行われておりません。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　墓地の面積につきましては、２９平米ございまして、実測面積から２９平米差っ引いた面積６万5,３９０.５３平米を契約面積として買収してございます。

それで、墓地の境界につきまして、私の方で建設委員会のときに御説明申し上げたんでございますが、きょう私も現地のくいの確認してまいりました。きのう私どもの職員３名が、墓地

所有者である平　辰雄さん並びに平　高一さんとお立ち会いの上で境界を決めた、ということで報告を受けたんですけれども、きょう私が行きまして確認したそのくいの位置につきましては、山の境界ということが、一つの問題にございますけれども、昔からのおつぎという一つの、ツギといいます、境界の木が植えてございます。これが３代前のような大きなかぶらの根元にくいがございます。それと対角線的に、同じようにおつぎの根元に境界を、いまのくいを設置してございます。並びに手前の大きな桜の根元、こういうかっこうで、公図の形態から申しますと、四角な墓地の敷地でございます。

したがいまして、そういうふうな昔からの境界に用いられたおつぎが植わってございますんで、私はそれを確認してまいりましたんでございまして、その位置が昔からの位置であったということで、確認してまいったわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　用地課長、一つ勘違いしているのは、きょう行ったわけじゃないでしょう、正確にひとつやりましょう。きのうですね、７日。きょうはもう８日ですから。ひとつ御答弁、慎重にお願いしますね。それで、まぁそれは結構です。

まず、いまの用地課長の答弁ですけれども、つまり用地課長自身がきのう、７日ですね、確認してきたと。それで昔からのツギの木があって、昔からのあれだと。それは７日に確認したわけですね、いいですね。

ところが、買収のときは、それを確認してないわけですよ。確認してませんね。それで、先ほど全体の買収面積の中から２９平米引いたということです。引いた２９平米はわかるんですが、では、その２９平米を一体どこから割り出したんですか、それを聞いているんです。

管理課長の質問については、用地課長のこの件にけりがついてから再質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　お答え申し上げます。いまの２９平米の現地の確認ということでございますが、私どもは両平さんとのお話の中で、市の方では確定測量しますということで、お話し申し上げてございます。

したがいまして、いまの公図の位置と現況との位置がまだはっきりしてございませんもので、その際にはっきり、確定測量の上でその墓地の位置をお出しします、こういうことでお話し申し上げまして、先方さんでもそのようにぜひしてもらいたいということで、お話の中で、境界

が公社との平さんとの位置が出ましたもので、事務手続に従いまして測量を進めていく、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　課長、よろしいですか、土方課長よろしいですか（「はい」と呼ぶ者あり）、深夜になっておりますから大変お疲れのようでございますけれども、私が質問しているのは、いま課長が説明されたように、墓地の所有者に対しての対応はいいんですよ、それは。

私が聞いているのは、それ以前に、買収をする際に２９平米を引いたと言っているわけですね。だから、それは公図から出したんですか、何から出したんですか、２９平米を。それを聞いているんです。ほかのことはいいですからね、そのことだけ単刀直入にお答えいただきたいんです。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　お答えします。謄本の面積でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　そうしますと、現状とそれは大きく食い違っている可能性がありますね。実際に、実際の面積を割り出すのは、今度は、いまくい打ちをしました、６日に。それで課長自身が７日に境界の位置を確認をしてきたと。実際の面積は測量してから出すと、地主にも言っているわけですね。この墓地の面積の実際の面積は、測量して出します、このように答えているわけです。そうですね、違いますか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。

そうしますと、実際にはからなければ面積は出てこないわけです、本当の正しい数字というのが。いわゆる現状に合った実際の数字というのは、出てこないわけですよ。すると、実際に測量した面積が出てきた場合、その登記簿上の数字と違ってきた場合、それ、どうされますか。違ってくるのは当然だと思うんですよ。

ですから、きょうになってこういう質問を受けないためには、買収の際にきちんとそういう手続を完了して買収するのが、常識的な買収のあり方でしょう。食い違いが出た場合には、どうされるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　いまの、御説明申し上げます。

先ほどのとこで、確定測量ということで申し上げたんでございますが、この全面積につきましては確定測量する。その上で、いまの墓地の面積がはっきりしてきますんで、そのときに対処したいと思っています。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　まぁ、それはそのとおりだと思うんですよ。（笑声）しかし、そういうやり方をやっていたんじゃ、市民が安心できないでしょう。

だからそういうことは、いまになってみればそういう答弁しかできないでしょう。だから私がこの都立高校の用地の問題について、一貫して、高校誘致に反対しているわけじゃないですよ、いろいろ市民の方も大ぜい来ておりますから、はっきり申し上げておきます。私は高校誘致に反対しているなんて宣伝しているところもあるんですけれども、そんなことは絶対ないんです。

ただ、こういうふうな、今議会でもこの高校用地に絡んでの議案についても、先ほどから何回も会議がストップしているように、そのずさんさというか、そういったことについていろいろ指摘されているわけなんです。だからこういう問題を私は取り上げているわけなんですけれども、今回のこの墓地の対応についても、いま、用地課長の答弁、そのときに対応しますというのは、今日になれば、それはそういう答弁しかできないでしょう。

だからそれ以前の問題として、そのときに立ち会いをして、いまやっていることをそのときにやるのが当然のことだったわけですよ。それはもう非常に適切さを欠いたわけでありますから、過去のこの本会議場での一般質問の私に対して、きわめて適切な手続であったと市長は答弁されているんです。だから今日こういう材料をぶつけられて、それでもなおかつ適切な手続であったというふうには言えないと思うんですが、その件で市長から、私もしつこくやるつもりはありませんけれども、一言いかがですか、この件に関して。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御指摘をいただいて、不首尾の点もあるとすれば、（「すればじゃない、事実があるんですから」と呼ぶ者あり）是正をする、また措置もいたしますということで、お任せを願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　いま、市長が「あるとすれば」という言葉を使いましたけれど、私は言葉を正確に使っていただきたい。あったわけです、いま、事実これ指摘されているわけですから。ひとつ、その辺の対応について、今後私どもも見守っていかなきゃいけませんので、とりあえずその件については大変ずさんなといいますか、非常に困ったことをしてくれたということだけは、はっきりしたと思うわけであります。

さて、最初の管理課長の答弁でございます。大里３のイ号線は、まだ道路境界の査定が完了していないという答弁でありました。そうしますと、私が前段で申し上げたように、私どもに対する説明とは違っているわけですね。だから、その件についてなぜうそを言ったというか、言わなかったとはまだ言いませんけれども、私はここで申し上げたいのは、一つはもちろん正確な資料といいますか、根拠を提示していただきたい。今後の議案の審議についてはです。この点は強く要望しておきます。

そして、私はここで言いたいのは、議案について、議案として提出するのはいろいろ条件があるかもしれませんけれども、しかし、何かが欠けているからだめだ、ということもないでしょう。出そうと思えば、何でも議案としちゃ出せるかもしれない。それを議会で認めるか認めないかは別としまして、議案として出せるかもしれないけれども、しかし、今回のこの三つの路線、都立高校誘致用地に関する市道の廃止の議案についてでありますけれども、東京都の道路境界の査定が完了してないということは、議案として出すには、審議するには値しないんではないか。そういう見解を持つわけであります。これは、ある上部官庁もこういう見解をとっているわけであります。

いいですか、議会に議案として出すには、条件が整ってないということじゃありませんですが、審議に値しない。少なくとも道路境界の査定が完了したその時点で出す、そこで初めて審議する値打ちが出てくるわけであります。その点については、どう思いますか。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　建設委員会のときにも、直接このことではございませんけれど、御説明申し上げておるわけでございますけれど、道路法で申します道路の認定、廃止につきましては、まず一つにはその道路の路線名――道路に与えられる名称、それともう一つは、その道路の起点となります場所、あるいはその道路の終点となります場所、この起点、終点の中には、路線の形態によりましては経由する場所がございますけれども、単純な路線につきましては、この起点、終点、この三つの要件が道路法８条で申します認定に伴います議決案件ということになっております。

したがいまして、廃止の場合もその逆でございまして、路線名と、廃止をする起点、終点が議案に提示されていれば、議案としての適正な議案になると。議決いただきますのは、路線名、それから起点、終点が議決をいただきます要件である、こういうふうなことでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　その辺のところは管理課長との見解の違いがあるんですが、一応上部官庁に、このことについて問い合わせていただきたい、このようにお願いして質問を終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　本来、私も小山議員と同じで建設委員でありますので（「建設委員、何やってんだよ」と呼ぶ者あり）、質疑をする立場ではないんですが、議事進行の手違いといいますか、私も大変迷惑をかけておることがありますので、そのかわりとしてひとつお認め願いたいと思います。２点だけ質問いたします。

まず第１点、いま小山議員から指摘がありました墓地の件ですが、いろいろの事情がありますから、あるいはこの分だけ当時実測から公簿上の面積を差し引いて契約面積を出すのも、あるいはやむを得ないかもしれない、ということも私は考えるんですけれども、それならば、そのときにこの墓地の地主に、そのような了解をとらなければいけない、と私は思うんです。

ところが、全然その辺の了解もとっていない、後日とりますといったところが、それも全然やっていない、この廃止議案に反対の陳情が出てきて初めて交渉に行った、このように私は聞いておりますが、非常にこのことは私、おかしいと思っておるので、その辺を助役にどうかと確認したいと思います。

いま１点、大里３号――２号線ですか、これはこの説明図を見ますと、今度、市の公社が買収した土地の中に入っておるようでありますが、この辺どうなのか。どうもこれが査定してないとなると、公社の用地の中に入っているということはちょっと問題であると思うんですが、この図面が間違ってるのかどうなのか、その辺を確認したいということと、もし、この３－イ号線が公社用地以外にあるとすれば、この廃止議案を出す以上、関係地主の了解を得なければ

私はならないと思うんですが、その辺どうなっているか、このことを質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　先ほどの御質問にお答え申し上げましたけれど、この路線につきましては境界確定がまだ行われておりません。

したがいまして、この説明図をつくる上では、公図に表示されております形をこのまま説明図に落としております。したがいまして、現状の段階では、この説明図の中では、公社用地の区域の中に入っておりますけれど、境界確定が終わりませんと、この中に入っているか、入っていないかというふうな判定が私どもの立場ではできませんので……。

現状の段階では、公図の姿で表示をした、というふうなことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　第1点の問題でございます。57年4月の買収時点において、墓地の地主さんでございますお二方の平さんの了解、話し合いをしているか、ということにつきましては、1日の建設委員会の中で御指摘を受けたわけでございます。

開発公社の理事長という立場でおるわけでございますけれども、どうもいろんな不明な点がございます。私自身が不明だということでございますけれども、市役所の中の（「委員会もっとやってもらおうよ」と呼ぶ者あり）技術畑を歩かなかった、あるいは技術的な管理部門を歩かなかったという面が、ここにも露呈するわけでございますけれども、前の用地課長の馬場さんに聞いてみましょうというようなことで、6日に御答弁申し上げたわけでございます。それで、おっしゃるとおりお二方には後で了解とるつもりでおりました、というようなことで、買収の時点では、いま申したとおり後でというふうなことで、そのとき4月の時点ではお話ししなかったと。それで、そのうちに人事異動があったというふうなことでございまして、等閑に付されていたというふうなことでございます。

経過については、そういうふうな、おかしいじゃないかというふうな御指摘でございます。御指摘のとおりの経過をとっておるようでございます。その時点では、早速にでもとるというつもりでおったようでございますけれども、人事異動等で申し送りに欠けた、こういうふうなことを確認したわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○10番（籏野行雄君）　第1点については、人事異動のときの申し継ぎが不十分であった、こういうふうに理解します。

第2点ですが、大里3－イ号線は、そうするとまだ査定も済んでいないから、公図上公社の用地の中にある以上、査定した結果は公社の土地の中にあるというふうな可能性があると見ていいわけですね。質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　現在の実測図の面積には、これも入ってございません。

（「公社の用地買ったとこへ入ってるか、入ってないかということを聞いているんでしょう」と呼ぶ者あり）

買った面積の中には入ってございません。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○10番（籏野行雄君）　ちょっと私の言い方が悪いのかもしれないけれども、私の質問の意味が通じないようでありますので、いま1回質問いたします。

いま、前回の課長の答弁では、大里3－イ号線につきましては、査定が済んでいないから、公図上はこうなってるからこのような図面をつくったんだ、これがまだ査定が終わらない以上、公社の土地の中にあるのか、あるいは外部と確定できない、こういう答弁でしたね。それ、確認したいんです。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　そのとおりでございます。

○10番（籏野行雄君）　では、査定の結果、公社の土地の中にあると認められる可能性が強い、こう解釈していいわけですね、公図がそうなっている以上。

○議長（石坂勝雄君）　管理課長。

○管理課長（日野義人君）　現在のところでは明確にお答えできませんけれども、公図の姿としては、そのような姿になっております。

○議長（石坂勝雄君）　籏野行雄君。

○10番（籏野行雄君）　今度は助役にお伺いしますけれども、そうなると、やはりこの大里3号線と同じく、誤買収ということにはなりませんか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　大里3号線－イ号でございます。まだ、東京都の未査定、こう

いうふうなことでございますので、査定を受けました結果によっては、先ほど申し上げました大里２号、あるいは大里２ーイ号線というのが、本当に幸いにも後で、東京都１１月５日に査定していただいた、同じような面積だったというのは非常に珍しいかと思います。そうそう当たるわけじゃございませんので、場合によっては多少の違いの可能性もあるんじゃないだろうかと。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○26番（秦　正一君）　建設委員会の結論としては出ているとは思いますけれど、内容的にかなりまだまだ質問が建設委員の中からも出ているし、もう一度建設委員会を持って、はっきりした上において本会議にかけてもらいたい、報告してもらいたい、このように思います。議長の方からその辺を取り計らってもらいたい、このように思います。（「委員会の審議未了だよ」「そのとおり」「一貫性がないんだよ、答弁に」「委員会やり直し」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。（「議事進行だから、もう」と呼ぶ者あり）

○建設副委員長（福島敏雄君）　議長の指名をいただきましたので、副委員長としての立場で意見を開陳したいと思うんでありますけれども……。

小山委員あるいは簾野委員、恐らく御存じのとおり建設委員でございます。私といたしましては、9月２８日、１０月１日、１０月６日の３日間にわたります慎重審議をしてきた経過がございますので、ここに、いまこの状態に遭遇するまで、こういうような建設委員の皆さんから質問という形で出るとは、想像もしていなかったわけでございます。

したがって、私といたしましては、その間、精いっぱい慎重審議をしてきた経過を、委員会の報告とさせていただきましたので、ぜひこの線で皆様方の御了解をいただきたい、こういうふうに思います。（「議事進行やってもらいたい」「議事進行優先だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいま福島副委員長からの発言でありますけれども、副委員長が３日間の審議について、苦労されてまとめていらっしゃることは十分承知しております。

私が先ほど申し上げましたように、質問したのは、建設委員会で理事者側から説明したのが、説明が、この道路の廃止の議案は、すべて買収前に東京都の道路の境界査定が完了している、そういう前提であったわけです。それで委員会の審議は３日間やってきたわけであります。もちろん私は、今日のこういうことが懸念されましたから、この議案についての継続を強く要望したんですけれども、それはそれで結構です。委員会で結論は出たんですから、それはそれで何も異議をはさむものではないわけであります。

ところが、委員会が終了して翌日、つまり６日に終わったわけでありますけれども、７日、きのうであります。きのうになって、この東京都の道路境界査定が、買収以後に完了している路線があるということ、それから、きょう現在までまだ完了していない、こういう新しい事実が出てきた、そうしますと、私が委員会でのぞんだ、審議した根拠ですね、根拠が、理事者側の提案する根拠が大きく違ってきたから、私はきょう質問したわけなんです。

決して副委員長を責めているわけでもなければ、非を責めているわけじゃないんです。理事者側のわれわれに対する提案の説明が違うから、それが委員会が終わった翌日にわかったから、そして、いまここで確認されたように、これも事実であったわけですね、違ってたということ。だから私がきょう質問したんであって、決して、委員会のときなぜ審議しなかったという声もありますけれども、その審議するときには、そういう前提じゃなかったわけであります。（「さっきだってやってるぞ委員会を、４０分も。１２時近くだってやってるじゃないか」と呼ぶ者あり）

そういうことでありますから、私はあえて質問したんでありますから、その辺のところ、ひとつ副委員長も含んでいただきたい、このように思います。

なお、不規則発言で、先ほど委員会やったんじゃないかと言いましたけれど、先ほどは陳情書の取り扱いについてのみやったわけであります。そういうことでありますので、よろしくお願いいたします。（「委員会の進行に協力しないなんて、どうかしてるんだよ」「差し戻し」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　簾野行雄君、よろしいですね、もう。（「理事者側の説明はどうするんだよ、では」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　議事進行は優先でございますので、議事進行をまず決定されてからにするのが議事のあり方ではなかろうかと思います。私も質問があるんですけれど、よくわかりませんけれども、議事進行はそのまま見捨ててしまうわけですか。いま、どなたか後ろで……。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一議員に申し上げますが、そういう点から見れば当然、

建設委員の方から質疑が出てもやむを得ないではないかと議長は理解しておりますから、許可をしております。御協力願いたいと思います。よろしいですか、秦さん。（「はい」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は建設委員じゃない。全く市長の方から出された議案に対する説明書及び図面、これをもとにして、これが正しいという前提でお聞きしているわけです。

この図面によりますと、御承知のように、ただいま管理課長が言いましたように、大里３号線－イは明らかに買収区域内に入っております。私どもがいただいている資料、市長からいただいた資料、この資料が間違ってるんだかいいんだかわからないなんていう、いいかげんな説明書を出されたんでは、どうしようもない。まず、この点、委員長はどう思いますか。委員長にお願いしたい。いいかげんな説明書を出され、図面を出されて、これで審議しろと。それで、しかもいま、明らかにこれはまだ未測量、東京都の境界査定もしてない。境界査定をしてなきゃ、実測のしようがない。先ほども言ったとおりです。たまたま先ほどは奇跡的に一致したと。今度は奇跡も何もない。全くやってないんですから。それでどうやって審議――もちろん、いま副委員長に申し上げます。そういうことは、いま初めて私もわかった。本当にこれは正しいと思っていたよ。本当に。

ですから私は、私どもは審議する場合、あるいは説明を受ける場合、市長の説明と市長の出した図面、これが正しいと思わなかったら、どうしようもないんだな。絶対わかんない。これがいいかげんなもの出された、事実だ、きょうは。いいかげんな図面で、どうやってわかる。

いま、管理課長は、この道路は買収地域内にあるかないかわかんないんだと。第一、この２－イという路線を委員会でも視察してないんでしょう。と思うんですよ、僕は。違いますか、委員長。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　いま、古谷議員の質問の中に、幾つか委員長に尋ねられた件数があると思いますが、最後の質問からお答えいたしますと、先ほどの質問と同じような答弁になると思いますけれども、一つ一つみんなそろってここがどうだというふうに見た経過はございませんので、そういう答弁にさせていただきます。

それから、この図面が管理課長の説明でいくと、非常に、どっちに入っているんだかわからないというようなこと（「用地課長」と呼ぶ者あり）用地課長ですか、まぁ、市側の答弁の中

にそういうような発言があって、非常にこれでは信頼性が薄い、こういう問題提起について、委員長はどう考えるか、副委員長はどう考えるか、こういうことでございますけれども、私ども委員会で審議したときには、先ほど来論議になっておりました５７年１月の七生測量の実測図に基づきまして、それを張って委員会の中で審議をしておりまして、そのときの質疑を通じましても、管理課長は、これは正確にこの議案書の中ですね、これはそういう意味でいろいろ長さとか、そういう面では要約図という、表現がちょっとはっきりしませんけれども、そういう議案書の説明図ということでございましたので、こちらについてより、むしろその実測図で審議をしたという経過がございますので、私どもは委員会の中で本当に何の根拠もない審議をされたといわれますと、それについては必ずしもそうでもなかったというふうに反論をせざるを得ないところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは、だから私がいま聞いているんです。実測図には大里３号線が載ってなかった。そうですね。だから落ちちゃってたんです、そうでしたね。この大里３号線にくっついているのが大里３号線－イというやつだ。そうですね。実測図にこれ、載ってましたかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　先ほどの８３号議案で、大里３号線が買収面積に入っていたということで確認をいたしまして、そういう経過は、はっきり実測図で見ております。

ただ、ほかの委員はともかくといたしまして、この１３号――大変夜も更けまして失礼をいたしますが、大里３号線－イの方につきましてのところは、たしか下の方に位置しているような感じがいたしまして、実測図の中で、いま記憶によみがえらないところでございます。そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私ども議員は、やはり市長から出されたこういう図面、数字、説明書、これが正しいという前提に立たなきゃ、審議のしようがないわけで、そうですね。

ところが、はからずもこの３号線－イというのは、境界査定も何もしていない。どこにあるかはっきりしない。これからやりますと、ただいまお２人の課長さんから御返事がありました。これからやるものをわれわれに審議しろといっても無理じゃないかと思うけれど、助役、どう

思いますか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　大里３号線の方は、４３年に査定しておるわけでございます。

イ号につきましては、未査定というふうな状況がわかってきたわけでございますけれども、管理課の方で提出しましたところの、この延長、幅員というのは、道路台帳というふうなことで出してきておるわけでございます。

それから、開発公社の方のも大体、まだ未査定でございますので、同じような道路台帳というものを手順にして決めてきておりますので、大きな違いは査定の結果、出てこないんじゃないだろうかとも考えておるわけなんですけれども、未査定ということは事実でございます。同じような道路台帳を根拠にしています。そのほか、根拠ありませんので……。

そういうことでございますので、そう大きな懸隔は出てこないんじゃないかとも思っているんですけれど。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　では、また奇跡的に全く一致したということがあるかもしれないんですが、これはしかし、私どもとしますと、また市民の財産なんです。たとえ１万円だって、１円だって、市民の財産を、これがもしも、これよりも面積が大きかったと仮定するならば、ここの部分においても道路を一部買収しちゃったということになるわけです。そうですね。この図面は、ちゃんと敷地内に入っています、図面は。土方君、そうですね、用地課長。この図面は、おたくの出した図面は。入ってますね、ごらんになったでしょう。ちょっと答えてくださいよ、この図面が間違っているんなら……。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　この廃止議案の説明につきましては、管理課長の方から御提案したものでございます。

この関係につきましては、非常に公図の関係が縄縮みしているようなかっこうの場所でございまして、先ほど管理課長が御説明したとおり、この位置につきましては公図の位置ということでございます。

それで、土地開発公社が取得したこの部分につきましては、この位置につきましては、外れております。そういうふうな関係で、先ほど私の方で御説明申し上げた契約の面積からは、これは外れておりまして、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　よくわかんないんですが、まぁこれ、しょうがないんです。理事者側の意見が全く違うんだから、これは。どうにもならない。（発言する者多し）私どもは、やはり市民の財産ですから正確に答えていただかないと困るんです。

それで、また、委員会としても、市民の財産を処分するんだから現地を、これだって幾つもないんですから、御希望ですけれど、慎重に審議されたと思います。しかし、財産処分については一層、場所ぐらい確認していただきたいと思うんですが、あの辺らしいじゃ、どうも――それは私どもちょっと困るなというような気がします。

次に質問しますが、いま、墓地のお話もおんなじなんですが、たとえば実測して５０平方メートルあったとします、今度。あなたがおととい入れてきたくいをはかってみたら、ね、公図の場所と若干違うかもしれないけれど。近くだから、すぐ出るでしょう。そうすると、２９平方メートルは引いてある。５０と２９の差である２１平方メートル、平さんの墓地をエンタープライズに売っちゃったことになるんだよ。えらいことになる、これ。返しておかなきゃいかん。

全体の面積が減るんです、市の方は。市の方は２９平方メートル引いてあります、公図から。実測から。ところが、これは５０あれば、５０平方メートル引かなきゃいけないんです。これ、めちゃくちゃなんですよ。土地買っちゃったり、お墓買っちゃったり。それで、中に、今度は境界がわからない。それから両方の用地課と総務課と建設部で――総務部と建設部で、この道路の位置が違うんだな、片っ方は買収の外へ出てます、え、建設部は公図的には中へ入ってます、中へ入っている図面がここに出ているわけだ。一体、われわれ議員が審議することが不可能じゃありませんか、それじゃ。

この点、市長、どう思います。私の言ってることは間違っているでしょうか。私は建設委員じゃないから、きょう初めて、もう委員長さんが答弁してくれると思った。だけれど、委員長さんの方じゃまだ審議というか、まあ、ね、その点に行き着くまでの質問については未審議であるというお話ですから。提案者の市長の御説明を求めたい。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　委員会の審議の内容にも触れられて質問がありますので、この公社用地の中におきます公道の測量の仕方につきまして、委員会の中で説明されたことについて、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

用地課長並びに、多分用地課長だったと思いますけれども、あの用地内の道路につきましては、道路を分けて、道路分の外側から、道路を外した形で測量をした、ということでございまして、そういう方法で実測をした、こういうふうに聞いておりますので、先ほど用地課長が、それは中にあっても買ってませんと言われた意味は、そういう説明とのつながりでいきますと、敷地の中にその道はあったといたしましても、道路をよけて実測をしているというふうな説明で、建設委員会は終止論議をしてまいりましたので、そういうふうに理解をして進めてまいりましたことをまず報告をさせていただきまして、市側の見解があれば承りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、道路法上の法理論的知識には余り明るくはないんですが、先ほど、道路の廃止は、管理課長が法的に説明をしましたとおり、起点、終点、それから路線名があればそれで対象になると言っておりますので、そういう処置で提案をしておるわけであります。

その上の現地的な条件については、これはまた廃止に合わせてもちろん整合しなければなりませんが、提案としては、要件は具備してあるというふうに考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は、道路を買っちゃったりお墓を買っちゃっているというような事態が発生もしそうなんだ、これ、お墓も。一体、こういうことをどうお考えになりますか、と聞いたんです。いいです、避けてお通りになられたから。

次に、委員長に聞く。委員長は、道路を避けて測量したと言われた。そうですね。（「そういうふうに説明を受けて、委員会としては……」と呼ぶ者あり）しからば、道路の境界査定をしないで、どうやって道路を避けるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設副委員長。

○建設副委員長（福島敏雄君）　その点まで突っ込んだ議論がありませんものでしたから、その辺につきましては専門家にお答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　御説明申し上げます。この実測図につきましては、５７年１月３０日に測量をしてございます。したがいまして、私どもで建設委員会に御説明申し上げましたにつきましては、この部分につきまして、外して測量をしてございます。

それで、いまの大里３号ーイにつきましても、５７年１月３０日にこれを測量し、これが境界の確定に至ってございませんけれども、この幅員、延長等で外して、これを測量してございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　課長さんに聞きますがね、いいですか、道路を外して測量したとおっしゃる。外すには、境がなきゃ外せないわけでしょう、はっきりしなきゃ。そうですね、おわかりになります。

４３年に測量したものはいいですよ、いまもうなくなっちゃっても、これはもとになりますが。測量してないんだから、それを外すにはどうやって外したのかということになるわけです。

だから私は先ほど申し上げた。土地を買ったのは４月だ。境界査定したのは５７年の１１月だ、これ、大里２号線とイはね、そうでしょう。だからおかしいじゃありませんかといったら、いや、市の職員が行って立ち会ってやっといたんだと。１月に。それで、１１月に東京都の職員がはかったところが、図面どおりでよろしいと認可してくれたと。これで、まぁまぁそういうこともあるのかなと思った。全く一致したと。私は、こんな道路なんていうのは曲がったりしていますから、１ミリも違わなかった測量なんていうのはないだろうと思うけれど、しかし、今度の場合は全然違うんだ。測量してないんだよ、これ。測量してないものをどうやって——道路査定してないわけだ。市の職員、だれも立ち会っていない。それで、その道路を避けましたというんだ、あなたの方は。いいですね。

ところが、この公図は、ちゃんと買収地域内に入っているわけだよ。私どもに対する少なくともこの図面は。だから、避けるなら境界査定をしなきゃ、道路と民地の査定をしなきゃ避けられない。そんなことできるはずがないと思うんだ、私は。（「資料がある」と呼ぶ者あり）いや、それはとってもできないだろう。境がどこにあるかわかんないで、避けてはかりました、それはむちゃだと思うがな。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　お答え申し上げます。この査定方法につきましては、二通

りの査定方法がございます。

一つにつきましては、公図査定というのがございます。というのは、区画整理地域とか、そういうふうな大きい地域につきましては、これは公図査定で実施するというのが、これは一つの査定方法でございます。

そういうふうな査定方法の中で、いまの大里イ号線につきましては、一応現在の公道、いまの公図を現況に落としまして査定する方法もございます。

それで、私ども先ほど御説明申し上げたのは、５７年１月３０日に測量したその方法につきましては、その位置につきましては、そのような測量方法でやったと思います。それでお答え申し上げたんでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そこで聞くんだ。公図ではでたらめだったから、だから実測したんだと、先ほどから説明受けているわけだ。

ところが、いま課長は、これは公図でやりました、こういうことなんだよ。それで、公図は明らかに中に入ってるわけだ。この図面は公図だと思う、私は。公図査定を実測とどうやって合わせる。――合わせることは全く不可能だ、これ。そうでしょう。全部公図ならまだわかる、公図査定なら。どっちか一方をとらなきゃ、面積なんか出るもんじゃない。そうですね。そこのところはちょっと……。

○議長（石坂勝雄君）　用地課長。

○用地課長（土方正作君）　お答え申し上げます。実は、いまの大里３号－イ号線につきましては、大里３号線が査定してございます。この３号線の査定につきましては、これを起点としまして、枝の出る線につきましては、通常、口ということで、言葉的には言われてございますけれども、その方向性に出ているものにつきましては、その幅員をカットしてございます。そういうふうなものは、いまの大里３号線から出てくる大里２号線の、要するに口というのはそういうことで、これが３号線が査定が上がると、この口が、決まったところに表示されるということでございます。

したがいまして、それから先につきましては、多少、公図の違いがあろうけれども、一応の大里３号線というものの査定が完成してますと、それからの口が切ってございますんで、方向線は出てくる、こういうことで、５７年１月の測量時点では、そのような方法で測量されたと

いうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。簾野行雄君。

○10番（簾野行雄君）　私は、この議案につきまして委員会では賛成という態度をとりました。しかしながら、先ほどからいろいろ問題になっております陳情の取り下げの案件でございますけれど、あれが取り下げられない以上、私は反対ということであります。

詳しく申し上げますと、委員会の席上では私もあの陳情の取り下げ、あるいは陳情書面が非公式ではありますが、参考書類として議長から提示されておりましたので、それを参考にして審議したわけでありますけれども、陳情取り下げの文面については疑問が多い。前段では無条件で取り下げ、後段では条件つき、つまり確定してから取り下げます、こういう文章であったわけであります。その辺が非常に疑問でありましたので、再三にわたってその点を確認したわけであります。

そこで、助役の答弁を申し上げますと、事実上確定は終わったんだと。あと、確定については事務的手続が残っているだけで、全然問題はありませんという答弁でありましたので、私は実際問題として確定は終わってないんだけれど、そういう答弁があったので、それではあと問題ないんですねと念を押したんですが、そのとおりですということで、この議案には賛成をしたわけであります。

ところが、いまになってみますと、あの取り下げはないんだ、こういうことになったようであります。私としては非常に困って、迷惑しておるわけであります。その辺、一言助役から説明をお願いしたいということと、この議案については（「委員会で繰り返しやったらどうだ」と呼ぶ者あり）私は関係者から反対陳情が出ている以上、賛成しがたい、このことを意見で申し上げておきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　やはり、建設委員でございませんが、いまいろいろとお聞きしてます。私が頭悪いのか、相手方が頭がよすぎるのか、わかりませんが、とにかくわからない。お墓買っちゃったり、道路買っちゃったり、はかったといったらまだ境界査定もしてない。これじゃ、何のことかちっともわからない。市民の貴重な財産を審議する中で、それは多数決の

横暴ということが許されていい場合と、ない場合がある。こんなにわかんないまま、わかっていないんですよ、だれも。わかんないまま、いいも悪いも決めろということは無理だ。そういう意味で、私は反対であります。きょう決めることは。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　私どもは議案８４号に対しましても、賛成の意を表するわけでございますが、一言、理事者側に要望しておきたいというふうに思うわけですが、いままでいろいろな委員の議員の皆さんから質問がなされました。いま少し、もっと確信に満ちた、きちんとした答弁をしていただきたい。このことを強く要望しておきます。（「そうだ、そのとおりだ」「審議するのにもわかんないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第８４号、市道路線の廃止の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８５号、市道路線の認定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設副委員長（福島敏雄君）　それでは、議案第８５号、市道路線の認定につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、都営多摩平住宅建てかえ事業により、多摩平７８号線を認定するものであります。本委員会では現地調査を実施いたしまして、慎重審議を行いました結果、全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８５号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前２時２４分休憩

午前３時　３分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第６２号、昭和５７年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　一般会計決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

９月１６日の本会議において、議案第６２号、昭和５７年度日野市一般会計決算の認定の件を付託されました。一般会計決算特別委員会は９月３０日、１０月３日、４日の３日間、熱心に審議を行いました。いずれも朝１０時から行い、第１日目は午後８時まで、２日目は午後11時４５分まで、３日目は午後７時半までと、短い休憩時間を含めると３３時間余りの審議でありました。この間、３日間とも欠席する委員は１人もなく、説明者側も含めてほとんどたばこも吸わず、真摯な態度で審議に当たり、御協力いただいたことを委員長として深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、昭和５７年度一般会計決算は、合計で歳入の収入済額２５６億3,９７５万7,３２３円、歳出の支出済額２４５億5,２２４万8,００２円、翌年へ繰り越した差し引き残高は10億8,750万9,３２１円であります。

審議は、歳入全般と歳出の議会費、総務費を二つに区切って第１日目、第２日目は、まず歳出のうち民生費をやり、衛生費、労働費、農業費、商工費を一括し、最後に土木費と消防費をまとめて審議しました。３日目は、教育費に公債費、諸支出金、予備費を一括して行い、総括

質疑を経て採決といたしました。７回の説明、質疑を繰り返したのでありますが、いずれもほとんどの委員から発言があり、市長以下執行部側の答弁がなされています。

歳入について、簡単に御報告いたします。歳入については、各委員から、再質問は除いて約３５件の質疑が行われています。その中で、幾つかを報告しておきます。法人税の超過課税の現状が質問され、書面を含めた回答がなされています。そして、制限税率いっぱい取っているが、１０億円以下の企業は下げるべきではないかの発言がなされています。各基金の預金方法がただされ、利子が非常に低率であるとの指摘がなされました。他への運用が全くない現状から、長期の定期預金にすべきではないかとの発言もありました。

監査意見で、昨年、ことしと引き続き同じことが重複されて指摘されているが、昨年指摘の６点については、執行部としてどう対処したかの質疑が行われました。これに対して、後刻、書類での回答がなされています。それによりますと、1.予算執行における未執行額について、2.決算書と予算書の一体性、統一性について、3.出張手続及び復命について、4.委託費の割高について、5.支出予算科目の適否について、6.予算に対する財政当局の統括力についてでありまして、それぞれについて検討、協議を行い、１年間努力してきたことが示され、今後もさらに十分なる対処をしていく旨が記されています。

滞納整理について、年々その率が悪くなっていることが何人かの委員から指摘されています。

この他、公私の電話料について、超過負担の現状についてなどの多くの発言がなされました。

歳出について、次に報告いたします。歳出全般について、特に当初予算と決算の差の大きいもの、不用額の大きいものが、それぞれの分野で指摘され、その理由が問われています。歳出について一貫した私用、公用の電話についての質問がありました。

議会費、総務費では、約３０件の質問がありました。議会費では、議員の歳費、議長交際費についての発言があり、議長の歳費は助役と同額でいいと思う、１５万都市の歳費、交際費はどうなっているかの質問があり、交際費について近郊市と相談してバランスをとり、遜色のないようなものにしたいと思っているとの答えがありました。

総務費では、一般管理費の不用額が補正額の２倍も、なにゆえ出されたのか。徴税費はほんのわずかしかない、人が足りないのではないか。監査事務局の職員が３人では少な過ぎるのではないか、あるいは施設の投票について、庁用車は何年使用するのか、古くて大丈夫なのか、ギャラリーを改善すべきではないかなどについての質疑がなされました。

２日目の民生費でも、多くの質問が出ています。約６０件の質問でありました。敬老大会は参加者が少ない、この慢性化を打破すべきだ、理美容券の追跡調査をやるべきではないか、国民年金加入者が減少しているのはなぜなのか、結婚相談の成果はどうか、婦人センターの利用状況、登録団体は、チェアーバスの利用状況は、生活つなぎ資金やサラ金対策はいかになされているか、黄色いハンカチの利用状況は、条例に決めてない補助金はどうやって決定しているのかなどなど、多くの質疑がなされ、それぞれ答弁がなされております。

衛生費、労働費、農業費、商工費を一括してやりましたが、ここでの質問は３５件でありました。ここでは、ごみの問題が多く出されています。そのほか、商工会への補助金、健康診断などの質問がありました。

次に、土木費、消防費については、２２件の質問がありました。清流監視員の状況、消防詰所整備の対応、特定財源の歳入超過について、受水槽水質検査についてなどの質疑が行われております。

最後に、教育費と、これに公債費、諸支出金、予備費を加え、一括して審議いたしました。質問は、再質問は別として４３件ありました。公債費比率が１３.１％と他市よりも多いのは何ゆえか、奨学金の所得制限など、その実情について、私立中学通学者などへの助成は考えないか、図書館の購入図書と駐車場について、準用保護給食費集金のその後はどうなっているか、幼稚園の公私の格差にいかに対応したか、中央公園の住居跡の財源が都住宅公社の半分の負担の理由は、などの質問がなされています。

一通りの歳入歳出の質疑を終わり、最後に総括質問を行い、約３０件の質疑がなされました。赤電話の１通話1.5円の収入はどうなっているのか、目的歳入超過で２８億円のうち、投資的経費は７億円内、１５％は都市計画、下水道に充てるべきだ、し尿処理の市民の負担の公平性はどうなのか、人勧凍結は影響が大きい、昭和５８年度は賃上げを実施していただきたい、手話通訳についての現状は、などの質問がなされております。

すべての質疑を終了し、意見は従来と同じように、各会派の代表による形で本会議で発表することにして、採決に入ることになりましたが、採決の前に、採決のためにどうしても必要な意見を出していただきました。１委員より、次の３点により決算の認定に反対の意見が述べられました。

１点として、高幡福祉センターの違法建築に対する取り壊し代２００万円がある、違法な支

出を出すことは認められない。

２点目として、特定財源として根川の改修を対象に9,８００万円以上歳入に入っている。ところが、歳出では９００万円ぐらいしか使っていない。これは一種の詐欺行為だ、認められない。

３点目として、昭和５６年度の監査で指摘されたことが、この決算でも同じように執行されていないことがある。

以上のような意見が述べられ、採決に入りました。昭和５７年度一般会計決算の認定に賛成する者１２、反対１で、認定と決しました。

以上、報告いたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま、委員長が言われましたが、９千何百万円の歳入があって、それに見合う支出が９００万円とおっしゃったんですよ。（「9,０００万円と言いませんでしたか」と呼ぶ者あり）ええ。間違いじゃないかと思うんですが、違いますか。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　古谷議員のおっしゃるように、９００万円と言ったとしたら、9,０００万円の間違いですので訂正いたします。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　いま、委員長の報告の中で、公立幼稚園、それから私立幼稚園の格差の是正について、委員の間で意見が出されたという御報告がありました。

５７年度の本決算によりますと、予算はほぼ適切に、予算額に近い形で執行されておりますので、この予算の執行に関しては別段問題はないと思うんですが、かねがね言われている私立、そして公立の幼稚園に子供さんを出しておられる父母にかかる負担、また、日野市の予算からそれぞれ公立幼稚園、そして私立の幼稚園にどのくらいの予算が出されているだろうかということを見てみますと、かなりのまだ格差があるわけであります。そして、去年の１月にも「私立幼稚園の母の会」という団体の主催だったと思いますが、七生公会堂で格差是正のための集会が開かれました。

こういうことを受けて、市でも、また東京都でも、できるだけその格差をなくすということで、いろいろ施策がとられてきているところでありますが、具体的に決算委員会の中でどのような意見が出されたか、まずその点をひとつお聞かせいただいて、ちょっと参考にさせていただきたいと思いますので、委員長にお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（一ノ瀬　隆君）　予算委員会の中で、先ほど申し上げましたように、幼稚園の私立と公立との格差についての質問がありました。

これに対して、教育長からの答弁がなされております。質問という形で、特に意見ということはなかったと思っております。さらに格差を縮めるよう努力するというような意見はあったかもしれませんけれど、それ以上の意見はなく、質問という形で教育長が答弁していたと思います。

教育長の答弁は、格差をなくすために努力してきたし、昭和５７年度に至ってその努力があらわれ、相当の効果が上がっている。数字で示すならば、幼稚園費３億7,３７８万余でありますけれども、たしかそのうち１億7,４４０万余を私立幼稚園に補助という形で出しており、この数字から見れば相当の私立への対策も立てているということが報告されております。

ただ、これに対して、当委員会に出席しておりました議長より、教育長の意見に対して反論する姿勢が見られました。それに対しての教育長の答弁は、そのときになかったので、必要ならば、きょうここで教育長からも委員長の答弁に加えて説明していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。決算委員会の中で、いま委員長の方から御報告がございましたように、幼稚園費総額が３億7,３７８万余円、その中から私立幼稚園の主として父母負担の軽減という方向で、１億7,４４１万余円が支出されております。

その１億7,４４１万余を差し引きますと、公立幼稚園そのものが５７年度に決算で使っております金額は、１億9,９３６万余円ということで、決算の数字の上ではほぼ公立並びに私立の予算の執行は均衡しているのではないか、こういうようにお答えしたんですが、議長の方から再質問というような形で問題提起がございまして、現在の公立並びに私立の園児数、これが公立と比較しますと非常に、３倍以上私立の幼稚園児の園児数が多い、そういうような状況の中でこの問題を見ますと、確かに公立の幼稚園の場合には、５７年度には６０８名の園児という状況でございますので、施設整備関係を除きますと、園児１人頭２７万余円の支出を行っていると。

ところが、私立の場合につきましては、これは未認可の幼稚園児も含めまして計算いたしますと、６万5,０００円余の支出ということでございますので、約2.5倍ほどの金額が、公立の方には支給されている。と申しますのは、実は、この２７万5,０００円余の中から、歳入の方で１ヵ月6,０００円という形で保育料を徴収しておりますので、７万2,０００円ほど父母が負担しておりますから、園児１人頭の支出２７万5,０００円から７万2,０００円の歳入分の保育料を差し引きますと、実質的に市の方で公立の幼稚園児に援助をしていくというか、支出している金額が２０万3,０００円余というような金額になりますから、６万5,０００円と比較しますと、約2.5倍から３倍ぐらい公立の幼稚園児のために支出している金額が多い、こういうことが言えるわけです。

ただ、実際的には、公立並びに私立の運営方法というのはいろいろ異なっておりますので、単純に比較するということはなかなかむずかしい面もあるわけでございますけれど、決算の上で出てきている数字では、いま申し上げたような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　大体どの程度開きがあるかということは、いまの教育長のお話でよくわかったんです。公立の方には、５７年度の決算で、公立は６園でございますから、先ほど教育長が言われた１億9,９３６万4,０００円、これを６園で割りますと、１園当たり公立の場合は3,３２２万7,０００円、ところが私立の場合は、総決算額であります１億7,４４１万7,０００円、これを１３園、日野市には私立の幼稚園、未認可も含めてございますので、この幼稚園の数で割りますと、1,３４１万7,０００円、１園当たりの市の予算の使い方、これに大体３倍の開きがあるわけであります。年々、是正をされつつあるとはいえ、これだけ１園当たりの、一つの園に対して出される支出にも格差がある。

そして、１人当たりの経費についても、いま教育長おっしゃったとおりであります。約３倍の開きがあるということで、なかなかこの差が縮まらないわけであります。日野の幼稚園で公立に行く人、私立に行く人、ともに同じように税金を納めているにもかかわらず、この開きが厳然として存在をするということについては、やはり市長の思い切った措置がない限りは、来年度においてもこの開きというのは、恐らく縮まらないのではないかと思うわけであります。できるだけ公私間の格差をなくす、これは私立幼稚園に行っている園児を抱える父母たちの切実な願いであります。

そして、私立幼稚園には、はるかに公立を上回る2,６００人以上の園児が、昭和５７年度には通っていたわけでありますので、これが公立に比べてはるかに多い人たちが現にいらっしゃる。その人たちが同じように市に税金を納めながら、父母の教育の負担にこれだけの格差がある。

市長の今後の取り組みについて、一つの決意が、もし、何かお聞かせいただければありがたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の過去の人口が急増した時代、特に多摩平の住宅団地等ができた、まぁ、幼児教育の需要に応じて公立幼稚園を持ったということがきっかけになり、いわゆる私立の幼稚園に依存をせざるを得ない一面がありながら、また公立を持つということで、公私格差という言われ方が発生しております。

いろんな意味で、園にはそれぞれ特長もあることでありますから、公私の関係にも父母負担におきましては、なるべく均てん化するという方向に都の施策、あるいは市の施策において、日野市は恐らく最高の水準に到達していると思っております。

なお、今後、むしろ園の経営にも直接の努力をすることによって、格差の是正ということに努力をする余地あり、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　これは一つの、来年度のことになりますので、重ねてお聞きするのは控えたいと思いますが、父母の負担ということは、保育料についてもまだかなりあるわけなんですね。年間で、計算をしてみますと公立と私立の場合、４万円以上の開きがまだ父母の負担についてもある。市の予算の使われ方を見ても、先ほど申し上げましたようにかなりの、１園当たりの市からの補助、援助についても差があるということで、いま市長は、いろいろ、高い水準には到達しつつあるというようなことをおっしゃったんですが、現にこれらの格差がまだあるわけですので、ひとつ子供たちを預けている親の気持ちになっていただきまして、正しい幼児教育がさらに発展をするようにお願いをしたいと思います。

それで、私、もう一つつけ加えて申し上げておきたいと思うんですが、これをお聞きしましたのは、今回１０月１日の広報を見ました。これに、市立幼稚園で園児募集ということで、大きく出ております。この記事の中で、公立幼稚園、そして私立の幼稚園についても園児を募集

しておりますということで、紹介が出ているんですが、ささいなことかもわかりませんが、この記事を見ましても、活字が私立幼稚園の場合、うんと小さいんですよ、公立幼稚園に比べて。ですから、何でもないことかもわかりませんが、市の予算の使われ方にも差がある。こういう記事を編集して、市民の方にアピール――広報する場合、それでもこういう原稿に、ちょっとしたことなんでしょうが、配慮が欠けていると思います。一層の取り組みをお願いしておきたいと思います。結構です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について、御意見があれば承ります。古谷太郎君。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　決算の認定について、反対の立場から申し上げたいと思います。もちろん決算というのは、認定されてもされなくても、別にどうということはないわけであります。ただ、議会の仕事として、やはり疑問に思われる点は指摘しなきゃならない。間違いは正さなければならない。こういうふうなことが地方自治法９６条に明らかに規定されております。

そこで、私は、いわゆる決算の中でおかしいなと思われる点の一、二を申し上げ、その点について今後とも正していただきたいということで、記録にとどめたいと思うのであります。たくさんの例を出すことは、時間の都合もございますので、本日のところは避けておきたいと思います。

それで、まず、私どもが一番大事に考えなきゃならないのは、歳入であります。一般の家庭においても、月給が幾らか、そのお金が他の収入は幾ら入るか、ということが、まず前提になるわけであります。しかも、そのお金がどういう性質のお金であるか、それで、それはどういうことに使えるか、ということが大事であります。

とかく、議会というのは、使う方には熱心ですが、入る方には無関心な場合が多いのであります。これは大変な大きな過ちであります。日野市において一番いま困っているのは、公共下水道であります。家庭の雑排水、あるいはまた、簡易水洗便所の排出、これを流す場所がないのであります。いわゆる都市計画費であります。

それからもう一つは、道路であります。まず、日本じゅうの都市を私ども視察して歩いて、

日野ほど公共下水道のないところはない、１５万都市で。日野ほど都市計画道路の整備されていない市は、ありません。

そういう面で、まずこの２点について考えてみたいと思うのであります。たとえば、道路や橋を設計したり、あるいはまた、道路の用地を買ったりするための費用、あるいは道路を新しくつくったり、広げたりするための、あるいはまた舗装したり、側溝をつくったりするための費用、これらはすべて道路橋梁費ということで、予算科目で支出されております。それで、これらに使わなきゃならない歳入も、たくさんあるわけであります。

昭和５７年度の一般会計の決算では、道路橋梁費は６億9,２１５万3,２１５円であります。約７億円。この中には、土木課の職員２２名分の給料、あるいはまた、道路管理課の職員の給料、道路関係の職員は、半数以上おります。こういう３０名近い職員の給料がこの中に入っているわけ――３０名以上です。

あるいはまた、街路の街灯の電気代、あるいは町へ敷く砂利の費用とか、こういう（道路図面）使われている紙の代金が入っております。この６億9,０００万円の中で、給料として支払われている金額は、１億7,２３１万7,０００円であります。

また、昭和５７年度ですね、それで実際に道路等に使われた中で、もっと広く解釈して橋梁まで入れる、あるいは交通安全対策の費用まで入れる、そういう費用まで全部入れたとしても、７億８１万円であります。

だから、こういうふうなことを勘案しますと、この費用の財源を見直してみる必要があるわけです。道路や橋梁に対する歳入財源を決算の中から調べてみました。道路に関する費用に充当する目的は、国税――国の税金として二つあります。地方道路譲与税、自動車重量譲与税であります。これはガソリンとか、あるいはまた自動車の大きさに対応して、自動車の大きさによって税金が違います。こういうことで、国が徴収したものの中から道路に使ってほしいと市町村に分けられる費用であります。

また、東京都からは、道路予算のために、自動車取得税が日野市へ歳入されております。

この三つの法律によって徴収された税金は、すべて道路関係に使わなきゃなりません。また、交通安全の反則金も同様であります。日野市にも、市の延長とか面積において、国からこの交通違反のお金が配分されております。また、道路維持費、ガス会社や電気会社から取っている道路の使用料、これもまた道路に使わなきゃなりません。

それで、これを５７年度の決算の中から調べてみました。国から来るところの地方道路譲与税及び自動車重量譲与税交付金、交通安全対策特別交付金、道路整備債――起債であります、これを見ますと、地方道路譲与税交付金は7,７７８万1,０００円、自動車重量譲与税交付金が１億６０３万2,０００円、交通安全対策特別交付金が1,５４９万9,０００円、　道路整備債9,７９０万円、国からだけ道路に使ってくれと日野市に入っているお金は、２億9,７２１万2,０００円であります。約３億円。

東京都からも来ております。東京都からの道路橋梁関係の補助金、交付金を見ますと、まず第１に、自動車取得税交付金２億7,１５７万5,０００円、東京都土木補助金及び交付金道路分７１５万6,０００円。合わせまして、東京都からは２億7,８７３万1,０００円が、道路に使えといって日野市に入ってきております。

このほかに、ガス会社あるいはまた電気会社等から、道路の使用料として日野市に1,９３７万8,０００円入っております。

中央高速道路公団から道路の整備費として2,000万円、その他、土木証明手数料1万8,000円、これらは合計しますと、日野市の窓口へ直に入っている金は3,９３９万6,０００円であります。

そのほかに、日野市へは競艇の収益金が道路分として3,０００万円入っております。

また、競輪の収益金が配分されて7,０００万円、道路分として入っております。

そのほかに、公共施設の寄付金、公共施設基金という名称を使っておりますが、　寄付金が5,４５５万3,０００円使われております。

これらを総計しますと、いま申し上げましたように、国から約３億円近いお金、東京都も２億7,０００万、約３億円近い、道路に使えと入っております。全部これを合わせますと、道路に使わなきゃならない費用は７億6,９８９万2,０００円であります。日野市の、先ほど申し上げましたように、交通安全対策費や街灯の電気代、市の職員の給料、それらを全部含めても７億８１万5,０００円しか使っていないのであります。はっきり言えば、道路に使わなきゃならない費用、約7,０００万円を使っていないという数字が、ここに明らかになってくるのであります。

すなわち、歳入超過額は、はっきり言って道路に使わなきゃいけないといって入っていくお金のうち、6,９０７万は、この決算の中では道路橋梁費のどこを見ても見出せません。われわ

れの納めている市民税も、会社の納めている法人税も、固定資産税も、都市計画税も、１円も使われていないのであります。少なくともこのような歳入、収入に対する支出のやり方は、非常に悲しいかな違法的であります。本来の趣旨に従っていないということが言えます。

また、一つ申し上げます。先ほども決算委員長が言っていました。これは根川の川の改修であります。日野市は、雨が降るとこの低い部分は川があふれるのであります。河川の改修はどんどん進めなきゃならない。それで、根川の改修費を見ますと、根川の改修の事業は、支出が9,０４４万7,０００円であります。

ところが、この根川の改修をするために、よそから入ってきたお金、これが幾らあるかを、この決算書で調べてみました。いいですか、国からの補助金が1,３８０万円であります。東京都からの根川を改修してくれという補助金が８２８万円、根川の改修にお使いなさいといって大蔵省が出してくれた土木債は6,１４０万円、競輪の事業から根川の改修に使ってくれとして出された金が1,５００万円、合計しますと9,８４８万円であります。先ほど申し上げましたとおり、根川の川の改修に9,８００万円入ってきた、市民の税金は１円も使われてない。だから８０３万円というのは、使ってないんです。ほかへ使っちゃった。私は、だからこれは詐欺じゃないかといってるんです。これだけかかりましたと出すんです。ところが、そのお金はもらった。もらったけれども、使ってない。これは、おかしな話じゃありませんか。だから、私はおかしいといっているんです。なぜ道路事業ができないか。全くおかしいんです。市長がつくろうとしないからだ。

先日も、仲田小学校の道路の話で、道路をつくらなきゃ小学校の入り口がない。地主が７名ですか、おられる。その地主さん方を、土地を売ってくれと、小学校へ入る道をつくるんだ、一度も市長は行ってない。われわれがお願いに上がっている。ＰＴＡだとか、地元の市会議員が地主さんを説得するわけだ。行けば、譲ってくれる。みごとにできるじゃありませんか、りっぱな道路が。小学校をぐるっと取り巻いている。道路をつくるには、土地がなきゃできないんです。放っときゃ、できません。その努力を何らしていない。だから７億7,０００万も入ってくる道路に使えというお金が、７億円しか消化できない結果になるわけです。市民は、この税金を使って道路をよくしてもらいたい。

公共下水道もそうであります。都市計画税、９億数千万円納めています。都市計画に使っていい市民の税金、都市計画税、たくさんある。しかし、それは都市計画税と、あと特定財源、

国や東京都、競輪や競馬、大蔵省から来ている金が１９億円ある。これも都市計画に全部は使っていない。だからこそできない。

私は、日野市民が公共下水道をつくってもらいたいと、一番要求しているんだ、いま。排水路がない。道路もよくしてくれといってるんだ、２番目には。だけれども、そのためにお金は国や東京都は、じゃんじゃん入れてくれている。肝心の日野市が使わない。それが決算に明らかに出ているのであります。これは詐欺的行為である。市民に対する裏切りであり、東京都や国に対する裏切りでもあります。だから、私はまず第１点として、この点でこの決算には賛成できかねるわけです。

第２の問題、違法建築をやった。東京都から取り壊し命令を受けた。みずからの違法行為は、みずから補わなきゃいけない。自分で払うべきです、この２００万円は。それを、われわれの税金で違法建築の取り壊しを払っている。そんな間違いのために税金を払っている人がおりましょうか。だから私は払っちゃいけないと言ってるんです。おかしい。

きょうは幾つも言いたいんですが、せっかくいろいろ資料を持ってきたけれども、時間が遅くなりましたのでこの程度にしておきますけれども、さらに大事なことは、先ほども委員長から報告があったとおり、５６年度の決算で指摘された六つの事項、それをまた同じ三つで、じゃなくて半分は、ことしもまた指摘されている、５７年度も。監査委員会の指摘。指摘されたことは直さなきゃいけない。指摘された事項というのは、出張しても、出張しているんだかしていないんだかわからない。報告書が出ていない。帳簿を出してきた、この帳簿の数字が合わない。また書き直した。ちゃんと書いてあるんだ、そこに。監査委員会の報告、指摘事項に。そんな簡単なことを、どうして直せないんだろうと思う。こういうふうなことで市民の税金が、何だかわけのわかんないことに使われることになっちゃう。

しかも、税金が残っちゃった。数十億円を貯金している。これもおかしな話だ。市民は貯金するために、銀行のために税金を払っているんじゃないんです。道路を直したり、学校をよくしたり、下水道をつくることによって税金への報いが行われるんだ。６２億円もの貯金があるからいいんだというんじゃないんだ。

この点を指摘して、決算に対する反対意見といたします。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　　籏野行雄君。

〔１０番議員登壇〕

○10番（籏野行雄君）　　新生会を代表しまして、５７年度の一般会計の認定に消極的にまず賛成しましょうという立場で、意見を申し述べたいと思います。

自治省の行政指導等の実例、あるいは指導によりますと、決算についてどの辺を注意すべきかというようなことが言われているわけであります。

まず、出納計算が正確であるかどうか、これが第１点であります。

第２点目は、予算どおり執行がされているかどうか、こういうことであります。

第３点は、いま古谷議員が指摘されたような問題、つまり、違法な行政行為がなされていないか、あるいは不当な支出はないか、こういう点をポイントにして認定に注意すべきだ、こういうふうなことが言われております。

まず、第１点の、出納計算が正確かどうかということは、まず正確であろうと私は認定いたします。

第３点の、違法な行政行為がなされたかどうか、あるいは不当支出がないかということは、確かにいま古谷議員の指摘のような問題もあるわけですが、まずがまんしまして、この点もまずまずということにしたいと思います。

第２点の、予算どおりに執行をされているかどうかという問題でありますけれども、この点についてちょっと申し上げてみますと、決算によりますと、予算現額が収入、これは支出ともちろん共通でありますけれども、２５３億６８３万1,０００円ということであります。収入済額を見ますと、２５６億3,９７５万7,３２３円、その差額は３億3,２９２万6,３２３円、これは昨年度の自然増収だと見ていいわけであります。

支出について見ますと、支出済額が２４５億5,２２４万8,002円で、その差額は7億5,458万2,９９８円ということになります。

合計繰越額は、１０億8,７５０万9,３２１円ということになります。この支出差が3億3,000については問題はないわけでありますけれども、この支出差７億五千なにがしについては検討を要する点があるのではないかと思います。

この内訳を見てみますと、つまり未執行額の内訳ですが、人勧がらみ、つまり人件費についての未執行額が３億1,２００万だそうであります。これは、まずまずやむを得ないということで、あとどういうことが未執行額について主な点があるかといいますと、交通安全関係、つまり道路費ですね。これについて約6,８００万の未執行額があるわけです。この原因は何かとい

うと、用地買収ができなかったということだそうであります。まさに、ただいま古谷議員が指摘されたとおりであります。道路橋梁費が非常に少ないということに加えて、こういう行政努力が足らないんではないかと私は判断せざるを得ないわけであります。

次に、公債費関係、つき合いでありませんで、公債の方です。これが9,７００万ばかしの執行残があります。これについては、最初申し上げましたように、３億3,０００万も自然増収があったということで、財政のやりくりが当初よりもうまくいった、つまり一時借入金が少なかった。この支払い利子が少なかったということだそうであります。これについても、私は異議は差し挟みません。

あとは、主なものは清掃部関係が5,０００万円の執行残であるそうであります。この辺については、これは予算の見方が甘かったのかどうか、その辺は私、大変疑問に思いますが、内容をよく検討する余裕がありませんでしたので、指摘するにとどめておきます。

この差額の７億5,０００万については、大体以上のようなわけであります。企業と違いまして、何も残金を残すことが、財政では目的でないわけであります。余り残金が多いということは、財政の見通しなり運営がまずかったんではないか、こういうことも言えるわけです。その辺を今後とも指摘しますので注意していただきたい、こう思うわけであります。

いま一つ重大な問題は、幼児教育センターの問題があります。御承知のとおり、この幼児教育センターにつきましては、当初予算で工事費１億5,１２０万、これに設計費その他が1,２３０万ありまして、総計１億6,３５０万の予算がかけられているわけであります。これが全然執行されない。３月補正で全額削られているわけであります。これは行政的な問題でもありますし、財政運営からいっても非常に不適切な処置であると思うわけであります。このことを強く指摘しておきます。

次に、幾つかの点につきまして今後の、５８年度の予算の執行、あるいは来年度の予算の編成につきまして、参考にしていただきたいと思います。私、たびたび繰り返して申し上げるんですが、このような日野市のような自己財源が豊富な市で、公債費が非常に多いということは、何としても理解できないわけであります。公債費比率、昨年の１３.１％ですか、から比べますと、本年は１１.８％だそうです。1.３％ばかり向上したわけでありますけれども、よく、公債費比率が１０％以上は警戒ラインだ、２０％までいくと危険ラインだ、こういうふうに言われております。このような自己財源の豊富な都市で、警戒ライン以上の数字を出しているという

ことは、どう見ても私は納得できないわけであります。これを他の都市に比べてみましても、８％からとかいう数字が多いわけであります。時間がありませんので、その点は申し上げませんけれども……。

また、公債残が５７年末、約２００億あるわけです。これも一般質問で申し上げたとおり、立川、武蔵野、三鷹、小平、あるいは府中、調布のほぼ同じような市に比べましても、非常に多いわけであります。この辺、私は財政運営がまずくてこのような結果を生んだんではないか、こう判断せざるを得ないわけであります。

いま一つ、古谷議員も指摘されましたけれども、基金の運用についてであります。いろいろの基金を合わせますと、５７年末の合計は６１億だそうでございます。書類を検討しまして、私、その利率を計算してみたんですが、３％台のところが実際多いわけであります。私は余り貯金がないんで、一体定期の利率は幾らかということは、余りよく知らないんですが、これをはるかに実際は上回っておるわけです。どうしてこうなったかと収入役に質問したところ、不時のときにこれを利用するんだというような答弁でございましたけれども、さらに確認しました。では、そのように利用したケースがあるのか、と質問しましたところ、ことしも昨年もありませんでした、こういう答弁が返ってきたわけであります。恐らくそういうケースは、将来ともそんなにないわけでありまして、もし、あるとしても、一時借入金で十分しのげるわけであります。ぜひとも、もっと効率的な、基金の運営についても、運用を心がけていただきたいと思います。

財務運用比率という数字があるわけですが、照会しましたところ、日野では0.３という数字が出ているわけです。これは余りいい数字でないわけです。恐らく全国の市と比較してみましても、中の上ぐらいの位置にあるのではないかと思うわけです。非常に利息で、企業も同じですが、これから利息で稼ごうというような傾向もあるわけです。財政も、そういうふうな運営をぜひこれからは心がけていただきたい、こう思います。

さっき申しました公債費比率ですか、これを、数字も向上しましたし、経常収支比率もことしは、５７年決算では７３.７％ですか、昨年は７８％なにがしですから、非常に向上しているわけであります。この点は、別に財政努力がどうのこうのというわけでなくて、与えられた条件がよかった、こういう結果であろうかと思います。

さらに立ち至って、これは監査報告書でも述べられているわけですが、消費的経費あるいは

投資的経費、このパーセンテージがどうなっているかと。それで、監査報告によりますと、消費的経費が５７.７５％だそうであります。全国平均の数字は４２.８５％という数字が出ております。これから思うと、日野市では消費的経費が非常に多いということが言えると思います。

投資的経費ですが、これが１９.９１％という数字が出ております。これは逆に、非常に他市と比べて少ないわけであります。普通建設費と言いかえてみましても、恐らく他市の６０％か７０％くらいしか使われていないんだ、と私は判断せざるを得ないんです。この辺は、まだ他市の決算が私なりの手元にありませんので、何とも言えませんが、同じ傾向ではないかと判断せざるを得ないわけです。

古谷議員が、下水道、あるいは街路費、道路費に非常に日野の支出が少ないということを申されましたけれど、確かにそのとおりなんです。これは昨年の資料ですが、都市計画費の中の街路費と、土木費の中の道路費を含めまして、一番これは他市と比較しやすいんですけれども、日野市は１人当たり４千三百何がしの支出しかされてないわけです。　全国では、実に１万4,２０５円の支出がされているわけです。２６市でも１万1,３３２円ですから、これは５６年度決算の数字ですが、２６市の３８％です、道路費、街路費がですね。全国比のたった３０％という数字なんです。この傾向は、そんなにことしも変わっていないと、私は判断するわけであります。以上のことを強く指摘しておきます。

よく言われることですが、経済も低成長時代に入って、自然増収はいままでのようなわけにはいかない。ことに注意すべきなのは、日野は市税収入のうち法人税収入が非常に多いということです。ということは、法人税収入というのは、経済状態が変わってくると非常に変化が多い、不安定だということであります。個人の市民税収入は、たしか全国で２６位だと思いましたが、これは法人税収入に比べて非常に安定しているわけです。そう将来も心配ないと思いますが、この法人税という不安定な要素を抱えているわけであります。

一方、よく価値感の多様化ということが言われております。行政需要も非常に複雑になってまいります。これに対応するためには、徹底的な合理的、効率的な財政運営が望まれるわけです。交付税を国からよけいもらいたい、あるいは国の援助を欲しい、こういう要請はなされているわけですが、これはないものねだりでありまして、将来、見込みが余りないわけであります。ということは、国でも１００兆円何がしの公債があるわけであります。なにか聞くところによると、国、地方を合わせると約１６０兆円の公債残だそうであります。われわれにはちょ

っと理解できない数字ですが、公債費が１時間当たり１３億円必要だ、こういうふうなことが言われているわけであります。

過去の地方財政の危機に際しては、交付税の増額で乗り越えてきたわけでありますが、これからはそういうことはそんなに期待できないわけであります。企業は、この１０年の第１次、第２次石油ショックを、骨身を削るような減量経営でしのいできたわけであります。ぜひこれを見習って、将来の財政運営に生かしていただきたい、このことを要望いたしまして、意見といたします。

○議長（石坂勝雄君）　　鈴木美奈子君。

〔１３番議員登壇〕

○13番（鈴木美奈子君）　　日本共産党市議団を代表いたしまして、昭和５７年度一般会計決算を認定する立場から意見を申し上げます。

５７年度は、皆様も御存じのように、臨調答申が出されました。それによって政府は、保育所、小中学校整備、消防、防災施設など、住民生活に大きな影響を与える一番必要なものを大幅に削り、自立自助、これを強調いたしました。そして、福祉教育の切り下げ、有料化を一層推し進めてきた年でもございました。

日野市の５７年度の施政方針の表明の中でも、政府が一般歳出の削減を図り、防衛予算関係の大幅の伸びに触れ、行政改革の名のもとに福祉を初め、弱者に対するしわ寄せを容認できないと述べ、この中で五つの基本政策を重点に施策の前進を図る決意が述べられております。

これらを踏まえ、まず歳出の中では、総務費では、日野市は核兵器廃絶平和都市宣言の町でございますが、啓発塔５本分が組まれ、市庁舎を初め豊田駅、また日野駅など５カ所に看板が立てられ、これは非常に意義深いものがあるというふうに考えております。

また、要望の強かった市民会館の建設実施設計費、スポーツ公園となる蚕糸試験場の日野桑園跡地測量など、次への施策の大きな展望が見られました。

民生費では、老人憩いの家、身障福祉施設の基本設計料なども組まれ、また、三沢児童館の建設など、弱い立場の人々を守る施策が前進いたしました。また、５７年度初めてつくられましたコミュニティー費の中での婦人活動推進費は、婦人問題懇談会もつくられ、委員も任命され、婦人センターの開設とともに婦人の地位の向上を目指す活動の広がりもでき、婦人の施策に大きな貢献を果たしてまいりました。

衛生費では、清掃施設整備事業として、浄化槽汚泥処理施設の新設、し尿三次処理施設など、新設した点も評価できるわけでございます。

商工費では、中小企業事業資金融資あっせんなど、身障者のための開業資金の貸付制度も新たに新設され、また、業者とともにこうした方たちが不況にあえぐ中で、救済の手が差し伸べられております。

土木費では、市内の四つの駅、高幡不動や日野駅などでの自転車の整備事業が進められ、歩道、車道などに多くありました自転車が取り除かれております。

また、河川整備では、根川の改修外１１件の改修も進められました。（「谷治川どうした」と呼ぶ者あり）

教育費では、仲田小学校の用地買収、大坂上中学校の増設並びに食堂方式によります給食の実施、そしてその施設の市民への開放など、市民からも大きな評価が寄せられております。後に続く二中、三中、四中の給食の早期実現を望むものでございます。

次に、要望を申し上げますが、一つには、幼児教育センターの予算が、もろもろの事情のもとにカットされました。しかし、事業を縮小しても内容の充実した研究をしていただきたいと思います。

二つ目には、これから建てられます身障福祉施設の建設については、日野市で初めての本格的な施設でございますので、十分障害者団体とも話し合い、障害者の希望を取り入れた施設を建設していただきたい。

三つ目には、身障者が利用できる中小企業事業資金融資あっせん、残念ながら５７年度は１件でございました。もっとこの利用率を高める努力をしていただきたい。

四つ目には、交通安全対策費では不用額がかなり出ておりますが、危険な個所などもたくさん見受けられる中で、これらの予算を使い、市民の安全のために取り組んでいただきたい。

五つ目には、自転車駐車場については、駅周辺からの自転車放置を禁止するだけではなく、市が責任を持って駐車場をつくることをさらに積極的に進め、特に豊田駅北口などについては住宅の多い地域でもございますので、早期にこの開設のために取り組んでいただきたい。

以上、述べてまいりましたが、革新市政を前進させるためには、さまざまな革新市政への妨害が政府からも、また、いろんなところからも来ておりますが、勇気を持って清潔、公正、そして民主的で効率的な行政を一層進めていただくことを要望いたしまして、日本共産党市議団

を代表しての意見を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

〔７番議員登壇〕

○７番（馬場繁夫君）　公明党を代表しまして、昭和５７年度一般会計決算に対して、認定の意見を申し上げたいと思います。

昭和５７年度の主な施策といたしましては、根川改修事業、桑園跡地に建設を予定しております仮称仲田公園の実施設計、黒川公園湧水池の整備、さらに駅周辺の自転車対策等があります。

清掃関係では、浄化汚泥処理施設の建設及び三次処理施設の建設。

さらに、小中学校の関係では、第七小学校の増築、大坂上中学校の増築、並びに給食室の新築、さらに仮称第二十小学校用地の買収、また、市民会館の実施設計。

福祉関係では、障害者の福祉施設及び老人憩いの家の計画が組んでいるわけであります。

さらに、防火対策の強化を図るための耐震用貯水槽の整備、防災行政無線の設置が進んでおります。

昭和５７年度予算は、厳しい経済情勢の中で市民生活を守る立場で、市民本位の市政推進のために成果を挙げたものと評価するものであります。今後、さらに住みよい町づくりと市民要望にこたえるため、何点かの意見を述べさせていただきたいと思います。

歳入面では、法人市民税は順調な伸びを示しておりますが、このような不況下で、強い企業でもなお同様な好調が続くという保証はありません。その意味からも、市財政の確立と財源確保に一層の努力を願うものであります。

次に、未執行並びに不用額の問題について述べたいと思います。確かに不用額につきまして、行政担当の努力による行政の成果として位置づけられるものもありますが、決算委員会で各委員から具体的に指摘のありました、今後の課題として残された問題があります。さらに、当初予算で計上されながら未執行であったり、年度途中で増額補正しながら未執行で、減額補正したものが指摘されております。そこで、予算計上のあり方、並びに予算執行のあり方に対して、なお一層の担当官の研さんを願うものであります。

次に、予算の流用について述べたいと思います。確かに財政法上、流用の制度は認められているところでありますが、安易な流用は避けた方が望ましいと考えられます。監査報告書で、

予算の流用は４２件、2,１０８万3,０００円、前年度の３３件1,１４９万に比較して、件数で９件、金額でも９５９万3,０００円の増加となっているところであります。この増加現象は好ましいこととは言えないと考えられます。特に監査で指摘されているように、流用事務手続につきましては、おおむね適正に行われているとの、おおむねの表現の事実を厳粛に受けとめていただきたいと思います。

最後に、ディケア事業の実施に見るように、今後とも高齢化社会に向けての積極的施策と都市基盤整備、特に下水道事業計画の財政裏づけの見直し作業を積極的に進め、調和のある財政運営を進めていただきたい。

以上、認定する立場で意見を述べさせていただきました。

○議長（石坂勝雄君）　大柄　保君。

〔２５番議員登壇〕

○25番（大柄　保君）　御苦労さんでございます。市民クラブであります。

昭和５７年度の一般会計歳入歳出決算を認定する立場で、意見を簡単でございますが、述べさせていただきます。

昭和５７年度一般会計決算書を見るに当たりまして、歳入においては国、都の支出並びに補助金等においても少ない中で、市民生活に必要な施策を１５万市民のために行ってもらったことを感謝すると同時に、今後の市民の健康で文化的な生活に必要な要望を、数点申し上げておきたいと思います。

歳入については、市税の滞納分、この未処理が多いことが見受けられることは非常に残念であり、もう一歩の努力をお願いするところであります。

歳出において、まず総務費から。市民会館の建設基金に対する予算執行がなされており、これら等に対しましては、早期建設に努力をしていただきたいと思います。

民生費においては、身障者または老人に対する福祉予算が執行されておりますが、もう一つお願いをすることは、市内の自治会等に対する補助金等の考慮が必要ではないかと考えられます。もう少し上げてくださいということであります。

衛生費においては、し尿三次処理施設の新設など、その他、ごみに対する配慮がなされておりますが、今後、ダストボックスなどの使用方、市の考え方をもっと積極的に市民に公表する必要があると思われます。

労働費、農業費においては、市内事業所の勤労者のための施策と、近代農業に対する施策はある程度満たされていると思います。

商工費では、消費者の立場に立った予算執行がなされておりまして、御苦労さまでございます。

土木費においては、市内の道路の整備、根川の改修、側溝の整備などの工事が進められておるが、一言苦言を呈しておきたいことは、緑と清流とはほど遠いような個所が数見られる、もう少しの力を入れてもらいたいことを要望をしておきたいと思います。

消防費においては、消火器の設置を市の要綱に従って開始をしていただいて、防災日野市として安心して居住できるように配慮をしてもらいたい。

教育費においては、小学校、中学校費において、一小の体育館、屋内運動場、その他児童生徒増による増築などがなされておりますが、三中の過密解消などのために、今後とも努力をしてもらいたいと思います。

その他、体育施設の少ない市内における校庭開放は、今後とも続けてもらい、ナイター設備、照明などの取りつけなどを考慮していただきたいと思います。市民総合運動場など、早期実現が必要であります。もちろん屋根つき運動場も含めてであります。考えていただきたいと思います。

以上、一部評価、一部要望を述べさせていただきましたが、今後とも市民の健全なる地域社会、健康なる市民生活を守るために、がんばって市政を執行してもらうよう要望して終わります。以上であります。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

〔１番議員登壇〕

○１番（橋本文子君）　私は、革新クラブを代表いたしまして、昭和５７年度一般会計決算を認定する立場から意見を申し上げていきたいと思います。

５７年度におきましての一般会計の決算状況は、歳入が２５６億3,９７５万7,３２３円となり、５６年度と比較してみますと、１5.１１％の増加を見たわけでございますが、しかし、これを財源別にながめていきますと、自主財源が前年度に比較して1.３６％減少しておりまして、その占める率は７4.９３％にとどまる結果となりました。このことは、ひとえに勤労市民の所得が抑圧されたことに起因するものであろうと思われます。すなわち、市税収入の伸び率の低

下がその主な原因となったからでございます。加えて臨調の基本答申がらみもありまして、自民党政府によるところの行政改革によって、地方自治体に対する財政面での締めつけは、ますます強化され、大変厳しい状況下での決算であったと認識をしているところでございます。

とりわけ教育、福祉の面におきまして、国からの歳出が抑えられ、結果的には地方自治体への負担増を強いられたため、市民の暮らしは一層厳しいものとなりました。

こうした中にありまして、革新日野市政は、森田市長を先頭にいたしまして、基本的なテーマであるところの触れ合いと思いやりのある町づくりを目指して、市民の健康と生きがいのために並み並みならぬ実績を積み上げてこられたことは、広く日野市民の認めるところでございます。

社会的にハンデを持っている弱者に対する福祉行政、未来のために子供たちの健やかな成長を願っての教育行政、文化とスポーツの発展により、より一層人間らしい豊かな暮らしのありようを探り、自然を取り戻す施策を進めながら、一方では快適で住みよい文明を取り入れた町づくりを目指し、生産者と消費者の共存共栄を図るため、職員の皆さんが一体となって厳しい財政下での予算執行を進めてこられたことに、心からの敬意を表します。

福祉の面におきましては、現代医学をもってしてもいまだに原因の解明できない恐ろしいがん対策として、胃がん、子宮がんの検診を、年齢制限や費用の一部負担を導入することなく、その早期発見のために事業継続を決定し、老人の生きがい対策として老人憩いの家の基本設計に着手いたしました。

また、三沢児童館の新設、四小学区の学童クラブの移転新設によって、児童福祉の施策でも一層の力を注いでこられました。

市立総合病院の中に、障害者のための歯科が開設されましたことも、長い間待ち望んでいた障害者の人々にとって、大変大きな福音となりました。

教育の充実のためには、仮称仲田小学校用地として桑園跡地の用地買収を行い、大坂上中学の給食施設の新設では、新たに食堂棟を併設することによって、中学校給食のさらなる前進を見たわけでございます。また、小中学校の修学旅行に対しまして、旅費相当分まで補助をふやして、教育費においての父母負担の軽減に努めました。

自然を取り戻す施策では、環境の緑化事業に力を注ぎ、公共施設の緑化、あるいは生け垣づくりの指導を行う一方、根川の改修、用水路の整備等行い、清流を取り戻すための積極的な事

業に取り組んでまいりました。また、１６年目にしてようやく迎えた神明上区画整理事業の完了によって、住みよい町づくりの一端がますますここでで き上がったことを特記すべきことであると思います。

二次公害防止を目的としての三次処理施設を新設し、処理水の向上を図りましたことは大変重要な問題の解決を果たしていただいたということができると思います。

その他、日野市立とよだ市民ギャラリーの開設、消費者運動連絡会への個人参加、あるいは婦人問題懇談会の設置によりまして、婦人の生活と地位の向上を図るための婦人活動が保障されましたことは、婦人センターの新設と無縁ではございません。文化の面で、消費生活の面で、そして何より婦人の基本的な人権が認められ、憲法を市政に生かす基本理念がようやく花開く元年を迎えましたことを、いま改めてひしひしと感じているところでございます。

しかしながら、市民の生活がいまのままで十分というわけではございません。なお一層の充実した施策をお願いしたいということで、幾つかあるうち、三つばかり提言を申し述べていきたいと思います。

その第１点目は、税金の課税についてでございます。税金は、あくまで公平でなければならないと思います。来年度の予算作成に当たりましては、特に固定資産税における医療施設に対しての免税措置については十分御検討いただき、善良なる勤労市民の納税意欲を減退させることのないよう、特段の御配慮をお願いいたします。

そして、２点目といたしましては、障害者、お年寄りを対象に訪問看護をしてくださるホームヘルパー制度の充実を、なお一層図っていただきたいということです。週１回の割合で訪問サービスを受ける障害者、お年寄りの気持ちは計り知れないものがございます。一日千秋の思いで待っているその方々が、ほんの少しのサービス時間しか受けられないということ、これはヘルパーの人数が不足しているために、そういう現状になるわけでございます。１日を午前、午後に分けて訪問せざるを得ない現在の実情では、往復の時間ばかりがかかって、両者の気持ちが十分通じ合わないということは、今後考えていかなければならない問題であろうと思われます。ヘルパーさんの側も、不十分なまま家から家に移動しなければなりませんので、今後の対策といたしまして、福祉行政の充実を図るため、ぜひとも増員をお願いしていただきたいと思います。

最後に、３点目といたしましては、情報公開と市民参加により、民主的な行政の確立に向け

て、一層前進を図ってほしいということを要望していきたいと思います。政策決定の段階から、情報公開の原則を貫き、市民参加の真のあるべき姿を市政の中に確立していただきたい。行政の保有する情報は、住民の負担によってつくられたものであり、住民の共有財産であろうと思われます。ですから、その情報を知ることは住民の当然の権利であり、住民の情報開示請求に対して、行政側にはその公開を原則として義務づけられるものであろうと考えます。

その上に立って、市民参加の行政が教育に、福祉に、環境に、あるいは文化に、消費生活に、そしてまた産業と勤労者の問題等あらゆる方面に生かされ、市民が主役の参加と連帯の町と、だれもが胸を張って言えるような市民自治の政策を進めていただきたい。

以上をもちまして、昭和５７年度一般会計決算に対しまして、認定する立場からの革新クラブの意見を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第６２号、昭和５７年度日野市一般会計決算の認定の件は、認定されました。

これより議案第６３号、昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第６４号、昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第６５号、昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第６６号、昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第６７号、昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第６８号、昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第６９号、昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（市川資信君）　議案第６３号、昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

歳入総額２６億2,３６１万9,６１２円、歳出総額２５億4,２６２万9,３０８円であります。差し引き残額8,０９９万３０４円であります。

本件に対する主なる質疑は、一向に減らない収入未済額の金額の大きさをもっと積極的に働きかけ、努力して、その未済額のパーセントを下げるべく努力していただきたい。また、滞納者の徴収率を分析し、いわゆる所得割り、資産割り、平等割り、均等割り等の課税の見直しをしてもらいたい。現在の方向だと、所得がなくても最高限度額の課税者も出てくるはずであります等の質問の中で、市長を初め担当者も、今後、一層努力するとの答弁もあり、本委員会では質疑を終結し、採決の結果、全会一致認定と決した次第でございます。

議案第６４号、昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算について、本委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

歳入合計１２億７１０万2,７９９円、歳出合計１０億5,３２０万3,６４５円、差し引き１億5,３８９万9,１５４円でございます。本会計の執行率は、歳入済額で１０１.８２％、支出済額で８８.８４％、決算の主なものは、歳入では国庫補助金、万願寺区画整理の4,０００万、内訳はちょっと飛ばします、細かくなるときりがないんで。豊田南口区画整理調査費４６０万円。

諸収入のうちの神明上区画整理事業にかかわる保留地の売却７区画で９８３平米、2億7,483万2,３００円であります。

歳出では、神明上区画整理事業完了に伴う記念行事として、中央公園内に記念碑の設置200万円。日野駅前広場にモニュメントの設置1,２００万円等でございます。

質疑の主なものを申し上げますと、万願寺を初め、豊田、高幡、あるいは西平山地域の計画、あるいは実行に移っているところもある中で、現在、処理できる区画整理の遂行に当たって、下水道等も同時に事業として総力を結集して、合理的に進めてもらいたい。あるいは、万願寺区画整理地域に遺跡が発掘されたということでありますが、これらによって事業が大幅に遅滞することなく、万全を期して計画を期限どおりに推し進めていただきたい。区画整理事業費が僅少ではないか等の質疑の中で、理事者、担当部局にこれらの指摘面を強く要請し、さらに要望として、区画整理事業を行う場合は、他の地権者の合意を十分取りつけて進めてもらいたいとの意見の中で、本委員会は採決の結果、全員異議なく認定と決した次第でございます。

続いて、議案第６５号、昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の本委員会における結果を御報告申し上げます。

予算現額が９億５３０万3,０００円、収入済額９億７０３万4,２０３円であります。

歳出においては、予算減額９億５３０万3,０００円に対して、執行額８億8,４７２万6,７８７円、執行率は９７.７％、差し引き2,２３０万7,０００円でございます。

歳入の主なものは、下水道使用料及び公共下水道管渠埋設工事、黒川都市下水路工事にかかわる国庫補助金、都補助金等でございます。その他、一般会計から繰入金、前年度繰越金及び工事に伴う地方債でございます。

歳出の主なものは、公共下水道事業としては、南多摩処理区のうち大栗２号処理分区の汚水、雨水管渠の埋設、及び南多摩流域下水道の多摩市公共下水道建設負担金であります。

質疑の主なものは、現在、多摩平地域の下水処理能力は、２万3,０００人であるわけでございますが、現使用者が１万6,５００人であるのに対して、雨水時に生のままの流出が発生しておる。担当者は、これらの質問に対し、長い間の年月の間に、あるいは汚水管と雨水管を間違えてどこかでジョイントした可能性もある、調査するとのことであります。また、昭和７０年度までの下水道計画は、望みがない中で、計画をこのまま放置しないで、現実に見合った計画の変更を行うべきではないか、との指摘に対して、２・２・１１、あるいは１・３・１の工事の見通しがなかなかたたないこと、あるいは、学校建設予算の先も見えてきたので、日野市の公共下水道の事業認可を早く取りつけるべく事業年度計画、財政資金計画を立てて努力するとのことであります。

最後に意見として、ある委員より、下水道元年とうたいながら予算が三多摩２６市中最低という中で、今後、この対応を一層積極的に推し進めていただきたいとの要望が出され、当委員会といたしましては、それらを踏まえ、採決の結果、全員異議なく認定と決した次第でございます。

議案第６６号、昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算についてでございます。委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

収入は、１８億7,９９４万6,８２２円、うち医業収益１３億6,８８７万6,５１３円、うち入院収益７億7,４８８万2,３１４円、外来収益５億4,８７９万2,９４１円、次に事業費用１８億1,８１６万９４円、うち給与費１１億６００万1,２５０円、薬品費及び材料費４億4,７９２万

6,３７０円、その他医業外費用等がございます。そして、入院患者数が４万6,００３人、対前年比4,３４５人増、外来患者数１４万4,５０６人、前年比１万３０８人増、１日平均４８６人、１日で３４.８人ふえてるそうでございます。

各款にわたり質疑が交わされたのでありますが、主なる点を御報告申し上げますと、診療時間の延長を望むこと、市民の医療機関として機器の充実を図っていただきたい。３番目に、内科医の宿直日数をふやして緊急時の対応を図っていただきたい。４番目に、窓口の増設を図って、長い外来患者の待ち時間の解消を図っていただきたい。５点目に、学校調理員と病院の調理員との給与体系が同一というのはおかしい、厳しい職場勤務の給与体系を根本的に見直せ等の要望がなされました。市当局の適切なるそれらに対する措置を求めたところでございます。当局も直ちに改善を図られる点もあるなど、積極的に対応を図るとのことでありますので、質疑を終結し、採決の結果、全員原案のとおり認定と決した次第でございます。

議案第６７号、昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算でございます。委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

収入済額１１億3,３６５万９１円、内訳は都支出金１１億1,９４５万7,５２４円、２番目に受託事業収入、これは下水道使用料徴収事務の委託金でございますが、1,４１９万2,５６７円、昭和５６年度と比較いたしまして、２億3,９７０万5,３８０円、２６.８１％の増でございます。

歳出は、支出済額と同額でございまして、１１億3,３６５万９１円でございます。昭和５７年度における主な事業は、利根川系水道拡張事業により、日野市に日野増圧ポンプ所が、また、程久保に給水所が建設され、これに伴う関連配水管の整備を行い、安全給水の確保に努めたこと、また、漏水対策として、非常災害時に対処するため、石綿管をダクタイル鋳鉄管へと、管種の変更を行ったこと等であります。

本件に対する質疑の主なものは、私設水道が市内にはまだ相当利用されているが、専用水道を切りかえに、市当局から積極的に働きかけてもらえないか、諸問題の解決に乗り出していただきたい。また、漏水対策として、現在、多摩対策本部と八水機工との契約は有名無実化している。実態に合った方法で現実対応の契約に改めるべきではないか。それから３点目に、現在、市内送水管口径は場所によっては７５ミリ未満、７５ミリ、１００ミリ、１２５ミリ等まちまちでありますが、消火栓を設置するには７５ミリ管でも可能であるけれども、水圧減力等から１００ミリ以上が望ましいといわれる中で、今後、古い埋設管の交換時、あるいは新設時には、

１００ミリ管の布設をするようにして、消火栓の設置可能な状態にするべきである等の質疑の中で、当局に適切なる措置を求めたところでございます。

いずれも積極対応を図るとのことであり、質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく認定と決した次第でございます。

次に、議案第６８号、昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の本委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本年度の総収益は1,７９４万9,４００円で、予算2,２５３万6,０００円に対する収入率は７9.６５％でございます。また、総費用決算額1,７５１万1,４９２円で、予算に対する執行率は７7.７０％となっております。

次に、共済事業費用の第１項の事業費用は、決算額1,６７７万7,７３７円、そのうち業務勘定費用は1,２３１万4,４３５円で、事業費用全体に占める割合は７3.４０％であります。これを前年度比1,２１９万3,７５７円と比較すると、１２万６７８円の増加となっております。その原因の主なものは、一般管理費の増加によるものであります。

委員より、環境変化に伴う都市近郊農業の専業農事者への勤労意欲を出せるような、積極的な行政指導を図られたいとの要望等もあり、本委員会では採決の結果、原案どおり認定と決した次第でございます。

最後に、議案第６９号、昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この老人保健特別会計は、昭和５８年２月１日老人保健法が制定されたことに伴い、設置されたものでございます。この特別会計に計上されている費用は、日野市に住む７０歳以上の老人と、障害を有する６５歳から６９歳までの老人の、昭和５８年２月、３月までの医療費であります。しかし、国の指導で、保健運営に要する事務費等は一般会計に計上されております。

収入済額として、１億6,０６０万６００円であります。支払い済額は１億5,３６４万4,６３５円、差し引き残高６９６万1,３６５円、翌年への繰り越しであります。

当委員会では、採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり認定と決した次第であります。以上、よろしく、御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　実は、委員長にお伺いいたします。万願寺土地区画整理の件でお伺いしますけれども、区画整理業務の件なんです。

それで、換地業務でありますけれども、換地業務に際しまして、一般宅地、それから特別宅地、さらには保留地が何筆ぐらいあるか、お伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（市川資信君）　いま、谷議員の質問でございますが、これから仮換地に入るというところは聞いておりますけれども、そういった具体的な理事者からの答弁等は、一切ありませんでした。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　市立総合病院のことでちょっと質問しますが、市立総合病院におきまして、患者の望んでいるところは、医師が長年定着してもらいたいということなんですが、市立病院においてはちょいちょい医者がかわるので、患者が大変そういう点について信頼感というか、困っていると聞いているわけです。

それで、臨時の医師も相当いると聞いておりますが、定着して２、３年以上いる医師と、臨時医師とのパーセントはどのくらいになっているか。

その次に、医師が平均何年ぐらいの人が多いか、そういう点。

それから、医師の平均年齢はどういうことになっているか。

○議長（石坂勝雄君）　特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（市川資信君）　いま、高橋議員からの質問について、委員会において討議された面と、討議されなかった面がありますので、それは委員長の報告の後、担当部局からお答えいただきたいと思います。

最初に、現在の医師が、本来常勤している医師とパート医師との比率はどのぐらいのパーセントかというふうなお尋ねだと思うんですが、私、そういった意見は交わされなかったんですが、こういう意見の中から逆算しますと、出てくるわけです。

現在、５名の医師が歯科医師を入れていらっしゃる。その中で、日直、当直を１２名ぐらいの医師でやっているので、内科医の当直になかなか当たらない、としますと、１２名から５名引くと７名のパートの医師が入ってるんではなかろうかと思うんですが、正式にはまた担当のところからお答えいただきたいと思います。

２点目の、医師数はいま言った数でわかると思うんですが、年齢については委員会では質問

なされませんでした。

あとの部分について、担当部局よりお答えいただきたい、かように思います。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　お答えいたします。いま、委員長の申しましたとおりでございますけれども、常勤の医師につきましては、この年度につきましては全員で１６名でございます、常勤の医師は１６名。

それで、いま委員長の申しました５人というのは、もうかなり長い間定着しておる常勤の医師が、そのうちの５名、こういうことでございます。

あとの残りは、いわゆる大学医局等の人事によりまして、３年ないし４年ぐらいで異動をされるという医師が中に含まれているということでございまして、五、六名の医師はもう長い間、２０年以上の定着ということでございます。

それから、臨時の医師が何名ぐらいかというお尋ねだと思いますけれども、これは麻酔医でございますとか、それから現在、耳鼻咽喉科と皮膚科につきましては、臨時の医師が行っております。月曜日から土曜日までが毎日日がわりで来ておりますので、そんな関係、それから宿直の医師、専門のパートの医師もおりますので、これらを全員合わせまして４５名ぐらいおるということでございます。この４５人が毎日来ておるということじゃございませんので、月に１回ないし２回のパートの医師もいるという内容でございます。

そういうことで、パーセントにつきましては１６人の常勤の医師ということで、そのうちの五、六人が長期の長い間の医師ということでございます。以上でございます。（「年齢」と呼ぶ者あり）

年齢は、院長は６０を過ぎておりますけれども、あとは４０代が３名ぐらい、それから３０代がやはり３人ぐらい、２０代があとの残りというような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は認定であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第６３号、昭和５７年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第６４号、昭和５７年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第６５号、昭和５７年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第６６号、昭和５７年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第６７号、昭和５７年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第６８号、昭和５７年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第６９号、昭和５７年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件は、認定されました。

これより請願第５８－１４号、「外国人登録法」の改正を求める請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　請願第５８－１４号、「外国人登録法」の改正を求める請願につきましての、総務委員会の審査報告を申し上げます。

昭和５８年６月に、在日朝鮮人総連合会三多摩八王子支部の姜寿熙さんより提出された請願でございます。指紋登録制度を廃止すること、登録証明書の携帯、提示義務と罪則の適用をなくすこと、各種義務の適用年齢を１８歳以上にすること、５年ごとの登録更新、確認制度を廃止すること、罰金を戸籍法、住民基本台帳法等と同じ過料扱いにすること、このような要項を加え、意見書を関係機関に提出をしてほしい、このような請願でございます。

総務委員会としまして慎重審議をいたしまして、全会一致採択と決しました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－１４号、「外国人登録法」の改正を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－１１号、食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　請願第５８－１１号の厚生委員会の審査報告を申し上げます。

食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願という件名でありまして、請願者は都民生協日野組合員委員会連絡会代表、松清　明さんでございます。紹介議員は、橋本議員、鈴木議員、夏井議員、名古屋議員であります。

厚生省は、食品添加物で新たに１１品目を認め、引き続き指定品目の拡大の方針である。安全性に疑いのあるこれらの食品添加物の指定の拡大は反対である。このことを政府に求める意見書を出してほしいというものであります。

請願者より食品添加物問題資料など、数種類の説明資料が配付され、この問題の所管である生活課から、その動きを示す新聞記事のコピーなどが提供されました。委員からの要請で、11品目の食品添加物の毒性の一覧表も生活課から配付され、審議いたしました。

その後、請願者より請願内容のミスプリの修正がありました。本日、修正されたものが皆さんのお手元に配付されていると思います。これをもとに審議の結果、賛成多数でこの請願を採択といたしました。

採択された請願に沿って、委員会として意見書を立案し、議案として提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が請願第５８－１１号の審査報告であります。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願５８－１１号、食品添

加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－２３号、老人医療費無料制度実施の促進を願う請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　請願５８－２３号の審査報告を申し上げます。

老人医療費無料制度実施の促進を願う請願で、日野市民保険医療連絡会準備会西山新次郎さん外６名から出されたもので、紹介議員は谷議員、小山議員、夏井議員、古谷議員、飯山議員、米沢議員、名古屋議員であります。

委員より全会一致採択された請願第７７－61号、老人医療費無料制度の継続を願う請願にならって、即刻採択すべきとの意見が出されました。福祉部長より、無料制度の実施は国、都の反対が強く不可能であり、このことを加味して老人健康手当を増額したという発言がありましたが、全会一致採択と決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－２３号、老人医療費無料制度実施の促進を願う請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－１６号、道路舗装と架橋、側溝設置に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設副委員長登壇〕

○建設副委員長（福島敏雄君）　それでは、請願第５８－１６号、道路舗装と架橋、側溝設置に関する請願につきまして、建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願につきましては、９月２日に日野市高幡５６６番地、増島偉保子さん外３２名の方々から、高幡５６６番地付近の道路舗装と側溝設置並びに排水路上への架橋をしていただきたいとの内容で提出されたものでございます。

本委員会では現地調査を実施し、慎重審議を行ってまいりましたが、市道編入の手続につきましては地主との合意が成立し、現在、所有権移転の手続中とのことであります。

したがいまして、採決の結果、全員異議なく採択と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－１６号、道路舗装と架橋、側溝設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第５８－１５号、退職金引下げに関する陳情、請願第５８－１８号、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願、請願第58－２４号、循環バスに関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本３件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－６号、日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願、請願第５７－７号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願、請願第５７－５６号、図書館の夜間開館に関する陳情、請願第５７－６４号、中学校通学区域変更に関する陳情、請願第５８－１２号、日野市教育委員会規則「体育指導員に関する規則」の一部改正願い請願、請願第５８－２６号、日野市教育委員会の実態調査願いに関する陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本６件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－５８号、優生保護法「改正」に反対する陳情、請願第５７－６３号、優生保護法一部「改正」反対に関する陳情、請願第５７－６７号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第５８－６号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第５８－１９号、合成洗剤使用の規制を求める請願、請願第５８－２０号、優生保護法「改正」に反対する請願、請願第５８－２１号、優生保護法改「正」についての請願、請願第５８－２２号、健康保険の改定に反対する決議と厚生省に意見の具申を願う請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本８件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－２７号、水害等対策に関する請願、請願第５７－３７号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－３８号、住宅環境保全に関する請願、請願第５７－５１号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第５７－５５号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５９号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第５７－６０号、１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願、請願第５７－６２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第５８－５号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第５８－１７号、１級河川程久保川上流部分を準用河川に指定及び災害個所の改修について請願、請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本１１件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に対することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより日程第４４、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設対策に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔市民会館建設対策特別委員長登壇〕

○市民会館建設対策特別委員長（鈴木美奈子君）　市民会館建設対策特別委員会の調査研究についての報告を申し上げます。

市民会館の建設については、臨時議会も１０月に開かれるということでございますので、今日までの委員会の活動の報告をさせていただきます。

昭和５７年３月２６日、前委員会の後を引き継ぎ、正副委員長を選任し、５８年９月２９日の委員会まで１０回の委員会を開催し、また、市民会館の先進市としての茅ヶ崎、昭島、調布、厚木、市原市などを視察し、大変審議をする上で参考になりました。

また、さらに市内の文化団体の皆さんとも懇談をする中で、いろいろと審議の内容にも充実したものが見られます。

こうした中で、各委員から活発な意見がそれぞれ出されまして、建設される位置、駐車場の確保、大ホールの席数、また、小ホールを多目的に利用するのか、それとも固定席にするのか、また、ロビー、展示室、トイレ、茶室、音響、舞台の広さ、どんちょうなど、それらの委員の意見に対しては、理事者側からもそれぞれ答弁がございました。

委員会といたしましては、位置は神明１－１２－１、身障者母子席含めて1,１０４席、小ホールは多目的に利用できるために、固定席にしない席を２０８席とすることを確認いたしました。１０月の臨時議会を受け、直ちに契約され、完成は昭和６０年３月３１日の予定で、６０年の７月ごろには市民会館がオープンする予定でございます。

以上をもちまして、当委員会の中間報告といたします。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって市民会館建設対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、日程第４５、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、

閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第４６、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第４７、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日報第４８、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程第４９、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前５時２６分休憩

午前６時１９分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第５８－２７号、昭和５７年４月２１日、㈱新日本エンタープライズより、日野市土地開発公社が取得した土地に対し、高校建設（誘致）は勿論、自然破壊の伴う土地利用の総てをなすべきでない。また、取得過程に疑義の多いこれらの瑕疵疑惑の解明についての陳情が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５８－２７号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５８－２７号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５８－２９号、循環バス市案に反対する請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５８－２９号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により議長におい

て総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５８－２９号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５８－３０号、社会福祉法人助成額の改訂並びに助成条件の変更についての請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５８－３０号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５８－３０号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５８－３１号、二中校庭の夜間照明施設設置に関する請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５８－３１号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５８－３１号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５８－２８号、市道一部廃止についての陳情が提出されました。

お諮りいたします。この際、請願第５８－２８号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－２８号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本請願を議題といたします。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５８－２８号の常任委員会への付託は、会議規則第１１２条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５８－２８号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第６３を先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日程第６３を先議することに決しました。

議員提出議案第２６号、都立高校の新設促進に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　提案の理由は、お手元に配付されました印刷物のとおりでございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２６号、都立高校の新設促進に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第１７号、大韓航空機撃墜事件に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。高橋通夫君。

○30番（高橋通夫君）　提案の理由は、お手元に配付されました印刷物のとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１７号、大韓航空機撃墜事件に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第１８号、健康保険制度改悪に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○13番（鈴木美奈子君）　お手元に配付されているとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第１８号、健康保険制度改悪に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第１９号、都営住宅家賃値上げ計画の撤回を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　お手元に配付された文案のとおりです。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第１９号、都営住宅家賃値上げ計画の撤回を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第２０号、私鉄運賃値上げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　文案は、お手元に配付されたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２０号、私鉄運賃値上げに反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第２１号、勤労者に対する大幅減税の早期実施を要求する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○11番（一ノ瀬　隆君）　お手元にお配りしてある文案のとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２１号、勤労者に対する大幅減税の早期実施を要求する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第２２号、人事院勧告の早期完全実施に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。名古屋史郎君。

○21番（名古屋史郎君）　お手元に配付してある要旨のとおりであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２２号、人事院勧告の早期完全実施に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第２３号、田中元首相に対する有罪判決の場合の議員辞職を要求する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○11番（一ノ瀬　隆君）　お手元の文案のとおりでございます。何分よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第２３号、田中元首相に対する有罪判決の場合の議員辞職を要求する決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第２４号、南平八丁目の公共用地取得に関し、森田喜美男市長並びに赤松行雄土地開発公社理事長の自己譴責を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　提案理由については、お手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第２４号、南平八丁目の公共用地取得に関し、森田喜美男市長並びに赤松行雄土地開発公社理事長の自己譴責を求める決議の件は否決されました。

議員提出議案第２５号、「外国人登録法」の改正を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。

○17番（黒川重憲君）　お手元に配付のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２５号、「外国人登録法」の改正を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第２７号、食品添加物の指定品目拡大に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○11番（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会に付託され、先ほど採択されました請願に沿ってのものであります。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２７号、食品添加物の指定品目拡大に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和５８年第３回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前６時３４分閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第70条の規定により署名する。

日野市議会議長　石　坂　勝　雄

署　名　議　員　奥　住　芳　雄

署　名　議　員　高　橋　通　夫